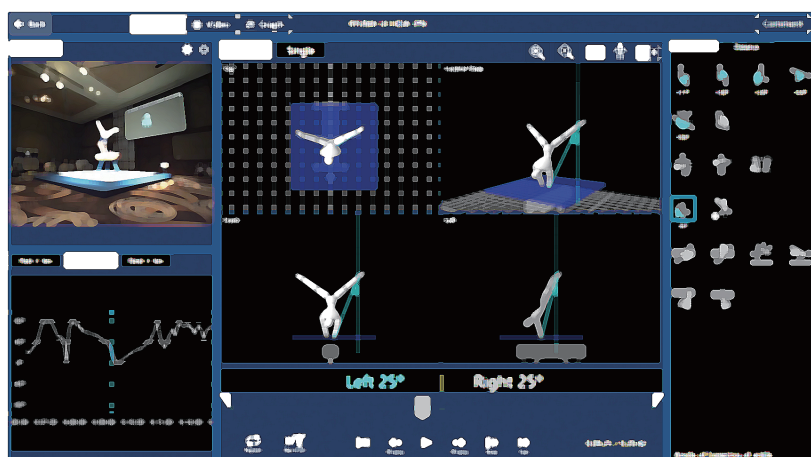




特許行政年次報告書 2020年版

本 編

冒頭特集

MIRUスポーツと特許

第1部 知的財産をめぐる動向

第2部 特許庁における取組

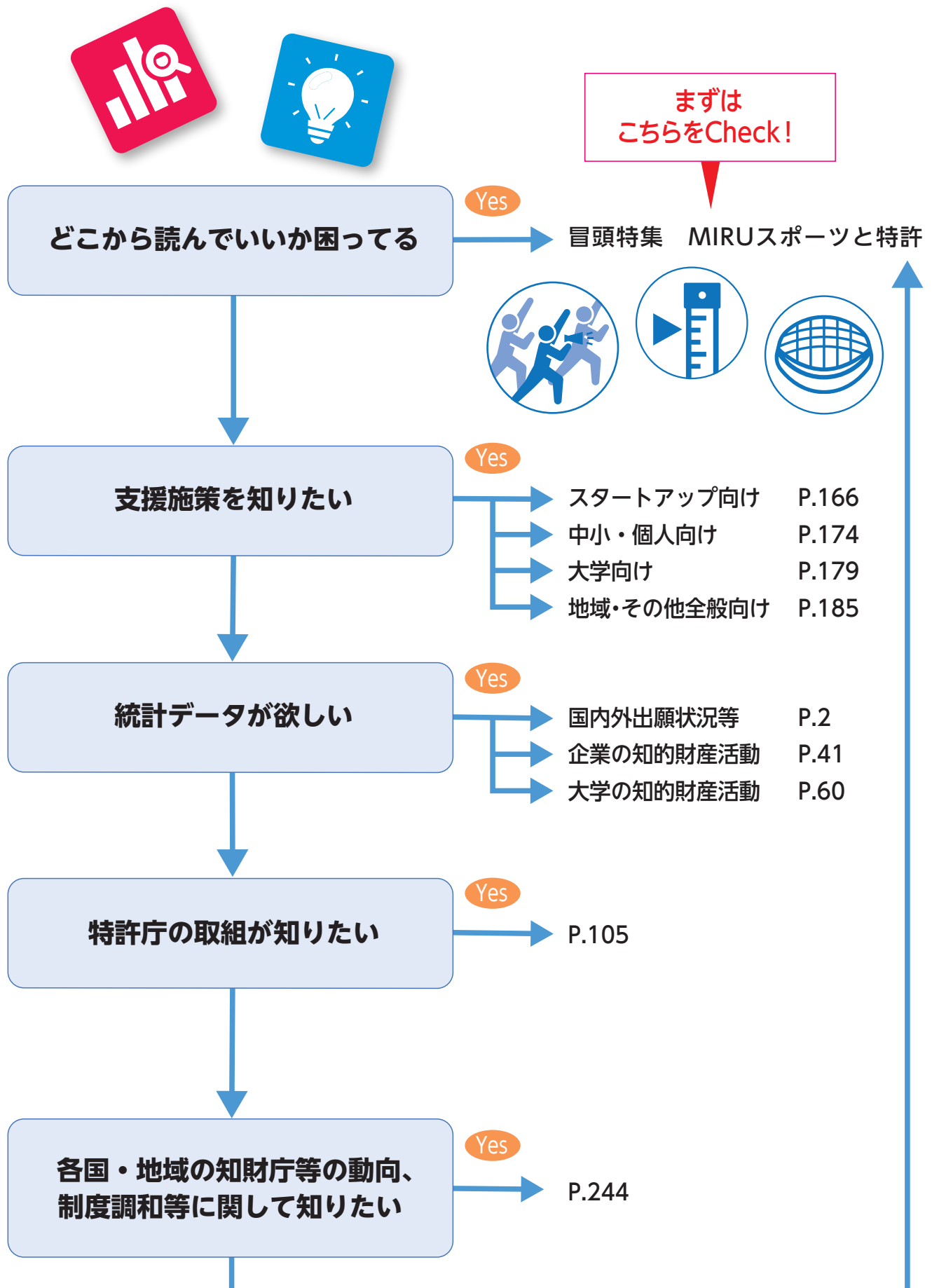
第3部 国際的な動向と特許庁の取組



特許行政年次報告書は特許庁ウェブサイトに掲載しております。
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/index.html>



フローチャート式目次



Sports a

MIRUスポーツと特許

スポーツは「技術」と切り離せないものになっている。

1964年、東京五輪は世界で初めて生中継され「テレビオリンピック」といわれた。

カラーテレビ放送、VTR収録、スローモーション再生、中継用の接話マイクなど、離れた場所にいる人にもスポーツの映像を届ける新技術が世界中を驚かせた。

2019年にはラグビーワールドカップが日本で開催され、通信など多くの技術により、多くの人を熱狂させた。

そして、2021年には東京五輪・パラリンピックの開催が予定され（本特集執筆時点）、

世界中に感動を共有する最新技術の活用が期待される。本特集では、スポーツを「MIRU（みる）」ための最新の技術、そして「技術を守る武器」である特許について紹介していく。

edit by Forbes JAPAN | text by Yumiko Tan | illustration by Yumiko Noguchi



表紙写真提供: (左上) 富士通株式会社 (右上) 株式会社SPLYZA (下) NTTサービスエボリューション研究所

and Patents

人々はスポーツを見て熱狂した、 平和の祭典「オリンピック」の誕生

人はなぜスポーツを見るのか。それを語るうえで切り離せないのがオリンピックの存在だ。古代オリンピックが開催されたのは、紀元前9世紀頃から。繁栄と幸福をもたらしてくれる、全能の神ゼウスをはじめとする多くの神々をあがめるために、ギリシャを中心に行われた競技祭だった。「宗教行事」としての意味合いが強く、スポーツをすること、見ることは、人の精神と深く通じていた。

一方、1896年に開始された近代オリンピックは、オリンピズム(オリンピックの精神)にもあるように、スポーツが社会性の育成や心身の発達に重要だと考えられて実現された、「世界平和」を究極の目的としたスポーツの祭典だ。近代オリンピックをきっかけに、スポーツをすること、あるいは見ることは、平和を求めて生きる人類の夢でありロマンとなっている。

進化が止まらない、技術によって 変わり続ける現代のスポーツ

それから時は流れて現代へ。スポーツは技術革新の追い風を受けている。選手のトレーニング方法に革命が起き、世界記録は次々と塗り替えられている。不可能とされた高難度の技も実現されている。

記録の測定方法も、審判技術も、各段に精度が上がった。観戦や応援の仕方も進化が止まらない。遠隔地にいっても会場にいるような臨場感を体験できる同期・通信技術の発展に加え、勝敗を左右する審判にも人間の目だけでなくAIを利用した技術が活躍している。会場となるスタジアムにもさまざまな最新技術が張り巡らされている。

以降のページでは、それらの最新技術について、「観戦する」「計測する」「体感する」という3つのシーンに分けて紹介する。



▶ P.03 観戦する

歓声の可視化、
競技空間をそのまま伝送。
我々にとっての身近な
観戦にも進化の波が。



▶ P.05 計測する

ゴルフのフォーム、
体操の着地姿勢。
実はスポーツの根幹には
計測、そして分析が鎮座する。



▶ P.07 体感する

ゴール、トライ、ホームラン。
その「空間」でしか味わえない
興奮体験はたしかに
存在する。



観戦する

日本代表やひいきのチームにエールを送る。
そんな我々にとって身近な観戦にも進化の波が。
歓声を可視化したり、競技空間を情報として丸ごと伝送したり、
といった「異次元の楽しみ方」が到来している。

第3の観戦スタイルを創造したアプリ「Player!」

ラジオ、テレビ、インターネットといった技術の発展に伴い、スポーツ観戦の方法も時代によって変化していった。一方で、スポーツ観戦の醍醐味は「リアルタイム」、すなわちこの瞬間の熱狂を多くの人と分かち合うことにある。だが、それを味わえるのは、スタジアムでの観戦に限られていた。

ところが2015年、スポーツスタートアップ企業株式会社 ookami が開発した、スポーツエンターテインメントアプリ「Player!」がスポーツ観戦体験のスタイルに新たな風を吹き込んだ。「Player!」は、試合のネットライブ映像を配信するわけではない。得点、ファインプレイ、勝敗など盛り上がる瞬間をスマートフォンに通知し、テキストによる速報データによって実況中継する。そして、ライブチャットや絵文字スタンプで、ユーザー同士が臨場感と感動を共有できる機能も併せもつ。

「いちばん鮮度がよいタイミングで、ユーザーの方に入ってきて楽しんでもらう場」と、ookami 代表の尾形太陽氏は表現する。スタジアムに行けなくても、テレビ中継が見られなくても、スマートフォンさえあれば、スポーツ観戦の醍醐味を体験できるのだ。

まさに、画期的アプリである「Player!」だが、リリース直後は苦戦を強いられた。

「サッカーの日本代表戦のようなメジャー

スポーツの試合の速報配信を行うも、ユーザーは伸びませんでした。テレビや大手メディアがすでに行っている領域から抜け出せず、独自性が足りなかったんです」(尾形)。

転換期が訪れたのは、マイナースポーツに配信の幅を広げたとき。高校生や大学生の大会を配信したところ、サッカーの代表戦よりユーザーが集まったのだ。「学生スポーツやテレビで取り上げられないスポーツ」——ここにチャンスを見出した。

「大きく分けて3タイプのユーザーの方がいました。『ライバル校の試合が気になるという学生』『子供の試合が気になる家族』

そして『その学校のOBOG』です」(尾形)。

試合を観戦したいが、物理的、時間的な理由で観戦に行かないし、テレビでも中継がない。知り得る情報は試合結果スコアだけ。しかも、その情報でさえ、自分で収集しなければならない。そんな人たちに「Player!」は、リアルタイムでの観戦の喜びをもたらした。

さらに、ファンやサポーターの獲得を狙うチームが、「Player!」で自分たちの試合情報を配信することで、周りの人を巻き込むことを可能にした。

これまでに「App Store Best of 2015」「GOOD DESIGN AWARD 2016」「Forbes JAPAN SPORTS BUSINESS AWARD 2019」などの栄誉に輝き、現在では月間ユーザー数およそ400万を誇る。「スポーツはみんなのもの。盛り上げるためにも、可能な限り情報はオープンにしたい」と尾形は語る。

しかし、ビジネスとして守るべき知的財産もあるという。「優位性が高いものは、真似されやすいところ。真似される方が自分たちにプラスになる領域もあるが、会社として守るべき機能、技術も間違いなくある」(尾形)。「Player!」に関しても、特許を1つ取得している。観戦しながら画面にある絵文字を連打すると、他のユーザーの絵文字とぶつかり合う機能である。

これにより「歓声を可視化して、盛り上がる瞬間を分かち合う」という効果をもたらすことができる。文字情報での速報というデジタルの世界に、エモーショナルな臨場感を可視化して付加するという、尾形たちが仕掛けたユニークなスパイスであり、大事にしているところだ。

今後は、「Player!」を利用してくれるチームの管理画面機能の充実化をはじめ、数多くある試合のなかからユーザーにレコメンドする機能など、パーソナライズできるような独自の技術を守りつつ、優位性を高めていく計画だ。



超高臨場感通信技術「Kirari!」

4K・8K放送により超高精細な映像を楽しめる時代になったが、実際の会場でスポーツを観戦する熱狂や没入感とはまったく次元の異なる体験と考えている方が多いのではないだろうか。

2015年に開発が始まった「Kirari!」は、「メディア同期伝送」技術を軸に、「空間情報の収集・加工」「伝送先空間の演出・再現」という3つの技術を組み合わせて実現する超高臨場感通信技術である。ネットワークを介してリアルタイムに競技空間の情報を丸ごと伝送し、遠隔地に高解像度でリアルな映像等を用い、空間を再現させることを目指している。

「自分が会場にいて、目の前で競技が行われているかのような圧倒的臨場感を得られる観戦を、我々の技術を生かして実現するものです」と、NTTサービスエボリューション研究所、2020エボックメイキングプロジェクトの宮武隆氏は語る。

これは、通信回線を使い、映像や音響データを圧縮、伝送する、NTTが研究開発を続けてきたメディア系技術の土台があってこそなしえたと言える。

具体的に、どのような技術を使いリアルタイムで臨場感を形成するのか。その1つ目は、「任意背景被写体抽出技術」。一般的なクロマキー撮影で使う、グリーンスクリーンのような背景を用いずとも、試合中に動いている選手だけをリアルタイムで抜き出す技術だ。4Kの高画質でも、背景が変化しても、髪の毛のような複雑なものでも、擬似3D表示装置を用い、リアルに被写体を再現できる。

2つ目が、視野角180度の高精細映像をリアルタイムで生成す



る「サラウンド映像合成技術」。複数台の4Kカメラを並べて撮影した競技場全体の映像を、違和感なくシームレスにつなぎ合わせることで、超ワイドに、取り囲まれるようなサラウンド映像を高画質で表示する。陸上競技なら、選手が横に実寸大で走り抜ける、実際に見ているかのような映像が体験できる。

そして3つ目。こうして収集、加工した映像データに加え、被写体の大きさや位置、音声方向などの三次元情報や、照明などの環境情報を、「超高臨場感メディア同期技術 (Advanced MMT)」を用いて同期転送する。

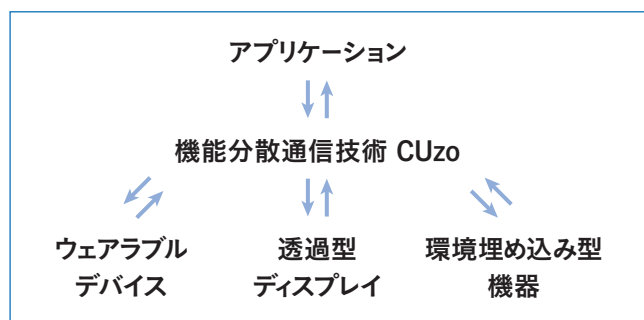
さらに、任意の音場を作り出す音響効果によって、観客の声援を再現し、会場との一体感も演出できる。

「一連の高度処理をすべてリアルタイムで完結しているところが、他社にはない我々の強み」と、同研究所、同プロジェクトの中村泰治氏は強調する。「仲間とともに試合に没入し、感動をシェアして盛り上がる。そこにリアルタイム性と通信技術をコラボさせたのです」(宮武)。NTTは、自社で開発したこれらの技術に対し、幅広く特許を申請している。

ほかにも、スポーツ観戦を彩るテクノロジーが登場している。そのひとつが体験から得られる価値を向上するために「知る」ことをサポートするさまざまなガジェットを生み出す通信技術「CUzo」(クーズ)だ。CUzoに準拠した「CUzo Card」には透明ディスプレイとカメラ、センサが搭載されており、データ処理やコンテンツ生成はクラウド上で行う。翻訳、音声認識、画像認識エンジンに合わせて、アプリケーションを実行。観光地でランドマークにかざせば、解説情報や関連情報が表示される。デバイスに向かって話せば、翻訳された文章が表示される。

CUzoの技術はスポーツ観戦にも利用できる。「例えば、野球観戦中、バッターボックスにいる選手の情報を知りたいと思ったら、端末をかざすだけで打率などのデータが見られます」(同研究所、同プロジェクトの槇優一氏)。

今後高まっていくであろう、遠隔地での「今まで体験したことのない臨場感を味わえるスポーツ観戦」への期待を上回ることが、開発者たちのモチベーションとなっている。





計測する

サッカーのパスのスピード、ゴルフのフォーム、体操の着地姿勢。「計測」と聞くと難しい印象を受けるかもしれないが、上達のためにも、競技の根幹であるジャッジを正確に下すためにも、決して欠けてはいけないピースの一つなのである。

ジャッジを次のステージへ「体操採点支援システム」

スポーツにおける審判は、一見、地味なように見えて、ここが揺らぐと競技自体が成立しなくなるスポーツの根幹だ。近年、球技や陸上競技などにおいてビデオ判定を用いることは珍しくないが、判定による時間の超過や「たとえビデオを使ったとしても採点が難しい競技」も存在する。

2019年10月ドイツで開催された体操の世界選手権4種目において、富士通株式会社が開発した3Dレーザーセンサーを活用した世界初「体操採点支援システム」が正式採用された。

体操は、選手が繰り出すさまざまな技を、採点規則すべてを頭に入れた審判が目視でジャッジし採点するという競技である。コンマ単位の僅差が勝敗を分けるがゆえ、ジャッジの公平・公正性がシビアに求められる。だが、その判定は非常に難しい。

理由の1つは、男女全種目合わせて1,300を超える、その技の多さにある。もう1つは、技の高度化、高速化、複雑化だ。世界のトップクラスの技は、その瞬間を人の目でとらえるには限界の域に入りつつある。熟練した審判員でさえ、曖昧になることもある。体操界にとって、採点は大きな課題であった。

「競技スポーツにとって、採点は核。今まで人の目で行っていた、その核となる部分をデジタル化したのです」と語るのは、富士通デジタルソフトウェア&ソリューションBG スポーツビジネス統括部 統括部長の藤原英則氏だ。

この採点支援システムを簡単に言うと、3DセンサーとAI技術を用いて、人の動きをデジタルで数値化し、技の判定をサポートするというもの。3Dセンサーで選手の動きをあらゆる方向から測定し、手足の位置や関節の角度に至るまで、骨格の動きを正確

に把握してリアルタイムで再現しデータ化する。審判は、目視に加え、画面に表示されるこれらのデータを参考に判定を下すことができる。判定の公正性はもちろん、判定までの時間短縮にもつながり、大会のスムーズな進行が実現できるのだ。

映画で使われているモーションキャプチャー技術と似ているが、体にマーカーをつける必要がないことに大きな違いがある。「選手に何もつけずに、三次元の動きを捉えることができる。だから実際の試合で使える。それが最大のポイントです」と、藤原氏とともに開発に携わったシニアディレクターの佐々木和雄氏は言う。

藤原たちが開発した、この採点支援システムは、採点をするだけでなく、多くのポテンシャルを併せもっている。例えば、トレーニングに大きな変化をもたらすことができる。動きのデータ化、見える化は、コーチの指導をわかりやすく、質の高いものにする。怪我をしやすい動きも確認することができる。試合を見る側にとっても恩恵がある。テレビ放送画面で判定のポイントや難易度がリアルタイムで表示されれば、競技内容が理解しやすくなるだけでなく、感動も高まる。エンターテインメント性も増す。

体操にとどまらず、あらゆるスポーツにも活用できるという、無限の可能性もある。

しかし、開発途中では多くの壁に直面した。「まっすぐ」「やや曲がっている」など、言葉で表現されている採点規則は、一つひとつ、その角度の定義付けを行うという膨大な作業が必要だった。「AIがつり輪と腕の境を区別できず誤認識したり、選手が滑り止めに使う炭酸マグネシウムの粉がセンサーを誤作動させたり……そのたびに知恵を絞り、改善改良を重ね、システムは誕生しました」（藤原）。

このプロジェクトにおいて、富士通が出願した特許数は国内外で100件以上にものぼる。それだけ多くの要素技術が詰まっているのだ。

「この取り組みを通して、人の動きに関するデータを蓄積し、それをヘルステックの領域にフィードバックすれば、社会にも貢献できるのではないかと考えています」（佐々木）。

新技術を開発することにより権利と膨大なデータを取得できた。それをもとに、更なる新しい価値を生み出すことができる。



チームの上達支援「SPLYZA Teams」

プロのアスリート同様、アマチュアスポーツマンも「もっとうまくなりたい」と強く願っている。プレイ技術を向上させるための方法として、プレイを撮影しその動画を分析する方法があるが、動画の分析には専用のソフトが必要で、アマチュアスポーツマンにはハードルが高かった。

そんな彼ら彼女らを救う技術がある。株式会社 SPLYZA が開発した、残像動画生成アプリ「Clipstro」だ。この「Clipstro」は、スマートフォンを使ってスポーツの動画を撮影するだけで、被写体の動きをコマ送りのような連続写真に自動変換し、1つの動画にパノラマ合成してくれる機能を持つ。

動画を仲間と楽しめるだけでなく、互いにアドバイスをし合うことなどでプレイ技術の向上にも役立つと、特に陸上・体操・トランポリン・スケートボード・フィギュアスケートなどの個人スポーツで活用されている。

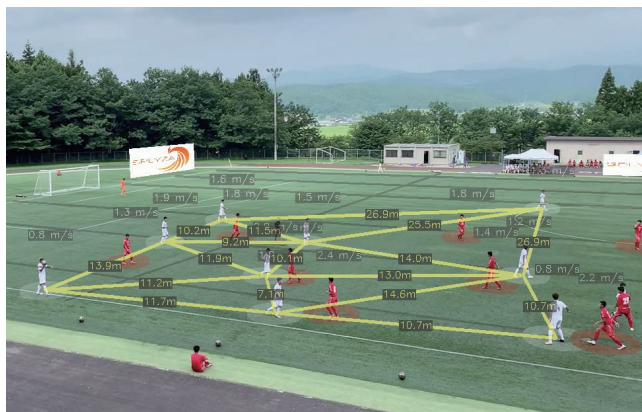
開発にあたっては、SPLYZA の代表を務める土井寛之氏の趣味が大いに関係したという。

「ウインドサーフィンをやっていた僕は、当時、その動画を仲間と共有したり、プレイ技術を向上できる、弊社の『Clipstro』みたいなソフトを探していました。しかし、どれだけリサーチしてもプロスポーツ用しかなく、数十万円という大変な高額。しかもパソコンを使って、すべて手作業で編集しなければいけなかったのです」（土井）。

「だったら、自分たちでもっと安くて手軽なものを作ろう」——土井氏を筆頭とする創業者3人は、スポーツの好みは違えどもスポーツをこよなく愛する体育会系のソフトエンジニアである。早速、アプリの開発に着手した。2011年のことだ。

土井氏いわく、「三脚不要。フリーハンド撮影でここまできれいな写真が撮れて、瞬時に振り返り（＝即時フィードバック）できるアマチュアスポーツマン向けのアプリはありません」。

その言葉通り、開発4年後には、マイクロソフトが主催するスタートアップ企業向けのアワードプログラム「Microsoft Innovation Award 2015」において「Clipstro」は優秀賞を受賞した。同シリーズである「Clipstro Golf」（ゴルフスイングを撮影するだけで、スイングの軌道、そしてボールの弾道がコマ送りのように確認できるアプリ）との合計ユーザー数は、すでに8万人を超えており、勢い



にのっている。

「Clipstro」がユーザーに認知され始めると、土井氏は、団体スポーツで活用できるアプリの開発に着手した。そこで2017年に誕生したのが「SPLYZA Teams」だ。

「SPLYZA Teams」の特徴は4つだ。

1. 気になるシーンなどにタグ付けができるので、画像検索や編集作業がしやすい。
2. データを共有できるので、チーム全員で試合や練習の振り返りが可能。
3. 自動的にデータ集計できるので、素早く正確に分析結果が出る。
4. 文字や図形を書き加えて保存できるので、ミーティング用の映像作成が充実する。

例えば、試合映像から「セットプレイ」の分析をしたいときは、シーンにタグ付けすればセットプレイだけのプレイ集をまとめられる。タグ付けの作業は複数人で分担できるので、今まで指導者ひとりでやっていた労力と時間が軽減される。また、セットプレイからのゴール決定率、ゴールの種類またはセットプレイからの失点ケースなど、正確なデータを瞬時にはじき出し分析できる。動画上にポイントを書き記して保存し、チーム全員で共有可能なので、各人の戦術理解度も飛躍的に高まる。チーム全体のレベルアップにもつながるのだ。

土井氏は、現在、この「SPLYZA Teams」のバージョンアップを目指し、研究を重ねている。

「スマートフォンを使ってフィールド全体を見渡し、選手の走行速度やボールのスピード、パスの本数や距離、フィールドのどこに何人の選手がいるかなど、ボールや選手を画像認識で追跡し、数値化することを目指しています」（土井）。

そのバックアップ技術となる“フィールド全体をとらえられるキャリブレーション技術”で特許を出願している。特許取得によって、アプリ技術の更なる向上に野望を燃やす。



体感する

ゴール、トライ、ホームラン。

瞬間、空気が震え、地響きが伝播し、興奮が体じゅうを駆け抜ける。

たしかに、その「場」でしか味わえない体験は存在するが、

プロセスと余韻もまた、思い出を彩ってくれる。

進化する電子チケット「MOALA Ticket」

さまざまな通信・映像技術が発展するなか、実際に会場へ足を運ぶことで得られる“ライブ”の世界では、ストレスのない動線と、そこでしか得られない体験が求められている。

チケットの購入からスタジアムでの体験まで、すべての観戦体験をデジタル化することで、業界の収益性向上を目指している playground 株式会社。その最初の足掛かりとして開発したのが2017年にリリースした「MOALA Ticket」だ。

「MOALA Ticket」は既存のチケット販売システムとAPI連携させることで、LINEやFacebookなどのコミュニケーションツールを通じて、電子チケットになるQRコードの発行や受け取りができる。今までのような、印刷による発券や専用アプリの取得が不要になるサービスだ。

受け取った電子チケットは同伴来場者に渡せるので、複数人分まとめての購入であっても各々が自由な時間に入場できるほか、持参するのはスマートフォンだけになるため、ユーザー側の負担が軽減できる。

他方、運営側にとっても、コミュニケーションツールに持ち主登録機能があるため、チケット購入者の情報が判別でき、不正転売防止にもつながるというメリットがある。また、来場者のスマートフォンに表示された電子チケットに、電子スタンプを押すというシンプルな動作でモギリの作業が完了するため、ユーザーにとっても運営側にとっても手間やストレスが少ないのだ。

「この『MOALA Ticket』で使われているスマホに直接押印できる電子スタンプは、2012年に私が以前経営していた会社で独自開発した特許技術です。当時、電子クーポンはあっても、使い切りにできる、いわゆるモギリの機能が発展していませんでした。当時は繰り返し使えるクーポンか、スタッフの負担になる、複雑な操作を伴う方法しかなかった。その解決策として開発したのです」と playground 代表の伊藤圭史氏は語る。



伊藤氏の経営のポリシーは、自社がいなければ世界に生まれなかった新しいアイデアを実現させることだ。しかし、アイデアは盗まれる危険性がある。「アイデアで終わらせず、ビジネスとして成立させるため、戦略的に特許を取得しています」（伊藤）。

伊藤氏によると、スタジアムはアイデアで勝負できる格好の場だと言う。「日本のスポーツ業界は、アメリカのようにサーバーセンターを置いて通信インフラをつくるなど、大規模な改革に着手しにくい環境下で、とにかく手軽に導入できて、世界的に前例のないユニークなソリューションが求められています」（伊藤）。

だからこそ、playgroundの構想は電子チケットの発券にとどまらない。「MOALA Ticket」には「ユーザーとの新しいコミュニケーションツール」として活用できる機能もある。あるスポーツチームは、当日の試合で活躍した選手の名シーンや限定オフショットなどのプレミアム画像を、当日スタジアムに訪れている人にSNSを介してリアルタイムに送信。来場者はスタジアムを後にしてもなお、その日の試合の余韻に浸れる。

また、電子チケットを共有できる機能により、これまで取得が難しかった同伴来場者のデータが取得できる。この機能により、90%以上の同伴者を顧客リスト化できたケースもある。

先日、顔認証技術を活用することで、紙のチケットであっても購入者情報との照合を可能にし、さらなる不正転売防止につなげるという「MOALA QR」をリリースした。この機能は、長年業界を悩ませてきた不正転売問題に対する、世界的に見ても先進的な取り組みになりそうだ。

「MOALA Ticket」以外にも、さまざまな周辺サービスを展開している。リアルイベント用の電子チケットに加え、ライブ配信チケットやグッズも販売できる自社サイトが簡単に構築できる「MOALA Live Store」。新しいアイデアと技術力で次世代のスポーツ観戦を作り出す挑戦は着々と前進している。



取材を終えて

この冒頭特集では、「MIRU スポーツ」という切り口で企業取材し、その革新的な技術を目のあたりにすると同時に、各社の「特許戦略」の一端に触れた。そのスキームは多様であったが、どの会社も世界と未来を見据えてたゆまぬ努力をしている点においては共通であった。

2019年のラグビーワールドカップでは、白熱した試

合の数々に日本中が沸き、2021年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が待たれている（本特集執筆時点）。

世界中の注目が集まる「技術にとっての晴れ舞台」において躍進する企業はどこか。スタジアムで、テレビの前で、スマートフォンを握りしめて、これからも注目せずにはいられない。

特許庁における取組 本特集に関連した特許庁における取組を一部紹介する。

(1) 特許出願技術動向調査

特許の公開情報は、企業や大学等における研究開発テーマや技術開発の方向性を決定する上で極めて有効なものである。そのため、特許庁では、市場創出に関する技術分野、国の政策として研究開発を推進すべき技術分野を中心に技術テーマを選定し、特許出願技術動向調査を実施している。2019年度では、技術テーマの1つに「スポーツ関連技術」を選定し調査を実施した。

国内のスポーツICT市場は2018年の約898億円から急速に拡大し、2025年には9,703億円に成長すると予測されている。スポーツ関連技術全体の動向としては、出願人ランキングにおいて、近年、米国に代わり中国の企業が新たにランクインする一方、日本企業が継続して上位にランクインし強さを見せている。

[詳しくはこちら](#) 第1部第5章I.(2) P.70

(2) スタートアップへの支援

2016年4月に日本経済再生本部が「ベンチャー・チャレンジ2020」をとりまとめ、政府一体となってベンチャー・エコシステムの構築に向けて取り組んでいる。ベンチャー企業には、産業の新陳代謝を促し、オープンイノベーションの牽引役として我が国の経済発展を将来にわたり支えていくことが期待されている。

特許庁でも、ベンチャー企業に対してさらに支援を強化するため、2018年7月にベンチャー支援班を正式

に立ち上げた。ベンチャー企業、特にスタートアップ特有の知財面の課題を解決すべく各種施策を実施しているほか、スタートアップに知財に関する情報を分かりやすく伝え、そしてスタートアップと知財専門家のつながりを強化すべくスタートアップ向け知財コミュニティの構築を推進している。

[詳しくはこちら](#) 第2部第7章I. P.166

(3) AI・IoT 技術時代の特許制度の検討

AI・IoT 技術の進展により、多くのビジネスの中心が「モノ」から「コト」にシフトし、ビジネスの在り方は大きく変容している。こうした変容に伴い、一つのビジネスに様々な主体が絡むビジネスモデルの複雑化や、異業種間における紛争などの課題も顕在化してきた。また、オープンソースの活用の進展などから、イノベーションの主体も大企業から中小企業やスタートアップ、個人たる消費者にも広がり、多様化している。

このようなビジネス環境の変化に特許制度を対応させるべく、特許庁では、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において、現行の特許制度がAI・IoT 技術の時代に対応できているかどうかという観点から、一般からの提案募集を通じて幅広い提案や意見を収集しつつ、2019年9月から幅広く審議を行っている。

[詳しくはこちら](#) 第2部第7章7. Column 18 P.217

目次

フローチャート式目次

冒頭特集 **MIRUスポーツと特許**

目次

凡例

第1部 知的財産をめぐる動向

第1章 国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状

1. 特許

- (1) 我が国における特許出願・審査請求等の推移及び特許審査の現状 2
- (2) 主要国・機関における特許出願・登録動向 5
- (3) 新興国等における特許出願動向 14

2. 実用新案

- (1) 我が国における実用新案登録出願・登録動向及び実用新案技術評価書作成の現状 17
- (2) 日中韓における実用新案登録出願構造 18

3. 意匠

- (1) 我が国における意匠登録出願・登録動向及び意匠審査の現状 19
- (2) 主要国・機関における意匠登録出願・登録動向 21
- (3) 新興国等における意匠登録出願動向 26

4. 商標

- (1) 我が国における商標登録出願・登録動向及び商標審査の現状 29
- (2) 主要国・機関における商標登録出願・登録動向 31
- (3) 新興国等における商標登録出願動向 35

5. 審判

- (1) 審判の現状 38
- (2) 審決取消訴訟の動向 40

第2章 企業等における知的財産活動

1. 知的財産活動の状況

- (1) 特許出願と研究開発費・出願順位グループ別に見た特許出願件数 41
- (2) 企業別登録件数ランキング 43
- (3) 我が国企業等における知的財産担当者数 46
- (4) 我が国企業等における知財活動費の現状 47

2. 知的財産権の利活用の状況

- (1) 産業財産権等使用料の国際収支 48
- (2) 特許権の利用状況 49
- (3) 意匠権の利用状況 51
- (4) 商標権の利用状況 52

第3章 中小企業・地域における知的財産活動

1. 知的財産活動の状況

- (1) 中小企業における特許等の出願件数の状況 53
- (2) 中小企業の海外展開の状況 57
- (3) 中小企業の知財活動における地域格差 58

第4章 大学等における知的財産活動

1. 共同研究・受託研究	
(1) 共同研究	60
(2) 受託研究	61
(3) 民間企業からの研究資金等受入額	62
2. 特許出願状況	
(1) 特許出願件数の推移	63
(2) 特許出願の審査結果の状況の推移	63
(3) 主要出願人	64
(4) PCT国際出願状況	64
(5) 特許権実施等件数及び収入額の推移	65

第5章 分野別に見た国内外の出願動向

1. 特許	
(1) 主要国への出願動向調査	66
(2) 2019年度特許出願技術動向調査結果	70
【Column 1】 バイオベンチャー企業による出願の動向	93
【Column 2】 AI関連発明の出願状況調査	95
2. 意匠	
(1) 日米欧中韓の物品分野別の意匠登録動向	96
3. 商標	
(1) 分野別の商標登録出願動向	101
(2) 新しいタイプの商標の商標登録出願・商標登録の動向	104

第2部 特許庁における取組

第1章 特許における取組

1. 審査の迅速性を堅持するための取組	
(1) 特許審査の迅速化の推進	106
(2) 早期審査・スーパー早期審査	107
2. 質の高い権利を設定するための取組	
(1) 特許審査の質の維持・向上のための取組	108
(2) 先行技術文献調査のための基盤整備	111
(3) 審査基準、審査ハンドブックに関する取組	111
(4) ユーザーニーズに応じた取組	112
3. 各国特許庁との連携・協力	
(1) 海外での円滑な権利取得のための取組	114
(2) 国際的な特許制度の調和に向けた取組	119
(3) PCT国際出願の国際調査の管轄	121
【Column 3】 国際特許審査実務シンポジウム開催 ーAI関連発明のグローバルな権利取得に向けてー	122
4. 標準必須特許に関する取組	
(1) 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き	123
(2) 標準必須性に係る判断のための判定	124

第2章 意匠における取組

1. 使いやすい意匠制度の実現に向けた取組	
(1) 意匠審査基準の改訂	125
(2) 意匠制度・意匠審査基準に関する説明会の開催	125
(3) 改正意匠法に対応する各種資料の整備	126
(4) 日本意匠分類の改正	126
2. 意匠審査の品質向上に向けた取組	
(1) 品質管理に関する取組	126
(2) 審査品質管理小委員会	127
3. デザイン・意匠制度の活用の促進	
(1) 意匠制度の活用の促進：「事例から学ぶ意匠制度活用ガイド」の発行	128
4. 意匠関連情報の整備・提供	
(1) 意匠関連情報の整備	129
(2) 意匠審査における判断内容の明確化	129
(3) 意匠審査スケジュールの公表	130
(4) 意匠公知資料の公開	130
5. 出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用	131

第3章 商標における取組

1. 商標の早期権利化ニーズに応えるための取組	
(1) 審査体制の強化・効率化	132
(2) ファストトラック審査	132
(3) 商標早期審査	133
2. 商標審査基準及び審査便覧の改訂	
(1) 2019年度商標審査基準及び審査便覧の改訂	135
(2) 改訂の概要	135
3. 商品・役務の分類に関する取組	
(1) ニース協定に基づく国際分類の変更に関する取組	136
(2) WIPO・Madrid Goods & Services Manager(MGS)における協力	136
(3) 日韓両庁の協力プロジェクト：日韓類似群コード対応表の作成・公表	136
(4) 日台類似群コード対応表の作成・公表	137
4. マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度に関する取組	
(1) 未加盟国等への加盟支援及び周知活動	138
(2) 国内における周知活動	138
5. 地域団体商標に関する取組	
(1) 地域団体商標制度とは	139
(2) 地域団体商標の登録状況	139
(3) 地域団体商標の普及啓発・利活用促進のための取組	140
【Column 4】～ 地域団体商標を取得し、歴史ある地域ブランドを守り抜いていく～	142
6. 商標審査の品質管理	
(1) 品質管理に関する取組	143
(2) 審査品質管理小委員会	143

第4章 審判における取組

1. 審理内容の充実に向けた取組
 - (1) 審理内容の充実 144
 - (2) 外部知見を活用した審理の一層の適正化 145

【Column 5】計画対話審理
～口頭での議論の充実を図った特許無効審判の新たな審理モデル～ 146

【Column 6】審判実務者研究会 147
2. 紛争の早期解決・権利の早期取得に向けた取組
 - (1) 紛争の早期解決 ～権利付与後の審判～ 148
 - (2) 権利の早期取得 ～権利付与前の審判～ 148
3. 国際的な連携強化に向けた取組
 - (1) 各国・地域の知財庁との連携 148
 - (2) 国内外の法曹界との連携 148

【Column 7】国際知財司法シンポジウム2019 149
4. 審判に関する情報発信
 - (1) 国際的な情報発信 150
 - (2) 審判制度の普及啓発 150

【Column 8】審判制度ハンドブック 151

第5章 特許庁におけるデザイン経営の取組

1. 「デザイン経営」とは 152
2. 「デザイン経営」の実践例
 - (1) デザイン経営 ハンドブック 153
 - (2) デザイン経営の課題と解決事例 153
3. 特許庁における、デザイン経営の実践
 - (1) 広報チーム 154
 - (2) 国内サービス・ブランディングチーム 155
 - (3) UI（ユーザーインターフェイス）チーム 156
 - (4) 大阪・関西万博チーム 156

【Column 9】【無双おじさん】「商標拳」～ビジネスを守る奥義～ 157

第6章 情報システムにおける取組

1. 特許庁の情報システムにおける取組
 - (1) 特許庁のシステム開発 159
 - (2) 特許庁業務におけるAI技術の活用に向けた取組 160
2. グローバルなIT化に向けた取組
 - (1) 優先権書類の電子的交換（特許、実用新案及び意匠） 161
 - (2) グローバル・ドシエ 161
 - (3) 途上国へのIT関連の支援 163

【Column 10】意匠登録出願に係る優先権書類の電子的交換の開始 164

第7章 多様なユーザーへの支援・施策

1. スタートアップへの支援
 - (1) スタートアップへの支援施策 166
 - (2) スタートアップと知財のコミュニティ構築に向けて 168

【Column 11】社会的に価値の高い知財が指標として測れる時代がやってくる 170

2. 中小企業への支援	
(1) 地域知財活性化行動計画の実施及び次期計画策定への期待	174
(2) 企業の海外展開における費用面の支援	175
(3) 金融機関の取引先企業の価値向上に向けて－知財金融促進事業－	177
(4) 特許情報の有効活用のための支援	178
3. 大学等への支援	
(1) 知財戦略デザイナー	179
(2) 知的財産プロデューサー	180
(3) 産学連携知的財産アドバイザー	181
【Column12】 知財戦略デザイナーの支援事例	
～客観的データを用いて、発明発掘から社会実装までをデザイン～	182
4. 地域における支援体制	
(1) 各地域における支援施策	185
(2) INPIT近畿統括本部 (INPIT-KANSAI)	185
(3) 福島知財活用プロジェクト	185
5. 知的財産制度の普及啓発活動	
(1) 巡回特許庁	190
(2) 知的財産権制度説明会	191
(3) 産業財産権専門官	192
【Column13】 知的財産を経営に生かす中小企業事例集「Rights」を刊行	193
6. 全般的な支援・施策	
(1) 情報の提供による支援	197
(2) 料金面等における支援	204
(3) 電子出願に関する相談支援	205
(4) 相談業務による支援	206
【Column14】 特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) の機能改善	211
【Column15】 海外知的財産プロデューサーの支援事例	212
7. 企業と特許庁の意見交換を通じた取組	
(1) 2019年度の意見交換会の実績	214
(2) 2019年度の意見交換会の内容	214
【Column16】 グローバル知財戦略フォーラム2020	215
【Column17】 「経営における知的財産戦略事例集」	216
【Column18】 AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の検討に向けて	217
第8章 人材育成に向けた支援・施策	
1. 知的財産人材の育成	
(1) 生徒・学生向けの人材育成	219
(2) 知的財産専門人材の育成	221
2. 知財功労賞表彰	
(1) 知的財産権制度関係功労者表彰	225
(2) 知的財産権制度活用優良企業等表彰	227

第3部 国際的な動向と特許庁の取組

第1章 国際的な知的財産制度の動向

1. 出願動向の変化とグローバル化	244
2. 米国における動向	
(1) 我が国との関係	247
(2) 近年の知的財産政策の動向	247
(3) USPTO の取組	248
【Column19】特許の対象とすべき発明とは? 混迷を極める 米国特許法101条(特許適格性)をめぐる議論	250
3. 欧州における動向	
(1) 我が国との関係	254
(2) 近年の知的財産政策の動向	254
(3) EPOの取組	256
(4) EUIPOの取組	258
(5) 欧州各国の取組	258
【Column20】英国のEU離脱(Brexit)による特許・商標・意匠等への影響	260
4. 中国における動向	
(1) 我が国との関係	263
(2) 近年の知財政策の動向	263
(3) CNIPAの取組	264
5. 韓国における動向	
(1) 我が国との関係	265
(2) 近年の知的財産政策の動向	265
(3) KIPOの取組	266
6. 台湾における動向	
(1) 我が国との関係	267
(2) 中台(兩岸)関係	267
(3) 近年の知的財産政策の動向	267
(4) TIPOの取組	268
7. ASEANにおける動向	
(1) ASEAN全体	268
(2) ASEAN各国と我が国との関係／ASEAN各国の取組	269
8. インドにおける動向	
(1) 我が国との関係	271
(2) 近年の知的財産政策の動向	271
(3) インド特許意匠商標総局の取組	272
9. ロシアにおける動向	
(1) 我が国との関係	272
(2) 近年の知的財産政策の動向及びRospatentの取組	272
10. 中南米における動向	
(1) ブラジル	273
(2) その他の中南米主要諸国	274

11. 中東各国、アフリカにおける動向	
(1) 我が国と中東との関係／中東各国の取組	275
(2) 我が国とアフリカとの関係／アフリカ各国・機関の取組	276
第2章 グローバルな知的財産環境の整備に向けて	
1. 多国間、二国間会合における取組	
(1) 五庁(IP5)会合	278
(2) 意匠五庁(ID5)会合	280
(3) 商標五庁(TM5)会合	281
(4) 日ASEAN特許庁長官会合	282
(5) 日中韓協力	283
(6) その他	284
2. 国際フォーラムにおける取組	
(1) 世界知的所有権機関(WIPO)	285
(2) 世界貿易機関(WTO)	290
(3) APECにおける知的財産権専門家会合(IPEG)	291
【Column21】WIPOの主要な知財・経済分析報告書のご紹介	292
3. 途上国等に対する取組	
(1) 協力スキームの概要	294
(2) 個別事業の紹介	295
【Column22】途上国協力の拡大	300
4. 国際研修指導教官について	306
5. 模倣品問題への対応	
(1) 模倣品問題の現状	307
(2) 模倣品問題に対する日本国特許庁の取組	308
【Column23】コピー商品撲滅キャンペーン ～しっかり調べて Nice Judge!! ～	310
6. 経済連携協定を通じた知的財産保護の取組	
(1) 日EU経済連携協定(EPA)	311
(2) 交渉中のEPA	311

索引

図表索引

連絡先等情報

1. 略 称

AIPN	Advanced Industrial Property Network	高度産業財産ネットワーク
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力
ARIPO	African Regional Intellectual Property Organization	アフリカ広域知的財産機関
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations	東南アジア諸国連合
CNIPA	China National Intellectual Property Administration	国家知識産権局
CPG	Cooperation for facilitating Patent Grant	特許の付与円滑化に関する協力
DLT	Design Law Treaty	意匠法条約
EPA	Economic Partnership Agreement	経済連携協定
EPC	European Patent Convention	欧州特許条約
EPO	European Patent Office	欧州特許庁
EU	European Union	欧州連合
EUIPO	European Union Intellectual Property Office	欧州連合知的財産庁
FTA	Free Trade Agreement	自由貿易協定
INPIT	National Center for Industrial Property Information and Training	独立行政法人 工業所有権情報・研修館
IPC	International Patent Classification	国際特許分類
IPEA	International Preliminary Examination Report	国際予備審査機関
IPEG	Intellectual Property Rights Experts Group	知的財産権専門家会合
ISA	International Searching Authority	国際調査機関
JETRO	Japan External Trade Organization	独立行政法人 日本貿易振興機構
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
J-PlatPat	Japan Platform for Patent Information	特許情報プラットフォーム
JPO	Japan Patent Office	日本国特許庁
KIPO	Korean Intellectual Property Office	韓国特許庁
OAPI	Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle	アフリカ知的財産機関
PCT	Patent Cooperation Treaty	特許協力条約
PPH	Patent Prosecution Highway	特許審査ハイウェイ
TIPO	Taiwan Intellectual Property Office	台湾智慧財産局
TLO	Technology Licensing Organization	技術移転機関
TRIPS協定	Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
USPTO	United States Patent and Trademark Office	米国特許商標庁
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

2. 資 料

● WIPO Intellectual Property Statistics (WIPO統計)

<http://www.wipo.int/ipstats/en/>



● IP5 Statistics Report

<http://www.fiveipooffices.org/statistics/statisticsreports.html>



● USPTO ウェブサイト

<http://www.uspto.gov/about/stats/index.jsp>



● EPO Annual Report

<http://www.epo.org/about-us/annual-reports-statistics/annual-report.html>



● EUIPOウェブサイト

<https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/annual-report>



● CNIPAウェブサイト

<http://english.sipo.gov.cn/statistics/>

<http://sbj.cnipa.gov.cn/sbtj/>



● KIPOウェブサイト

https://www.kipo.go.kr/en/HtmlApp?c=60114&catmenu=ek07_01_01_15



3. 数字・データ等

- (1) 本報告書において、「(資料) ……」としてウェブサイトを用いている場合、特別の断り書きがない限り、それは2020年3月24日から6月8日の間に当該ウェブサイトから取得された情報に基づくものである。ウェブサイトによっては、情報取得後にその内容が更新されている場合もある。
- (2) 本報告書は執筆当時の統計に基づいている。その後の統計数値の改訂等は反映していない。
- (3) 総数と内訳の数は、表章数値の四捨五入のため、一致しない場合がある。
- (4) 図表中の記号のうち、数字が後に続かず単独で使用されている「-」は不明、若しくは計上不能を意味する。
- (5) 2016年3月23日から、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)は欧州連合知的財産庁(EUIPO)に名称が変更され、2018年9月1日から、国家知識産権局の英語表記がSIPOからCNIPAに変更されている。本報告書の統計では、便宜上EUIPO、CNIPAの名称に統一している。
- (6) 写真の説明書き中の所属部署・役職等は撮影当時のもの。

第1部

知的財産を めぐる動向

第1章

国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状 2

第2章

企業等における知的財産活動 41

第3章

中小企業・地域における知的財産活動 53

第4章

大学等における知的財産活動 60

第5章

分野別に見た国内外の出願動向 66

第1章

国内外の出願・登録状況と
審査・審判の現状

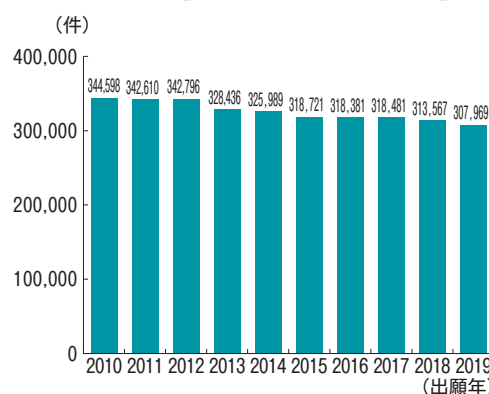
近年、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増している。また、我が国企業の海外展開の進展や、新興国での経済発展や知的財産に対する認識の高まりに伴い、知的財産をめぐる社会情勢は大きく変容している。これらの状況について、本章では、特許・実用新案・意匠・商標における国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状の観点から紹介する。

1. 特許

(1) 我が国における特許出願・審査請求等の
推移及び特許審査の現状① 特許出願件数とPCT国際出願¹件数

特許出願件数の推移を見ると、2015年以降31万件台で推移していたが、2019年は307,969件となった[1-1-1図]。日本国特許庁を受理官庁とした特許協力条約に基づく国際出願(PCT国際出願)の件数は、2014年を除き、一貫して増加傾向を示しており、2019年は51,652件(前年比6.2%増)となった[1-1-2図]。これは、研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知財戦略の重要性も一層増していることなどを背景とするものと考えられる。

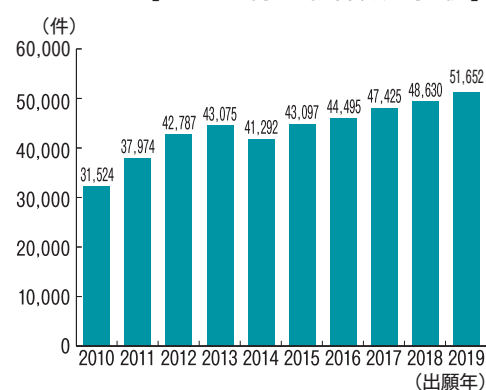
1-1-1 図【特許出願件数の推移】



(備考) 特許出願件数は、国内出願件数と特許協力条約に基づく国際出願(PCT国際出願)のうち国内移行した出願件数(基準日は国内書面の受付日)の合計数である。

(資料) 統計・資料編 第1章1.

1-1-2 図【PCT 国際出願件数の推移】



(資料) 統計・資料編 第3章1.

¹ 特許協力条約(PCT: Patent Cooperation Treaty)に基づく国際出願。一つの出願願書を条約に従って提出することにより、PCT加盟国である全ての国に同時に申請したのと同じ効果を与える出願制度となっている。

②審査請求件数

審査請求件数は2010年以降横ばいで推移しており、2019年は235,182件であった[1-1-3図]。

③審査の迅速化

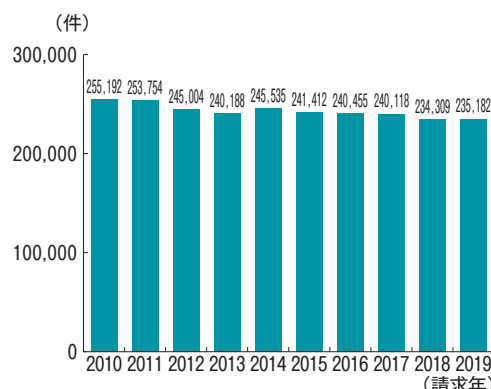
特許庁は、一次審査通知までの期間に加え、権利化までの期間の短縮を求めるニーズの高まりを受け、2014年に10年目標として、2023年度までに特許の「権利化までの期間¹」（標準審査期間）と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とするという目標を設定し、着実に取り組んでいる。2019年度は、それぞれ、14.3か月、9.5か月を達成した[1-1-4図]。

④特許審査実績

2019年の一次審査件数は227,293件となった。また、特許査定件数は167,945件、拒絶査定件数は54,779件、特許登録件数は179,910件となった。

また、日本国特許庁が2019年に国際調査機関として作成した国際調査報告の件数は、過去最多の、51,666件となった[1-1-5図]。

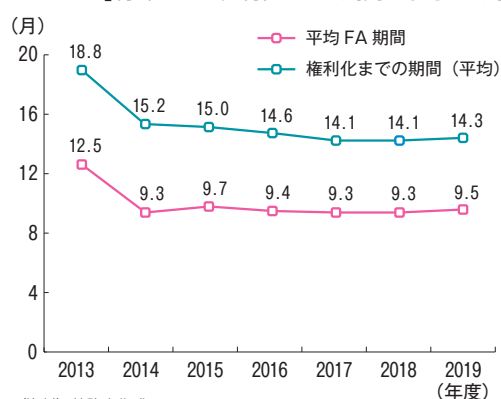
1-1-3 図【審査請求件数の推移】



(備考) 2010～2012年の審査請求件数には審査請求料の納付線延制度を利用しているものが含まれる。

(資料) 統計・資料編 第1章1.

1-1-4 図【特許審査の権利化までの期間と平均FA期間】



(資料) 特許庁作成

1-1-5 図【特許審査実績及び最終処分実績の推移】

特許審査実績の推移

単位：件

実績	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
一次審査件数	255,001	235,809	246,879	239,236	232,701	227,293
再着審査件数	283,085	237,076	242,904	265,944	248,647	221,288
国際調査報告作成件数	40,079	43,571	44,321	45,948	47,934	51,666
国際予備審査報告作成件数	2,190	2,515	2,021	1,903	2,131	2,000
前置審査件数	22,972	20,405	18,108	17,248	15,247	15,266
合計	603,327	539,376	554,233	570,279	546,660	517,513

(備考) 前置審査件数は、前置登録件数²、前置報告件数³、前置拒絶理由件数の合計。

最終処分実績の推移

単位：件

実績	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
特許査定件数	205,711	173,015	191,032	183,919	177,852	167,945
拒絶査定件数	88,467	66,599	58,638	60,613	56,701	54,779
(うち戻し拒絶査定件数)	41,477	30,173	25,448	28,409	26,693	25,494
FA後取下げ・放棄件数	2,562	2,290	2,207	1,968	1,726	1,651
特許登録件数	227,142	189,358	203,087	199,577	194,525	179,910
特許査定率	69.3%	71.5%	75.8%	74.6%	75.3%	74.9%
拒絶査定率	30.7%	28.5%	24.2%	25.4%	24.7%	25.1%

(備考) 戻し拒絶査定件数とは、審査官の拒絶理由通知に対し、何ら応答されず拒絶査定された件数。

FA後取下げ・放棄件数とは、一次審査着手後に出願の取下げ・放棄が行われた件数。

特許査定率＝特許査定件数／(特許査定件数＋拒絶査定件数＋FA後取下げ・放棄件数)

拒絶査定率＝(拒絶査定件数＋FA後取下げ・放棄件数)／(特許査定件数＋拒絶査定件数＋FA後取下げ・放棄件数)

(資料) 特許庁作成

1 出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

2 前置審査の結果、拒絶査定を取り消して特許査定された件数。

3 前置審査の結果、拒絶査定を維持すべきと判断された件数。

⑤出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等

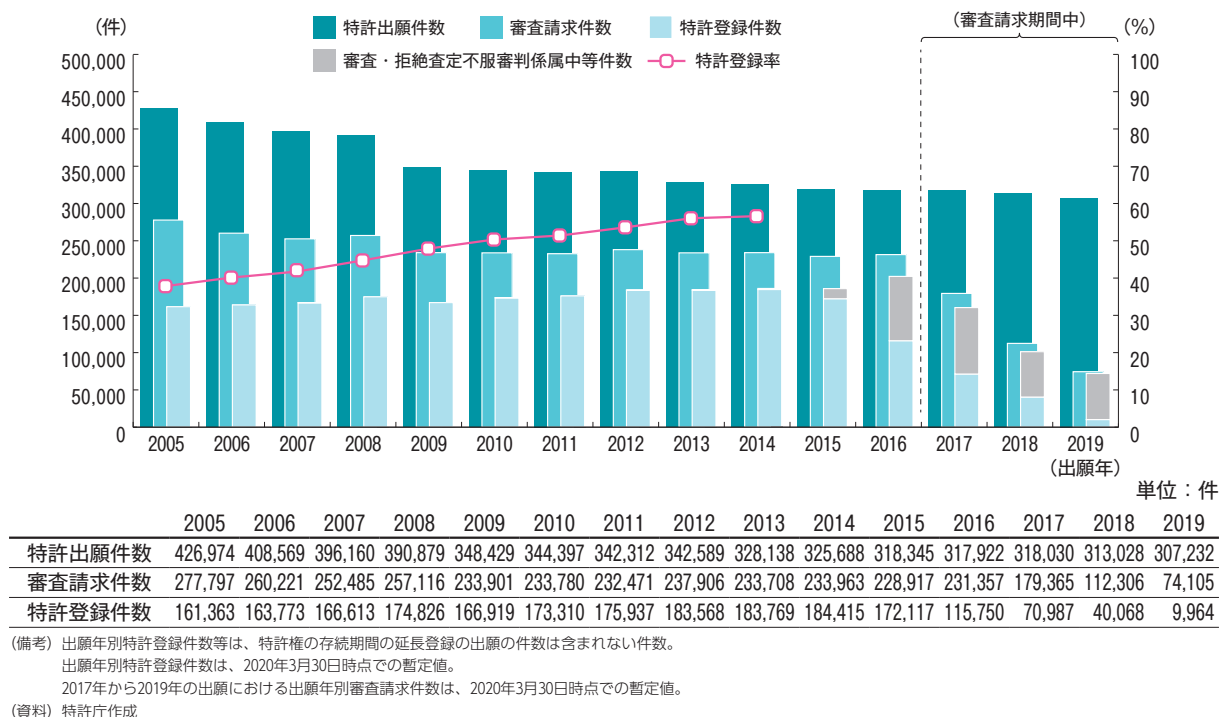
出願年別で見ると、特許登録件数は17万件前後で推移している。そして、特許出願件数に対する特許登録件数の割合(特許登録率)は増加傾向にある。これらの傾向から、出願人による特許出願の厳選が進んでいることや、企業等における知的財産戦略において量から質への転換が着実に進んでいることが窺える[1-1-6図]。

⑥特許権の現存率

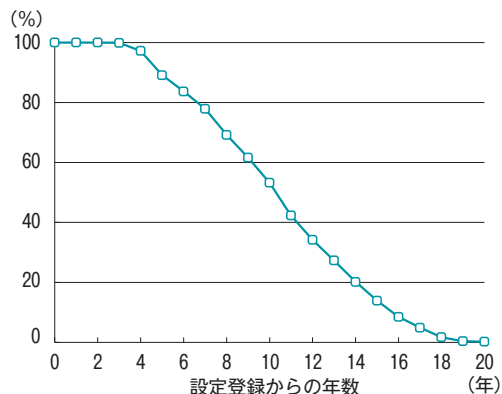
我が国における特許権の設定登録からの年数ごとの現存率は、設定登録から5年後で89%、10年後で53%、15年後で14%程度に減少している[1-1-7図]。

我が国における内国出願人の特許保有件数は増加傾向にあり、2019年は約169万件であり、2010年の約126万件に比べて約1.3倍となった。外国出願人の特許保有件数も増加傾向にあり、2019年には約37万件となり、2010年の約17万件に比べて約2.2倍となった[1-1-8図]。

1-1-6 図【出願年別で見る特許出願・審査請求・特許登録等の推移】

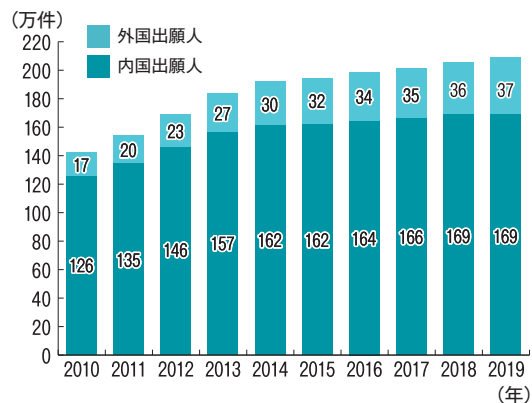


1-1-7 図【特許権の現存率】



(備考) ・現存率は、特許権の登録件数に対する現存件数の割合のことである。
・2019年末現在の数字である。
(資料) 統計・資料編 第2章 19.(2)

1-1-8 図【内外国出願人別の現存特許権数の推移】



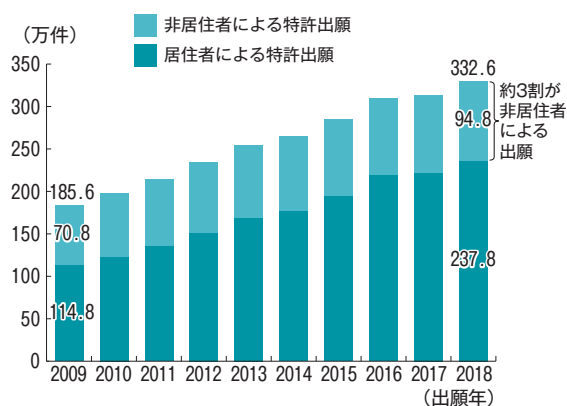
(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。
(資料) 統計・資料編 第2章 19.(1)

(2) 主要国・機関における特許出願・登録動向

① 世界の特許出願件数

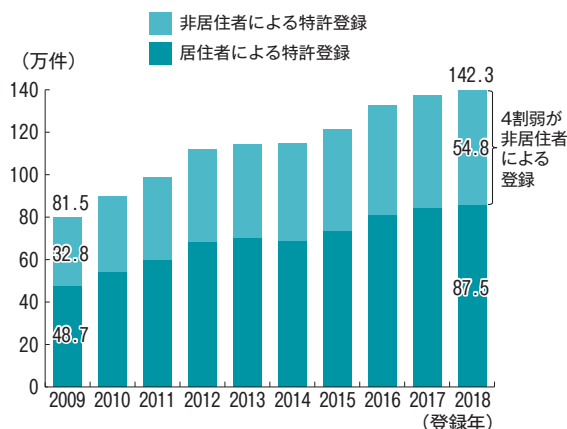
2009年に185.6万件であった世界の特許出願件数は、この10年間で1.79倍に増加し、2018年には332.6万件に達した。世界の特許出願件数は、居住者、非居住者ともに2010年以降増加傾向にあり、2018年は前年比5.2%増となっている。2018年の世界の特許出願件数の伸びは、主に、中国人による中国国家知識産権局への特許出願件数の大幅な増加によるものである。2018年の世界の特許出願件数においては、米国特許商標庁、日本国特許庁がこれに続いている[1-1-9図]。

1-1-9 図【世界の特許出願件数の推移】



(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-10 図【世界の特許登録件数の推移】

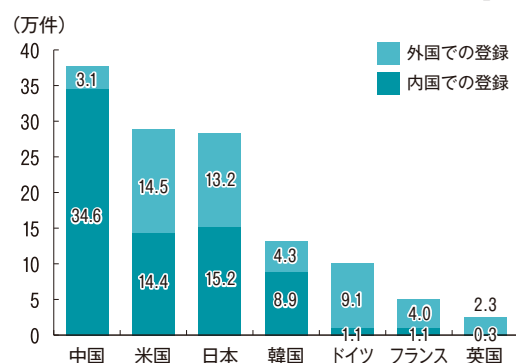


(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

② 世界の特許登録件数

世界の特許出願件数の増加に伴い、世界の特許登録件数も増加の傾向にある。2009年には81.5万件であったが、この10年間で1.75倍に増加し、2018年には142.3万件であった[1-1-10図]。この世界の特許登録件数のうち非居住者による登録は、この10年間で1.67倍に増加し、2018年には全体の4割弱を占める状況にある。2018年の世界の特許登録件数を出願人の居住国別に見ると、中国居住者による特許登録件数は37.7万件と最も多く、米国28.9万件、日本28.4万件と続いている[1-1-11 図]。また、日本居住者による特許登録件数のうち、約半数は外国での登録であり、我が国企業の知財活動が国内外に広く行われていることが分かる[1-1-12 図]。

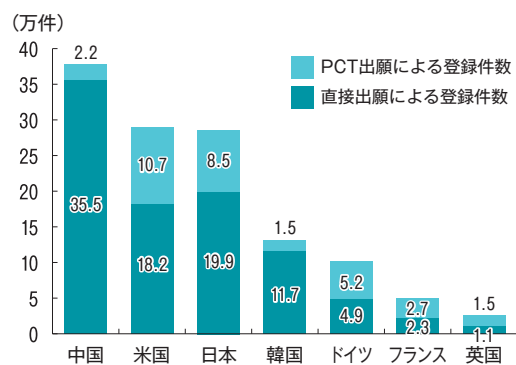
1-1-11 図【出願人居住国別の世界での特許登録件数 (外国 / 内国) (2018 年)】



(備考) 居住国は筆頭出願人の居住国である。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-12 図【出願人居住国別の世界での特許登録件数 (PCT 国際出願 / 直接出願) (2018 年)】



(備考) 居住国は筆頭出願人の居住国である。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

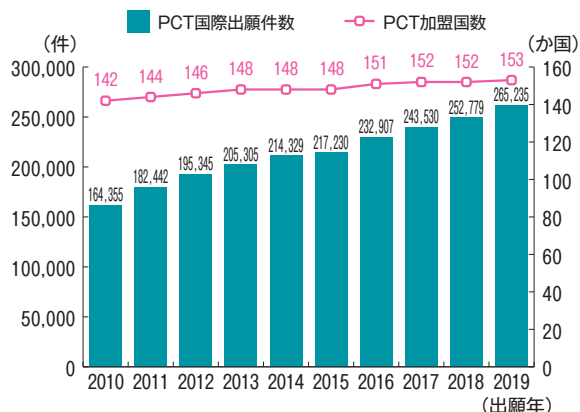
③世界のPCT国際出願件数

PCT国際出願件数は2010年以降増加傾向にあり、PCT国際出願制度の利用拡大が続いている。2019年の出願件数は2018年に比べ約5%増加し、265,235件となり、過去最高を記録している[1-1-13図]。

PCT国際出願件数の推移を出願人居住国別に見ると、2019年の日本からの出願件数は、2015年から19.6%増加して52,666件となり、過去最高を記録した。この日本からのPCT国際出願件数の増加の背景には、我が国企業等の活動が一層グローバル化したこと、PCT国際出願のメリットについて認識が高まってきたことなどがあると考えられる。2019年の出願件数第1位である中国は、前年比10.6%増の59,004件となり、これに57,740件の米国が続いている[1-1-14図]。また、出願人居住国別の割合を見ると、2015年と

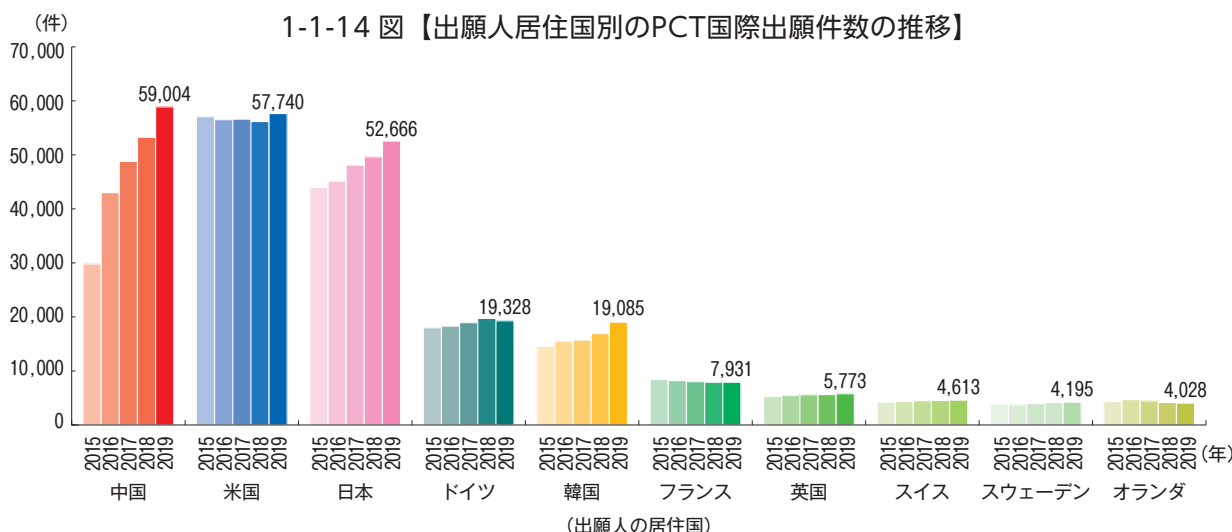
2019年のいずれにおいても上位10か国で全体の85%以上を占めており、2019年は中国(22.2%)、米国(21.8%)、日本(19.9%)の上位3か国で全体の63.9%を占めている[1-1-15図]。

1-1-13 図【PCT 加盟国数及び PCT 国際出願件数の推移】



(資料) WIPO ウェブサイト、WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

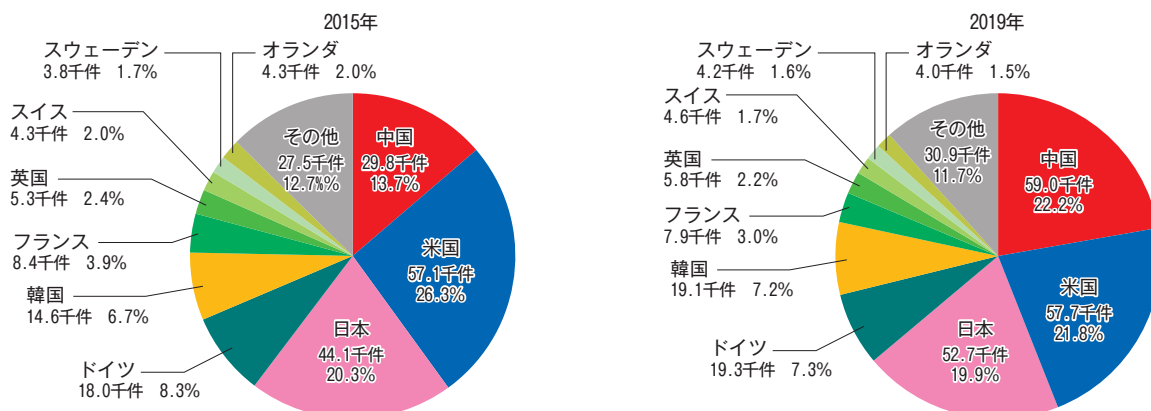
1-1-14 図【出願人居住国別のPCT国際出願件数の推移】



(備考) 各年の出願件数は国際出願日によるものであり、居住国は筆頭出願人の居住国である。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-15 図【出願人居住国別の PCT 国際出願件数の割合（2015 年と 2019 年の比較）】



(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

④五庁における特許出願件数

五庁(日本国特許庁(JPO)、米国特許商標庁(USPTO)、欧州特許庁(EPO)、中国国家知識産権局(CNIPA)、韓国特許庁(KIPO))における特許出願件数の動向を示す。

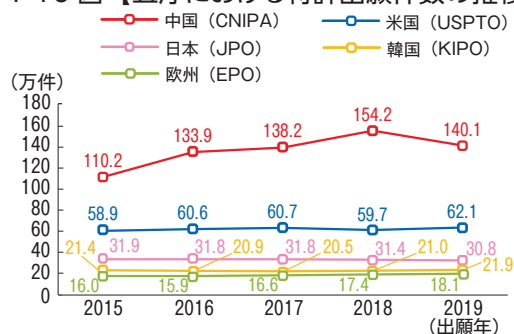
2019年のJPOにおける出願件数は30.8万件であり、前年からわずかに減少している。五庁の中では、CNIPAにおける出願件数は、前年比9.1%

減の140.1万件となり、大きく増加した2018年に比べ、大きく減少している[1-1-16図]。

⑤五庁における特許出願構造

JPO、CNIPA及びKIPOでは内国人による出願が多く、USPTO及びEPOでは外国人(EPOの場合はEPC加盟国以外の出願人)による出願が50%を超えている[1-1-17図、1-1-18図、1-1-19図、

1-1-16 図【五庁における特許出願件数の推移】



(資料) 下記を基に特許庁作成

日本 統計・資料編 第1章1.

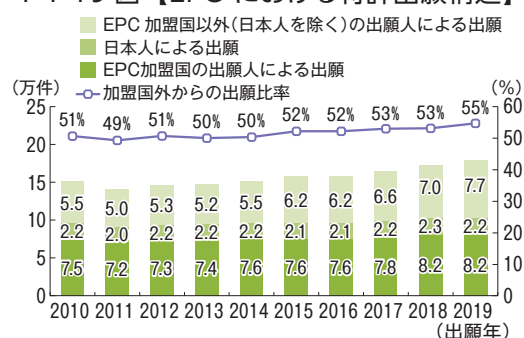
米国 米国ウェブサイト (2015~2016年) 及び米国提供資料 (2017~2018年、2019 (暫定値))

欧州 Patent Index 2019 (European patent applications)

中国 中国ウェブサイト

韓国 韓国ウェブサイト及び韓国提供資料 (2019年暫定値)

1-1-19 図【EPO における特許出願構造】

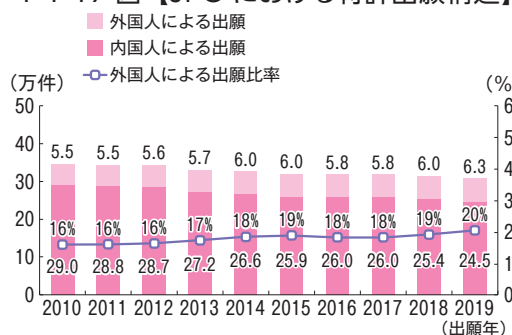


(備考) EPC加盟国は各年末における加盟国。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 欧州 Patent Index 2019 (European patent applications) を基に特許庁作成

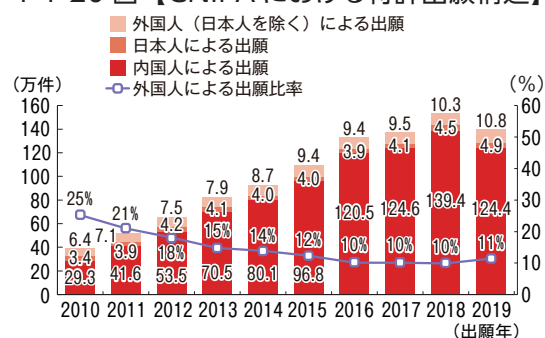
1-1-17 図【JPO における特許出願構造】



(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。

(資料) 統計・資料編 第2章4. (1)

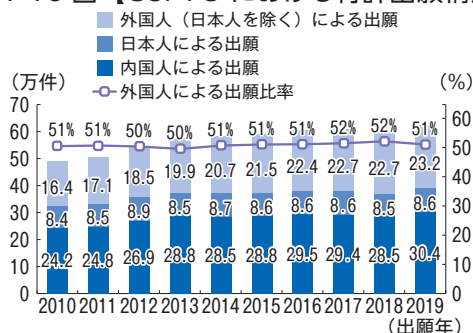
1-1-20 図【CNIPA における特許出願構造】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 中国ウェブサイト及び中国提供資料を基に特許庁作成

1-1-18 図【USPTO における特許出願構造】

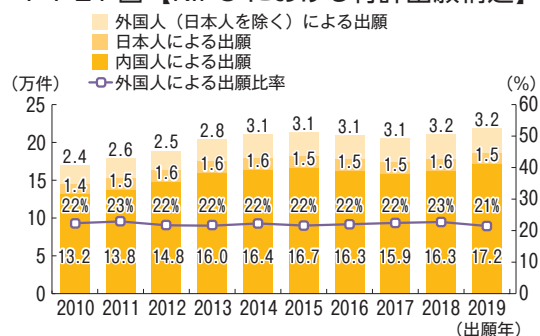


(備考) Utility Patent が対象。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 米国ウェブサイト (2010年~2015年) 及び米国提供資料 (2016-2018年、2019年 (暫定値)) を基に特許庁作成

1-1-21 図【KIPO における特許出願構造】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 韓国 Annual Report (2008~2018年)、韓国提供資料 (暫定値) (2019年) を基に特許庁作成

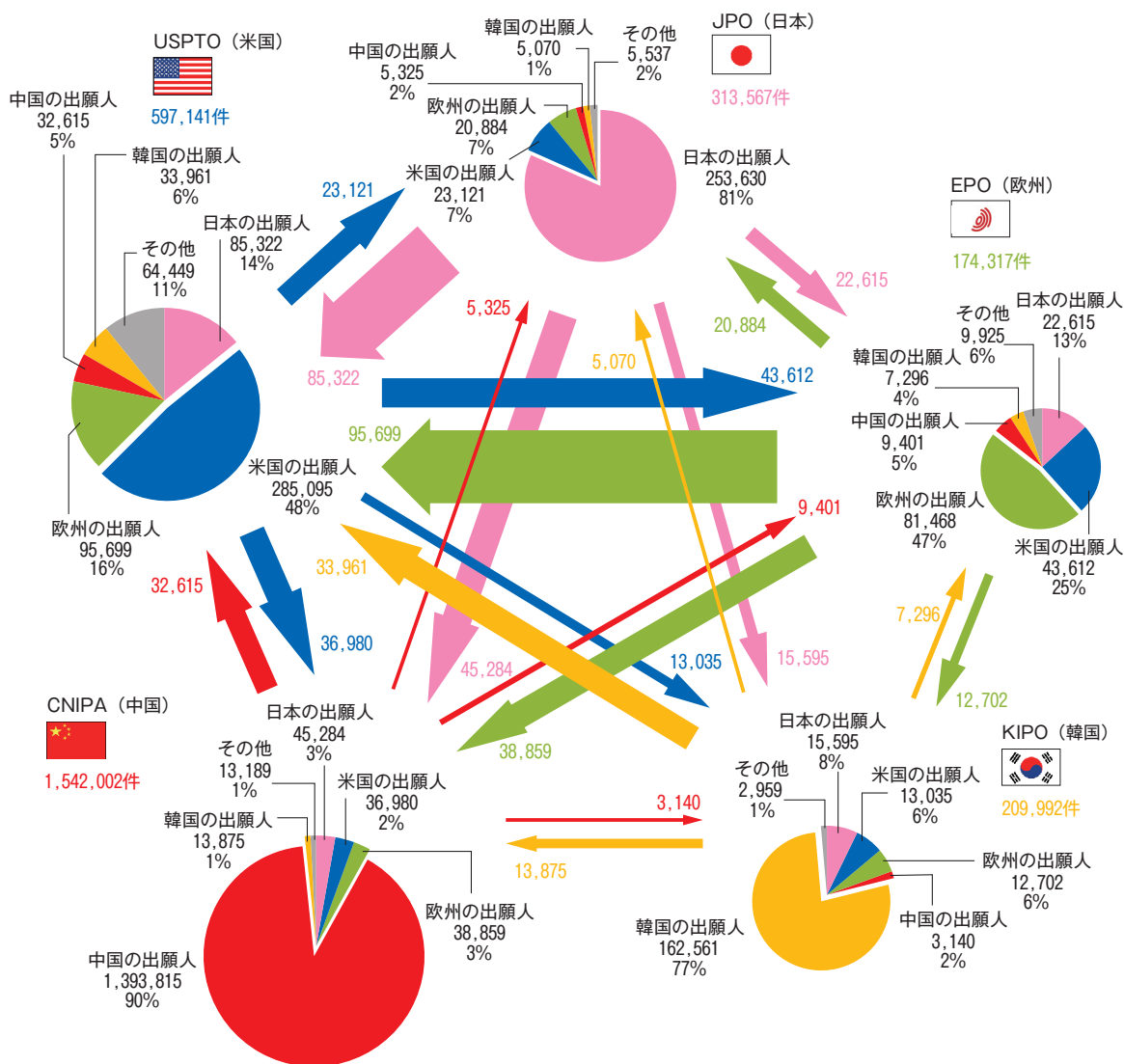
1-1-20図、1-1-21図]。CNIPAにおける内国人による出願件数は、近年大きく増加していたが、大幅に増加した2018年に比べ、2019年は約11%減少している。

⑥五庁間の特許出願件数と特許登録件数

2018年における五庁間の特許出願件数と特

許登録件数を見ると、日本からの出願・登録は、USPTO、CNIPA、EPO、KIPOの順に多く、一方で、JPOへの出願は、米国、欧州、中国、韓国の順であり、登録は、米国、欧州、韓国、中国の順となっている。特に、中国からJPOへの出願・登録の件数と比較して、日本からCNIPAへの出願・登録の件数が多い[1-1-22図、1-1-23図]。

1-1-22 図【五庁間の特許出願状況 (2018 年)】¹



(備考) ・米国は Utility Patent が対象

・欧州からの件数は、2018年末時点の EPC 加盟国の出願人による出願件数を示す。

・欧州への件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各 EPC 加盟国への出願件数は含まれていない。

・各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 下記を基に特許庁作成

日本 統計資料編 2019年版 第4章 2. (1)

米国 USPTO 提供資料

欧州 EPO Annual Report 2018

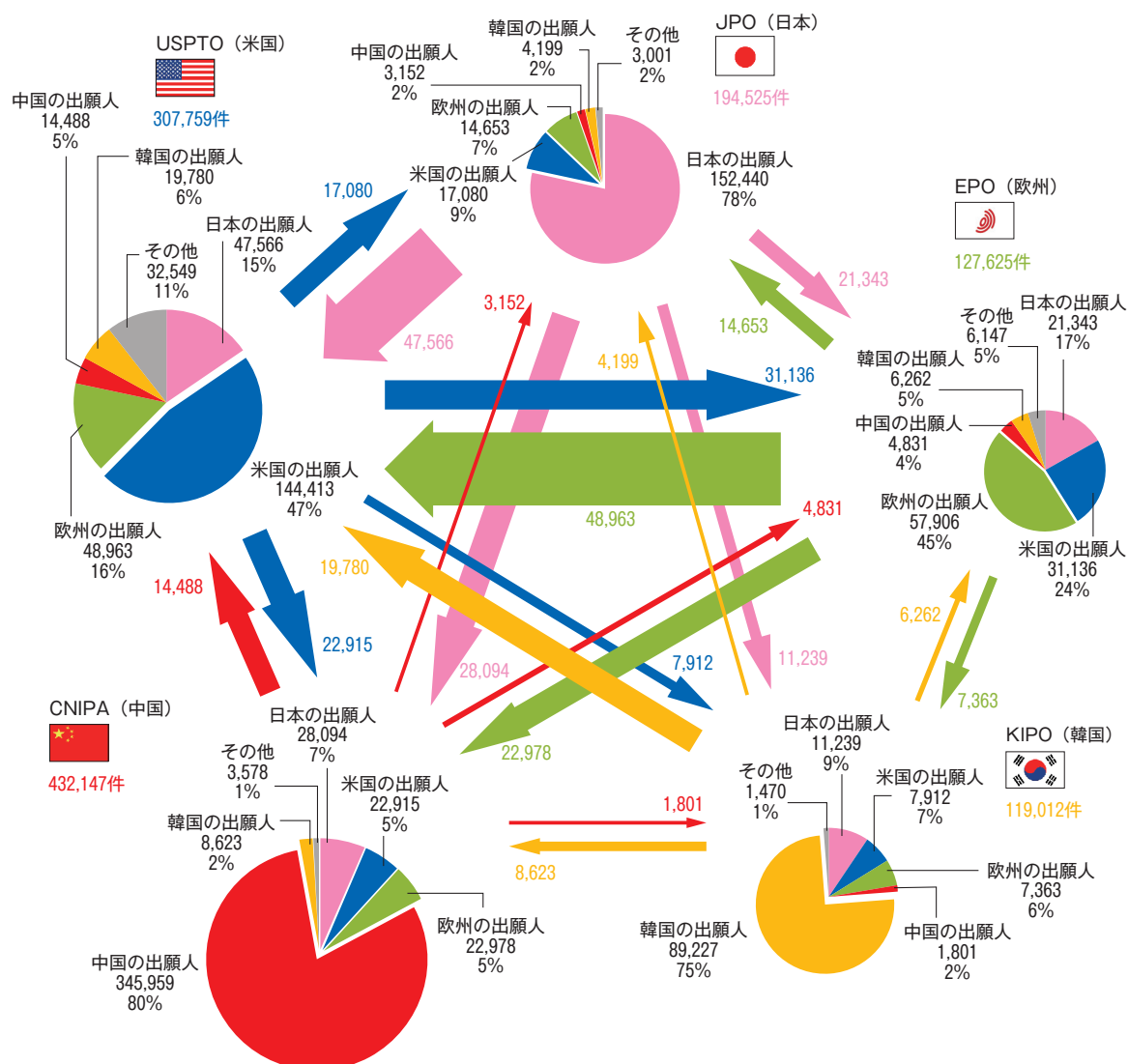
中国 CNIPA 年報

韓国 KIPO 年報

¹ 特許庁「令和元年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」において、優先権主張年2015年にて一部の分野別の図を掲載
https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/document/index/2019_macro.pdf



1-1-23 図【五庁間の特許登録状況（2018年）】



(備考) ・米国は Utility Patent が対象

・欧州からの件数は、2018年末時点の EPC加盟国の出願人による登録件数を示す。

・欧州への件数は、欧州特許庁分のみを計上しており、各 EPC 加盟国への登録件数は含まれていない。

・各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 下記を基に特許庁作成

日本 統計資料編 2019 年版 第 4 章 3. (1)

米国 USPTO 提供資料

欧州 EPO Annual Report 2018

中国 CNIPA 年報

韓国 KIPO 年報

⑦五庁の一次審査通知までの期間と最終処分期間

各庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間の2018年平均は、1-1-24図のとおりである。

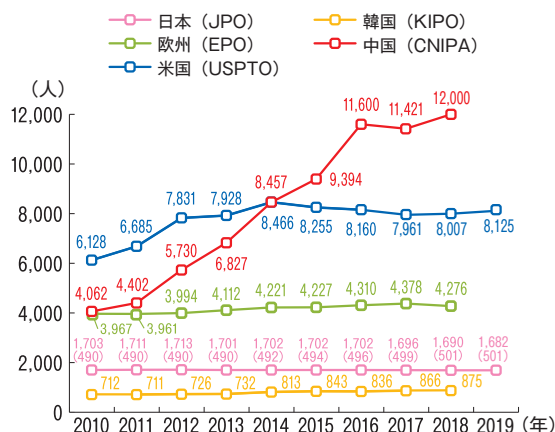
なお、各庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なっている。例えば、一次審査通知までの期間の定義は、JPOでは審査請求日から一次審査までの平均期間であるが、EPOでは出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発行までの期間の中央値、CNIPAでは審査請求後の実体審査開始(実体審査開始の通知書の発行)から一次審査までの平均期間となっている(1-1-24図の備考参照)。

⑧五庁の特許審査官数

審査体制の整備を図るため、各庁は審査官の増員を行ってきた。審査官人数の推移を見ると、USPTOは2010年から2019年までの10年間

で1,997人、EPO、KIPO、CNIPAは、2010年から2018年までの期間でそれぞれ309人、163人、7,938人の審査官が増員されている。JPOは2010年から2019年までの10年間で、2010年比21名減となり、2019年は1,682名となっている[1-1-25図]。

1-1-25 図【五庁の審査官数の推移】



(備考) 日本の2010年～2019年の括弧内は任期付審査官数

(資料) 下記を基に特許庁作成

米国 Annual Report 2019

中国 SIPO A BRIEF INTRODUCTION AND REVIEW (2010～2016年度)、IP5 Statistics Report (2017～2018年度)

欧州 Annual Report 2018

日本 統計・資料編 第5章 4

韓国 IP5 Statistics Report 2018

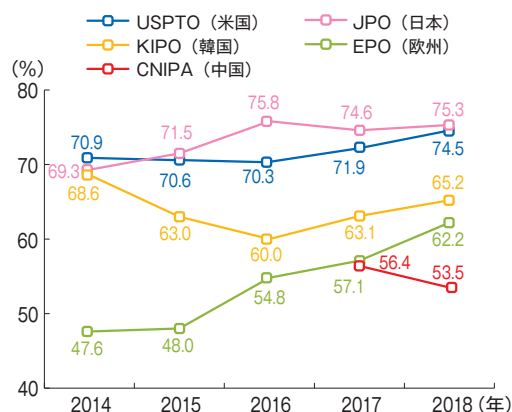
1-1-24 図【五庁の「一次審査通知までの期間」及び「最終処分期間」(2018年平均)】

	一次審査通知 までの期間	最終処分 期間
JPO (日本国特許庁)	9.3 か月	14.1 か月
USPTO (米国特許商標庁)	15.6 か月	23.8 か月
EPO (欧州特許庁)	4.4 か月	25.1 か月
CNIPA (中国国家知識産権局)	15.4 か月	22.5 か月
KIPO (韓国特許庁)	10.3 か月	15.8 か月

(備考) ・日本国特許庁の一次審査通知までの期間及び最終処分期間の数値は、2018年度平均。
 ・日本国特許庁及び韓国特許庁の一次審査通知までの期間は、審査請求日から一次審査までの平均期間。
 ・米国特許商標庁の一次審査通知までの期間は、出願日から一次審査までの平均期間。
 ・欧州特許庁の一次審査通知までの期間は、出願日から特許性に関する見解を伴う拡張欧州調査報告の発表までの中央値。
 ・中国国家知識産権局の一次審査通知までの期間は、審査請求後の実体審査開始から一次審査までの平均期間。
 ・日本国特許庁の最終処分期間、すなわち権利化までの期間(標準審査期間)は、審査請求日から取下げ・放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間(出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く)。
 ・米国特許商標庁の最終処分期間は、出願日から放棄又は最終処分を受けるまでの平均期間(植物特許、再審査を含む)。
 ・欧州特許庁の最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの期間の中央値。
 ・中国国家知識産権局の最終処分期間は、実体審査開始から最終処分までの平均期間。
 ・韓国特許庁の最終処分期間、各年に最終処分を受けた全出願の最終処分までに要した審査期間(総月数)を各年の最終処分件数で除した値。

(資料) 他国特許庁の数値は IP5 Statistics Report 2018 を基に特許庁作成

1-1-26 図【主要国特許庁の特許査定率の推移】



(備考) 各庁の特許査定率の定義は以下のとおり。

(各年における処理件数が対象)

・日本 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 審査着手後の取下げ・放棄件数)

・米国 特許発行件数 / 処理件数

・欧州 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 放棄件数)

・韓国 特許査定件数 / (特許査定件数 + 拒絶査定件数 + 審査着手後の取下げ件数)

・中国 特許査定率の定義を公表していない

(資料) IP5 Statistics Report 2018 を基に特許庁作成

⑨主要特許庁の特許査定率

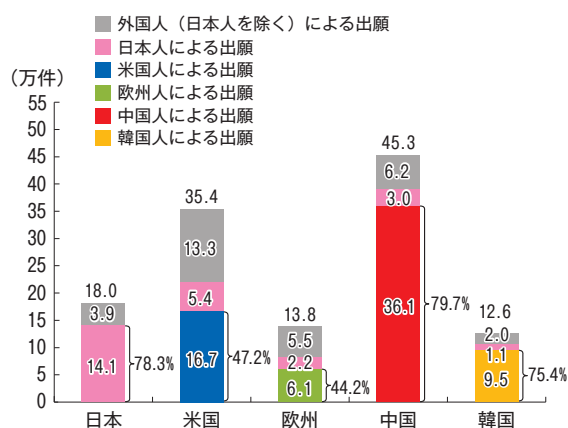
2018年の五庁の特許査定率はCNIPAを除き前年に比べて増加となった。JPOの特許査定率は、前年比0.7ポイント増の75.3%と2017年の小幅減少から増加に転じ、EPOは前年比5.1ポイント増の62.2%と大きく伸びている。他方、2018年のUSPTO、KIPOの特許査定率はそれぞれ前年比2.6ポイント、2.1ポイント増の74.5%、65.2%であった。他方、2018年のCNIPAの特許査定率は前年比2.9ポイント減の53.5%となっている[1-1-26図]。

なお、各庁の特許査定率は、それぞれの特許制度の違いによってその定義が異なっている(1-1-26図の備考参照)。

⑩主要特許庁における特許登録構造

JPO、CNIPA、KIPOでは内国人による登録はそれぞれ78.3%、79.7%、75.4%を占めているのに対し、USPTO及びEPOでは内国人による登録はそれぞれ47.2%、44.2%となっており、登録構造に大きな違いが見られる[1-1-27図]。

1-1-27 図【主要特許庁における特許登録構造 (2019年)】



(備考) 各国特許庁における国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 下記を基に特許庁作成

日本 統計資料編 第2章4. (1)

米国 USPTO 提供資料 (暫定値)

中国 CNIPA 提供資料 (暫定値)

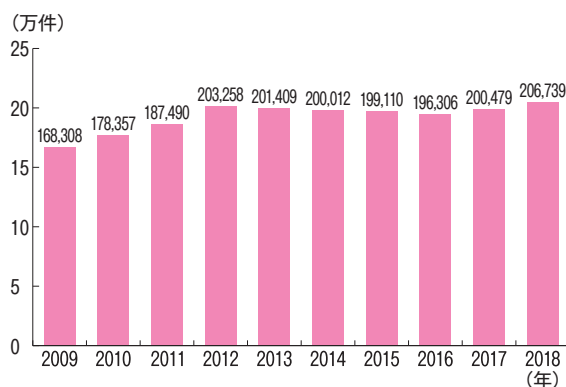
韓国 KIPO 提供資料 (暫定値)

欧州 Patent Index 2019 (Granted patents)

⑪日本から海外への特許出願件数

日本から海外への特許出願件数は、2012年以降ほぼ横ばいで推移しており、2018年は前年比3.1%増の206,739であった[1-1-28図]。日本から海外への特許出願件数の割合を見ると、2018年は米国への出願が41.2%を占めており、中国、欧州(EPO)、韓国への出願が、それぞれ21.9%、10.9%、7.5%と続き、合わせて全体の81.5%を占めている[1-1-29図]。

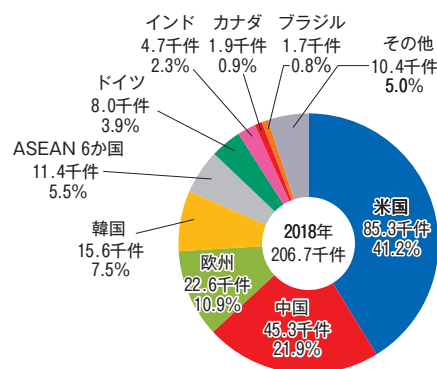
1-1-28 図【日本から海外への特許出願件数の推移】



(備考) 件数は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-29 図【日本から海外への特許出願件数の割合 (2018年)】



(備考) 欧州は欧州特許庁への出願。件数は下記資料の定義に従っている。

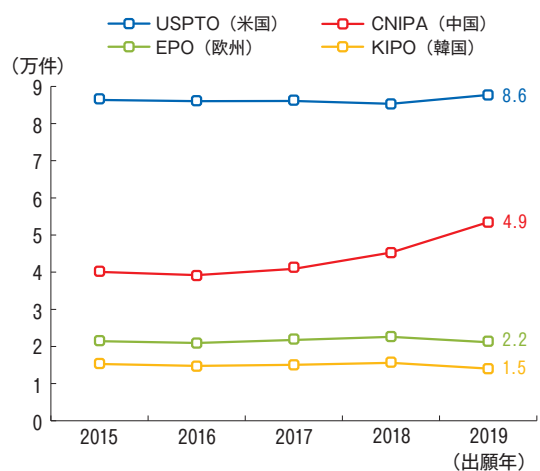
ASEAN 6 各国: タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、ベトナム、フィリピン

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

⑫日本人による主要特許庁への特許出願件数

2019年の日本人による主要特許庁への特許出願件数は、それぞれUSPTOへ85,748件(前年比0.5%増)、CNIPAへ48,867件(同7.9%増)、EPOへ22,066件(同2.3%減)、KIPOへ14,993件(同3.9%減)であった[1-1-30図]。

1-1-30 図【日本人による主要国・機関への特許出願件数の推移】



単位：件

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
USPTO (米国)	86,359	86,021	86,113	85,322	85,748
CNIPA (中国)	40,078	39,207	40,908	45,284	48,867
EPO (欧州)	21,421	20,943	21,774	22,591	22,066
KIPO (韓国)	15,283	14,773	15,044	15,595	14,993

(備考) 米国 Utility Patent が対象。

各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。

(資料) 下記を基に特許庁作成

米国 USPTO ウェブサイト (2015年) 及び USPTO 提供資料 (2016～2018年、2019年 (暫定値))

中国 年報 (2015～2018)、CNIPA 提供資料 (暫定値) (2019年)

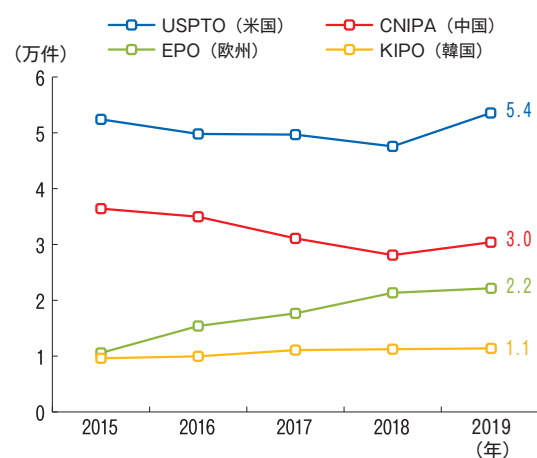
欧州 Patent Index 2019 (European patent applications)

韓国 年報 (2015～2018年) 及び KIPO 提供資料 (暫定値) (2019年)

⑬日本人による主要特許庁での特許登録件数

2019年の日本人による主要特許庁での特許登録件数は、それぞれUSPTOにおいて53,542件(前年比12.6%増)、CNIPAにおいて30,401件(同8.2%増)、EPOにおいて22,423件(同5.1%増)、KIPOにおいて11,351件(同1.0%増)であった[1-1-31図]。

1-1-31 図【日本人による主要特許庁での特許登録件数の推移】



単位：件

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
USPTO (米国)	52,409	49,798	49,677	47,567	53,542
CNIPA (中国)	36,418	34,967	31,090	28,094	30,401
EPO (欧州)	10,574	15,395	17,660	21,343	22,423
KIPO (韓国)	9,615	9,962	11,081	11,239	11,351

(備考) ・米国 Utility Patent が対象。

・欧州は特許査定件数を表す。

・各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。

(資料) 下記を基に特許庁作成

米国 USPTO ウェブサイト (2015年) 及び USPTO 提供資料 (2016～2018年、2019年 (暫定値))

中国 年報 (2015～2018)、CNIPA 提供資料 (暫定値) (2019年)

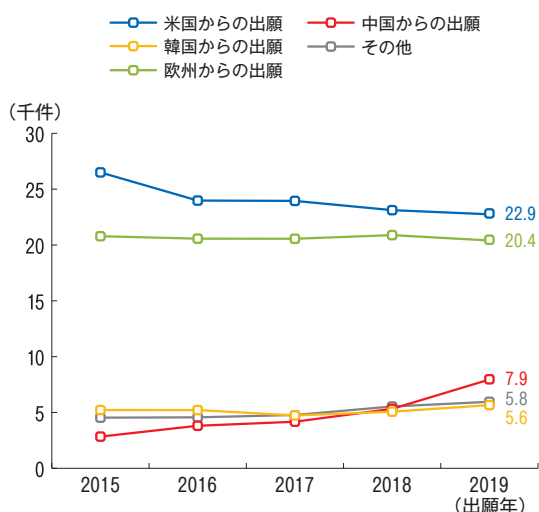
欧州 Patent Index 2019 (Granted Patents)

韓国 年報 (2015～2018年) 及び KIPO 提供資料 (暫定値) (2019年)

⑭外国人による日本への特許出願件数

2019年の外国人による日本への特許出願件数は、前年比4.4%増の62,597件であった。このうち、米国と欧州からの出願が全体の69.1%を占め、それぞれ前年からほぼ横ばいの22,867件、20,394件であった。韓国からの出願は、前年比11.1%増の5,634件であり、全体の9.0%を占めた。また、中国からの出願は、近年増加傾向にあり、2019年は前年比49.2%増の7,947件であった。しかしながら、中国からの出願が全体に占める割合は12.7%であり、欧米からの出願と比べると依然として少ない[1-1-32図]。

1-1-32 図【外国人による日本への特許出願件数の推移】



単位：件
対合計比

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	(2019年)
米国からの出願	26,501	23,979	23,949	23,121	22,867	36.5%
欧州からの出願	20,784	20,568	20,559	20,884	20,394	32.6%
韓国からの出願	5,222	5,216	4,735	5,070	5,634	9.0%
中国からの出願	2,840	3,810	4,172	5,325	7,947	12.7%
その他	4,535	4,564	4,774	5,537	5,755	9.2%
合計	59,882	58,137	58,189	59,937	62,597	

(備考)・欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
・表中の件数は、直接出願件数及び PCT 国内移行件数を含む。
・筆頭出願人の国籍でカウントしている。

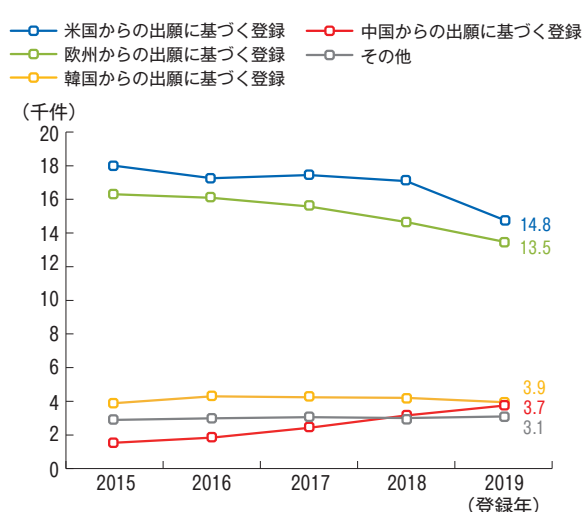
(資料) 統計・資料編 第4章2.(1)を基に特許庁作成

⑮外国人による日本での特許登録件数

2019年の外国人による日本での特許登録件数は、前年比7.2%減の39,045件であった。

このうち、米国と欧州からの出願に基づく登録が全体の72.4%を占めた。韓国からの出願に基づく登録は3,938件であり、全体の10.1%を占めた。また、中国からの出願に基づく登録は、前年比18.6%増の3,738件であり、全体に占める割合は9.6%となっている[1-1-33図]。

1-1-33 図【外国人による日本での特許登録件数の推移】



単位：件
対合計比

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	(2019年)
米国からの出願に基づく登録	17,995	17,248	17,451	17,080	14,789	37.9%
欧州からの出願に基づく登録	16,301	16,086	15,584	14,653	13,485	34.5%
韓国からの出願に基づく登録	3,886	4,292	4,232	4,199	3,938	10.1%
中国からの出願に基づく登録	1,535	1,832	2,415	3,152	3,738	9.6%
その他	2,892	2,986	3,051	3,001	3,095	7.9%
合計	42,609	42,444	42,733	42,085	39,045	

(備考)・欧州とは、各年末時点における EPC 加盟国の出願人を意味する。
・表中の件数は、直接出願及び PCT 国内移行に基づく登録件数を含む。
・筆頭出願人の国籍でカウントしている。

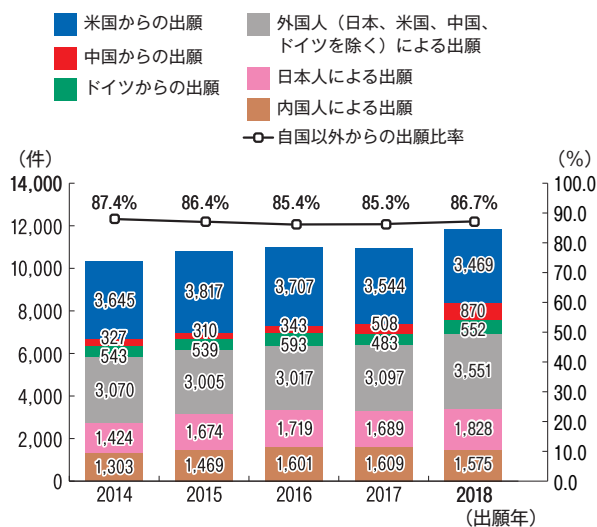
(資料) 統計・資料編 第4章3.(1)を基に特許庁作成

(3)新興国等における特許出願動向

①ASEANにおける特許出願動向

ASEAN主要国(シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン)における特許出願について見ると、2018年はいずれも増加しており、ASEAN主要国全体の出願件数で見ると前年比7.9%増の、47,414件となっている。

1-1-34 図【シンガポールにおける特許出願構造】

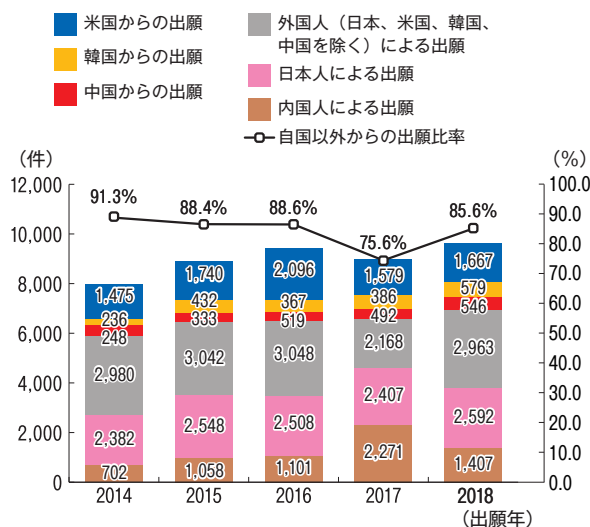


(備考) 米国、中国、ドイツは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-35 図【インドネシアにおける特許出願構造】

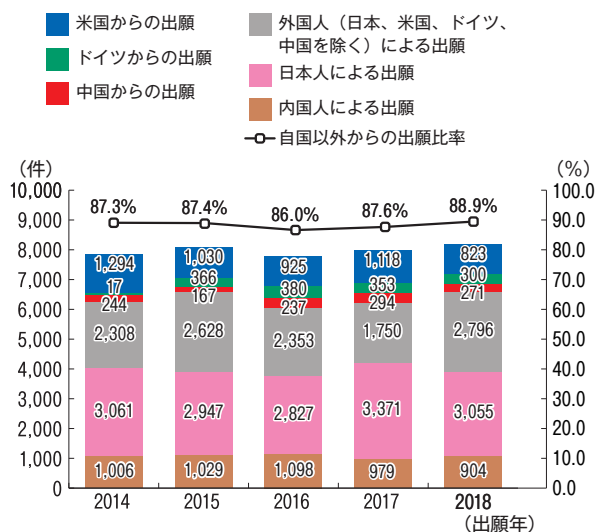


(備考) 米国、韓国、中国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

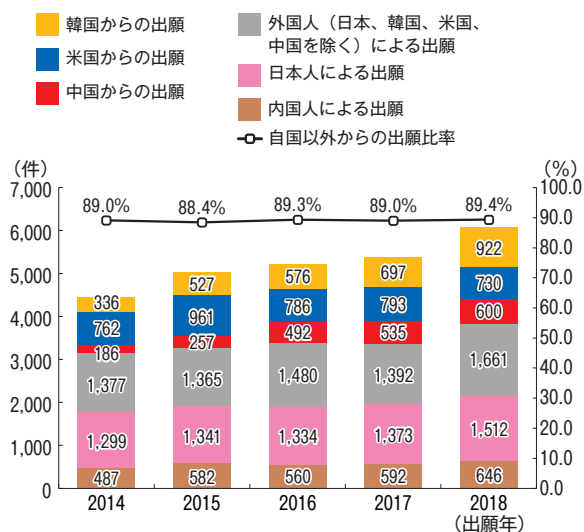
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-36 図【タイにおける特許出願件数の推移】



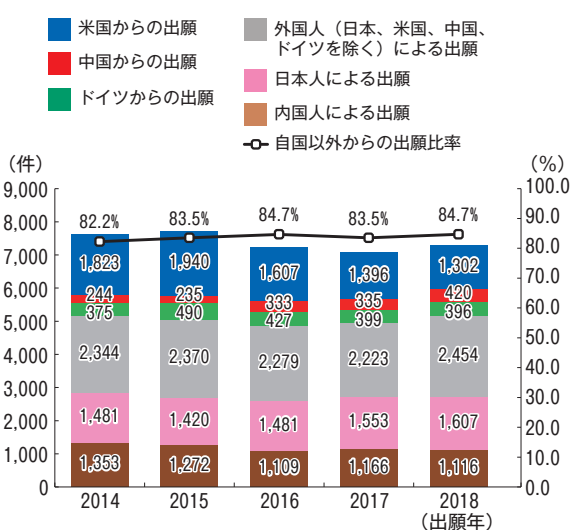
(備考) 米国、ドイツ、中国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-38 図【ベトナムにおける特許出願構造】



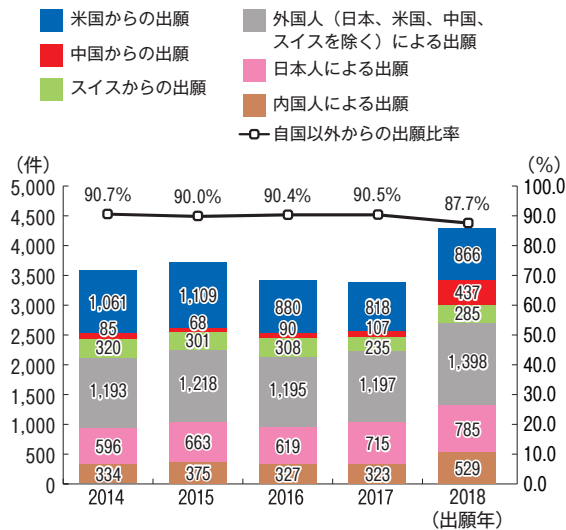
(備考) 韓国、米国、中国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-37 図【マレーシアにおける特許出願構造】



(備考) 米国、中国、ドイツは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-39 図【フィリピンにおける特許出願構造】



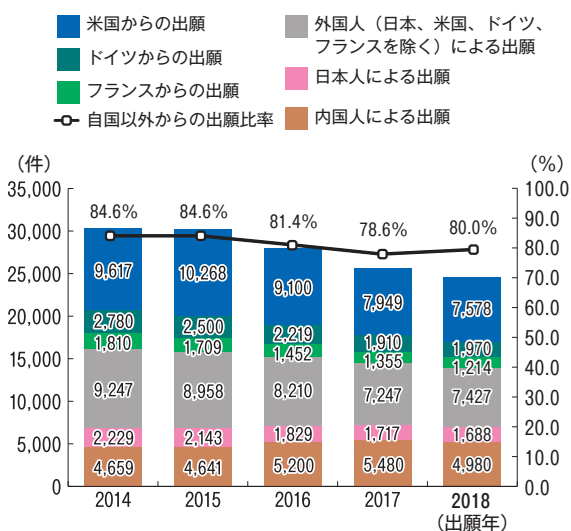
(備考) 米国、中国、スイスは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

②ブラジル、ロシア、インド及び南アフリカにおける特許出願動向

特許出願件数の推移を見ると、ブラジルでは2015年から減少傾向にあり、ロシアは2015年から減少傾向であったが、2018年に増加に転じた。インド、南アフリカでは2015年からほぼ横ばいで推移してきたが、2017年、2018年とインドは出願件数が増加する一方、南アフリカは2018年より減少に転じている。また、2018年の特許出

願構造を見ると、ロシアにおいては、内国人による出願割合が過半数に達しているが、ブラジル、インド、南アフリカでは内国人による出願割合が比較的小さい。加えて、外国からの出願について見ると、4か国ともに米国からの出願が最も多く、ブラジル及びロシアではドイツと日本がこれに続き、インドでは日本と中国が、南アフリカではドイツと英国がこれに続いている[1-1-40図、1-1-41図、1-1-42図、1-1-43図]。

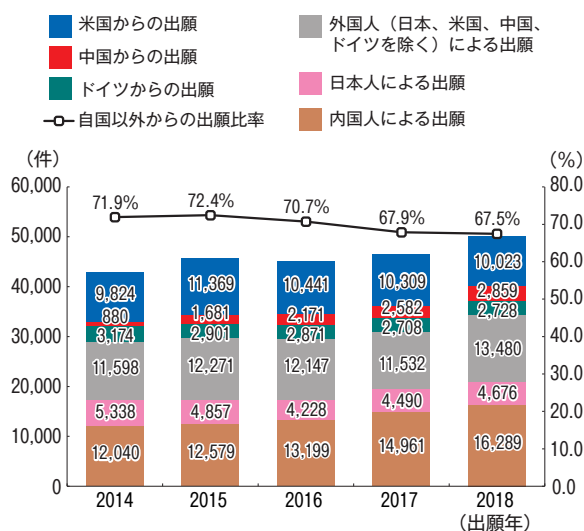
1-1-40 図【ブラジルにおける特許出願構造】



(備考) 米国、ドイツ、フランスは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

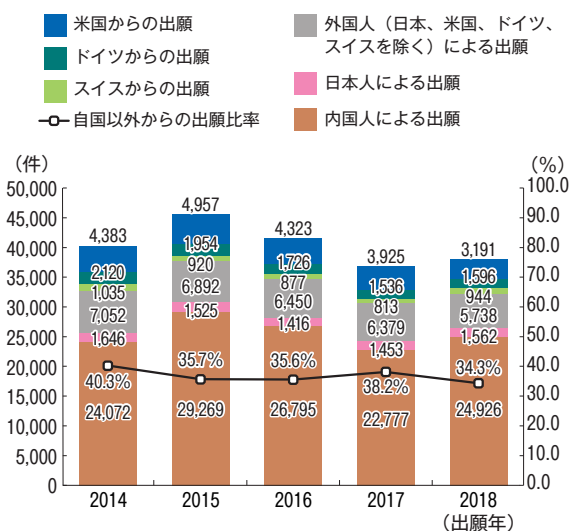
1-1-42 図【インドにおける特許出願構造】



(備考) 米国、中国、ドイツは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

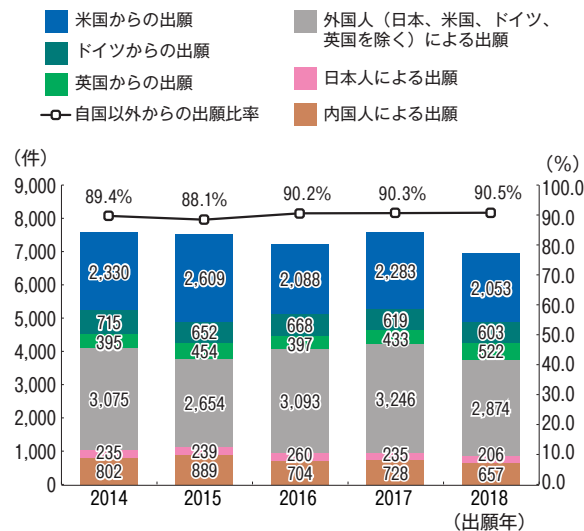
1-1-41 図【ロシアにおける特許出願構造】



(備考) 米国、ドイツ、スイスは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-43 図【南アフリカにおける特許出願構造】



(備考) 米国、ドイツ、英国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)
国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

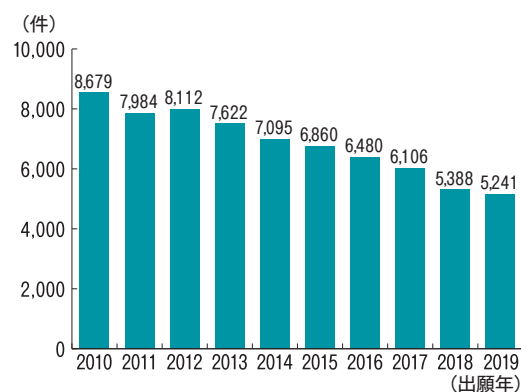
2. 実用新案

(1) 我が国における実用新案登録出願・登録動向及び実用新案技術評価書作成の現状

①実用新案登録出願件数及び実用新案登録件数

実用新案登録出願件数は、この10年間減少傾向にあり、2019年は5,241件であった[1-1-44図]。実用新案登録件数も同様に減少傾向にあり、2019年は5,033件であった[1-1-45図]。

1-1-44 図【実用新案登録出願件数の推移】

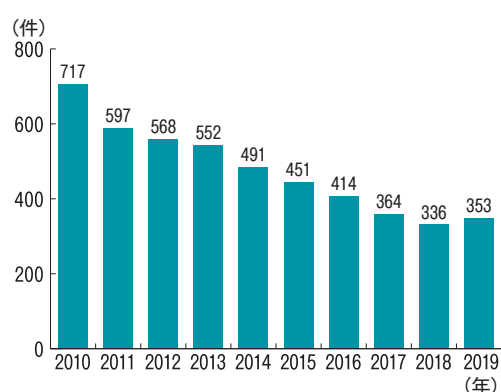


(資料) 統計・資料編 第1章3.

②実用新案技術評価書作成件数

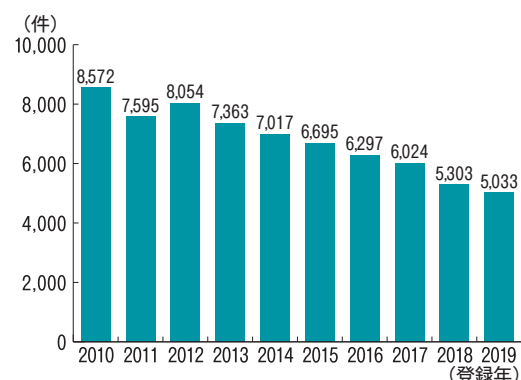
実体審査を行わない実用新案制度においては、権利を行使するにあたり、実用新案技術評価書を提示して警告を行うことが必要である。実用新案技術評価書とは、請求に基づき、権利の有効性を判断する材料として、新規性、進歩性等に関する審査官の評価を請求人に通知するものである。実用新案技術評価書の作成件数も、実用新案登録出願件数と同様に減少傾向にあるが、2019年は353件(前年比5.1%増)であった[1-1-46図]。

1-1-46 図【実用新案技術評価書作成件数の推移】



(資料) 特許庁作成

1-1-45 図【実用新案登録件数の推移】



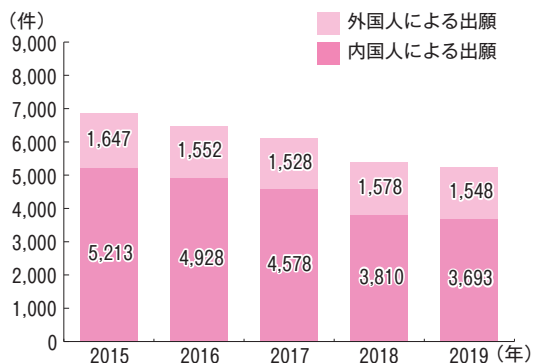
(資料) 統計・資料編 第1章3.

(2)日中韓における実用新案登録出願構造

2019年の内国人による実用新案登録出願件数は、日本は3,693件、中国は2,259,765件、韓国は4,975件であった。

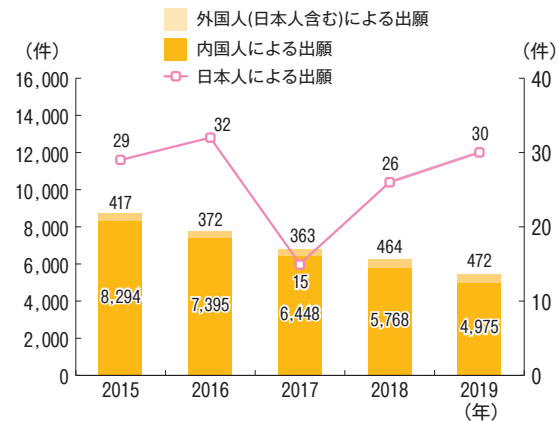
中国における外国人出願の件数は増加傾向にあるが、その割合は1%未満に過ぎない。また、2018年の日本から中国への出願件数は前年より増加している[1-1-47図、1-1-48図、1-1-49図]。

1-1-47 図 【日本における実用新案登録出願構造】



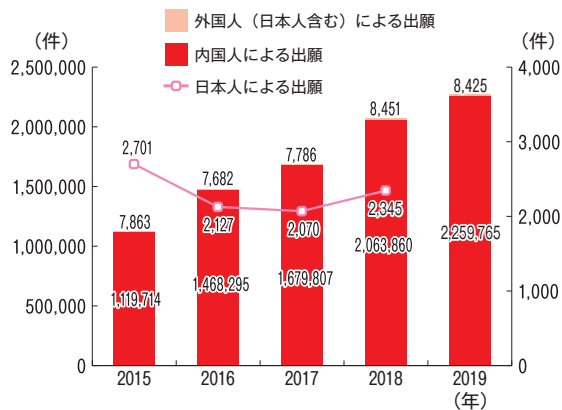
(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている。
(資料) 統計・資料編 第2章 4. (2)

1-1-49 図 【韓国における実用新案登録出願構造】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) 韓国 Annual Report (2015～2018年) 及び韓国提供資料 (暫定値) (2019年) を基に特許庁作成

1-1-48 図 【中国における実用新案登録出願構造】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(資料) 中国専利業務工作及総合管理統計月報及び中国年報を基に特許庁作成

3. 意匠

(1) 我が国における意匠登録出願・登録動向及び意匠審査の現状

① 意匠登録出願件数及び意匠登録件数

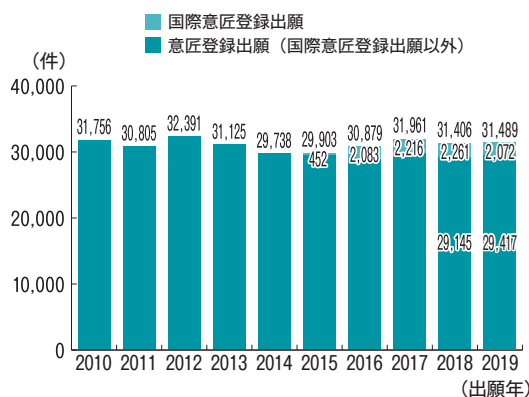
過去10年間の意匠登録出願件数の推移をみると、2010年以降多少の増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しており、2019年は前年比0.3%増の31,489件であった。その内訳をみると、国

際意匠登録出願¹件数は2,072件、それ以外の意匠登録出願件数は29,417件であった。

また、関連意匠²の利用割合は、2015年以降、13%前後で横ばいを維持しており、2019年は12.8%となっている。

意匠登録件数は、近年は多少の増減を繰り返しながら3万件弱で推移しており、2019年は27,556件であった。

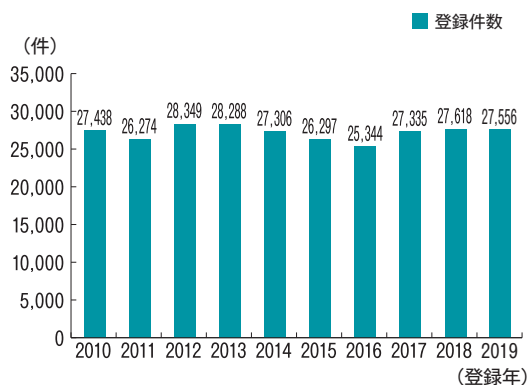
1-1-50 図【意匠登録出願件数の推移】



(備考) 国際意匠登録出願については、国際公表日を基準としてカウントしている。日本国特許庁におけるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願の取扱い開始は、2015年5月13日。

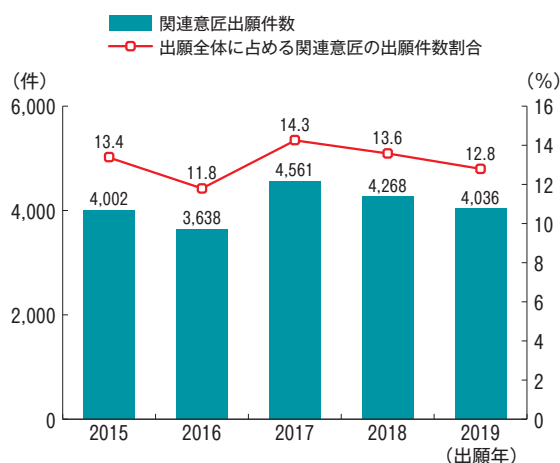
(資料) 統計・資料編 第1章5、第3章10。

1-1-52 図【意匠登録件数の推移】



(資料) 統計・資料編 第1章5。

1-1-51 図【関連意匠の出願件数及び出願件数割合の推移】



(資料) 特許庁作成

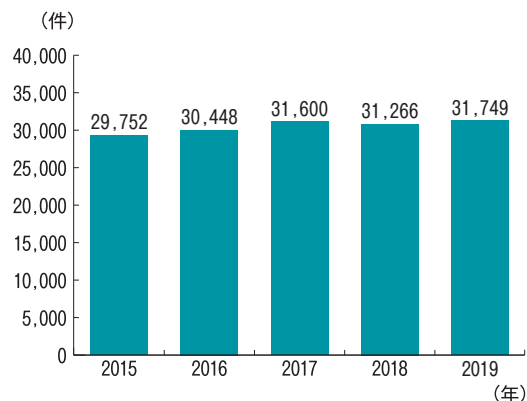
1 国際意匠登録出願件数は、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願であって、日本国を指定締約国とし、かつ国際事務局により国際登録され、国際公表がされた出願の件数。当該件数については、国際出願の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願として、また、国際公表の日を基準としてカウント。意匠法第60条の6参照。

2 「関連意匠制度」は、自己が出願した意匠に類似している意匠（関連意匠）が、一定期間内に提出された場合に限り、意匠登録を受けることができる制度。

②意匠審査の現状

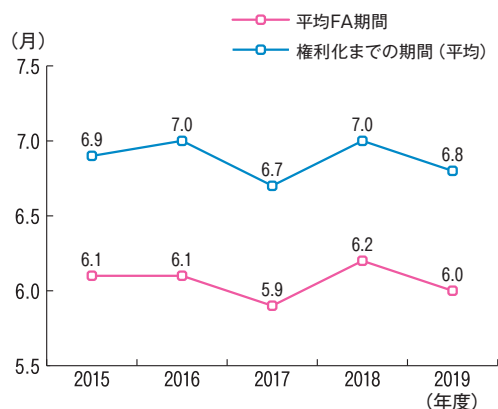
2019年度における出願から一次審査通知までの期間(FA期間)は平均6.0月であり、出願から最終処分までの期間¹は平均6.8月であった。また、2019年の一次審査件数(FA件数)は31,749件と、出願件数同様にほぼ横ばいで推移しており、登録査定件数は3万件弱で推移している。

1-1-54 図【意匠審査のFA件数の推移】

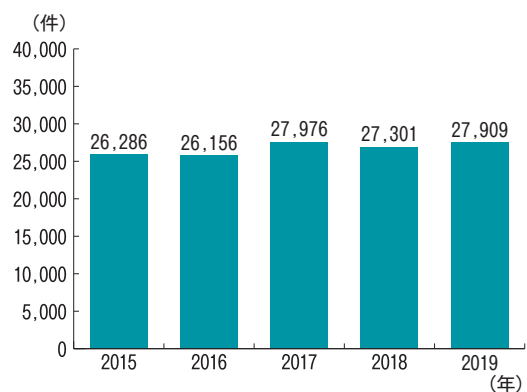


(資料) 統計・資料編 第1章 5.

1-1-53 図【意匠審査の権利化までの期間と平均FA期間の推移】



1-1-55 図【意匠審査の登録査定件数の推移】



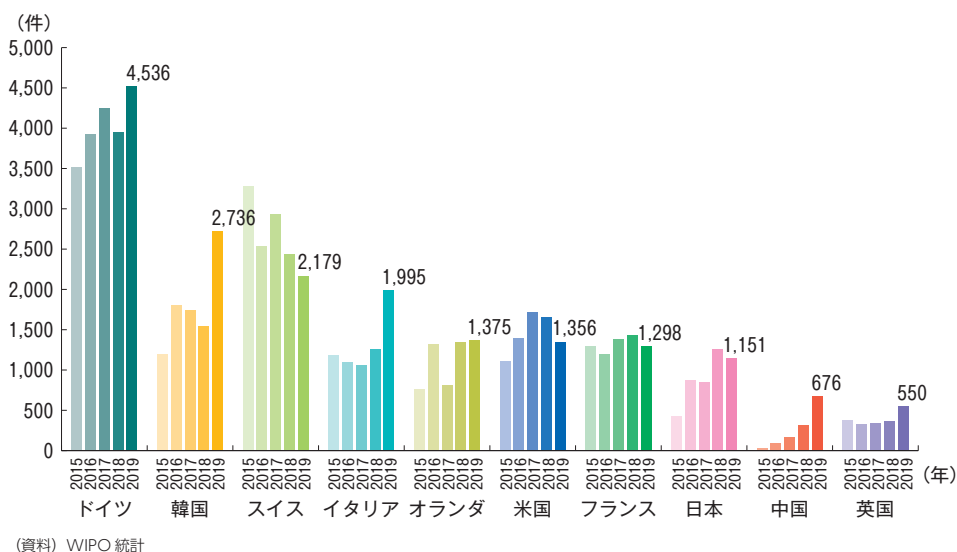
(資料) 統計・資料編 第1章 5.

¹ 国際意匠登録出願を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使い補正等を行うことによって、特許庁から再度の応答を求められる場合等を除く。

③ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願件数

我が国におけるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願の取扱い開始は、2015年5月13日であり、出願人居住国別にみると、2019年の韓国からの国際出願件数は、前年と比較して急増した。

1-1-56 図【出願人居住国別の国際出願に含まれる意匠数の推移】

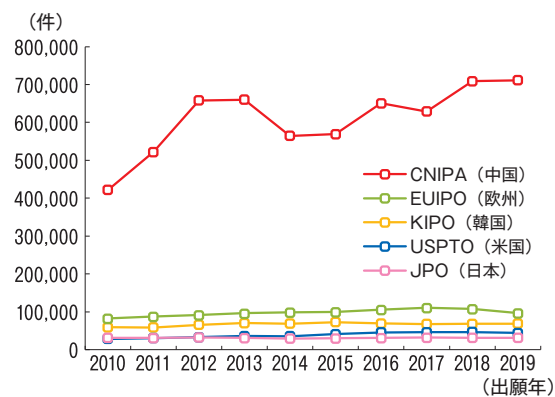


(2) 主要国・機関における意匠登録出願・登録動向

①主要国・機関における意匠登録出願件数

主要国・機関における2019年の意匠登録出願件数について、米国(前年比6.3%減)欧州(EUIPO)(意匠数前年比10.4%減)は減少した一方、日本(前年比0.3%増)中国(前年比0.4%増)韓国(前年比1.3%増)は増加した。

1-1-57 図【主要国・機関における意匠登録出願件数の推移】



	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
CNIPA (中国)	421,273	521,468	657,582	659,563	564,555	569,059	650,344	628,658	708,799	711,617
EUIPO (欧州)	82,768	87,492	92,090	96,422	98,957	99,658	105,729	111,234	108,174	96,960
KIPO (韓国)	59,204	58,571	65,469	70,054	68,564	72,813	69,293	67,482	68,054	68,937
USPTO (米国)	29,059	30,467	32,799	36,034	35,378	40,972	45,420	46,069	47,137	44,174
JPO (日本)	31,756	30,805	32,391	31,125	29,738	29,903	30,879	31,961	31,406	31,489

(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPO へ出願された意匠数を示す。

(資料) 日本 統計・資料編 第1章 5.

米国 2010～2018年：WIPO 統計、2019年：USPTO 提供資料（暫定値）

欧州 2010～2018年：WIPO 統計、2019年：EUIPO 提供資料（暫定値）

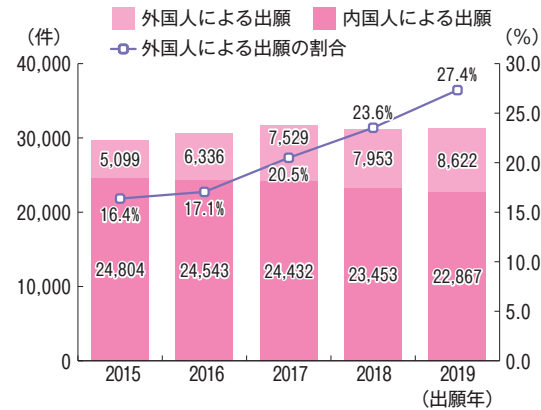
中国 2010～2018年：WIPO 統計、2019年：CNIPA 提供資料（暫定値）

韓国 2010～2018年：WIPO 統計、2019年：KIPO 提供資料（暫定値）

②主要国・機関における意匠登録出願構造

2019年の主要国・機関における内外国人別の出願割合を見ると、外国人による出願の割合は、それぞれ米国は47.7%、欧州¹⁾は36.6%、日本は27.4%、韓国は11.1%、中国は2.8%であった。

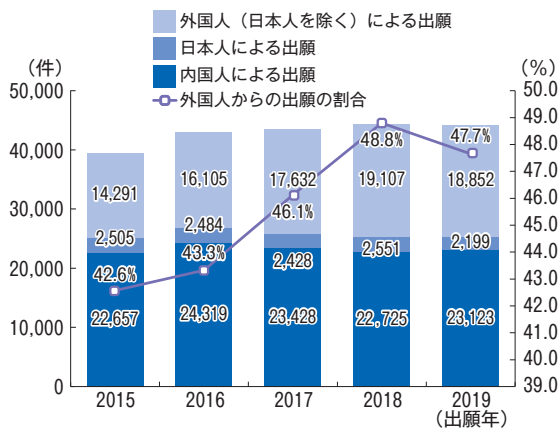
1-1-58 図【日本における意匠登録出願構造】



(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際意匠登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく）。

(資料) 統計・資料編 第2章 4.(4)

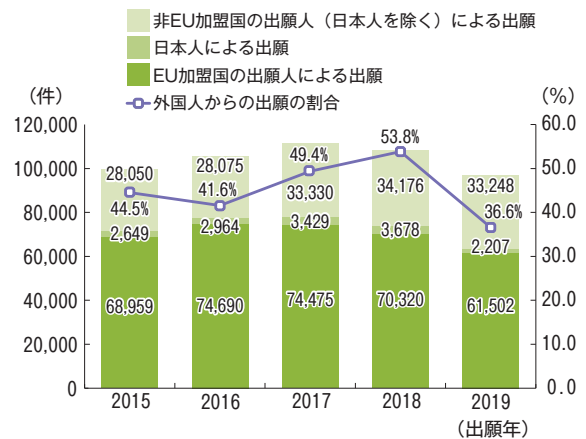
1-1-59 図【米国における意匠登録出願構造】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 2015～2018年：WIPO統計、2019年：USPTO提供資料（暫定値）

1-1-60 図【欧州における意匠登録出願構造】

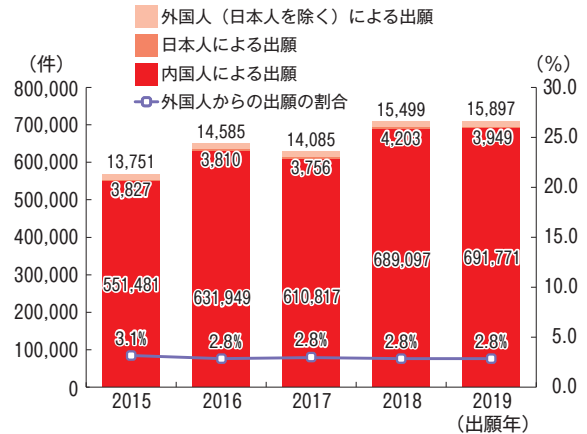


(備考) EUIPOへ出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 2015～2018年：WIPO統計、2019年：EUIPO提供資料（暫定値）

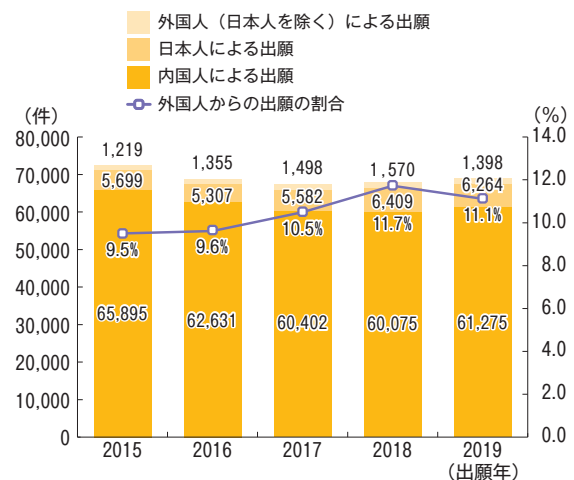
1-1-61 図【中国における意匠登録出願構造】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) 2015～2018年：WIPO統計、2019年：CNIPA提供資料（暫定値）

1-1-62 図【韓国における意匠登録出願構造】



(備考) KIPOへ出願された意匠数に基づく出願構造をあらわす。

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

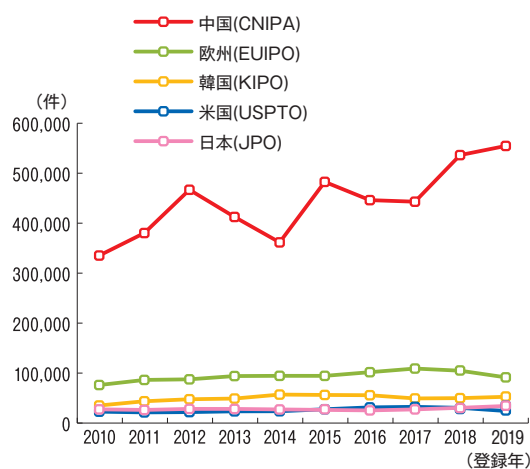
(資料) 2015～2018年：WIPO統計、2019年：KIPO提供資料（暫定値）

1 欧州における出願において、外国人とは非EU加盟国の出願人を指す。

③主要国・機関における意匠登録件数

実体審査を行う国における2019年の意匠登録件数を見ると、我が国では前年比0.2%減であったが、韓国¹では前年比4.3%増、米国では前年比4.1%増であった。実体審査を行わない国・機関における2019年の意匠登録件数を見ると、欧州(EUIPO)では前年比11.4%減であったが、中国では前年比3.8%増である。

1-1-63 図【主要国・機関における意匠登録件数】



単位：件

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
中国 (CNIPA)	335,243	380,290	466,858	412,467	361,576	482,659	446,135	442,996	536,251	556,529
欧州 (EUIPO)	81,395	86,397	87,562	93,637	94,851	94,718	102,389	109,450	105,116	93,161
韓国 (KIPO)	35,183	43,634	47,670	49,039	57,207	56,444	56,787	50,106	50,678	52,850
米国 (USPTO)	22,799	21,356	21,951	23,468	23,657	27,673	33,299	34,808	33,449	34,808
日本 (JPO)	27,438	26,274	28,349	28,288	27,306	26,297	25,344	27,335	27,618	27,556

(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPO で登録された意匠数を示す。

(資料) 日本 統計・資料編 第1章 5.

米国 2010～2018年：WIPO 統計、2019年：USPTO提供資料（暫定値）

欧州 2010～2018年：WIPO 統計、2019年：EUIPO提供資料（暫定値）

中国 2010～2018年：WIPO 統計、2019年：CNIPA提供資料（暫定値）

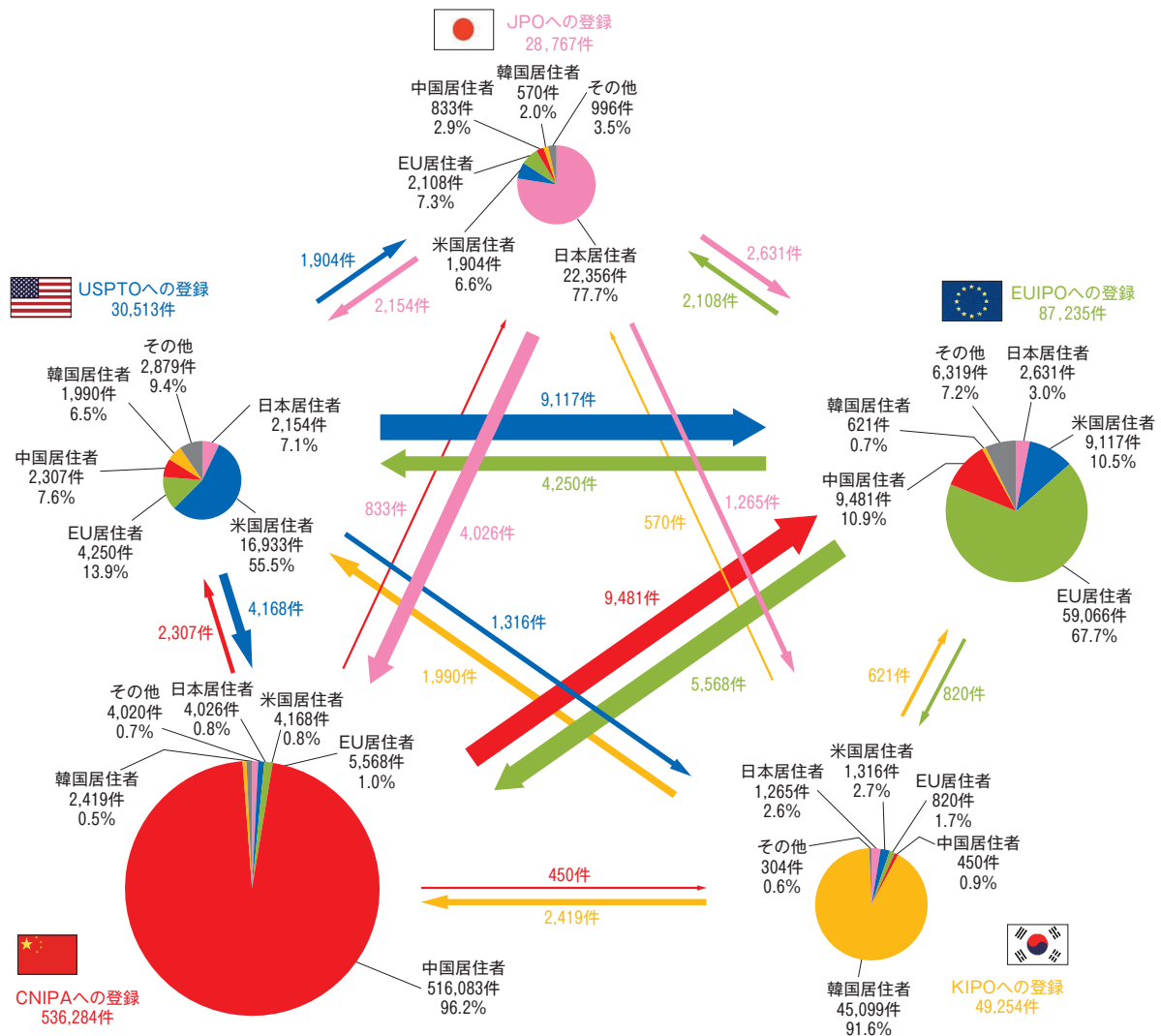
韓国 2010～2018年：WIPO 統計、2019年：KIPO提供資料（暫定値）

1 一部の物品分野では、実体審査なしで登録される。

④主要国・機関間の意匠登録状況

主要国・機関間の各国居住者による他国への意匠登録状況を見ると、日本居住者、欧州居住者及び韓国居住者は中国への登録が最も多い。また、米国居住者及び中国居住者は欧州への登録が最も多い。

1-1-64 図【主要国・機関間の意匠登録状況（2018年）】



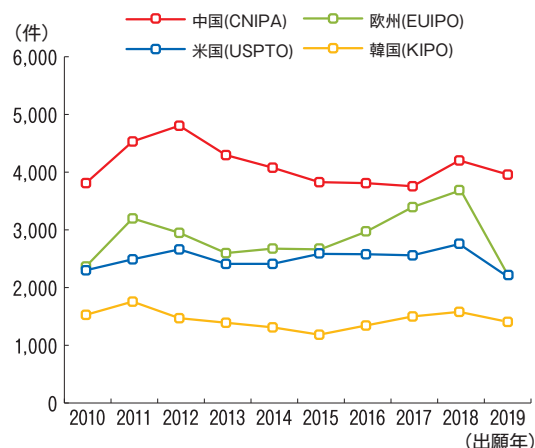
（備考）意匠登録件数は意匠公報発行年（2018年）で集計した。「欧州での登録」はEUIPOで登録された意匠数を示す。

（資料）特許庁「令和元年度意匠出願動向調査報告書－マクロ調査－」

⑤日本人による主要国・機関への意匠登録出願件数

日本人による米国、中国、韓国への出願件数は、近年横ばいとなっている。他方、2019年は欧州への出願は急減した。

1-1-65 図【日本人による主要国・機関における意匠登録出願件数の推移】



単位：件

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
中国 (CNIPA)	3,811	4,532	4,805	4,296	4,078	3,827	3,810	3,756	4,203	3,949
欧州 (EUIPO)	2,366	3,199	2,949	2,598	2,697	2,649	2,964	3,429	3,678	2,207
米国 (USPTO)	2,300	2,490	2,662	2,411	2,411	2,573	2,601	2,551	2,744	2,199
韓国 (KIPO)	1,528	1,757	1,470	1,391	1,328	1,219	1,355	1,498	1,570	1,398

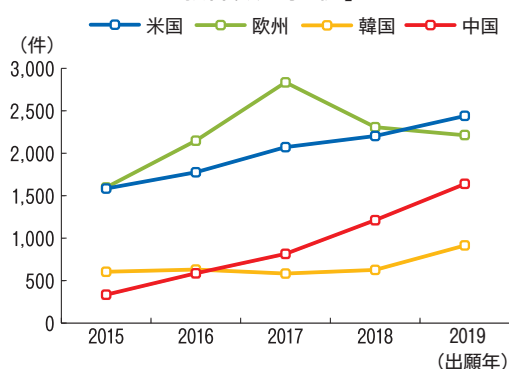
(備考) 欧州、韓国の数値は、それぞれ EUIPO、KIPO へ出願された意匠数を示す。
各国特許庁における件数は下記資料の定義に従っている。

(資料) 米国 2010～2018年：WIPO統計、2019年：USPTO提供資料（暫定値）
欧州 2010～2018年：WIPO統計、2019年：EUIPO提供資料（暫定値）
中国 2010～2018年：WIPO統計、2019年：CNIPA提供資料（暫定値）
韓国 2010～2018年：WIPO統計、2019年：KIPO提供資料（暫定値）

⑥外国人による日本への意匠登録出願件数

2019年に米国、中国、韓国から日本へなされた意匠登録出願件数は、いずれも前年と比べて増加した。また、外国人による日本への意匠登録出願件数全体も、ここ数年増加し続けている。

1-1-66 図【外国人による日本への意匠登録出願件数の推移】



単位：件

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	対合計比 (2019年)
欧州	1,597	2,148	2,835	2,308	2,214	25.7%
米国	1,584	1,776	2,072	2,203	2,440	28.3%
韓国	604	630	583	626	916	10.6%
中国	334	586	815	1,212	1,641	19.0%
その他	980	1,196	1,224	936	1,411	16.4%
合計	5,099	6,336	7,529	7,953	8,622	100.0%

(備考) 欧州の数値は、各年に EU加盟国から日本になされた出願件数の合計である。

2015年以降の数値は、国内出願件数と国際意匠登録出願件数の合計である。

筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際意匠登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく。）。

(資料) 統計・資料編 第4章2. (1)

(3)新興国等における意匠登録出願動向

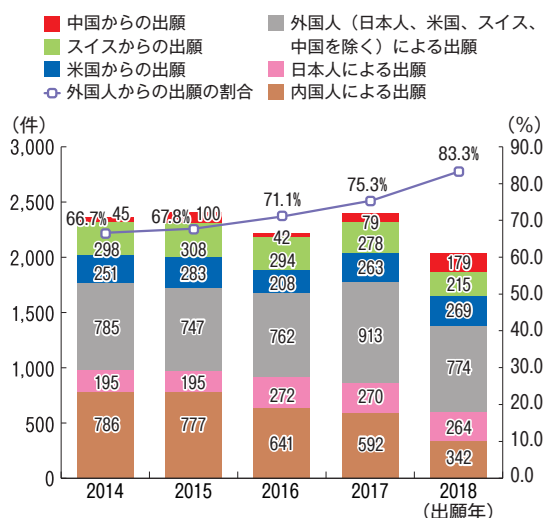
①ASEANにおける意匠登録出願動向

ASEAN主要国(シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン)における直近5年間の意匠登録出願件数の推移を見ると、タイは増加傾向にある。マレーシアでは

2014年以降減少傾向にあったが、2017年に増加に転じた。

なお、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピンでは、2018年の外国人による出願のうち日本人による出願が約20～30%を占めている。

1-1-67 図【シンガポールにおける意匠登録出願構造】

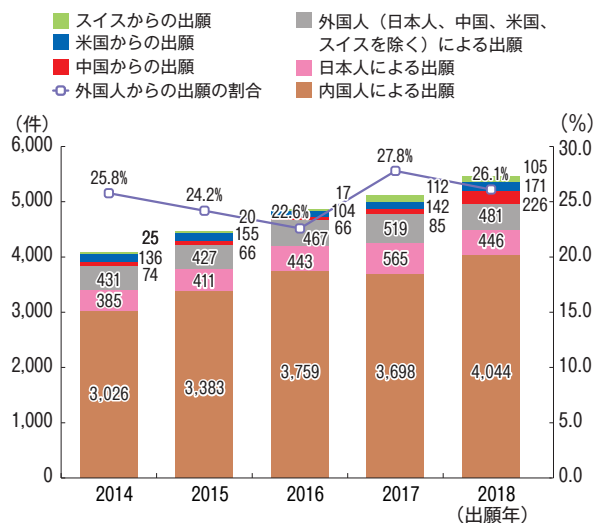


(備考) 米国、スイス、中国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-69 図【タイにおける意匠登録出願構造】

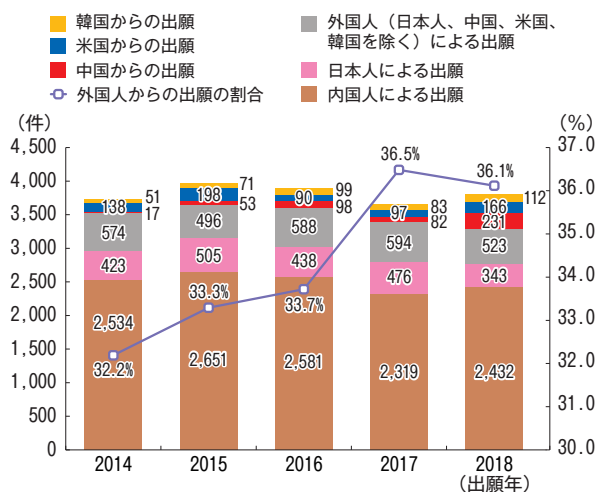


(備考) 中国、米国、スイスは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-68 図【インドネシアにおける意匠登録出願構造】

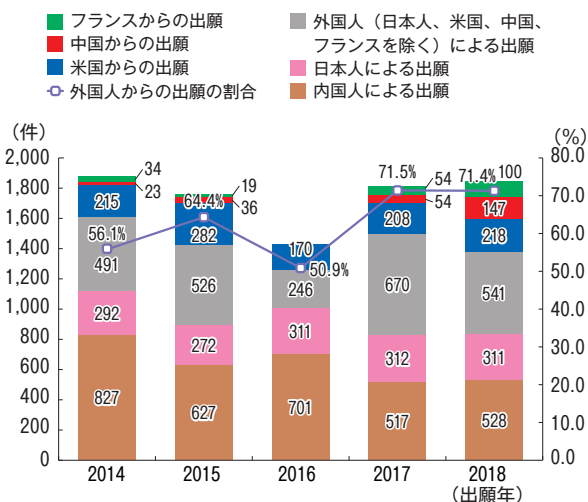


(備考) 中国、米国、韓国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く)

国別内訳は下記資料の定義に従っている。

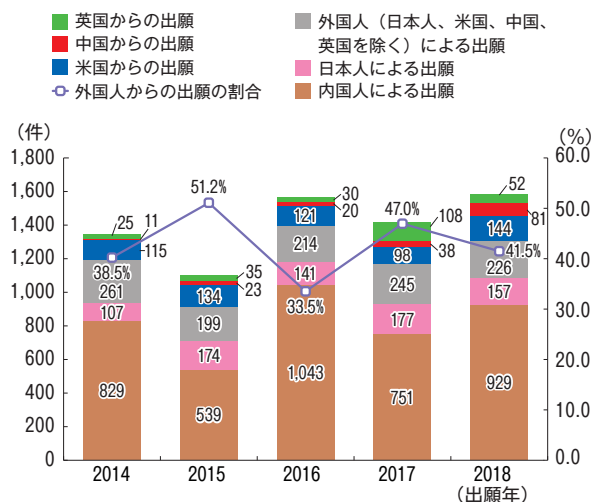
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-70 図【マレーシアにおける意匠登録出願構造】



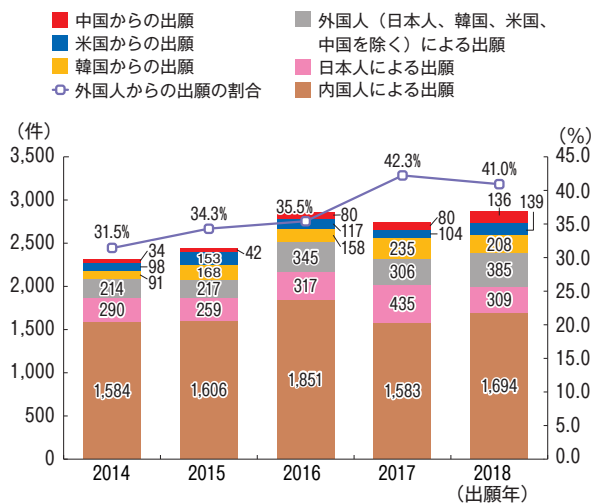
(備考) 米国、中国、フランスは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-72 図【フィリピンにおける意匠登録出願構造】



(備考) 米国、中国、英国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-71 図【ベトナムにおける意匠登録出願構造】



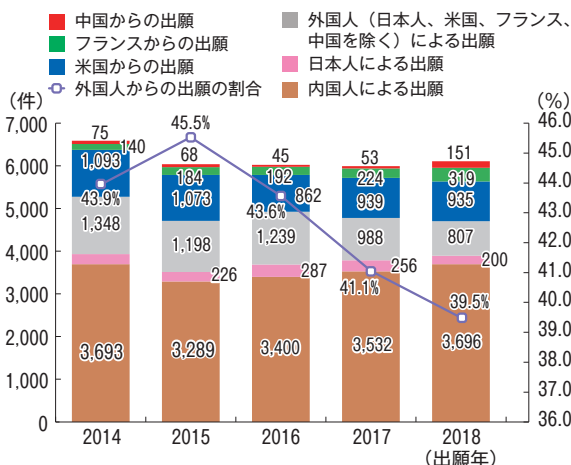
(備考) 韓国、米国、中国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

②ブラジル・インド・ロシア・南アフリカにおける意匠登録出願動向

直近5年間の意匠登録出願件数の推移を見ると、インドでは2014年以降、増加を続けており、これら4か国で最大の出願件数となっている。ブ

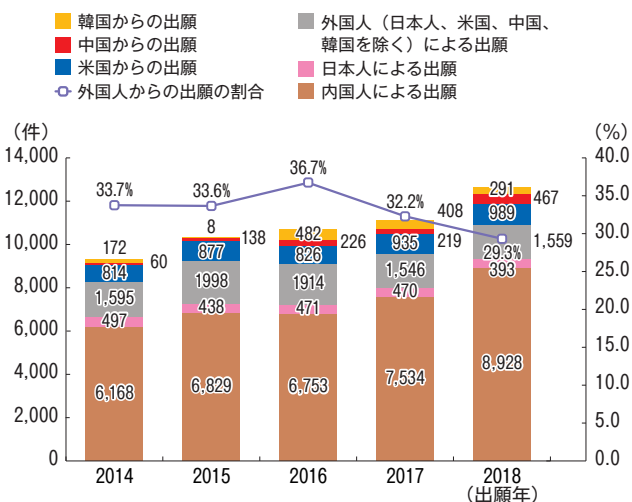
ラジルでは近年は横ばいを維持している。また、ロシアでは2016年以降に出願が急増している一方、南アフリカは2014年以降、2000件前後で増減を繰り返している。

1-1-73 図【ブラジルにおける意匠登録出願構造】



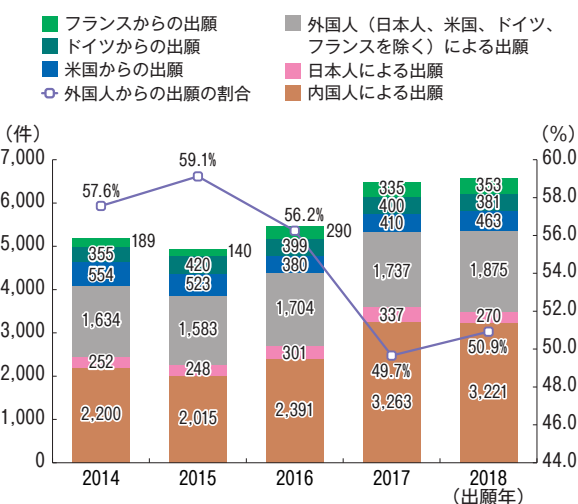
(備考) 米国、フランス、中国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-75 図【インドにおける意匠登録出願構造】



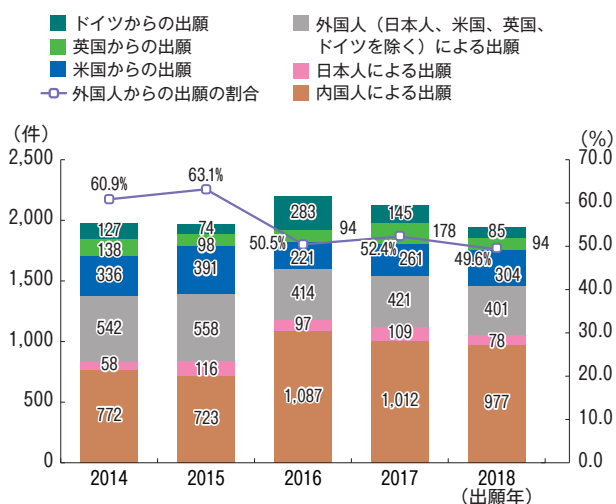
(備考) 米国、中国、韓国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-74 図【ロシアにおける意匠登録出願構造】



(備考) 米国、ドイツ、フランスは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-76 図【南アフリカにおける意匠登録出願構造】



(備考) 米国、英国、ドイツは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

4. 商標

(1) 我が国における商標登録出願・登録動向及び商標審査の現状

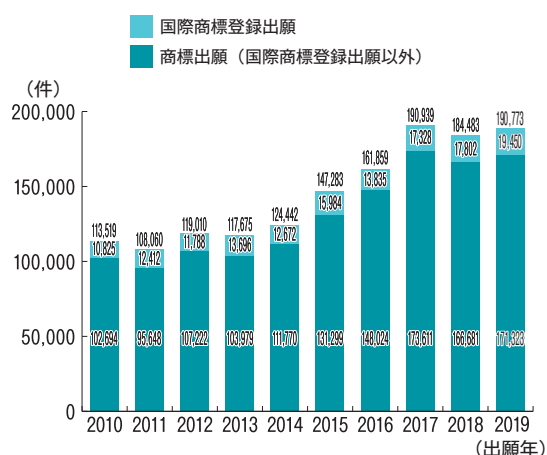
① 商標登録出願件数及び商標登録件数

商標登録出願件数は、近年増加傾向が続いており、2019年は190,773件であった。内訳を見

ると、国際商標登録出願¹件数は前年比9.3%増の19,450件、それ以外の商標登録出願件数は同2.8%増の171,323件であった[1-1-77図]。

商標登録件数は、近年は10万から11万件前後で推移しており、2019年は109,859件であった[1-1-78図]。

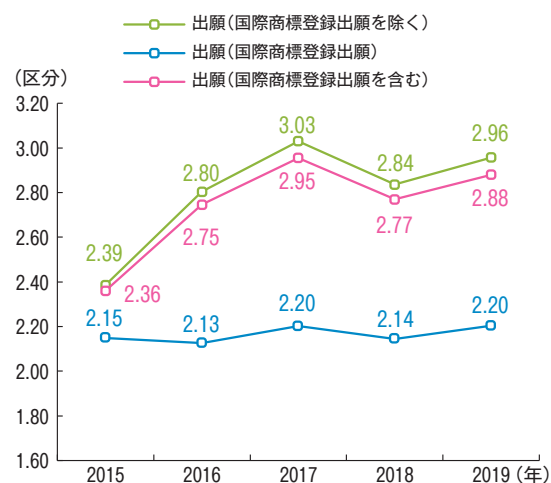
1-1-77 図【商標登録出願件数の推移】



(備考) 国際商標登録出願については、日本国特許庁への指定通報日を基準としてカウントしている。

(資料) 統計・資料編 第1章6.、第3章17.

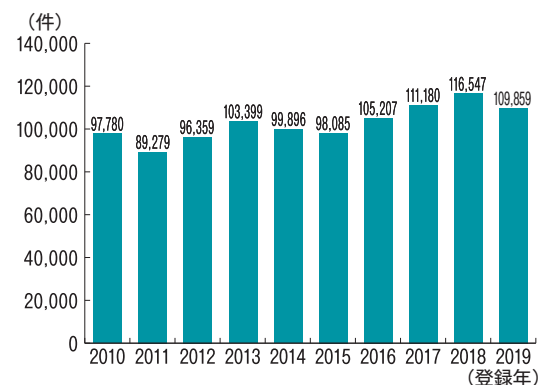
1-1-79 図【一出願に含まれる平均区分数(多区分率)】



(備考) 平均区分数は出願区分数を出願件数で割った数値

(資料) 統計・資料編 第1章6.、第2章5.(8)、第3章17.、第3章19.

1-1-78 図【商標登録件数の推移】



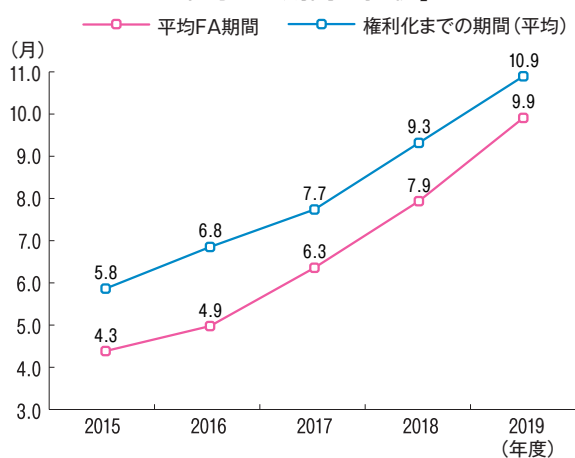
(資料) 統計・資料編 第1章6.

1 マドリード協定議定書に基づく国際出願であって、日本国を指定したもの。商標法第68条の9参照

②商標審査の現状

特許庁は、電子化の推進及び民間活力の活用等により審査の効率化を進めているが、近年の出願件数増加の影響により、審査期間は延伸する傾向にある。2019年度における出願から一次審査通知までの期間(FA期間)は9.9か月、出願から権利化までの期間¹は10.9か月であった[1-1-80図]。

1-1-80 図【商標審査の権利化までの期間と平均 FA 期間の推移】

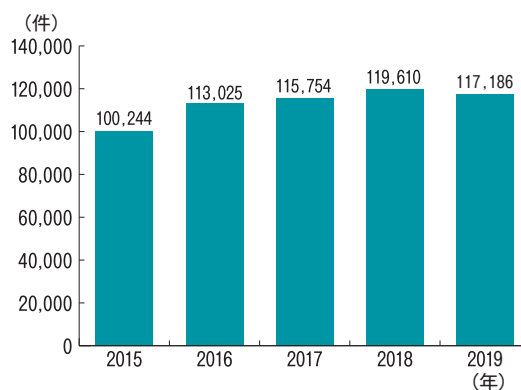


(資料) 特許庁作成

③マドリッド協定議定書に基づく国際出願²動向

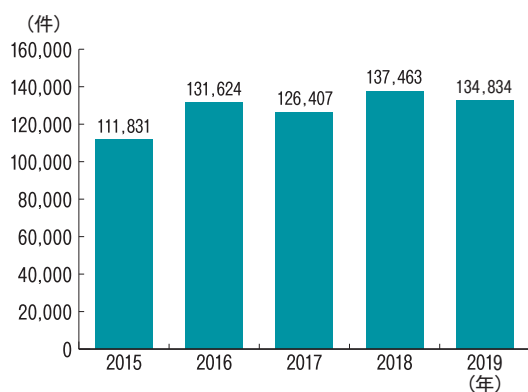
日本国特許庁を本国官庁とするマドリッド協定議定書に基づく国際出願件数は近年、増加傾向にあるが、2019年は前年比0.8%減の3,139件であった[1-1-83図]。

1-1-82 図【商標審査の登録査定件数の推移】



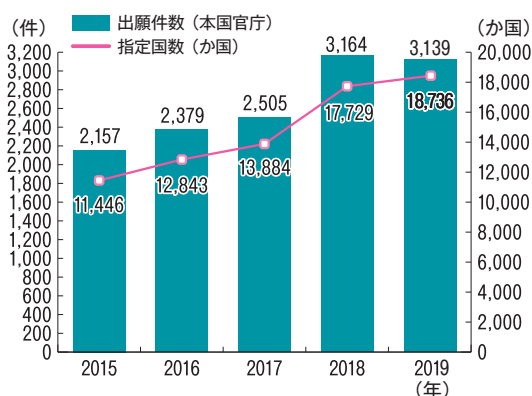
(資料) 統計・資料編 第1章 6.

1-1-81 図【商標審査の FA 件数の推移】



(資料) 統計・資料編 第1章 6.

1-1-83 図【日本国特許庁を本国官庁とするマドリッド協定議定書に基づく国際出願件数の推移】



(資料) 統計・資料編 第3章 12.

¹ 出願から最終処分までの期間(新しいタイプの商標及び地域団体商標に係る出願を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使い補正等を行うことによって、特許庁から再度の応答を求められる場合等を除く。)

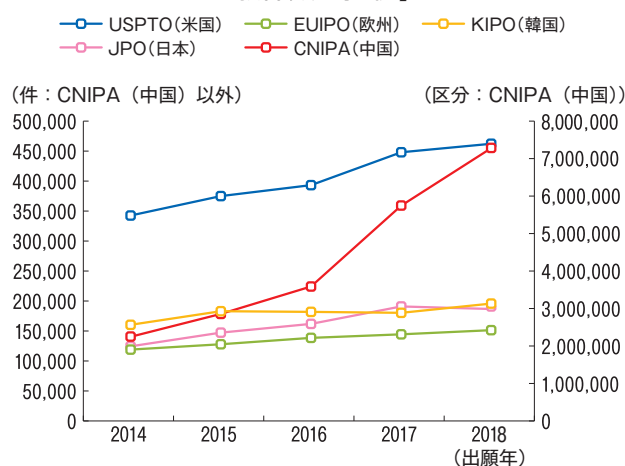
² 国際登録出願制度の概要: 締約国の一国の官庁(本国官庁)に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国官庁(指定国官庁)を指定した願書を、本国官庁を通じてWIPO国際事務局に国際登録出願する。かかる国際登録出願は、WIPO国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、WIPO国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1年又は各国の宣言により18か月(我が国は18か月)以内に拒絶の理由を通報しない限り、上記指定国において保護を受けることができる。

(2) 主要国・機関における商標登録出願・登録動向

① 主要国・機関における商標登録出願件数

主要国・機関における商標登録出願件数は全体的に増加傾向にある。最も出願件数の多い中国においては、2018年は前年と比べて28.2%の増加となっており、顕著な出願増加傾向が続いている[1-1-84 図]。

1-1-84 図【主要国・機関における商標登録出願件数の推移】



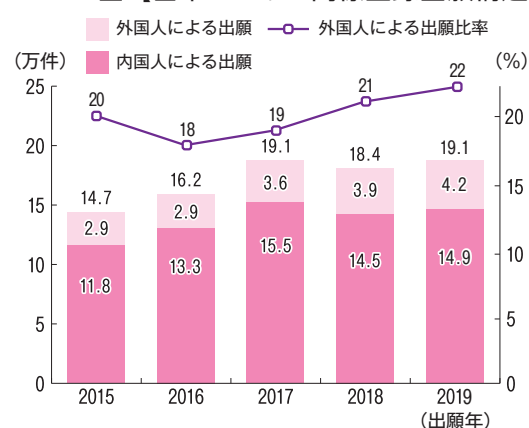
(備考) 商標登録出願件数はマドリッド協定書に基づく国際出願を含む。
CNIPA (中国) の数値は右軸で示す。CNIPA (中国) は出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数である。

(資料) 日本 統計・資料編 第1章 6.
中国 中国商標戦略年度発展報告 (～2017年)、国家知識産権局専利業務作業および総管理統計月報 (2018年)
その他 WIPO統計

② 主要国・機関における商標登録出願構造

2019年の日本における商標登録出願構造を見ると、内国人による出願が78.1%、外国人による出願が21.9%という構成となっている[1-1-85 図]。

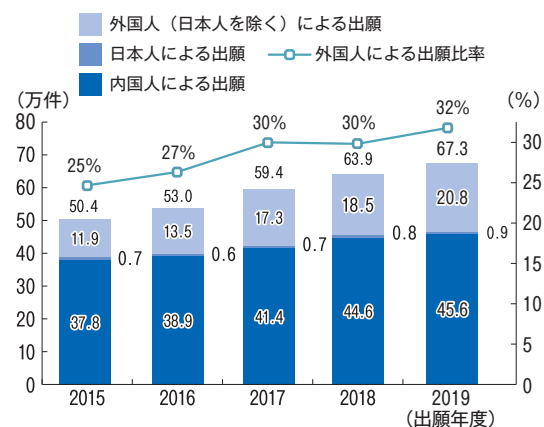
1-1-85 図【日本における商標登録出願構造】



(備考) 国別内訳は筆頭出願人の国籍でカウントしている (国際商標登録出願については筆頭出願人の居住国に基づく)。

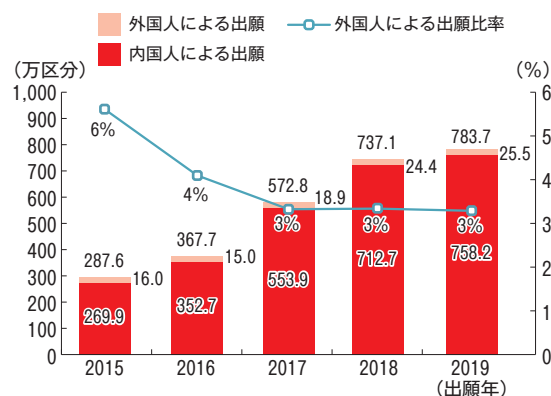
(資料) 統計・資料編 第2章 4.(5)

1-1-86 図【米国における商標登録出願構造】



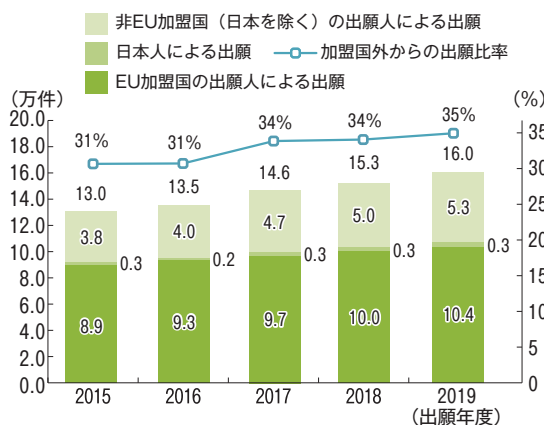
(備考) 出願件数の国別内訳を公表していないため、数値は出願区分数である。
 年度は各年の前年10月からその年の9月までを示す。
 (例) 2019年度：2018年10月～2019年9月
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) USPTO Annual Report

1-1-88 図【中国における商標登録出願構造】



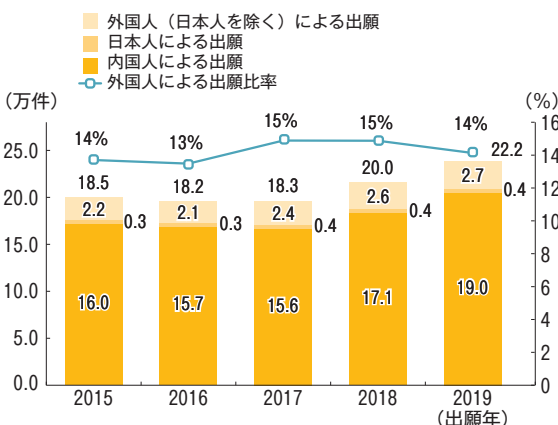
(備考) 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数である。
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) 中国商標戦略年度発展報告（～2017年）、国家知識産権局専利業務作業
 および総合管理統計月報（2018年～）

1-1-87 図【欧州における商標登録出願構造】



(備考) EUIPOにおける商標登録出願構造を表す。
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) EUIPOウェブサイト（データは2020年3月末時点）

1-1-89 図【韓国における商標登録出願構造】



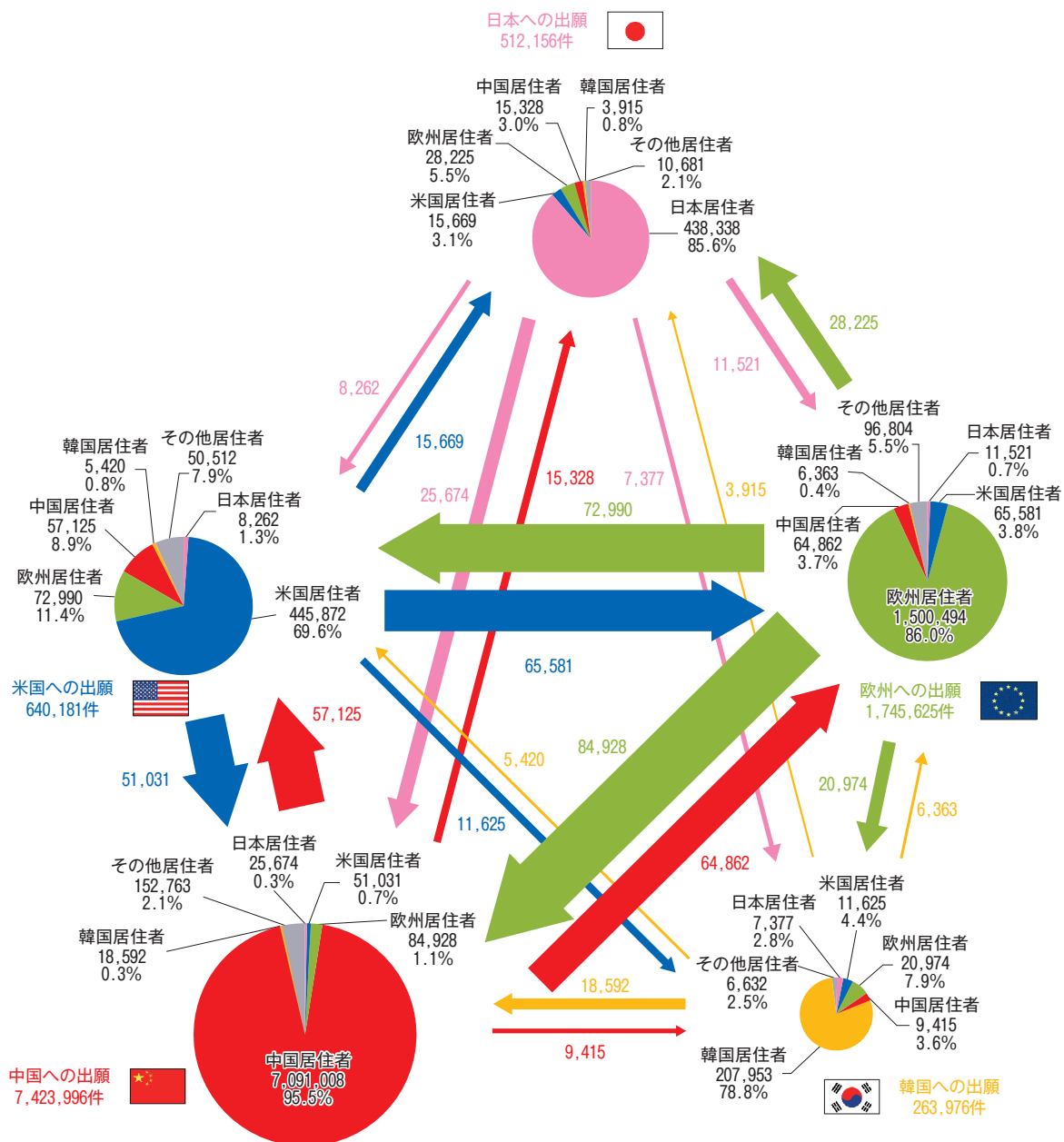
(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) 2014～2017年：KIPO Annual Report、2018年及び2019年：KIPO提供資料
 (暫定値)

③主要国・機関間の商標登録出願状況(区分数)

日米欧中韓間の出願人居住地別の商標登録出願区分数では、日本からは、中国への出願が最も多く、次いで欧州、米国、韓国の順となっている。日本居住者同様に、韓国からも中国への出願が最も多い。米国については、欧州への出願

区分数が最も多く、次いで中国となっている。欧州については、中国への出願区分数が最も多く、次いで米国となっている。中国からは欧州への出願区分数が最も多く、次いで米国、日本、韓国の順となっている。

1-1-90 図【主要国・機関間の商標登録出願区分数の関係（区分数、2018年）】

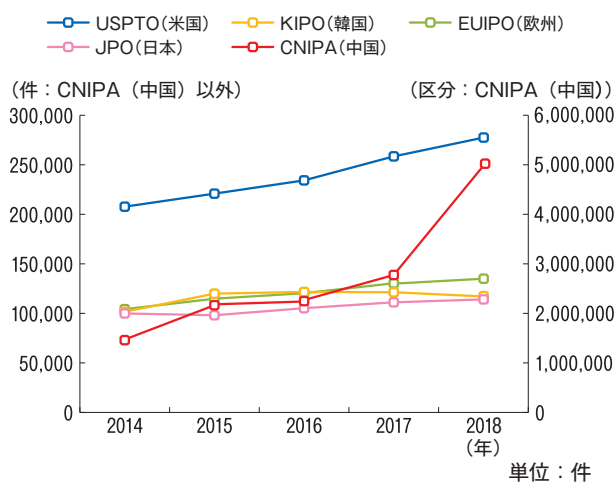


(備考) 欧州は EUIPO、EU加盟各国及びイギリス、スイスへの出願区分数の合計を示し、欧州居住者は EU加盟国及びイギリス、スイスの出願区分数の合計を示す。
(資料) 特許庁「令和元年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－」

④主要国・機関における商標登録件数

主要国・機関における商標登録件数は、同出願件数の傾向と同様、全体的に増加傾向にあり、2018年は韓国を除く国・機関において前年より増加した[1-1-91図]。

1-1-91 図【主要国・機関における商標登録件数の推移】

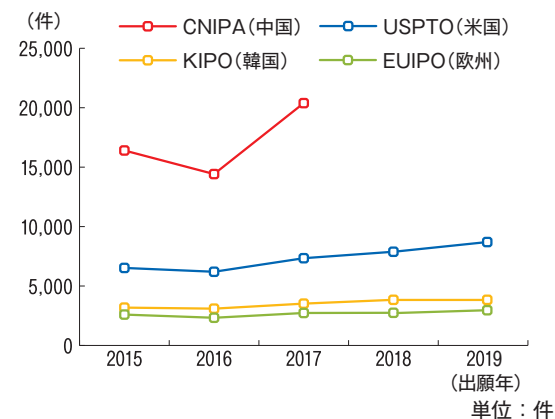


(備考) 商標登録件数はマドリッド協定書に基づく国際出願を含む。
CNIPA (中国) の数値は右軸で示す。CNIPA (中国) は登録件数での公表はしていないため、数値は出願区分数である。
(資料) 日本 統計・資料編 第1章6.
中国 中国商標戦略年度発展報告 (～2017年)、国家知識産権局專利業務作業および総合管理統計月報 (2018年)
その他 WIPO統計

⑤日本人による主要国・機関への商標登録出願件数

2019年における日本人による主要国・機関への商標登録出願件数は増加傾向にある。2018年に比べ、出願件数が対米国は11.4%増、対韓国は0.6%増、対EUIPOは13.9%増となった[1-1-92図]。

1-1-92 図【日本人による主要国・機関への商標登録出願件数の推移】

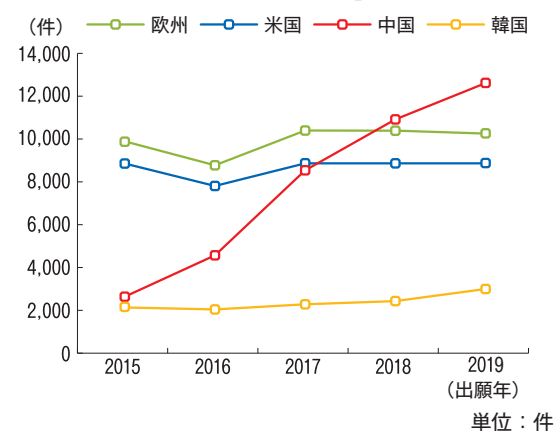


(備考) 中国 出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数である。
米国 出願件数の国別内訳を公表していないため、数値は出願区分数である。
各年の値は年度データ、各年の前年10月からその年の9月までを示す。
(例) 2019年度：2018年10月～2019年9月
件数は下記資料の定義に従っている。
(資料) 中国 中国商標戦略年度発展報告
2018年以降のデータは未公表
米国 USPTO Annual Report
韓国 2015～2017年：KIPO Annual Report、2018年及び2019年：KIPO提供資料 (暫定値)
欧州 EUIPOウェブサイト

⑥外国人による日本への商標登録出願件数

2019年の外国人による日本への出願件数は、2018年に比べ、全体で6.7%増の41,860件となった。特に中国からの出願件数が増加傾向にあり、2018年に比べ、15.6%増の12,508件となった[1-1-93図]。

1-1-93 図【外国人による日本への商標登録出願件数の推移】



(備考) 欧州：統計・資料編 第4章第2.(1)から、EU加盟国及び英国を抽出。(加盟国は2020年3月時点のもの)
括弧内の数値は国際商標登録出願を内数で表したものの。件数は下記資料の定義に従っている。
(資料) 統計・資料編 第4章2.(1)

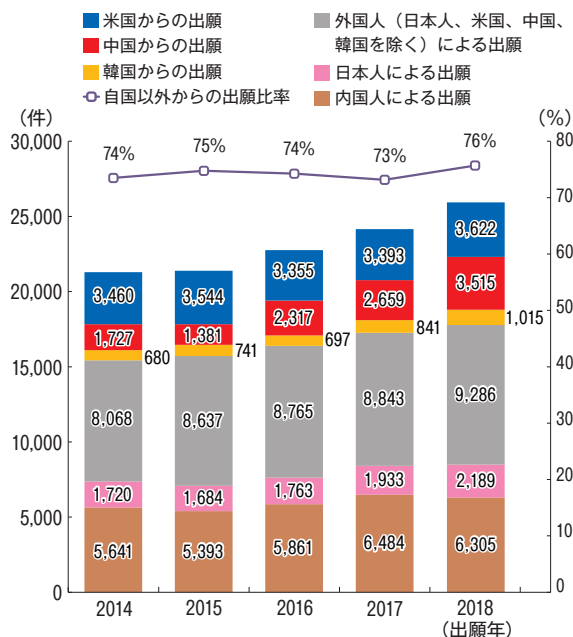
(3) 新興国等における商標登録出願動向

① ASEANにおける商標登録出願動向

ASEAN主要国(シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン)における直近5年間の商標登録出願件数の推移を見ると、増加傾向が続いている。

2018年の出願構造のうち、外国からの出願を見ると、米国又は中国が出願件数トップの地位を占めており、日本も上位に位置付けている[1-1-94図、1-1-95図、1-1-96図、1-1-97図、1-1-98図、1-1-99図]。

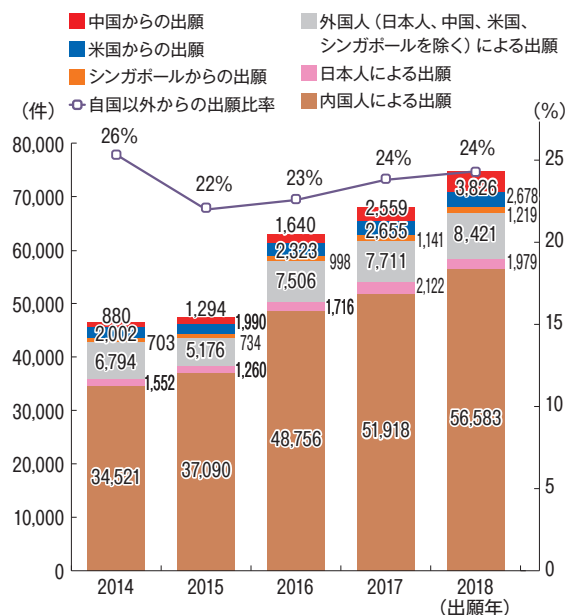
1-1-94 図【シンガポールにおける商標登録出願構造】



(備考) 米国、中国、韓国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

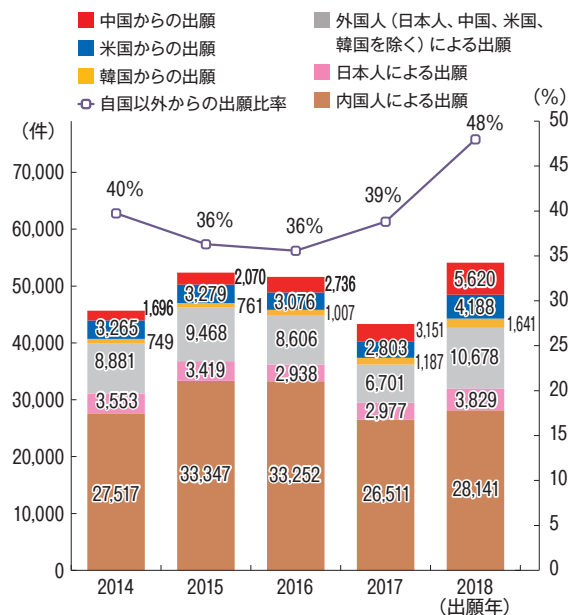
1-1-95 図【インドネシアにおける商標登録出願構造】



(備考) 中国、米国、シンガポールは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

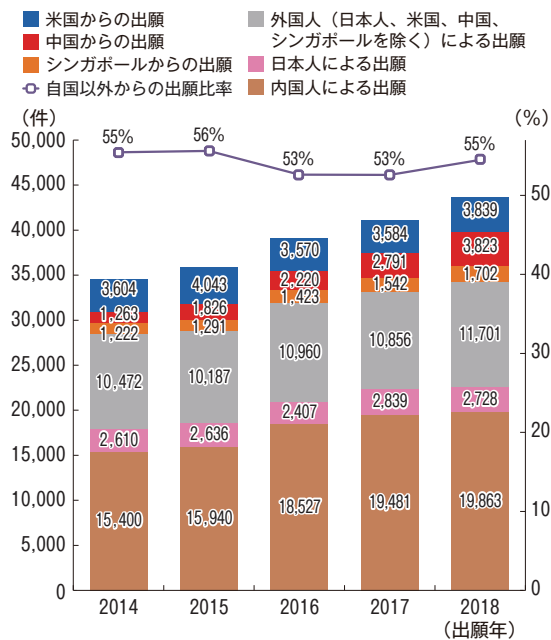
1-1-96 図【タイにおける商標登録出願構造】



(備考) 中国、米国、韓国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国(日本除く) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。

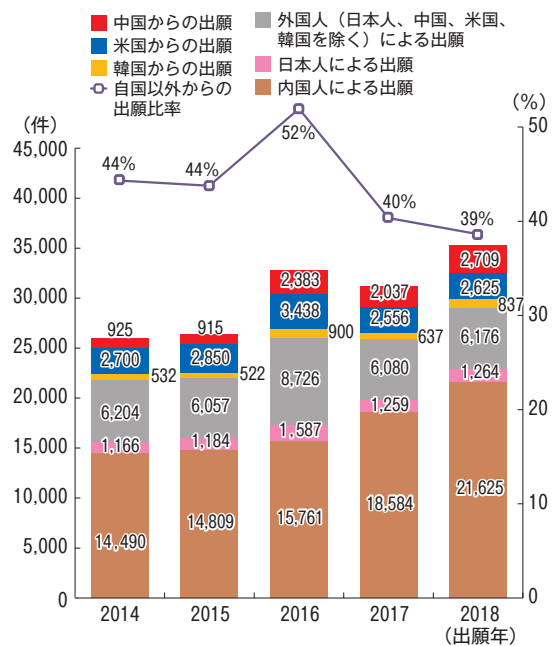
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-97 図【マレーシアにおける商標登録出願構造】



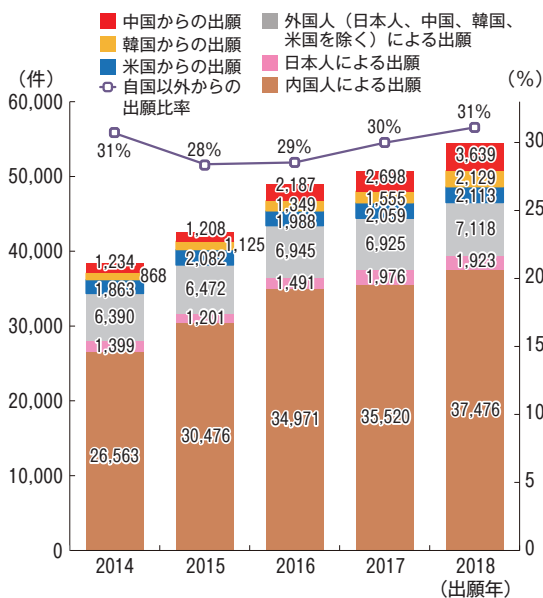
(備考) 米国、中国、シンガポールは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-99 図【フィリピンにおける商標登録出願構造】



(備考) 中国、米国、韓国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-98 図【ベトナムにおける商標登録出願構造】

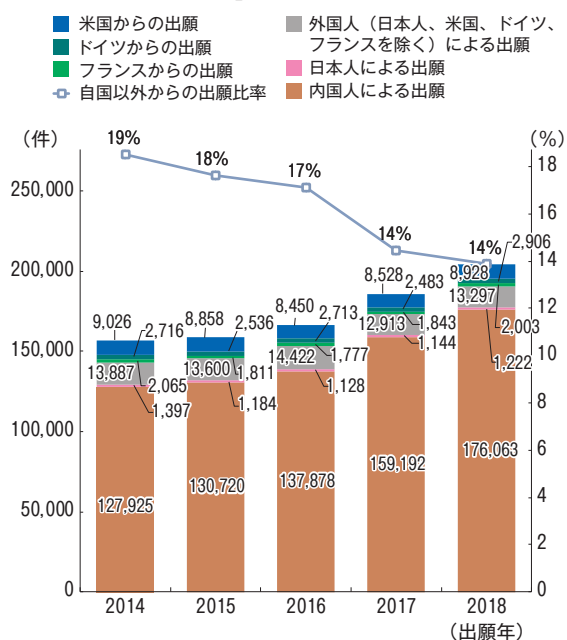


(備考) 中国、韓国、米国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

②ブラジル・インド・ロシア・南アフリカにおける商標出願動向

ブラジル、インド、ロシア、南アフリカにおける直近5年間の商標登録出願件数の推移を見ると、増加傾向が続いている。

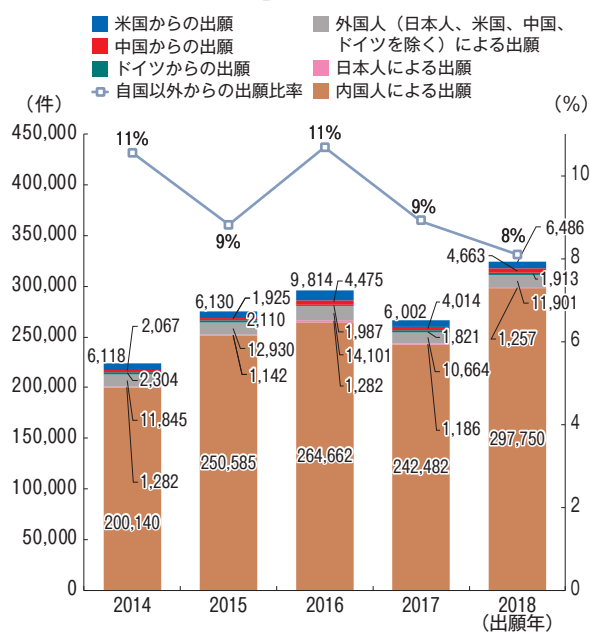
1-1-100 図【ブラジルにおける商標登録出願構造】



(備考) 米国、ドイツ、フランスは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

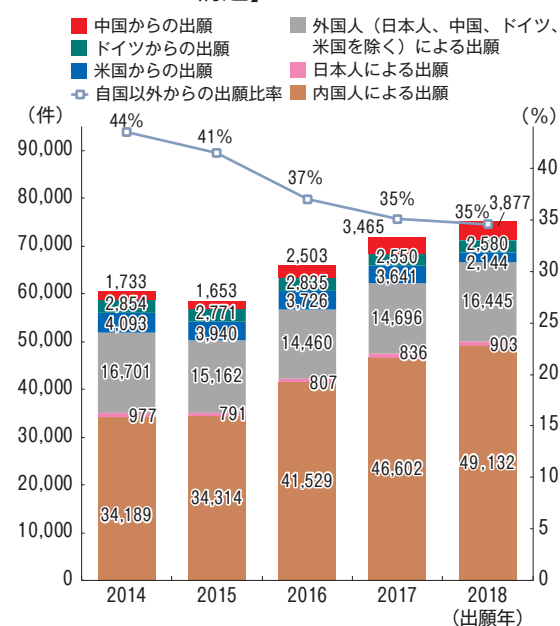
2018年の出願構造のうち、外国からの出願を見ると、米国又は中国が出願件数トップの地位を占めている[1-1-100図、1-1-101図、1-1-102図、1-1-103図]。

1-1-102 図【インドにおける商標登録出願構造】



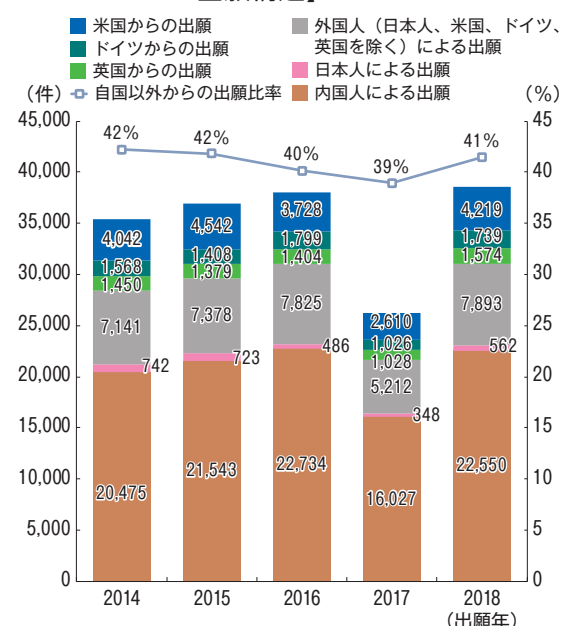
(備考) 米国、中国、ドイツは、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-101 図【ロシアにおける商標登録出願構造】



(備考) 中国、ドイツ、米国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

1-1-103 図【南アフリカにおける商標登録出願構造】



(備考) 米国、ドイツ、英国は、2018年の外国人による出願のうち上位3か国（日本除く）
 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
 (資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

5. 審判

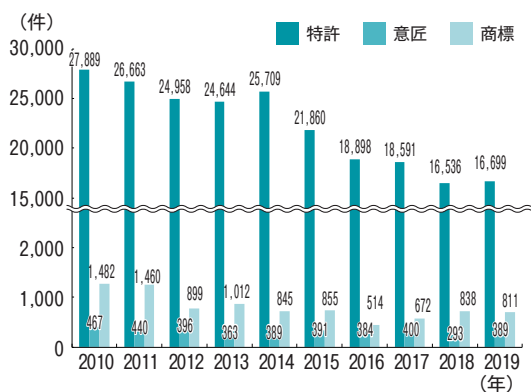
(1) 審判の現状

① 審判の請求動向

a. 拒絶査定不服審判¹請求件数の推移

2019年における拒絶査定不服審判の請求件数は、特許が16,699件、意匠が389件、商標が811件であった。また、特許の前置審査²の結果を見ると、拒絶査定を取り消して特許査定される件数(前置登録件数)の全体に占める割合は、2010年以降、6割前後で推移している。

1-1-104 図【拒絶査定不服審判請求件数の推移 (2010-2019)】



(資料) 統計・資料編 第1章 7. (1)

b. 無効審判³請求件数の推移

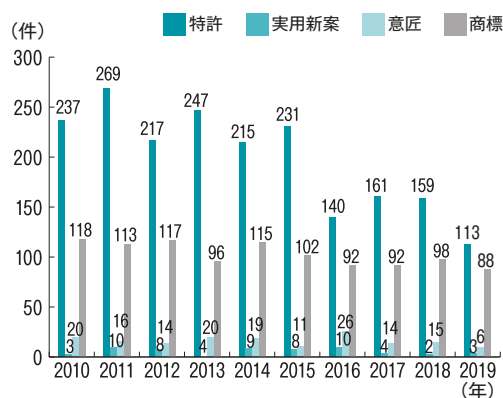
2019年における無効審判の請求件数は、特許が113件、実用新案が3件、意匠が6件、商標が88件であった。

c. 訂正審判⁴請求件数の推移

2019年における特許の訂正審判の請求件数は、129件であった。

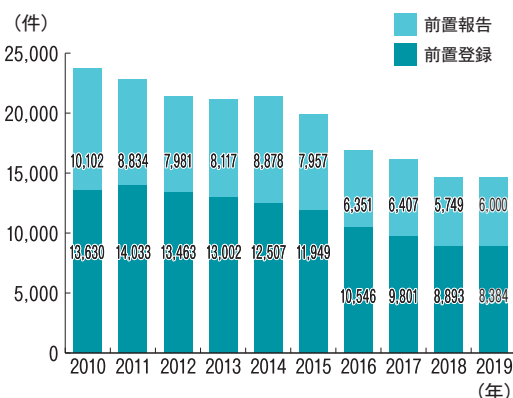
旧実用新案⁵については、近年ほとんど請求がない。

1-1-106 図【無効審判請求件数の推移 (2010-2019)】



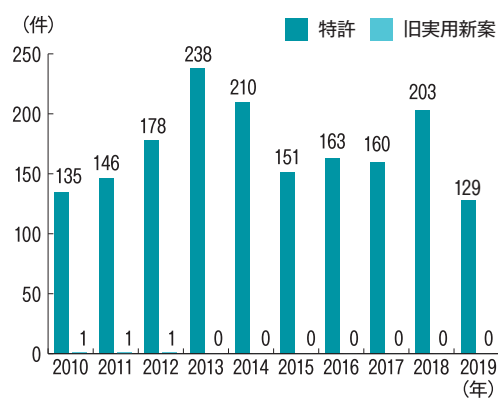
(資料) 統計・資料編 第1章 7. (3)

1-1-105 図【前置審査結果の推移 (特許) (2010-2019)】



(資料) 統計・資料編 第1章 7. (1)

1-1-107 図【訂正審判請求件数の推移 (2010-2019)】



(資料) 統計・資料編 第1章 7. (4)

1 審査官の行った拒絶査定に対して不服を申し立てるための審判。

2 拒絶査定不服審判請求時に特許請求の範囲等の補正がなされたものについて、特許法第162条の規定により、審査官が行う審査。

3 既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めるための審判。

4 特許権者が権利の取得後に特許請求の範囲等を自ら訂正するための審判。

5 平成5年改正実用新案法の施行日前（1993年以前）に出願された実用新案。

d. 異議申立¹件数の推移(権利単位)

2019年における異議申立件数は、特許が1,073件、商標が384件であった。

e. 取消審判²請求件数の推移(商標)

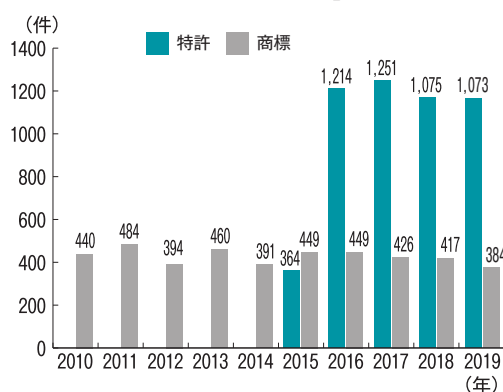
2019年における商標取消審判請求件数は996件であった。

②審判の審理動向

拒絶査定不服審判の、2019年の平均審理期間は、特許・実用新案では12.5か月、意匠では6.7か月、商標では9.7か月であった。また、特許・実用新案の拒絶査定不服審判の審理結果につい

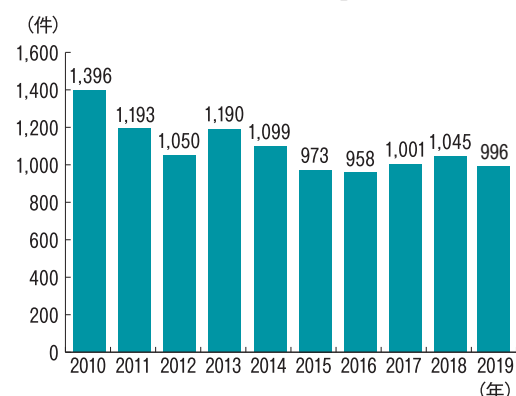
て、請求成立とした審決の割合(請求成立率)は、2008年以降上昇傾向にあり、2018年では68%であった。無効審判については、権利をめぐる紛争の早期解決に寄与するため、優先的に審理を行っており、特許・実用新案では、2019年の平均審理期間は12.2か月であり、意匠では11.9か月、商標では13.1か月であった。特許・実用新案の訂正審判は、侵害訴訟に関連して請求される場合が多いことから、優先的に審理を行っており、2019年の平均審理期間は3.0か月であった。異議申立ての、2019年における平均審理期間は、特許では7.4か月、商標では8.9か月であり、商標の取消審判では6.4か月であった。

1-1-108 図【異議申立件数の推移(権利単位)(2010-2019)】



(備考) 特許の異議申立制度は、2015年4月1日開始。
(資料) 統計・資料編 第1章7. (7)

1-1-109 図【取消審判請求件数の推移(商標)(2010-2019)】



(資料) 統計・資料編 第1章7. (5)

1-1-110 図【2019年 審理の状況】

	拒絶査定不服審判		無効審判		訂正審判		異議申立て		取消審判	
	処理件数 ^{*1}	平均審理期間 ^{*2}	処理件数 ^{*1}	平均審理期間 ^{*2}	処理件数 ^{*1}	平均審理期間 ^{*2}	処理件数 ^{*1}	平均審理期間 ^{*2}	処理件数 ^{*1}	平均審理期間 ^{*2}
特許・実用新案	8,024	12.5 か月	166	12.2 か月	164	3.0 か月	1,040	7.4 か月	—	—
意匠	268	6.7 か月	13	11.9 か月	—	—	—	—	—	—
商標	839	9.7 か月	73	13.1 か月	—	—	415	8.9 か月	934	6.4 か月

(備考)

*1 請求成立(含一部成立)、請求不成立(含却下)、及び取下・放棄の件数の合計。異議申立ては権利単位の件数。

*2 審判請求日(※1)から、審決の発送日(※2)、取下・放棄の確定日、又は却下の発送日までの期間の暦年平均。

(※1) 異議申立てについては異議申立日。特許拒絶査定不服審判において前置審査に係る事件については審理可能となった日(部門移管日)。

(※2) 特許異議申立てにおいて取消理由通通知(決定の予告)を行うものはその発送日、特許無効審判において審決の予告を行うものはその発送日。

(資料) 特許庁作成

1 特許及び商標掲載公報発行後の一定期間に限り、その取消しを求めることができる制度。

2 商標権者が継続して3年以上登録商標を使用していないとき等において、商標登録を取消するための審判。

1-1-111 図【2019年 審理結果^{*1}の概要】

	査定系審判 ^{*2}		当事者系審判 ^{*3}		異議申立て	
	請求成立	請求不成立 ^{*4}	請求成立	請求不成立 ^{*4}	取消決定 ^{*5}	維持決定 ^{*4}
特許・実用新案	4,995	2,332	162	111	140	896
意匠	186	89	1	9	—	—
商標	538	285	788	91	47	326

* 1：審決・決定に至ったもののみ。

* 2：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。

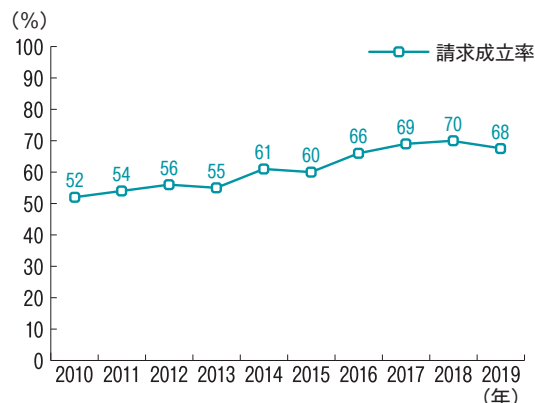
* 3：無効審判、取消審判、訂正審判を含む。

* 4：却下を含む。

* 5：一部取消しを含む。

(資料) 統計・資料編 第1章 7. (1) (2) (3) (4) (5) (7)、特許庁作成

1-1-112 図【拒絶査定不服審判事件における請求成立率の推移（特許）】



(備考) 請求成立率 = 請求成立件数 / (請求成立件数 + 請求不成立 (含却下) 件数)

(資料) 統計・資料編 第1章 7. (1)

(2) 審決取消訴訟の動向

① 出訴件数動向

2019年の審決取消訴訟¹の出訴件数について見ると、査定系審判では、前年に比べ特許・実用新案及び意匠が減少し、商標が増加した。当事者系審判では、前年に比べ意匠及び商標が減少した。

② 判決件数動向

2019年における審決取消訴訟の判決件数を見ると、請求棄却となった件数について、査定系審判では、前年に比べ、特許・実用新案及び商標が減少した。当事者系審判では、前年に比べ、特許・実用新案、意匠及び商標が減少した。また、審決取消となった件数について、査定系審判では、特許・実用新案、意匠及び商標がいずれも前年並だった。当事者系審判では、前年に比べ、特許・実用新案及び商標で増加した。

1-1-113 図【2019年 出訴件数^{*1}】

	特許・実用新案	意匠	商標
査定系審判 ^{*2}	30 (37)	1 (5)	19 (7)
当事者系審判 ^{*3}	83 (81)	0 (4)	32 (40)
異議申立て	8 (5)	—	1 (4)

(備考) * 1：図中括弧内は 2018年。

* 2：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。

* 3：無効審判、取消審判、訂正審判を含む。

(資料) 統計・資料編 第2章 17. (1)

1-1-114 図【2019年 判決件数^{*1}】

	特許・実用新案		意匠		商標	
	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消	請求棄却	審決取消
査定系審判 ^{*2}	23 (29)	5 (6)	4 (4)	0 (0)	4 (12)	1 (0)
当事者系審判 ^{*3}	47 (72)	19 (14)	2 (5)	0 (0)	18 (26)	10 (4)
異議申立て	1 (3)	3 (8)	—	—	0 (3)	0 (0)

(備考) * 1：図中括弧内は 2018年。

* 2：拒絶査定不服審判、補正却下不服審判を含む。

* 3：無効審判、取消審判、訂正審判を含む。

(資料) 統計・資料編 第2章 17. (2)

1 特許庁の審決に不服のある者がその取消しを求め、知的財産高等裁判所に提訴する訴訟。

第2章

企業等における知的財産活動

企業活動の高度化・グローバル化の進展等に伴い、我が国企業の知的財産活動を取り巻く環境は大きく変化しており、また、企業規模や技術分野の違いによって、知的財産戦略は多様化しているといえる。これらの状況について、本章では、出願件数等の動向から見た知的財産活動の実態、知財担当者数・活動費から見た知的財産活動の状況、知的財産権の活用状況等を紹介する。

1. 知的財産活動の状況

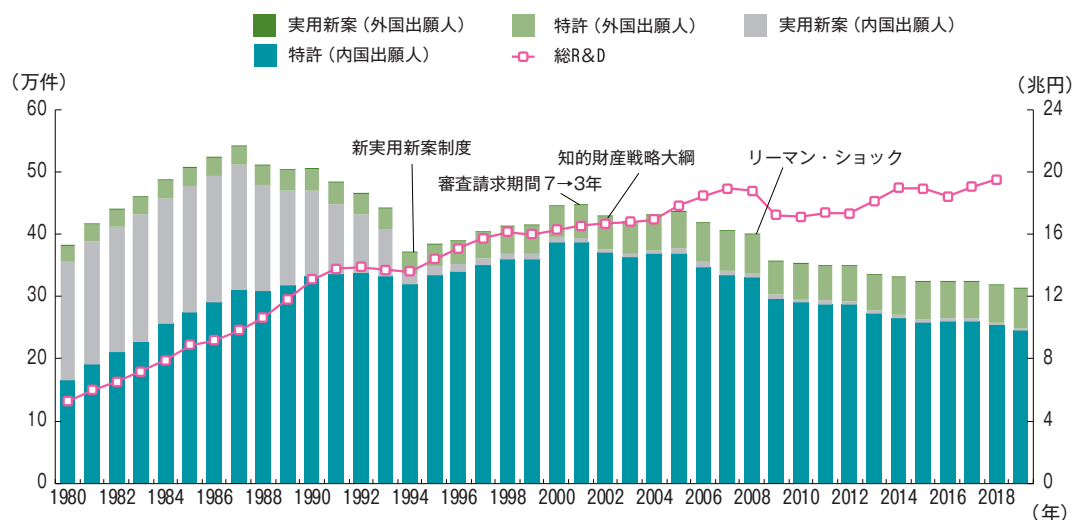
(1) 特許出願と研究開発費・出願順位グループ別に見た特許出願件数

内国出願人による特許出願件数の推移を中長期で見ると、1980年から1987年までは総R&D費の推移に同調するように漸増している。1988年に改善多項制¹が導入された後は、伸びは鈍化した。引き続き漸増し、2000年にピークに達した(38.7万件)。その後は漸減傾向であり、2019年には24.5万件となった。なお、2008年

から2009年にかけての大きな減少は、2008年9月に発生したリーマン・ショックの影響を受けたものと考えられる。

外国出願人による特許出願件数の推移を見ると、1980年から2007年までは堅調に漸増している。2007年にピーク(6.3万件)に達した後、2008年9月に発生したリーマン・ショックの影響を受けて、2009年には5.3万件にまで減少した。その後は漸増傾向となり、2019年には6.3万件となった[1-2-1図]。

1-2-1 図【内外国出願人による特許出願件数、実用新案登録出願件数及び総 R&D 費の推移】



(備考) 「実用新案」には、旧実用新案、及び新実用新案のいずれも含む。

(資料) ・特許庁作成

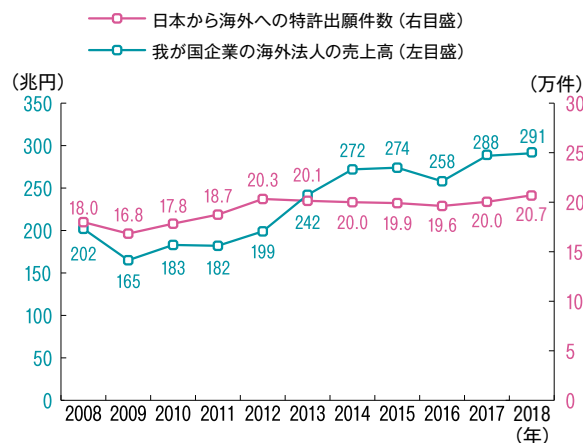
・総 R & D 費については科学技術研究調査報告書（総務省統計）に基づく。

1 出願の単一性を満たす複数の請求項を特許請求の範囲に記載できるようにした制度。

また、グローバル化が進展する中、我が国企業の海外法人の売上高は2009年度以降増加傾向にあるが、日本から海外への特許出願件数は、2012年以降横ばいとなっている。したがって、我が国企業による海外への特許出願が十分なものとなっているか点検しつつ、グローバルな知財戦略を強化していくことで、海外における事業活動をより一層充実していくことが必要と考えられる[1-2-2図]。

出願順位グループ別¹[1-2-3図]でみると、出願件数上位30社で全出願件数の25%程度、出

1-2-2 図【日本から海外への特許出願件数と我が国企業の海外法人の売上高の推移】

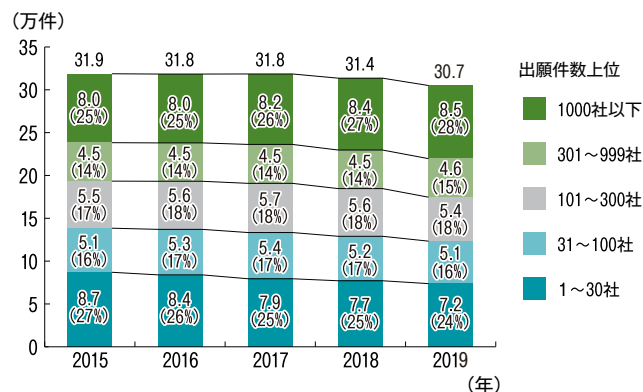


(備考) 出願件数は年単位、研究開発費は年度単位で示す。

(資料) WIPO IP Statistics Data Center 及び経済産業省「海外事業活動基本調査」を基に特許庁作成

願件数上位300社で全出願件数の60%程度を占めている。全出願件数に占める出願件数上位30社による出願件数の割合は年々微減しており、2017年には、出願件数上位1000社以外による出願件数が、出願件数上位30社のそれを逆転し、2019年も同様の傾向が続いている。2015年から2019年にかけての全特許出願の減少(2015年31.9万件→2019年30.7万件)は、出願件数上位30社の出願が減っている(2015年8.7万件→2019年7.2万件)ことが影響している。

1-2-3 図【出願順位グループ別にみた特許出願の推移】



(備考) 括弧内の数字は、各年の全特許出願件数に占めるそれぞれのグループによる特許出願件数の割合

(資料) 特許庁作成

¹ 2019年における特許出願件数によって、出願人を出願件数上位1~30位、31~100位、101~300位、301~999位、1000位以下の5つにグループ分けし、それぞれのグループによる2015年から2019年までの各年の特許出願件数、及び各年の全特許出願件数に占めるそれぞれのグループによる特許出願件数の割合を示す。

(2) 企業別登録件数ランキング¹

<特許>

2019年の特許登録件数を企業別に見ると、国内企業の第1位はキヤノン株式会社で4,264件、第2位は三菱電機株式会社で3,543件、第3位はトヨタ自動車株式会社で2,898件であり、電機関連メーカーと自動車関連メーカーがトップ10の大

部分を占めた[1-2-4図]。国外企業の第1位はクアルコム・インコーポレイテッドで904件、第2位はホアウェイ・テクノロジーズ・カンパニー・リミテッドで729件、第3位はコーニンクレッカ フィリップス エレクトロニクス エヌ ヴィで684件であった。第4位のエルジー・ケム・リミテッドは、前年に比べ出願件数を大きく増加させている[1-2-5図]。

1-2-4 図【2019 年特許登録件数上位 10 社（国内企業）】

2019 順位	2018 順位	出願人	登録件数 2019年(2018年)
↗ 1	2	キヤノン株式会社	4,264(4,288)
↘ 2	1	三菱電機株式会社	3,543(4,348)
↗ 3	4	トヨタ自動車株式会社	2,898(3,301)
↘ 4	3	株式会社デンソー	2,651(3,332)
→ 5	5	パナソニック IP マネジメント株式会社	2,564(2,630)
↗ 6	9	本田技研工業株式会社	1,813(1,730)
↗ 7	11	株式会社三共	1,670(1,553)
→ 8	8	富士通株式会社	1,632(1,774)
↗ 9	10	株式会社東芝	1,540(1,558)
↘ 10	6	株式会社リコー	1,495(2,004)

(備考) 直接出願及び PCT 国内移行に基づく登録件数を含む。

1-2-5 図【2019 年特許登録件数上位 10 社（国外企業）】

2019 順位	2018 順位	出願人	登録件数 2019年(2018年)
→ 1	1	クアルコム・インコーポレイテッド [US]	904(1,331)
↗ 2	3	ホアウェイ・テクノロジーズ・カンパニー・リミテッド [CN]	729(644)
↘ 3	2	コーニンクレッカ フィリップスエレクトロニクス エヌ ヴィ [NL]	684(867)
↗ 4	5	エルジー・ケム・リミテッド [KR]	661(437)
↘ 5	4	三星電子株式会社 [KR]	411(565)
↗ 6	10	ザ・ボーイング・カンパニー [US]	344(360)
↘ 7	6	ゼネラル・エレクトリック・カンパニー [US]	324(434)
↗ 8	11	ロベルト・ボッシュ・ゲゼルシャフト・ミト・ベシュレンクテル・ハフツング [DE]	305(335)
→ 9	9	スリーエム イノベイティブプロパティズ カンパニー [US]	296(365)
↗ 10	16	グーグル エルエルシー [US]	276(204)

(備考) 直接出願及び PCT 国内移行に基づく登録件数を含む。

各略称は次のとおり。

US (米国)、NL (オランダ)、DE (ドイツ)、CN (中国)、KR (韓国)

1 共同出願については、それぞれの出願人でカウントしている。

＜意匠＞

2019年の意匠登録件数を企業別に見ると、国内企業の第1位は三菱電機株式会社で490件、第2位はパナソニックIPマネジメント株式会社で432件、第3位は株式会社オカムラで318件であった。また、第8位の株式会社エフピコと第9位のダイキン工業株式会社は、前年から大きく順位を上げた[1-2-6図]。意匠登録出願(国際意匠登録出願以外)に基づく登録件数の国外企業の第1位はグーグル エルエルシーで159件、第2位はアップル インコーポレイテッドで125件、第3位

はエシコン エルエルシーで99件であった。上位5社は登録件数が前年に比べ倍増している[1-2-7図]。また、国際意匠登録出願に基づく登録件数の国外企業の第1位はコーニンクレッカ フィリップス エヌ ヴィで97件、第2位はザ プロクター アンド ギャンブル カンパニーで54件、第3位はマイクロソフト コーポレーションで51件であった[1-2-8図]。グーグル エルエルシーの登録件数は意匠登録出願と国際意匠登録出願の双方を急増させており、合計すると192件となっている。

1-2-6 図【2019年意匠登録件数上位10社(国内企業)】

2019 順位	2018 順位	出願人	登録件数 2019年(2018年)
↗ 1	2	三菱電機株式会社	490(367)
↘ 2	1	パナソニック IP マネジメント株式会社	432(466)
→ 3	3	株式会社オカムラ	318(307)
→ 4	4	本田技研工業株式会社	186(184)
→ 5	5	シャープ株式会社	164(183)
→ 6	6	株式会社 LIXIL	147(179)
↗ 7	16	富士フイルム株式会社	141(103)
↗ 8	21	株式会社エフピコ	140(91)
↗ 9	48	ダイキン工業株式会社	136(59)
→ 10	10	日産自動車株式会社	134(129)

(備考) 国際意匠登録出願に基づく登録件数を含まない。

1-2-7 図【2019年意匠登録件数上位10社【国外企業:意匠登録出願(国際意匠登録出願以外)】】

2019 順位	2018 順位	出願人	登録件数 2019年(2018年)
↗ 1	6	グーグル エルエルシー [US]	159(52)
↗ 2	7	アップル インコーポレイテッド [US]	125(48)
↗ 3	14	エシコン エルエルシー [US]	99(31)
↗ 4	12	フィッシャー アンド ペイケル ヘルスケア リミテッド [NZ]	65(32)
↗ 5	218	ジョンソン・アンド・ジョンソン・コンシューマー・インコーポレイテッド [US]	59(4)
↘ 6	3	ナイキ イノベイト シーブイ [US]	46(65)
↗ 7	8	三星電子株式会社 [KR]	46(38)
↗ 8	53	バイトン リミテッド [CN]	45(13)
↗ 9	53	青島海爾洗衣机有限公司 [CN]	42(13)
↘ 10	5	スリーエム イノベイティブ プロパティズ カンパニー [US]	40(54)

(備考) 各略称は次のとおり。

US (米国)、NZ (ニュージーランド)、KR (韓国)、CN (中国)

1-2-8 図【2019年意匠登録件数上位10社(国外企業:国際意匠登録出願)】

2019 順位	2018 順位	出願人	登録件数 2019年(2018年)
↗ 1	2	コーニンクレッカフィリップス エヌ ヴィ [NL]	97(73)
↗ 2	4	ザ プロクター アンド ギャンブル カンパニー [US]	54(56)
↗ 3	10	マイクロソフト コーポレーション [US]	51(28)
→ 4	4	エルジー エレクトロニクス インコーポレイテッド [KR]	45(56)
↘ 5	3	ビルケンシュトック [DE]	35(57)
↗ 6	42	パテック・フィリップ [CH]	34(6)
↗ 7	11	アルフレッド ケルヒャー エスエー ウント コンパニー カーゲー [DE]	33(25)
↗ 8	34	グーグル エルエルシー [US]	33(7)
↘ 9	6	アウディ アクチュエンゲゼルシャフト [DE]	26(55)
↗ 10	23	ヒルティ アクチュエンゲゼルシャフト [LI]	20(12)

(備考) 各略称は次のとおり。

NL (オランダ) US (米国)、KR (韓国)、DE (ドイツ)、CH (スイス)、LI (リヒテンシュタイン公国)

＜商標＞

2019年の商標登録件数を企業別に見ると、国内企業の第1位は株式会社サンリオで470件、第2位は株式会社花王で469件、第3位は株式会社資生堂で385件であった。第4位のジャス・インターナショナル株式会社、第5位の小松マテーレ株式会社は、前年から大きく順位を上げた[1-2-9図]。国外企業の第1位はフィリップ モリス プ

ロダクツ エス アーで81件、第2位はアマゾン テクノロジーズ インコーポレイテッドで63件、第3位はジョンソン アンド ジョンソンで61件であった。2018年にランク外であった6社が新たにランクインし、特に第10位のハー・ルンドベック・アクチエゼルスカベットは、前年から大きく順位を上げた[1-2-10図]。

1-2-9 図【2019 年商標登録件数上位 10 社（国内企業）】

2019 順位	2018 順位	出願人	登録件数 2019年(2018年)
↑ 1	2	株式会社サンリオ	470(449)
↑ 2	3	花王株式会社	469(318)
↓ 3	1	株式会社資生堂	385(545)
↑ 4	369	ジャス・インターナショナル株式会社	271(21)
↑ 5	64	小松マテーレ株式会社	252(61)
↓ 6	5	パナソニック株式会社	217(240)
↓ 7	4	ハーベイ・ボール・スマイル・リミテッド	210(247)
↑ 8	9	株式会社コーセー	201(202)
↑ 9	14	三菱電機株式会社	186(152)
↑ 10	12	江崎グリコ株式会社	162(168)

(備考) 国際商標登録出願に基づく登録件数を含まない。

1-2-10 図【2019 年商標登録件数上位 10 社（国外企業）】

2019 順位	2018 順位	出願人	登録件数 2019年(2018年)
↑ 1	16	フィリップ モリス プロダクツ エス アー [US]	81(34)
↑ 2	9	アマゾン テクノロジーズ インコーポレイテッド [US]	63(46)
↓ 3	1	ジョンソン アンド ジョンソン [US]	61(98)
↑ 4	10	ザ プロクター アンド ギャンブル カンパニー [US]	51(44)
↑ 5	22	ノバルティス アクチエンゲゼルシャフト [CH]	50(27)
↑ 6	14	ギリアド サイエンス アイランド ユーシー [US]	45(37)
↑ 7	34	ホアウェイ・テクノロジーズ・カンパニー・リミテッド [CN]	42(22)
↑ 8	12	モンスター エナジー カンパニー [US]	41(43)
↓ 9	8	ターゲット ブランズ インコーポレイテッド [US]	38(47)
↑ 10	1058	ハー・ルンドベック・アクチエゼルスカベット [DK]	38(2)

(備考) 国際商標登録出願に基づく登録件数を含まない。

各略称は次のとおり。

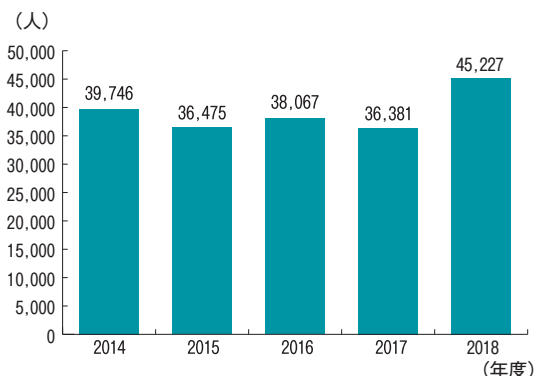
US (米国)、CH (スイス)、CN (中国)、DK (デンマーク)

(3) 我が国企業等における知的財産担当者数

2019年度の知的財産活動調査¹の結果によると、我が国全体の知財担当者数²は2018年度について、例年より増加となった。なお、全体推計値については、調査票の回答結果を基に我が国全体について推計を行った数値³であることに留意する必要がある。

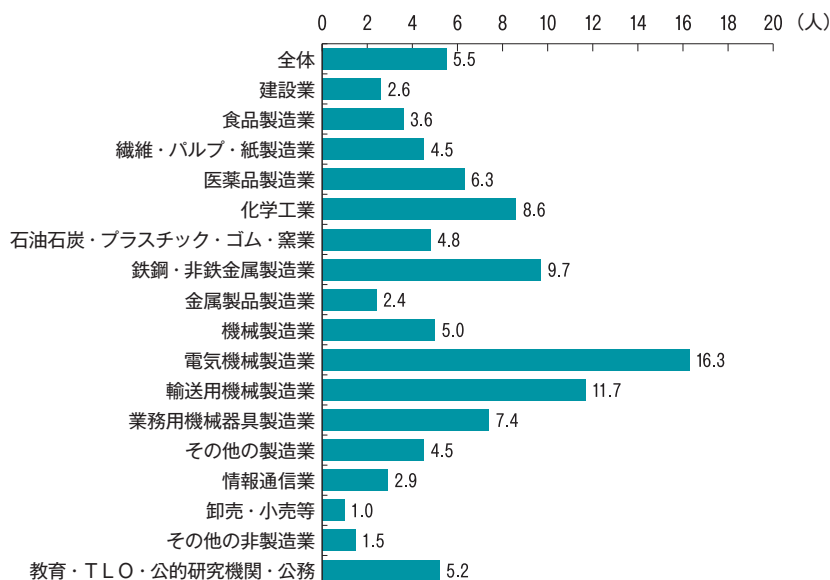
業種別1者あたりの知財担当者数では、「電気機械製造業」が116.3人と最も多く、次いで「輸送用機械製造業」が11.7人となり、全体平均5.5人を大きく上回った。

1-2-11 図【知財担当者数の推移（全体推計値）】



（資料）特許庁「令和元年度知的財産活動調査報告書」

1-2-12 図【業種別の知財担当者数（1者当たりの平均値）】



（資料）特許庁「令和元年度知的財産活動調査報告書」

1 知的財産活動調査は、統計法に基づく一般統計調査である。2019年は、9月1日～9月30日の間に実施した。本調査は2017年に出願実績のあった我が国の個人、法人、大学等公的研究機関のうち、産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）のいずれかの出願件数が5件以上であった出願人（7,011件）及び産業財産権の出願件数がいずれも5件未満であった出願人（63,038件から抽出率約1/13で抽出：4,707件）を対象に行った（調査票回収率48.4%）。

知的財産活動調査結果 URL：https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/chizai_katudo/index.html

2 企業等において、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に係る業務に従事する者のみならず、知的財産権の管理、評価、取引、実施許諾、係争に係る業務に従事する者、知財に関する企画、調査、教育、会計、庶務等、知財活動を支えるために必要な業務に従事している者も含む。なお、本調査は、出願の実績があった者を対象に調査を実施しているため、調査対象となっていない弁理士、弁護士等の法曹界の人材、特許庁の審査官、登録調査機関等における先行技術文献調査人材、知財法学者等の人材は含まない。

3 全体推計値は、母集団を業種別・出願件数階級に層化し、各層の推計元標本についての集計結果を標本数で除し、母集団数を乗じることによって算出した。

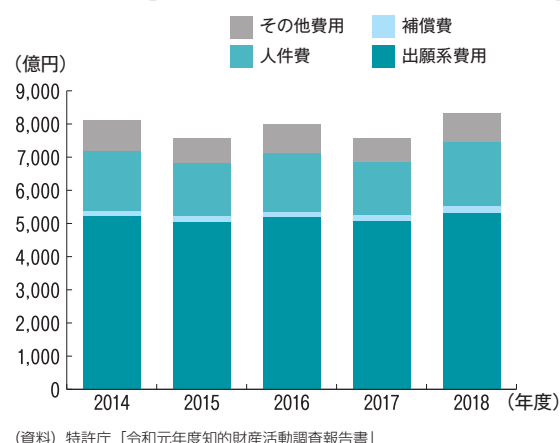


(4)我が国企業等における知財活動費の現状

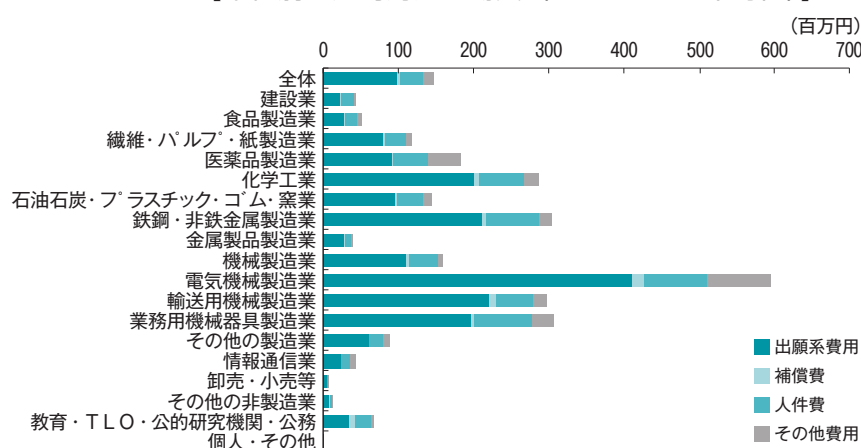
2018年度の我が国企業等の知財活動に要する費用¹の平均は、図に示すとおりであった。

内訳を見ると、ほとんどの業種において出願系費用の占める割合が最も多く、知財活動費全体に与える影響が大きいことが分かる。

1-2-13 図【知的財産活動費の推移（全体推計値）】



1-2-14 図【業種別の知的財産活動費（1者当たりの平均値）】



業種	標本数	平均知的財産活動費（百万円）				
		合計	うち出願系費用	うち補償費	うち人件費	うちその他費用
全体	3,388	145.3	98.2	3.8	29.8	15.2
建設業	129	43.5	21.7	1.6	17.1	3.1
食品製造業	160	50.6	27.4	0.5	17.1	6.3
繊維・パルプ・紙製造業	73	118.4	79.8	1.7	28.0	8.8
医薬品製造業	91	177.4	91.1	0.9	47.2	44.0
化学工業	224	266.5	200.4	5.9	60.8	19.4
石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	234	144.2	95.3	2.3	34.9	11.5
鉄鋼・非鉄金属製造業	73	304.8	211.4	4.7	71.1	16.1
金属製品製造業	126	38.8	27.3	0.8	8.8	1.9
機械製造業	215	157.1	110.3	3.0	38.9	7.2
電気機械製造業	293	590.9	410.3	15.8	84.0	85.2
輸送用機械製造業	144	295.1	220.6	8.1	50.2	17.7
業務用機械器具製造業	106	307.0	196.0	4.5	76.8	29.8
その他の製造業	184	93.0	60.1	1.3	18.2	8.3
情報通信業	186	44.3	22.8	0.8	11.8	7.7
卸売・小売等	432	7.1	4.4	0.3	1.9	0.5
その他の非製造業	357	12.7	7.6	0.3	3.9	0.9
教育・TLO・公的研究機関・公務	271	67.4	33.5	8.8	20.3	4.7
個人・その他	90	0.9	0.5	0	0.3	0.1

(備考) 出願系費用：産業財産権の発掘、発明届書の評価、明細書の作成（外注を含む）、明細書チェック、出願手続、審査請求手続、技術評価請求手続、拒絶理由通知対応（意見書、補正書作成）等の中間処理業務及び拒絶査定不服審判等に要する費用、権利存続要否問い合わせ、登録手続、年金納付手続等の権利維持業務に要する費用（弁理士費用等の外注費を含む。他者からの譲受は除く）。

補償費：企業等の定める補償制度（職務発明規定等）に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費。

人件費：企業等において知財業務を担当する者の雇用にかかる費用の直近の会計年度総額。

その他費用：上記の3分類に含まれない費用（企画、調査、教育等のその他の経費、業務遂行に必要な固定資産の減価償却費及びリース料）。

(資料) 特許庁「令和元年度知的財産活動調査報告書」

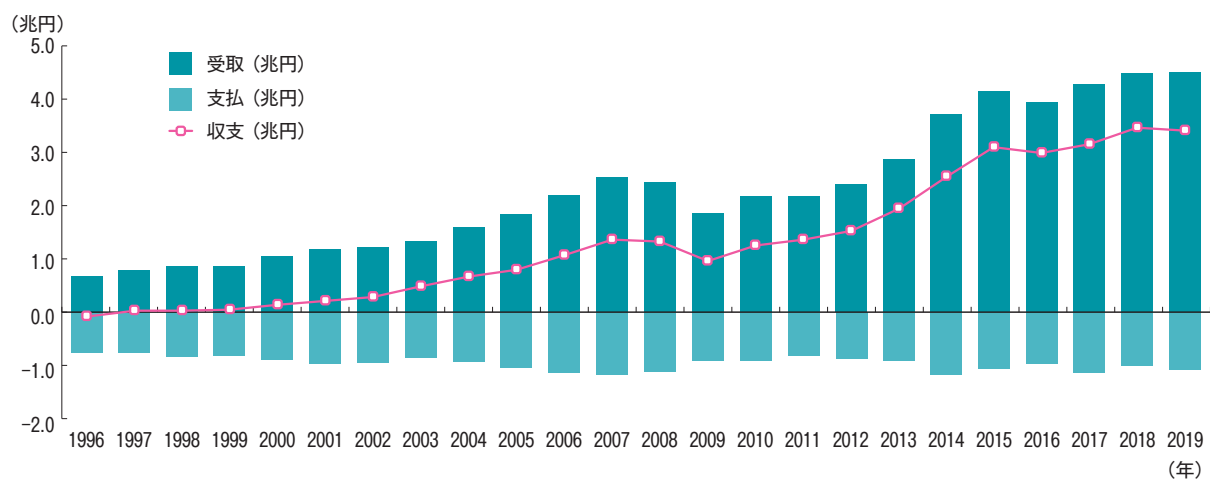
¹ 係争の和解金、損害賠償金、ロイヤルティ、産業財産権の購入に要した費用は含まない。

2. 知的財産権の利活用の状況

(1) 産業財産権等使用料の国際収支

我が国企業のグローバル化が進展する中で、知的財産の国際取引も活発化している。財務省・日本銀行が公表している国際収支統計によると、我が国の産業財産権等使用料¹の国際収支は、2019年は約3.4兆円の黒字であった。

1-2-15 図【産業財産権等使用料（受取・支払）の推移】



¹ 産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の使用料のほか、ノウハウ（技術情報）の使用料やフランチャイズ加盟に伴う各種費用、販売権の許諾・設定に伴う受払等を計上している。また、これらの権利に関する技術、経営指導料も含む。

(2) 特許権の利用状況

知的財産活動調査では、知的財産権の利用状況についても明らかにしている。なお、全体推計値については、調査票の回答結果を基に我が国全体について推計を行った数値¹であることに留意する必要がある。

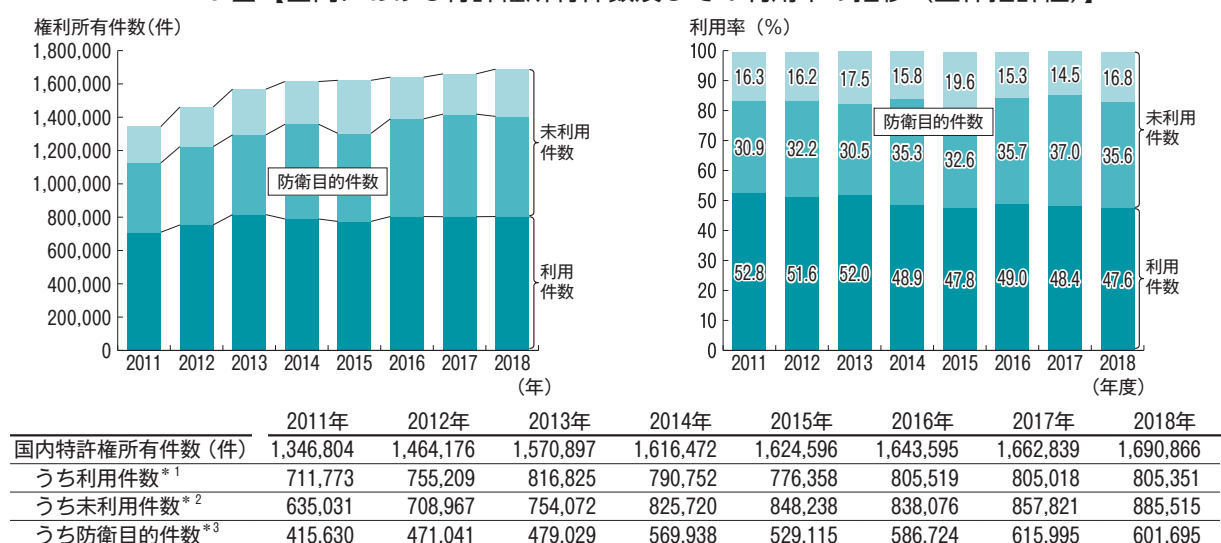
国内での利用状況としては、2017年から2018年にかけて特許権所有件数²は約28,000件増加している。

2018年度における利用率(利用件数³／所有件数)は47.6%となり、2014年度以降50%を下回っている。また、防衛目的⁴件数の割合は35.6%となっている。

特許権の利用率は業種によって異なっている。「その他の製造業」において利用割合が高く、「金属製品製造業」、「機械製造業」が続いた。

外国での利用状況としては、2018年度は47.2%となっている。

1-2-16 図【国内における特許権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）】



(備考) * 1: 利用件数とは、権利所有件数のうち「自社実施件数」及び、「他社への実施許諾件数」のいわゆる積極的な利用件数の合計である。

* 2: 未利用件数とは自社実施も他社への実施許諾も行っていない権利であり、防衛目的権利及び開放可能な権利（相手先企業を問わず、ライセンス契約により他社へ実施許諾が可能な権利）等を含む。

* 3: 防衛目的件数とは、自社実施も他社への実施許諾も行っていない権利であって、自社事業を防衛するために他社に実施させないことを目的として所有している権利である。

(資料) 特許庁「令和元年度知的財産活動調査報告書」

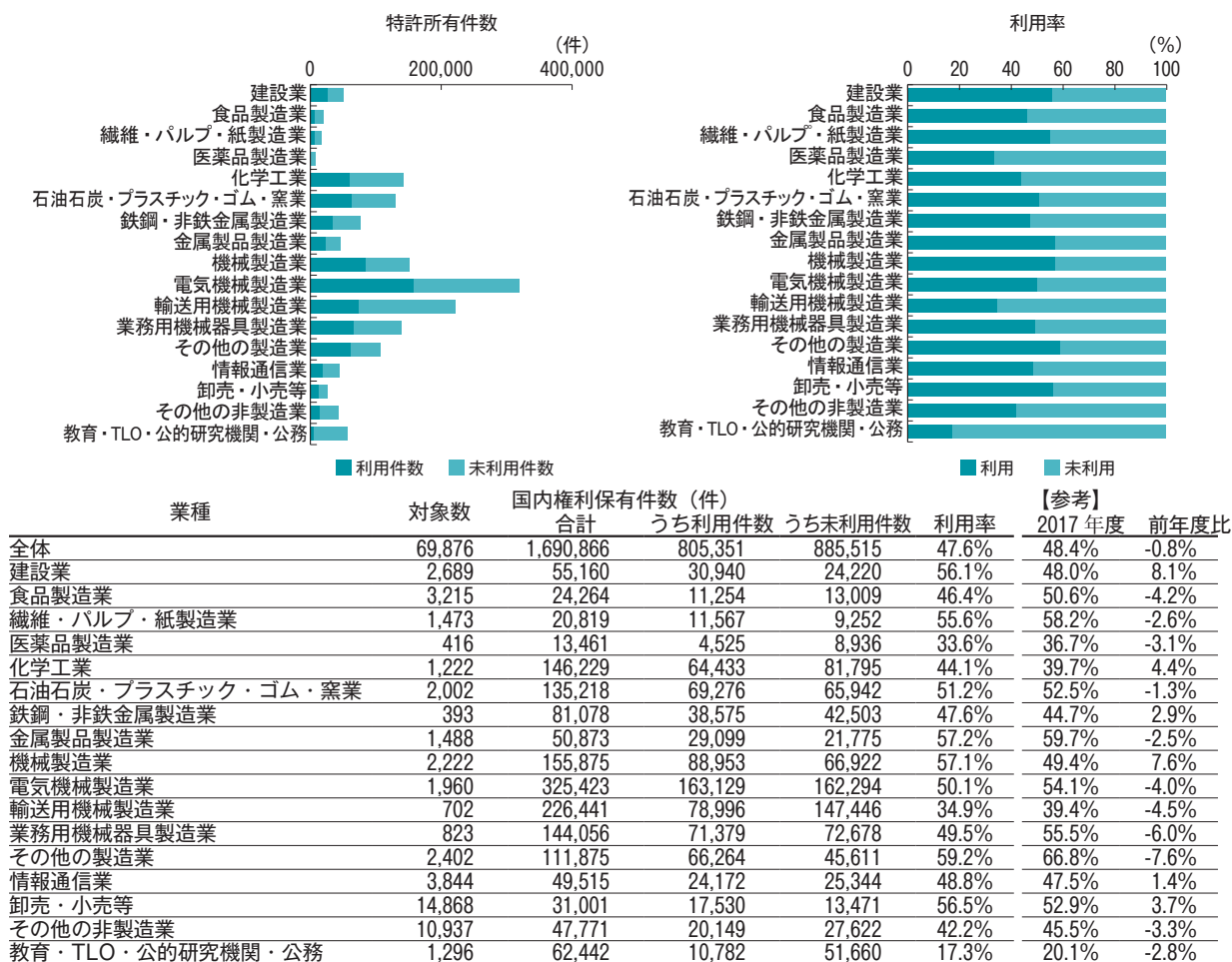
1 全体推計値は、母集団を業種別・出願件数階級に層化し、各層の推計元標本についての集計結果を標本数で除し、母集団数を乗じることによって算出した。

2 特許権所有件数は、内国人現存権利数の確定値である。「うち利用件数」及び「うち未利用件数」は、知的財産活動調査における全体推計結果より権利利用率を算出し、確定値に乘じることで得ている。

3 利用件数とは、権利所有件数のうち「自社実施件数」及び、「他社への実施許諾件数」のいわゆる積極的な利用件数の合計である。なお、未利用件数とは自社実施も他社への実施許諾も行っていない権利であり、防衛目的権利及び開放可能な権利（相手先企業を問わず、ライセンス契約により他社へ実施許諾が可能な権利）等を含む。

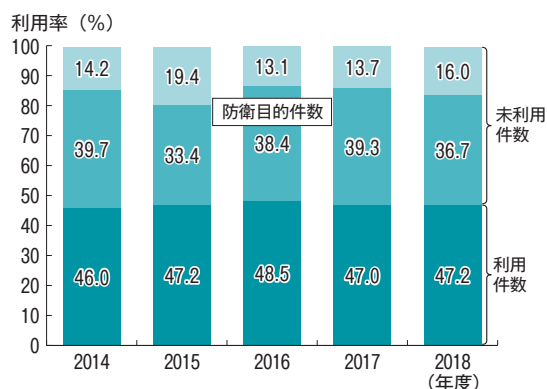
4 自社実施も他社への実施許諾も行っていない権利であって、自社事業を防衛するために他社に実施させないことを目的として所有している権利。

1-2-17 図【国内における業種別の特許権所有件数及びその利用率（全体推計値）】



(資料) 特許庁「令和元年度知的財産活動調査報告書」

1-2-18 図【外国における特許権利用率の推移（全体推計値）】



(資料) 特許庁「令和元年度知的財産活動調査報告書」

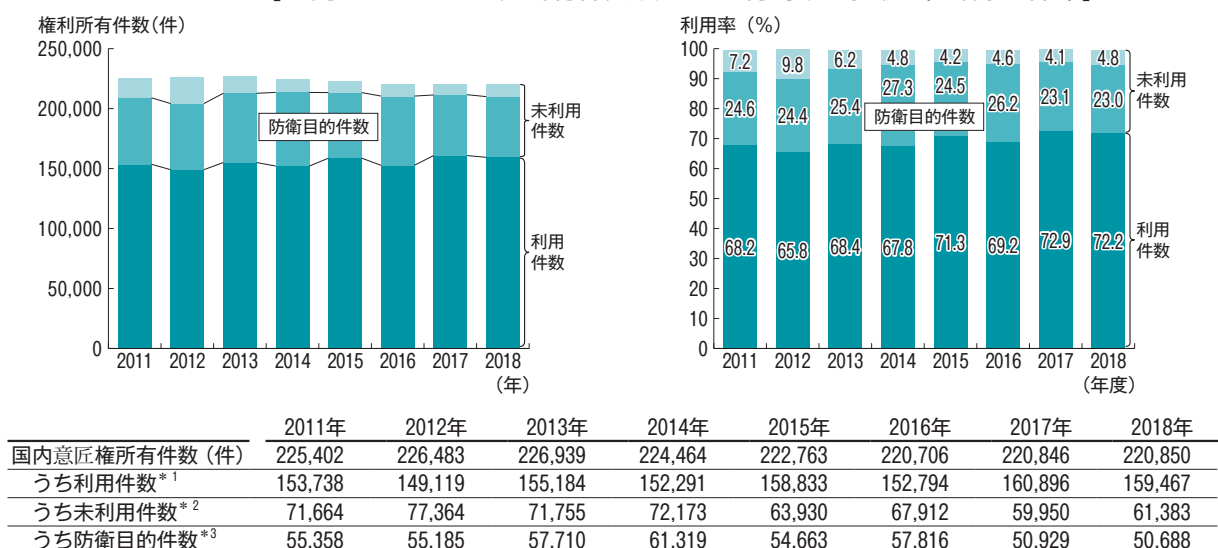
(3) 意匠権の利用状況

国内での利用状況としては、2018年の意匠権所有件数は2017年から横ばいとなっている。利用率を見ると、2015年度以降70%

前後で推移しており、2018年度は72.2%となっている。防衛目的件数の割合は25%前後で推移している。

外国での利用状況としては、2018年度は71.0%となっている。

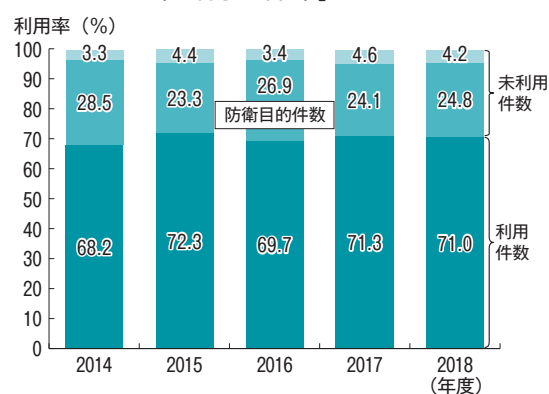
1-2-19 図【国内における意匠権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）】



（備考）*1、*2および*3については1-2-16 図の備考参照。

（資料）特許庁「令和元年度知的財産活動調査報告書」

1-2-20 図【外国における意匠権利用率の推移（全体推計値）】



（資料）特許庁「令和元年度知的財産活動調査報告書」

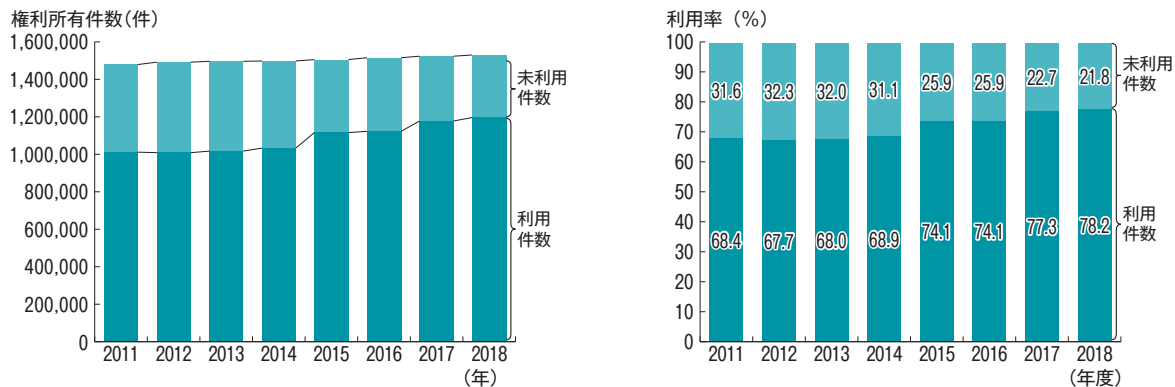
(4) 商標権の利用状況

国内での利用状況としては、2017年から2018年にかけて商標権所有件数は約6,000件

増加し、利用件数は約18,000件増加している。

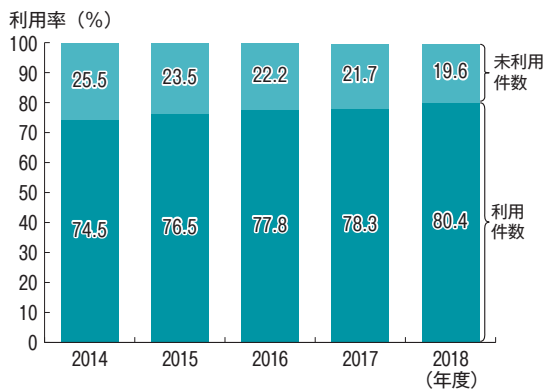
外国での利用状況としては、2013年以降微増傾向にあり、2017年度は78.3%となっている。

1-2-21 図【国内における商標権所有件数及びその利用率の推移（全体推計値）】



（備考）* 1、* 2 および * 3 については 1-2-16 図の備考参照。
（資料）特許庁「令和元年度知的財産活動調査報告書」

1-2-22 図【外国における商標権利用率の推移（全体推計値）】



（資料）特許庁「令和元年度知的財産活動調査報告書」

第3章

中小企業・地域における知的財産活動

我が国企業において中小企業の占める割合は大きく、また、我が国では各地域において特色ある事業が展開されている。その中で、近年、中小企業・地域における知的財産戦略の重要性に対する認識が高まってきている。これらの状況について、本章では、これらの中小企業・地域における知的財産活動の状況について紹介する。

1. 知的財産活動の状況

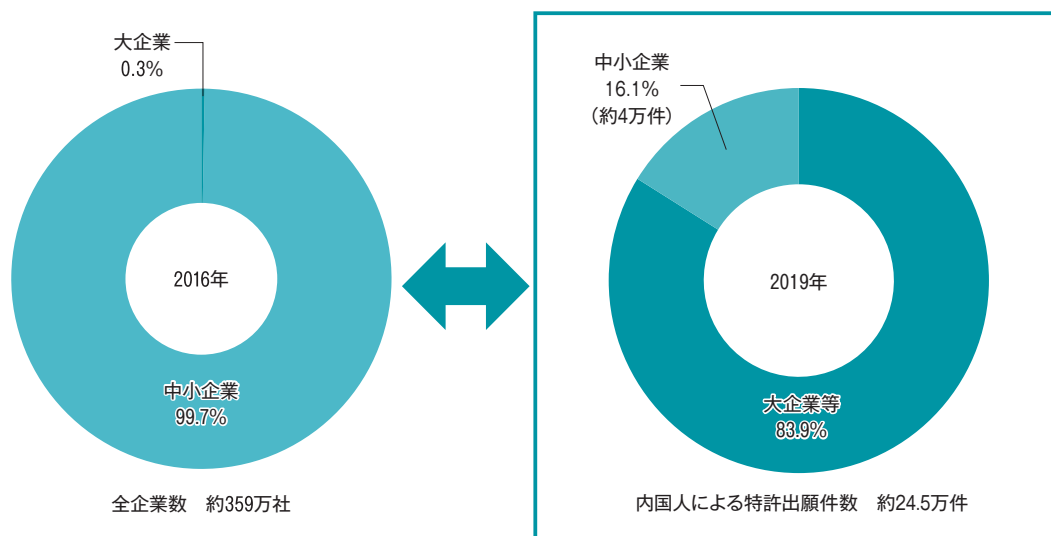
(1) 中小企業における特許等の出願件数の状況

我が国の中小企業¹数は、およそ358万社と全企業数の99.7%以上を占め、イノベーションを促進させる上で中小企業の果たす役割は大きい。

しかし、近年の内国人²の特許出願件数に占める中小企業の割合は16.1%にすぎない。

ここでは、中小企業の知的財産活動の状況について、2019年の特許、実用新案、意匠及び商標の出願件数状況について示す。

1-3-1 図【企業数・特許出願件数に占める中小企業の割合】



(資料) 中小企業白書 2020 付属統計資料を基に、特許庁が作成

1 中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」。また、出願件数グラフのデータは特許庁が保有する、中小企業基本法第2条第1項において定義されている中小企業の特許、実用新案、意匠、商標、PCT国際出願及び商標国際登録出願データ（法人）と、民間の信用調査会社が保有する企業データをクロス集計させて特許庁が推計したものである。

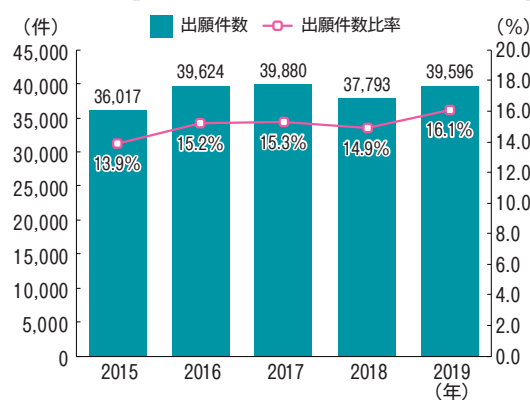
2 本章における「内国人」とは、筆頭出願人の国籍でカウントしている（国際意匠登録出願、国際商標登録出願については、筆頭出願人の居住国に基づく）。

①特許出願件数

2019年の中小企業における特許出願件数は、39,596件(前年比4.8%増)であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、16.1%であった。

また、2019年の特許出願者数は、11,574者(前年比2.3%増)であり、内国人出願における中小企業の出願者数比率は、63.0%であった。

1-3-2 図【中小企業の特許出願件数の推移】

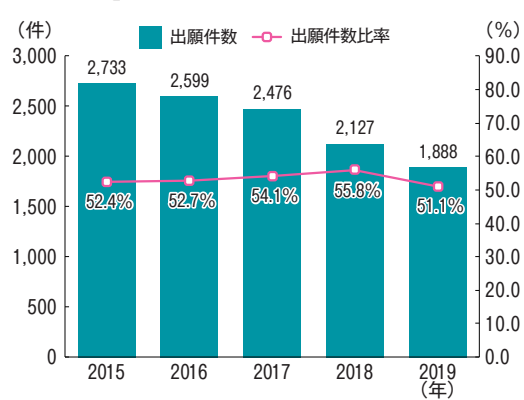


②実用新案登録出願件数

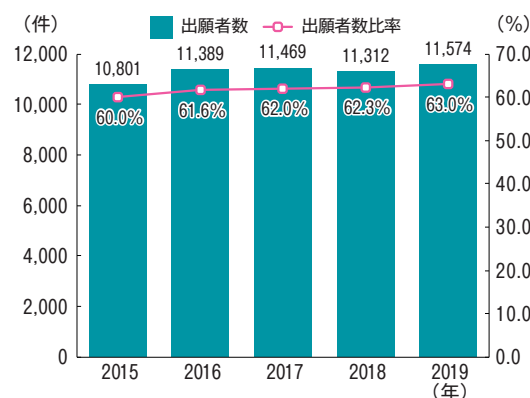
2019年の中小企業における実用新案登録出願件数は、1,888件(前年比11.2%減)であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、51.1%であった。

また、2019年の実用新案登録出願者数は、1,468者(前年比8.8%減)であり、内国人出願における中小企業の出願者数比率は、53.7%であった。

1-3-4 図【中小企業の実用新案登録出願件数の推移】

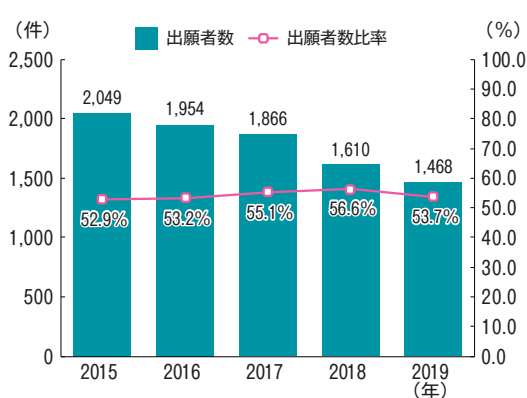


1-3-3 図【中小企業の特許出願者数の推移】



(資料) 特許庁作成

1-3-5 図【中小企業の実用新案登録出願者数の推移】



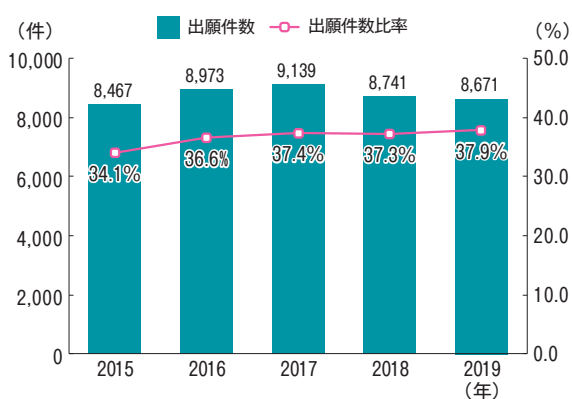
(資料) 特許庁作成

③意匠登録出願件数

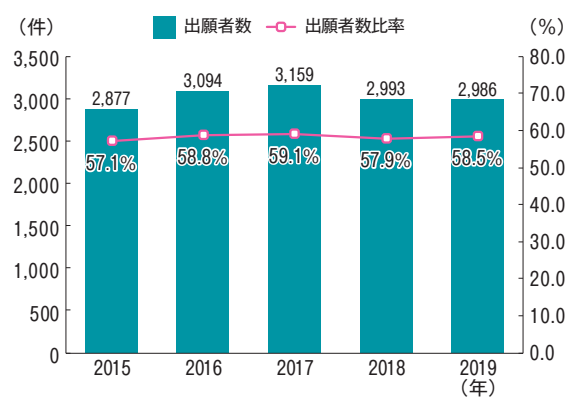
2019年の中小企業における意匠登録出願件数は、8,671件(前年比0.8%減)であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、37.9%であった。

また、2019年の意匠登録出願者数は、2,986者(前年比0.2%減)であり、内国人出願における中小企業の出願者数比率は、58.5%であった。

1-3-6 図【中小企業の意匠登録出願件数の推移】



1-3-7 図【中小企業の意匠登録出願者数の推移】



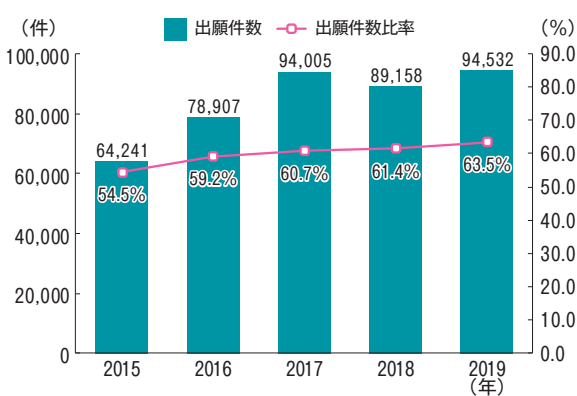
(資料) 特許庁作成

④商標登録出願件数

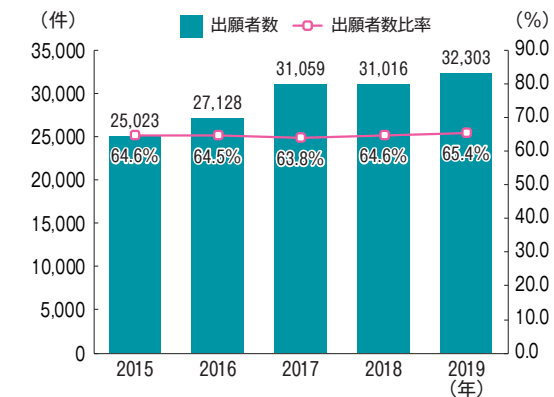
2019年の中小企業における商標登録出願件数は、94,532件(前年比6.0%増)であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、63.5%であった。

また、2019年の商標登録出願者数は、32,303者(前年比4.1%増)であり、内国人出願における中小企業の出願者数比率は、65.4%であった。

1-3-8 図【中小企業の商標登録出願件数の推移】



1-3-9 図【中小企業の商標登録出願者数の推移】



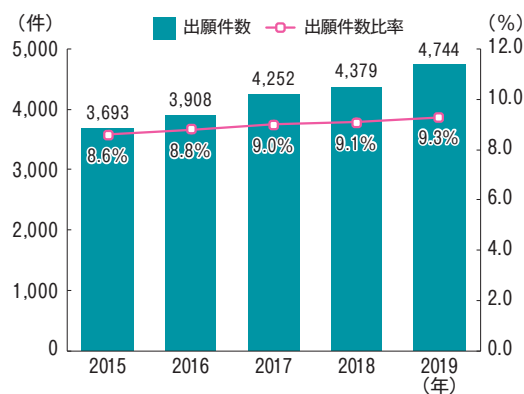
(資料) 特許庁作成

⑤PCT国際出願件数

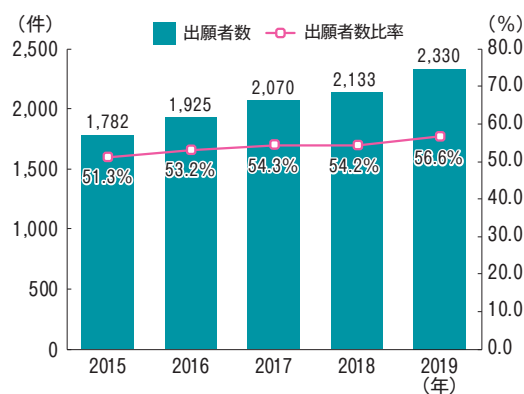
2019年の中小企業におけるPCT国際出願件数は、4,744件(前年比8.3%増)であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、9.3%であった。

また、2019年のPCT国際出願者数は、2,330者(前年比9.2%増)であり、内国人出願における中小企業の出願者数比率は、56.6%であった。

1-3-10 図【中小企業の PCT 国際出願件数の推移】



1-3-11 図【中小企業の PCT 国際出願者数の推移】



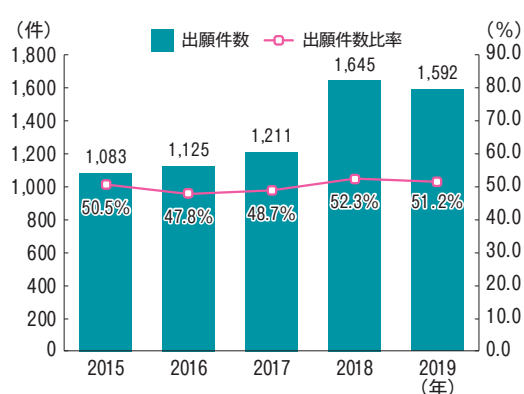
(資料) 特許庁作成

⑥商標の国際登録出願件数

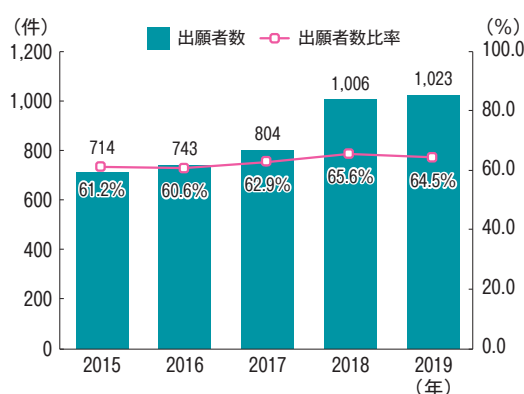
2019年の中小企業におけるマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願件数は、1,592件(前年比3.2%減)であり、内国人出願における中小企業の出願件数比率は、51.2%であった。

また、2019年のマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願者数は、1,023者(前年比1.7%増)であり、内国人出願における中小企業の出願者数比率は、64.5%であった。

1-3-12 図【中小企業の商標の国際登録出願件数の推移】



1-3-13 図【中小企業の商標の国際登録出願者数の推移】

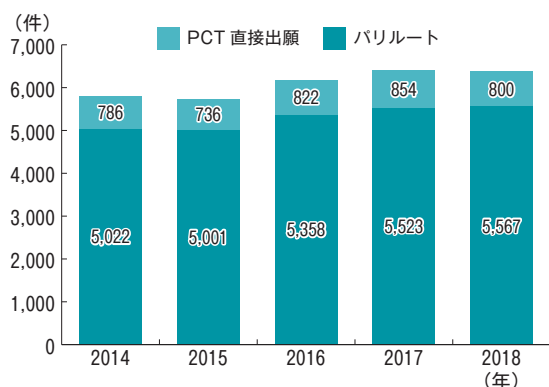


(資料) 特許庁作成

(2) 中小企業の海外展開の状況

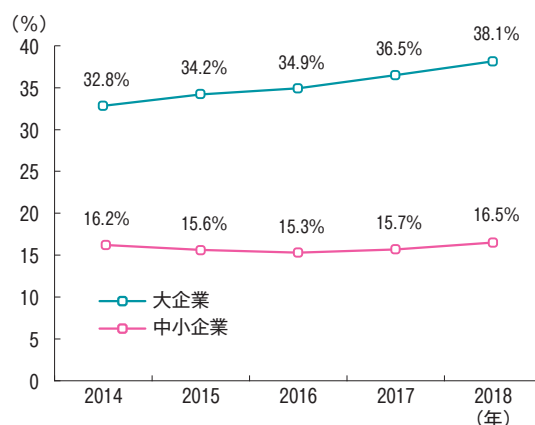
2018年の中小企業における海外への特許出願件数は、6,367件(前年比0.2%減)であり、2018年の中小企業における海外出願率は16.5%と、大企業における海外出願率38.1%に比べると低い。

1-3-14 図【中小企業の海外への特許出願件数の推移】



(備考) 国内へ出願される特許出願のうち外国にも出願される件数。
 特許庁で把握できない外国に直接出願された件数を含んだものではなく、日本企業による海外全ての出願件数を意味しない。
 PCT 直接出願：国際出願の受理官庁としての日本国特許庁に出願された PCT 出願のうち、国内出願に基づかない出願。
 (資料) 特許庁作成

1-3-15 図【中小企業の海外出願率】



(備考) 海外出願率 = (優先権請求件数 + PCT 直接出願) / (国内出願 + PCT 直接出願)
 (資料) 特許庁作成

(3) 中小企業の知財活動における地域格差

① 都道府県別の中小企業数に対する特許出願中小企業数の割合

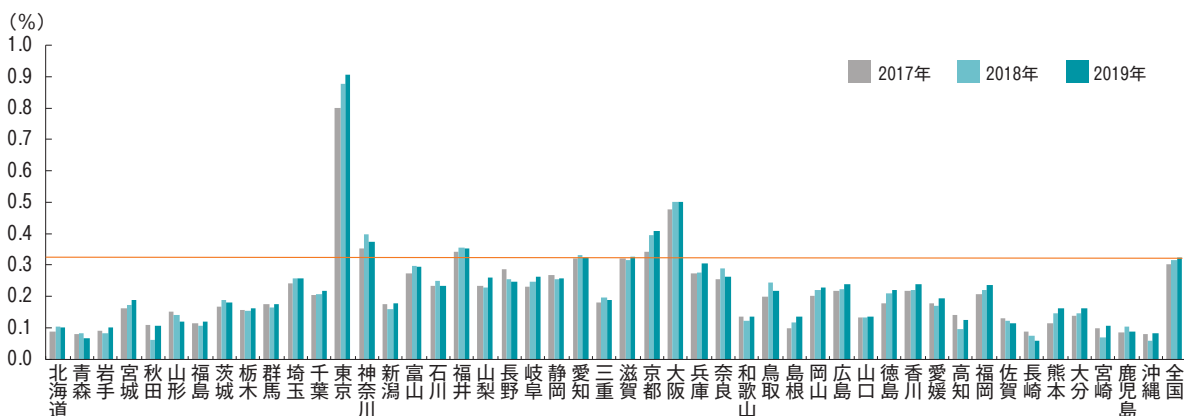
中小企業数に対する特許出願中小企業数の割合は、2019年で全国平均0.32%である。全国平均を上回る都道府県は、東京、神奈川、福井、愛知、滋賀、京都、大阪となっている。

② 都道府県別の中小企業数に対する実用新案登録出願中小企業数の割合

中小企業数に対する実用新案登録出願中小企業数の割合は、2019年で全国平均0.04%と低調である。

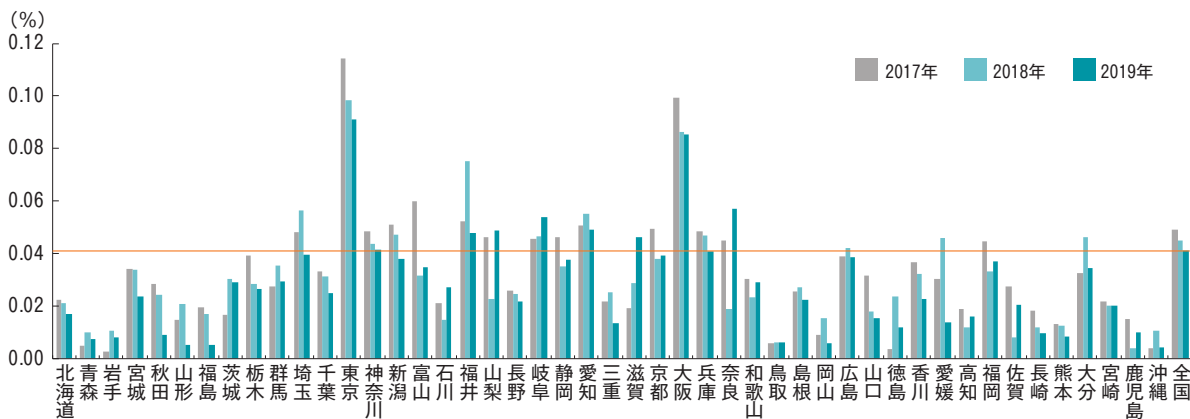
全国平均を上回る都道府県は、東京、神奈川、福井、山梨、岐阜、愛知、滋賀、大阪、奈良となっている。

1-3-16 図【都道府県別の中小企業数に対する特許出願中小企業数の割合】



(資料) 特許庁作成

1-3-17 図【都道府県別の中小企業数に対する実用新案登録出願中小企業数の割合】



(資料) 特許庁作成

③都道府県別の中小企業数に対する意匠登録出願中小企業数の割合

中小企業数に対する意匠登録出願中小企業数の割合は、2019年で全国平均0.08%と低調である。

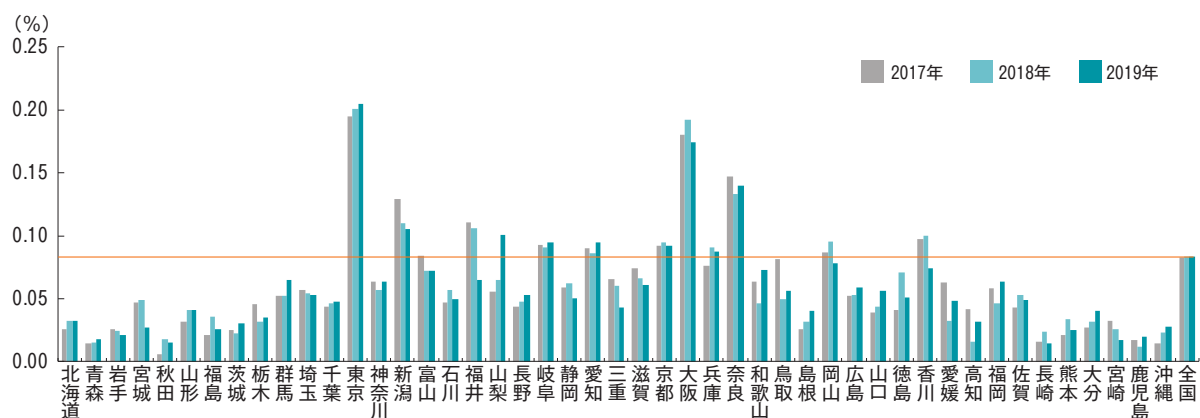
全国平均を上回る都道府県は、東京、新潟、山梨、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、奈良となっている。

④都道府県別の中小企業数に対する商標登録出願中小企業数の割合

中小企業数に対する商標登録出願企業数の割合は、2019年で全国平均0.90%である。

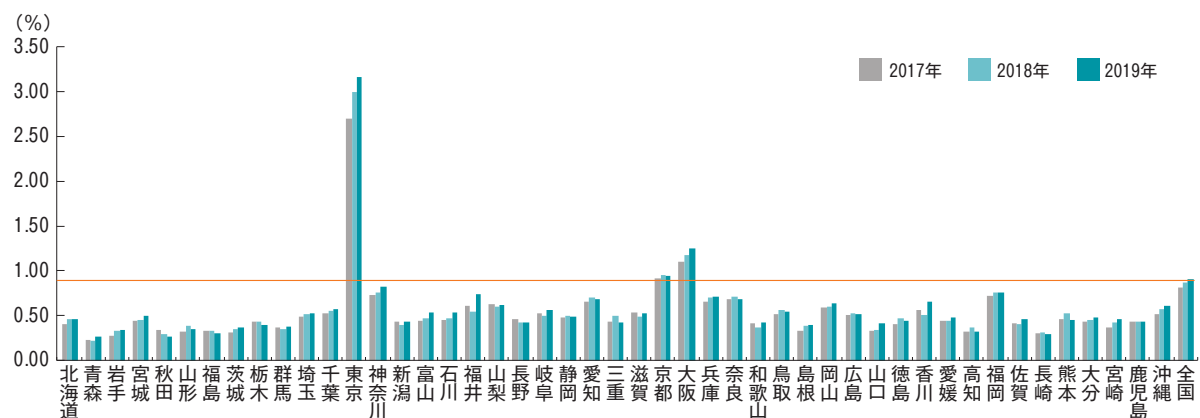
全国平均を上回る都道府県は、東京、京都、大阪のみである。

1-3-18 図【都道府県別の中小企業数に対する意匠登録出願中小企業数の割合】



(資料) 特許庁作成

1-3-19 図【都道府県別の中小企業数に対する商標登録出願中小企業数の割合】



(資料) 特許庁作成

第4章

大学等における知的財産活動

知的財産の創造において、我が国の研究資源の多くを有する大学の役割は大きい¹。このような認識の下、全国各地で大学知的財産本部²や技術移転機関(TLO)が設置され、また、知財戦略デザイナーの派遣³(2019年度から実施)、産学連携知的財産アドバイザーの派遣⁴(2016年度から実施)や特許料・審査請求料の減免措置⁵などの施策も導入されてきた。本章では、大学等における知的財産活動の取組について紹介する。

1. 共同研究・受託研究

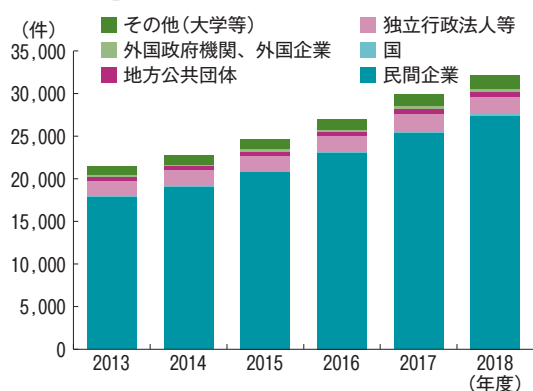
近年、産学連携の取組の推進とオープン・イノベーションを背景に、大学等における共同研究及び受託研究が活発化している。本節では、大学等⁶における共同研究・受託研究の状況について紹介する。

(1) 共同研究

2018年度の大学等における共同研究実施件数は、前年度より2,186件増加して32,092件であった。相手先別の内訳を見ると、民間企業が27,389件と最も多く、独立行政法人等が2,135件と続いている。

また、2018年度の大学等における共同研究費受入額は、前年度より増加して80,327百万円であった。相手先別の内訳を見ると、民間企業が68,425百万円と最も多く、独立行政法人等が6,040百万円と続いている。

1-4-1 図【相手先別の共同研究実施件数の推移】



共同研究実施件数

単位: 件

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
民間企業	17,881	19,070	20,821	23,021	25,451	27,389
国	46	62	101	113	153	144
独立行政法人等	1,845	1,927	1,796	1,897	2,065	2,135
地方公共団体	382	400	450	491	532	558
外国政府機関、外国企業	265	264	291	287	351	360
その他(大学等)	917	1,032	1,158	1,185	1,354	1,506
合 計	21,336	22,755	24,617	26,994	29,906	32,092

(資料) 文部科学省「平成 30 年度 大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

1 総務省「2019年(令和元年) 科学技術研究調査結果」によると、2018年度における我が国の科学技術研究費全体(19兆5260億円)のうち大学等の占める割合は18.8%(3兆6,784億円)に上る。

2 大学における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に実施するための大学の部局

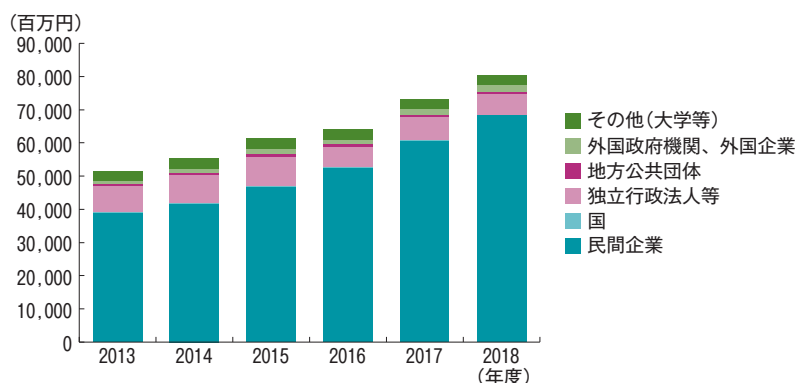
3 第2部第7章3.(1) 参照

4 第2部第7章3.(3) 参照

5 第2部第7章6.(2) 参照

6 本節において、大学等とは、国公私立大学(短期大学を含む)、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関を指す。

1-4-2 図【相手先別の共同研究費受入額の推移】



共同研究費受入額

単位：百万円

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
民間企業	39,023	41,603	46,719	52,557	60,814	68,425
国	175	258	277	203	192	254
独立行政法人等	7,725	8,479	8,919	6,119	6,767	6,040
地方公共団体	591	581	739	694	807	917
外国政府機関、外国企業	1,163	1,388	1,597	1,382	1,730	1,790
その他(大学等)	2,989	3,181	3,192	3,075	2,881	2,902
合計	51,666	55,488	61,444	64,032	73,191	80,327

(備考) 百万円未満は四捨五入

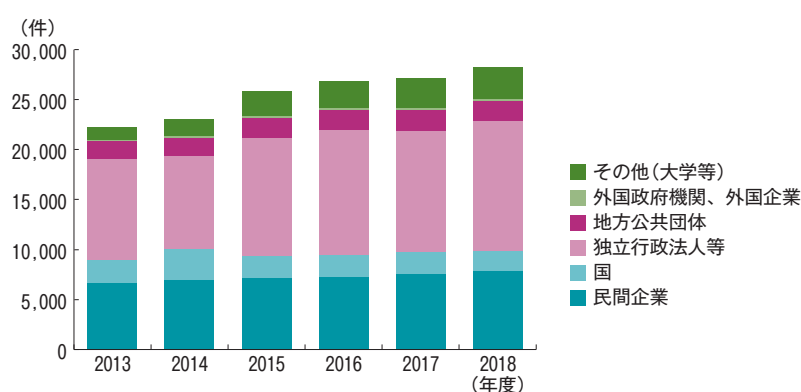
(資料) 文部科学省「平成30年度 大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

(2) 受託研究

2018年度の大学等における受託研究実施件数は、前年度より1,168件増加して28,234件であった。相手先別の内訳を見ると、独立行政法人等が13,001件と最も多く、民間企業が7,891件と続いている。

また、2018年度の大学等における受託研究費受入額は、前年度より増加して235,259百万円であった。相手先別の内訳を見ると、独立行政法人等が171,485百万円と最も多く、国が33,814百万円と続いている。

1-4-3 図【相手先別の受託研究実施件数の推移】



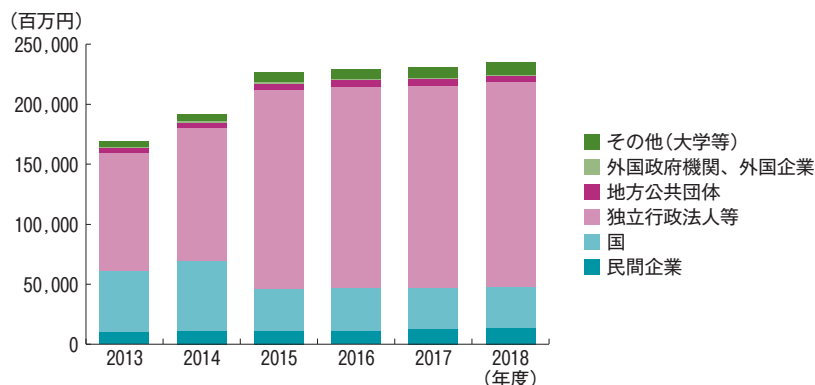
受託研究実施件数

単位：件

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
民間企業	6,677	6,953	7,145	7,319	7,598	7,891
国	2,321	3,151	2,205	2,184	2,120	1,998
独立行政法人等	10,053	9,284	11,854	12,436	12,205	13,001
地方公共団体	1,807	1,806	1,972	2,006	2,019	1,976
外国政府機関、外国企業	117	127	157	193	229	232
その他(大学等)	1,237	1,702	2,430	2,641	2,895	3,136
合計	22,212	23,023	25,763	26,779	27,066	28,234

(資料) 文部科学省「平成30年度 大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

1-4-4 図【相手先別の受託研究費受入額の推移】



受託研究費受入額

単位: 百万円

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
民間企業	10,543	11,066	10,960	11,563	12,610	13,746
国	51,376	58,470	35,603	35,640	34,140	33,814
独立行政法人等	97,640	111,450	165,884	167,500	168,745	171,485
地方公共団体	4,418	4,163	5,029	5,368	5,553	5,067
外国政府機関、外国企業	675	722	970	1,230	1,061	798
その他(大学等)	4,419	5,566	8,175	8,170	8,891	10,349
合計	169,071	191,437	226,621	229,471	231,000	235,259

(備考) 百万円未満は四捨五入

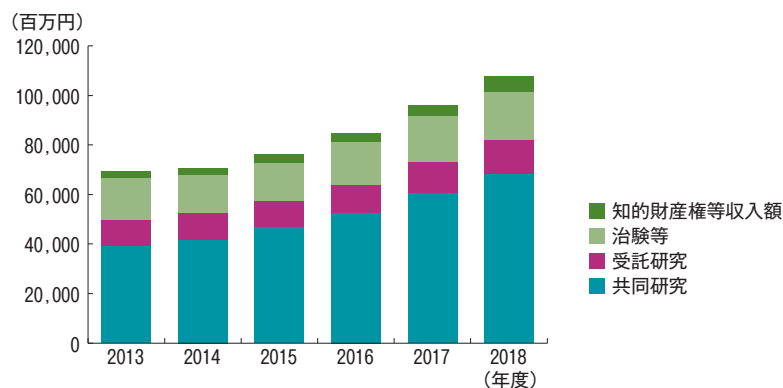
(資料) 文部科学省「平成30年度 大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

(3) 民間企業からの研究資金等受入額

2018年度の大学等における民間企業からの研究資金等受入額は、前年度より増加して107,714

百万円であった。その内訳を見ると、共同研究が68,425百万円と最も多く、治験等が19,601百万円と続いている。

1-4-5 図【民間企業からの研究資金等受入額の推移】



民間企業からの研究資金等受入額

単位: 百万円

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
共同研究	39,023	41,603	46,719	52,557	60,814	68,425
受託研究	10,543	11,066	10,960	11,563	12,610	13,746
治験等	17,206	15,193	15,240	17,079	18,281	19,601
知的財産権等収入額	2,741	2,623	3,495	3,554	4,289	5,943
合計	69,513	70,485	76,414	84,754	95,994	107,714

(備考) 百万円未満は四捨五入

(資料) 文部科学省「平成30年度 大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

2. 特許出願状況

大学等における基礎研究の成果を事業化に結び付けるためには、さらなる応用研究が必要となる。企業等が応用研究を安心して行うためには、ライセンスを受ける研究成果が特許権等で適切に保護されている必要がある。本節では、大学等における特許出願状況について紹介する。

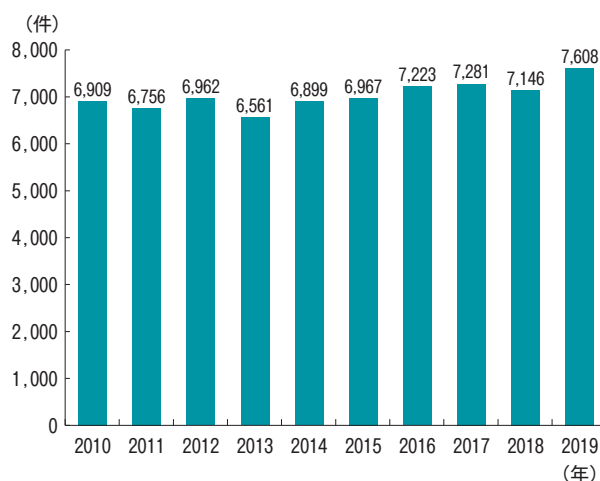
(1) 特許出願件数の推移

我が国の大学等からの特許出願件数を見ると、近年7,000件前後で推移しており、2019年には7,608件となった。

(2) 特許出願の審査結果の状況の推移

大学等からの特許出願の審査状況を見ると、2019年に審査結果が出たもののうち、特許査定されたものは全体の78%（特許査定率）であった。近年、大学等における特許査定率は、全出願人における特許査定率¹よりも高くなっている。

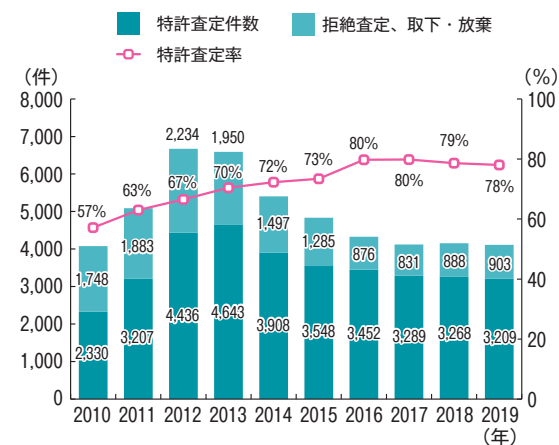
1-4-6 図【大学等からの特許出願件数の推移】



(備考) 出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認 TLO の出願を検索・集計。企業等との共同出願を含む。

(資料) 特許庁作成

1-4-7 図【大学等からの特許出願の審査結果の状況の推移】



1 第1部第1章1. (1) 参照

(3) 主要出願人

2019年における国内の特許出願公開件数上位大学を見ると、第1位は東京大学で300件、第2位は東北大学で268件、第3位は大阪大学で263件であった。上位10大学で全大学の特許公開件数の3割を超えている。

また、2019年における国内の特許登録件数上位大学を見ると、第1位は東京大学で255件、第2位は東北大学で179件、第3位は大阪大学で175件であった。上位10大学で全大学の特許登録件数の3割を超えている。

1-4-8 図【特許出願公開件数上位 10 大学 (2019 年)】

順位	大学名	件数
1	東 京 大 学	300
2	東 北 大 学	268
3	大 阪 大 学	263
4	名 古 屋 大 学	190
5	京 都 大 学	173
6	東京工業大学	170
7	九 州 大 学	136
8	北海道大学	125
9	信 州 大 学	111
10	慶應義塾大学	110
全 大 学 合 計		4,960

(備考) 出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認 TLO の出願を検索・集計。企業等との共同出願も含む。

(資料) 特許庁作成

1-4-9 図【特許登録件数上位 10 大学 (2019 年)】

順位	大学名	件数
1	東 京 大 学	255
2	東 北 大 学	179
3	大 阪 大 学	175
4	京 都 大 学	161
5	名古屋大学	111
6	東京工業大学	106
7	九 州 大 学	96
8	北海道大学	82
9	信 州 大 学	70
10	慶應義塾大学	68
全 大 学 合 計		3,380

(備考) 出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認 TLO の出願を検索・集計。企業等との共同出願も含む。

(資料) 特許庁作成

(4) PCT国際出願状況

2019年の国内外の大学によるPCT国際出願の公開件数ランキングを見ると、第1位から第10位にかけて、米国の大学が5校、中国の大学が4校と高い割合を占めた。また、上位30位には、中国7校の他に、日本、韓国、シンガポールの大学8校もランクインしており、アジア圏の大学も積極的に国際的な権利取得を行っている状況がうかがえた。我が国の大学は30位以内に3校含まれており、最高位は第12位の東京大学であった。

1-4-10 図【PCT 国際出願の公開件数上位 30 位にランクインした国内外の大学 (2019 年)】

順位	大学名	件数
1	カリフォルニア大学 (米国)	470
2	清 華 大 学 (中国)	265
3	深 圳 大 学 (中国)	247
4	マサチューセッツ工科大学 (米国)	230
5	華 南 理 工 大 学 (中国)	164
6	テキサス大学システム (米国)	161
7	大 連 理 工 大 学 (中国)	141
8	ハーバード大学 (米国)	140
9	ソウル大学校 (韓国)	136
10	スタンフォード大学 (米国)	132
11	アブデュラ王立工科大学 (サウジアラビア)	123
12	東 京 大 学	119
13	江 南 大 学 (中国)	118
14	漢 陽 大 学 校 (韓国)	113
15	ミシガン大学 (米国)	107
16	大 阪 大 学	105
17	中国鉱業大学 (中国)	100
18	ノースウェスタン大学 (米国)	98
19	K A I S T (韓国)	97
20	オックスフォード大学 (米国)	96
21	フロリダ大学 (米国)	94
22	高麗大学校 (韓国)	93
23	東南大学 (中国)	89
24	ジョンズ・ホプキンス大学 (米国)	87
25	コロラド大学 (米国)	85
26	コロンビア大学 (米国)	84
27	コーネル大学 (米国)	83
28	アリゾナ大学 (米国)	80
29	シンガポール国立大学 (シンガポール)	79
30	京 都 大 学	76

(備考) ・最初に記載された出願人名を基に件数を数えている。

・出願件数は、2019年に国際公開された出願の件数である。

(資料) WIPO ウェブサイトの記事「China Becomes Top Filer of International Patents in 2019 Amid Robust Growth for WIPO's IP Services, Treaties and Finances」(2020年4月7日)の項目「Annex 3: Top PCT applicants by educational institution」を基に特許庁作成

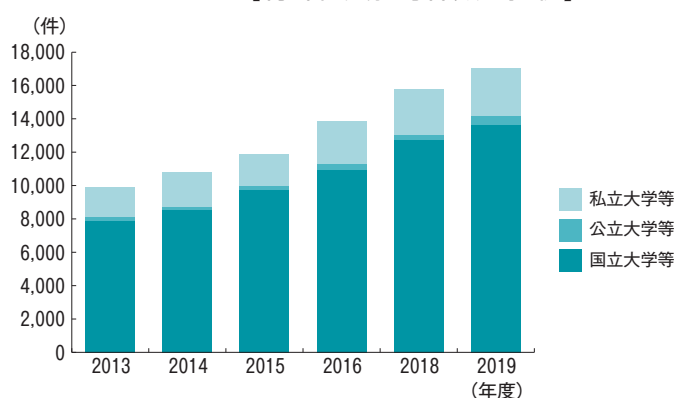
(5) 特許権実施等件数及び収入額の推移

2013年度以降の大学等における特許権実施等件数は堅調な伸びを示し、2018年度までの5年間で約1.7倍に増加し、2018年度は前年度比

7.6%増の17,002件であった。

また、特許権実施等収入額も同様に伸び、同5年間で約2.0倍に増加した。2018年度は前年度比38.8%増の4,411百万円であった。

1-4-11 図【特許権実施等件数の推移】



特許権実施等件数

単位: 件

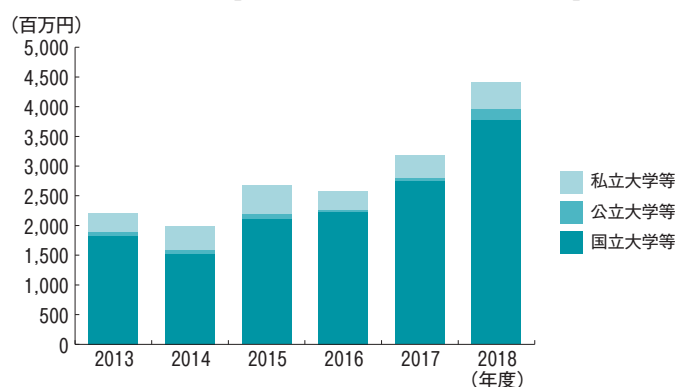
	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
国立大学等	7,893	8,554	9,722	10,925	12,736	13,686
公立大学等	230	210	245	351	358	477
私立大学等	1,733	2,038	1,905	2,556	2,704	2,839
合計	9,856	10,802	11,872	13,832	15,798	17,002

(備考) ・特許権（受ける権利を含む）のみを対象とし、実施許諾及び譲渡の件数を計上

・国立大学等は、国立大学・国立高等専門学校・大学共同利用機関を指し、公立大学等は、公立大学（短期大学を含む）・公立高等専門学校を指し、私立大学等は、私立大学（短期大学を含む）・私立高等専門学校を指す。

(資料) 文部科学省「平成 30 年度 大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

1-4-12 図【特許権実施等収入額の推移】



特許権実施等収入額

単位: 百万円

	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
国立大学等	1,823	1,526	2,119	2,232	2,755	3,784
公立大学等	73	72	80	36	45	176
私立大学等	316	394	485	307	379	451
合計	2,212	1,992	2,684	2,576	3,179	4,411

(備考) ・特許権（受ける権利を含む）のみを対象とし、実施許諾及び譲渡による収入を計上

・百万円未満は四捨五入

・国立大学等は、国立大学・国立高等専門学校・大学共同利用機関を指し、公立大学等は、公立大学（短期大学を含む）・公立高等専門学校を指し、私立大学等は、私立大学（短期大学を含む）・私立高等専門学校を指す。

(資料) 文部科学省「平成 30 年度 大学等における産学連携等実施状況について」を基に特許庁作成

第5章

分野別に見た国内外の出願動向

特許出願・意匠登録・商標登録出願の内容は、公報として広く一般に公開される。特許の公開情報は、企業や大学等における研究開発テーマや技術開発の方向性を決定する上で極めて有効なものである。また、意匠・商標の公開情報は、意匠・商標出願戦略、デザイン開発戦略、ブランド戦略等の策定を支援するための有益な情報になる。そのため、特許庁では、特許・意匠・商標の出願動向を調査し、それらの調査結果を情報発信している。本章では、2019年度に実施した特許・意匠・商標の出願動向の調査結果を示す。

1. 特許

特許庁では、日本、米国、欧州、中国、韓国等の主要各国への特許の出願動向を調査している。まず、主要各国における特許の公開情報を基に、主要国への特許出願の動向を紹介する。そして、今後の進展が予想される重要な技術テーマを選定し、特許出願の動向を調査した結果を紹介する。

(1) 主要国への出願動向調査

IPC（国際特許分類）を基準にWIPO（世界知的所有権機関）が設定した技術分野（IPC AND TECHNOLOGY CONCORDANCE TABLE¹）に基づいて、技術分野別の出願件数推移について、日本、米国、欧州各国²、韓国及び中国への出願を出願先国別に解析した結果を紹介する。

35の技術分野のうち、「電気機械、電気装置、電気エネルギー」、「音響・映像技術」、「電気通信」、「コンピューターテクノロジー」、「光学機器」、「制御」、「医学機器」、「バイオテクノロジー」、「エンジン、ポンプ、タービン」、及び「機械部品」の10の分野について、1-5-1 図ないし1-5-10 図に示す。

日本への出願件数を見ると、2008年以降全ての技術分野において減少傾向が続いているが、「制御」、「医療機器」及び「バイオテクノロジー」

の分野においては、2013年から2015年にかけて出願件数が上昇している。

中国及び韓国への出願件数は、近年、分野によらず全体として増加傾向にあり、特に中国への出願件数が急増している。中国への出願件数では「電気機械、電気装置、電気エネルギー」など、他国・地域が減少傾向であっても増加傾向を示している技術分野が多い。

米国への出願件数は、「音響・映像技術」及び「コンピューターテクノロジー」の分野において、2014年まで他国・地域の出願件数より大きい、2015年以降は中国への出願件数が米国への出願件数より大きくなっている。

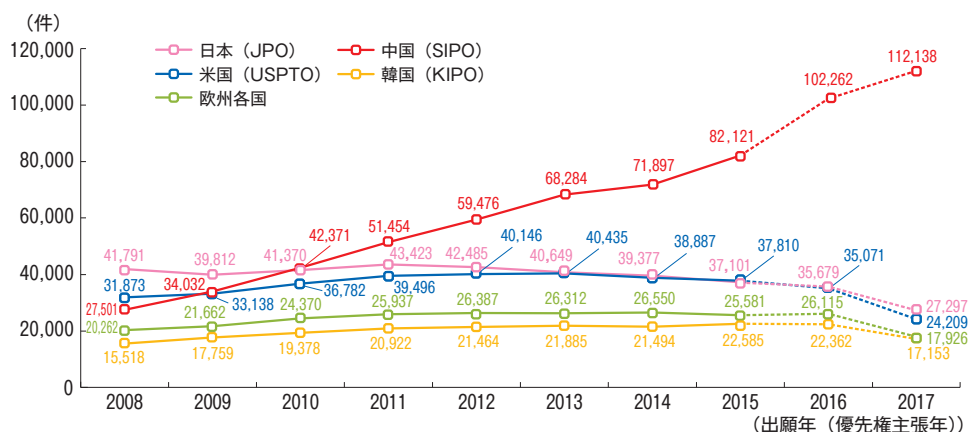
欧州各国への出願件数は、「エンジン、ポンプ、タービン」及び「機械部品」の技術分野において、中国に次いで2番目に大きい。

1 http://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=117672

2 欧州への出願とは、オーストリア、ベルギー、スイス、チェコ、ドイツ、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、イギリス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、スウェーデン、スロバキア、ポーランド、トルコへの出願及びEPC出願としている。



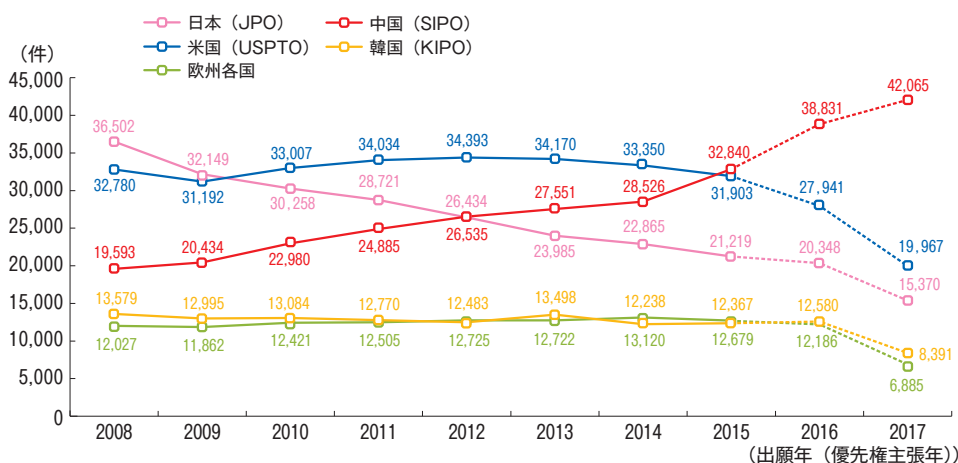
1-5-1 図【「電気機械、電気装置、電気エネルギー」の出願先国別出願件数の推移】



(備考) 出願年 (優先権主張年) 2016、2017年のデータが十分でない可能性がある。

(資料) 特許庁「令和元年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」

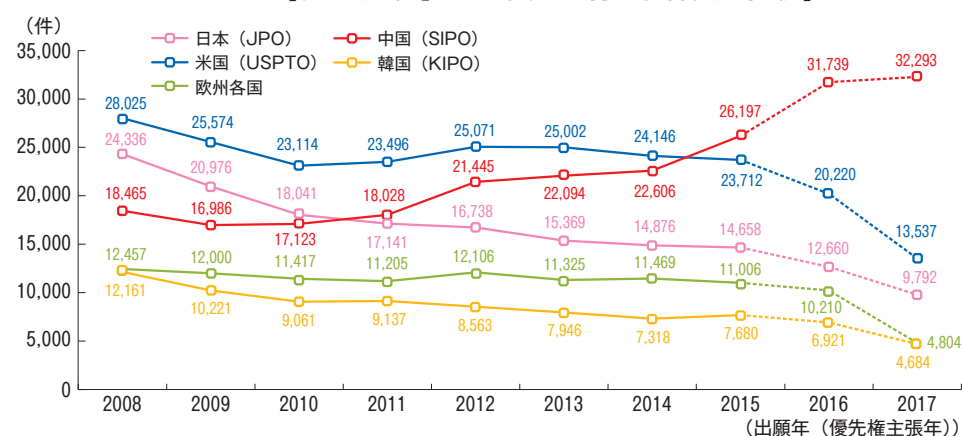
1-5-2 図【「音響・映像技術」の出願先国別出願件数の推移】



(備考) 出願年 (優先権主張年) 2016、2017年のデータが十分でない可能性がある。

(資料) 特許庁「令和元年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」

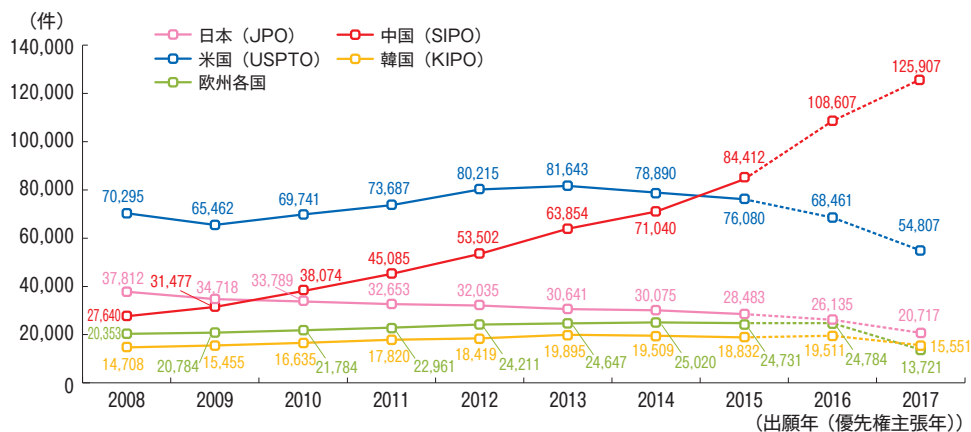
1-5-3 図【「電気通信」の出願先国別出願件数の推移】



(備考) 出願年 (優先権主張年) 2016、2017年のデータが十分でない可能性がある。

(資料) 特許庁「令和元年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」

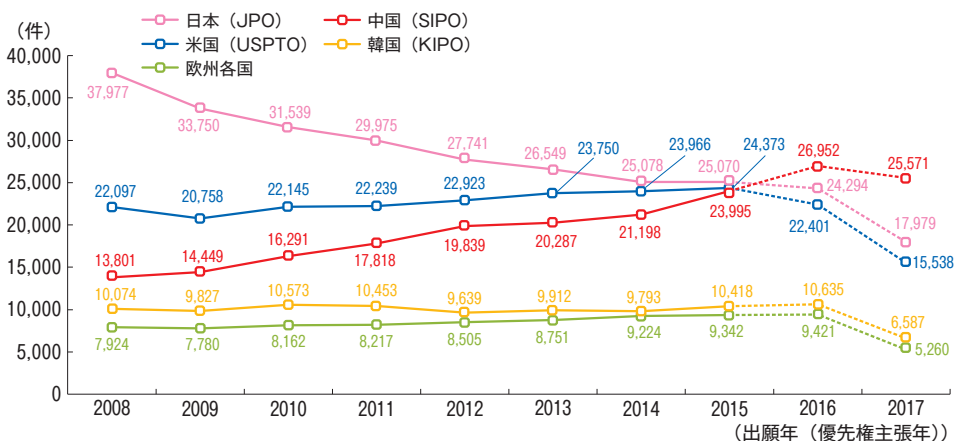
1-5-4 図【「コンピューターテクノロジー」の出願先国別出願件数の推移】



（備考）出願年（優先権主張年）2016、2017年のデータが十分でない可能性がある。

（資料）特許庁「令和元年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」

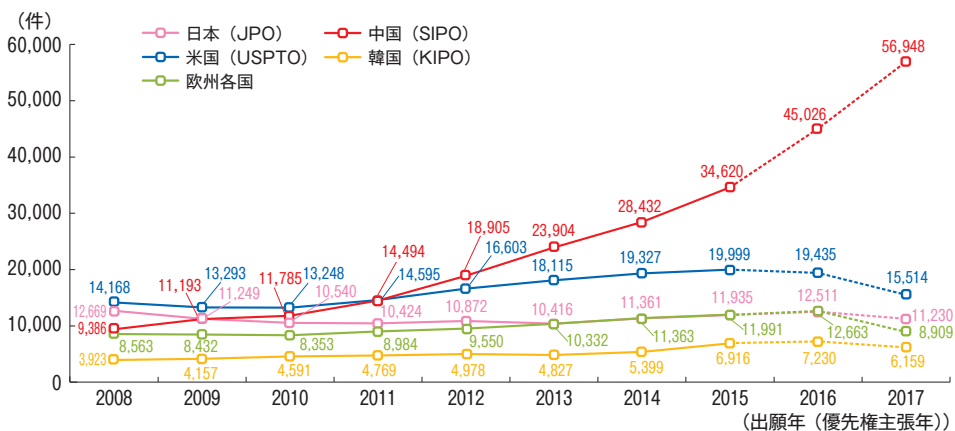
1-5-5 図【「光学機器」の出願先国別出願件数の推移】



（備考）出願年（優先権主張年）2016、2017年のデータが十分でない可能性がある。

（資料）特許庁「令和元年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」

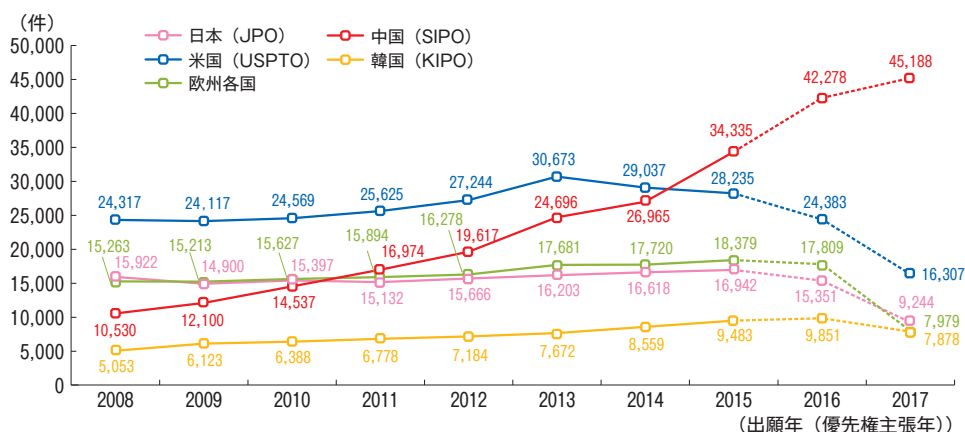
1-5-6 図【「制御」の出願先国別出願件数の推移】



（備考）出願年（優先権主張年）2016、2017年のデータが十分でない可能性がある。

（資料）特許庁「令和元年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」

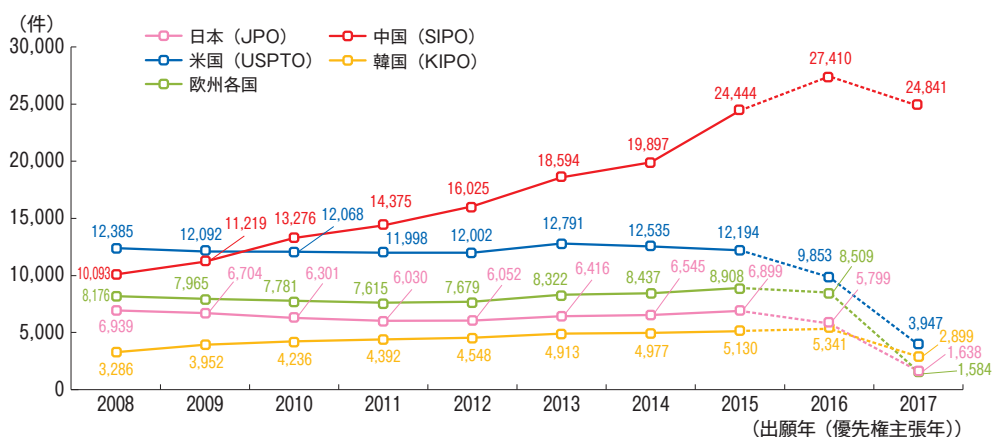
1-5-7 図【「医療機器」の出願先国別出願件数の推移】



(備考) 出願年 (優先権主張年) 2016、2017年のデータが十分でない可能性がある。

(資料) 特許庁「令和元年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」

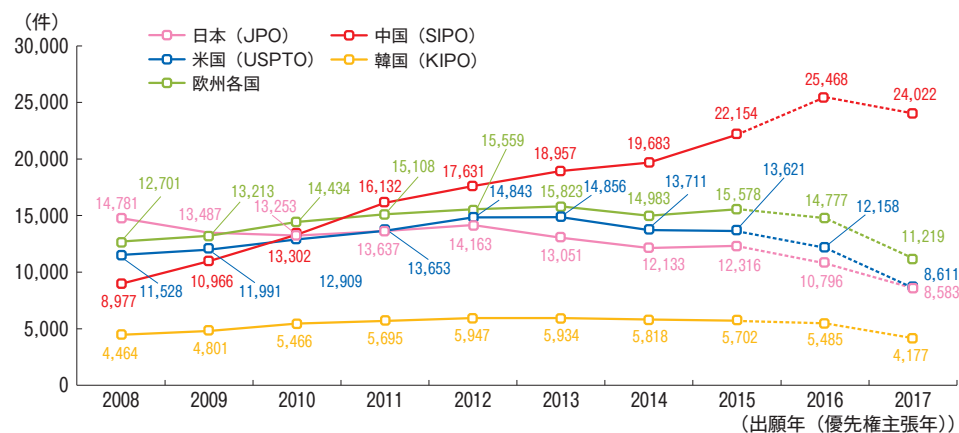
1-5-8 図【「バイオテクノロジー」の出願先国別出願件数の推移】



(備考) 出願年 (優先権主張年) 2016、2017年のデータが十分でない可能性がある。

(資料) 特許庁「令和元年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」

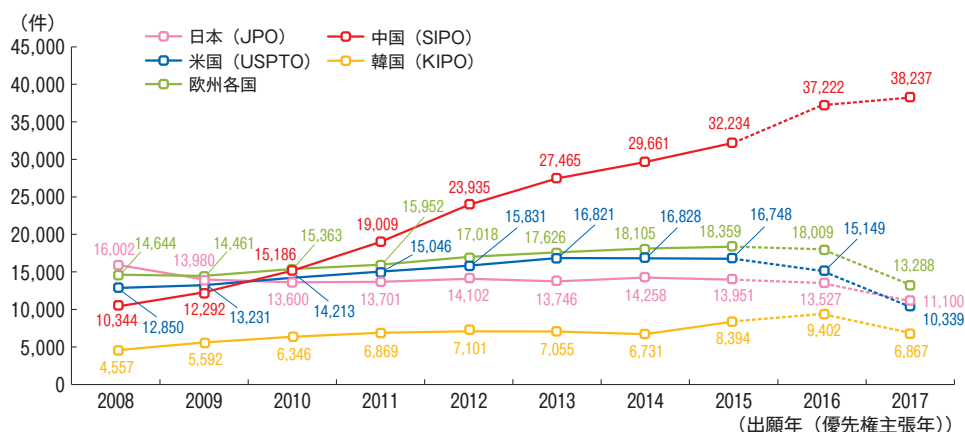
1-5-9 図【「エンジン、ポンプ、タービン」の出願先国別出願件数の推移】



(備考) 出願年 (優先権主張年) 2016、2017年のデータが十分でない可能性がある。

(資料) 特許庁「令和元年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」

1-5-10 図【「機械部品」の出願先国別出願件数の推移】



(備考) 出願年 (優先権主張年) 2016、2017年のデータが十分でない可能性がある。

(資料) 特許庁「令和元年度特許出願動向調査報告書—マクロ調査—」

(2) 2019年度特許出願技術動向調査結果

市場創出に関する技術分野、国の政策として推進すべき技術分野を中心に、今後の進展が予想される技術テーマを選定し調査を実施した。

以下10テーマの調査結果について、その概要を示す。

1-5-11 図【2019 年度特許出願技術動向調査のテーマ名】

①インフラ設備のIoTを活用した維持管理技術
②スポーツ関連技術
③宇宙航行体
④福祉用具
⑤3Dプリンタ
⑥制御ラジカル重合関連技術
⑦マテリアルズ・インフォマティクス
⑧AIを用いた画像処理
⑨V2X 通信技術
⑩電子部品内蔵基板

①インフラ設備のIoTを活用した維持管理技術

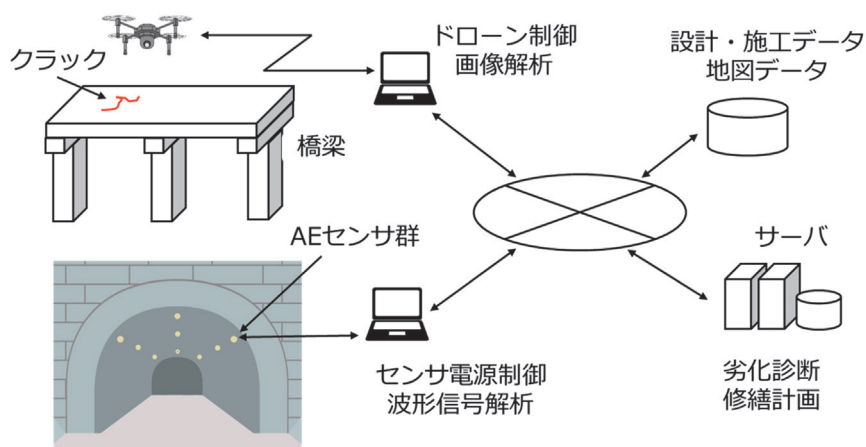
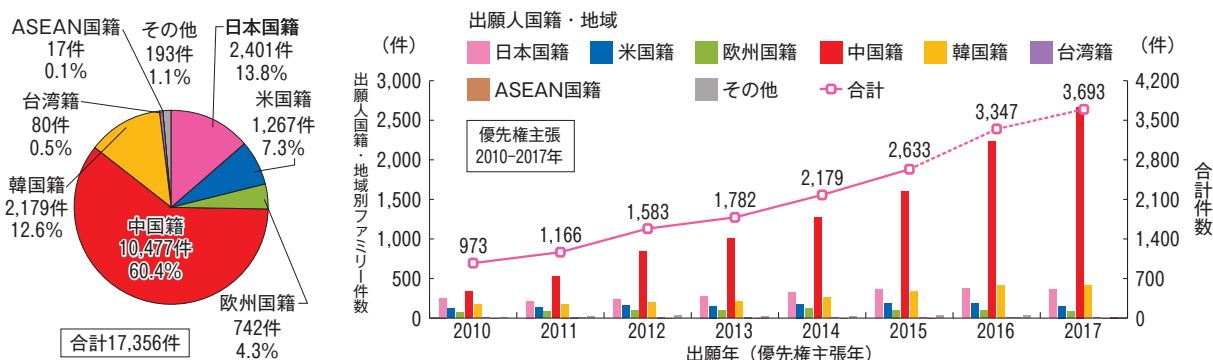
高度成長期以降(1960年～)に集中的に整備されたインフラ設備は、半世紀を経過して老朽化が一斉に進む一方で、設備の維持管理を担う人員の確保が容易ではないため、維持管理業務の効率的な運用が求められており、IoT技術の積極的な活用が注目されている。インフラ設備のIoTを活用した維持管理技術には、ネットワーク型センサ、遠隔モニタリング等のセンシング技術、劣化診断等のデータ分析技術、及び取得・収集・分析したデータの記録・管理・活用技術等がある[1-5-12 図]。

インフラ設備のIoTを活用した維持管理技術全体における出願件数のシェア及び伸びは、中国が1位で際立っており、また、2位は日本、3位は韓国である[1-5-13 図]。国内の出願動向につい

て詳しくみると、特許出願全体の件数がほぼ横ばいであるのに対して、本調査の対象とする出願件数は大きく伸びている[1-5-14 図]。出願人を、「インフラを保有・運用する出願人」と「インフラを構築する出願人」と「インフラの構築・運用を支援する出願人」とに大別すると、「インフラの構築・運用を支援する出願人」が3/4と大きな割合を占めており、出願件数の伸びは、IoT関連技術を有する「インフラの構築・運用を支援する出願人」に属する企業によるものと考えられる。

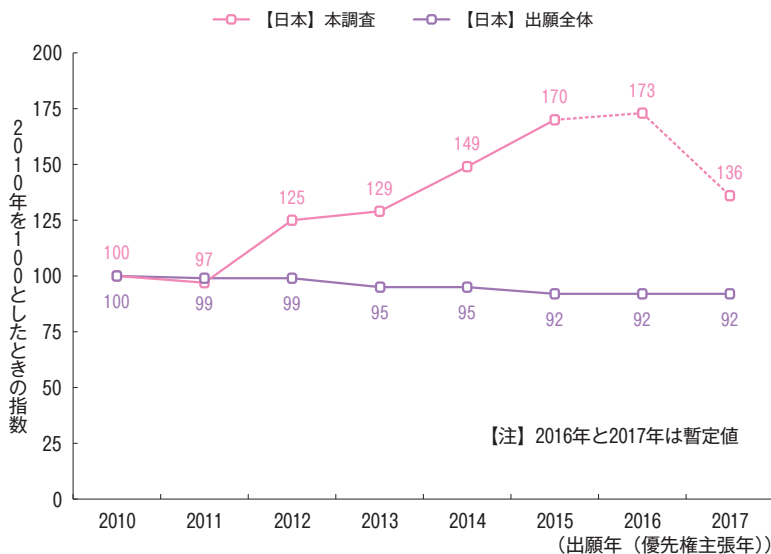
「道路」関連のIoT技術について、国別の出願件数を調べると、他国に対して日本に強みのあるIoT技術は、「陸上走行車両」「カメラ」「画像解析」「予測・推定」と推定される。これらの要素技術をパッケージ化したソリューションビジネスによる海外展開が期待される[1-5-15 図]。

1-5-12 図【インフラ設備のIoTを活用した維持管理技術の概要】

1-5-13 図【出願人国籍・地域別のファミリー件数の推移とシェア】
出願先：日米欧中韓台 ASEAN、出願年：2010-2017 年（優先権主張年）

注：2016年以降は、データベース収録の遅れやPCT出願の各国移行のずれ等により全データを反映していない可能性がある。

1-5-14 図【日本国籍出願人の特許出願件数の推移】
出願先：日米欧中韓台 ASEAN、出願年：2010-2017 年（優先権主張年）



日本国籍		
順位	出願人	出願件数
1	東芝	186
2	日本電気	164
3	日立製作所	161
4	三菱電機	112
5	鉄道総合技術研究所	112
6	パナソニック	88
7	日本電信電話	77
8	富士通	73
9	デンソー	58
10	富士フイルム	56
11	清水建設	46
12	JR東日本	41
13	セイコーエプソン	40
14	トヨタ自動車	38
15	川崎重工業	38
16	三菱重工業	35
17	石川島播磨重工業	34
18	太平洋セメント	34
19	大成建設	31
20	リコー	30
20	積水化学	30

インフラを保有・運用する出願人		
インフラを構築する出願人		
インフラの構築・運用を支援する出願人		
研究機関		

1-5-15 図【「道路」関連で各国・地域から他国に出願したファミリー件数の技術別内訳】
出願人国籍：日米欧中韓、出願年：2010-2017 年（優先権主張年）

		日本国籍	米国籍	欧州国籍	中国籍	韓国籍
データ解析	モデル化	13	11	8	15	4
	シミュレーション	2	5	1	2	0
	人工知能 (AI)	5	5	2	4	0
	予測・推定	46	13	20	11	6
	スクリーニング	8	5	7	3	5
	三次元解析	9	4	6	4	2
	画像解析	23	8	6	9	10
	周波数解析	3	1	1	0	2
	その他のデータ解析	4	1	5	1	1
データ種別	設計・施工データ	16	11	18	5	11
	点検結果データ	21	4	10	6	1
	センサデータ	61	60	55	12	17
	計測結果データ	39	19	20	15	11
	地図データ	28	14	14	9	5
	データベース	27	11	11	4	6
層別	その他のデータ蓄積	5	6	6	2	0
	無線通信技術	38	49	48	16	22
	有線通信技術	11	12	13	7	8

紺色のセル：日本が他よりも件数が多く、優位と考えられる技術区分

空色のセル：各国・地域共通に件数の多い技術区分

		日本国籍	米国籍	欧州国籍	中国籍	韓国籍
計測対象	位置・座標・距離	69	55	60	22	23
	ひび・剥離	16	11	6	7	2
	速度・加速度	32	10	20	8	1
	角度・向き	27	16	18	9	6
	振動	26	6	12	4	3
	圧力・応力・ひずみ	8	10	13	8	5
	電位・電流・電気容量	12	12	15	5	6
	温度・湿度	9	16	21	11	8
	水量・流量	10	8	10	5	4
	その他の計測対象	22	11	20	10	3
計測手法	音波・超音波	8	3	12	6	4
	放射線	4	4	3	4	2
	弾性波	4	1	0	1	1
	浸透・漏れ	2	0	1	0	0
	電磁場・電磁波	14	10	10	7	6
	レーザー	16	12	17	10	6
	カメラ	36	21	22	12	18
	GNSS	18	16	13	8	3
	その他の計測手法	13	9	10	7	2
搭載機器	ドローン	6	3	2	3	3
	陸上走行車両	71	39	43	21	19
	ロボット	3	2	5	2	1
	その他の搭載機器	1	1	0	0	1

②スポーツ関連技術

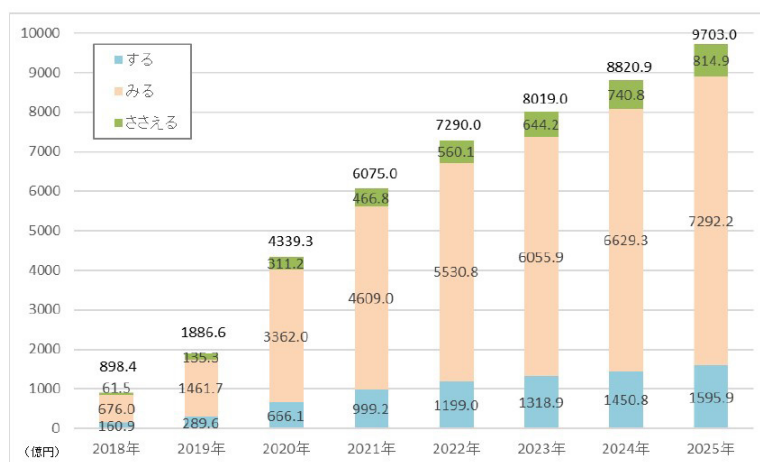
国内のスポーツICT市場は2018年の約898億円から急速に拡大し、2025年には9,703億円に成長すると予測されている。また、「する(スポーツを自ら楽しむ)」「みる(スポーツを観戦する)」「ささえる(スポーツ運営を支える)」のうち、「みる」市場の規模が大きい[1-5-16 図]。

スポーツ関連技術全体の動向としては、出願人ランキングにおいて、近年、米国に代わり中国の企業が新たにランクインする一方、日本企業が継続して上位にランクインし強さを見せている[1-5-17 図]。

映像・音響の生成・編集・配信など、スポー

ツをより楽しく見られるようにする「提示」の技術では、「VR・AR観戦」などのVR・AR技術が、成長分野の最も近くに位置している[1-5-18 図]。また、「VR・ARトレーニング」「VR・ARスポーツ」は、中国・韓国が注力度を高めている中で日本の技術蓄積は少ない一方、「映像編集」「音響生成」は、日本の技術蓄積は多い[1-5-19 図]。これらのことから、市場規模が大きく今後5Gの活用が見込まれる「みる」市場に向けて、「VR・AR観戦」などの観戦体験の向上に資する技術の開発や、日本に優位性のある「映像編集」「音響生成」などの高度な映像サービスのための技術の活用に注力すべきである。

1-5-16 図【スポーツ ICT 市場規模予測】



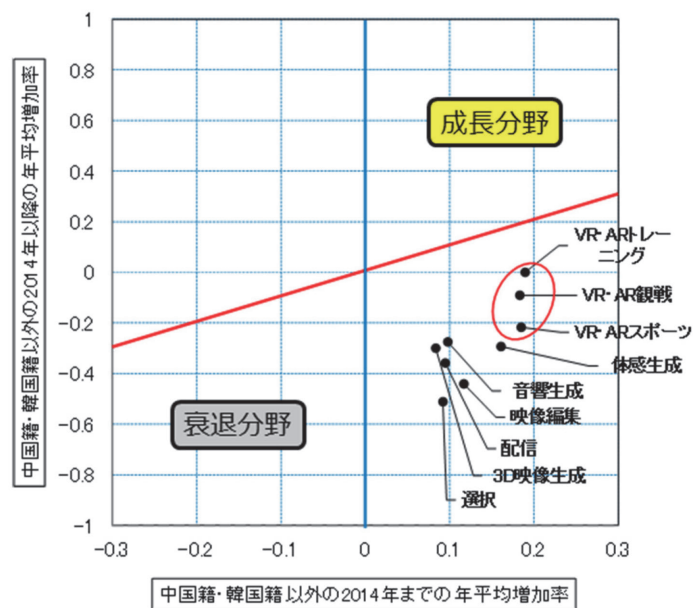
(出典) シード・プランニング「2018年版スポーツ ICT 活用の現状と将来展望」(2018/9)

1-5-17 図【出願人ランキング (日米欧中韓台への出願)】

2006-2014年				2015-2017年			
順位	出願人	件数	out	順位	出願人	件数	in
1	ナイキ (米国)	289		1	セイコーエプソン	188	
2	セイコーエプソン	222		2	カシオ計算機	62	
3	カシオ計算機	152		3	サムスン電子 (韓国)	57	
4	パナソニック	141		4	ソニー	54	
5	ソニー	132		5	ナイキ (米国)	43	
6	ゴルフソン (韓国)	125		6	杭州Qianboテクノロジー (中国)	40	○
7	マイクロソフト (米国)	112	○	7	富士通	38	○
8	フィットビット (米国)	72	○	8	ゴルフソン (韓国)	36	
9	サムスン電子 (韓国)	69		9	NTT	35	
10	住友ゴム工業	63		10	住友ゴム工業	32	
11	アディダス (ドイツ)	62	○	10	パナソニック	32	
12	ボラール・エレクトロ (フィンランド)	59	○	10	IBM (米国)	32	
13	アメアスポーツ (フィンランド)	58	○	13	韓国電子通信研究院 (韓国)	30	○
14	アップル (米国)	57		13	華波Bulaweiプロダクトデザイン (中国)	30	○
15	ブラザー工業	55	○	13	インテル (米国)	30	
16	フィリップス (オランダ)	53		16	中国科学院 (中国)	29	○
16	アイコンヘルス&フィットネス (米国)	53	○	17	シャオミ (中国)	27	○
18	セイコーインスツル	49		17	フィリップス (オランダ)	27	
19	キャロウェイゴルフ (米国)	48	○	19	フィコム (中国)	25	○
20	インテル (米国)	45		20	BOEテクノロジー (中国)	24	○
20	ユビテル	45	○	21	キャンノン	22	○

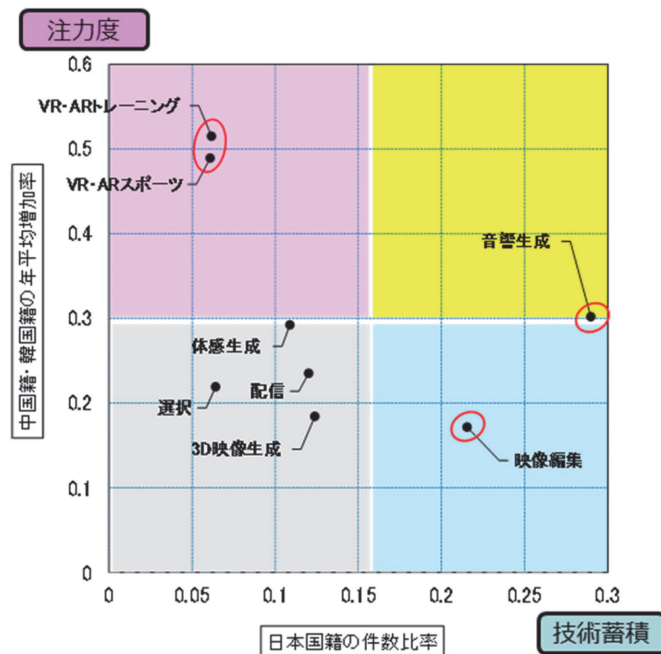
※左表の「out」欄は右表にランクインしていない出願人を、右表の「in」欄は右表で新たにランクインした出願人を示す。

1-5-18 図【中国・韓国以外の2014年までの年平均増加率と2014年以降の年平均増加率との比較】



※年平均増加率は2006-2016年（優先権主張年）のファミリー件数に基づいて算出。

1-5-19 図【日本の件数比率と中国・韓国の年平均増加率との比較】



※件数比率：国内外のファミリー件数全体に占める日本国籍によるものの比率

③宇宙航行体

本調査では宇宙航行体を調査対象とし、ロケット、ロケットエンジン、人工衛星(探査機、輸送機を含む)を調査した。ロケットとは、「ペイロード」と表現される荷物・貨物を宇宙空間に運ぶ役割を有する航行体である。また、人工衛星(探査機、

輸送機を含む)とは、宇宙空間で「ミッション(役割)」を持って惑星の周りを周回する航行体、または地球からより遠い宇宙(深宇宙)や惑星等を指す航行体である。

以下に、宇宙航行体の技術俯瞰図を示す[1-5-20 図]。

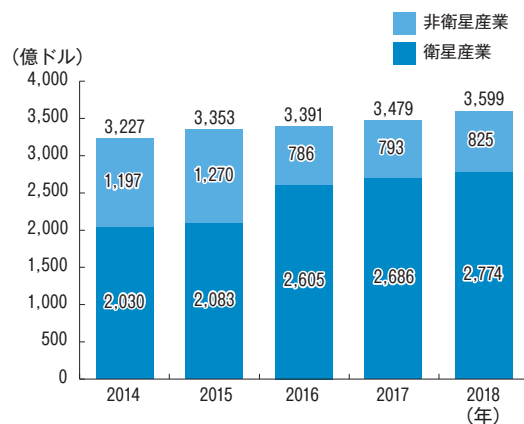
1-5-20 図【宇宙航行体の技術俯瞰図】

宇宙航行体の種類	技術	課題
ロケット ・小型・超小型ロケット ・再使用ロケット ・有人ロケット ・観測ロケット ・サブオービタルロケット 	ロケット 機体関連技術 機体要素技術 装備品技術 インテグレーション ロケット打上 再利用 その他	データ安定供給・仕組みの整備 低コスト化 リスク対応 小型化・軽量化 性能向上 製造性向上 高安全・長寿命 発熱・耐熱対策 振動・騒音対策 有人化 電氣化・電動化 試験環境・設備の整備 メンテナンス性の向上 輸送容量増大 環境保護(環境緩和)
	ロケットエンジン 固体燃料ロケット 液体燃料ロケット ハイブリッドロケット その他推進 共通技術	
人工衛星 ・通信衛星 ・測位衛星 ・地球観測衛星 ・宇宙科学衛星 ・メンテナンス衛星 ・探査機 ランダー(着陸船) ローバー(探査車) 深宇宙探査機 ・輸送機 軌道間輸送機 補給機 	人工衛星(探査機・輸送機含む) ミッション系 装備品 機体 軌道上サービス 再突入 有人宇宙 月惑星活動 ランデブードッキング 地上システム 輸送機 月惑星活動 衝突検知・スペースデブリ 地上システム 衛星コンステレーション インテグレーション その他	利用サービス 通信 測位情報利用 防災支援 建築・土木関連 地理情報 農林水産支援 エネルギー・資源 気象・環境 海洋 教育・娯楽

次に、市場動向としては、2018年の世界の宇宙産業市場は約3600億ドルであり、2014年以降の年平均成長率は約2.8%である[1-5-21 図]。

2018年の衛星産業(衛星サービス、衛星地上設備、衛星の製造、打上サービス)の市場規模は2774億ドル、非衛星産業(商用有人宇宙飛行、各国宇宙予算)は825億ドルであり、それぞれ拡大傾向である。加えて米国では火星・月での有人探査の推進や、宇宙軍創設もあり、一層の市場規模の拡大が予想される。

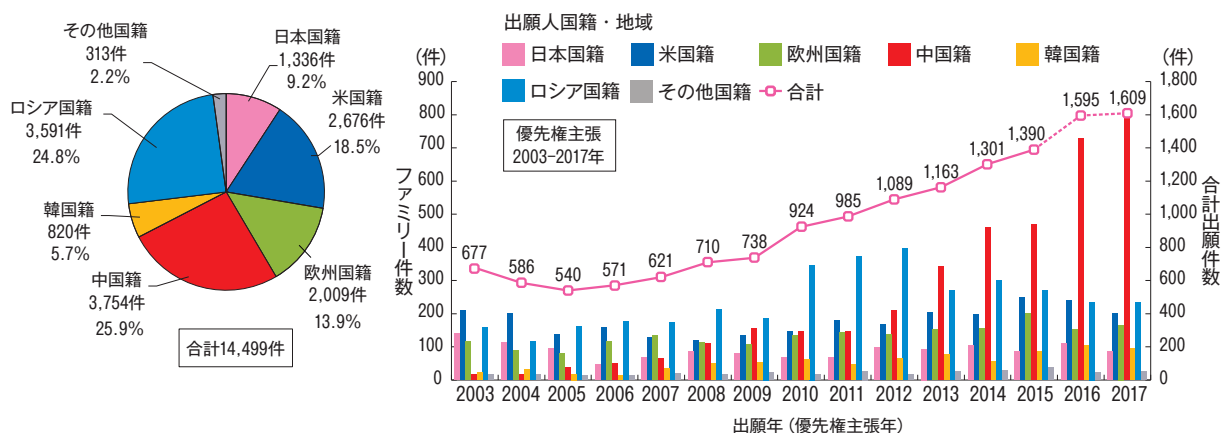
1-5-21 図【宇宙産業市場の推移(2014年～2018年)】



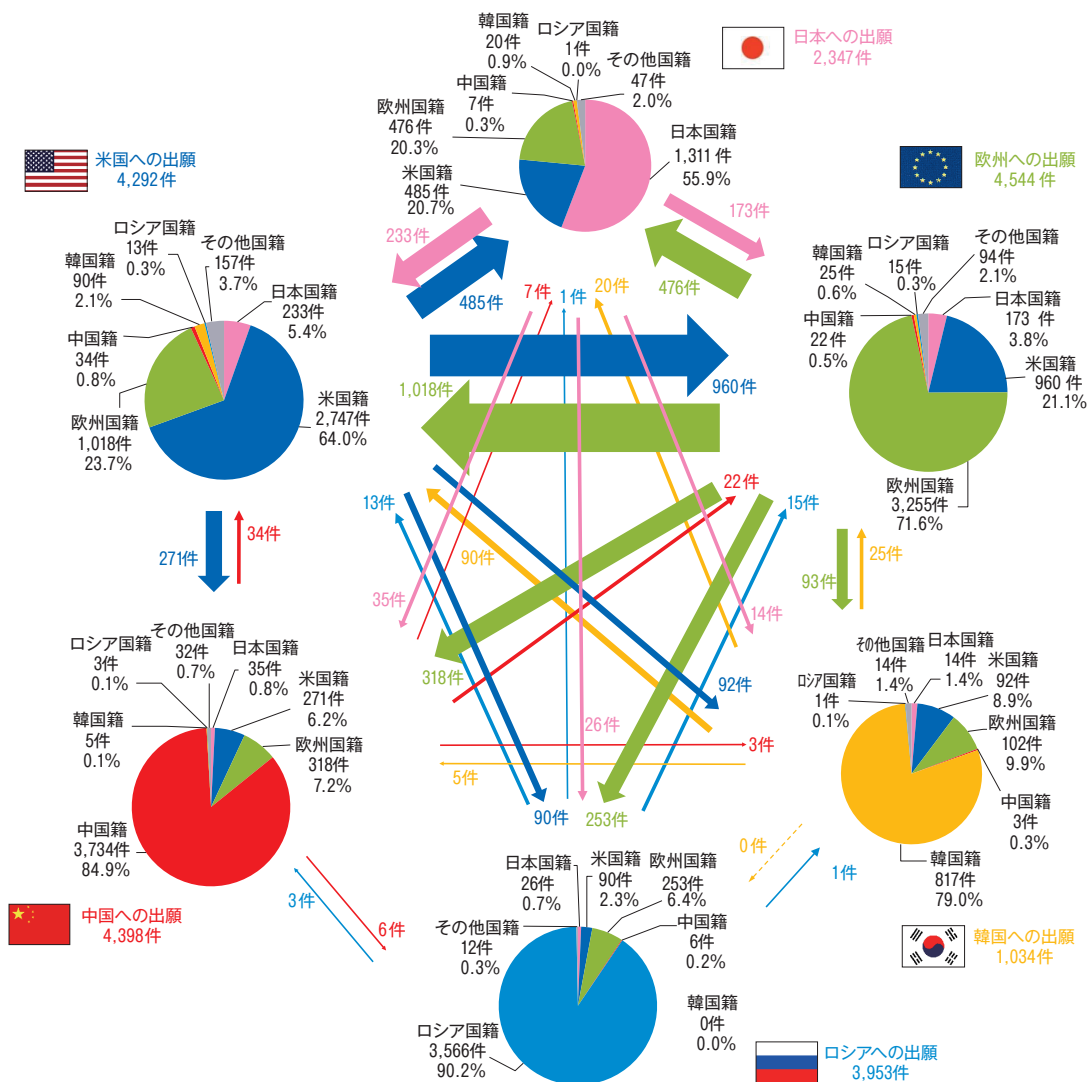
次に、特許出願動向としては、日米欧中韓露、その他に含まれるインド、カナダ、ブラジル、イスラエル、ニュージーランドの特許出願のファミリー件数の合計は14,499件で、出願人国籍・地域別では、中国籍によるファミリー件数が最も多く、直近で著しく増加している[1-5-22 図]。日本国籍の出願件数は、近年は韓国にも抜かれており、主要国の中では最も少ない。また、日米欧中韓露における出願収支でみると、特に欧米から日本に対して数多くの出願がなされている結果、日本への日本国籍の出願人による出願件数割合(55.9%)は、他国のその割合や他分野に比べて低い数値となっている[1-5-23 図]。また、中国、ロシアでは、自国への出願割合が著しく高い(それぞれ84.9%、90.2%)。

上記の出願動向に鑑みると、日本のプレーヤーは、欧米から日本に対する数多くの特許出願がなされている結果、日本のプレーヤーの出願割合が低く、国の宇宙活動やビジネスの自在性に対するリスクを抱えていることに危機感を持つべきである。特に、宇宙業界では特許出願がなされないとの従前の認識があるのであればそれを改める必要がある。そして、欧米から日本に対する数多くの特許出願がなされている現状や、他者への技術情報の開示が必要な機会が増加していること、海外企業による早い段階での権利範囲の広い特許出願が増加していること等の宇宙業界における著しい環境変化に基づき、知財戦略を検討し、適切な特許の調査、出願、出願後の対応ができる体制の構築に取り組むべきである。

1-5-22 図【出願人国籍・地域別ファミリー件数推移及びファミリー件数比率(宇宙航行体)
(日米欧英独仏中韓露印加伯以新への出願、出願年(優先権主張年):2003-2017年)】



1-5-23 図【出願先国・地域別—出願人国籍・地域別出願件数収支（宇宙航行体）
（日米欧中韓露への出願、出願年（優先権主張年）：2003-2017年）】



④福祉用具

本調査では福祉用具として介護生活支援用具と自立生活支援用具に着目して調査した。介護生活支援用具として、「介護用ベッド」及び「移乗支援用具」を調査対象とし、自立生活支援用具としては、「食食用自助具」と「歩行補助」を調査対象とした。以下に、福祉用具の技術概要を示す[1-5-24 図]。

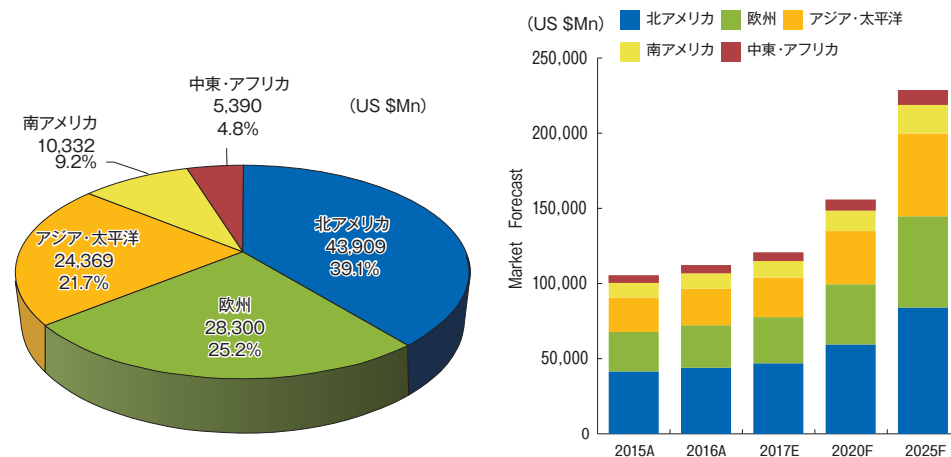
次に、福祉用具全体の市場動向について述べる。地域別市場規模としては、北アメリカ地

域が439億ドルで39.1%を占め、最も大きい市場となっている。次いで、欧州地域が283億ドルで25.2%となっており、次いで、アジア・太平洋地域が244億ドルで21.7%となっている[1-5-25 図]。市場規模推移としては、北アメリカ地域が最も大きい市場のままで推移する(年平均成長率(CAGR) 7.5%)が、アジア・太平洋地域のCAGRは9.6%と最も大きく、2015年の264億ドルから2025年には約552億ドルに達すると予測されている。

1-5-24 図【福祉用具の技術概要】



1-5-25 図【福祉用具の地域別市場規模(2016年)と市場規模推移】

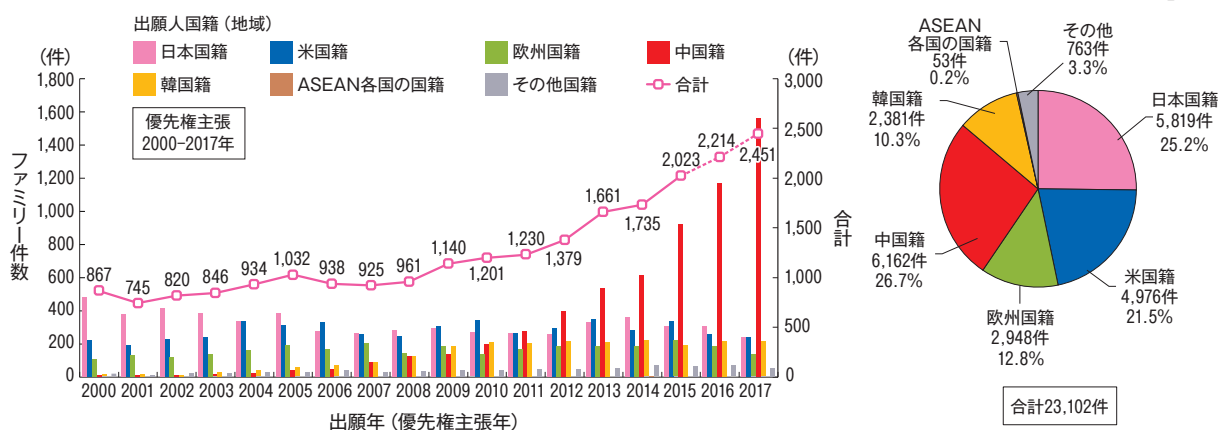


(出典) Durable Medical Equipment Market - Global Industry Analysis, Size, Share, Growth, Trends and Forecast 2017 - 2025 (Global Information, Inc.) を基に作成

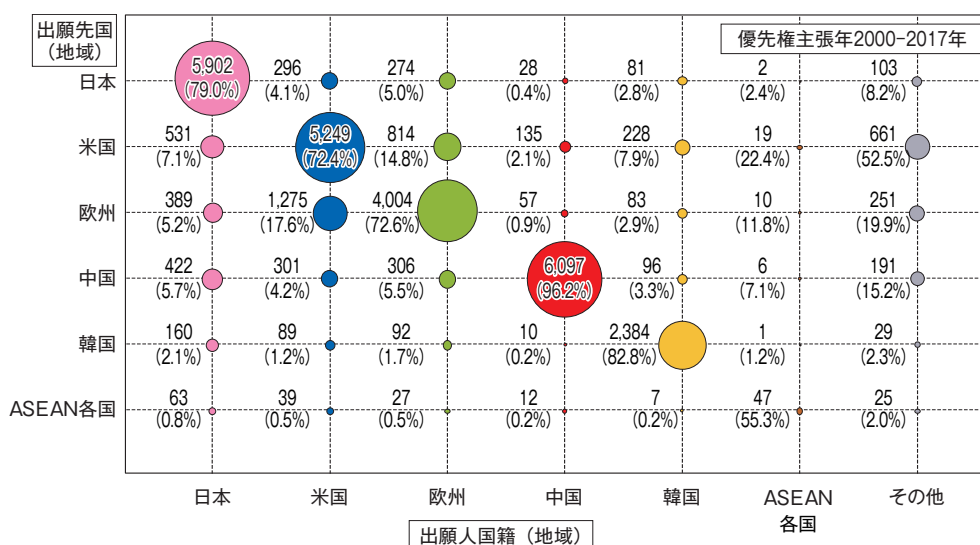
次に、特許出願動向としては、「介護用ベッド」、「移乗支援用具」、「食事用自助具」及び「歩行補助」の4分野の福祉用具に関する日米欧中韓ASEANへのファミリー件数の合計(2000年～2017年)は23,102件で、このうち出願人国籍別で最も多いのは中国籍で全体の26.7%を占めている[1-5-26 図]。次いで、日本国籍が25.2%、米国籍が21.5%、欧州国籍が12.8%であった。中国籍出願人の出願件数の近年の伸びは顕著である。

また、日米欧中韓ASEANにおける出願先国別一出願人国籍(地域)別出願件数について述べると、日米欧中韓いずれの出願人も自国への出願件数が最多である[1-5-27 図]。出願先国別一出願人国籍(地域)別出願件数比率では、日本国籍出願人の自国への出願件数比率は79.0%で、中国(96.2%)、韓国(82.8%)に次いで高い。米国籍、欧州国籍出願人の自国への出願件数比率は各々72.4%、72.6%である。

1-5-26 図【出願人国籍(地域)別出願件数推移及び出願件数比率
(出願先: 日米欧中韓 ASEAN その他、出願年(優先権主張年): 2000-2017年)】



1-5-27 図【出願先国別 - 出願人国籍(地域)別出願件数(出願先: 日米欧中韓 ASEAN その他、出願年(優先権主張年): 2000-2017年)】



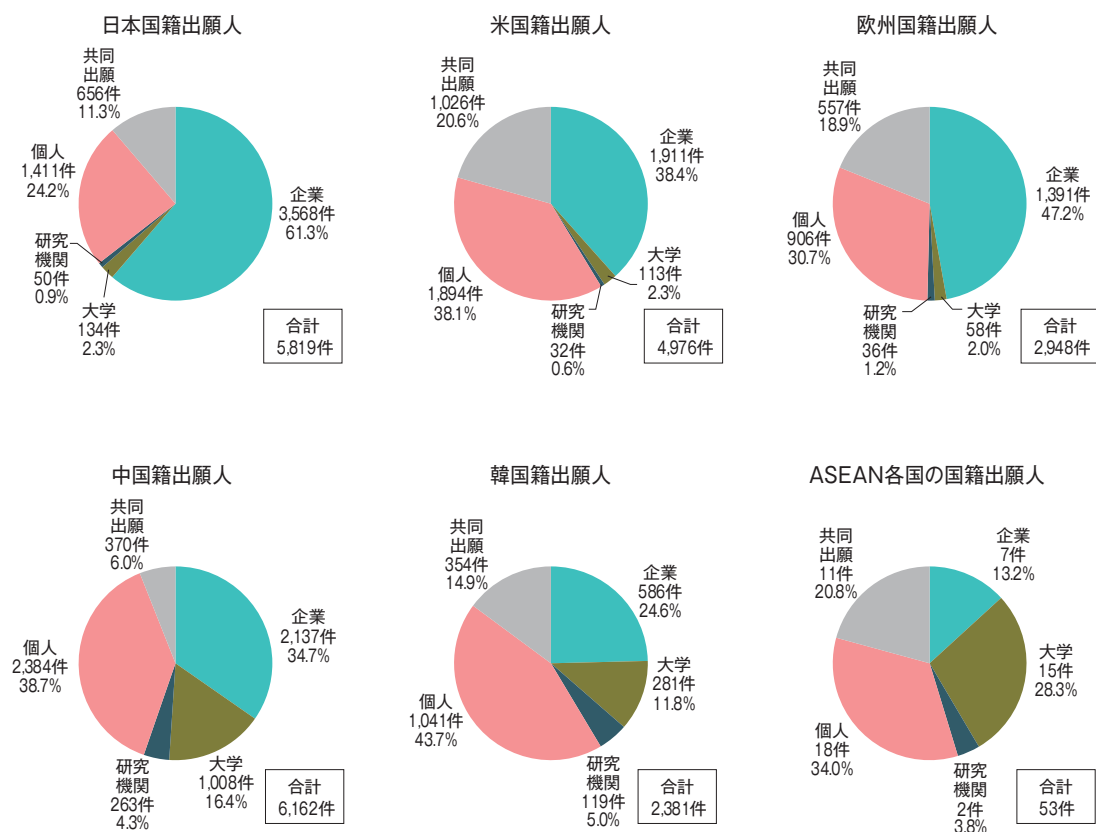
歩行補助具や食事用自助具のような福祉用具は市場が小さく、個々人のニーズに合わせた少量多品種の生産は効率が悪く、大企業が参入しにくい分野である。したがって、中小企業、ベンチャー企業が率先して自社のシーズを活用した用具開発を進めていくことが期待される分野であり、また介護現場のニーズを把握するためにも産学連携によるイノベーションが期待される分野である。

しかしながら、日本国籍出願人は、諸外国に比べ、企業単独での出願比率が多く、大学・研究機関単独や、共同出願比率が低いこと等から産学連携が十分でない可能性がある。少子高齢化が進展する中、高齢者や身体に障害のある人が使用する福祉用具へのニーズは多様化しており、利用者にとって真に役立つ福祉用具を開発するためには、開発者側が利用者のニーズを把握する必要があり、福祉用具のニーズと技術のシーズの適切な情報連携が重要である。

介護者の負担軽減、介護人手不足対応という観点から、介護用ベッドや移乗支援については、計測センサや駆動系、制御系技術など日本の強みの技術をいかし、介護負担や介助力の低減、被介護者の快適性や使用性向上に資する用具の開発が期待される。高齢者・被介護者の自立状態の維持・改善、QOLの向上という観点から、歩行補助具、食事自助具については、安全で、操作性に優れ、使用したくなる機能・デザインを有し、外出したくなる、食事をしたくなるなど、楽しみながら社会参加・自助自立を促すことが可能な用具であり、様々なニーズに対応した用具を開発すべきである。

また、高齢化が急速に進み、介護福祉サービスや介護システムへの関心が高まり、市場の拡大が見込まれる中国、ASEAN等のアジア地域をはじめとした海外進出を図るため、中小企業やベンチャー企業の参入を促す方策や日本企業の海外展開を促進する方策を講じるべきである。

1-5-28 図【出願人国籍（地域）別の出願人属性別ファミリー件数比率
（出願先：日米欧中韓 ASEAN、出願年（優先権主張年）：2000-2017年）】



⑤マテリアルズ・インフォマティクス

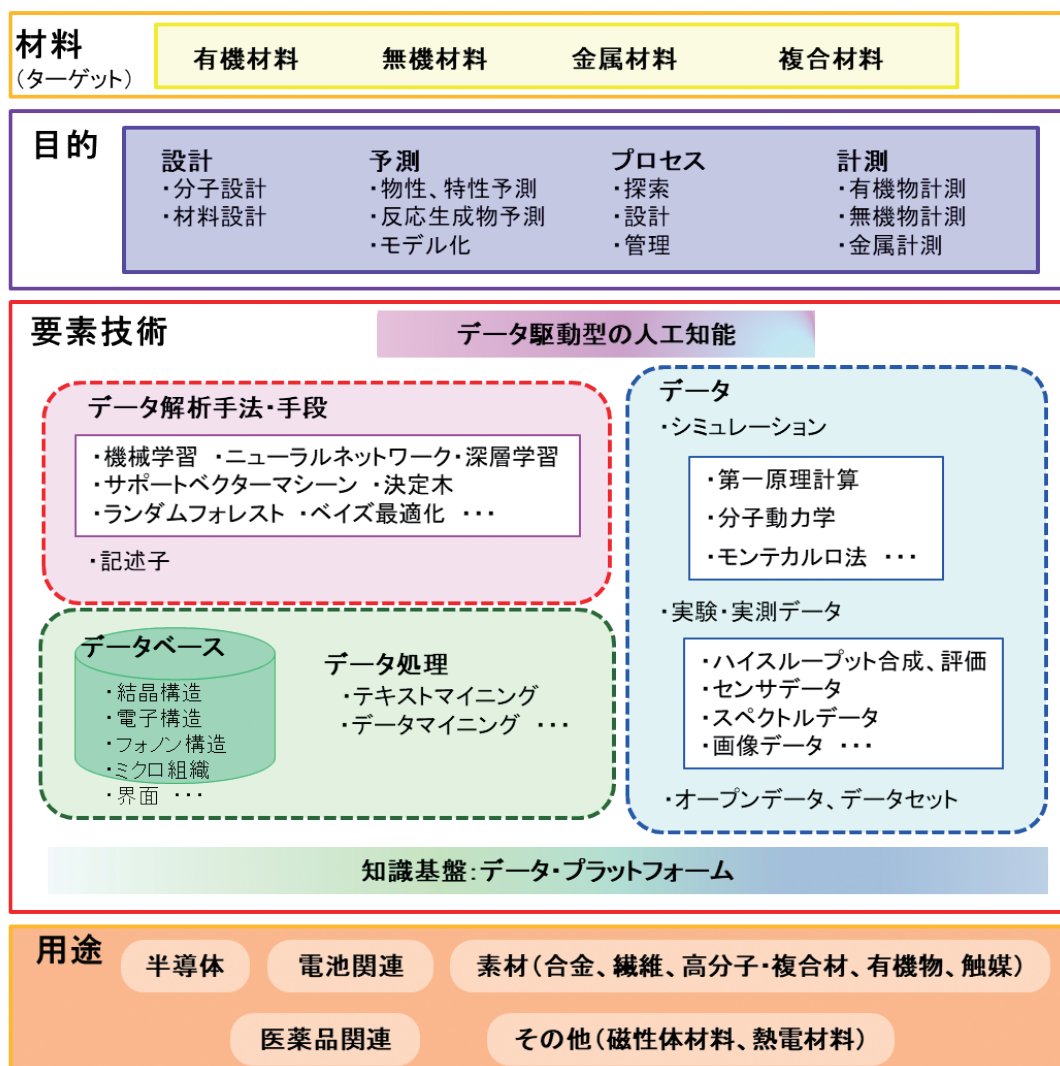
マテリアルズ・インフォマティクス(MI)は、データ科学を用い、効率的に材料開発を行う手法である。従来の試行錯誤を中心とした材料開発手法に取り入れることで、材料開発の時間及びコストの大幅な低減が期待されることから、近年、化学メーカーを中心として、積極的に取り組まれている。

MIの特許ファミリー件数は全体として近年増加しており、プロセスの管理を目的とするものが最も多くなっている。実測データの取得が比較的容易な材料の製造プロセスにおいて、MIの社会実

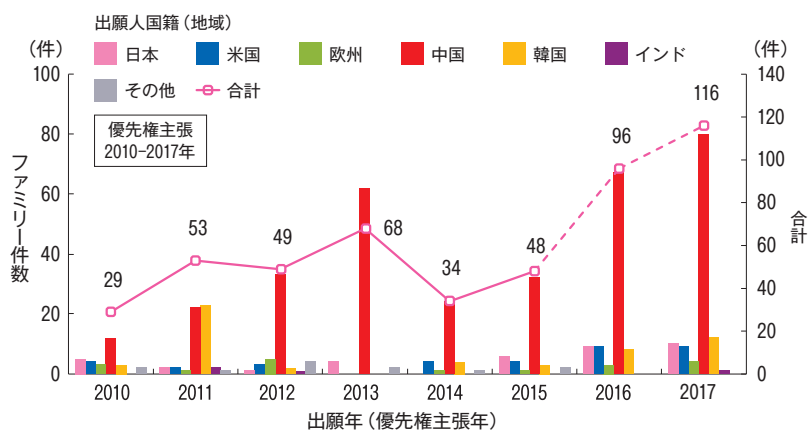
装が進みつつあることが分かる。製造プロセス×データ科学(プロセスインフォマティクス)は、今後、ますます重要になると考えられる。

論文発表件数では、材料設計における条件最適化(記述子、パラメータ等)や、MIの本来の目的である低コスト化、効率化に関する論文が近年急増しており、研究が盛んになっていることがうかがえる。日本企業が強みとする機能性材料の優位性を保つためにも、これらのMI技術にも注目して、継続的に技術向上を図っていくことが重要である。

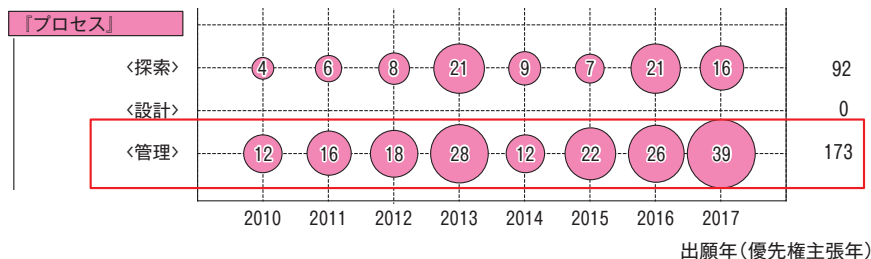
1-5-29 図【技術俯瞰図】



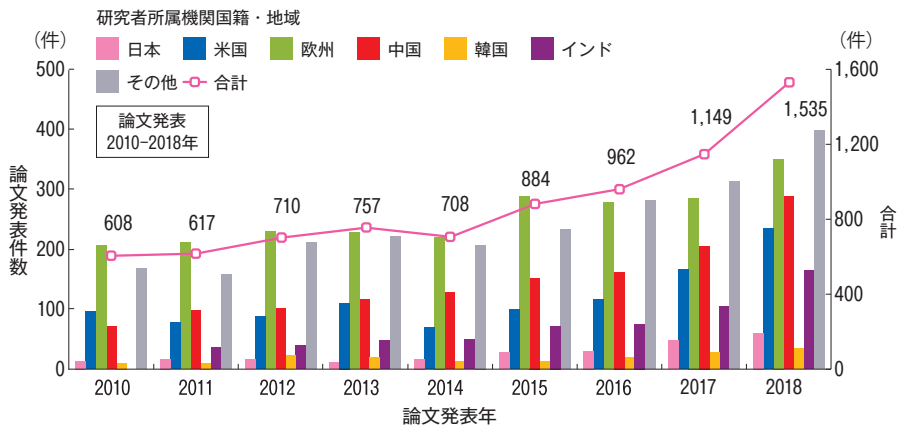
1-5-30 図【出願人国籍・地域別のファミリー件数推移】



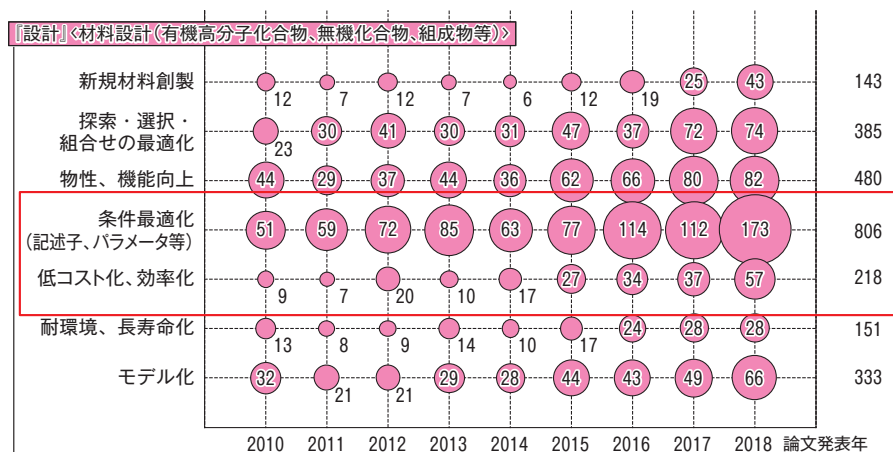
1-5-31 図【技術区分別 - ファミリー件数推移】



1-5-32 図【研究者所属機関国籍・地域別論文発表件数】



1-5-33 図【技術区分別論文発表件数推移】



⑥3Dプリンタ

3Dプリンタ(付加製造技術)は、材料を付着することによって物体を3次元形状の数値表現から作成するプロセスを指し、その構成は、「造形」工程のみならず、形状データ作成を行う「前工程」と、造形工程後のサポート除去や表面処理などを行う「後工程」からなる。

3Dプリンタに代表される三次元積層造形技術の進歩は、軽量でこれまでにない機能や複雑構造を有する製品の開発を加速してきた。また、商品企画・設計・製造プロセスのデジタル化の進展等も伴い、新たな付加価値を持つ製品の創製、商品企画から設計・生産までの時間の大幅短縮、地理的・空間的制約からの開放など、ものづくりに革命を起こす潜在力を秘めているとされる。

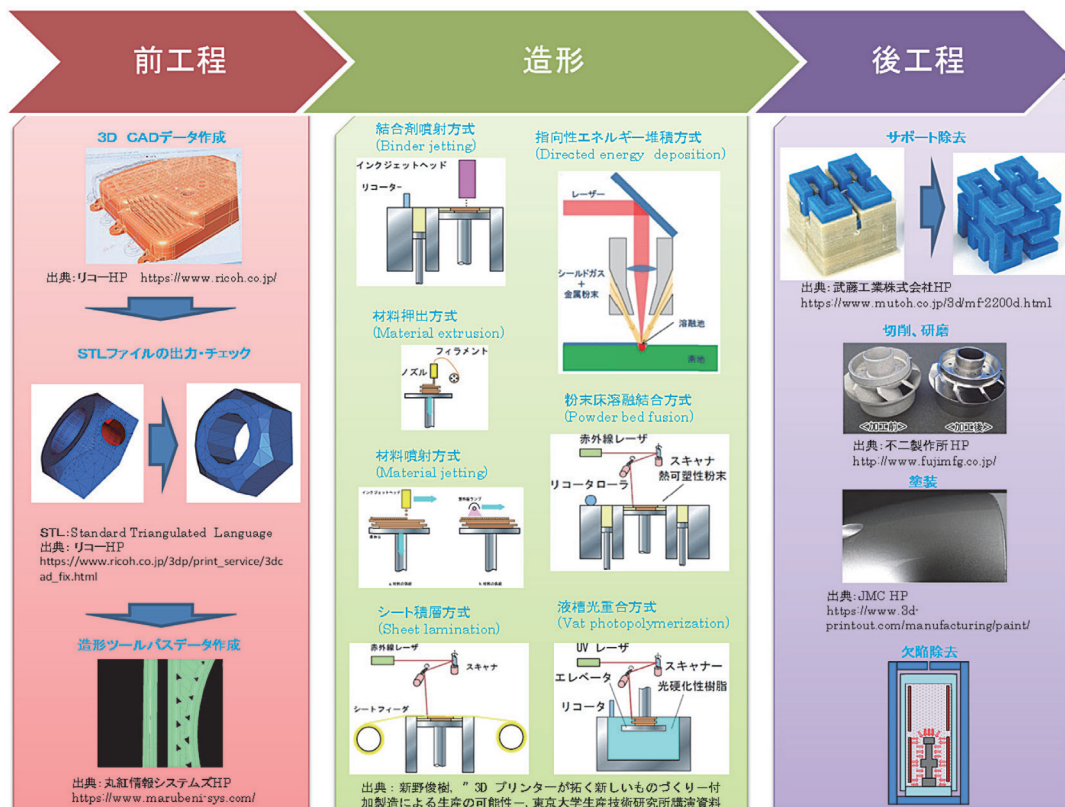
全体の出願動向については、中国籍出願人による出願が44.7%と最多で、次いで米国籍21.6%、欧州国籍14.4%、日本国籍9.6%、韓国籍6.6%、イスラエル国籍0.2%となっている。特に中国籍出願人による出願の伸びが顕著である。

2012～2017年の日米欧中韓への出願について、出願人の国籍・地域を見ると、上位20位中、米国籍出願人が7社を占めている。その他、中国籍が5社・機関、日本国籍が5社、ドイツ国籍が2社、その他国籍が1社となっている。

3Dプリンタ技術が適用される産業分野は多様で、適用目的や課題も異なる。3Dプリンタ技術の適用目的の類型を、最終製品製造とプロトタイプング(C)に分け、さらに、最終製品製造については、適用分野におけるロットサイズにより、マスマスプロダクション(A)、マスカスタマイゼーション(B)、一品一様製造(D)に分類し、産業分野ごとの課題について整理した。

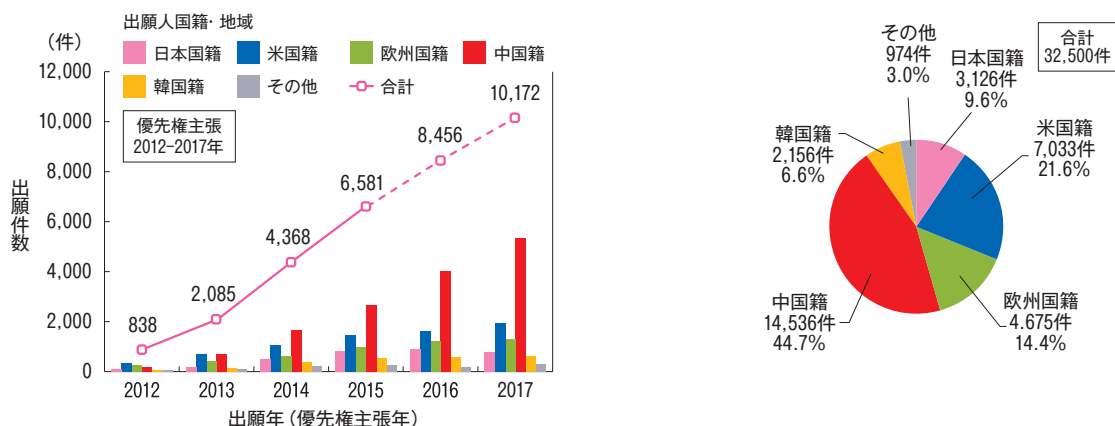
企業、大学、研究機関へのヒアリング結果を参酌して、産業分野ごとに3Dプリンタ適用の目的や課題の重み付けを行った。課題は、大きく、3Dプリンタ装置メーカーサイドの「製造技術」と3Dプリンタ技術ユーザーサイドの「応用技術」に分けられる。

1-5-34 図【技術俯瞰図】



(資料) 特許庁「令和元年度特許出願技術動向調査報告書—3D プリンター」

1-5-35 図 【3D プリンタの特許出願件数推移及びシェア
出願先：日米欧中韓、出願年：2012-2017年（優先権主張年）】



（備考）2016年以降はデータベース収録の遅れ、PCT 出願の各国移行のずれ等で、全データを反映していない可能性がある。

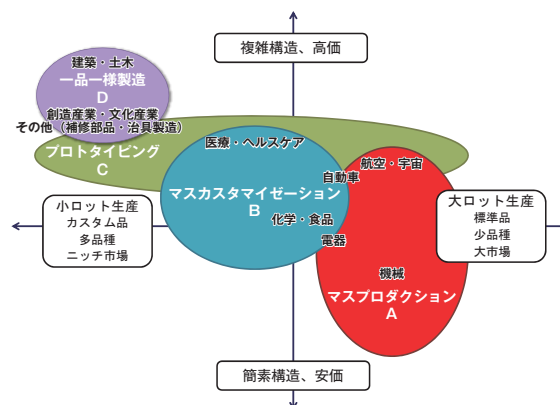
（資料）特許庁「令和元年度特許出願技術動向調査報告書—3Dプリンター—」

1-5-36 図 【出願人別ファミリー件数上位ランキング
出願先：日米欧中韓、出願年：
2012-2017年（優先権主張年）】

順位	出願人名称	ファミリー件数
1	ヒューレット・パッカード（米国）	823
2	GE（米国）	567
3	シーメンス（ドイツ）	386
4	ユナイテッド・テクノロジーズ（米国）	329
5	セイコーホールディングス株式会社	301
6	株式会社リコー	289
7	キャノン株式会社	278
8	西安交通大学（中国）	231
9	ゼロックス（米国）	221
10	Sanwei International 3d Printing Technology Co. Ltd.（台湾）	177
11	ボーイング（米国）	172
12	ストラタシス（米国）	166
13	株式会社ミマキエンジニアリング	157
13	華南理工大学（中国）	157
15	コンセプトレーザ（ドイツ）	155
16	華中科技大学（中国）	141
17	ローランド ディー・ジー・株式会社	140
18	Changsha Yuandahua Information Technology Co. Ltd.（中国）	127
19	浙江大学（中国）	125
20	デスクトップ・メタル（米国）	124

（資料）特許庁「令和元年度特許出願技術動向調査報告書—3Dプリンター—」

1-5-37 図 【3Dプリンタ適用目的と
適用される産業分野】



（資料）特許庁「令和元年度特許出願技術動向調査報告書—3Dプリンター—」

1-5-38 図【産業別の3Dプリンタ適用の目的と課題（濃い色ほど関係が強いことを示す）】

産業	目的				課題								
	A	B	C	D	製造技術						応用技術		
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
自動車													
航空・宇宙													
機械													
電器													
化学・食品													
医療・ヘルスケア													
建築・土木													
創造産業・文化産業													

<その他課題>

○知財戦略

・独自技術の確実で迅速な知財化

○3Dプリンタ利用拠点整備

・SIP成果の拠点活用、大学・研究機関の拠点活用

【目的】

A マスプロダクション

B マスカスタマイゼーション

C プロトタイピング

D 一品一様製造

【課題】

（製造技術）

① 低コスト化

② 高信頼性

③ 材料開発

④ データ生成・処理高速化・知的処理

⑤ 大型3Dプリンタ

⑥ 高付加価値化

（応用技術）

⑦ 適用されやすい分野での用途開拓

⑧ 材料分野、装置分野、後処理分野
の連携強化及び拠点の整備

⑨ 3Dプリンタを用いた新たなビジネスモデル
や設計手法の考案

（資料）特許庁「令和元年度特許出願技術動向調査報告書—3Dプリンター」

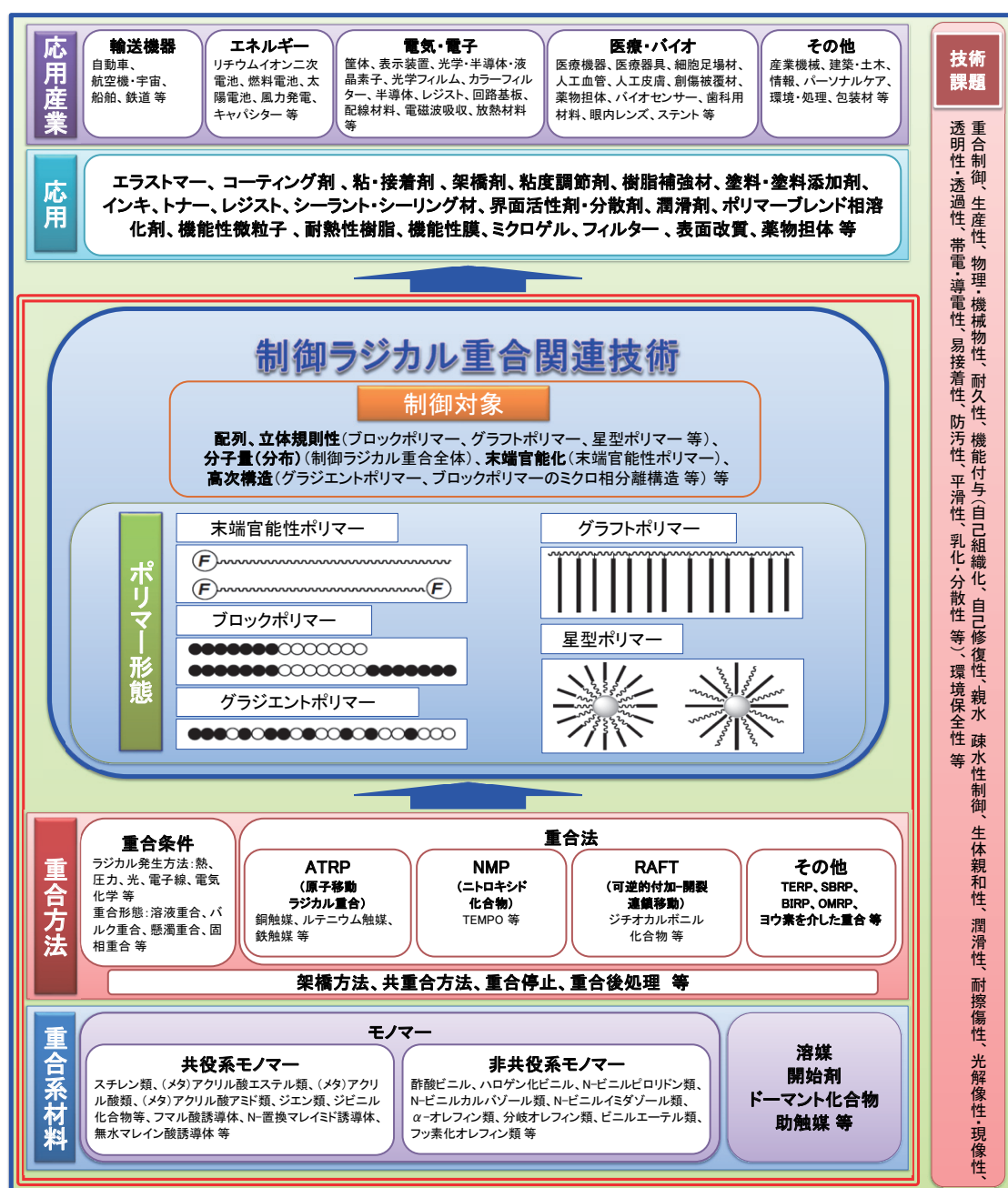
⑦制御ラジカル重合関連技術

機能性化学品を製造する技術として近年、制御ラジカル重合関連技術が注目を集めている。機能性化学品は、「Connected Industries」の重点取組分野「バイオ・素材」の一つであり、その研究開発促進は、新たな付加価値を創出し、我が国の技術・市場優位性を維持・向上させるために不可欠である。

制御ラジカル重合では、分子量分布の小さなポリマー、末端官能基ポリマー、ブロック共重合体等の合成、配列制御や立体規則性制御等の高度な高分子構造の制御が可能となる。制御ラジカル重合の応用分野としては、エラストマーやシーリング材、粘・接着剤、分散安定剤、機能性微粒子、医用材料等多岐にわたっている。

制御ラジカル重合関連技術に関する出願動向

1-5-39 図【技術俯瞰図】（本調査の対象範囲は赤色の二重線内）



（資料）特許庁「令和元年度特許出願技術動向調査報告書—制御ラジカル重合関連技術—」

は、全体として2000年以降、増加傾向で推移している。2009年までは日本国籍の出願が最多であったが、2010年以降、中国籍の出願が急増している。

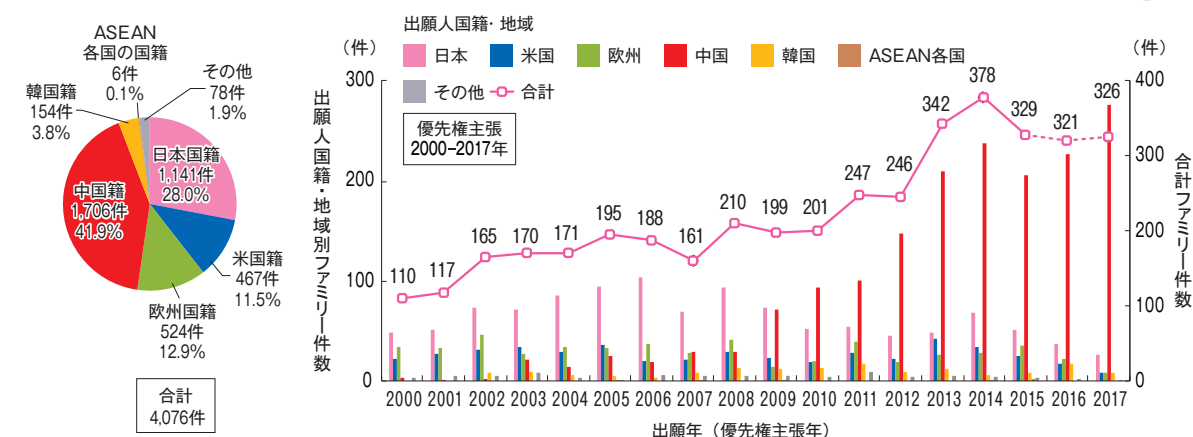
日米欧中韓国籍出願人はいずれも自国への出願が多いが、特に、中国籍出願人は自国への出願比率が非常に高く、他国への出願は少ない傾向がある。

各国・地域が技術開発において注力している応用産業分野は、日本は電気・電子分野、自動車、

建築・土木分野、米国は自動車、医療・バイオ分野、欧州はパーソナルケア分野、自動車、医療・バイオ分野、中国は医療・バイオ分野、環境・処理分野、韓国はエネルギー分野、医療・バイオ分野、電気・電子分野である。

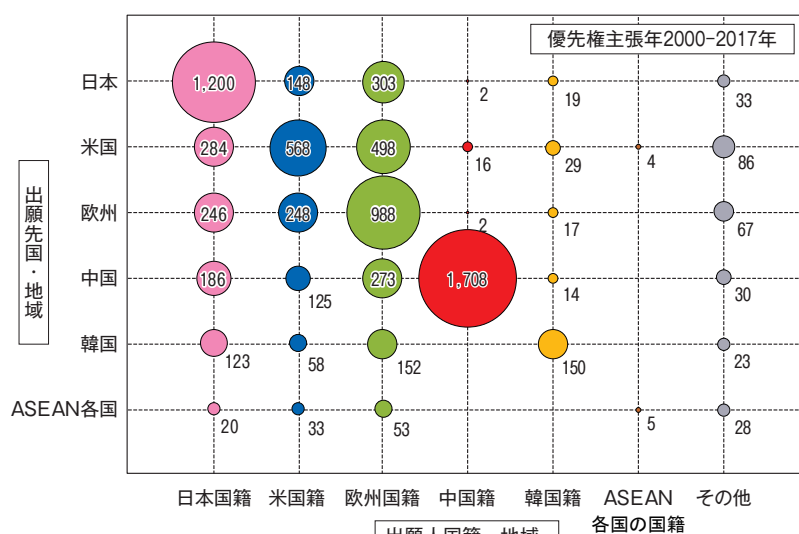
日本は、今後、高付加価値、高機能な材料の開発を目指すとともに、新たな分野として、持続的発展やサーキュラーエコノミーに適したポリマーの開発や医療・健康等のヘルスケアに関連する技術の開発に取り組むことも必要である。

1-5-40 図 【制御ラジカル重合関連技術全体の件数推移（ファミリー件数※）
出願先：日米欧中韓 ASEAN 各国、出願年（優先権主張）：2000～2017年】



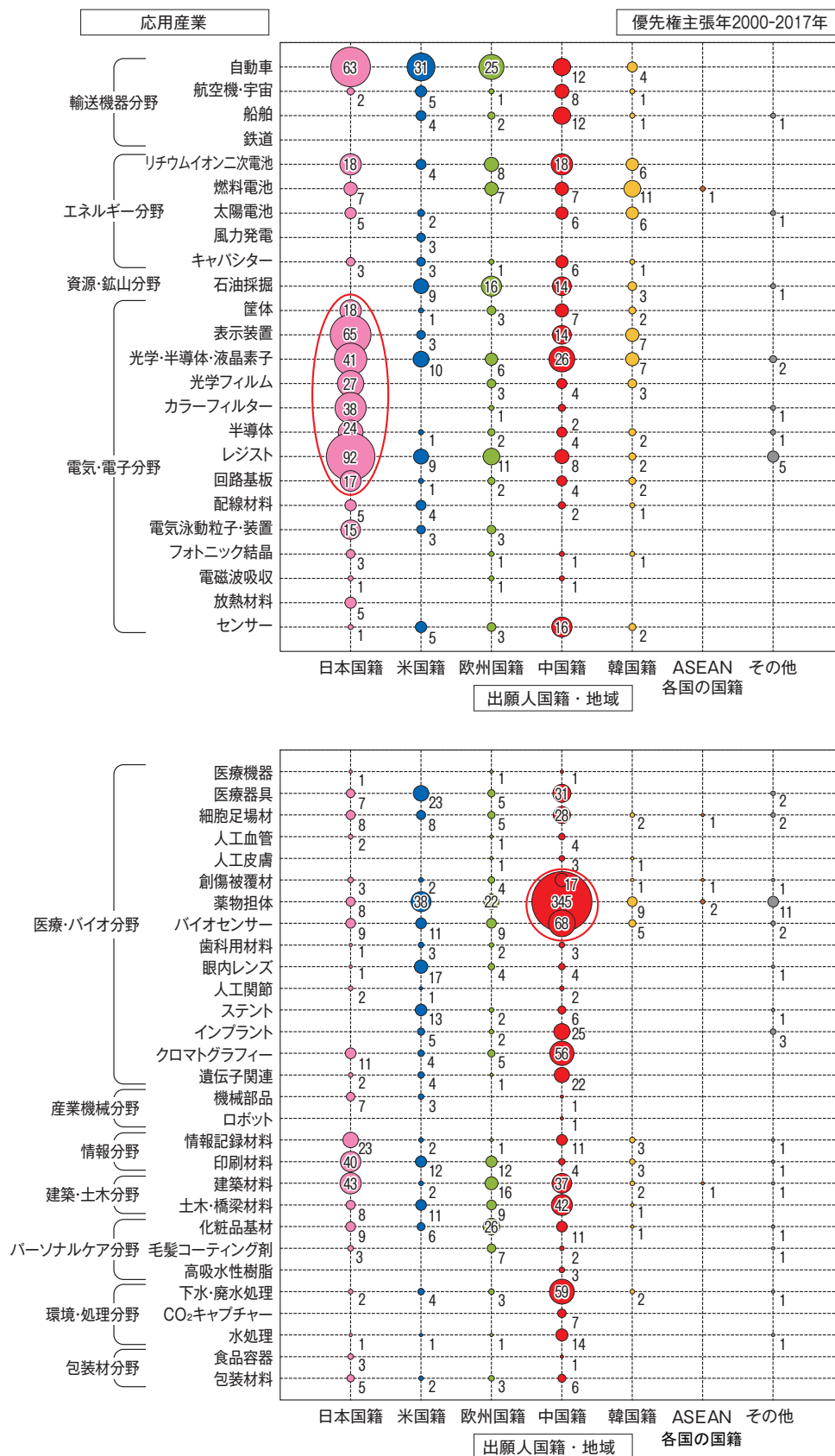
※同じ発明が複数の国へ特許出願された場合、各国（自国も含む）へ特許出願された「特許出願のまとまり」をパテントファミリーと呼ぶ。ファミリー件数とは、このパテントファミリーを1件とカウントした件数である。
 (備考) 2016年以降はデータベース収録の遅れ、PCT 出願の各国移行のずれ等で全出願データを反映していない可能性がある。
 (資料) 特許庁「令和元年度特許出願技術動向調査報告書—制御ラジカル重合関連技術—」

1-5-41 図 【出願先国別 - 出願人国籍別出願件数（公報件数）
出願先：日米欧中韓 ASEAN 各国、出願年：2000-2017年（優先権主張年）】



(資料) 特許庁「令和元年度特許出願技術動向調査報告書—制御ラジカル重合関連技術—」

1-5-42 図【応用産業 - 出願人国籍・地域別件数（ファミリー件数）】
出願先：日米欧中韓 ASEAN 各国、出願年：2000-2017年（優先権主張年）】



(資料) 特許庁「令和元年度特許出願技術動向調査報告書—制御ラジカル重合関連技術—」

⑧AIを用いた画像処理

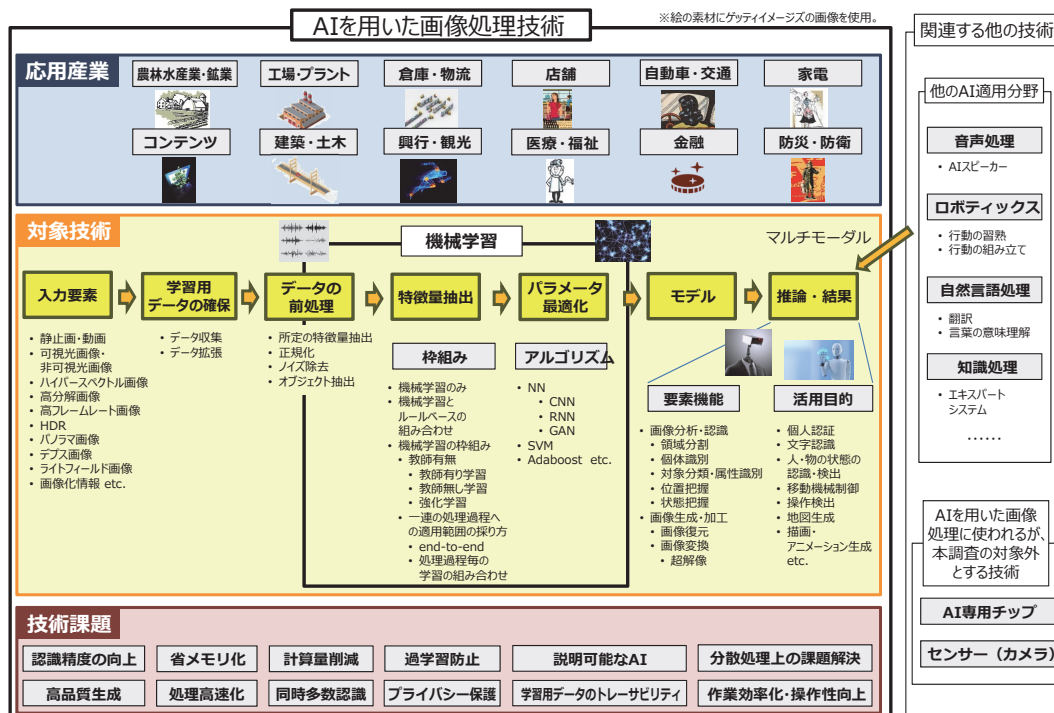
人工知能(Artificial Intelligence、以下AIという。)を用いた画像処理により、これまで以上に新たな知識や価値が生み出され、様々な応用分野で問題を解決することが期待される。

AIを用いた画像処理について、外国は、応用先が特定されていない出願よりも、自動車分野向け、医療分野向けなど、応用先の産業が特定された出願を早い時期から増加させている。外国は、

応用先の産業特有の課題を解決するための研究開発を、早くから進めてきたと考えられる。一方、我が国は、応用先が特定されていない出願と、応用先の産業が特定された出願とが、2016年までほぼ同水準で推移している[1-5-44 図]。

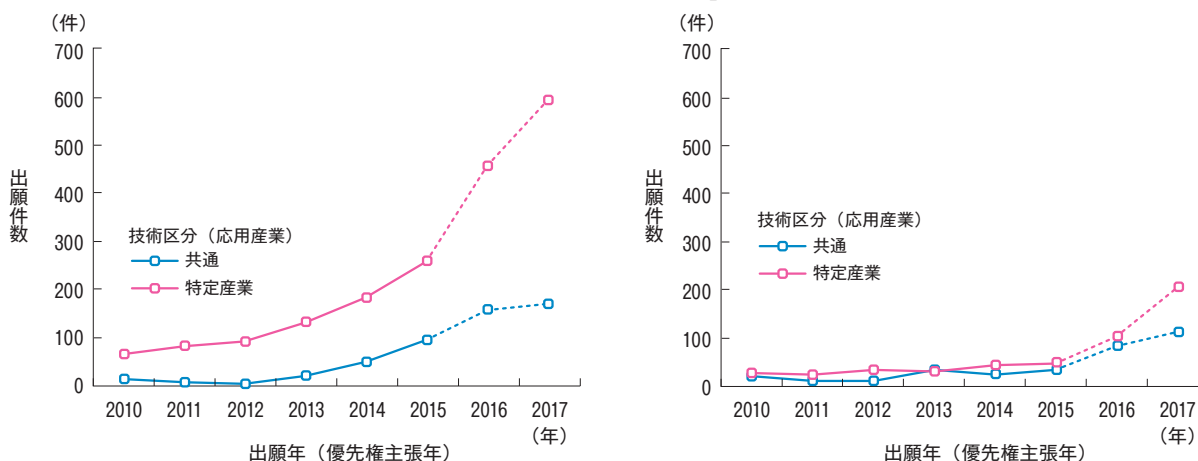
各産業における市場で優位に立つため、AIを用いた画像処理技術をそれぞれの産業に応用し、実用化を推し進めるための研究開発により注力すべきと考えられる。

1-5-43 図【AIを用いた画像処理の技術俯瞰図】



(資料) 特許庁「令和元年度特許出願技術動向調査報告書—AIを用いた画像処理—」

1-5-44 図【「特定産業」向けの出願件数と応用先が特定されていない出願件数との比較
(日米欧中韓への出願、出願年（優先権主張年）：2010～2017年）
左：外国籍出願人 右：日本国籍出願人】



(備考)・応用先が特定されていない出願を「共通」としている。

・自国以外の国（地域）に対して行われる出願を対象としている。件数はファミリー単位でカウントしている。

・2016年以降はデータベース収録遅れ、PCT出願の各国移行のずれなどで、全データを反映していない可能性があるため、点線にて示す。

(資料) 特許庁「令和元年度特許出願技術動向調査報告書—AIを用いた画像処理—」

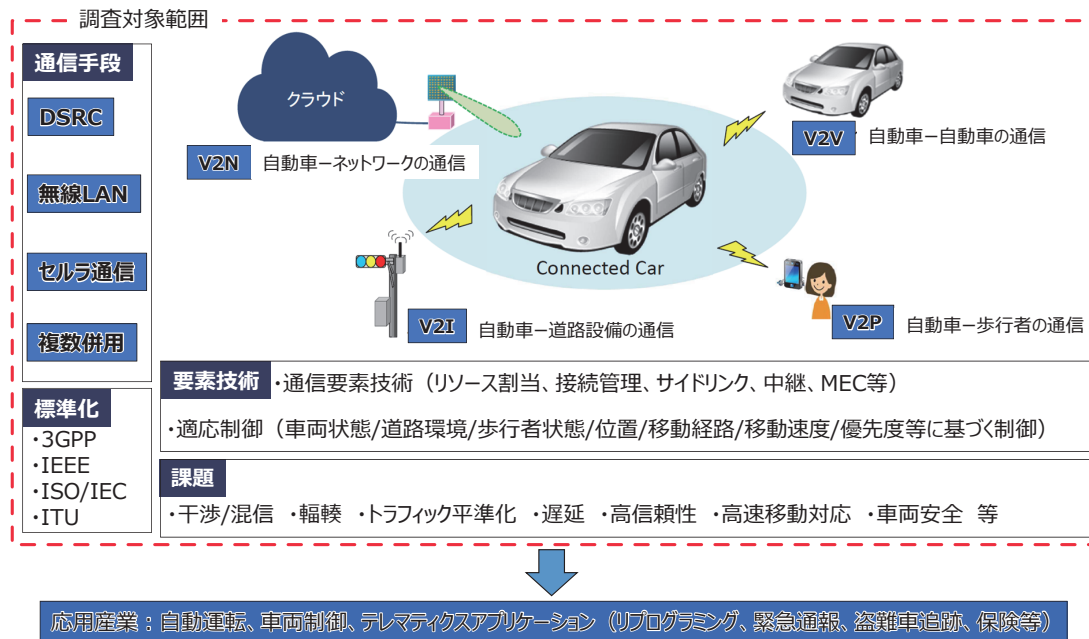
⑨V2X通信技術

V2X通信技術(Vehicle to everything)とは、IEEE802.11p方式による車車間・路車間通信や、セルラーネットワーク技術を利用した車車間・車-サーバ間通信等、自動車とあらゆるモノを繋げる無線通信技術である[1-5-45 図]。V2X通信技術は、コネクテッドカーや自動運転車の実現のためにカギとなる技術として研究開発が進められて

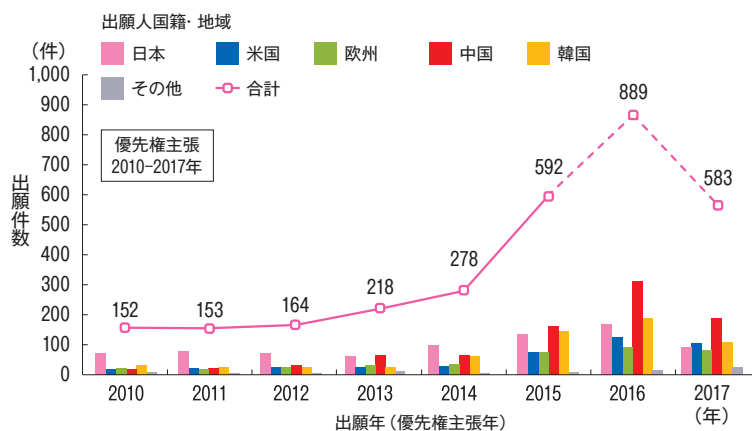
おり、V2X通信技術を利用したシステムの市場規模は今後拡大が見込まれる。

V2X通信技術に関する出願件数は増加傾向にあり、2015年以降は特に中国と韓国の出願人による出願が増加している[1-5-46 図]。主要な要素技術のうち適応制御技術¹に着目すると、自動車システム特有の環境(車両側状態・位置・移動経路等)に適応させる制御などの自動車との関

1-5-45 図【V2X通信技術の技術俯瞰図】



(資料) 総務省「Connected Car 社会の実現に向けて」(平成 29 年 7 月 13 日)より転載加工

1-5-46 図【V2X通信技術全体の特許出願件数推移
(日米欧中韓への出願、出願年(優先権主張年)：2010-2017年)】

(備考) 2016年以降はデータベース収録の遅れ、PCT出願の各国移行のずれ等で全データを反映していない可能性があるため、点線にて示す。

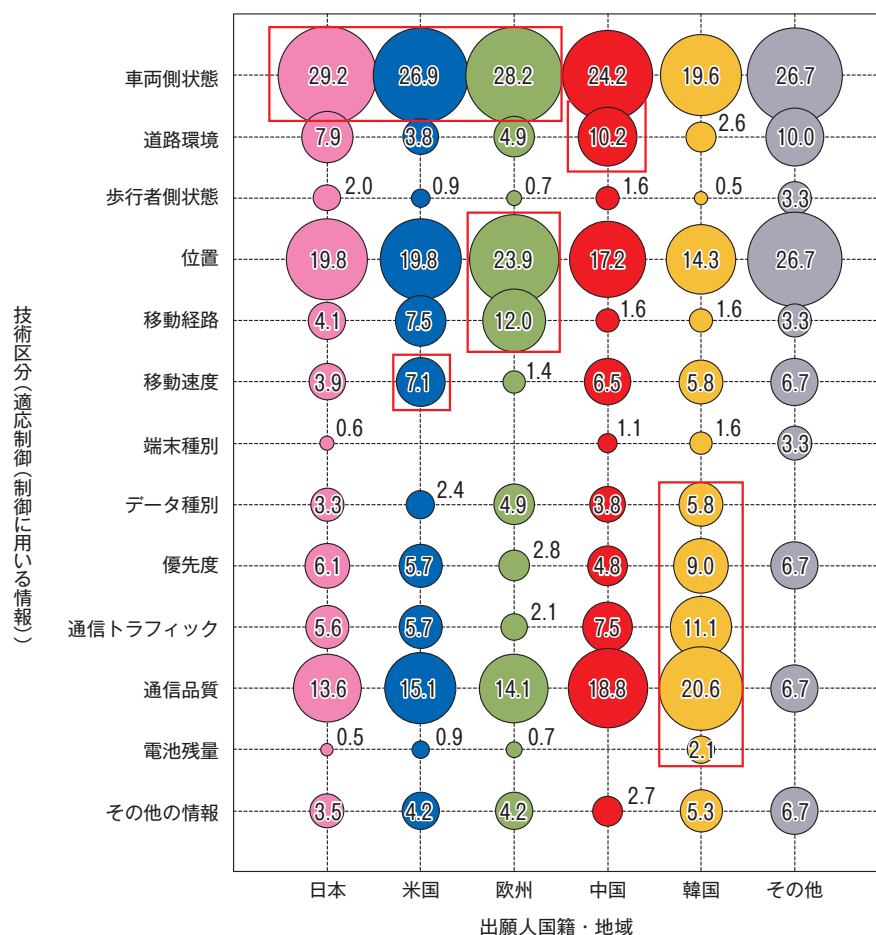
(資料) 特許庁「令和元年度特許出願技術動向調査報告書-V2X通信技術-」

1 状況に応じて種々の通信パラメータ(リソース・送信電力・通信経路等)を制御する技術。

連の強い適応制御技術に関して、現状では中国と韓国は日米欧より注力度が比較的低い[1-5-47図]。V2X通信技術は、自動車という特有の環境、特有のサービスへの適応が求められるため、こうした適応制御技術は不可欠であり、中国や韓国

も、自動車との関連の強い適応制御技術をはじめとする標準化の対象とならない技術に軸足を移す可能性があり、我が国もこうした技術の研究開発を推進する必要があると考えられる。

1-5-47 図【技術区分「適応制御（制御に用いる情報）」の出願人国籍・地域別ファミリー件数比率（注力度）（日米欧中韓への出願、出願年（優先権主張年）：2010～2017年）】



（備考）・比率（注力度）は出願人国籍・地域ごとの総件数を 100 として算出
 ・各技術について、国（地域）間で注力度を比較し、トップ（群）のものを赤枠で囲っている。
 （資料）特許庁「令和元年度特許出願技術動向調査報告書－V2X 通信技術－」

⑩電子部品内蔵基板

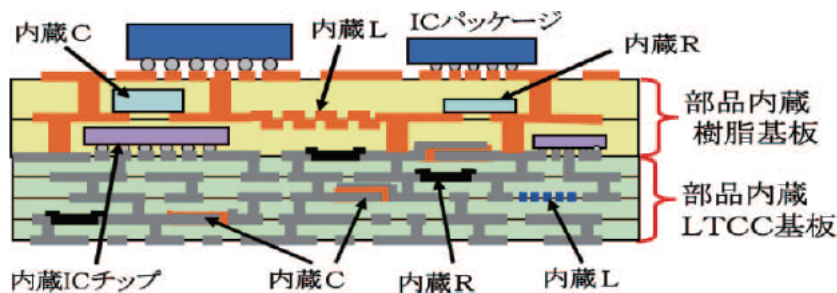
従来のモジュール基板上への二次元的な部品の高密度実装には限界が来ており、樹脂基板内に三次元的に部品を配置し、部品実装の表面積を減少させ、デッドスペースを削減して小型化を可能とする電子部品内蔵技術が注目されている。

電子部品内蔵基板に関する特許出願のファミリー件数では日本国籍出願人が最も多く全体の51.3%を占めており、製品開発において優位に

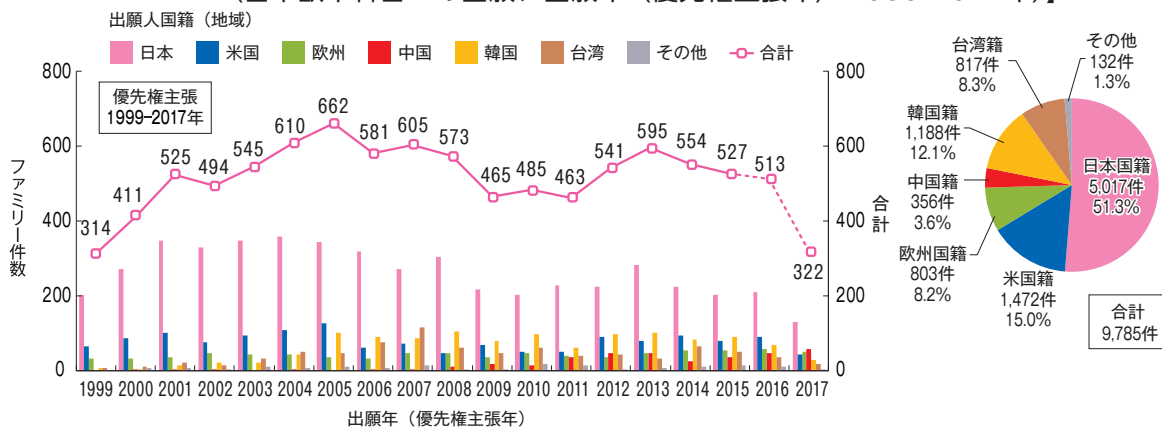
立っていることがうかがえる[1-5-49 図]。一方、論文発表件数では、上位を欧州国籍、米国籍の研究機関が占めており、日本国籍は日米欧中韓台の中で最下位である[1-5-50 図]。

日本が今後、優位にビジネスを進めるためには、産官学の連携をとりながら、日本主導の戦略的で長期的視点に立った、国際標準化の推進と仕組み作りがきわめて重要である。

1-5-48 図【電子部品内蔵基板の構造例】

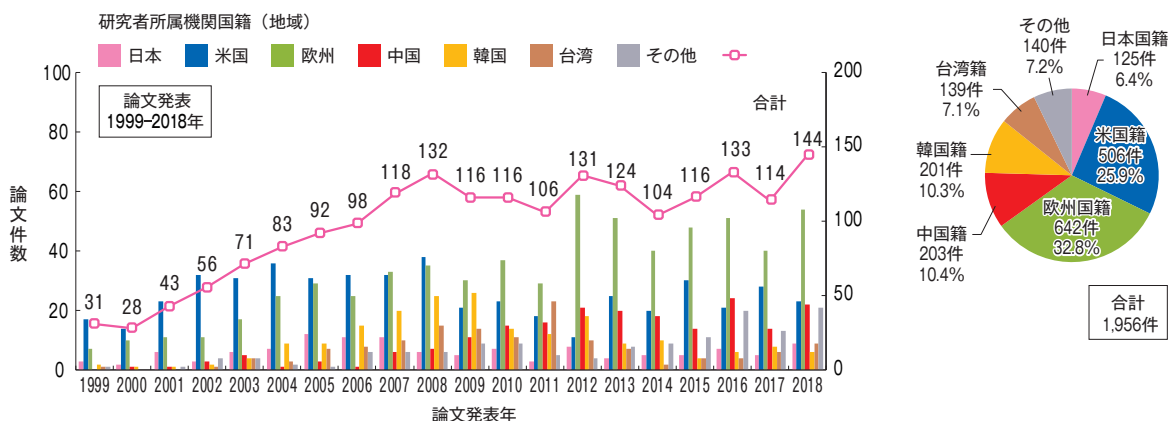


(資料) 土門孝彰「デバイス内蔵基板実装技術の最新動向」エレクトロニクス実装学会誌、Vol.20, No.6 (2017)

1-5-49 図【出願人国（地域）籍別ファミリー件数比率
(日米欧中韓台への出願、出願年（優先権主張年）：1999-2017年)】

(資料) 特許庁「令和元年度特許出願技術動向調査報告書－電子部品内蔵基板－」

1-5-50 図【研究者所属機関国籍（地域）別論文発表件数比率】



(資料) 特許庁「令和元年度特許出願技術動向調査報告書－電子部品内蔵基板－」

バイオベンチャー企業による出願の動向

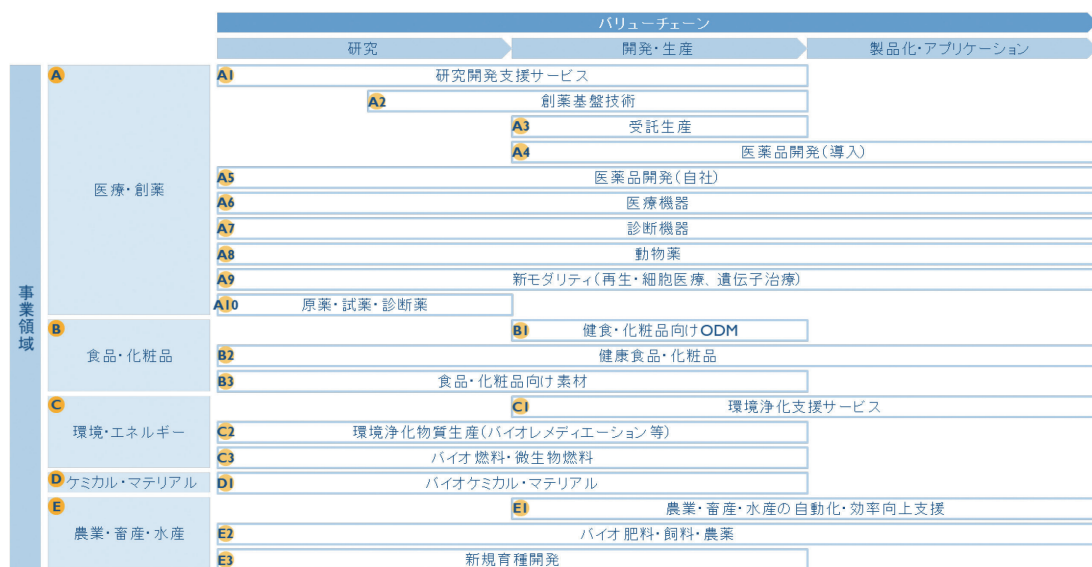
今後、我が国でもバイオ産業が持続的に発展していくためには、新規事業の創出が不可欠であり、新興バイオベンチャー企業がその技術をベースに事業を成功させていくことが必要である。そして、新興バイオベンチャー企業では、限られた経営資源を活用してその技術優位性を確保し競争力を高めるために、効率的な知財ポートフォリオの構築が求められる。研究開発型の国内外上場バイオベンチャー企業が、IPOやM&A等の出口に到達するまでに、又は大企業となるまでに、どのような特許戦略を実践したかという特許出願戦略について、ベンチャー企業を対象にした調査を行った。

1. バイオベンチャー企業のビジネスモデル類型化

日米欧の上場バイオベンチャー¹について、選択しているビジネスモデルの類型化を実施したところ、上場バイオベンチャーは、「A. 医療・創薬」、「B. 食品・化粧品」、「C. 環境・エネルギー」、「D. ケミカル・マテリアル」、「E. 農業・畜産・水産」の5領域において事業を実施していた。また、それ

ぞれの事業領域においては、対象とする製品・サービス及びバリューチェーン上のどこでビジネスを行っているかにより、複数のビジネスモデルが存在する。上場バイオベンチャーは合計20個の多様なビジネスモデルをとっていることが明らかになった(図1)。

図1 事業領域・ビジネスモデルの類型化



(出典) 特許庁「令和元年度 バイオベンチャー企業出願動向調査報告書」

1 バイオに関連する事業を実施していると想定される日米欧の上場ベンチャーを抽出し、その中で、事業概要から判断し、バイオ関連事業を行っていないと思われる企業を除外した。残った企業を「上場バイオベンチャー」と定義した。

2. バイオベンチャー企業のビジネスモデルごとの特許出願戦略

バイオベンチャー 23社についてビジネスモデルごとに特許戦略を総合分析したところ、特許の展開パターンは創薬系ベンチャー（創薬パイプラインと創薬基盤技術）と創薬系ベンチャー以外で異なるものであった。

創薬系ベンチャー内でも導出モデルの違いによって特許戦略に違いが生じた(図2)。創薬系ベンチャーで、開発パイプラインの導出を行う場合は特許を計画的に取得し、独占期間を長くすることが重要である。一方、創薬系ベンチャーでリード段階での早期導出や、ライセンスビジネスを行う場合は、基盤技術の強化や、化合物特許取得が重要である。

さらに、創薬系ベンチャー以外においては自社事業の展開先市場の選び方によって特許出願戦略が異なり、コア技術の展開として、多数の事業領域に展開する市場横断型と、一つの領域での強化を目指す領域フォーカス型に分かれる(図3)。コア技術が多数の市場に展開可能な素材の製造技術等の場合は、素材を多数の市場に展開する市場横断型を取ることが多い。市場横断型では、各市場に関連する用途特許を取得することでコア技術の優位性を面で保護する。一方、領域フォーカス型では、コア技術に対して、製品・サービスの改良や拡充に向けた技術開発・特許獲得を行うことで、一つの市場で特許基盤を強化する。

図2 創薬系ベンチャー 導出モデル別特許展開方法

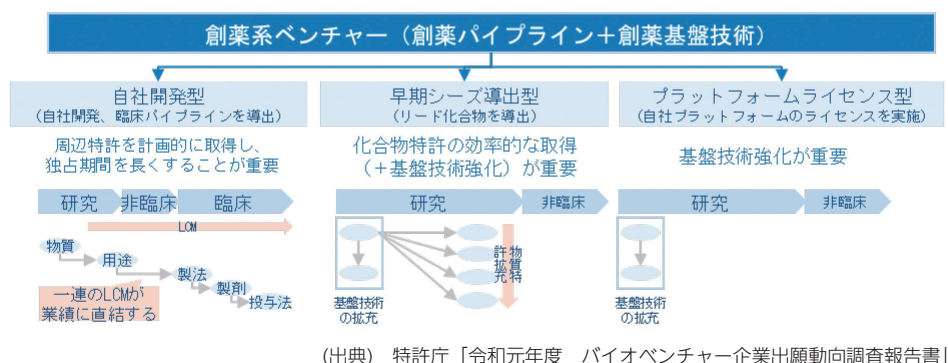
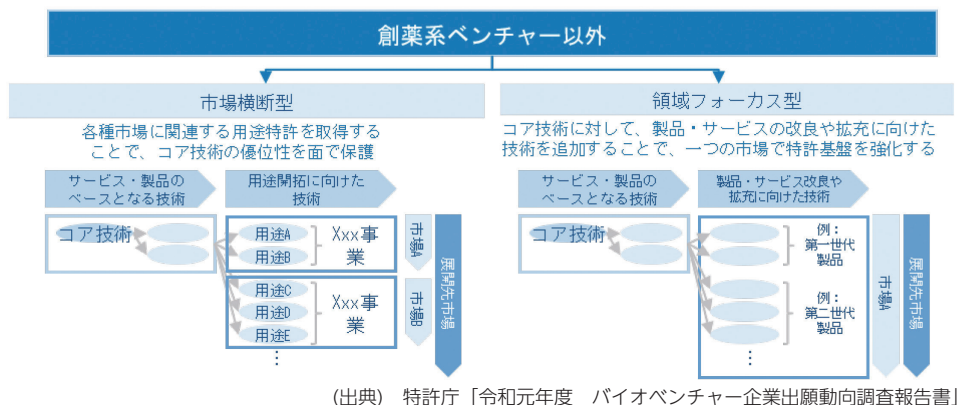


図3 創薬系ベンチャー以外の特許出願戦略



AI関連発明の出願状況調査

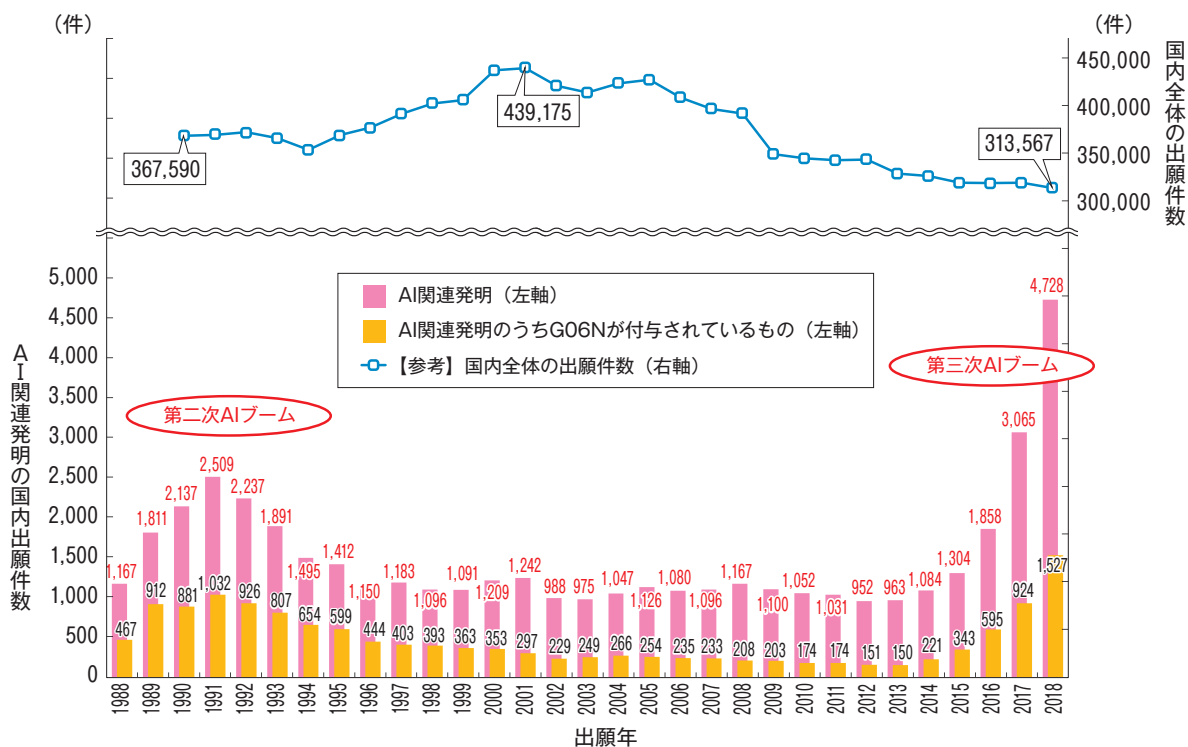
近年の深層学習を中心としたAI技術の進展を踏まえ、特許庁はAI関連発明の特許出願について国内外の状況を調査し、報告書とバックデータ¹を公開している²。本調査では、(1) AIコア発明(FI:G06N)、及び(2) AIを各技術分野に適用した発明を「AI関連発明」³と定義し、調査対象としている。本調査結果の概要は以下のとおりである。

- AI関連発明の国内特許出願は、第三次AIブームの影響で2014年以降急増している(図1)。
- 深層学習に言及するAI関連発明の出願は2014年以降急増しており、2018年のAI関連発明の国内特許出願の約半数は深層学習に言及している。
- AIの適用先として目立つ分野は、画像処理や情報検索・推薦、ビジネス関連、医学診断で

ある。2015-2018年にかけて特に制御・ロボティクス分野、交通制御への適用が増加している。

- AIのコア技術(IPC:G06N)に関する出願は、五桁及びPCT国際出願のいずれにおいても2015年頃から爆発的に増加しており、中でもUSPTOとCNIPAへの出願件数は突出している。

図1 【AI 関連発明の国内特許出願件数の推移】



1 報告書中の図表データに関するエクセルデータ、及び、2014年以降出願のAI関連発明の一覧データ

2 日本語版 https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/sesaku/ai/ai_shutsugan_chosa.html
英語版 https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/gaiyo/ai/ai_shutsugan_chosa.html

3 「AI関連発明」の定義は本調査内でのみ有効なものであり、特許庁として公式な定義を表明するものではない。



2. 意匠

(1) 日米欧中韓の物品分野別の意匠登録動向

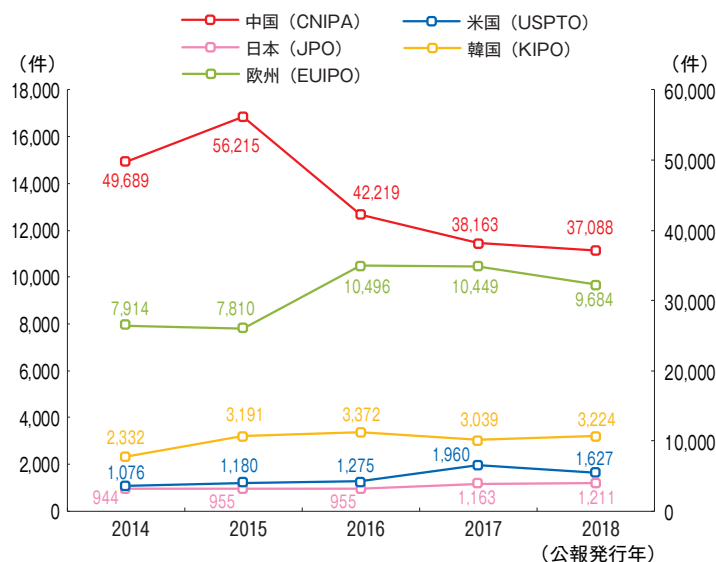
2018年(意匠公報発行年)の日米欧中韓での登録件数が上位10クラスのロカルノ分類(クラス02・06・07・08・09・12・14・21・23・26)について、2014年～2018年(意匠公報発行年)の日米欧中韓の意匠登録件数を紹介する。

全体の登録件数の動向を見ると、10クラス全てにおいていずれの年も中国の件数が他国を大

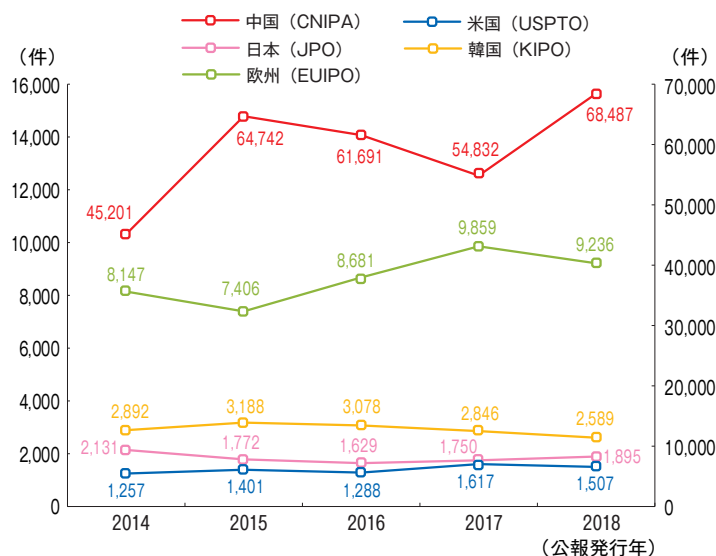
きく引き離して多く、次いで欧州の件数が多くなっている。中国の件数は、多くのクラスで増加を続けている。

日本での登録件数について見ると、クラス09(物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器)及びクラス14(記録、通信又は情報検索の機器)が多い(1-5-55図、1-5-57図参照)。クラス09は増加傾向であり、クラス14は2016年まで減少傾向であったもののその後は増加している。

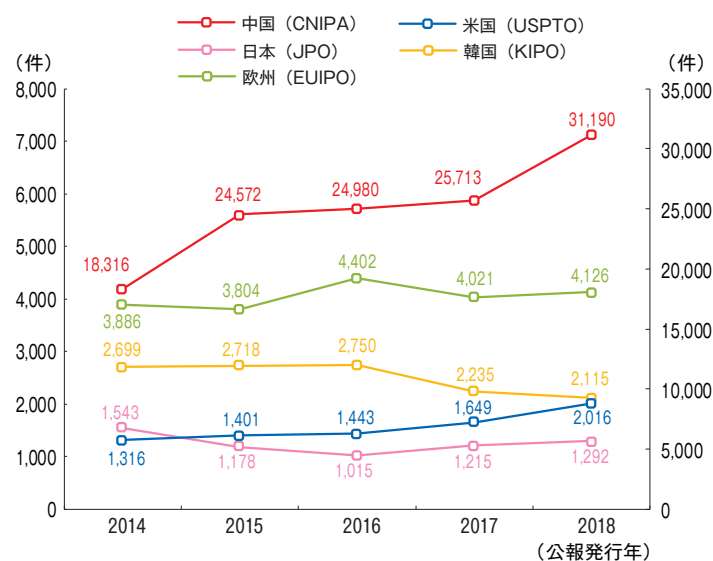
1-5-51 図【クラス02：衣料品及び裁縫用小物】



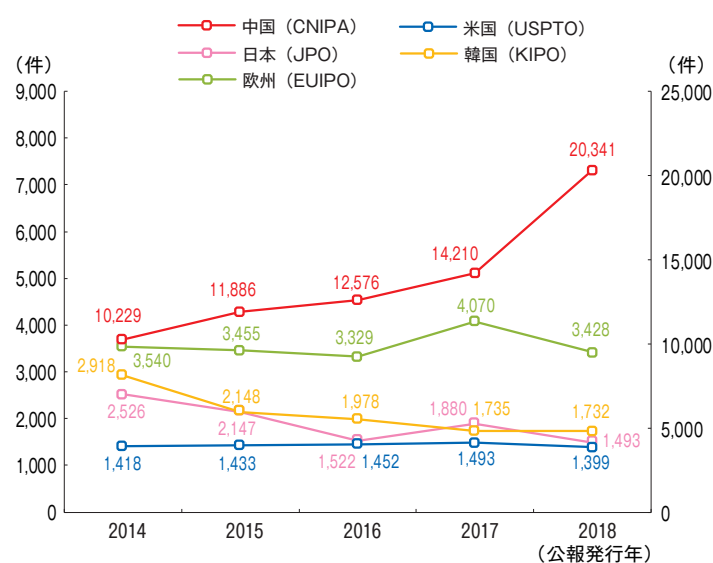
1-5-52 図【クラス06：室内用品】



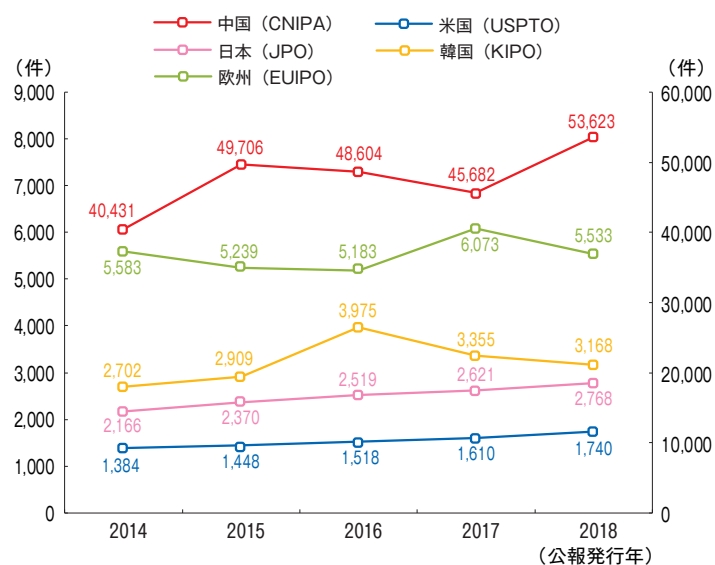
1-5-53 図【クラス 07：家庭用品、他で明記されていないもの】



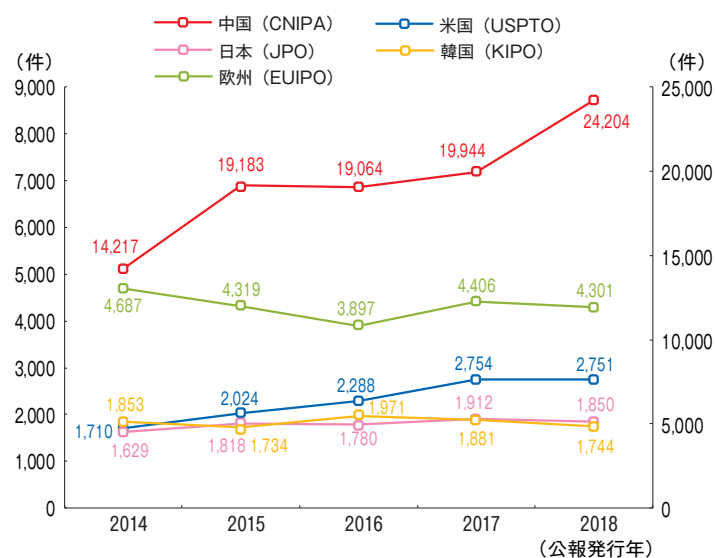
1-5-54 図【クラス 08：工具及び金物類】



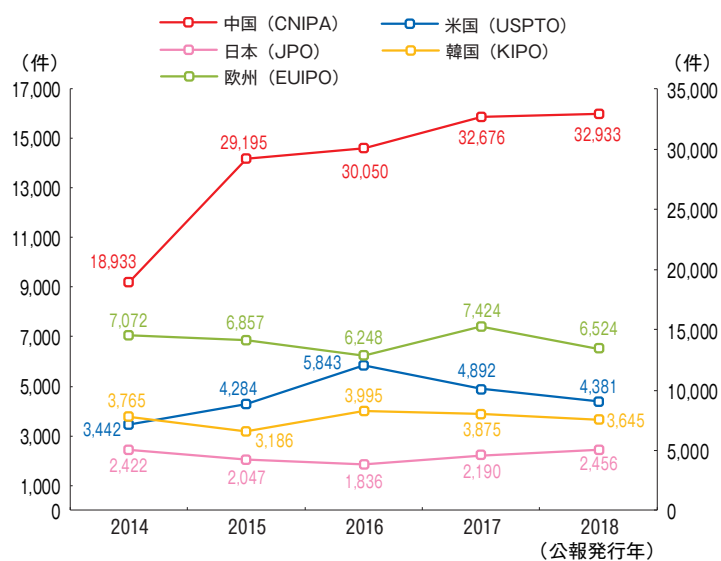
1-5-55 図【クラス 09：物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器】



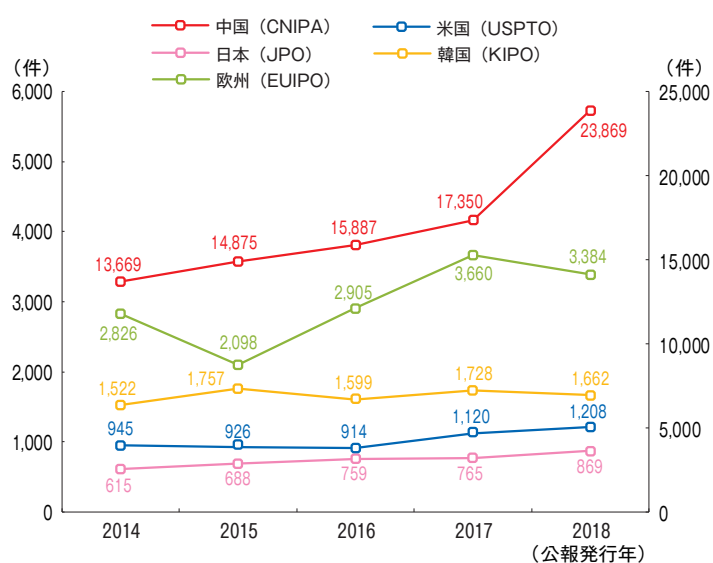
1-5-56 図【クラス 12：輸送又は昇降の手段】



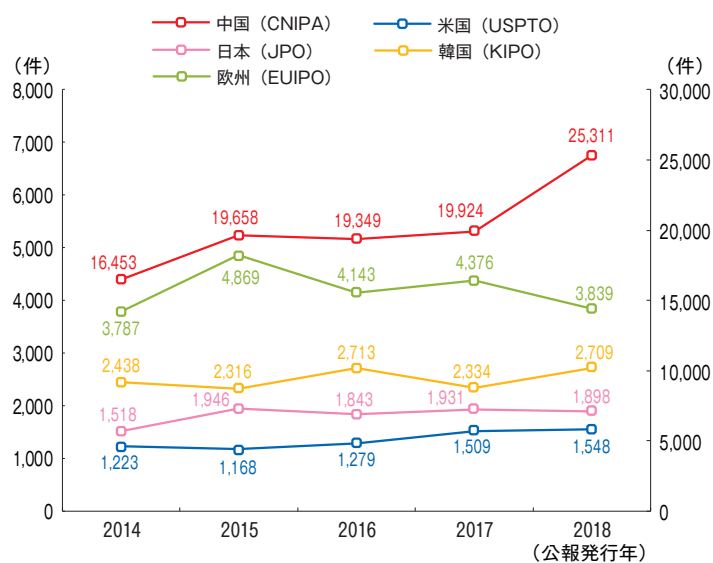
1-5-57 図【クラス 14：記録、通信又は情報検索の機器】



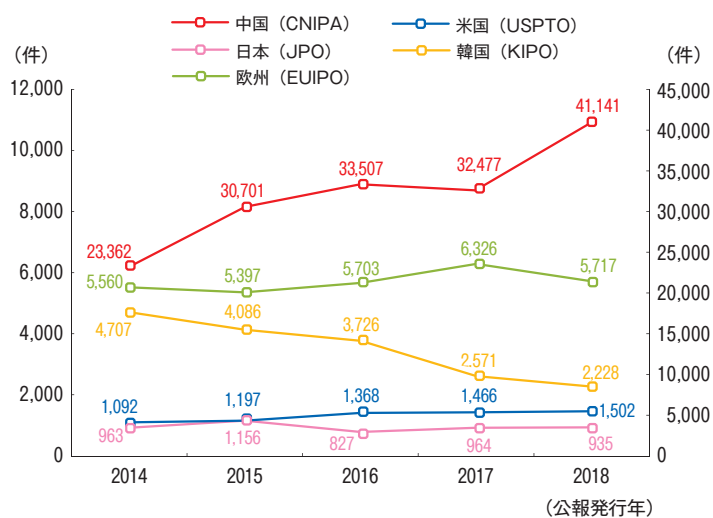
1-5-58 図【クラス 21：遊戯用具、玩具、テント及び運動用品】



1-5-59 図【クラス 23：流体供給機器、衛生用、暖房用、換気用及び空調用の機器、固体燃料】



1-5-60 図【クラス 26：照明用機器】



(備考) 意匠登録件数は意匠公報発行年で集計した。

(資料) 特許庁「令和元年度意匠出願動向調査—意匠マクロ調査—」

3. 商標

(1) 分野別の商標登録出願動向

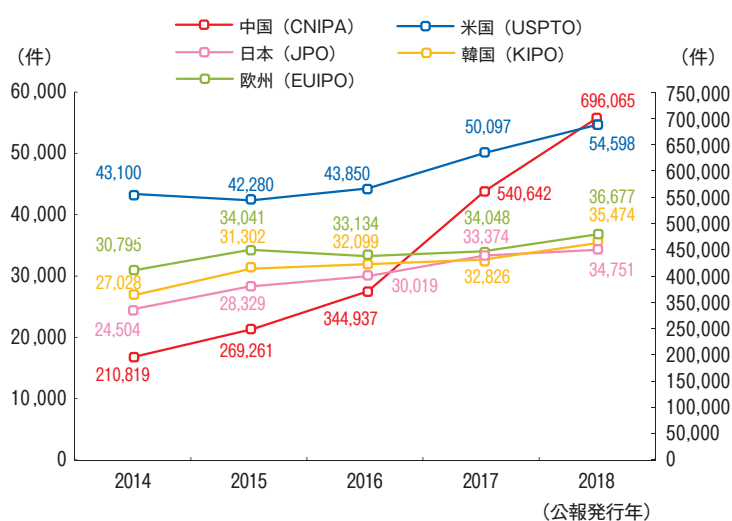
商標の国際分類を産業分野毎に6(化学、機械、繊維、雑貨、食品、役務)¹に分け、各分野における2014年～2018年(出願年)の日米欧中韓の商標登録出願区分数を紹介する。

日本においては、2014年～2017年にかけて

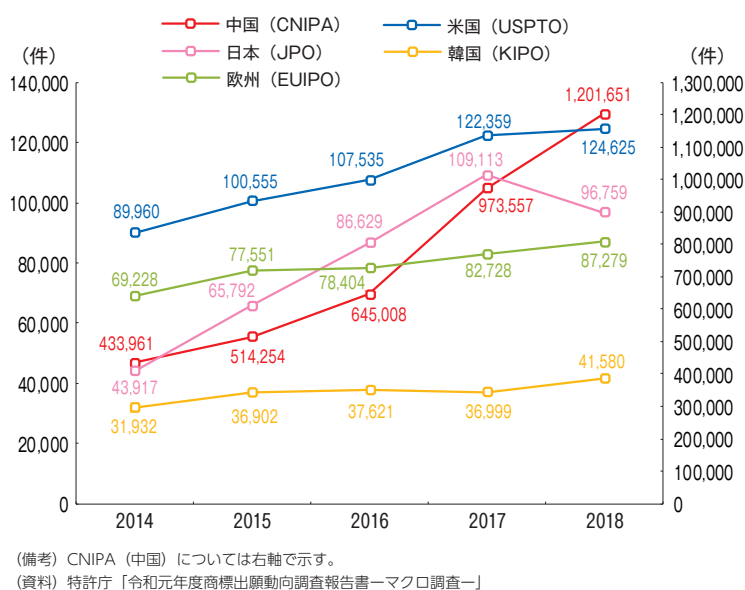
全ての分野において増加傾向であったが、2018年には化学以外の分野で減少している。

また、中国においては、2014年～2018年にかけて全ての分野で最も大きな件数を示しているとともに増加傾向を示している。米国、欧州、韓国においては、2018年に全ての分野で増加している。

1-5-61 図【化学分野における商標登録出願区分数の推移】

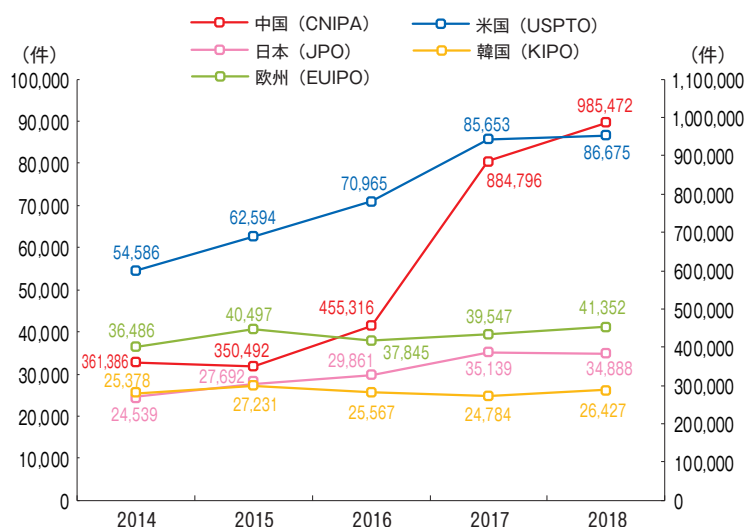


1-5-62 図【機械分野における商標登録出願区分数の推移】



1 化学：1類～5類 機械：6類～13類、19類 繊維：14類、18類、22類～26類 雑貨：15類～17類、20類、21類、27類、28類、34類 食品：29類～33類 役務：35類～45類

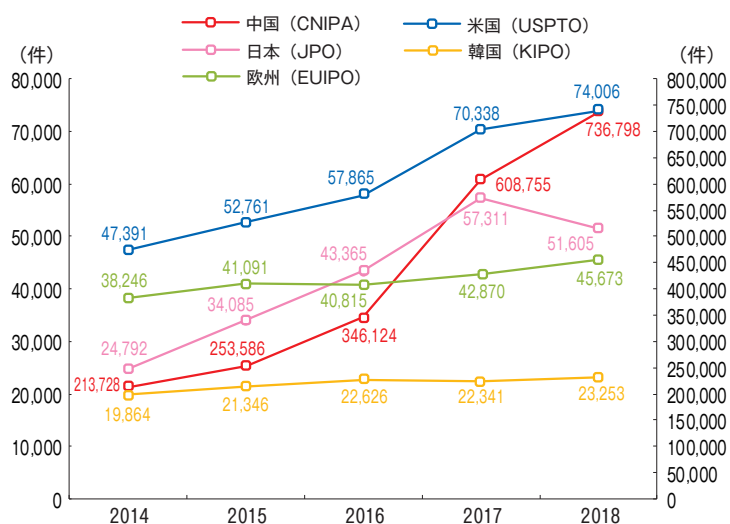
1-5-63 図【繊維分野における商標登録出願区分数の推移】



(備考) CNIPA (中国) については右軸で示す。

(資料) 特許庁「令和元年度商標出願動向調査報告書—マクロ調査—」

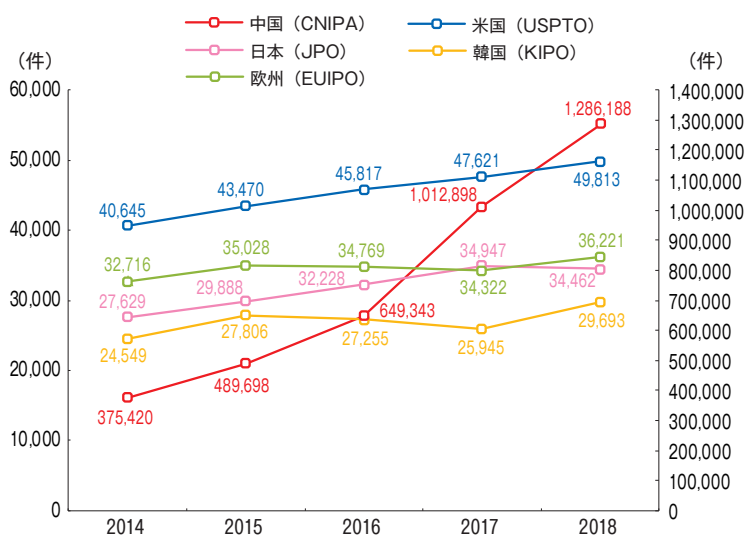
1-5-64 図【雑貨分野における商標登録出願区分数の推移】



(備考) CNIPA (中国) については右軸で示す。

(資料) 特許庁「令和元年度商標出願動向調査報告書—マクロ調査—」

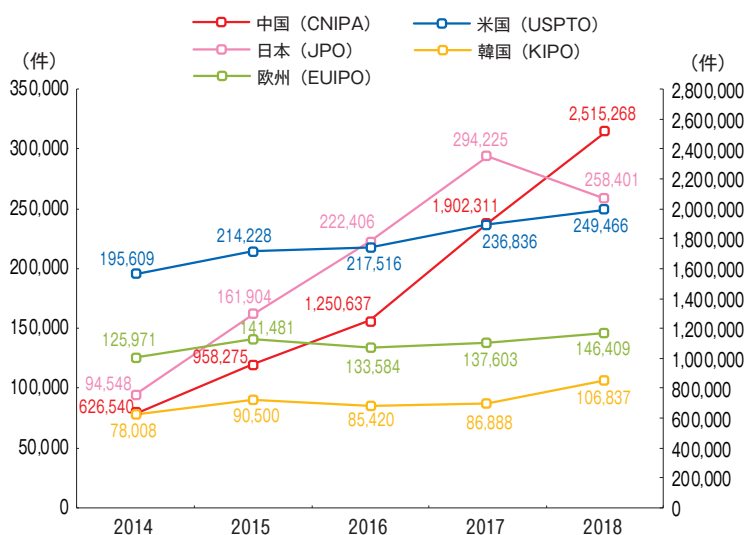
1-5-65 図【食品分野における商標登録出願区分数の推移】



（備考）CNIPA（中国）については右軸で示す。

（資料）特許庁「令和元年度商標出願動向調査報告書—マクロ調査—」

1-5-66 図【役務分野における商標登録出願区分数の推移】



（備考）CNIPA（中国）については右軸で示す。

（資料）特許庁「令和元年度商標出願動向調査報告書—マクロ調査—」

(2)新しいタイプの商標の商標登録出願・商標登録の動向

日本では、2015年4月1日より新しいタイプの商標(音、色彩のみ、ホログラム、動き、位置)を保護対象として出願することが可能となったが、諸外国においては既に新しいタイプの商標(「音」「色彩」「ホログラム」「動き」「位置」「トレー

ドドレス)」が導入されており、このうち「音」、「ホログラム」、「動き」、「位置」の日本及び諸外国における出願件数と登録件数の推移(2014年～2018年)を示す。

日本における新しいタイプの商標(音、動き、ホログラム、色彩、位置)の2019年の出願件数および登録件数を1-5-71 図に示す。

1-5-67 図 【音の商標の出願件数・登録件数】

		2014	2015	2016	2017	2018
日本	出願	0	365	133	80	51
	登録	0	21	74	113	49
米国	出願	31	38	26	48	47
	登録	15	16	21	16	29
欧州	出願	14	12	15	22	23
	登録	26	14	12	11	24
韓国	出願	1	5	17	17	29
	登録	29	0	2	14	13

(資料) 特許庁「令和元年度商標出願動向調査報告書—マクロ調査—」

日本の件数については、統計・資料編 第2章7.

1-5-69 図 【動きの商標の出願件数・登録件数】

		2014	2015	2016	2017	2018
日本	出願	0	80	38	8	26
	登録	0	13	47	31	8
米国	出願					
	登録					
欧州	出願	0	0	0	10	33
	登録	0	0	0	0	16
韓国	出願	23	39	5	2	3
	登録	3	18	45	2	2

(備考) 斜線箇所は、データが取得できなかった箇所である。

(資料) 特許庁「令和元年度商標出願動向調査報告書—マクロ調査—」

日本の件数については、統計・資料編 第2章7.

1-5-68 図 【ホログラム商標の出願件数・登録件数】

		2014	2015	2016	2017	2018
日本	出願	0	14	3	0	2
	登録	0	1	8	2	1
米国	出願	2	1	1	2	0
	登録	0	0	1	0	2
欧州	出願	0	0	0	1	1
	登録	1	0	0	0	1
韓国	出願	1	2	0	1	1
	登録	0	0	1	0	0

(資料) 特許庁「令和元年度商標出願動向調査報告書—マクロ調査—」

日本の件数については、統計・資料編 第2章7.

1-5-70 図 【位置商標の出願件数・登録件数】

		2014	2015	2016	2017	2018
日本	出願	0	243	80	51	41
	登録	0	5	14	21	19
米国	出願					
	登録					
欧州	出願	0	0	0	20	55
	登録	0	0	0	0	10
韓国	出願					
	登録					

(備考) 斜線箇所は、データが取得できなかった箇所である。

(資料) 特許庁「令和元年度商標出願動向調査報告書—マクロ調査—」

日本の件数については、統計・資料編 第2章7.

1-5-71 図 【日本における新しいタイプの商標の出願および登録状況 (2019年)】

	音	色彩	ホログラム	動き	位置	合計
出願	37	6	1	24	44	112
登録	32	1	2	17	16	68

(資料) 統計・資料編 第2章7.

第2部

特許庁における取組

第1章

特許における取組	106
----------------	-----

第2章

意匠における取組	125
----------------	-----

第3章

商標における取組	132
----------------	-----

第4章

審判における取組	144
----------------	-----

第5章

特許庁におけるデザイン経営の取組	152
------------------------	-----

第6章

情報システムにおける取組	159
--------------------	-----

第7章

多様なユーザーへの支援・施策	166
----------------------	-----

第8章

人材育成に向けた支援・施策	219
---------------------	-----

第1章

特許における取組

研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内のみならず国外での知的財産戦略の重要性も一層増していく中で、特許庁は、我が国企業や大学・研究機関等のグローバルな知的財産活動を支援するため、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に向けた様々な取組を講じてきた。

また、IoTや人工知能(AI)、ビッグデータ等の新技術の研究開発及びビジネスへの適用が急速に進んでおり、これらへの対応も急務となっている。

本章では、「世界最速・最高品質の特許審査」を実現するための、審査の迅速化に関する取組、質の高い権利を設定するための取組、及び海外特許庁との連携・協力について紹介する。

1. 審査の迅速性を堅持するための取組

知的創造、権利設定、権利活用の知的創造サイクルを加速する上で、一次審査通知までの期間のみならず、権利化までの期間の短縮を求めるニーズが高まっている。そこで、2023年度までに特許の「権利化までの期間¹」(標準審査期間)と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14か月以内、平均10か月以内とすべく、登録調査機関による先行技術文献調査の拡充、必要な審査官の確保等の取組を着実に実施してきた。「権利化までの期間」(標準審査期間)が14か月以内になれば、例えば出願とほぼ同時に審査請求された案件が、出願公開の前には特許取得の目処がつくことを意味しており、これは、特許権の活用に加えて、特許査定に至らなかった発明の秘匿も含めた、多様な事業戦略の構築を可能にするものと期待される。本節では、これらの審査の迅速化に関する取組について紹介する。

(1) 特許審査の迅速化の推進

① 登録調査機関による先行技術文献調査の実施

特許庁は、審査官が行う先行技術文献調査の一部を登録調査機関へ外注することで、特許審査の質を維持向上させつつ特許審査の迅速化を図っている。2019年度においては、先行技術文献調査の総件数14.6万件のうち11.7万件で英語特許文献検索、3.0万件で韓国語特許文献検索、3.0千件で独語特許文献検索を行った。

登録調査機関の数は、2020年4月1日現在9機関である[2-1-1図]。登録調査機関としての登録は、39に分けられた技術区分単位で行うこととし、各登録調査機関は登録した区分で調査業務を行っている。

その他、出願人等が登録調査機関の調査能力を活用できるよう、特定登録調査機関制度を設けており、一部の登録調査機関は、特定登録調査機関として、出願人等の求めに応じ先行技術調査を行っている。

2-1-1 図 【登録調査機関一覧 (2020年4月1日)】

登録調査機関名
(一財) 工業所有権協力センター
テクノサーチ(株)
(一社) 化学情報協会
(株) 技術トランスファーサービス
(株) AIRI
(株) パソナグループ
(株) 古賀総研
(株) みらい知的財産技術研究所
ジェット特許調査(株)

(資料) 特許庁作成

¹ 出願人が補正等を行うことに起因して特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合や、特許庁に応答期間の延長や早期の審査を求める場合等の、出願人に認められている手続を利用した場合を除く。

②必要な審査官の確保

日本国特許庁は世界に先駆け、特許の出願から査定までをペーパーレスで行うシステムを構築し、登録調査機関による先行技術文献調査の拡充を積極的に進めてきた。審査処理能力増強のためには、一層の効率化に努めることは当然としても、審査官の増員が必要不可欠である。そのため、任期付審査官を採用するなど、審査官の増員の実現と、処理能力の維持に努めてきた。

今後も、ユーザーニーズである「安定した権利の迅速な付与」のために必要な審査官の確保に努め、審査処理能力の維持・向上を図っていく必要がある。

(2)早期審査・スーパー早期審査

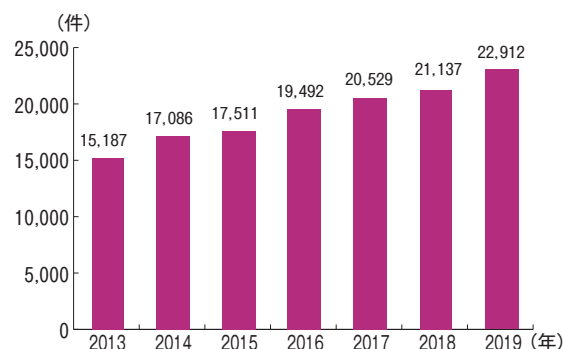
①早期審査

特許庁では、一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う早期審査を実施している¹。

早期審査の対象となる出願は、(i)個人、中小・ベンチャー企業や大学・TLO・公的研究機関からの出願、(ii)既に実施しているか2年以内に実施予定の発明に係る出願(実施関連出願)、(iii)外国にも出願している出願(外国関連出願)、(iv)環境関連技術に関する出願(グリーン関連出願)、(v)「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(アジア拠点化推進法)」に基づく認定を受けた研究開発事業の成果に係る発明の出願である。2011年8月からは、震災により被災した企業・個人等からの出願(震災復興支援関連出願)も、早期審査の対象になっている。

2019年の早期審査の申請件数は22,912件であり、年々増加傾向にある[2-1-2図]。早期審査を利用した出願の2019年の一次審査通知までの期間は、早期審査の申請から平均2.5か月となっており、早期審査を利用しない出願と比べ大幅に短縮されている。

2-1-2 図【早期審査の申請件数の推移】



(資料) 統計・資料編第2章 19. (1)

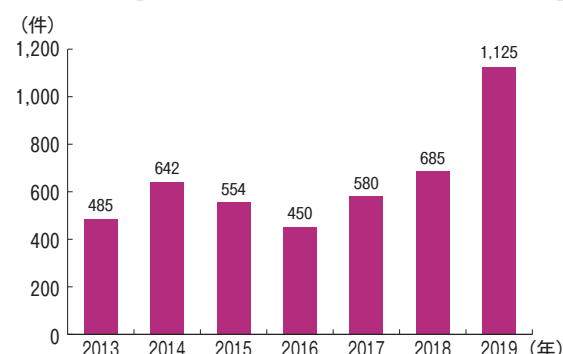
②スーパー早期審査

特許庁は、「実施関連出願」かつ「外国関連出願」に該当する、より重要性の高い出願を対象として、通常の早期審査よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査を試行している²。

スーパー早期審査は、申請から一次審査までを1か月以内(DO出願³については、原則2か月以内)で行い、再着審査についても、意見書・補正書の提出から1か月以内に行うことで、通常の早期審査に比べて申請から権利化までの期間を短縮するものである。

2019年のスーパー早期審査の申請は1,125件であった[2-1-3図]。スーパー早期審査を利用した出願の2019年の一次審査通知までの期間は、スーパー早期審査の申請から平均0.6か月(DO出願については平均1.3か月)となっている。

2-1-3 図【スーパー早期審査の申請件数の推移】



(資料) 特許庁作成

1 申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html>

2 申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/document/index/supersoukisinsa.pdf>

3 国際出願後、国内に移行した出願。



2. 質の高い権利を設定するための取組

国際的に信頼される質の高い特許権は、円滑かつグローバルな事業展開を保障し、イノベーションを促進する上で不可欠である。こうした質の高い特許権には、後に覆ることのない強さと、発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを備え、世界に通用する有用なものであることが求められる。特許庁は、この「強く・広く・役に立つ特許権」を付与していくにあたり、品質管理体制の充実のもとより、第四次産業革命により注目が高まっている新技術に対応することを目的として、AI関連技術に関する特許審査事例の周知等を行った。また、ユーザー評価調査の充実等、特許審査の質の維持・向上のための取組を引き続き実施するとともに、ベンチャー企業対応スーパー早期審査等、ユーザーニーズに応じた取組を新たに開始した。本節では、これらの質の高い権利を設定するための様々な取組について紹介する。

(1) 特許審査の質の維持・向上のための取組

① 特許審査の質をめぐる動向

国際的に信頼される質の高い特許権の設定は、無用な事後的紛争や出願競争を防ぎ、特許制度を健全に維持するために欠かせないものである。特に、近年における特許審査の迅速化とあいまって、特許審査の質の維持・向上に対する社会的要望は、非常に高くなっている。

また、研究開発や企業活動のグローバル化が進展する中、国際出願件数の増大に見られるように、一つの発明を複数国で権利化する必要性が増大している。この権利化までの特許審査プロセスは、発明の認定、先行技術文献調査、判断及び通知・査定から構成される点において、各国・地域の特許庁間で大きな相違はない。

さらに、五大特許庁の特許出願・審査関連情報(ドシエ情報)を一括して参照可能なシステムである「ワン・ポータル・ドシエ(OPD)」の構築により、審査結果は、各庁間で容易に利用可能な状況となっている。

このような現状において、出願人は、より質の高い審査結果を適時に提示することのできる特許庁を第1庁として選択することにより、権利化のための予見性を高め、コストの削減が可能となっている。そして、特許庁は、特許審査の質と速さを主な指標としてユーザーに選択される他庁との競争環境に晒されている。

このような状況の下、各国・地域の特許庁で、

特許審査の質と適時性の確保に向けた取組が行われている。米国特許商標庁は、2014-2018年戦略計画に引き続き2018-2022年戦略計画の中で、特許の質及び適時性の最適化を優先目標として掲げており、特許関連業務の品質向上に向けた包括的プログラムに取り組んでいる。また、欧州特許庁は、2017年7月から、品質レポートをHPに公表し、様々な特許審査の質の維持・向上の取組とその結果を出願人向けに紹介している。日本国特許庁もその例外ではなく、特許審査の質の維持・向上のための様々な取組を推進している。

② 特許審査の品質管理の推進

出願人が求める特許審査の質を満足するためには、各審査室において質の維持・向上に取り組むことはもちろんのこと、特許審査を担当する審査部全体で、ユーザーニーズを踏まえて品質管理に係る取組を推進することが重要である。

特許庁では、各審査室において、審査官一人一人が質の維持・向上に日々取り組むことに加えて、審査部全体としては、品質管理室が中心となり、特許審査の質の維持・向上に関する一元的な取組を行っている。2019年度も引き続き、特許審査の質の更なる向上を目指し、品質ポリシーと品質マニュアルの下、「品質保証」、「品質検証」及び「品質管理に対する外部評価」の3つの観点から品質管理に関する取組を実施した。

a. 品質保証

特許庁では、特許性の判断や先行技術文献調査の均質性の向上を通じて、特許審査の質の保証を図るために、審査官同士が意見交換を行う協議を実施している。審査官が自発的に行う協議に加えて、IoT関連出願等、所定の条件を満たす案件について必ず協議を行うこととしている（2019年度は合計約4万件実施）。

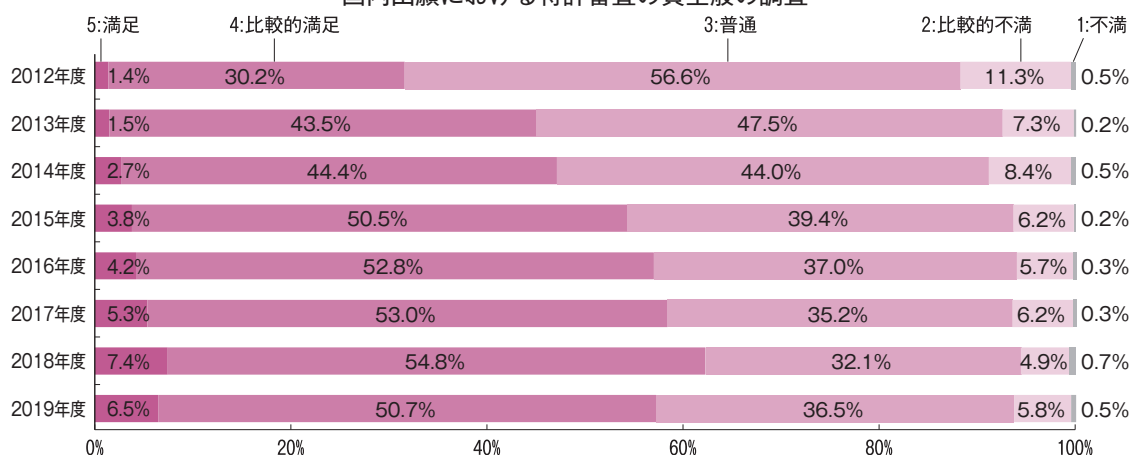
また、特許庁から発送される書類の質を保証するという観点から、審査官が作成した処分等に係る書面の全件について、その審査官が所属する審査室の管理職が当該書面の内容を確認しており、担当技術分野における統一的な運用の実施や特許審査の均質化に役立たせている。

b. 品質検証

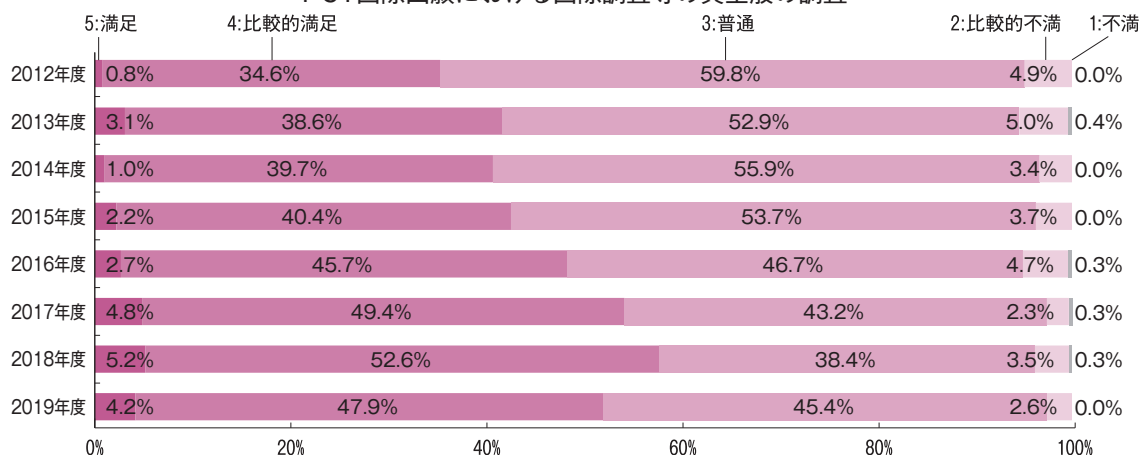
特許庁は、審査の質を把握することを目的とし、無作為に抽出された案件を対象に、審査官の処分等の判断及びその結果として作成された起案書の適否を確認する品質監査を行っている。また、特許審査の品質監査を行う者として、担当する技術分野における高い知識や判断力を有する審査官から「品質管理官」を選任し、全ての技術分野に配置している。品質管理室では、品質管理官が行った品質監査の結果を分析及び評価することで、特許審査の質の現状把握と課題抽出を行い、関係部署に情報共有するとともに、課題解決に向けて関係部署と連携した対応を行っている。さらに、拒絶理由通知書において発生する形式的な瑕疵に対する監査も実施している。

2-1-4 図【ユーザー評価調査の結果】

国内出願における特許審査の質全般の調査



PCT国際出願における国際調査等の質全般の調査



また、日本国特許庁と外国特許庁との双方に出願され、審査結果が相違した案件を対象とした、判断相違の要因分析を実施している。2019年度も引き続き、当該判断相違の要因分析を実施し、その結果を審査部全体にフィードバックした。

さらに、特許庁では、特許審査の質に関するユーザーニーズや期待を把握し、特許審査を継続的に改善することを目的としたユーザー評価調査を行っている。2019年度は、内国企業582社、外国企業54社、代理人50者を対象とした国内出願の審査の質全般についての評価の調査、内国企業316社と代理人30者を対象とした国際調査等の質全般についての評価の調査、ランダム抽出された2,270件の国内出願の審査の質についての評価の調査、ランダム抽出された622件のPCT国際出願の国際調査等の質についての評価の調査を行った。本調査における調査票の回収率は、例年9割程度の高い水準にあり、多くのユーザーからの理解及び協力を得て実施されている。2019年度の調査では、国内出願における特許審査の質全般に対して「普通」以上と回答した割合は93.7%、PCT国際出願における国際調査等の質全般に対して「普通」以上と回答した割合は96.2%であり、調査開始から高い水準の評価が得られている[2-1-4図]¹。

特許庁は、このユーザー評価調査に加えて、企業との意見交換会や、特許庁ウェブサイト²、電話等からの個別案件に関する情報提供を通じて、特許審査の質に関するユーザーニーズ等の把握に努めている。

c. 品質管理に対する外部評価(審査品質管理小委員会)

特許庁における品質管理の実施体制・実施状況についての客観的な検証・評価を受け、それを審査の品質管理システムに反映することを目的として、産業構造審議会知的財産分科会の下に、企業や法曹関係者、学識経験者等の外部有識者から構成される審査品質管理小委員会を設置している。2019年度も、前年度までと同様に、当該年度の特許庁における審査の品質管理の実施体制・実施状況について、下記評価項目に基づき評価及び改善提言を受けた[2-1-5図]³。

2-1-5 図 【審査の品質管理の実施体制・実施状況の評価項目】

評価項目	
①「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	⑥品質向上のための取組
②審査及び品質管理のための手続の明確性	⑦品質検証のための取組
③品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	⑧審査の質の分析・課題抽出
④審査実施体制	⑨質の高い審査を実現するための方針・手続・体制(評価項目①～⑤)の改善状況
⑤品質管理体制	⑩品質管理の取組(評価項目⑥～⑧)の改善状況
⑪審査の質向上に関する取組の情報発信	

1 <https://www.jpo.go.jp/resources/report/user/index.html>

2 <https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/hinshitsu-iken.html>

3 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitu_shoi/index.html



(2) 先行技術文献調査のための基盤整備

① FI改正・Fタームメンテナンス・標準関連文書等

先行技術文献調査は、審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤を恒常的に整備することが重要である。国内外の特許文献を効率良く検索するために、日本国特許庁の内部分類であるFIを最新版の国際特許分類(IPC)に準拠させることなどを原則として、検索インデックスの再整備を推進している。2019年度は195メイングループのFI分類表を改正し、61テーマのFタームメンテナンスを行った。

さらに、技術標準に関する規格文書及びその策定プロセスで提出された技術文書等の標準関連文書に対する検索環境の整備も進めており、2019年度は、国際電気標準会議(IEC)の規格提案文書を利用可能としたほか、国際標準化機構(ISO)、国際電気通信連合(ITU)などの標準関連文書の更新を行い、検索環境を拡充した。

② 国際特許分類(IPC)改正に向けた取組

国際特許分類(IPC)は、世界の特許文献を効率的に検索するための重要なツールである。検索に有用なIPC策定のため、日米欧中韓の五大特許庁が協働してIPC改正に取り組んでいる。2013年1月に米国特許商標庁(USPTO)からGCI(Global Classification Initiative)の構築が提案され、五大特許庁は、2013年6月に開催された第6回五大特許庁長官会合でGCIを実施していくことに合意した。GCIは、日本国特許庁の内部分類であるFI、Fタームと、欧州特許庁(EPO)及びUSPTOの内部分類であるCPCとが整合している技術分野の分類をIPCに導入するActivity i と、新規技術に対応した分類を協働して作るActivity ii とからなる。GCIの枠組みの下、五大特許庁発のIPC改正プロジェクト提案は、五大特許庁内で

の検討段階(五庁段階)を経て、IPC加盟国での検討段階(IPC段階)に移行される。IPC段階で承認されると、新IPCが発効する。現在に至るまで、GCIの取組はIPC改正の議論をリードし続けており、多くのIPC改正プロジェクト提案が、五大特許庁発である。

日本国特許庁の取組としては、2019年度に、五庁段階からIPC段階に移行されて議論が行われた43のIPC改正プロジェクトのうち12のプロジェクトが日本国特許庁により提案されたものであり、そのうち8のプロジェクトで、2020年1月に新IPCが発効された。その中でも、特に「IoT」に関するプロジェクトにおいては、日本国特許庁が、2016年11月に日本国内で新設されたIoT関連技術に関する広域ファセット分類記号ZITの内容を踏まえ、IoT関連技術のためのIPC新設を提案し、五大特許庁及び世界知的所有権機構(WIPO)の場で議論をリードした結果、2020年1月にIoT関連技術のためのIPCサブクラスG16Yが発効した。

(3) 審査基準、審査ハンドブックに関する取組

① 審査ハンドブックの改訂

我が国特許庁は、国際調査報告等の各国国内審査での活用促進を主導している立場にあり、自ら、日本国特許庁が作成した質の高い国際調査報告等を日本の国内審査段階においても有効に活用することを「審査ハンドブック」に明記することは、国際的な議論の促進においても、国際段階と国内段階の一貫性を求める出願人にとっても有益である。したがって、「審査ハンドブック」に、日本国特許庁が作成した国際調査報告等の活用についても明記して¹、特許審査においてPCT国際調査段階と国内審査段階を連携させていくことを改めて確認し、国内及び国外に発信している。

1 特許・実用新案審査ハンドブック1203
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/index.html
https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/index.html



②AI関連技術に関する特許審査事例の周知

大量のデータとAI（人工知能）の利用によって、第四次産業革命の実現が期待されている状況を踏まえ、AI関連技術の特許出願に対する特許審査の透明性と予見性の向上と、その特許審査の運用の諸外国への発信を目的として作成されたAIを様々な技術分野に応用した発明の10の特許審査事例¹について、各種説明会や国際会議、国際シンポジウム等を通じて、ユーザーに広く周知した。

③参考資料「進歩性の審査の進め方の要点と参考事例」の作成及び公表

特許審査の質の更なる向上を図るために、各審査官が「審査基準」に記載された進歩性の審査の進め方を今一度確認する方針のもと、「審査基準」の参考資料「進歩性の審査の進め方の要点と参考事例」を作成し、審査官に提供した。参考資料は、「審査基準」の中の進歩性の審査の進め方に関連する情報をまとめ、かつ、判例等をもとに作成した、的確な判断の参考となる審査事例を掲載している。第14回審査基準専門委員会WGにおいて、参考資料の作成は、審査の品質の維持向上に資する取組として肯定的な評価を得ており²、同WGの要請により、参考資料を特許庁ホームページに掲載し³、ユーザーの閲覧に供している。

(4) ユーザーニーズに応じた取組

①面接

特許庁は、審査官と出願人又はその代理人との間において円滑な意思疎通を図るとともに、審査を効率化することを目的として、審査請求され

た出願を対象に面接⁴を実施している(2019年実績：3,748件)。特許庁の庁舎内で実施する面接のほか、出願人の所在地が東京近郊にない場合に全国各地に審査官が出張し面接を実施する出張面接(2019年実績：773件)や、インターネット回線を利用し、参加する場所に制限がなく、出願人や代理人等が自身のPC等から面接に参加するテレビ面接も実施している(2019年実績：190件)。なお、2017年7月に開設した独立行政法人工業所有権情報・研修館近畿統括本部(INPIT-KANSAI)では、毎月第1・第3金曜日に、出張面接が重点的に実施されている。

②事業戦略対応まとめ審査

近年、企業活動のグローバル化や事業形態の多様化に伴い、企業では事業戦略上、知的財産権を群として取得し活用することが重要になってきている。そこで、特許庁では、事業で活用される知的財産権の包括的な取得を支援するために、国内外の事業に結びつく複数の知的財産(特許・意匠・商標)を対象として、各分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を行う事業戦略対応まとめ審査⁵を実施している(2019年実績：39件(対象とされた特許出願は354件、意匠登録出願は7件、商標登録出願は3件))[2-1-6図]。

事業戦略対応まとめ審査では、出願人から審査官への事業説明や面接審査等を活用し、事業の背景や、技術間の繋がりを把握した上で審査を行う。また、出願人が希望するタイミングでの権利化を支援するため、事業説明・面接・着手のスケジュールを調整しながら審査を進めることとしている。

1 AI関連技術に関する特許審査事例について

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html

Patent Examination Case Examples pertinent to AI-related technologies

https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei_e.html

2 第14回審査基準専門委員会WG議事要旨

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/14-gijiyoushi.html

3 特許・実用新案審査基準

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html

4 面接申込等その他詳細な情報については下記ウェブサイト参照

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/mensetu/junkai.html>

5 申請手続等その他詳細な情報については下記ウェブサイト参照

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/matome_sinsa.html

1



1



2



3



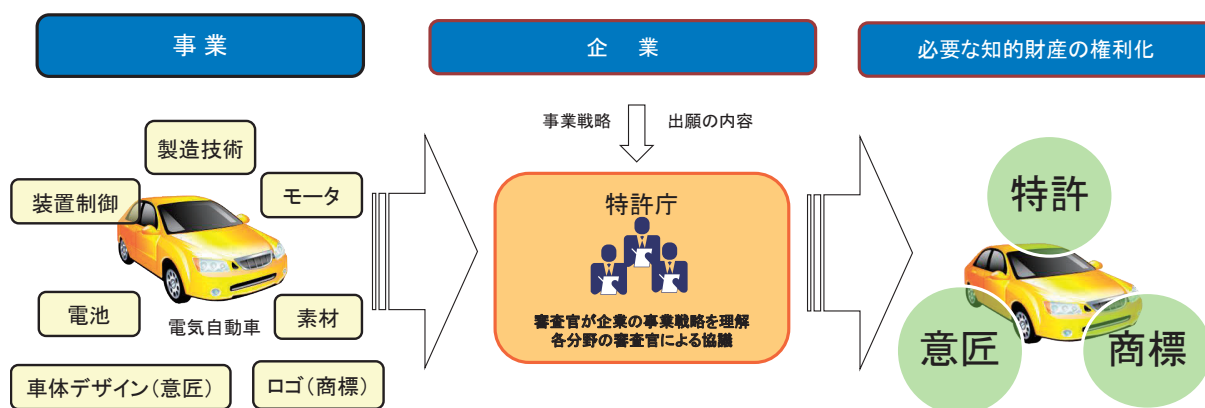
4



5



2-1-6 図【事業戦略対応まとめ審査】



③特許審査着手見通し時期の提供

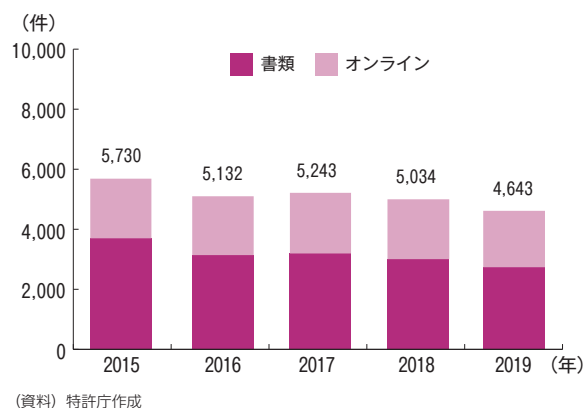
特許庁は、出願人及び代理人の戦略的な特許管理の支援や、第三者による情報提供制度の利用に資するため、特許庁ウェブサイトの「特許審査着手見通し時期照会」¹を通じて、出願人・代理人ごとの審査未着手案件(公開前の案件を除く)の着手見通し時期のリストを四半期ごとに提供している。

④情報提供制度

情報提供制度は、特許出願に係る発明が新規性・進歩性を有していない、あるいは、記載要件を満たしていないなど、審査を行う上で有用な情報の提供を受け付けるものである(特許法施行

規則第13条の2、同規則第13条の3)。2019年には、4,643件の情報提供があった[2-1-7図]。

2-1-7 図【情報提供件数の推移】



1 https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/status/search_top.html



3. 各国特許庁との連携・協力

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、欧米のみならず中国や韓国、さらにはASEANや、中南米、インドを始めとする新興国での知的財産権の確保が急務であり、こうした国々で予見性を持って円滑に権利を取得し得るよう、制度・運用の調和と審査協力の重要性が増している。日本国特許庁は、これまでも特許審査ハイウェイ(PPH)の提唱(2006)や五庁会合等での制度調和の議論の提起等、国際的にも主導的な役割を担ってきた。また、諸外国との審査協力を一層推進する観点から、PPHの拡充を進めるとともに、米国特許商標庁との間では、日米協働調査試行プログラムを、五庁間ではPCT協働調査試行プログラムを実施してきている。さらに、我が国の世界最先端の審査手法を普及させるため、国際審査協力等の取組を着実に実施してきた。本節では、これらの各国特許庁との連携・協力について紹介する。

(1) 海外での円滑な権利取得のための取組

① 特許審査ハイウェイ(PPH)

特許審査ハイウェイ(PPH)とは、第一庁(出願人が最先に特許出願をした庁)で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第一庁とこの取組を実施している第二庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである¹。

これにより、他庁の先行技術文献調査結果・審査結果の利用を促進し、複数の国・地域での安定した強い特許権の効率的な取得を支援している。

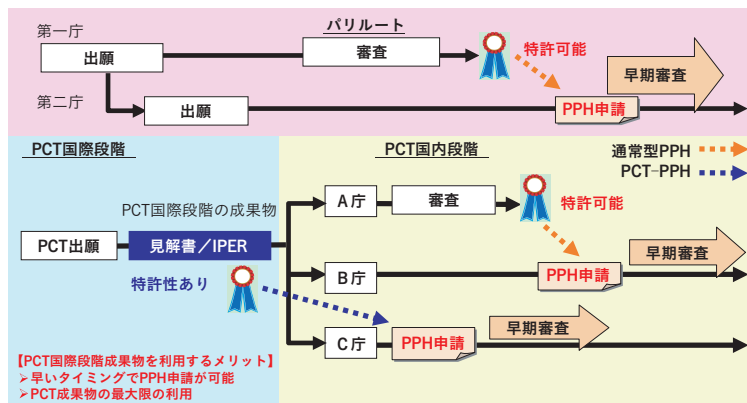
また、PCT国際段階における見解書又は国際予備審査報告で特許可能と判断された見解に基づき、早期審査を申請することができるPCT-PPHという枠組みや[2-1-8図]、どの庁に先に特許出願をしたかにかかわらず、いずれかの庁による特

許可能との審査結果に基づき他庁へのPPH申請を可能とするPPH MOTTAINAIという枠組みも存在する[2-1-9図]。

PPHを利用することによるメリットは、最初の審査結果及び最終処分までの期間の短縮、オフィスアクションの回数の減少、特許査定率の向上が挙げられるとともに、これらに付随して、中間処理にかかるコストの削減効果も見られる。このようなPPHのメリットを容易に把握可能とするために、日本国特許庁は、各庁におけるPPH対象案件の統計情報等、PPHに関する情報を掲載したPPHポータルサイト²を運営している。

次に、PPH実施庁・利用件数の拡大及び、PPHの利便性向上に向けた日本国特許庁の取組について説明する。

2-1-8 図 【特許審査ハイウェイの概要：通常型 PPH（上）と PCT-PPH（下）】

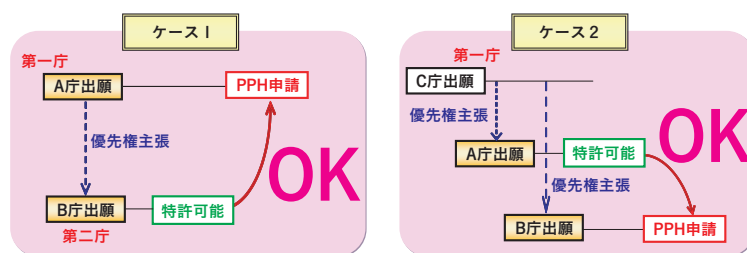


1 典型的な申請書類の例等その他詳細な情報は日本国特許庁ウェブサイトにも掲載している。
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/index.html>

2 <https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/index.html>



2-1-9 図 【PPH MOTTAINAI で新たに PPH 申請が可能なケース】



a. PPH実施庁・利用件数の拡大

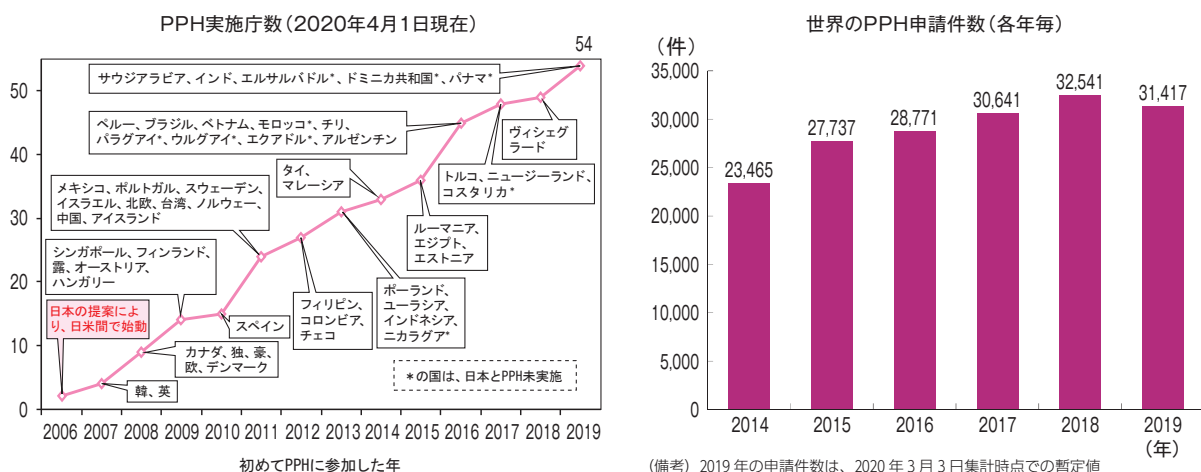
2006年7月に日本の提案により日米間で世界初のPPHの試行が開始されて以来、2020年4月1日時点でPPH実施庁は54に達したほか、PPH申請件数も2019年には約31,000件(2020年3月3日集計時点での暫定値)となり、累積申請件数は22万件を突破した[2-1-10図]。

2020年4月1日現在、日本国特許庁は44の庁とPPH（通常型PPH、PPH MOTTAINAI又はPCT-PPH）を本格実施若しくは試行しており、我が国から海外になされる出願の99%でPPHが利用可能となっている[2-1-11図]。

特に利用件数の多い日米欧中韓でのPPHについては、その開始から2019年12月末までの累計で、日本から米国への申請が24,420件、米国から日本への申請が12,582件、日本から韓国への申請が10,167件、韓国から日本への申請が1,265件、日本から欧州への申請が6,071件、欧州から日本への申請が5,862件、日本から中国への申請が16,423件、中国から日本への申請が758件に達している。

最近では、2019年12月からインド、2020年1月からサウジアラビアとの間でPPHを実施しており、PPH対象国は拡大を続けている。

2-1-10 図 【PPH 実施庁数及び PPH 実施庁間での PPH 申請件数】



2-1-11 図 【日本国特許庁との PPH 実施庁 (2020 年 6 月 1 日時点)】

	PPH 開始時期	利用可能な PPH の種類		
		通常型 PPH	PPH MOTTAINAI	PCT-PPH
米国	2006 年 7 月	○	○	○
韓国	2007 年 4 月	○	○	○
英国	2007 年 7 月	○	○	△
ドイツ	2008 年 3 月	○	○	△
デンマーク	2008 年 7 月	○	○	△
フィンランド	2009 年 4 月	○	○	○

	PPH 開始時期	利用可能な PPH の種類		
		通常型 PPH	PPH MOTTAINAI	PCT-PPH
ロシア	2009 年 5 月	○	○	○
シンガポール	2009 年 7 月	○	○	○
オーストリア	2009 年 7 月	○	○	○
ハンガリー	2009 年 8 月	○	○	△
カナダ	2009 年 10 月	○	○	○
欧州特許庁	2010 年 1 月	○	○	○
スペイン	2010 年 10 月	○	○	○
スウェーデン	2011 年 6 月	○	○	○
メキシコ	2011 年 7 月	○	○	△
北欧特許庁	2011 年 10 月	—	—	○
中国	2011 年 11 月	○	○	○
ノルウェー	2011 年 12 月	○	○	△
アイスランド	2011 年 12 月	○	○	△
イスラエル	2012 年 3 月	○	○	○
フィリピン	2012 年 3 月	○	○	△
ボルトガル	2012 年 4 月	○	○	△
台湾	2012 年 5 月	○	○	—
ポーランド	2013 年 1 月	○	○	△
ユーラシア特許庁	2013 年 2 月	○	○	△
インドネシア	2013 年 6 月	○	—	△
オーストラリア	2014 年 1 月	○	○	○
タイ	2014 年 1 月	○	—	—
コロンビア	2014 年 9 月	○	○	△
マレーシア	2014 年 10 月	○	○	△
チェコ	2015 年 4 月	○	○	△
エジプト	2015 年 6 月	○	○	○
ルーマニア	2015 年 7 月	○	○	△
エストニア	2015 年 7 月	○	○	△
ベトナム ^{*1}	2016 年 4 月	○	—	—
ブラジル ^{*2}	2017 年 4 月	○	●	—
アルゼンチン	2017 年 4 月	○	○	—
ニュージーランド	2017 年 7 月	○	○	△
チリ	2017 年 8 月	○	○	○
ペルー	2017 年 11 月	○	○	△
ヴィシェグラード特許機構	2018 年 1 月	—	—	○
トルコ	2018 年 4 月	○	○	○
インド ^{*3}	2019 年 12 月	○	●	—
サウジアラビア	2020 年 1 月	○	●	△
日本	—	—	—	○

下線付き：IP5 PPH 参加庁

色付き：GPPH 参加庁

●：最先の特許出願又は PCT 出願が互いの庁に対して行われている場合のみ利用可能

△：国際調査機関又は国際予備審査機関として活動していないため、日本国特許庁を先行庁とする場合のみ利用可能

*1：ベトナムが受け付ける PPH 申請は、年間 200 件までの制限あり。日本が受け付ける PPH 申請件数の制限はない。

*2：ブラジルが受け付ける PPH 申請は、ブラジルと PPH を実施する全ての庁との間の PPH 申請の総件数で年間 400 件までの制限があり、一出願人あたりの PPH 申請件数も月 1 件に制限されている。日本が受け付ける PPH 申請は、年間 100 件までの制限があるが、一出願人あたりの PPH 申請件数の制限はない。

*3：インドとの PPH について、両庁とも受け付ける PPH 申請は年間 100 件までの制限あり。

b. PPHの利便性向上に向けた取組

PPHは従来、二庁間の取組であったため、例えば、日本国特許庁の審査結果に基づくPPHであっても、第二庁ごとにPPHの要件が異なる等の問題があり、各PPHの要件の共通化を求める出願人のニーズも大きかった。

そこで、PPHの利便性向上に向けて、2009年2月の第1回多国間特許審査ハイウェイ長官会合

及び実務者会合以来、両会合が継続して開催され、2014年1月、それらの議論を踏まえて日本国特許庁を含めた17の庁間でグローバル特許審査ハイウェイ(GPPH)が開始された。この枠組みに参加した庁の間では、利用できるPPHの種類が共通化され、通常型PPH、PPH MOTTAINAI及びPCT-PPHの全てが利用可能となる。その後、2018年1月にはヴィシェグラード特許機構

が、2019年1月にはペルーが参加し、2020年4月1日時点で26の庁に拡大した。なお、2016年1月から日本国特許庁がGPPHの事務局を務めている。

また、2013年9月、スイス・ジュネーブにおける五庁長官の合意に基づき、日米欧中韓の五庁相互間でのPPH（IP5 PPH）が2014年1月から開始された。これにより、通常型PPH、PPH MOTTAINAI及びPCT-PPHの全てが五庁間で相互に利用可能となり、欧中、欧韓の間で新たにPPHが開始された。日本国特許庁は、更なる出願人の利便性向上に向けて、PPHによる審査待ち期間短縮等の効果を客観的に把握可能となるようにPPH統計情報の公開を提案するとともに、統計情報を公開する際に統一的な指標を設定すべく五庁の議論をリードしている。

さらに、日本からの年間のPPH申請可能件数に上限が設定されていたベトナム、日本からPPH申請可能な技術分野に制限等があったブラジルについても、相手庁との会合の場を利用して要件緩和に向けて働きかけを行ってきた。これらの働きかけの結果、ベトナムについては、2019年4月より申請可能件数の上限が、従来の年間100件から年間200件に引き上げられている。ブラジルとのPPHについて、2019年4月より、対象技術分野が従前のIT分野及び自動車関連技術を中心とした機械分野に加え、高分子化学、冶金、材料、農芸化学、微生物、酵素などにも拡大され、2019年12月には全技術分野に拡大した。

将来的には、通常型PPH、PPH MOTTAINAI

及びPCT-PPHの全てを各庁との間で相互に利用可能とすることによる出願人の戦略的権利取得のための選択肢の拡大や、手続の簡素化、件数制限の緩和、対象技術分野の拡大等の利便性向上を目指す。

c. PPHの実効性向上に向けた取組

PPH案件の審査の遅延解消が出願人より要望されていたインドネシア知的財産総局においてはPPH案件の迅速な審査が可能となるよう、2016年6月以降日本からPPH専門家をのべ14名派遣して継続的な支援を行っており、これにより、支援開始前の3年間では、PPH申請がなされた出願のうち審査が行われた案件が約30件であったのに対し、支援開始以降の3年半で1,100件以上の案件が特許査定となっている。

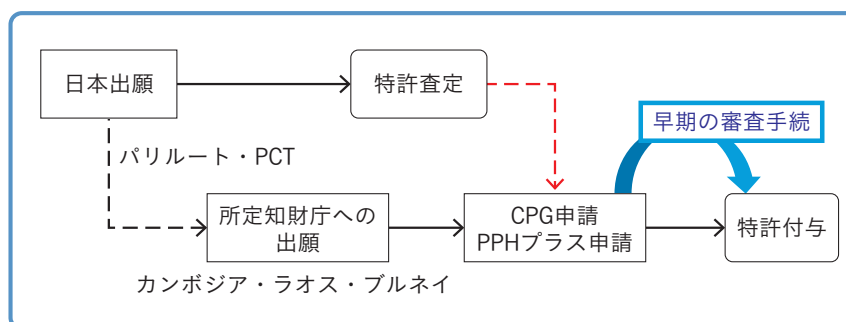
今後も一部の外国特許庁に対しては継続的に支援・働きかけを行うことで、PPHがより実効性のある枠組みとなることを目指す。

②特許審査ハイウェイ・プラス(PPHプラス)、特許の付与円滑化に関する協力(CPG)

a. 特許の付与円滑化に関する協力(CPG)

特許の付与円滑化に関する協力（CPG：Cooperation for facilitating Patent Grant）とは、我が国で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、出願人からの申請により、本協力を実施している特定国の知的財産庁において実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組みである〔2-1-12図〕。

2-1-12 図 【カンボジア・ラオスとの特許の付与円滑化に関する協力（CPG）、ブルネイとの特許審査ハイウェイ・プラス（PPH プラス）の概要】



これにより、審査体制が十分に整備されていない国においても、日本国特許庁の審査結果を利用して迅速に特許を付与することが可能となる。日本国特許庁は本協力を、2016年7月からカンボジア工業科学技術イノベーション省(カンボジアにおいて特許・意匠を所管する知的財産庁に相当)、2016年11月からラオス知的財産局との間で開始した。

b. 特許審査ハイウェイ・プラス(PPHプラス)

PPHプラスとは、日本国特許庁と特定国の知的財産庁との合意に基づき、我が国で特許付与された出願の出願人が、特定国の知的財産庁へ申請することにより、同出願人の所定国における同内容の特許出願について、我が国の審査結果を踏まえ、日本出願と同内容の権利を迅速に取得可能とする枠組である[2-1-12図]。2017年8月、日本国特許庁は、ブルネイ知的財産庁との間でPPHプラスを開始することに合意し、10月1日より運用を開始した。

③日米協働調査試行プログラム

日米協働調査試行プログラム¹は、日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が最初の審査結果を送付する取組であり

[2-1-13図]、米国特許商標庁との間で2015年8月1日から試行を行っている。

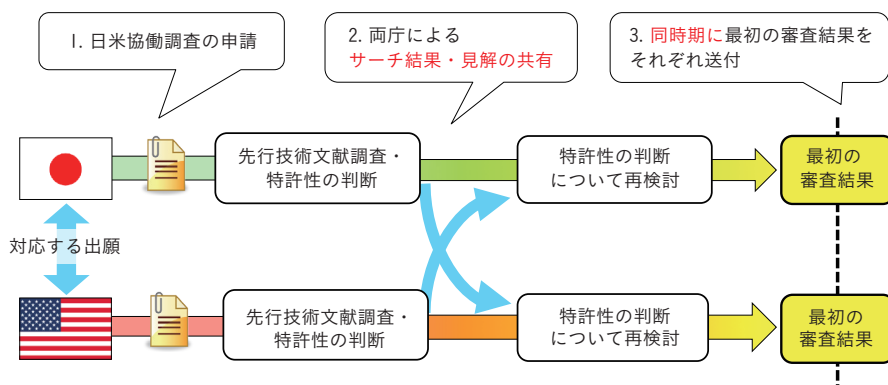
この取組のメリットとして、「日米の審査官が早期かつ同時期に審査結果を送付することで、出願人にとっての審査・権利取得の時期に関する予見性が向上する」、「日米の審査官が互いに同じ内容の一群の出願について先行技術文献調査を協働して実施することにより、より強く安定した権利を出願人に提供することが可能となる」、「日本国特許庁の審査官が最初の審査結果において提示した文献(引用文献及び先行技術文献)につき、米国特許商標庁への情報開示陳述書(IDS; Information Disclosure Statement)提出の負担が軽減する」等が挙げられる。

2017年7月31日まで2年間実施した第1期試行プログラムにおいては、試行期間中に67件の申請を受理した。また、2017年11月1日より、最初の審査結果の発送までの期間短縮を目的とした新しい運用で3年間の第2期試行プログラムを実施している。

④PCT協働調査試行プログラム

PCT協働調査は、一つのPCT出願について、主担当の特許庁が副担当の特許庁と協働して、特許可能性に関する判断を行い、最終的に一つの国際調査報告を作成し、出願人に提供するものである[2-1-14図]。PCT協働調査により、国

2-1-13 図 【日米協働調査試行プログラムの概要】



¹ 申請手続等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/nichibei.html>



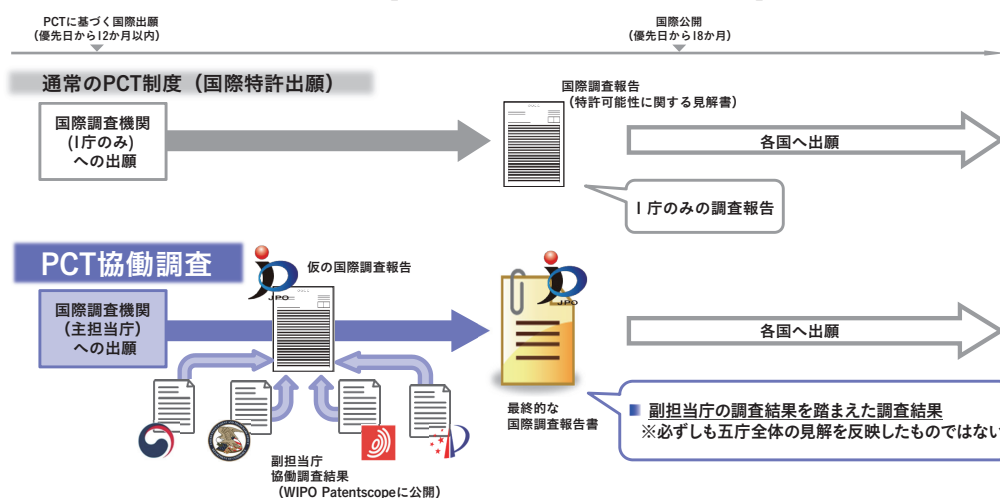
際段階で五大特許庁が協働して作成した質の高い調査結果を得ることができるため、海外での円滑な権利取得が可能となることが期待される。

2018年7月1日より、五大特許庁による2年間の試行プログラムが開始され、各庁は年間50件を上限として、申請の受付を行っている。当初は英語出願のみを対象としていたものの、各庁英語以外の言語にも対象を拡大しており、日本国

特許庁への申請についても日本語PCT出願についてPCT協働調査試行プログラムへの参加申請が可能となっている(2020年4月1日時点)。

2020年6月30日に試行期間が終了し、その後各庁が協働したことによる効果について評価が行われ、本格実施の可能性について検討される予定である。

2-1-14 図【PCT 協働調査のワークフロー】



(2) 国際的な特許制度の調和に向けた取組

① 審査官協議・審査実務指導

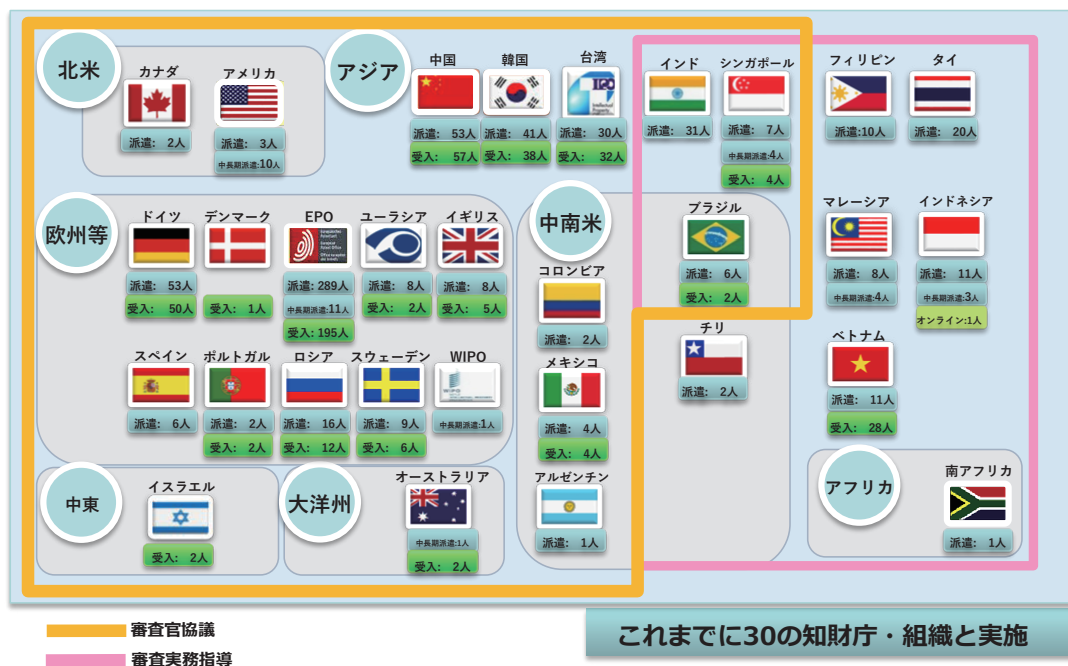
経済活動のグローバル化に伴う、同一又は類似の発明が国をまたいで複数の庁に出願されるケースの増加、特許審査ハイウェイの拡大、特許庁間の情報ネットワークの発達等により、他庁の審査結果を日本国特許庁の審査官が利用する機会や、日本の審査結果が他庁の審査官に参照される機会は増加の一途をたどっている。国際審査協力は、このような状況の中、先行技術文献調査及び審査実務の相互理解に基づく特許審査のワークシェアリングの促進、日本国特許庁の審査実務・審査結果の他庁への普及、品質管理に関する相互理解等を通じた質の高いレベルでの審査の調和、特許分類の調和、日本国特許庁の

施策の推進等を目的として、各国特許庁の審査官との直接の議論や、審査実務指導を行う取組である。2000年4月から2020年3月末までの累積で、短期又は中長期の派遣・受入れを30の特許庁と行っている[2-1-15図]。

2019年度は、日本国特許庁の審査官のべ26名を派遣するとともに、各国・地域の特許庁審査官8名を受け入れた。特に、中国との協議においては、日中両庁の品質管理担当者間で品質管理に関する協議を2018年度に続き実施し、中国の品質管理体制などに対する理解を深めた。加えて、ASEAN諸国等の新興国に対しては、日本国特許庁の審査官派遣及び招へい研修を実施して、のべ360名の審査官に審査実務指導を行い¹、当該国での適切な知的財産制度の整備や人材の育成の促進に取り組んだ。

1 第3部第2章4. 参照。

2-1-15 図【国際審査協力の実績（2000年4月～2020年3月末累積）】



②国際的な特許制度の調和に向けた議論

特許制度は、各国で独立しているため、海外で特許を取得するためには、各国・地域の特許庁に出願をする必要がある。そして、海外において円滑な特許権の取得を可能とするためには、各国の特許制度の調和が不可欠である。

2014年9月に開催された特許制度調和に関する先進国会合(B+会合¹)において、今後の制度調和について、B+会合よりも参加国を限定したB+サブグループ²で実質的な議論を行うことに合意した。B+サブグループは、主に(i)グレースピリオド、(ii)衝突する出願、(iii)18か月全件公開、(iv)先使用权、の4項目について議論を継続し

ている。

2017年10月のB+会合では、真にユーザーに有益な制度調和パッケージ(セットで調和すべき項目)を作成すべく、B+サブグループがユーザー主導の議論を進めていくことが合意された。これを受けて、日米欧ユーザー(JIPA, AIPLA, IPO, BusinessEurope)は、上記4項目についてパッケージ案の提案に向けた議論を行っており、2019年10月のB+会合では、日米欧ユーザー間の合意状況を報告した。

今後も、議論の機運の高まりに期待しつつ、関係するあらゆる会合を通じ、日本国特許庁は特許制度調和への取組を推進する。

1 WIPO・Bグループ(先進国)メンバー、EUメンバー国、欧州特許条約(EPC)メンバー国、欧州特許庁(EPO)、欧州委員会(EC)、及び韓国の46か国の特許庁及び2機関。
 2 日、米、欧、英、独、韓、カナダ、デンマーク、ハンガリー、スペインの特許庁。

(3) PCT国際出願の国際調査の管轄

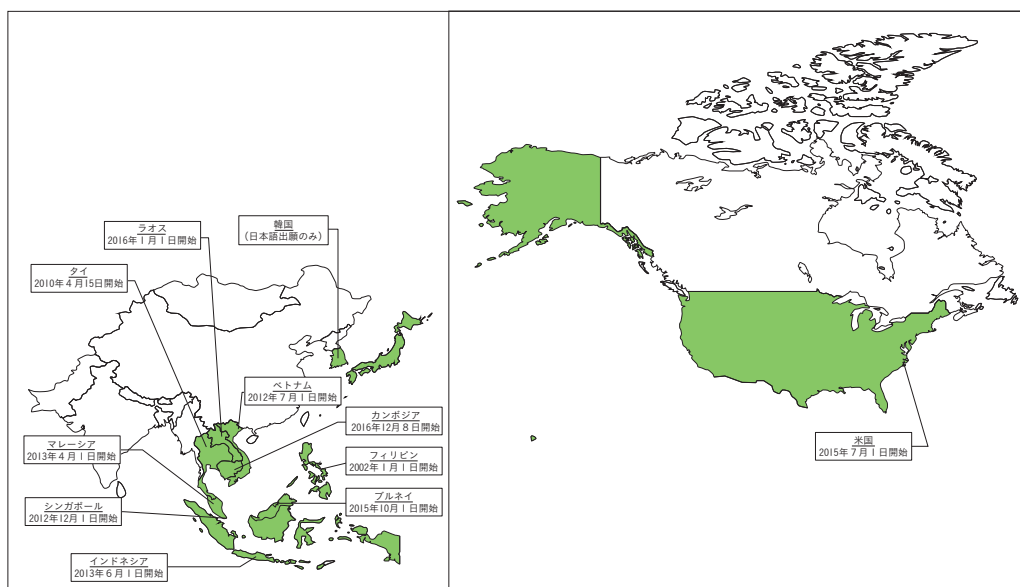
現在、我が国企業は、アジアを中心とする新興国等を中心に研究開発拠点の海外展開を拡大させており、海外での知財活動がますます重要になってきていることがうかがえる。そうした状況の中、日本国特許庁としては、我が国企業がアジア新興国等の海外で生み出す研究開発成果について適切に保護される環境を整備する必要がある。PCT国際出願制度においては、海外で受理されたPCT国際出願について日本国特許庁が国際調査機関として管轄する場合、出願人の選択により、日本国特許庁が当該PCT国際出願に関する国際調査報告を作成することが可能である。この国際調査報告の提供を通じて日本国特許庁による先行技術文献調査の結果を世界各国へ発信可能であり、これは我が国企業等が海外で安定した権利を得られる環境の実現に寄与すると考えられる。

このような背景から、日本国特許庁は、国際

調査機関として海外で受理されたPCT国際出願についても国際調査報告を作成し提供可能となるよう、アジア新興国等を中心に積極的に管轄の対象拡大を進めてきた。現在では、米国及び韓国(日本語出願)に加え、ASEANにおいてPCTに加盟している9か国全ての国の国民又は居住者によるPCT国際出願に対して、出願人の選択により国際調査報告を作成することが可能となっている。米国で受理されるPCT国際出願については、従来日本国特許庁を国際調査機関として選択することができる技術分野が制限されていたが、2018年7月よりこの制限が撤廃され、すべての技術分野の出願について日本国特許庁が国際調査報告を作成することが可能となった。

今後も、日本国特許庁がPCTに基づく国際調査機関として質の高い先行技術文献調査の結果を国際的に発信することにより、国際的な権利取得を目指す出願人が安定した権利を得ることができる環境整備に貢献していく。

2-1-16 図 【日本国特許庁による PCT 国際出願の国際調査の管轄状況 (2020 年 3 月現在)】



国際特許審査実務シンポジウム開催 ーAI関連発明のグローバルな権利取得に向けてー

特許庁は、2019年11月20日に政策研究大学院大学の想海樓ホールにて、国際特許審査実務シンポジウムーAI関連発明のグローバルな権利取得に向けてーを開催した。シンポジウムの開催の趣旨は、世界的に出願が急増するAI関連発明において、どのような点に留意すれば各国で特許を取得し得るのかを明らかにしようというものである。日米欧中韓の五庁(IP5)の実務者が一堂に会し、各国での判断のポイントや権利を取得するための留意点、各国が今後取り組むべき施策等について議論した。

このシンポジウムの最大の特徴は、特許庁が示したAI関連発明の事例を共通の分析対象として、IP5の実務者が、発明該当性(特許適格性)、

進歩性、記載要件について議論を行った点にある。題材とした事例は、特許庁が作成し公表¹している下表に挙げたものであるが、特に発明該当性については、各国での判断が分かれる結果となった。

シンポジウムにはホール定員に近い約300名の方にご参加いただいた。アンケートの結果、8割以上の方が満足と回答され、シンポジウムは好評であった。特許庁としては、今後も、AI関連発明の審査に関する国際協力や情報発信に努めてまいりたい。

なお、特許庁HP上にシンポジウムの当日資料を公開している²。

発明の名称	議論する観点
宿泊施設の評判を分析するための学習済みモデル (審査ハンドブック附属書 B 第 1 章 事例 2-14)	発明該当性 (特許適格性)
水力発電量推定システム (審査ハンドブック附属書 A 進歩性事例 34)	記載要件 (※)、進歩性

※審査ハンドブックにおいては進歩性の事例として公表されているが、議論を充実化すべく、記載要件についてもこの事例を題材とした。



1 AI関連技術に関する特許審査事例について

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html

Patent Examination Case Examples pertinent to AI-related technologies

https://www.jpo.go.jp/e/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei_e.html

2 国際特許審査実務シンポジウム開催ーAI関連発明のグローバルな権利取得に向けてー

https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminar/shinsa_jitsumu_2019.html

The JPO to Host "International Symposium on Patent Examination Practices on AI-related Inventions"

https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/seminar/shinsa_jitsumu_2019.html

1



1



2



2



4. 標準必須特許に関する取組

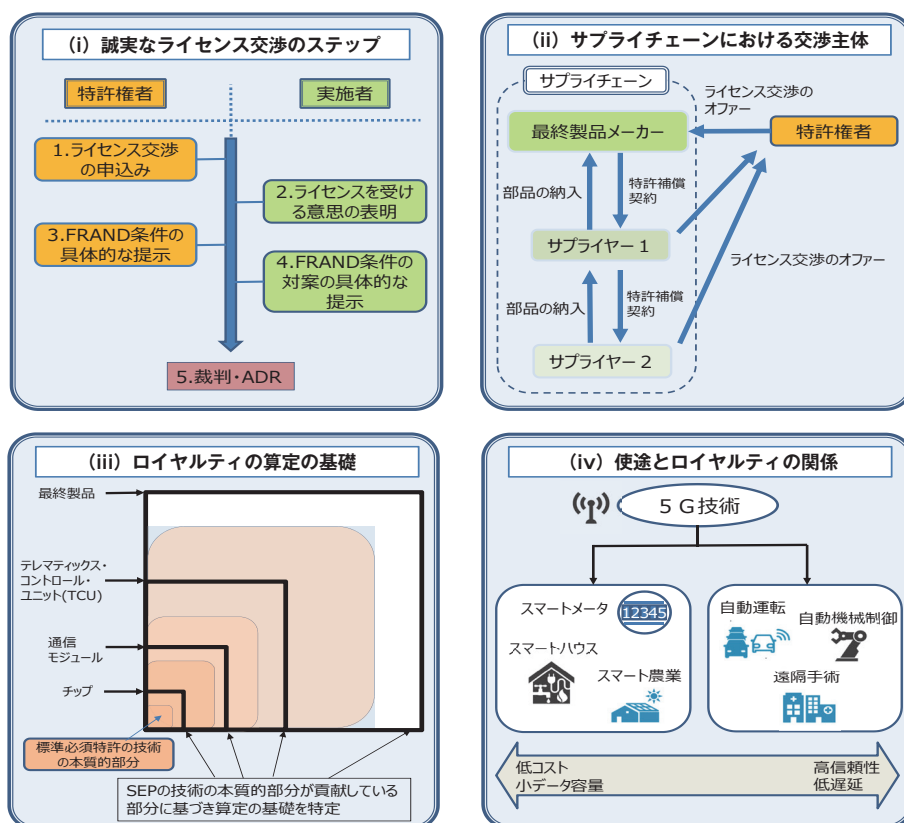
通信規格等の標準規格の実施に不可欠な特許である「標準必須特許(SEP)」を巡るライセンス交渉は、IoTの浸透や5Gの実用化により、自動車、家電をはじめとする異業種にまで広がっている。産業構造や商慣行が異なる異業種間でのライセンス交渉は困難な場合が多く、紛争に至るケースも増えている。特許庁は、SEPをめぐる紛争の未然防止及び早期解決を図るため、SEPのライセンス交渉に関する手引きの策定や標準必須性に係る判断のための判定の実施に向けた取組を世界に先駆けて進めてきた¹。本節では、SEPに関する最近の取組を紹介する。

(1) 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き

2018年6月に公表した「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」²では、ライセンス交渉の進め方、ロイヤルティの算定方法など、ライセ

ンス交渉を巡る論点を特許権者と実施者の両者の立場から客観的に整理した[2-1-17図]。SEPに関する判例等は欧米を中心として各国で継続的に示されていることから、最新の判例や公的機関の見解等の調査を2018年度から続けており³、2019年度の調査結果を2020年4月に公表した⁴。

2-1-17 図【標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きにおける主要な論点】



1 標準必須特許に関する特許庁のこれまでの取組は「標準必須特許ポータルサイト」(https://www.jpo.go.jp/support/general/sep_portal/index.html)を参照。

2 <https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/seps-tebiki.html>

3 平成30年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「標準必須特許を巡る紛争の解決実態に関する調査研究報告書」

https://www.jpo.go.jp/support/general/sep_portal/index.htmlの「その他」欄参照

4 令和元年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「標準必須特許を巡る国内外の動向について(裁判及び調停・仲裁による紛争解決の実態)」の調査研究報告書

https://www.jpo.go.jp/support/general/sep_portal/index.htmlの「その他」欄参照



(2)標準必須性に係る判断のための判定

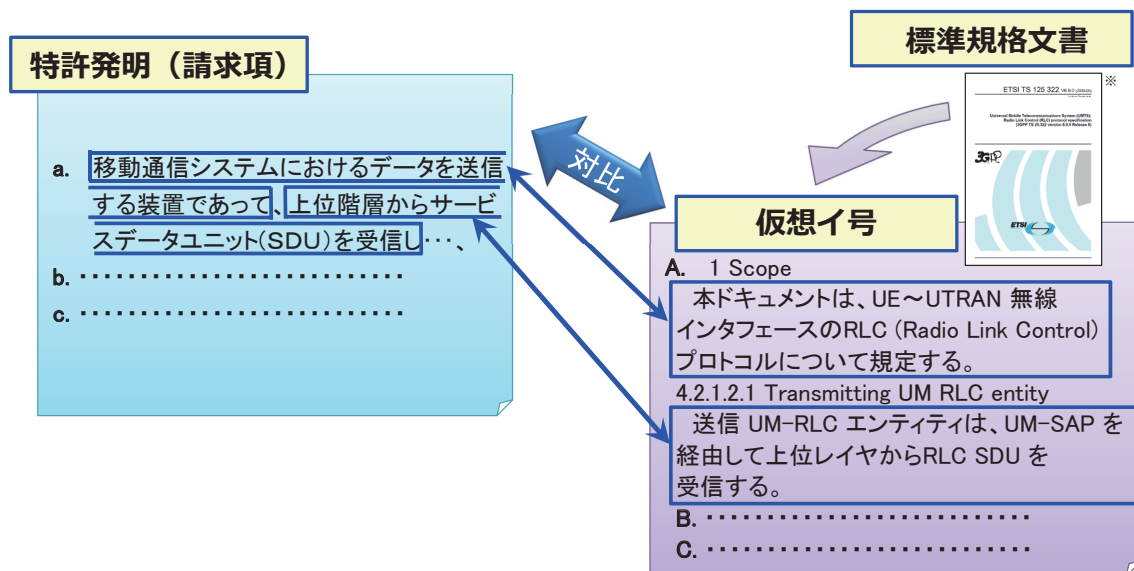
SEPを巡る環境変化によるライセンス交渉の当事者の多様化に伴い、特許の標準必須性の判断につき当事者間で見解の乖離などが生じているという状況を受け、特許庁は、標準必須性に係る判断のための判定の運用を明確化し、「標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き」を取りまとめて公表し¹、2018年4月1日から本運用を開始した。

その後、不正競争防止法等の一部を改正する

法律(平成30年5月30日法律第33号)の施行への対応と、ユーザーにとってより使いやすい運用とすることを目的として、2019年6月に本手引きを改訂し、同年7月1日以降に請求された案件に対して、改訂した手引きに基づく運用を開始した。

本運用は、審判合議体が、判定を求める特許発明と標準規格文書において不可欠とされる構成から特定した仮想イ号とを対比して判断を示すものであり、その判断内容によっては、特許発明の標準必須性についても判定書の理由において言及するものである。

2-1-18 図【標準必須性に係る判断のための判定のイメージ】



(出典) [3GPP TS 25.322 V6.9.0]

http://www.etsi.org/deliver/etsi_ts/125300_125399/125322/06.09.00_60/ts_125322v060900p.pdf
より特許庁が訳を作成



¹ https://www.jpo.go.jp/support/general/sep_portal/document/index/01.pdf

第2章

意匠における取組

近年、ビジネスのグローバル化と製品の同質化(コモディティ化)が進む中、デザインを重要な経営資源として活用する認識が高まっている。特にIoTの普及に伴いグラフィカルユーザーインターフェース(GUI)の果たす役割は大きく、また店舗等の外観や内装に特徴を持たせ、顧客集客量の向上やブランド構築を図る企業が増えている。さらに、一貫したデザインコンセプトに基づき、長期にわたりモデルチェンジを行う企業も増えている。

このようなIoT時代の新技術や企業の長期的なブランド戦略に十分に対応した意匠制度とし、かつ我が国企業が優れたデザインを迅速かつ効果的に権利化し、利益を正当に確保できるよう、国際調和も見据えながら、意匠制度・運用を見直し、品質の向上に向けて取り組む必要がある。

本章では、このような状況に対応するため、特許庁が実施してきた主な取組について紹介する。

1. 使いやすい意匠制度の実現に向けた取組

(1) 意匠審査基準の改訂

2019年5月17日「特許法等の一部を改正する法律(令和元年5月17日法律第3号)」が公布され¹、意匠法の保護対象に、画像、建築物、内装の意匠が新たに加わったほか、関連意匠制度の拡充など、大幅な改正が行われた。

これに対応する審査基準を整備するため、2019年7月から2020年1月にかけて全5回、意匠審査基準ワーキンググループ²を開催した。期間中、ユーザー団体等との意見交換や、改訂意匠審査基準案についてのパブリックコメントを実施した³。今般の改訂においては、上記の検討に加え、より参照しやすい審査基準とするべく構成や表現等を全面的に見直すこととした。改訂意匠審査基準は、2020年3月19日に特許庁HP上において公開した⁴。

(2) 意匠制度・意匠審査基準に関する説明会の開催

改正意匠法に対応する意匠審査基準の説明会を、2020年1月から2月にかけて全国8カ所(香川、広島、北海道、宮城、沖縄、石川、東京、福岡)で開催したほか、説明会の内容を収録した動画を特許庁HP上で公開した⁵。

1 「特許法等の一部を改正する法律(令和元年5月17日法律第3号)」

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/tokkyo/tokkyohoutou_kaiei_r010517.html

2 「産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 意匠審査基準ワーキンググループ」

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_wg/index.html

3 「意匠審査基準」改訂案に対する意見募集(令和元年12月11日)

https://www.jpo.go.jp/news/public/iken/191211_isho.html

4 「意匠審査基準の一部改訂について」(令和2年3月19日)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/shinsa_kijun/kaitei/200319_ishou_kaitei.html

5 「令和元年度 意匠審査基準説明会 意匠の審査基準及び審査の運用」

https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/isho_text_2019.html

※開催が予定されていた大阪、愛知、埼玉の3会場は、新型コロナウイルス対策のため開催が中止となった。



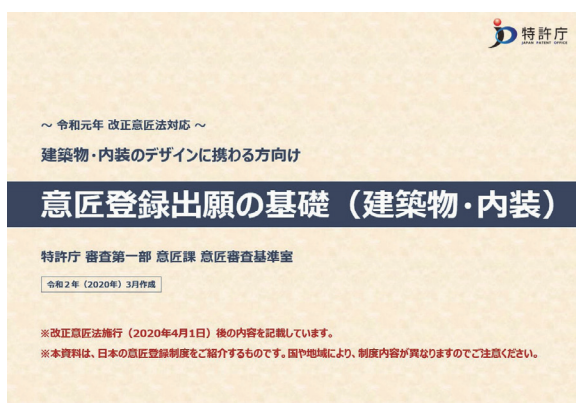
(3) 改正意匠法に対応する各種資料の整備

新たに意匠法の保護対象となった建築物や内装のユーザーに向けて、意匠制度や審査基準、出願方法等をまとめたテキストを整備したほか¹、「令和元年改正意匠法の運用に関するQ&A²」など、改正意匠法に対応するユーザー向けの資料を特許庁HP上で公開した。

(4) 日本意匠分類の改正

新たに意匠法の保護対象となった画像、建築物及び内装の意匠に関する分類を整備し、日本意匠分類を改正した。特に、画像に関する分類では、画像の用途や形態的な特徴に関する109のDタームを新設し、該当するDタームを複数付与可能とすることにより、画像の特徴についての横断的な検索を行えるよう整備した。

2-2-1 図【建築物・内装デザイナー向けテキスト】



2. 意匠審査の品質向上に向けた取組

(1) 品質管理に関する取組

意匠課及び意匠審査部門では、意匠審査の質の維持・向上を図るため、庁内に意匠審査品質管理委員会を設け、品質管理に関する各種施策の実施及び改善に取り組んでいる。

① 品質保証

案件の処理方針等の判断を均一にし、意匠審査の質の保証を図るため、審査官と決裁者間の協議を実施し、必要に応じて他の審査官へ協議内容を情報共有している。

また、審査官が行った審査の内容(審査の判断や通知文書の記載等)について、意匠審査部門の管理職が全件のチェック(決裁)を行っている。

② 品質検証

a. 品質監査

品質監査は、決裁後の案件からサンプルを抽出し、法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかとの観点で行っている。また、品質監査結果の分析及び評価により、意匠審査の質の現状把握と課題抽出を行い、関係部署と連携して課題解決を図っている。

1 「意匠登録出願の基礎（建築物・内装）」
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kenchiku-naiso-joho.html>
 2 「令和元年改正意匠法の運用に関するQ&A」
https://www.jpo.go.jp/faq/yokuaru/design/2019_kaisei_faq.html

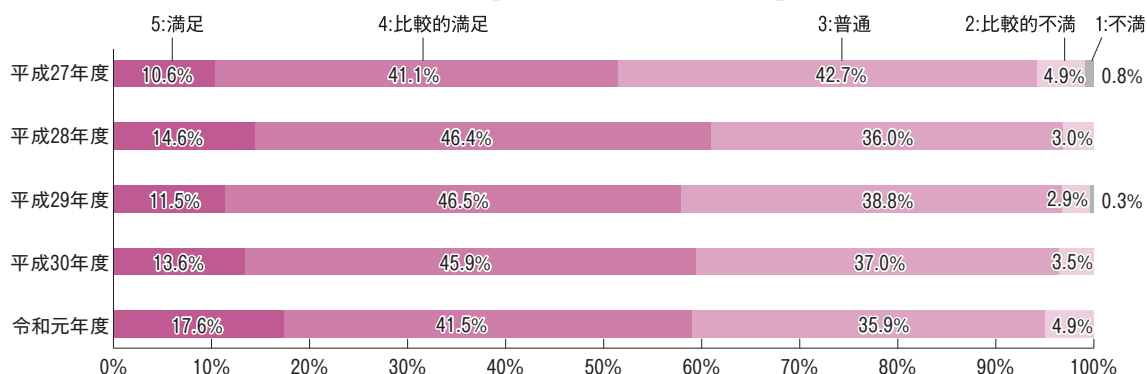


b.意匠審査の質に関するユーザー評価調査の実施

意匠審査の質全般及び特定の出願における審査の質について改善すべき点を明らかにし、審査の質の維持・向上のための施策に反映するべく、ユーザーからの評価、意見等をアンケート形

式で収集し、分析を行っている。2019年度は国内企業等349者を対象とし、59.1%から意匠審査全般の質の評価において「満足」、「比較的満足」との回答を得た。なお、調査対象者から率直な評価・意見を得るため無記名での回答を可能にしている。

2-2-2 図【ユーザー評価調査結果】



(2) 審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施状況・実施体制等について産業構造審議会知的財産分科会の下に設置した外部委員で構成される審査品質管理小委員会から客観的な評価を受け、それを審査の品質改善に反映している。2019年度は、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、本委員会において作成された評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた¹。

¹ https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitu_shoi/index.html



3. デザイン・意匠制度の活用促進

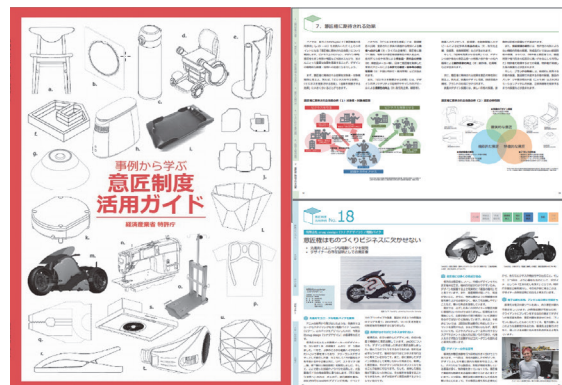
(1) 意匠制度の活用促進：「事例から学ぶ意匠制度活用ガイド」の発行

特許庁は、意匠制度の活用方法を具体的な事例を基に紹介した冊子「事例から学ぶ 意匠制度活用ガイド」を作成し、2017年7月に発行した。

本ガイドでは「意匠権に期待される効果」を切り口に事例を紹介している。意匠権に期待される代表的な効果としては、他社に模倣されないようにする効果や模倣品を排除する効果が挙げられる。他方、実際には、大企業、中小企業、デザイナー、大学・研究機関など様々な立場の意匠制度ユーザーが自身のビジネスなどの目的に応じ、意匠権の多様な効果に期待して意匠制度の活用を試みている。

例えば、意匠権に期待される効果を対象者・対象機関別に見ると、「ビジネスを守る効果」、「ビジネスを発展させる効果」、「組織を活性化させる効果」に大きく分けることができる。

このうち、「ビジネスを守る効果」には、登録意匠の公開、登録された事実の積極的な周知による他者へのけん制(対：ライバル企業等)、意匠権に基づく警告、税関での意匠権侵害物品の輸入差止め、裁判所での紛争処理による模倣品・類似品の排除(対：模倣品メーカー等)、日本で



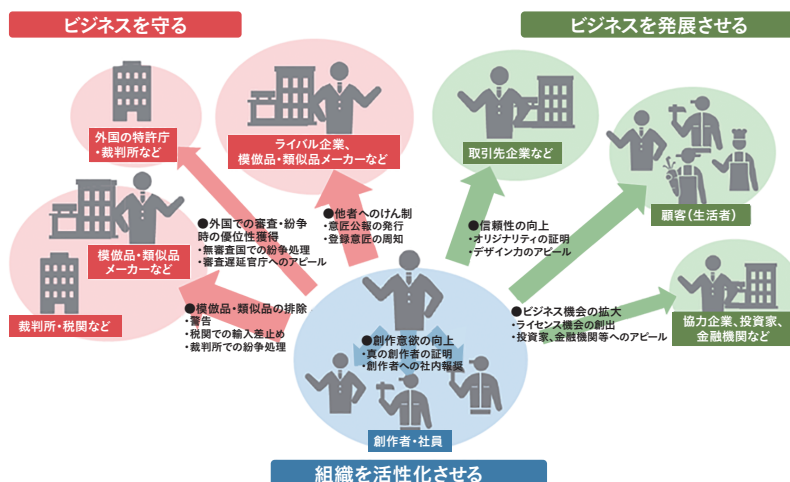
意匠権を取得した事実のアピールによる外国での審査・紛争時の優位性獲得(対：外国の特許庁・裁判所等)などが含まれる。

また、「ビジネスを発展させる効果」には、デザインのオリジナリティの証明やデザイン力のアピールによる信頼性の向上(対：取引先企業、顧客等)、他者へのライセンス、投資家・金融機関等へのアピールによるビジネス機会の拡大(対：取引先企業、投資家、金融機関等)などが含まれる。

そして、「組織を活性化させる効果」には、デザインの創作者名の意匠公報への掲載や創作者への社内報奨による創作意欲の向上(対：創作者、社員等)などが含まれる。

本ガイドは、特許庁ウェブサイトに掲載しているので、詳細はそちら¹を確認されたい。

2-2-3 図 【意匠権に期待される効果の例】



1 https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907_jirei_katsuyou.html



4. 意匠関連情報の整備・提供

特許庁は、意匠制度ユーザーの利便性向上のため、意匠審査基準等の整備、意匠審査における判断内容の明確化、意匠審査スケジュールの公表、意匠公知資料の公開といった、意匠審査に関連する情報提供の拡充に努めている。

(1) 意匠関連情報の整備

①「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」

意匠登録出願時の願書及び図面の記載方法について解説した手引きを特許庁ウェブサイトで公表しており¹、意匠審査基準の一部改訂に則し、内容を更新した。また、令和元年の意匠法改正に伴い、画像や建築物、内装の意匠等、新たな保護対象に対応するため、全体の記載を見直した。

②「意匠の新規性喪失の例外規定についてのQ&A集」

意匠の新規性喪失の例外規定の適用に係る運用に関して、適用を受ける際の手続き全般にわたってよく寄せられる質問とその回答をとりまとめ、特許庁ウェブサイトで公表している²。

③「意匠審査便覧」

審査実務における手続的事項をまとめ、特許庁ウェブサイトで公開している³。「特許法等の一部を改正する法律⁴」の施行等に則し、記載内容を更新した。

④「部分意匠の関連意匠登録事例集」

部分意匠の出願のうち、本意匠と関連意匠として登録されたものの中から、意匠の類否判断の参考となる事例集を作成し、特許庁ウェブサイトで公表している⁵。

(2) 意匠審査における判断内容の明確化

特許庁は、意匠制度ユーザーからの審査判断内容の明確化の要望に応えるべく、2004年10月から、一部の拒絶理由通知書(意匠法第9条第1項(先願)に該当する場合)については、出願意匠と引用意匠との類否判断の理由を簡潔に記載する運用をとっている。また、意匠法第3条第1項第3号(新規性)に該当する場合についても、拒絶理由通知書への判断理由の付記を行っている。また、加えて、他の出願意匠との対比判断を伴う拒絶理由通知(意匠法第9条第2項、第10条第1項)についても、出願意匠の特徴点と引用意匠又は他の出願意匠との共通点及び差異点並びに判断理由を分かりやすく記載するよう運用の対象を拡大し、審査判断の明確化に努めている。

他方、登録された意匠については、審査判断や意匠権の効力範囲の明確化に資するべく、審査官が新規性や創作非容易性等を判断する上で参考とした資料を「参考文献」として従来から意匠公報へ掲載している。この参考文献情報を意匠公報の発行前に出願人へ伝えることが、戦略的な意匠権活用を検討する上での一助となり得ることから、登録査定に参考文献情報を記載した通知書を添付することで、意匠公報に掲載する参考文献情報を事前に通知する運用を行っている。さらに、2016年4月11日から、審査において先行意匠調査(サーチ)を行った日本意匠分類の情報を記載した通知書を、登録査定に添付する運用を開始している。登録された意匠の審査・審判書類は、J-PlatPat上で照会可能である。

1 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/h23_zumen_guideline.html

2 <https://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/document/index/ishou-reigai-qa.pdf>

3 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyau_binran/index.html

4 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/isyau_binran/kaitei.html

5 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/bubun_isyau.html



(3) 意匠審査スケジュールの公表

意匠制度ユーザーが意匠登録出願する際の参考となるよう、特許庁ウェブサイトにおいて「意匠審査スケジュール¹」を公表している。意匠審査スケジュールは、所定の出願年月に出願された意匠登録出願の審査予定時期を意匠分類ごとに示したもので、四半期ごとに審査終了情報の追加等の更新を行っている。この意匠審査スケジュールを参照することによって、出願人は自らの意匠登録出願の審査結果がどの時期に届くか知ることができ、効果的なタイミングでの権利化が可能となる。

(4) 意匠公知資料の公開

特許庁では、意匠審査における新規性及び創作性の判断のために、国内外の図書、雑誌、カタログ、インターネット等から新規な製品の意匠を抽出して、書誌的事項と製品の写真や図表等を電子化したものを意匠公知資料として整備し、主要な審査用資料としている。これらの意匠公知資料を一般公開することにより、企業等における先行意匠調査や意匠権調査のほか、新たなデザイン開発を行う際の参考資料として利用される等、我が国における、より一層独創的で付加価値の高いデザインの創作を促す効果が期待できる。そのため、特許庁が電子化した意匠公知資料を対象として著作物利用許諾を得る事業を2007年度から開始しており、利用許諾を得た意匠公知資料に関しては、J-PlatPat等を通じて広く一般公開している。

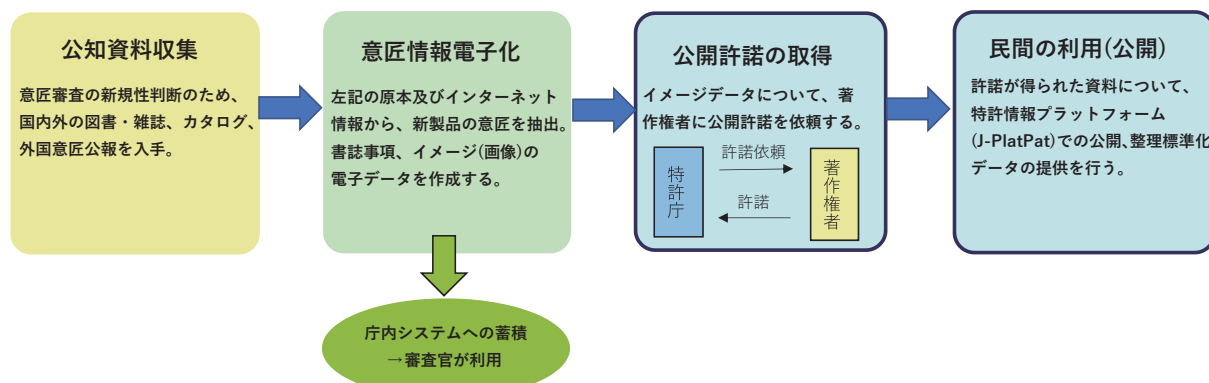
2-2-4 図【特許庁ウェブサイトに掲載されている意匠審査スケジュールの例】

平成30年度意匠審査スケジュール

平成30年4月
意 匠 課

[illegible]

2-2-5 図【意匠公知資料の収集と公開の概要】



1 https://www.ipo.go.jp/system/design/shinsa/status/document/ishoto/isyou_schedule_j.pdf



5. 出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用

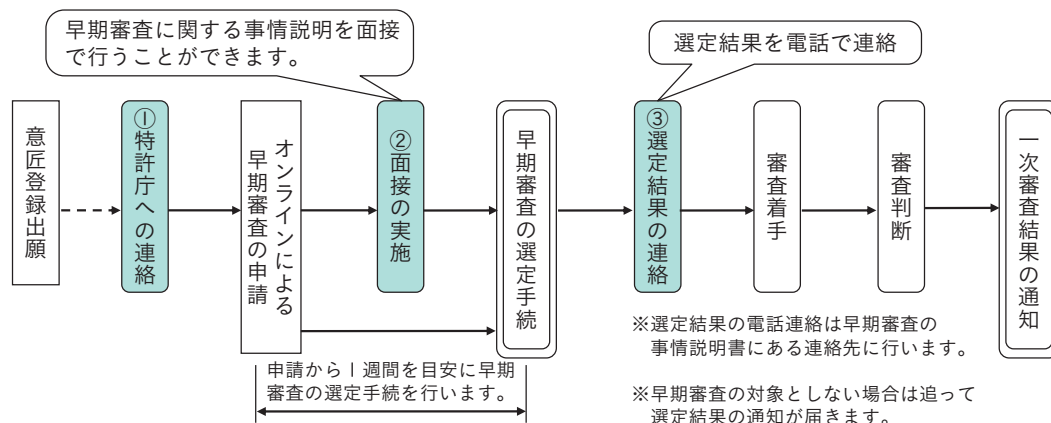
意匠登録出願に関する早期審査¹は、(i)権利化について緊急性を要する実施関連の意匠登録出願や、(ii)外国にも出願している意匠登録出願を対象としている。また、2011年8月からは、東日本大震災による被害を受けた企業等の意匠登録出願についても早期審査の対象としている。これらの出願については、早期審査の申請から3.5か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2019年は、早期審査の申請は218件であり、申請から一次審査通知までの期間

は平均1.7月であった。

また、模倣品が発生した場合に意匠権による早期の対策を図ることができるよう、模倣品対策に対応した早期審査制度の運用を行っている。

この運用では、出願手続に不備のない出願であれば、早期審査の申請から1か月以内に一次審査結果を通知することを目標としている。2019年は、模倣品対策に対応した早期審査の申請は24件であり、申請から一次審査通知までの期間は平均0.5月であった。

2-2-6 図【「模倣品対策に対応した早期審査制度」の概要】



模倣品が発生したことを要件とする早期審査は申請から1ヶ月以内に一次審査結果の通知を行います。

¹ 申請手続等その他詳細については、以下ウェブサイト参照
<https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/isyousoukisinri.html>



第3章

商標における取組

昨今、経済のグローバル化や、インターネットの急速な普及等による商品や役務の販売戦略の多様化、我が国産業の競争力強化の観点から、商標が果たすべき役割が大きくなってきている。また、経済社会や商取引を取り巻く環境が目まぐるしく変化することにより、商標を取り巻く状況は日々変化している。特許庁では、そうした実情に対応し、適切な商標の保護や制度利用者の利便性向上のため、様々な取組を行っている。

本章では、1.商標の早期権利化ニーズに応えるための制度、2.商標審査基準及び審査便覧の改訂、3.商品・役務の分類に関する取組、4.商標の国際登録制度に関する取組、5.地域団体商標に関する取組、6.商標審査の品質管理について紹介する。

1. 商標の早期権利化ニーズに応えるための取組

近年の商標登録出願の急増に伴い、審査期間が長期化している(第1部第1章4. (1)参照)。審査期間の長期化は商標権取得の遅れにつながり、円滑な事業活動に支障をきたすおそれや、模倣品対策に遅れを生じさせるおそれがある。

特許庁では、商標の早期権利化ニーズに応えるため、商標審査体制の強化・効率化に取り組み、また、一定の要件を満たす出願について通常よりも早期に審査を実施すべく、商標早期審査、ファストトラック審査を実施している。

(1) 審査体制の強化・効率化

商標出願の増加による審査待ち案件を削減し、審査期間の長期化の解消を早期に図るため、審査体制の強化及び効率化に資する取組を行っている。

審査体制の強化の面では、商標審査に求められる専門知識・経験を有する有用な人材を、任期を限って民間から登用することとし、2020年度は10名の任期付職員(任期は採用日から5年間)を採用した。

審査効率化の面では、民間調査者が有する商標登録出願に関する調査能力及びその活用可能性を実証するため、「商標における民間調査者の活用可能性実証事業」を開始し、民間調査者が作成した調査報告書を利用することによる商標審査の効率化に関する検証を実施している。

(2) ファストトラック審査

特許庁では、商標の早期権利化ニーズに応えるための施策として、「ファストトラック審査」の試行を行っている¹。これは、次の要件を満たした出願について、通常よりも早く審査するという試みである。

〔要件1〕出願時に、次のいずれかに掲載されている商品・役務のみを指定している出願。

- ①類似商品・役務審査基準
- ②商標法施行規則の別表
- ③商品・サービス国際分類表

〔要件2〕審査着手前に、指定商品・指定役務に関する自発的な補正が行われていない出願。

¹ ファストトラック審査の詳細については以下ウェブサイトを参照されたい。
https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/fast/shohyo_fast.html



対象となる案件は特許庁で機械的に抽出を行うため、申請手続及び手数料は不要となる。

指定商品・指定役務の記載に問題がないことが明らかな出願について、通常より早く審査を行うという形で優遇することにより、明確な指定商品・指定役務による出願が増え、審査負担の軽減につながることを期待される。

ファストトラック審査については、2018年10月1日以降、対象案件について通常より約2か月早く審査を行う運用を試行してきたが、2020年2月の出願からは、出願から約6か月で審査を行う運用に変更した(2-3-1図)。

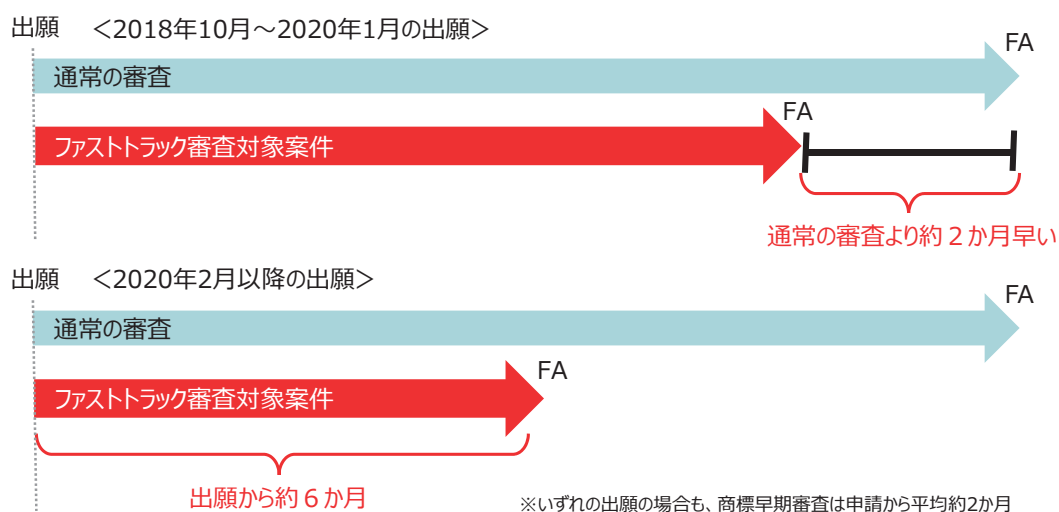
これによって、ファストトラックの対象となった出願人は、通常出願の審査期間によらず一次審査通知までの期間が予測できるため、事業計画が立てやすくなる効果が期待される。

(3) 商標早期審査

特許庁では、一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う商標早期審査を実施している¹。

商標早期審査は、「出願商標を既に使用していること」²を共通の条件とする3つの要件(2-3-2図)のいずれかに該当する出願が対象となり、対象として選定されれば、申請から平均2か月ほどで最初の審査結果が通知される。

2-3-1 図【審査期間のイメージ】

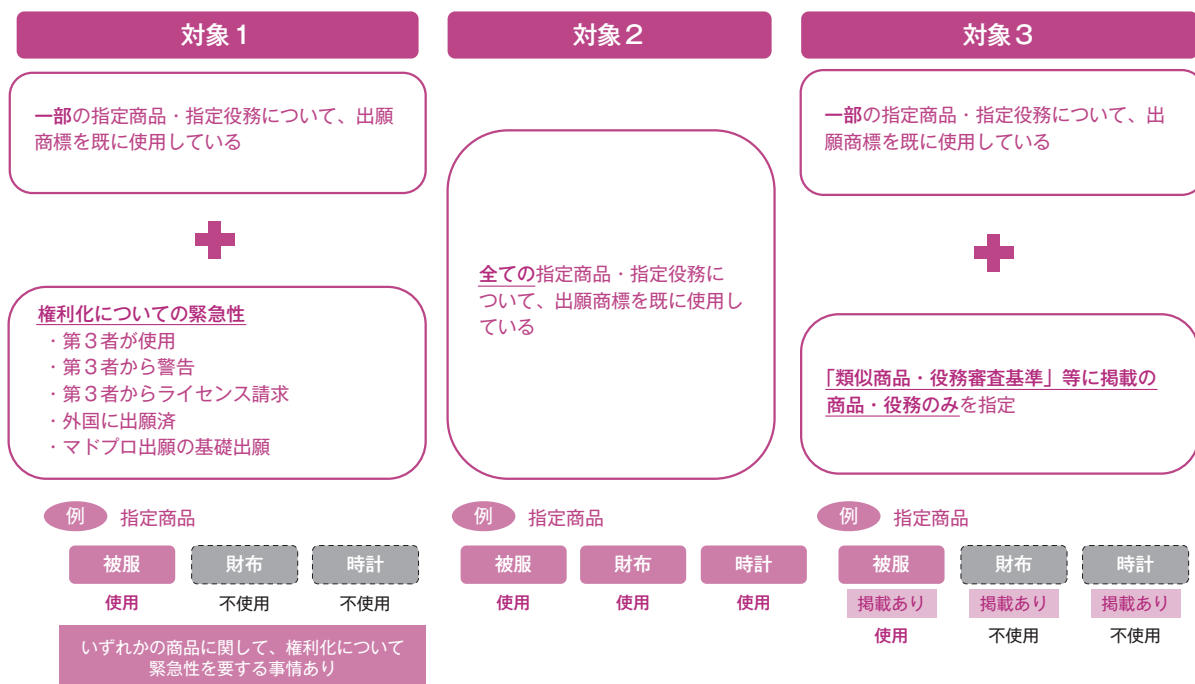


1 商標早期審査の制度や手続の詳細については以下ウェブサイトを参照されたい。
商標早期審査・早期審理の概要 <https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/shkouhou.html>

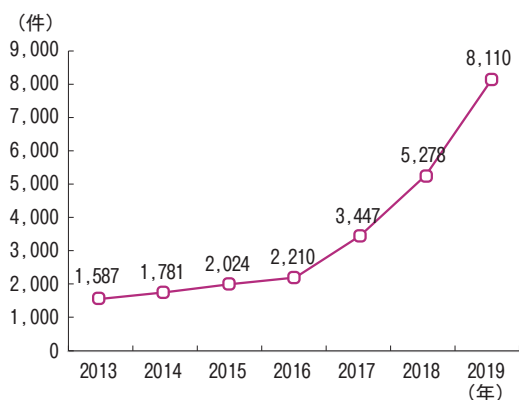
2 使用の準備を相当程度進めている場合も含まれる。



2-3-2 図【早期審査の対象となる出願】

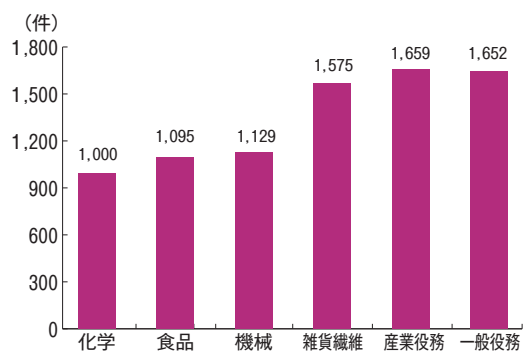


2-3-3 図【早期審査の申請件数の推移】



(備考) 早期審査の申請件数は、「早期審査に関する事情説明書」が提出された出願の件数である。

2-3-4 図【産業分野別申請件数（2019年）】



(備考) 産業分野は、商品・サービスの国際分類を以下のとおり6つの分野に分けたものである。

化学：1類～5類 食品：29類～33類 機械：6類～13類、19類

雑貨繊維：14類～18類、20類～28類、34類

産業役務：35類～40類、一般役務：41類～45類

2. 商標審査基準及び審査便覧の改訂

(1) 2019年度商標審査基準及び審査便覧の改訂

2019年度は、ユーザーの利便性向上及び権利範囲の明確化の観点から、企業が店舗の外観・内装や複雑な物品の形状をより適切に保護することができるよう、立体商標を出願する際の願書への記載方法についての見直しを行い(商標法施行規則の改正)、それを踏まえて商標審査基準において立体商標に関する商標法第3条、第4条及び第5条等の改訂を行った。上記の審査基準の改訂を受けて、商標審査便覧においても、主として立体商標に関する事項の改訂を行った。

(2) 改訂の概要

① 商標審査基準について

(ア) 現行審査基準の立体商標の項を論点ごとに整理するとともに、店舗の外観・内装に係る立体商標の事例を追加した(商標法第3条第1項柱書)。

(イ) 商品等の形状からなる立体商標の識別力の審査について、商標審査便覧に記載されている判断基準を追記した。また、建築、不動産等を指定役務とする場合に、立体商標の形状が建築物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎないときは識別力無しとする判断について、建築物の形状に「内装」の形状を含むことを追記した(商標法第3条第1項第3号)。

商標法第3条第1項第3号に該当しない店舗等の形状からなる立体商標についても、上記3号と同様の趣旨から必要な修正を行った(商標法第3条第1項第6号)。

(ウ) 立体商標における出願商標と使用商標との同一性判断において、商標を構成しない部分を考慮しないことを追記した(商標法第3条第2項)。

(エ) 立体商標の類否判断において、商標を構成

しない部分を除いて、商標全体として考察すること、及び位置商標との類否関係を追記した(商標法第4条第1項第11号)。

(オ) 出願時に著名となっている、他人の建築物の「内装」の形状及び建築物に該当しない店舗等の形状は、出所の混同を生じるものと判断することを追記した(商標法第4条第1項第15号)。

(カ) 商標の詳細な説明の記載による立体商標の特定の考え方について、新しいタイプの商標に準じて整理し、店舗の外観・内装に係る立体商標の事例を追加した(商標法第5条第5項)。

(キ) 立体商標の要旨変更について、新しいタイプの商標に準じて整理した(商標法第16条の2)。

② 商標審査便覧について

主として以下の改訂を行った。

(ア) 「立体商標の願書への記載について(49.01)」の新設

審査便覧41.100.02の内容を見直し、立体商標に係る出願手続等に関する規定を追記し、番号を変えて新設した。

(イ) 「立体商標の識別力に関する審査の具体的な取扱いについて(49.02)」の新設

審査便覧41.103.04の内容を見直し、店舗等の外観・内装に係る例や説明を追記し、番号を変えて新設した。

(ウ) 「店舗等の外観又は内装の立体的形状に係る立体商標の類否判断について(49.03)」の新設

店舗等の外観又は内装の立体的形状に係る立体商標について、類否判断の考え方や類似又は非類似と判断される例などを掲載した。

3. 商品・役務の分類に関する取組

(1) ニース協定に基づく国際分類の変更に 関する取組

①ニース協定とは

「1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーヴで改正され並びに1979年10月2日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定(ニース協定)」は、商標における商品及び役務の国際的に共通な分類(国際分類)を採用することを目的に締結された協定であり、締約国に国際分類の採用を義務づけている。我が国は、1990年2月20日に本協定に加入し¹、サービスマーク登録制度が導入された1992年4月1日からこの協定に基づく国際分類を主たる体系として使用している。

ニース協定の加盟国は、2020年4月現在88の国・地域に及び、また、ニース協定による国際分類は、未加盟国も含めて150以上の国及びWIPO、EUIPO等の政府間機関により使用されている。

②ニース協定に基づく国際分類の変更

国際分類の変更は、ニース協定に規定された専門家委員会²が行っており、a. 類の変更又は新たな類の設定を伴う「修正」³と、b. 注釈を含む類別表の変更、アルファベット順一覧表の商品又は役務の追加、削除、表示の変更等からなる「その他の変更」⁴がある。

2020年1月1日発効の国際分類第11－2020版は、2019年5月にWIPOで開催された、専門家委員会第29回会合において決定された「その他の変更」を反映したものである。

【国際分類第11－2020版における主な追加】⁵

第3類「脱脂綿に浸み込ませた化粧落とし

剤」(cotton wool impregnated with make-up removing preparations)

第30類「昆布茶」(kelp tea)

第36類「インターネットを介して行う事業プロジェクトの資金調達を目的とする出資・融資の募集・仲介・取次(クラウドファンディング)」(crowdfunding)

(2) WIPO・Madrid Goods & Services Manager(MGS)における協力

「Madrid Goods & Services Manager (MGS)」とは、マドリッド協定議定書に基づく国際出願においてWIPOで認められる商品・役務表示を集めたデータベースである。

特許庁は、これまでWIPOに対し、MGSに掲載の商品・役務表示の日本語訳や採否情報に加え、我が国が用いている類似群コード情報についても提供してきた。

我が国のユーザーは、マドリッド協定議定書に基づく国際出願をする際に、我が国が採用する類似群コードを使用してWIPO及び主要なマドリッド協定議定書加盟国で認められる英語の商品・役務表示を調査することが可能になっている。

(3) 日韓両庁の協力プロジェクト：日韓類似群コード対応表の作成・公表

①日本国特許庁における類似群コードについて

出願された商標が、他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、かつ、出願に係る指定商品又は指定役務が同一又は類似のものである場合は、商標登録を受けることはできない(商標法第4条第1項第11号)。

特許庁では、出願された商標が拒絶理由に該当するか否かを審査するに当たり、出願された

¹ 当時は国際分類を副次的な体系(標章の登録に関する公文書及び公の出版物(例：商標公報、商標登録原簿)に国際分類の類の番号を併記し、文献の検索等において国際分類を補完的に使用すること。)として使用していた。

² 2010年までは版の改正に合わせて5年に1度の開催であったが、2012年以降は、頻繁に変更する商品・サービス表示をニース国際分類に反映するために毎年開催している。

³ 5年に1度の版の更新時に反映される。次回は2022年発効予定の第12版に反映予定。

⁴ 毎年発効する新追加版に反映される。

⁵ https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kokusai_bunrui/kokusai_bunrui_11-2020.html



商標の指定商品又は指定役務と他人の登録商標の指定商品又は指定役務との類否を「類似商品・役務審査基準」（約6,300件の商品及び役務を掲載）に基づいて判断している。

この「類似商品・役務審査基準」は、生産部門、販売部門、原材料、品質等において共通性を有する商品、又は提供手段、目的若しくは提供場所等において共通性を有する役務をグルーピングしたものであり、各グループの商品又は役務には、数字とアルファベットの組合せからなる5桁の共通コードである「類似群コード」が付されている。

審査実務上、同じ類似群コードが付された商品及び役務については、原則として互いに類似する商品又は役務と推定される。

②日韓類似群コード対応表の作成・公表について

日本国特許庁と韓国特許庁は、両庁の合意に基づき、日韓両庁が商標審査においてそれぞれ使用している類似群コードの対応関係を示す「日韓類似群コード対応表」（以下「対応表」という。）を作成する協力プロジェクトを推進している。

日本国特許庁は、2019年9月、ニース国際分類[第11-2019版]・IDリスト・MGSに対応した対応表を作成し、日本国特許庁のウェブサイトにおいて公表した¹。

対応表を活用することにより、我が国及び韓国のユーザーは互いの国に商標登録出願する際の出願前サーチ等の参考にすることができ、審査結果の予見性が向上し、出願の適正化を図ることができる。

(4)日台類似群コード対応表の作成・公表

（公財）日本台湾交流協会と台湾日本関係協会が、日本と台湾のそれぞれの商標審査で使用されている類似群コードの対応関係を示す一覧表「日台類似群コード対応表」を2019年に引き続き作成・公表することは、日台双方の出願人の商標権の迅速な取得に資するとの認識で一致したことを受けて、日本国特許庁は、2020年1月、ニース国際分類[第11-2020版]に対応した日台類似群コード対応表を作成・公表した²。

1 https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/jpo_kipo_tougou_j_1909.html

2 https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/kokusai/jpo_tipo_ruiji2020.html



4. マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度¹に関する取組

(1) 未加盟国等への加盟支援及び周知活動

2020年3月14日、我が国が「マドリッド協定議定書」に加盟して20周年を迎えた。特許庁は、これまで、国内における商標の国際登録制度の普及のほか、WIPOとも連携して、ASEAN各国の加盟の促進及び加盟国の制度運営の円滑化に貢献

している。2019年度も以下の取組を実施することにより、我が国がマドリッド協定議定書に加盟した際の経験や同議定書に基づく商標の国際登録制度の効果的活用に係る知見等を伝えるとともに、各国の加盟に向けた進展や課題等についての情報交換に努めている。

- 2019年 7月 未加盟国を中心とする招へい研修「マドリッド協定議定書加盟支援コース」(バングラデシュ、ブラジル、チリ、ミャンマー、ネパール、パキスタン、ペルー、スリランカ、ジンバブエ)
 9月 加盟国タイへ特許庁職員を派遣しマドリッド制度実務研修を実施
 11月 加盟国を中心とする招へい研修「商標実体審査コース」(インド、マレーシア、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、ブラジル、チリ、ペルー、サウジアラビア、カメルーン、エジプト)
 2020年 2月 マドブローリジョナル会合へ特許庁職員を派遣し講義を実施(加盟国(アフガニスタン、ブータン、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、モンゴル、シンガポール、タイ、ベトナム)、未加盟国(バングラデシュ、ミャンマー、パキスタン、パプアニューギニア、スリランカ)及びWIPO等が参加。マレーシアで開催。)

(2) 国内における周知活動

2019年11、12月に、特許庁主催の知的財産権制度説明会(実務者向け)において「商標の国際登録制度(マドリッド制度)について(手続編)ー国際登録願書(MM2)の書き方と、その後の手続についてー」と題した説明を東京、大阪、名古屋、福岡の4都市で実施し、本国官庁としての日本国特許庁に対する手続を中心に、制度の概要やWIPO国際事務局に対する手続についての説明を行った。同説明会においては、国際登録制度の

出願実務を理解するためのテキストを配布した²。

このような説明会とは別に、業界団体や企業、代理人とのコミュニケーションを図り、商標の国際登録制度の利便性や利用状況について意見聴取をするとともに、同制度に関する手続の疑問点等について説明することで、その普及に努めている。

また、同制度の要点をまとめたパンフレット「商標の国際登録制度活用ガイド」を作成・配布した³。



パンフレット
「商標の国際登録
制度活用ガイド」



商標実体審査コース (2019年11月)

¹ 国際登録制度の概要：締約国の一国の官庁（本国官庁）に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国官庁（指定国官庁）を指定した願書を、本国官庁を通じてWIPO国際事務局に国際登録出願する。かかる国際登録出願は、WIPO国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、WIPO国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1年又は各国の宣言により18か月（我が国は18か月）以内に拒絶の理由を通報しない限り、上記指定国において保護を受けることができる。

² <https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/tetuzuki/madopro-jitsumu-text.html>

³ <https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/panhu.html>



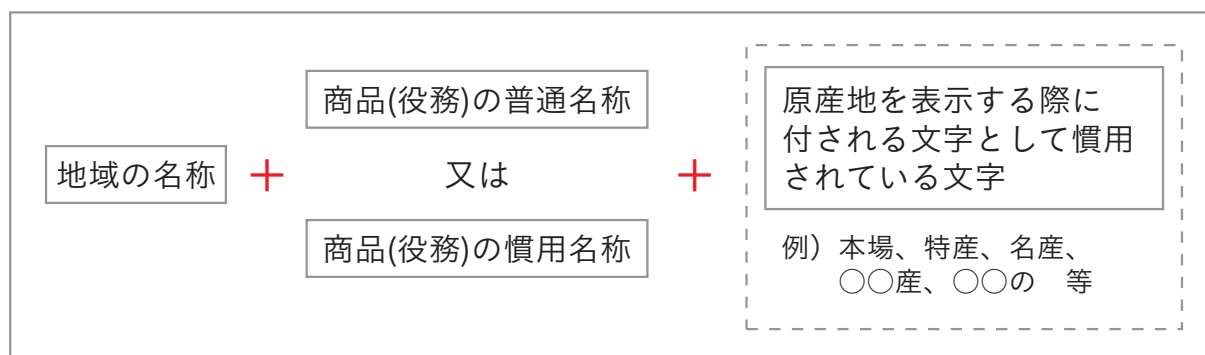
5. 地域団体商標に関する取組

(1) 地域団体商標制度とは

地域名と商品(サービス)名を組み合わせた地域ブランドを、商標権で適切に保護するため、2005年に商標法が一部改正され、2006年4月に地域団体商標制度が施行された。この制度は、地域の事業者団体による積極的な活用によって、地域経済の持続的な活性化につなげることを目指し、導入されたものである。これにより、全国的な知名度を獲得した場合を除き、商標登録す

ることができないものとされていた地域名と商品(サービス)名とを組み合わせた商標を、地域団体商標としてより早い段階で商標登録することが可能となり、模倣品を排除することができるようになった。商標登録された地域団体商標を有効に活用し、ブランド管理を徹底すること等によってブランド力を高めることで、発展段階の地域ブランドが全国的に認知されるブランドへと成長していくこと、そして、地域活性化につながっていくことが期待されている。

2-3-5 図【地域団体商標の構成】



(2) 地域団体商標の登録状況

地域団体商標の登録は、2020年3月末までに679件が登録されている。分野別に見ると、「工芸品・かばん・器・雑貨」86件、「食肉・牛・鶏」64件、「野菜」64件、「織物・被服・布製品・履物」

63件、「加工食品」71件と、工業製品や農林水産品、加工食品の登録が多い(2-3-6図参照。)

登録件数を都道府県別に見ると、京都府が67件と圧倒的に多く、兵庫県、北海道、石川県、岐阜県と続く(2-3-7図参照。)

2-3-6 図 地域団体商標の産品別登録内訳一覧表

産品別登録内訳一覧表 登録数^{※1} 679 件

2020年3月31日時点

野菜 64 件	米 10 件	果実 50 件	食肉・牛・鶏 64 件
水産食品 49 件	加工食品 71 件	牛乳・乳製品 6 件	調味料 17 件
菓子 15 件	麺類・穀物 17 件	茶 27 件	酒 13 件
清涼飲料 1 件	植物 5 件	織物・被服・布製品・履物 63 件	工芸品・かばん・器・雑貨 86 件
焼物・瓦 29 件	おもちゃ・人形 16 件	仏壇・仏具・葬祭用具・家具 40 件	貴金属製品・刃物・工具 9 件
木材・石材・炭 15 件	温泉 46 件	サービスの提供(温泉を除く) 28 件	産品別の累計数 ^{※2} 741 件

(備考) 一登録案件で複数の産品を指定している案件があるため、登録数^{※1}と産品別の累計数^{※2}は異なる。

(資料) 特許庁作成

2-3-7 図 地域団体商標の都道府県別登録内訳一覧表

都道府県別登録内訳一覧表 登録数※1 679 件

2020年3月31日時点

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県
34 件	11 件	6 件	6 件	11 件	11 件	9 件	4 件	8 件	9 件
埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	長野県	山梨県	静岡県	愛知県	岐阜県
8 件	16 件	20 件	9 件	13 件	9 件	7 件	27 件	19 件	30 件
三重県	富山県	石川県	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
15 件	12 件	34 件	18 件	12 件	67 件	11 件	38 件	11 件	13 件
鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	香川県	徳島県	高知県	愛媛県	福岡県
6 件	9 件	9 件	15 件	10 件	5 件	6 件	5 件	12 件	20 件
佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	海外	都道府県別の累計数※2	
7 件	9 件	14 件	12 件	7 件	16 件	18 件	3 件	681 件	

(備考) 一登録案件で複数の都道府県にまたがる案件があるため(栃木、茨城:「本場結城紬」、東京、埼玉:「江戸木目込人形」)、登録数※1と都道府県別の累計数※2は異なる。
(資料) 特許庁作成

(3) 地域団体商標の普及啓発・利活用促進のための取組

特許庁では地域団体商標制度の周知を図るため、2005年度から、制度の概要や審査・運用について、全国で説明会を実施している。あわせて、同制度の概要等について説明したパンフレットを配布し、利用者への制度の周知及び利用促進を図っている。

2020年3月には、地域団体商標制度の更なる普及と活用事例の横展開を促すため、地域団体

商標を活用している団体の最新事例を「地域ブランド10の成功物語」として紹介するとともに、「地域ブランド化とは何か」、「地域ブランドの意義と作り方」、「地域団体商標としての権利化の方法」、「地域団体商標の出願相談や外国出願補助金などの支援施策」等を掲載した冊子「地域団体商標ガイドブック」を作成し、説明会等の参加者や、各都道府県、市区町村、商工会・商工会議所、観光協会、地域団体商標を保有する団体等に配布し、対外的に広く普及活動を行っている。



地域団体商標制度パンフレット



「地域団体商標ガイドブック」

また、特許庁では地域団体商標制度の普及と地域団体商標産品(サービス)のブランド力向上を目的として「地域団体商標マーク」を策定している。

地域団体商標マークは、「地域の名物」が地域団体商標として特許庁に登録されていることを示す証として、183の団体に活用いただいている(2020年3月末時点)。

本マークは、原則、地域団体商標を保有する

団体、団体の構成員及び団体から地域団体商標の使用許諾を受けた者のみが使用できるため、マークの有無による、第三者産品(サービス)との差別化に役立つとともに、商品のパッケージや印刷物、イベントの際等に、地域ブランドとして特許庁に登録されていることをPRするツールとして活用することで、第三者による商標権侵害を未然に防止する効果が期待される。



＜地域団体商標マーク＞

全体のデザインはシンプルに、昇る日の丸、日本地図により日本を感じさせ、「国のお墨付き」であることを想起させるデザインとした。

「Local Specialty」の文字は、「**地域の名物**」を意味し、北から南まで、全国各地の地域団体商標を表している。

さらに、特許庁では、地元の学生と地域団体商標の権利者がチームを組み、地元の学生が地域団体商標の権利者への取材を通じて、その魅力等を「Instagram® (インスタグラム)」で発信し、今後のビジネス展開等についても発表する「地域ブランド総選挙」を2017年度に九州地域で、2018年度に東海・北陸地域で、2019年度に東北地域で開催した。2020年度は東京で「全国地

域ブランド総選挙」の開催を予定している。

学生と地域団体商標の権利者とのコラボレーションにより地域団体商標の魅力をPRする機会を創出することで、一般消費者及び地域団体商標の取得を検討している団体への制度普及、並びに、地域団体商標の更なる活用促進を図るとともに、地域団体商標の活用を通じた地域経済の持続的な活性化に繋がることが期待される。



2019 年度開催「東北地域ブランド総選挙」
学生たちによる発表の様子



2019 年度開催「東北地域ブランド総選挙」
受賞チーム集合写真

～地域団体商標を取得し、 歴史ある地域ブランドを守り抜いていく～

■商 標：九谷焼(登録番号：第5027414号)

■権利者：石川県九谷陶磁器商工業協同組合連合会

■指定商品又は役務：石川県旧九谷村に由来する製法により石川県加賀地域において製造された陶磁製のきゅうす・コップ・杯・皿・茶わん・徳利・鉢・湯飲み・わん・つぼ・花瓶及び水盤・香炉

(1) 市場に出回る模倣品…、ブランドと作り手を守るため地域団体商標取得へ

「九谷焼」と言えば鮮やかな色彩で見る者を魅了する、日本を代表する磁器。国内外で人気が高い一方で、それゆえに市場では常に模倣品が出回り、さらに中国においては無関係の第三者が「九谷焼」の商標登録をしていたため「九谷焼」の名で販売できないという被害も受けていた。こうした状況を危惧した石川県九谷陶磁器商工業協同組合連合会は、消費者に本物の「九谷焼」を安心して買ってもらえるように、そして正しく技術を学び作品を焼き続けている作り手を守るために、2007年1月に「九谷焼」の地域団体商標を取得した。

また、2009年には、地域団体商標を更に効果的に活用していくために金・銀2種類の「商標シール」を制定した。これは同連合会の構成組合員のみで使用が許されるもので、金シールは「製品の素地が石川県内で生産されたもの」、銀シールは「製品の素地が石川県以外で日本国内産のもの」に貼ることができる。これにより他産地で作られた製品との明確な差別化を図ることができ、流通業者や一般消費者も正規品と模倣品を簡単に見分けられるようになった。

また、地域団体商標取得・活用とあわせて、各地で展示会を行うたびに来場者に正しい知識

を持ってもらえるよう九谷焼の特徴を説明するなど地道なPR活動も実施した。こうした取り組みが功を奏して、「九谷焼」の正しい認識が広まり、現在「九谷焼」の模倣品は大幅に減少した。

(2) ブランドを守り、未来へチャレンジする体制を強化する

「九谷焼」に対して「高価なもので、普段の暮らしにはなかなか使えない」というイメージを持っている人は多くいる。しかし近年は、若手の作家による新しい「九谷焼」が誕生している。「九谷五彩」による華やかな色彩や、「花詰」「盛」と呼ばれる「九谷焼」ならではの画法を用いながらも毎日の暮らしに取り入れられる器や、ウルトラマンなどのキャラクターをモチーフとした作品も数多く登場している。これまで「九谷焼」に興味関心のなかった消費者との接点となり、新たなファン層を生み出している。

石川県九谷陶磁器商工業協同組合連合会は、伝統を守るだけでなく時代に合わせて発展させていくことも大切と考え、こうした新しい「九谷焼」を作っていく若手作家を支援。地域団体商標を取得し、ブランドの「守り」を固めたことで、未来に対する「攻め」の取り組みにも積極的にチャレンジできる環境が強化された。



九谷焼の大皿



九谷焼の大花瓶

6. 商標審査の品質管理

(1) 品質管理に関する取組

商標課及び商標審査部門では、商標審査の質の維持・向上を図るため、商標課品質管理班にて品質管理施策の企画立案を行い、品質管理庁内委員会にて方針を決定の上、各審査室の管理職等と連携し、品質管理活動を行っている。

①品質保証

調査手法や知識等を共有化し、審査官相互の知見を結集して迅速・的確な判断を行うため、審査官間等で意見交換を行う協議を実施している。また、審査官が行った審査の内容(審査の判断や通知文書の記載等)については審査長等が全件確認している。

②品質検証

a.品質監査

決裁が終了した案件からサンプルを抽出し、その審査内容について品質管理官が監査を行っている。2019年度は10名の品質管理官が3,000件について監査を実施した。品質監査の結果については分析を行い、抽出した課題に対する対応方針を策定し、各種品質関連施策に反映させて

いる。また、担当審査官・審査長等に対して個別に結果を通知し、審査の質の改善に努めている。

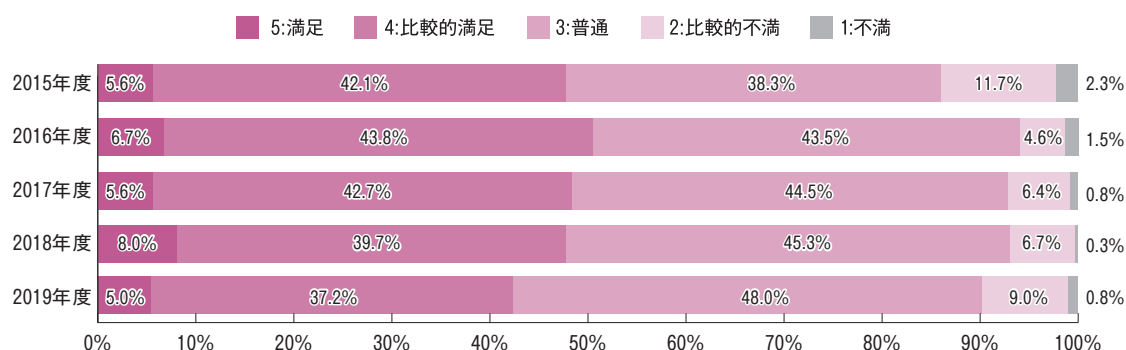
b.商標審査の質に関するユーザー評価調査

商標審査の質について改善すべき点を明らかにすべく、ユーザーからの評価、意見等をアンケート形式で収集し、分析を行っている。2019年度は国内企業等420者を対象としたアンケート調査を実施し、「商標審査に関する全体としての質の評価」項目において「満足」、「比較的満足」の回答を合わせた割合は42.2%であった。

(2) 審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施体制・実施状況等について産業構造審議会知的財産分科会の下に設置した外部委員で構成される審査品質管理小委員会から客観的な評価を受け、それを審査の品質改善に反映している。2019年度は、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、本委員会において作成された評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた¹。

2-3-8 図 【ユーザー評価調査の結果】
商標審査に関する全体としての質の評価



¹ https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitu_shoi/index.html



第4章

審判における取組

審判は、審査の上級審として審査官の拒絶査定を見直す役割、及び知的財産権の有効性をめぐる紛争の早期解決に資する役割を担っており、これらの役割を十分に果たすためには、審理内容の充実と審理の迅速化の両立が求められる。

また、審判制度や実務についての情報交換や相互理解を図るための国際的な連携強化も必要となる。

そこで、特許庁は、以下に挙げる多面的な施策を実施している。

1. 審理内容の充実に向けた取組

(1) 審理内容の充実

① 審判便覧改訂

審判便覧は、審判制度の運用が適正になされるように、その運用基準等を取りまとめたものである。2019年には、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年5月30日法律第33号)により、判定に係る書類が営業秘密を含む場合に閲覧制限ができるようになったことを踏まえ、審判便覧(01章文書一般)を改訂した。

また、審判便覧(51章無効審判、54章訂正審判、58章判定・裁判所からの鑑定の嘱託)について、審決等の記載事項の充実化、運用の明確化等を目的とした改訂を行った。

② 口頭での議論の充実

無効審判¹や取消審判²等の当事者系審判事件においては、的確な争点の把握・整理と当事者の納得感の向上のため、口頭審理を積極的に活用している。口頭審理は、合議体と当事者が口頭で直接議論することで、書面では言い尽くせない当事者の主張を引き出すとともに、対立する争点の把握や整理に役立っている。また、口頭審理において主張立証が尽くされるよう、当事者に対し、審理する事項を書面で事前に知らせることにより、十分な準備を促すようにしている。

特許・実用新案部門及び意匠部門では、無効

審判事件のうち、当事者の全てが書面審理を申し立てている場合等を除いて、原則として全件口頭審理を実施しており、商標部門では、無効審判事件及び取消審判事件のうち、事実認定や争点整理が困難な事件について、口頭審理を実施している。

2019年の口頭審理の件数は、特許・実用新案では118件、意匠では9件、商標では8件であった。そのうち、全国各地域の中小・ベンチャー企業等を支援するため、審判官が全国各地に出向いて行われる巡回審判を、特許・実用新案で21件実施した。

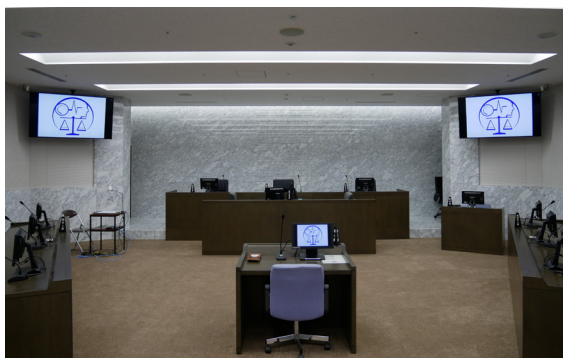
また、特許無効審判事件においては、口頭での議論の充実をさらに図るため、事前に合意した審理計画に基づき、当事者と対面で争点整理等を複数回行う、新たな審理モデル(計画対話審理)の試行を2020年4月から開始している。

③ IT審判廷

口頭審理をより円滑に実施するため、審判廷にモニター等のIT機器が備えられている。これにより、当事者が持参した技術説明等のための資料や証拠物品、審判書記官が作成した調書案等の内容を、参加者全員が迅速かつ的確に把握でき、当事者がお互いの主張をより円滑に尽くせるようになっている。

1 既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めて特許庁に請求する審判。

2 登録商標の不使用や商標権者による不正使用等を理由として、当該登録の取消を請求する審判。



IT 機器が備えられた大審判廷

④巡回審判・出張面接・テレビ面接

地方の企業及び大学等が審判の当事者である場合に、当該審理をより円滑に実施するため、合議体が全国各地に出向き、無効審判や取消審判の口頭審理を行う巡回審判や、拒絶査定不服審判の審理に関して直接的な意思疎通を図る出張面接を行っている。加えて、請求人等の当事者自身のPCにより利用することが可能なテレビ会議システムにより合議体とコミュニケーションを図る、テレビ面接も推進している。

2019年においては、22件の巡回審判、44回の出張面接、4件のテレビ面接を行った。



巡回審判・出張面接・テレビ面接のリーフレット

(2) 外部知見を活用した審理の一層の適正化

①審判実務者研究会

2006年度以降、審判官、企業の知的財産部員、弁理士、弁護士等の審判実務関係者が一堂に会し、審決・判決の判断手法について個別事例を題材にして検討を行う「審判実務者研究会」(当初は「進歩性検討会」)を開催している。そこで得ら

れた成果は、報告書に取りまとめ、審判実務にフィードバックするとともに、特許庁ウェブサイトなどを通じて広く周知している。

2019年度も、知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所の裁判官をオブザーバーとして迎え、11事例(特許8事例、意匠1事例、商標2事例)について研究を行い、その成果を取りまとめた「審判実務者研究会報告書2019」¹を公表した。



審判実務者研究会報告書 2019

②審判参与

適正かつ迅速な審理を実現すべく、2007年度末から、知的財産分野における豊富な実務経験及び知見を有する元裁判官等を「審判参与」として採用している。審判参与に対しては、審理業務における高度な法律問題に関して相談するとともに、審判官や審判書記官を対象とした法律研修等の講師を依頼し、また、審判参与会を適時開催して、審判に関する制度及び運用の在り方について提言を受けることなどにより、審判に関する制度及び運用の一層の適正化等を図っている。

③審・判決調査員

法曹資格等を有する者を「審・判決調査員」として採用し、口頭審理、審理事項通知書、調書等の内容に関する参考意見の作成と審判官へのフィードバックを、外部的視点を組み込む形で行うことにより、口頭審理の更なる充実を図っている。また、審・判決調査員に対して民事法的側面から審理業務について相談する、審決取消訴訟の判決分析を依頼するなどにより、審理の一層の適正化に取り組んでいる。

¹ https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-sinposei_kentoukai2019.html



計画対話審理 ～口頭での議論の充実を図った特許無効審判の新たな審理モデル～

特許庁審判部では、特許無効審判事件の審理の更なる充実を図るため、2020年4月から、複数回の口頭での議論の機会を活用した「計画対話審理」の試行を開始した。計画対話審理は、当事者の申出又は審判長の判断に基づき、両当事者が合意した特許無効審判事件が対象となる。

●背景

当事者対立構造の特許無効審判は、技術的専門性を持った審判官の合議体が権利の有効性判断を示すことで、特許をめぐる紛争の解決に貢献するものであり、原則、口頭審理による。口頭審理は、通常、公開の場で一回実施され、開催前に書面のやりとりが数度行われることになる。しかしながら、書面の段階で必ずしも審判請求人、特許権者、合議体間の争点等に対する認識が一致しない場合、一度の口頭審理の場において当事者の主張が十分に尽くされず、再度争点整理を行わざるを得ないケースも見られる。

●特徴

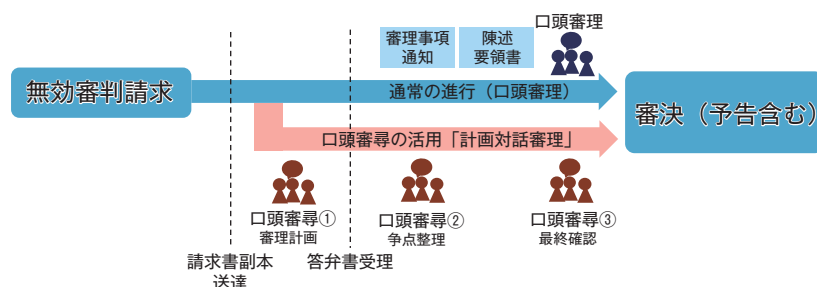
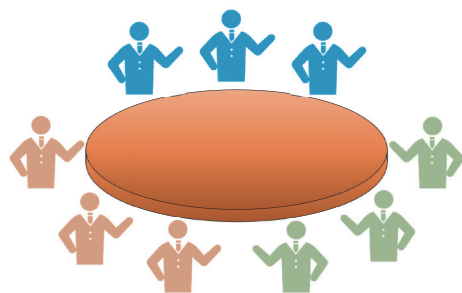
計画対話審理では、審理の早い段階から審判長の審理指揮の下で口頭審尋(特許法第134条

第4項)を活用した口頭での議論を重ねることにより、三者間の争点等に対する認識のずれがなくなり、両当事者は適切に争点に対する主張を尽くすことができると考えられる。この口頭審尋は公開であることは要求されず、特許庁内の会議室等で行うこともできる点において、民事訴訟における弁論準備手続に類似したものといえる。

また、計画的に口頭での議論を行うことで当事者は審理終結までの見通しを持って適時に準備を行うことが可能になる。標準的な事件の場合には、審決(又は審決の予告)までに、下図のように審理計画策定、争点整理、最終確認の3度の口頭審尋が行われる。

口頭審尋の場においては、口頭による率直な議論を促すために、口頭による発言のうち、記録されないものについては当事者が主張したことにはせず(ノン・コミットメント・ルール)、主張したいことは後日、書面で提出する。テレビ会議システムを用いた口頭審尋も可能であるため、遠方の当事者その他の特許庁への出頭が困難な当事者であっても柔軟に口頭審尋に参加することが可能となる。

「計画対話審理」が特許無効審判における審理の新たな一手法として、特許をめぐる紛争の解決に貢献することが期待される。



複数回の口頭審尋を経て審決(又は審決の予告)に至るモデル(赤矢印)の例

審判実務者研究会

審判部では、毎年度、庁内外の審判実務関係者が一堂に会して審決や判決について研究する「審判実務者研究会」を開催している。2019年度は、6分野¹11事例について研究した。

このコラムでは、この審判実務者研究会について紹介する。

審判実務者研究会は、産業界、弁理士、弁護士、審判官及び裁判官²が一堂に会して議論する研究会である。個別の事件について、特許庁とユーザー、裁判所が、直接、具体的な議論する、という意味で、**欧米を含む他国にはない珍しい取組**だといわれている。

この取組は、2006年度に、「進歩性検討会」という名称で、審判部または知的財産高等裁判所における進歩性に関する判断を検討対象として開始された。その後、2008年度には、「特許要件検討会」に名を改めて、記載要件についても検討対象とし、さらに、2011年度には、現在の「審判実務者研究会」に再び名を改めて、意匠や商標

の事件も検討対象とするなど、**実施態様に変化を加えながら、ほぼ毎年度開催**している。例えば、2019年度は、特許の進歩性についてもフリーディスカッションをした。

これまで、延べ、**約530人**の庁外実務者、**約250人**の庁内実務者が参加し、**約180**の事例を研究してきた。庁外の参加者からは、「参加メンバーみなさんの豊富な経験、知識等からディスカッションができ勉強になった。」「審決・判決の読み方及び考え方について様々な方からの意見を聞くことができて、多角的な視点を養うのに役立った。」「それぞれが実際に経験した事例などを挙げ、より具体的に、今後の実務に役立つ議論ができた。」といった意見をいただいた。

各年度の研究成果については、報告書を作成し、特許庁のHPで公表したり、冊子として配布したりしている³。2019年度版も公表済みである。審判の実務に関心がある方は、ぜひ御覧いただきたい。



(左：要約英訳版表紙、右：報告書表紙)

(報告書本文)

1 特許機械、特許化学1（化学一般）、特許化学2（医薬、バイオ）、特許電気、意匠、商標の6分野。
2 2016年度よりオブザーバー参加。
3 https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai.html



2. 紛争の早期解決・権利の早期取得に向けた取組

(1) 紛争の早期解決 ～権利付与後の審判～

無効審判等の権利付与後にその権利の有効性を争う審判事件については、優先的に審理を実施し、紛争の早期解決を図っている。

(2) 権利の早期取得 ～権利付与前の審判～

早期の判断を求めるニーズに対しては、特定の要件を満たす拒絶査定不服審判事件¹について、申出によりその事件の審理を優先的に行う早期審理を実施している。2019年の早期審理の申出件数は、特許が204件、意匠が1件、商標が22件であった²。

3. 国際的な連携強化に向けた取組

(1) 各国・地域の知財庁との連携

① 審判専門家会合

審判分野における情報交換を行うため、審判専門家会合を開催している。2019年度は、7月に日本で第5回日中審判専門家会合、8月に日本で第10回日韓審判専門家会合を開催した。



第5回日中審判専門家会合

② その他

審判分野における相互理解を深めるため、各国・地域の知財庁等との意見交換を実施している。2019年度は、4月に米国で米国特許商標庁審判部と、7月に日本で欧州特許庁審判部と、11月に台湾でと、12月にテレビ会議で欧州連合知的財産庁と、それぞれ意見交換を実施した。

(2) 国内外の法曹界との連携

① 日米知財司法プログラム

2019年4月18日に、米国の知財関係団体の主催で、特許権侵害訴訟をテーマとした日米独の裁判官による模擬裁判、知財庁から特許権付与後の審判制度に関する紹介を行う日米知財司法プログラムが開催され、同プログラムに審判部上席部門長が参加し、日本国特許庁の特許異議申立制度及び無効審判制度について説明した。

② 日中韓特許庁審判ユーザーセミナー

2019年7月31日に、東京にて、日中韓特許庁審判ユーザーセミナーを開催した。我が国ユーザーの関心が高い特許無効審判手続中における訂正及び口頭審理の実務にフォーカスを当てて、中国国家知識産権局專利局再審・無効審理部及び韓国特許庁特許審判院から講演が行われた。また、審判部からは、審判便覧の改訂や、特許発明の標準必須性に係る判断のための判定の運用改訂等の最近の取組を紹介した。その後、日中韓の審判官に弁理士も交え、仮想事例を用いたパネルディスカッションが行われ、上記ユーザーの関心事項を中心に、日中韓の特許無効審判の実務の相違について議論がなされた。

③ 国際知財司法シンポジウム2019

「Column 7 国際知財司法シンポジウム2019」を参照。

1 特許については、次のいずれかの要件を備えた特許出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。①審判請求人がその発明を既に実施している実施関連出願、②外国にも出願している外国関連出願、③審判請求人が中小企業、個人、大学、TLO、公的研究機関のいずれかであるもの、④審判請求人でない者（第三者）が、その審判事件の特許出願の出願公開後にその発明を業として実施していること、⑤グリーン発明（省エネ、CO₂削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする特許出願、⑥審判請求人が、震災に起因する被害等を受けた者等である出願、⑦アジア拠点化推進法関連出願
また、意匠、商標については早期審査と同様の要件を備えた出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。

2 前置登録された事件等を含めると、早期審理の申出件数は、特許が274件、意匠が3件、商標が7件であった。

国際知財司法シンポジウム2019

2019年9月25日-27日に、東京にて、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットとの共催により、国際知財司法シンポジウム2019を開催した。1日目は、特許権侵害訴訟におけるクレーム解釈をテーマに、日中韓、インド、オーストラリア各国が模擬裁判を実演した。2日目は、インターネット上における著作権侵害をテーマとした、ASEAN各国の裁判官を交えた模擬裁判、摘発のための捜査手続について各国の警察関係者を交えたパネルディスカッションが行われた。3日目は特許

庁が担当し、松永長官による挨拶、山下審判部長による講演、特許権の有効性を巡る紛争において主な争点となる進歩性判断の考え方について、日中韓、インド、オーストラリア、シンガポールによるパネルディスカッション形式で議論した。進歩性の判断プロセスや引用文献の記載に基づく引用発明の認定等の各国の運用を、仮想事例の検討を通じて紹介し、知財制度ユーザーが各国の制度を利用する際の留意点等を明らかにした。



集合写真



松永長官挨拶の様子

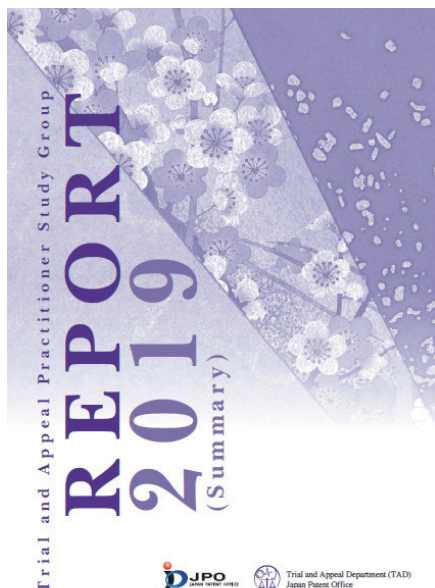


パネルディスカッションの様子

4. 審判に関する情報発信

(1) 国際的な情報発信

法解釈や運用の理解に参考となる審決等(審決、異議決定、判定)について、2016年1月より特許庁ウェブサイト(日本語版、英語版)¹で、人手翻訳による英語翻訳文(審決英訳)の提供を開始し、2019年度は96件の審決英訳を提供した。さらに、審判実務者研究会報告書の要約版²や、他の審判に関する情報についても英語での公表を行うことで、国際的な情報発信の充実を図った。



審判実務者研究会報告書の英語要約版

(2) 審判制度の普及啓発

特許庁では、口頭審理を積極的に活用することで、当事者の納得感向上に努めている。また、地域の企業や大学等と審判合議体とのコミュニケーションを円滑にするため、口頭審理を地方で実施する巡回審判を推進している。

知財制度ユーザーに対してこれらの施策をアピールし、一層の利用促進を図るとともに、審判制度の普及・啓発を図ることを目的として、模擬口頭審理の実演を実施している。2019年度は、広島、東京、大阪、名古屋、高松及び博多における実務者向け説明会において、模擬口頭審理の実演を実施した。



巡回特許庁 in 広島における実演



巡回特許庁 in 大阪における実演

¹ https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-shinketsu-eiyaku.html

² https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai.html



審判制度ハンドブック

審判部では、潜在的なユーザーを含めたユーザーの皆様に審判制度をわかりやすく紹介するため、「特許庁 審判制度ハンドブック」を新たに作成した¹。本ハンドブックは、審判制度についてはよく知らないという方も対象として想定し、審判制度にまず関心を持ってもらうことを目標として、審判制度で何ができるかから始め、なるべく各制度について、平易に、ポイントを絞って説明する内容となっている。また、審判制度を身近に感じてもらうことを目的として、審判部の紹介もしている。さらに、ハンドブックのコンテンツの一環として、審判制度の更なる普及を目指すべく、審判制度を視覚的に伝えるロゴマークも作成した。



審判制度ハンドブック（表紙）



審判制度ロゴマーク

知財ユーザーの皆さまとともに日本の産業を発展させていくというミッションのもと、審判制度のさらなる普及を目指すべく、審判制度のロゴマークを作成した。右上の「横顔」は審判制度を担う審判官を表し、そこから延びる「脳波」「虫眼鏡」が「審理」および「職権による調査」という審判官の働きを表している。また、「天秤」は「紛争の早期解決」という、審判制度の果たすべき役割を象徴している。そして、これらの要素を包含する「丸枠」は、審決が「対世効」を有することを表している。

¹ https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/shinpan_gaiyo.pdf



第5章

特許庁におけるデザイン経営の取組

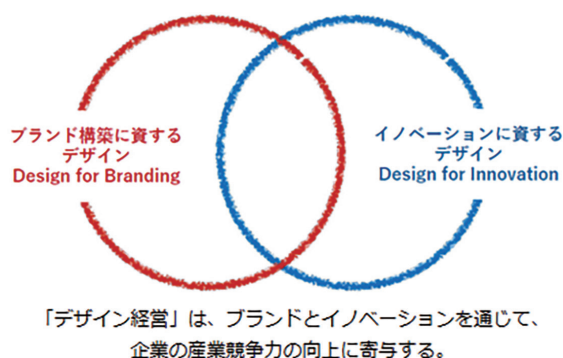
1. 「デザイン経営」とは

「デザイン経営」とは、デザインの力をブランドの構築やイノベーションの創出に活用する経営手法である。その本質は、人(ユーザー)を中心に考えることで、根本的な課題を発見し、これまでの発想にとらわれない、それでいて実現可能な解決策を、柔軟に反復・改善を繰り返しながら生み出すことである。

経済産業省・特許庁は、2017年7月に開始した「産業競争力とデザインを考える研究会」の議論の結果、2018年5月に報告書『「デザイン経営」宣言¹』を取りまとめた。

『「デザイン経営」宣言』では、「デザイン経営」の効果や、実践のための7つの具体的な取り組みも示されている。

2-5-1 図【「デザイン経営」の効果】



2-5-2 図【「デザイン経営」のための具体的取組】

「デザイン経営」のための具体的取組

- ① デザイン責任者（CDO,CCO,CXO等）の経営チームへの参画
デザインを企業戦略の中核に関連付け、デザインについて経営メンバーと密なコミュニケーションを取る。
- ② 事業戦略・製品・サービス開発の最上流からデザインが参画
デザイナーが最上流から計画に参加する。
- ③ 「デザイン経営」の推進組織の設置
組織図の重要な位置にデザイン部門を位置付け、社内横断でデザインを実施する。
- ④ デザイン手法による顧客の潜在ニーズの発見
観察手法の導入により、顧客の潜在ニーズを発見する。
- ⑤ アジャイル型開発プロセスの実施
観察・仮説構築・試作・再仮説構築の反復により、質とスピードの両取りを行う。
- ⑥ 採用および人材の育成
デザイン人材の採用を強化する。また、ビジネス人材やテクノロジー人材に対するデザイン手法の教育を行うことで、デザインマインドを向上させる。
- ⑦ デザインの結果指標・プロセス指標の設計を工夫
指標作成の難しいデザインについても、観察可能で長期的な企業価値を向上させるための指標策定を試みる。

2. 「デザイン経営」の実践例²

これからデザイン経営にチャレンジしたいと考えるビジネスパーソンの皆様の疑問を解消し、実践する際の参考にいただくため、「デザインにぴんとこないビジネスパーソンのための“デザイン経営”ハンドブック」と『「デザイン経営」の課題と解決事例』をまとめた。

1 「デザイン経営」宣言

<https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/kyousou-design/document/index/01houkokusho.pdf>

2 デザインにぴんとこないビジネスパーソンのための“デザイン経営”ハンドブック

https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/document/design_keiei/handbook_20200319.pdf

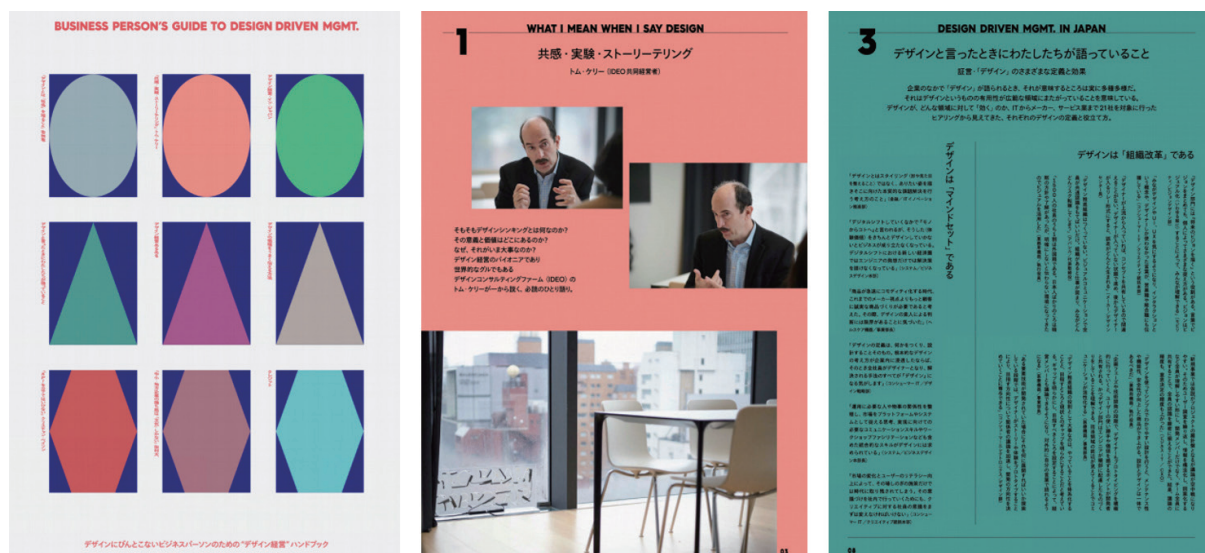


(1) デザイン経営 ハンドブック

「デザインにぴんとこないビジネスパーソンのための“デザイン経営”ハンドブック」は、デザイン経営のビジネスでの活用のため、「そもそもデザイン

シンキング(デザイン思考)とは何なのか?その意義と価値はどこにあるのか?なぜ、それがいま大事なのか?」に対する考え方や、デザイン経営を導入するにあたっての8つの課題などを具体的に記載している。

2-5-3 図【デザインにぴんとこないビジネスパーソンのための“デザイン経営”ハンドブック】



目次	デザインとは「社会」を知ること	若林恵
	共感・実験・ストーリーテリング	トム・ケリー
	デザイン経営・イン・ジャパン	
	デザインと言ったときにわたしたちが語っていること	
	デザイン経営あるある	
	デザインの価値をうまく伝える方法	
	KPIを立ててはいけない	クリスチャン・ベイソン
	中小・地方企業の勝ち組は「文化」しかない	田村大

(2) デザイン経営の課題と解決事例¹

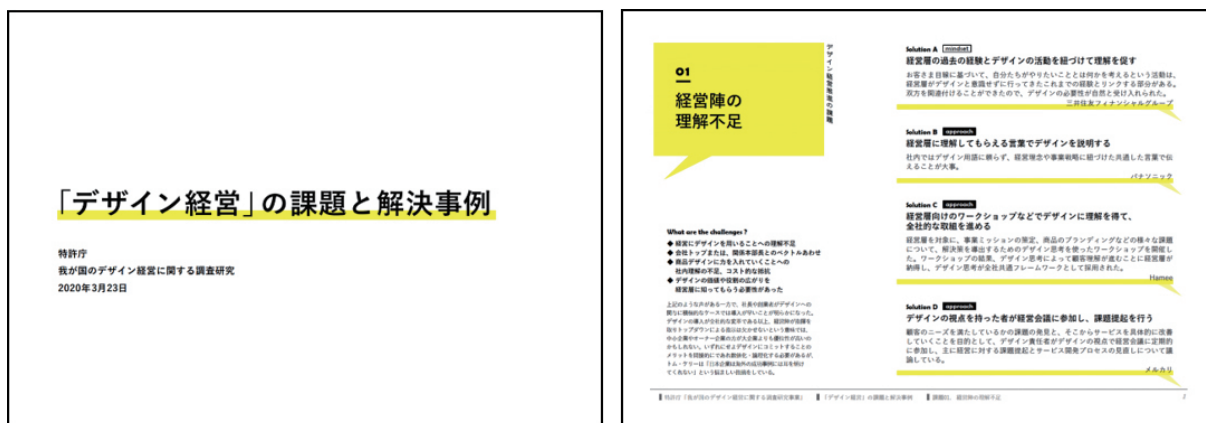
これからデザイン経営にチャレンジしてみようというビジネスパーソンの皆様の疑問を解消し、実践する際の参考にさせていただくため、既にデザイン経営に取り組んでいる企業96社のアンケート

回答と、21社及び3名の専門家へのヒアリングより、デザイン経営を導入するにあたっての8つの課題に対し、既にデザイン経営に取り組んでいる企業による課題を乗り越えるための工夫をまとめている。

¹ 「デザイン経営」の課題と解決事例
https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/document/design_keiei/jirei_20200319.pdf



2-5-4 図【「デザイン経営」の課題と解決事例】



< 8つの課題 >

- 1, 経営陣の理解不足
- 2, 全社的な意識の不統一
- 3, 用語・理解の不統一
- 4, 人材・人事
- 5, 効果を定量化できない
- 6, 組織体制・評価指標ができていない
- 7, ビジネスとの両立
- 8, 既存プロセスへの組込

3. 特許庁における、デザイン経営の実践

『「デザイン経営」宣言』において、行政においても「デザイン経営」を実践していくことの必要性が提言されたことを受け、特許庁では、行政サービスの品質の向上を図るため、2018年8月に「デザイン統括責任者(CDO)」を設置し、その下に「デザイン経営プロジェクトチーム」を立ち上げ、デザイン経営を実践している。

2019年度の各チームの取組

(1) 広報チーム

デザイン思考で「こども霞が関見学デー」を再設計し、「知財を伝える」というこれまでのコンセプトを「きみの手で“あたらしいワクワク”をつくろう!!」に置き換え、「ジュニアイノベーションフェス2019¹⁾」として、霞が関だけでなく、国立科学博物館でもイベントを実施した。創造の楽しさや、

創造が切り拓く未来をこどもたち自身に感じてもらうことを目的として、こどもたち自身が選んだ課題に応じてうちわを作成し、特許庁職員がその性能やデザインを評価することや、人気投票を行うなどの新たな仕組みを導入した。参加者からは「発明が楽しかった」などのコメントを多数いただいた。

¹⁾ 「ジュニアイノベーションフェス2019」を開催しました (2019年8月7、8、13、14日開催)
https://www.jpo.go.jp/news/koho/kidsday/2019kodomo_kengaku_kekka.html





(2) 国内サービス・ブランディングチーム

「どうしたら知的財産の重要性を、知的財産を知らない人にも伝えられるか?」という課題に対し、中小企業の方々へのヒアリングと議論を重ね、知的財産の重要性を“自分ごと化”してもらうための仕組みづくりが重要という結論になった。

「商標権はビジネスの基本」、「商標権を知らずにビジネスをすることは経営上の大きなリスク」というメッセージを届けることを目指し、「商標拳～ビジネスを守る奥義～」動画及び特設サイト¹を2020年1月に公開。Twitter約320万回、YouTube約170万回の再生を達成した。



¹ 「商標拳～ビジネスを守る奥義～」動画及び特設サイトを公開しました
https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/shohyoken/index.html



(3) UI (ユーザーインターフェイス) チーム

「中小企業などにみられる孤独な知財担当者を助ける」という課題を設定し、そうした知財担当者の多くが悩んでいるであろう「拒絶理由通知書」への対応をサポートする方法を検討し、2020年1月に特許庁から送付される「拒絶理由通知」と

「登録査定」に対して、次に何をすれば良いかをわかりやすく案内する「お助けサイト～通知を受け取った方へ～」¹を開設した。同年4月からは各種通知に添付される「注意書」に、お助けサイトへのアクセスを簡便にするためのQRコード²を付与している。



(4) 大阪・関西万博チーム

2025年の大阪・関西万博に向けて、WIPOや諸外国との協力を進め、万博で世界に発信する

将来の知財制度や、人材、教育、サービス等知財を取り巻く環境のあるべき姿についてビジョンから検討を行っている。

1 「お助けサイト～通知を受け取った方へ～」
<https://www.jpo.go.jp/system/basic/otasuke-n/index.html>
2 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



【無双おじさん】「商標拳」～ビジネスを守る奥義～

知的財産の中でも身近な商標権を取り上げ、「商標権はビジネスの基本」、「商標権を知らずにビジネスをすることは経営上の大きなリスク」というメッセージを届けることを目指し、無関心層にとって“自分ごと”として捉えられる内容かつ興味を引きやすい内容とすべく、「商標拳～ビジネスを守る奥義～」動画及び特設サイト¹を2020年1月に公開した。

●【動画】「商標×拳法」のハイスピードバトル

模倣品の被害に遭い窮地に陥る一企業の社長が、「商標拳」を会得しニセモノを製造する悪徳模

倣品業者に立ち向かうストーリーのカンフー動画を公開した。



動画イメージ

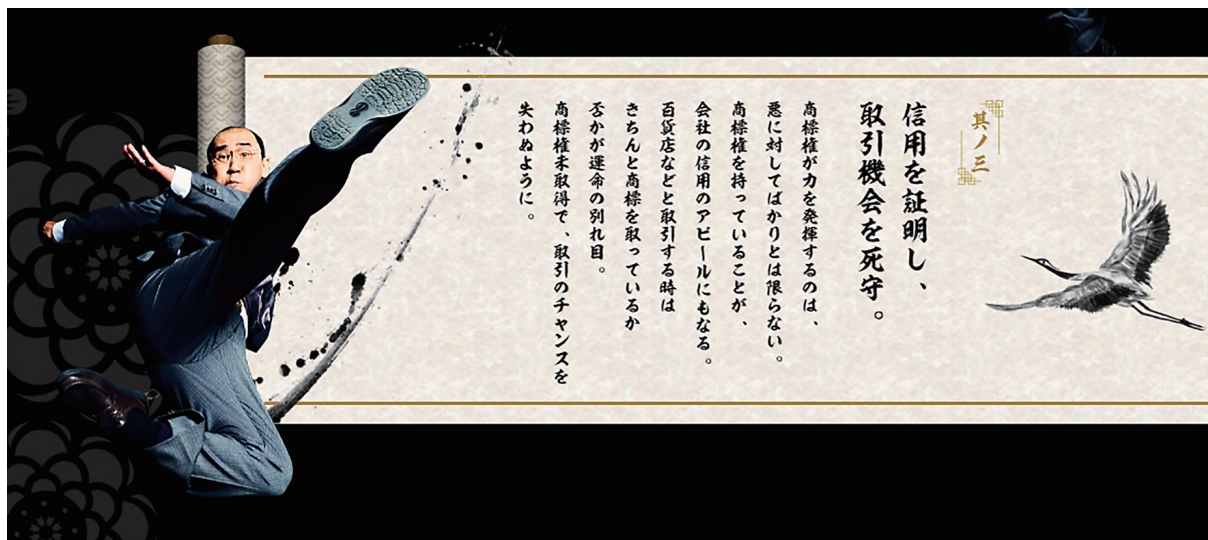
¹ 「商標拳～ビジネスを守る奥義～」動画及び特設サイトを公開しました
https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/shohyoken/index.html



●【特設サイト】商標権の効果や活用方法を紹介

「商標拳」の世界観で「商標権」を紹介している。
「商標出願のいろは」や「商標活用事例集」など、

更に知識を深めたい方用のコンテンツも取りそろえている。



特設サイトの様子（商標権の効力の説明）



特設サイトの様子（商標の説明）

第6章

情報システムにおける取組

本章では、特許庁の業務を支える情報システムにおける取組について、現在及び今後のシステム開発に関する取組、及び、情報システムを通じた国際的取組について紹介する。

1. 特許庁の情報システムにおける取組

特許庁は、1990年に世界に先駆けて実現した電子出願システムをはじめとして、庁内の事務処理、先行技術文献の検索など、様々な業務に情報システムを導入してきた。2019年には、特許・実用新案が98.6%、意匠が93.2%、商標が83.8%という高い電子出願率を達成しており、今後も、庁外ユーザーや庁内職員の利便性向上のために必要なシステム開発を行っていく予定である。

(1) 特許庁のシステム開発

① 業務・システム最適化

特許庁は、2013年3月に「特許庁業務・システム最適化計画」（2013年度から2022年度までの10か年計画）を策定し、当該最適化計画に沿ってシステム開発を進めてきた。そして、2018年6月、「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」の策定に伴い、最適化計画で定められていた後半5年間（2018年度から2022年度まで）の開発事項は、「特許庁における業務・システム最適化」の取組として、当該中長期計画に取り込まれた。さらに、当該中長期計画は、2020年3月30日に改定された¹。

本取組では、従前の最適化計画と同様、以下の4つの目標を掲げている。

- (i) 世界最高レベルの迅速かつ的確な権利の設定に不可欠なシステムの基盤の整備
- (ii) 情報発信力の強化及びユーザーの利便性向上
- (iii) 安全性と信頼性の高いシステム及び運用体制の構築
- (iv) 行政運営の簡素化、効率化、合理化、質の向上及びシステム経費の節減

現在、特許庁は、上記「特許庁における業務・システム最適化」の取組に基づき、順調にシステム開発を進めている。

② 特許庁のシステムの刷新方針

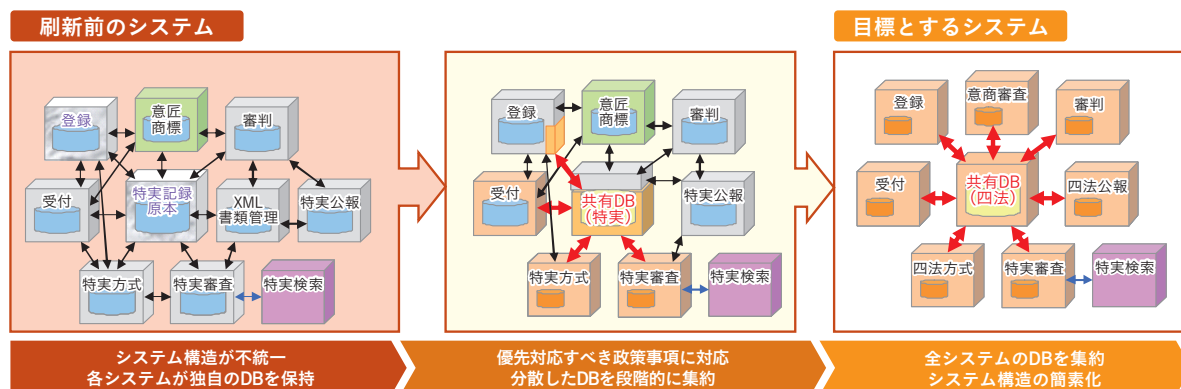
特許庁のシステムは、各種業務の電子化を累次に進めてきた結果、個別システムの構造が不統一で、全体として複雑なものとなっており、知的財産を取り巻く環境変化に迅速・柔軟・低コストで対応することが難しくなっていた。そこで、このような環境変化に対応できるシステムへと刷新すべく、個別システムの構造の定型化や全システム共有のデータベース構築によるシステム構造の簡素化を進めている。当該刷新にあたっては、全ての個別システムを一括して刷新する方式ではなく、段階的に刷新する方式、すなわち、優先度の高い政策事項へのシステム対応を逐次進めつつ、並行して、段階的に個別システムのデータベースを統合し、システム構造の簡素化を進める方式を採用している。この方式により、優先すべき政策事項に適時対応²しながら、個々のシステム刷新における開発規模を縮小して開発リスクを低減し、着実にシステム刷新を進めていく。

1 https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/gyomu/system_tougou.html

2 2019年度までに、受付システムの二重化、中韓特許文献の翻訳・検索システムの構築、新たな意匠・商標制度への対応などを実現。



2-6-1 図【段階的刷新の概念図】



③業務・システム最適化の実施体制

業務・システム最適化の実施にあたっては、特許庁長官を本部長とし、特許庁情報化統括責任者(特許庁CIO)である特許技監を本部長代理とする「特許庁情報化推進本部」を設置し、強力なトップマネジメントによる意思決定やプロジェクト推進を可能としている。また、上記「段階的に刷新する方式」の採用により、複数のシステム開発が同時並行的に実施されることから、「特許庁PMO (Program Management Office)」を設置し、全体を見渡したプロジェクト進捗管理を着実に実施可能としている。

④最適化の取組による各種サービスの向上

本取組により2019年度に達成された又は2020年度に実現する主な項目は以下のとおりである。

- クレジットカード決済を利用した料金納付(2019年4月)
- 意匠・商標に関する審査・審判関連情報の外部への提供(2019年5月)
- 設定登録のリアルタイム化(2020年1月)
- 海外特許庁との意匠の優先権証明書の電子的交換(2020年1月)

- 「特許(登録)料支払期限通知サービス」のサイトを開設し、利用申込みのあった特許(登録)について料金支払期限を電子メールにて通知するサービスを開始(2020年4月)

(2)特許庁業務におけるAI技術の活用に向けた取組

特許庁では、2017年4月27日に「特許庁における人工知能(AI)技術の活用に向けたアクション・プラン」を公表¹⁾し、特許庁の業務へのAI技術の適用可能性に関して検証を進めてきた。

2019年度は、特許庁内の開発チームが自ら開発を行うアジャイル型のシステム開発を実施できるよう体制を整えた。そして、検証している項目のうち、特に適用が見込まれるもの(特許審査に係る分類付与と先行技術調査)について、システム開発を開始した。今後も、アジャイル型のシステム開発を進め、特許庁の業務へのAI技術の適用可能性を引き続き検討していく。

¹ https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan.html



2. グローバルなIT化に向けた取組

世界的に急増する出願に対応し、業務の更なる効率化を図るべく、各国特許庁は、出願・審査関連書類の電子的管理や審査業務をサポートする情報システム基盤の強化を推進している。

本節では、日本国特許庁が海外特許庁と共に行っている情報技術(IT)を活用した様々な国際的協力と、日米欧中韓の特許庁(五庁)が進めている「グローバル・ドシエ」について紹介する。

(1) 優先権書類の電子的交換(特許、実用新案及び意匠)

出願人が優先権主張を伴って海外へ出願するためには、海外の特許庁に優先権を証明する書類を提出しなければならない。従前は、紙書面での提出が必要であったが、日本国特許庁は、当該書類を特許庁間で電子的に交換し、出願人による紙書類の提出を省略する取り組みを進めてきた。

現在、優先権書類の電子的交換は、特定の特許庁同士の取り決めに基づき二庁間で実施するもの(二庁間PDX)¹及び世界知的所有権機関(WIPO)の「デジタルアクセスサービス(DAS)」を利用する特許庁(2-6-2図参照)との間で実施するものの2つの手段により利用可能となっている。二庁間PDXは、日本国特許庁と、欧州特許庁、韓国特許庁及び台湾智慧財産局との間でそれぞれ

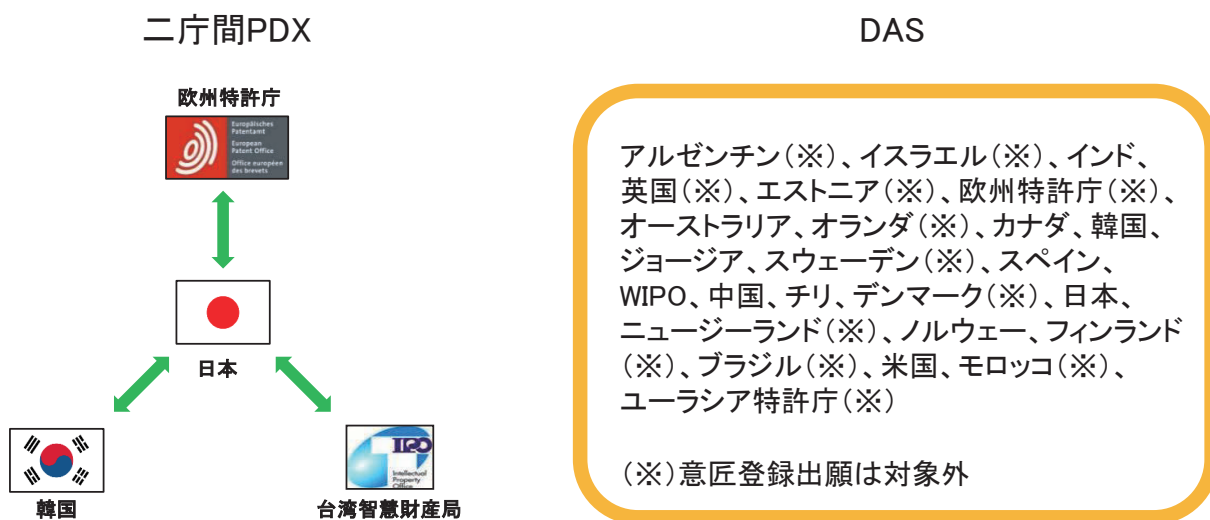
実施しているが、欧州特許庁及び韓国特許庁との間の優先権書類の電子的交換は、2020年7月1日以降になされた出願からDASに一本化された。

なお、DASを利用した優先権書類の電子的交換は、特許出願及び実用新案登録出願のみを対象としていたが、2020年1月からそのサービスの対象が意匠登録出願にも拡張された。

(2) グローバル・ドシエ

「グローバル・ドシエ」とは、各国特許庁のシステムを連携させ、各国特許庁が有する特許出願の手续や審査に関連する情報(ドシエ情報)の一般ユーザーとの共有や新たなITサービスの実現を目指す構想である。本構想は、2012年6月の五庁長官会合において、日本国特許庁と米国特許商標庁とが共同提案したものである。その実現

2-6-2 図【優先権書類の電子的交換の対象庁(2020年4月現在)】



¹ 二庁間PDXは、特許出願及び実用新案登録出願のみを対象としている。

に向け、五庁と各国の産業界とが共同してグローバル・ドシエ・タスクフォース(GDTF)¹を構成し、様々な取組を推進している。

①ドシエ情報の共有の取組

企業活動のグローバル化に伴い、複数の国・地域に同一発明の出願がなされている。このような状況下において、審査の効率化を図るために、各国特許庁のドシエ情報を各国審査官が相互参照可能とするシステムの整備が必要とされている。

そこで、日本国特許庁の主導により、複数庁に出願された同一発明のドシエ情報を一括で提供するサービスである「ワン・ポータル・ドシエ(OPD)」を、2013年7月に五庁の審査官を対象として開始した。

また、日本国特許庁は、WIPOと協力して、OPDとWIPO-CASE²とを連携する技術を2014年3月に確立した。当該技術を利用して、2016年までに五庁全てがOPDとWIPO-CASEとの連携を実現し、ドシエ情報共有ネットワークは五庁の枠を超えて拡大することとなった。

さらに、五庁は、世界中のユーザーがドシエ情報を参照できるよう協力を進めており、日本国

特許庁は2016年7月から、J-PlatPatを通じてユーザーへOPDのサービスを提供している。

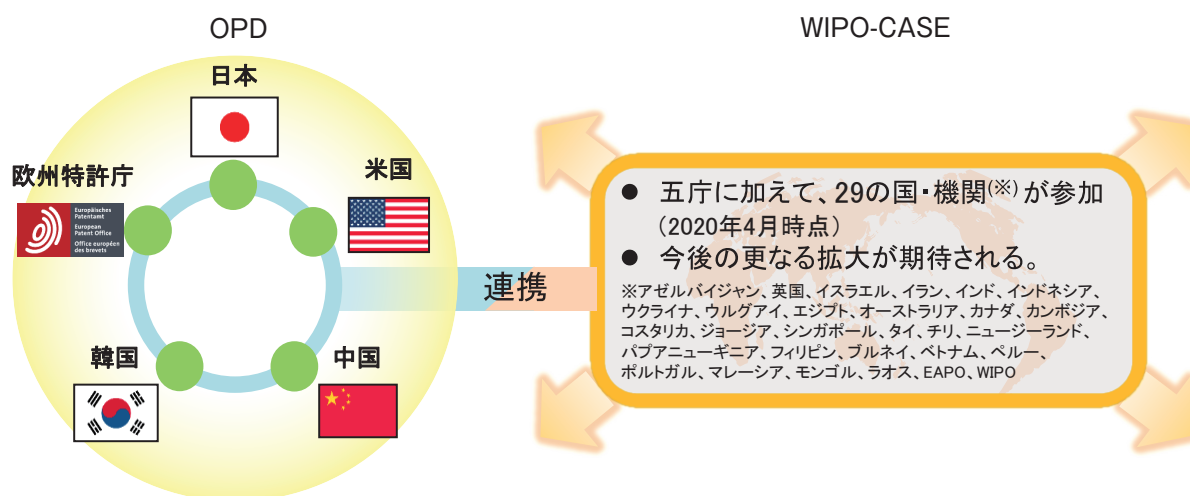
今後も、WIPO-CASEへの新規参加やドシエ情報の有効活用等を促進することによって、ドシエ情報共有ネットワークの拡大を通じた、グローバルなワークシェアリングのITインフラ整備を進めていく予定である。

②ITを活用した新たなサービスの実現を目指す取組

2015年1月に開催されたGDTF会合では、産業界から、究極目標として複数庁への一括出願(クロス・ファイリング)の実現が示される一方、産業界の当面の5つの関心事項について優先的に取り組むことが要請された。五庁は、これを優先五項目と位置づけ、実現に向けた具体的な手段や課題について検討を進めている。

2018年6月に米国で開催された五庁長官会合では、各項目の具体的な実施内容及び今後の作業計画について承認がなされた。また、2019年1月にオランダで開催されたGDTF会合では、産業界に対し、各項目のこれまでの進捗が報告されるとともに、今後の進め方について議論がなされた。

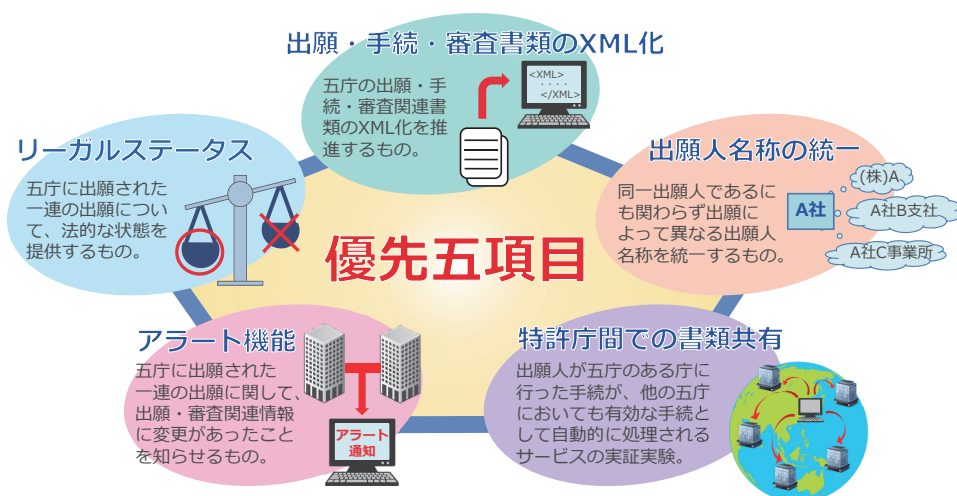
2-6-3 図 【OPD と WIPO-CASE の連携】



¹ グローバル・ドシエのプロジェクトにユーザーニーズが反映されるよう、五庁及びWIPOの実務者と五庁ユーザー団体の実務者で構成された検討体。

² WIPO が提供するドシエ情報相互参照システム。WIPO-CASE:WIPO-Centralized Access to Search and Examination。

2-6-4 図【グローバル・ドシエの優先五項目】



(3) 途上国へのIT関連の支援

途上国に対しては、商品製造拠点や成長市場としての重要性が一層高まっている。これらの途上国における知的財産行政を効率化し、我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとするべく、日本国特許庁は、独自の取組に加えて、我が国からWIPOへの任意拠出金を財源とした信託基金（WIPOジャパン・トラスト・ファンド）を活用し、途上国のITインフラ整備を支援している。今後も、日本国特許庁のITシステム構築の実績と経験を生かし、ワークショップ、プロジェクト、招へい研修、専門家派遣など、途上国へのITシステム関連の支援を継続していく予定である。

① 紙書類の電子化支援

途上国の知財庁においては、ITを活用した業務の効率化や知財情報へのアクセス性向上を図る上で、出願書類等の電子化が課題となっている。日本国特許庁は、WIPOジャパンファンドを通じて、途上国知財庁の紙書類の電子化プロジェクトを支援している。2019年度は、フィリピン、タイ、ベトナム、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、ザンビアでプロジェクトを開始し、フィリピンのプロジェクトを完了した。

② 途上国向けITシステムの開発支援

WIPOは、WIPO-IPAS¹という知財庁向け事

務処理システムを無償で提供しており、80か国以上の知財庁が当該システムを導入している。WIPO-IPASは、特許や商標のオンライン出願、庁内での書類の電子的決裁や出願人への発送、公報の電子的発行などの機能がある上、各国知財庁のニーズに合わせて必要な機能のみを選択して導入できるという柔軟性を有している。日本国特許庁は、WIPOジャパンファンドを通じて、WIPO-IPASのシステム開発を支援している。

③ WIPO-CASEの開発と普及の支援

日本国特許庁は、WIPOが提供する特許の出願・審査情報（ドシエ情報）の共有システムであるWIPO-CASEについて、WIPOジャパンファンドを通じて、WIPO-CASEの機能向上、OPDとの連携、WIPO-CASEへの途上国の参加などを支援している。2019年度には、WIPO-CASEを利用したドシエ情報の参照・利用方法に関するワークショップ（インド及びフィリピン）の開催を支援し、日本国特許庁の特許審査官を講師として派遣した。

④ 途上国向けIT研修の実施

日本国特許庁は、2019年度に途上国知財庁のIT担当者18名を招へいし、知財庁における効率的なITインフラを構築・利用する人材を育成するための研修を実施した。

¹ WIPO-IPAS: WIPO IP Office Administration System。

意匠登録出願に係る優先権書類の 電子的交換の開始

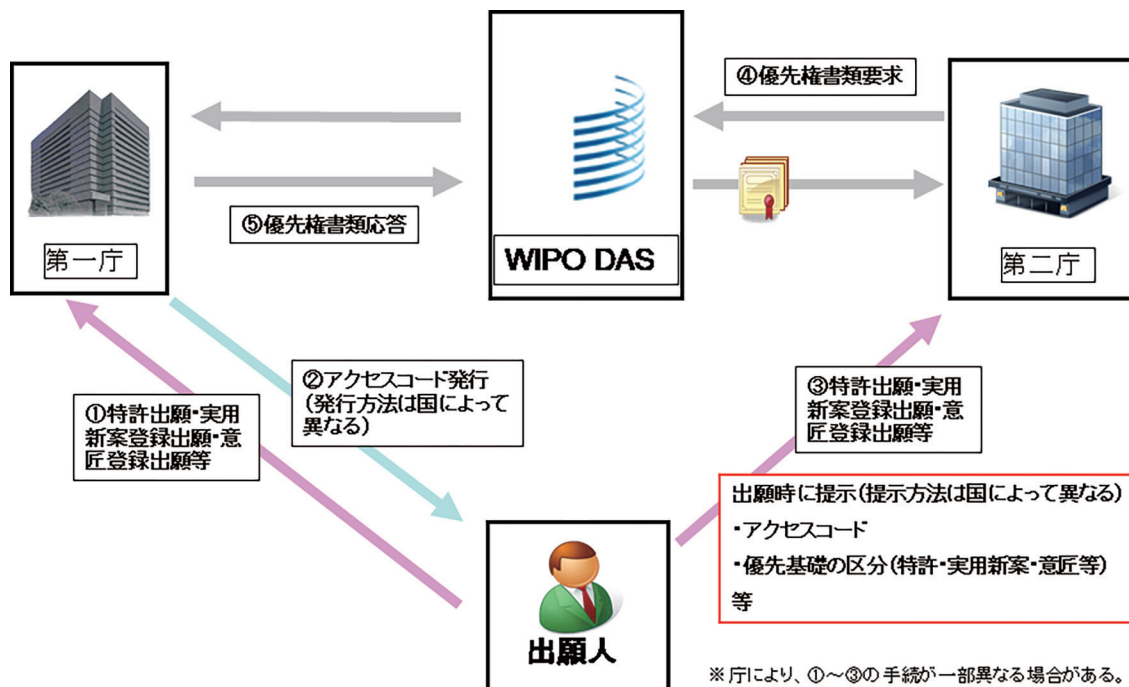
パリ条約に基づく優先権主張を伴う意匠登録出願を行った場合、当該出願を受理した特許庁(第二庁)は、優先基礎出願を受理した特許庁¹(第一庁)から優先権を証明する書類を取得する必要がある。このことは優先権書類の交換と呼ばれる。

日本国特許庁が実施した意匠登録出願にかかる優先権書類の交換(意匠の優先権書類交換)は、2019年の1年間に、第一庁として12,849件²、第二庁として5,304件に上った。従前、日本国特許庁では紙書面により交換を行っており、電子的に交換することができなかったため、出願人及び日本国特許庁を含む各特許庁等の負担は大きく、意匠の優先権書類交換に係る手続の簡略化や、コスト³の削減が求められていた。

そこで日本国特許庁は、2020年1月1日に、世界知的所有権機関(WIPO)が提供するデジタルアクセスサービス(DAS)の対象範囲を特許及び実用新案から意匠に拡張した。このことにより、DASにおいて意匠を対象範囲に含む特許庁⁴との間で、意匠の優先権書類交換を電子的に実施可能となった。

引き続き紙書類による交換も可能であるが、DASを使ってこれらの特許庁との間で優先権書類交換を電子的に行った場合、その手数料は不要であるため、是非活用されたい。

<DAS利用のフロー図>



1 ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願(ハーグ出願)を受理したWIPO国際事務局(IB)を含む。

2 国別内訳や過去の統計等は、統計・資料編第4章4.(2)を参照。

3 日本国特許庁に対し紙書面による優先権の証明の請求を行う場合、窓口請求1,400円、オンライン請求1,100円の手数料を要する。

4 2020年4月現在、日本国特許庁の他、インド、オーストラリア、カナダ、韓国、ジョージア、スペイン、中国、チリ、ノルウェー、米国の特許庁が、DASを利用して意匠優先権書類を第二庁へ提供する庁(提供庁)及び第一庁から取得する庁(取得庁)としてサービスを行っている。また、IBは2020年1月15日から、ハーグ出願に係る意匠優先権書類を、第二庁へ提供する提供庁としてのサービスを開始した。

第7章

多様なユーザーへの支援・施策

1. スタートアップへの支援

産業構造や社会の変革が急速に進む中、ベンチャー企業(スタートアップ)には、破壊的イノベーションにより産業の新陳代謝を促し、大企業・中堅企業との連携によるオープンイノベーションのけん引役として、我が国の経済発展を将来にわたり支えていくことが期待されている。政府全体としても、2016年4月に日本経済再生本部が「ベンチャー・チャレンジ2020」を取りまとめ、ベンチャー・エコシステムの構築に向けて政府一体となって取り組んでいるところである。

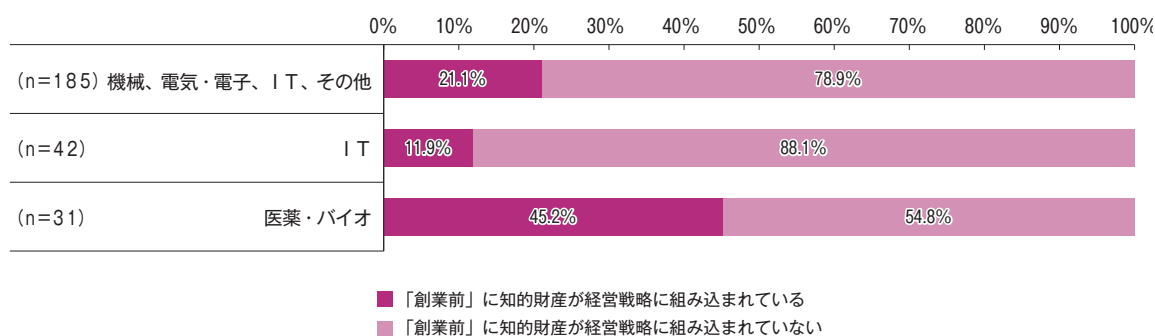
革新的な技術やアイデアをもとに創業するベンチャー企業にとっては、その技術・アイデア自体が財産となるため、権利化・ノウハウ化やライセンスなどの方針や体制を整備する「知財戦略」に意識して取り組むことが求められる。しかしながら、創業前に知財戦略を構築しているベンチャー企業は約2割に留まるなど[2-7-1図]、知的財産の重要性がベンチャー企業に十分浸透しているとはいえない。また、ベンチャー企業の他に投資家やアクセラレータなどから構成されるベンチャー・エコシステムへの知財専門家の関与は十分とはいえない。

以上のような認識のもと、特許庁では、これまでの中小企業施策全体における「中小・ベンチャー企業」としての取り扱いを改め、ベンチャー企業に対してさらに支援を強化するため、2018年7月にベンチャー支援班を正式に立ち上げた。ベンチャー企業に対して知財に関する情報を的確に発信し、知財意識の向上を図るとともに、ベンチャー企業特有の知財面の課題を解決すべく各種施策を実施していく。

本節では、特許庁のベンチャー企業向けの支援施策について紹介する。

2-7-1 図【知的財産を経営戦略に組み込んだ時期】

知的財産の経営戦略への組込時期別にみた知的財産の経営戦略上の位置づけ（事業分野別）



(1) スタートアップへの支援施策

① 知財アクセラレーションプログラム(IPAS)

ベンチャー企業にとっては、革新的な技術やアイデアを知的財産で適切に保護しておくことが必要であるが、創業期における多くのベンチャー企業は、資金調達などビジネスの立ち上げに手一

杯で、知的財産への対応は後手になっている。

そこで、創業期のベンチャー企業を対象に、ビジネスコンサルタントなどのビジネスの専門家と知財専門家等からなる知財メンタリングチームが、ベンチャー企業のビジネスの成長を後押しする知財戦略の構築や知的財産権の取得に向けた

支援を行う[2-7-2図]。

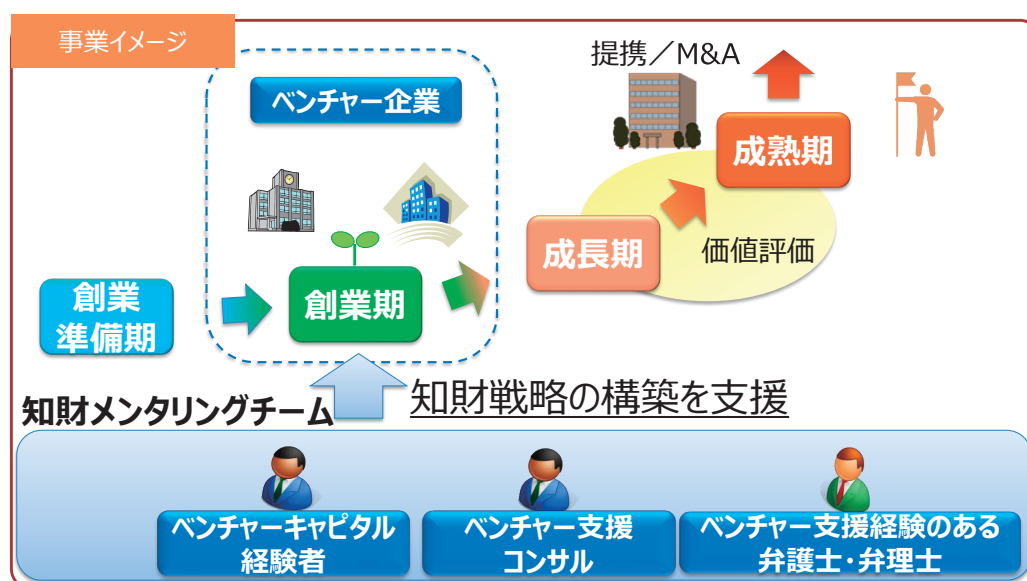
本事業により、知財を活用してビジネスを成長させるベンチャー企業の創出を図るとともに、成果を広く普及啓発することでベンチャー企業に対する知財支援の活性化を促進する。

本事業は、IT、ものづくり、医薬・バイオ・新素材などの様々な分野から幅広く募集し、この2年間で延べ150社を上回る多くの応募をいただいた。その中から厳正な審査を経て2018年度10

社、2019年度は15社を採択した。2020年度は支援期間を5か月に延長して実施する。

また、この2年間の支援事例をもとに、スタートアップがつまづきやすい課題を、「ビジネスモデル・シーズ戦略」、「知財戦略」、「出願戦略」に分けて整理し、それぞれの対応策とともにまとめた「知財戦略支援から見えたスタートアップがつまづく14の課題とその対応策」を公開した¹。

2-7-2 図【創業期ベンチャー企業に対する知財ハンズオン支援事業イメージ】



②ベンチャー企業対応面接活用早期審査・スーパー早期審査

投資家からの資金調達や、他の企業との事業提携において、ベンチャー企業が特許権を取得していることは、技術力を裏付ける強力なアピール材料となる。したがって、ベンチャー企業にとっては、資金調達や提携のタイミングまでに重要な技術の権利化を進める必要があり、スピーディな審査が望まれる場面も少なくない。さらに、ベンチャー企業は権利取得の経験が少ないため、ビジネスで活用できる特許権取得には、審査の際、審査官とコミュニケーションを十分に図ることが重要である。

そこで、2018年7月から、特許審査に関する

ベンチャー企業支援策として、ベンチャー企業を対象とする「面接活用早期審査」及び「スーパー早期審査」を開始している。

ベンチャー企業対応面接活用早期審査は、ベンチャー企業の「実施関連出願」を対象に、一次審査通知前に面接を行うことで、ベンチャー企業が戦略的に質の高い特許を早期に取得できるものである（2019年実績：34件）。

ベンチャー企業対応スーパー早期審査は、ベンチャー企業の「実施関連出願」を対象に、スーパー早期審査のスピードで対応することで、とにかく早く特許権を取得したいというニーズに応えるものである（2019年実績：310件）。

¹ 知財戦略支援から見えたスタートアップがつまづく14の課題とその対応策
https://ipbase.go.jp/assets/pdf/ipbase_case_study.pdf



③日本発知財活用ビジネス化支援(ジェトロ・イノベーション・プログラム)

特許庁では、JETROに対する補助金事業として、日本で産業財産権を保有している日本の中堅・中小・ベンチャー企業を対象に、シリコンバレーや深圳など、世界有数のベンチャー・エコシステムを擁する地域で開催される展示会へのブース出展、ビジネス・マッチングイベントへの参加を支援し、海外展開を促進する事業を2015年度から行ってきた。

2019年度は、シリコンバレー、深圳、ASEANにおいて実施した。

④スタートアップに対する料金の軽減制度

一定の要件を満たすスタートアップの特許出願については、特許庁へ支払う手数料の一部を軽減する制度が利用可能である。

【対象者】下記の要件をいずれも満たしていること

- ・ 設立後10年未満で資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること
- ・ 大企業(資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人)に支配されていないこと

【軽減措置の内容(国内出願)¹⁾】

- ・ 審査請求料1/3に軽減
- ・ 特許料(第1年分から第10年分) 1/3に軽減

【軽減措置の内容(国際出願)²⁾】

- ・ 送付手数料・調査手数料1/3に軽減
- ・ 予備審査手数料1/3に軽減

(2)スタートアップと知財のコミュニティ構築に向けて

スタートアップにとっては、知財はハードルが高く、対応が後回しになりがちであるため、知財戦略構築に向けて具体的に動き出すためには何らかのきっかけが必要である。しかしながら、スタートアップが普段コミュニケーションをとるコミュニティに弁理士などの知財の専門家が十分入り込めていないことや、知財戦略の重要性を十分に理解している投資家が多くないこと等の理由から、そのようなきっかけに遭遇しにくいのが現状である。特許庁では、スタートアップと知財の距離を縮め、スタートアップが知財に取り組むきっかけとなるよう、スタートアップ向け知財コミュニティの構築を推進している。

①スタートアップ向けのイベント・セミナーの実施

スタートアップ向けのイベント・セミナーの企画を通じて、スタートアップに対して普及啓発を行うとともに、実際に知財の専門家に出会える機会を創出している。2019年度は、スタートアップや知財専門家等が参加するイベント・セミナーを計32回、スタートアップが集中する東京を中心に、大阪、福岡等の地方都市でも実施した。

②知財ポータルサイト“IP BASE”

スタートアップが「まず見るサイト」、知財専門

2-7-3 図 【スタートアップ向け知財ポータルサイト“IP BASE”及びSNSでの情報発信】



1 国内出願の減免制度について<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html>

2 国際出願の軽減制度についてhttps://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html



家と「つながるサイト」を目指した知財ポータルサイト「IP BASE」¹とSNS²を通じてスタートアップ向け知財情報を発信している。IP BASEでは、先輩CEOのインタビュー記事など、スタートアップの知財意識向上を図るための魅力的なコンテンツを掲載している。また、会員登録者向けにスタートアップ支援を行う知財専門家の検索機能や知財専門家への質問機能を設けている。さらに、会員登録者のニーズに基づいたテーマで勉強会を開催し、知財への興味関心がより高いスタートアップ

プについて一層のレベルアップを図っている。

③IP BASE AWARDの開催

2019年からスタートアップ×知財のベストプレイヤーを表彰する「IP BASE AWARD」を開催し、ベンチャー・スタートアップ企業における知財全般に関して、意欲・先進性・注目度などの観点から、めざましい取組をした個人・組織を表彰した。表彰は、知財専門家部門、スタートアップ部門、エコシステム部門の3部門で実施した。

2-7-4 図 【IP BASE AWARD 表彰結果】

【知財専門家部門】	
グランプリ	六本木通り特許事務所 大谷 寛氏
奨励賞	中村合同特許法律事務所 山本 飛翔氏 特許業務法人 IPX 代表弁理士 CEO 押谷 昌宗氏
【スタートアップ部門】	
グランプリ	株式会社エクサウィザーズ
奨励賞	株式会社ビードットメディカル 株式会社カウリス
【エコシステム部門】	
グランプリ	マスターマインドビジネスコミュニティ
奨励賞	宇宙人クラブ 株式会社 IP Bridge

2-7-5 図 【IP BASE AWARD 受賞企業・団体】



1 IP BASE <https://ipbase.go.jp/>

2 Twitter [IP BASE] : https://twitter.com/IP_BASE

Facebook [IP BASE] : <https://www.facebook.com/IPBASE/>



第1回IP BASE AWARD スタートアップ部門グランプリ

株式会社エクサウィザーズ 代表取締役社長 石山 洸氏 インタビュー

社会的に価値の高い知財が指標として測れる時代がやってくる

文●松下典子 聞き手・編集●北島幹雄／ASCII STARTUP 撮影●曾根田元

序文 株式会社エクサウィザーズは、超高齢化社会へ向けた課題解決を主軸に、幅広い領域におけるAIプロダクト開発を展開しているAIベンチャーだ。AIは社会での多様な領域への活用が期待されている一方、実際には現場への導入・運用の難しさや、オープンイノベーションにおける知財の権利帰属の課題などがあるが、同社ではそれをビジネスへつなげる仕組みを知財から作り上げている。第1回IP BASE AWARD スタートアップ部門グランプリを受賞した同社に、現場ニーズにフィットするAIの開発手法、知財をビジネスへつなげていくための仕組みについて、代表取締役社長の石山 洸氏から話を伺った。



株式会社エクサウィザーズ 代表取締役社長 石山 洸(いしやま・こう)氏
東京工業大学大学院総合理工学研究科知能システム科学専攻修士課程修了。2006年4月、株式会社リクルートホールディングスに入社。同社のデジタル化を推進した後、新規事業提案制度での提案を契機に新会社を設立。2014年4月、メディアテクノロジーラボ所長に就任。2015年4月、リクルートのAI研究所であるRecruit Institute of Technologyを設立し、初代所長に就任。2017年3月、デジタルセンセーション株式会社取締役COOに就任。2017年10月の株式会社エクサインテリジェンスとの合併を機に現職就任。静岡大学客員教授、東京大学未来ビジョン研究センター客員准教授。

AIを用いた社会課題解決を 幅広い領域に展開する理由

株式会社エクサウィザーズは、静岡大発AIベンチャーの株式会社デジタルセンセーションと、京大・阪大のAI研究者が立ち上げた株式会社エクサインテリジェンスの合併により、2017年に設立

された会社だ。AIを用いた社会課題の解決をミッションに掲げ、超高齢化社会へ向けた仕組みづくりとして、ケアテック、メドテック、フィンテック、HRテック、ロボティクスなど広範な領域で事業を展開している。



同社ならではのケアテック事業では、介護現場のベテラン介護士の基本動作を解析し、ノウハウの継承や症状の早期発見などに役立つAIの開発に取り組んでいる。そのようなヘルスケア・福祉への取り組みによる知見は、フィンテックなど別の領域でも適用される。また、労働人口が減少し、人件費が上がる中で事業を持続可能とするには、HRテック、ロボット、DX（デジタルトランスフォーメーション）をいかにうまく導入していくのかも重要となる。HR領域においては、2018年に牛井チェーン吉野家へのシフト管理AIを開発するなど、1つの特定領域にとどまらない展開がエクサウィザーズの特徴だ。石山氏いわく、今後はリテールテックなどにも領域を拡げていく計画だ。

事業へのリソース集中という点において、一般的なスタートアップであれば1つの事業を集中的に手掛けることになるが、エクサウィザーズの場合、複数の事業を同時に走らせている。それを可能にしているのは、知財を活用したBtoBのビジネスモデルだ。

200名の社員のうち、半数がエンジニア、約30名が外資系コンサルファーム出身者で占められているのが同社の特徴だ。多くの企業では、AIやDXへのニーズがあるものの、社内人材は不足しているため、AIスタートアップといった先進的な技術を持った先と共同で作っていきたいと考えている。しかし、AIスタートアップのほうにしてみれば、そのような受託開発だけでは事業としてなかなかスケールしない。

「BtoBでは、大企業との知財の持ち方を工夫すると、プロジェクトの終了後もお互いにプロジェクトの中で生まれた知財をうまく活用できます。」と石山氏。エクサウィザーズは積極的なオープンイノベーションをビジネスモデルに組み入れており、プロジェクトをこなすたびに新たな知財やノウハウが生まれ、それを生かして領域を広げるほど、売上が伸びていく構造にしているという。

エクサウィザーズ × 日本気象協会
気象ソリューションサービスを共同開発
日本気象協会が持つ様々な気象に関するデータをAIで解析を行うことで、需要予測を始め「気象データのAIプラットフォーム」の開発を目指しています。

エクサウィザーズ × YOSHINOYA HOLDINGS × SECOM
勤務シフト自動作成サービスの開発
国内初となる、AIと行動心理学を活用した勤務シフト自動作成サービスを3社で共同開発を行い、店舗運営ノウハウとAIによるリコメンド機能を組み合わせ、飲食・小売業界の生産性向上に寄与します。

エクサウィザーズ × 関西電力
有害鳥獣対策ソリューションにおけるAI映像解析モデルの構築
農作物被害が深刻化している有害鳥獣対策として、監視カメラで撮影した映像から有害鳥獣の出没（動物の識別）を自動検知する解析モデルを共同開発。今回は、広域かつ低解像度の監視カメラの映像を活用して、有害鳥獣の中でも小型で検知難易度が高いとされる「サル」の自動検知モデルを構築し、検証を行っています。

<https://exawizards.com/business/innovation>



さらに、複数の技術×複数の領域で新しいコラボレーションが生まれてくる。また、そのような幅広い領域を手掛けることが、ポートフォリオとしても機能する。HRやフィンテックは短期間の開発で実装できるが、創薬やロボットは時間がかかる。介護は更に長期的な道のりとなる。

「手前の売り上げでR&Dできるもの、資金調達を得て開発するもの、大学の研究室とともに予算承認を得た国家プロジェクトで進めていくものがあり、うまくポートフォリオとしてバランスが取れていると思います。」

知財ニュースを全社員へ配信して、 知財創出を促進

知財が生まれやすい環境ではあっても、それぞれに業務を抱えている社員が知財活動へ積極的に参加していくのは容易ではない。どのように社内の体制を整えていったのか。

石山氏は、東大の未来ビジョン研究センターで日本知財学会の渡部俊也会長の研究室に客員准教授として在籍し、先端的な技術における知財のソフトローを作る側の立場でもある。またエクサウィザーズ法務部には、同研究室で大企業とベンチャー企業の取引ガイドラインを作成していたメンバーもいる。

ただし、そのような経営陣の知財意識が高い一方で、現場の社員で見ると、知財の考え方や重みには個人での温度差があった。本格的な知財活動への取組が一気に進んだのは、約1年前、同社コーポレート統括部 法務部 知財担当 弁理士の梶 大樹氏が入社してからのことだ。

「私が入る以前は管理体制がなく、エンジニアが片手間に出願していたため、やり取りで残っているのはメールベースばかり。何件の出願があるのかを把握している人がおらず、現状を把握するだけで1ヵ月かかりました。」と梶氏。

まずは最低限の管理体制を整え、次に、全社員向けに知財ニュースの配信を始めた。「実際に発明を考えるのは、エンジニアやコンサルの方たち。現場で『これは特許になる』、『商標を取らなくてはいけない』といった基本的な発想を持っていないと何も進みません。」(梶氏)

今では、事業部のほうから商標や特許出願について相談されることも増え、梶氏一人では手が足りなくなり、知財担当者の採用活動もしているほどになった。

オープンイノベーションの場合、スタートアップと大企業側で知財のバランスがうまく取れなければ、事業がスムーズに立ち行かないケースもある(参考：オープン・イノベーションのベストプラクティス¹)。エクサウィザーズでは、弁理士の梶氏と法務部の弁護士2名が連携して、契約段階から不利にならないように対応しているとのこと。

このような石山氏のオープンイノベーションに対する考え方には、リクルート時代に米国のスタートアップ投資を手掛けていた経験による部分が大い。

「ITは参入障壁が低くて入りやすいと捉えがちですが、本当に能力の高いエンジニアは1000人に1人。売り手市場であることを理解して、大企業側が相当な努力して関係性を築かないと、優秀なスタートアップとコラボレーションはできません。Win-Winになれるよう、戦略的に交渉を進めていくことが重要でしょう。」(石山氏)

社会的に価値の高い知財が指標として測れる 時代がやってくる

現在、エクサウィザーズは中国とインドに子会社があり、海外事業にも取り組んでいる。国によって社会課題の違いや活用できるデータの種類の違いがあり、例えば、海外事業でPoCを実施してモデルを作り、日本での事業展開につなげられることもあるという。また、高齢化が本格的に訪れる中国市場では介護領域への参入を進めており、既に介護×AIの国際特許出願なども進めている。

1 <https://ipbase.go.jp/public/oi.php>



「介護×AIは、グローバルで知識共有がまだあまりなされておらず、介護技法も世界各国でノウハウがバラバラであり集約されていません。介護保険制度も国によって異なります。超高齢化社会という点で日本が先行しており、遺伝子レベルから創薬、認知症の行動症状を低減させるAIまで幅があります。知識共有の仕組みができていないからこそ、グローバルのチャンスがあります。」
(石山氏)

最後に、これからのスタートアップの知財活動のあり方について伺った。

「ひとつは制度面。AIなどの新しい技術が出てくる中で、現行の知財制度では対応できない部分が出てきます。制度の失敗にならないように、スタートアップ側からあるべき世界感をどんどん発信して、制度自体を変えていく必要もあるでしょう。商標などは、AIで画像解析して判断できる領域もあるので、テクノロジーを制度にからめて導入していく形も考えられます。

もうひとつは、社会的に価値の高い知財をいかに生み出していくかが重要です。例えば弊社であれば、我々のプロダクトを導入することで、生活の質は指標としてどれだけ上がるのか、社会保障費がどれだけ抑制されるのかについてよく議論をしています。」

これまでエビデンスに基づいた開発をしていたのは医療や創薬分野に限られ、一般的なサービスの社会的価値はあいまいにされてきた。しかし、今はAIなどを用いてデータを解析すれば、企業が提供しているあらゆるサービスやプロダクトの社会的価値が測れる時代だ。今後は、より社会的な有効性に基づいたプロダクト開発が重要になってくる。新たな技術やノウハウといった知財もそこには必ず生まれてくるだろう。



株式会社エクサウィザーズ

<https://exawizards.com/>



2. 中小企業への支援

我が国の中小企業は、全企業数の99.7%を占め、日本の産業競争力やイノベーションの源泉として大きな役割を果たすとともに、地域の雇用を支える日本経済にとって欠かすことのできない重要な存在となっている。

しかしながら、中小企業における知財活動は穏やかな進展をみせているものの、例えば、特許出願件数に占める中小企業の出願の割合は約16%にとどまっており、企業数からみても、一層の加速が必要である。

このため、中小企業に対し、知財の意識を高め、知財の取得・活用を促進することにより、中小企業のイノベーションの創出を支援し、地域の活性化へとつなげるためにも、中小企業への支援施策の充実を図っているところである。

本節では、特許庁の中小企業向けの支援施策について紹介する。

(1) 地域知財活性化行動計画の実施及び次期計画策定への期待

特許庁では、知的財産の取得・活用を促進させることで、地域・中小企業のイノベーション創出を支援し、我が国の成長力向上に寄与するとともに地方創生にも資することを目的として、2019年度までの「地域知財活性化行動計画」（2016年9月26日産業構造審議会知的財産分科会決定。以下「第1次行動計画」という。）を策定した。

第1次行動計画において、特許庁はこれまで、(i)「着実な地域・中小企業支援の実施」、(ii)「地域・中小企業の支援体制の構築」、(iii)「成果目標(KPI)の設定とPDCAサイクルの確立」という3つの基本方針に則り、INPITをはじめとした支援機関¹と連携を図り、ユーザーの視点に立ち、地域・中小企業支援を推進してきた。その結果、中央レベルでは、特許出願件数に占める中小企業の割合や、全国のINPIT知財総合支援窓口における相談支援実績が増加²した。また地域レベルでは、各地域・中小企業に対する支援施策をよりきめ細やかに実施するため「都道府県の特徴を踏まえた平成31年度までの目標」（地域KPI）を設定し、PDCAサイクルを確立した結果、自治体の関係者間で知財の意識が転換し、自治体の新たな経済戦略に知財活用について言及された例

や、新商品の特徴的なネーミングを商標として保護し、特許技術を利用して商品の付加価値化を図った結果売上が増加した例など、多くの成果が生まれた。

一方、第1次行動計画に基づく取組を推進する中で、知財活用の目的が明確化されていない地域・中小企業が依然として多く、また知財経営を実践している中小企業が少ない等といった課題が見出された。また、ここ数年の間に、オープン・イノベーションの進展やデータ・人工知能・IoT等の技術的進展といった社会変革が進んでおり、技術面や知財戦略面において知財を取り巻く現状は大きく変化していることから、地域・中小企業支援においてもその実装が急務であると言える。さらに、今般の新型コロナウイルスの世界的蔓延による経済的影響を考慮し、特許庁は地域・中小企業に対し最適な支援策を活用し、地域のイノベーションの促進を図る必要がある。

これらの課題を解決するとともに、新たな情勢を踏まえた地域・中小企業に対する取組を推進するため、特許庁、INPIT及び自治体等の各関係主体共通の行動計画として、2020年度から2022年度の3年間の「第2次地域知財活性化行動計画」を策定³することとし、引き続き地域・中小企業支援のより一層の充実を図っていく。

1 支援機関とは、よろず支援拠点、(独)日本貿易振興機構、(独)中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、(一社)発明推進協会、各道府県発明協会、日本弁理士会等を指す。

2 特許出願件数に占める中小企業の割合は、平成27年の14%から、令和元年は16.1%に増加。全国の知財総合支援窓口における相談件数は、平成27年度の8万件から、令和元年度は10.7万件に増加。

3 2020年7月に策定・公表を予定。

(2) 企業の海外展開における費用面の支援

① 中小企業に対する外国出願支援¹

経済のグローバル化に伴い、中小企業においても海外進出が進んでいるが、海外市場での販路開拓や模倣被害への対策には、進出先において特許権や商標権等を取得すること等が極めて重要である。しかし、海外での権利取得には多額の費用がかかり、資力に乏しい中小企業にとっては大きな負担となっている。

特許庁では2008年度から中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して外国出願に要する費用の一部を補助している。2014年度には、地域実施機関としての都道府県等中小企業支援センター²のほか、全国実施機関として独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)を補助事業者に加え、すべての都道府県の中小企業に対し、支援可能な状況になった。2019年度は47地域の都道府県等中小企業支援センター等及びJETROで実施し、855件(前年度比2.6%減)を支援した。

〔事業内容〕

○補助率：2分の1以内

○補助額：

1企業に対する上限額：

300万円(複数案件の場合)

案件ごとの上限額：

特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円、冒認対策商標³30万円

○補助対象経費：

外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用

② 戦略的知的財産活用型中小企業海外展開支援事業

人材、資金、情報等が不足する中小企業にとっては、高い技術を有していても、海外展開に踏み切ることが容易ではない。また、中小企業がグローバルニッチトップを目指すためには、経営戦略、技術・研究開発戦略、知的財産戦略などを総合的に立案・実行していくことが必要である。

そこで特許庁では、2019年度から、高い技術力を有する中小企業の海外展開を戦略的に支援するため、特許協力条約(PCT)に基づく国際出願を予定している中小企業に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)を通じて、3年間にわたり、専門家によるコンサルティング支援を行うとともに、国際出願に係る費用の1/2を助成している。

③ 中小企業に対する知的財産侵害対策⁴

経済のグローバル化とアジア地域の経済発展に伴い、特にアジア地域において日本企業の商品の模倣品が製造され、世界中で被害が報告されている。模倣品の氾濫は、消費者に対するブランド・イメージの低下や製品の安全性の問題等、企業に悪影響をもたらすおそれがあり、対策を講ずることが極めて重要である。特許庁では2014年度⁵から、中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、JETROを通じて、海外で取得した特許・商標等の侵害を受けている中小企業に対し、模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査、調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発までを実施し、その費用の一部を助成している。2019年度は17件を採択した。

また、2015年度から、海外で冒認出願され取得された権利等に基づいて中小企業等が知的財産侵害で訴えられた場合等の弁護士への相談や

1 お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html

2 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第7条第1項の規定による指定法人。指定法人数は全国60か所で、都道府県及び同法施行令第2条に掲げられている政令市に設置。

3 冒認対策商標：悪意の第三者による先取出願(冒認出願)の対策を目的とした商標出願。

4 お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_kaigaishingai.html

5 2005年度から2013年度まで、中小企業庁の中小企業海外展開等支援事業費補助金(中小企業知的財産権保護対策事業)として模倣品に関する侵害調査に係る費用の一部を助成する事業を実施。2014年度からは侵害調査及び調査結果に基づく模倣品業者への警告文作成、行政摘発費用を支援対象に加え、特許庁で実施。



訴訟準備・訴訟に係る費用の一部を助成する防衛型侵害対策を実施し、2019年度は2件を採択した。

2016年度からは、新たに海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の、当該商標の無効・取消係争に要する費用の一部を助成する冒認商標無効・取消係争支援を実施し、2019年度は15件を採択した。

■模倣品の調査、模倣品業者への対策費用に関する支援(模倣品対策支援事業)

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：400万円

○補助対象経費：

現地侵害調査費、模倣品業者への警告文作成費、行政摘発費用等

■冒認出願等により現地企業から知的財産侵害で訴えられた場合の対策費用に関する支援(防衛型侵害対策事業)

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：500万円

○補助対象経費：

海外での係争に要する費用(損害賠償・和解金を除く)

例：弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置、和解に要する費用等

■海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の当該商標無効・取消係争費用に関する支援(冒認商標無効・取消係争支援事業)

〔事業内容〕

○補助率：3分の2

○上限額：500万円

○補助対象経費：

海外での冒認商標無効・取消係争に要する費用(損害賠償・和解金を除く)

例：異議申立、無効・取消審判請求、訴訟に要する費用等

④海外における知財係争対策¹

海外での現地企業による出願件数の増加に伴い、中国をはじめ、海外での知財係争に中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にある。

中小企業は資金不足から応訴することができず、事業撤退や会社の存続の危機に追い込まれるなど、海外でのビジネス環境の悪化が懸念される状況にあり、対策を講じることが重要である。

そこで、特許庁では、2016年度に、中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合の「セーフティネットとしての施策」として、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会を運営主体とした知財分野としては初めての海外知財訴訟費用保険制度を創設した。

創設に伴い、中小企業が本保険に加入する際には、保険掛金への助成を行う補助事業を実施しており、中小企業の保険加入を促進している。

〔事業内容〕

○補助率：2分の1(継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は、3分の1)

○補助対象経費：中小企業等の保険掛金

⑤海外における知財活用支援

2015年度から、JETROを通じて、海外への技術流出を防ぎつつ、中堅・中小企業の知的財産を活用した海外でのビジネス展開の促進を支援するための取組を開始した。

2016年度からは、地域団体商標の海外展開を支援する取組を拡充して実施している。

〔事業内容〕

ライセンス契約の締結や販路開拓等、外国での知的財産権の活用を目指す中堅・中小企業や地域団体商標登録団体に対して、以下の支援を実施している。

¹ お問い合わせ先等その他詳細な情報は下記ウェブサイト参照
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html



- 国内外におけるセミナーの開催から現地専門家を活用したビジネスプランの作成支援やビジネスパートナーへのプレゼンテーション機会の提供等にわたる包括的支援。
- 海外見本市への出展支援及び現地における商談会等の開催によるビジネスパートナーとの商談機会の提供。
- 採択された企業・団体が持つ技術やブランド等を活かした商品等を海外展開するためのプロモーション活動の支援を実施。
- 現地パートナー候補の発掘等、海外事業展開に必要な調査の実施。

(3) 金融機関の取引先企業の価値向上に向けて「知財金融促進事業」¹

金融機関による、取引先企業が保有する知的財産の理解を切り口とした融資やビジネスへの支援は、中小企業における知的財産への取組意識を高め、知的財産活用の裾野の拡大につながる。また、中小企業からは、特許等の知的財産を金融機関に正しく理解してもらい、資金調達やビジ-

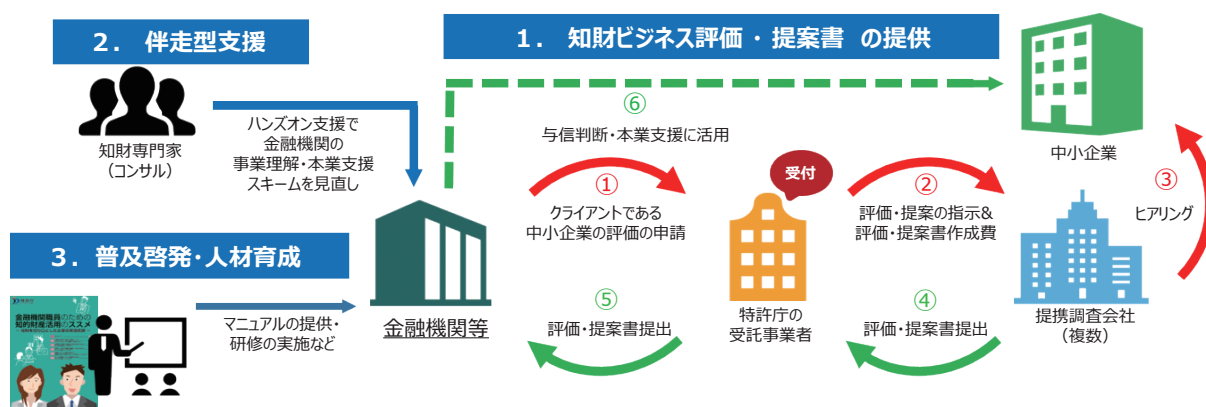
ネス拡大に向けた相談につなげたいとの期待がある一方で、金融機関には中小企業の知的財産を活用したビジネスについて適切に理解しアドバイスできる人材が不足している現状がある。

そこで特許庁では、金融機関が取引先企業の知的財産に着目し、その企業の事業・経営支援を行う取組(知財金融)を、「中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業」を通じて支援している。

<支援スキーム>

- ・知財ビジネス評価書・提案書の提供：中小企業の知的財産を活用したビジネスを評価した評価書や、さらに経営課題に対する解決策を盛り込んだ提案書を専門機関が作成し、金融機関に提供。2019年度は、評価書と提案書合計で167件作成。
- ・伴走型支援：知財専門家を金融機関に派遣し、知財を切り口とした事業理解や成長支援の枠組みを金融機関内に構築。
- ・普及啓発・人材育成：ポータルサイトの運営やマニュアルの更新、セミナーを開催。2019年度は、セミナーを2回開催。

2-7-6 図【中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業における支援スキーム】



¹ 詳細は「知財金融ポータルサイト」を参照。
<https://chizai-kinyu.go.jp/>



(4) 特許情報の有効活用のための支援¹

特許情報とは特許の出願や権利化に伴って提供される公開情報であり、これを調査・分析することによって、競合他社の動向や技術開発のトレンド等を知ることが可能となる有益なデータとなる。したがって、これを積極的に事業戦略に活用することが企業の発展のために重要である。

しかし、特許情報の調査・分析を適切に行い事業戦略に活かすためには専門的知識が必要であり、また、調査内容によっては少くない費用がかかることから、先行技術調査等の特許情報分析にかかる公的支援へのニーズは高いと考えられる。

そこで、中小企業等の事業活動における事業構想、研究開発、出願及び審査請求の各段階のニーズに応じた包括的な先行技術調査を支援し、中小企業等における特許情報の活用を推進するための取組を実施している。

〔事業内容〕

a. 特許情報の調査・分析に関する支援

①事業構想、研究開発、出願の各段階にある中小企業等に対し、以下に掲げる支援を目的として、専門家によるヒアリング結果を踏まえた効果的な特許情報分析を実施。(2019年度実績：89件)※利用者の自己負担なし

- ・新分野への進出、新製品の開発を目指す中小企業等の研究開発戦略の策定支援。
- ・強い権利の取得や権利化可能性の向上を図ることを目的とした、中小企業等におけるオープン・クローズ戦略等の策定支援。

②審査請求を行う前の特許出願を有する中小企業等に対し、効果的な権利取得判断の支援を目的として、先行技術文献の調査を実施。(2019年度実績：46件)※利用者の一部負担あり

b. 特許情報を利用した事業活動の普及・啓発

特許情報の活かし方の説明や、特許情報を事業活動に活用する中小企業等の取組紹介をもとに、特許情報分析のメリットを普及・啓発するための周知活動を実施している。

¹ お問い合わせ先等その他詳細については下記ウェブサイト参照
https://www.inpit.go.jp/katsuyo/patent_analyses/index.html



3. 大学等への支援

我が国産業の国際的な競争力を確保しつつ持続的な発展を実現していく上で、イノベーションの促進を効率的に進める必要がある。そこで、特許庁・INPITでは、イノベーションの源泉である大学、研究開発機関等の研究成果を社会に橋渡しするため、知財戦略の策定などの知財マネジメントの支援や事業化を見据えた知的財産の権利化等に関する支援を実施している。

(1) 知財戦略デザイナー¹

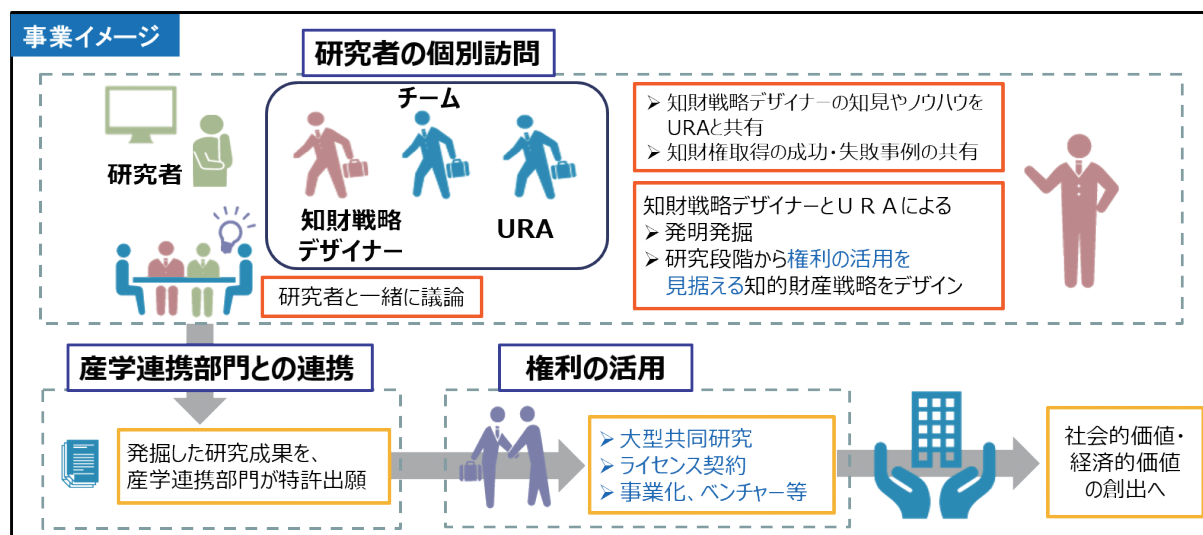
大学の優れた「知」である研究成果を、広く社会へと還元して、更なる研究の発展や社会実装へとつなげていくために、知的財産が重要な役割を担う。

そこで、特許庁では2019年度から大学の「知」の取り扱いに精通した知財戦略デザイナーが大学のURA（リサーチ・アドミニストレーター）をはじめとする研究支援担当者とチームを組み、知的財産権の保護が図られていない研究成果の発掘を行う事業を実施している。知財戦略デザイナーは、研究者との対話を通じて、従来技術と

比較した研究内容の強みを明らかにし、研究成果が国プロ等の大型共同研究への発展や事業化などを通して社会で大きく花開く将来設計図を研究者に提案する。そして研究者が目指す将来設計図につなげるため、研究成果を公表するタイミングなどと絡めて、保護すべき研究成果や知財取得のタイミングなどを明確にした知的財産戦略を研究者目線でデザインして、知的財産権の活用を通じた社会的価値・経済的価値の創出を支援する。

2019年度には、22名の知財戦略デザイナーを28大学に派遣した。

2-7-7 図【知財戦略デザイナー派遣事業の概要】



¹ 詳細は下記を参照
https://www.jpo.go.jp/support/daigaku/designer_haken.html



(2) 知的財産プロデューサー^{1,2}

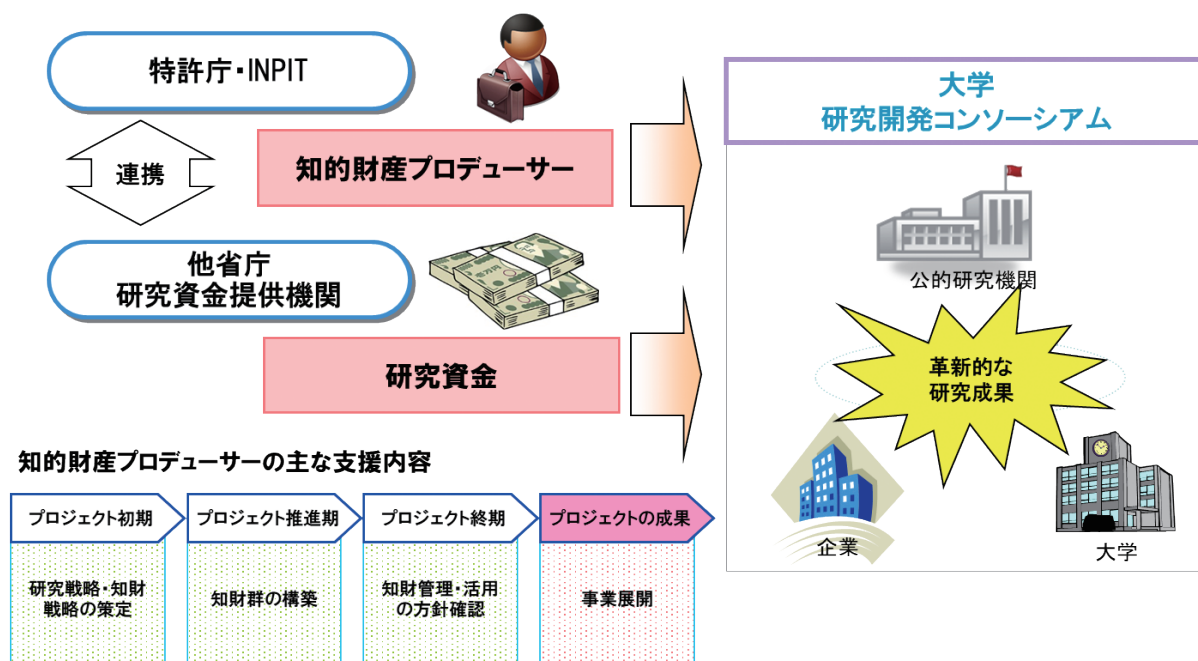
公的資金が投入された研究開発コンソーシアムや大学には、革新的な研究成果の創出や国際競争力の向上が期待されている。我が国のイノベーションの促進に寄与することを目的とし、公的資金が投入された研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等を対象に、知的財産の視点から、成果の活用を見据えた戦略の策定、研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を支援するため、企業での知的財産実務経験等を有する専門人材である知的財産プロデューサーを派遣している。

具体的には、プロジェクト初期では知財管理基盤の整備、研究開発戦略・知財戦略の策定の支援、プロジェクト推進期では戦略的な知財群の構築等知財マネジメントの推進の支援、プロジェクト終期ではプロジェクト全体で獲得した知的財産成果の総括と情報共有の支援、プロジェクト終了後の知的財産管理主体における知的財産管理・活用方法の確認・共有の支援を行っている。

◇2019年度実績

派遣：延べ 39プロジェクト

2-7-8 図【知的財産プロデューサー派遣事業の概要】



1 お問い合わせ先：下記ウェブサイトの「31. 知的財産の活用に関すること」を参照
<https://www.jpo.go.jp/faq/list.html>

2 詳細は下記を参照
<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ippd/index.html>



(3) 産学連携知的財産アドバイザー^{1,2}

事業化を目指す産学連携活動を展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣して、事業化を目指す産学連携プロジェクトの知的財産マネジメントを支援することにより、地方創生に資する大学等の活動を促進している。

「プロジェクト支援A型」と「プロジェクト支援B型」の2つのプログラムを推進している。「プロジェクト支援A型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、事業化を目指す産学連携プロジェクト案件を有している大学に対し、進行中

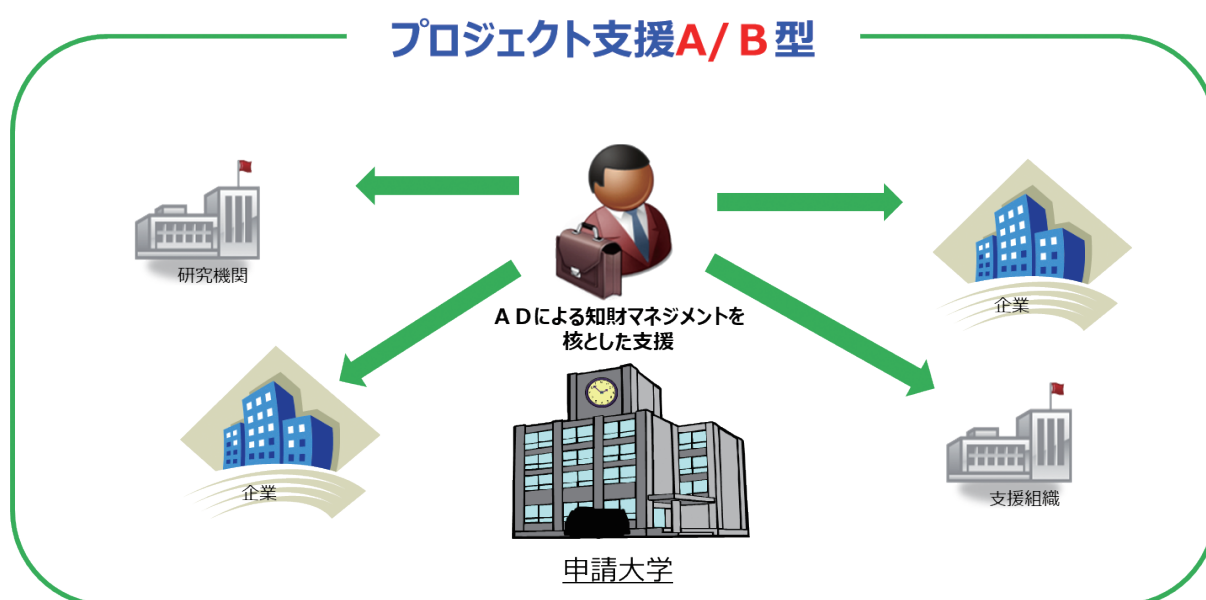
のプロジェクトの事業化への加速を支援している。「プロジェクト支援B型」においては、産学連携知的財産アドバイザーが、技術シーズ・ニーズ又はデザインが複数存在しているもののこれに基づく産学連携プロジェクトの創出まで至っていない大学に対し、プロジェクトの創出から事業化へ向けた産学連携活動を一貫して支援している。

◇2019年度実績

派遣：22大学

(プロジェクト支援A型11大学、プロジェクト支援B型11大学)

2-7-9 図【産学連携知的財産アドバイザー派遣事業の概要】



プロジェクト支援A型：進行中の産学連携プロジェクトの事業化への**加速を支援**

プロジェクト支援B型：プロジェクトの創出から事業化へ向けた産学連携活動を**一貫して支援**

(いずれも商品プロトタイプが顧客の評価を得るレベルを目指す)

1 お問い合わせ先：下記ウェブサイトの「31. 知的財産の活用に関すること」を参照
<https://www.jpo.go.jp/faq/list.html>

2 詳細は下記を参照
<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/uicad/index.html>



知財戦略デザイナーの支援事例

～客観的データを用いて、
発明発掘から社会実装までをデザイン～

2019年度に知財戦略デザイナーを派遣した28大学は、国立大学・公立大学・私立大学を含み、規模や学内の組織構造なども相違するため、知財戦略デザイナーは各大学の状況に応じた様々な活動を展開した。特許庁HPでは、これら活動から得られた知見(ナレッジ)をナレッジ集としてとりまとめ、公表している¹。本コラムでは、数ある事例の中から、多くの大学に共通の課題「客観的データに基づく産学連携ポテンシャルの分析」に対する、開本亮(ひらきもと あきら)知財戦略デザイナーのアプローチを紹介する。

●支援先大学の背景

リサーチ・アドミニストレーター (URA)²・産学連携担当者(以下、「URA等」という。)は、自発的に特許出願や産学連携の相談にくる研究者以外の研究内容を把握することは難しく、社会実装や産学連携に向けて支援すべき研究成果を見落としているのではないかという問題意識があった。

その問題に対処するため、URA等が学内の研究者に対して能動的に知財支援しようと思っても、研究室HPや大学シーズ集の情報更新が遅れていることもあるため、訪問すべき研究室が分からないことが多く、また、限られたURA等の体制で学内の全ての研究者にヒアリングに行くことも現実的に不可能であった。

そのような状況にあったところ、知財戦略デザイナーの以下のような支援により、突破口が開けた。

●客観的データ(クロスマップ)を用いて、発明発掘へ

知財戦略デザイナーは、以下のように、まずは(STEP1)として、支援先大学の強みである研究領域を特定することにし、更に(STEP2)として、当該研究領域において、近い将来、産学連携につながる可能性の高い研究成果を特定することを試みた。

STEP1:

科学技術の論文には、その論文の研究分野を表すJST分類コード³(論文分類)が付与されている。そこで、支援先大学に所属する研究者の論文を一括取得し、各論文の論文分類を抽出するとともに、論文内容に対応する国際特許分類(IPC)を付与⁴した。論文分類と特許分類を2軸としたクロスマップを作成し、クロスマップから、論文数が多い(図1においてバブルが大きい)領域を支援先大学の強みである研究領域と特定。

1 「知財戦略デザイナー派遣事業2019ナレッジ集～大学の埋もれた知的財産からイノベーションを創出していくために～」
https://www.jpo.go.jp/support/daigaku/document/designer_haken/2019-knowledge.pdf

2 研究活動プロジェクトの企画・運営、知的財産の管理・運用等の研究者を支援する業務を行う大学教職員

3 「JST科学技術分類表」に基づく8桁の分類コード

4 科学技術振興機構(JST)が作成した文献データベースの検索サービスJDreamⅢでは、一部の文献にはIPCが付与されており、IPCを用いた文献検索が可能となっている。本知財戦略デザイナーは、中央大学難波英嗣教授と共同採択された科研費で開発したAIソフトを用いて国際特許分類の付与を行った。前者と後者の主要相違点はk-nn法とニューラルネット法であるが、いずれも難波英嗣教授の技術指導によるものである。



STEP2:

産学連携につながる可能性を見るには、更に、産業界の動向を分析する必要があり、そのためには特許情報の分析が有効。そこで、STEP1で特定した研究領域に対応する国際特許分類の特

許出願動向の経年変化を作成。作成した特許出願動向の企業の出願傾向などを基に、URA等と一緒に、今後産学連携につながる可能性の高い研究成果を特定。

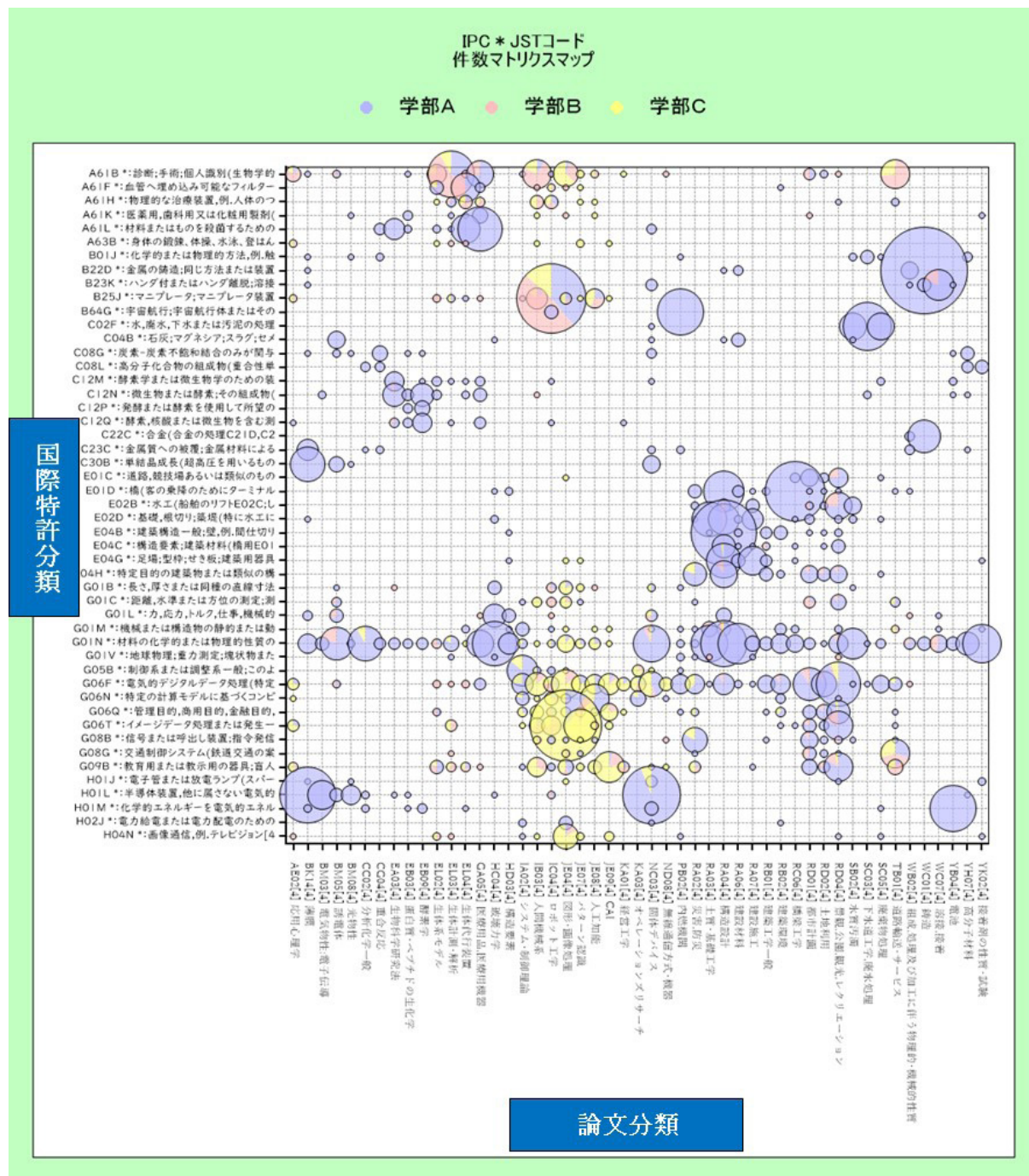


図1 論文分類×特許分類のクロスマップ

●社会実装をデザイン

クロスマップにより特定した研究者を、知財戦略デザイナーとURA等と一緒に訪問。研究者の研究領域において特許出願している企業情報を研究者に説明しつつ、研究者との対話を通じて、従来技術と比較した研究者の研究の強みを明確化した。そして、研究の強みを踏まえて、知財戦略デザイナーが今後の応用可能性のある技術

分野や社会実装の出口をデザインし、研究者、URA等と一緒に、社会実装への道筋を議論。研究者の目指す出口につなげるためには、物の発明・方法の発明のいずれか又は両者を権利取得すべきか、広くて強い特許権利範囲とするために請求項をどう記載するかも併せて議論を重ねている。

<A大学のコメント>

知財戦略デザイナーに作成して頂いたクロスマップは、研究者の特定に役立つのみならず、論文分類と国際特許分類に基づく客観的なデータで大学全体の研究者を俯瞰できるため、学内に幅広く共有でき、大学の強みを説明する際に説得力のある資料として活用でき、大変有用でした。また、研究者の研究領域において特許出願している企業の情報や研究者の論文情報などに基づき、研究者、URA等と知財戦略デザイナーと一緒に議論する中、研究者がそれまで意識してなかった応用展開を見出すことができました。現在、研究者の目指す出口につなげるべく、特許出願に向けた手続きを進めています。

に効果的な手法であることが実証できました。このような手法は、大学にとって大きな学びとなりました。

<知財戦略デザイナー開本氏のコメント>

大学の研究者に対して、論文情報を基に、研究者「個人」の研究の変遷や強みの分析結果を提示すれば、おのずと関心を得ることができます。さらに、今後の研究の方向性を確認しながら、研究者の研究が新規性・進歩性を有しており、類似の研究開発を行っている企業が特許を取得していることや、今後、企業と協働して社会実装する際の特許取得の有益性等を説明すれば、研究者と信頼関係を築いて特許に対する理解を持ってもらうことができます。

論文分類に対応する国際特許分類に基づく企業の特許出願動向は、特許を取得した際のライセンス先候補や、共同研究先の候補の検討にも有用です。また、学術論文を産業の観点から分類している国際特許分類を軸として分析することで、同じ産業分野に応用できそうな研究をしている異なる学部の実験室の研究者同士による共同研究を提案することもできます。まず、学内の複数の研究者による研究で大学としての研究力を高めた後に、学外との連携、社会実装を進めるという戦略も一つの選択肢でしょう。

<B大学のコメント>

従前、発明届は特定の教員に限られ、大学として研究者の研究成果から産学連携につながる発明を発掘するエフォートが十分とれていませんでした。今回、「論文」を起点に、産学連携につながる可能性の高い研究テーマを抽出したおかげで、論文の話題に始まり、企業の特許出願動向までと、研究者とのディスカッションが弾みました。論文と特許情報に基づく客観的説明で、研究者に、自分の研究成果が特許取得可能であり、社会実装のためには特許取得する価値があるという認識をもってもらい、これまで埋もれていた発明の発掘に非常

4. 地域における支援体制

(1) 各地域における支援施策

地域における知的財産制度普及等の拠点として、経済産業局等に知的財産室を9か所設置し、地方公共団体や中小企業支援機関等と連携しながら、地域の産業特性やニーズを踏まえた、特色ある独自の知的財産支援施策を企画・実施している。

(取組例)

- 個社支援による知的財産活動の成功事例創出とその発信
- 経営課題に対して知的財産の視点から解決方法を提案するワークショップの開催

また、2005年度に各経済産業局等の管轄地域ごとに「地域知的財産戦略本部」を設置して以来、地域知的財産戦略推進計画に基づき、地域における知的財産の普及啓発及び戦略的な知的財産活用のための支援施策を推進している。

さらに、地域における知的財産支援体制の構築や連携強化を通じて知的財産支援力を向上させるため、地域の先導的・先進的な知的財産の取組を支援する補助事業を2015年度から開始し、2019年度には21件の取組を支援した。2020年度からは先導的な知的財産支援の取組を地域に定着させること等を通じて、中小企業等の知的財産保護・活用を促進するため、引き続き、補助事業を行う。

(取組例)

- 広域金融機関によるニーズ発知財マッチング支援
- 大学の知財を活用した学生ベンチャー育成支援
- デザイン経営の手法を用いた知財活用のモデル化及びその実践支援

(2) INPIT近畿統括本部 (INPIT-KANSAI)

特許庁及び特許庁所管の工業所有権情報・研修館(INPIT)は、2017年7月に「INPIT近畿統括本部(INPIT-KANSAI)」をグランフロント大阪(大阪市北区)に開設して以来、地元自治体や地域の関係機関等と密接に連携し、中堅・中小企業等に対して、きめ細かな知財サービスを提供するため、以下の機能及び体制を整備している。

- ・知的財産に関する高度・専門的な支援
- ・出張面接・テレビ面接の場の提供
- ・高度検索用端末による産業財産権情報の提供
- ・地元自治体や地域の関係機関のネットワークを活用した情報提供、各種セミナーの共同開催及び講師派遣

(3) 福島知財活用プロジェクト

震災から9年が経過し、各種復旧・復興支援施策等の実施により、福島イノベーション・コースト構想の取組の進展、産業技術総合研究所、福島再生可能エネルギー研究所の開所など、福島県においてイノベーションの拠点が設置され、知財活用の気運の高まりがみられる。

そうした中、特許庁では、福島県における知財活用を推進するための重点支援を行い、県の復興・持続的な地域活性化を後押しするため、2018年度に本プロジェクトを立ち上げた。

2018年度は、県内で100人程度が参加する知財普及活用イベントを3回開催し、福島県内における知財活用の関心を高める広報事業を実施するとともに、県内関係者とのネットワークを構築した。

また、2年目となる2019年度は、引き続き、広報事業として、知財の有効活用が望まれる人材に対する育成を主眼とした知財普及活用イベントを実施することに加え、新たに、知財活用の気運を更に高めるため、ビジネス・プロデューサを

福島県内に派遣し、具体的に知財を活用した事業の事例を示す事業も実施した。

<2019年度の事業実施概要>

①知財普及活用イベントの開催

県内4か所(南相馬市・会津若松市・白河市・郡山市)で、知財活用セミナー・ワークショップを開催した。2019年度は、2018年度に実施した知財普及活用イベントの内容を深化させ、ディスカッション形式の少人数のワークショップを新たに導入する等、福島県内の自治体・企業・大学・支援機関等の知財意識のさらなる向上を図ると同時に、登壇やセミナー出席を通じて地域の関係者・団体(自治体、企業、大学、支援機関)との協力関係も構築した。

a.南相馬市「浜通り×ロボット産業」

日 時：2019年9月25日

会 場：福島ロボットテストフィールドカンファレンスホール

来場者：約100名

福島イノベーション・コースト構想にも組み込まれているロボット分野について、講演とパネルディスカッションを実施した。講演者は福島ロボットテストフィールド副所長のほか、特許庁、ビジネス・プロデューサも登壇した。パネルディスカッションでは、福島県内でロボットに関係する企業の方々に参加していただき、ロボット分野における現状、課題や知財の有効性等について議論を行った。



パネルディスカッションの様子

第1部

講演① ロボットテストフィールドの紹介・福島のロボット産業について

福島ロボットテストフィールド副所長 細田 慶信 氏

講演② 特許庁施策紹介

特許庁普及支援課 遠山 嘉奈

講演③ 知財を用いたビジネス創生・展開

特許庁事業ビジネス・プロデューサ 増山 達也 氏

第2部

パネルディスカッション ロボット産業が変える世界～知財の有効性～

・パネリスト

株式会社タジマモーターコーポレーション 新事業開発室
会長特命担当 上荒磯 祥彦 氏
株式会社アイザック 総務部担当課長 馬場 法孝 氏
イームズロボティクス株式会社
東京支社主任 宇田 丞 氏

・モデレーター

特許庁事業ビジネス・プロデューサ 増山 達也 氏

・モデレーター

特許庁普及支援課企画調査官 赤穂 州一郎

b.会津若松市「会津×IT×伝統産業」

日 時：2019年11月11日

会 場：会津若松ワシントンホテル

来場者：約50名

会津地方の強みであるIT及び伝統産業について、両分野の福島県内の関係者による講演を行うとともに、参加者をグループ分けして弁理士を講師としたワークショップを実施した。グループメンバーに応じて、IT産業または伝統産業のどちらかについてテーマを与え、講師を交えながら参加者同士のディスカッションを行った。



ワークショップの様子

第1部**講演① 知財とは**

特許庁普及支援課

高田 万柚香

講演② ITと地域課題解決会津大学 産学イノベーションセンター 客員准教授
藤井 靖史 氏**講演③ 伝統と変革**

株式会社三義漆器店 代表取締役 曾根 佳弘 氏

第2部**ワークショップ 初心者から中級者まで！
専門家から学ぼう知財発掘の
実践**

・講師 日本弁理士会

・内容
IT産業グループ：伝統企業の着眼点
伝統産業グループ：IT企業の着眼点

c.白河市「中通り×ものづくり」

日 時：2019年11月27日

会 場：白河市立図書館

来場者：約60名

白河地域の強みであるものづくりについて、福島県内でものづくりをされている企業の経営者による講演を行うとともに、参加者をグループ分けして弁理士を講師としたワークショップを実施した。各グループにもものづくりに関する共通のテーマを与え、講師を交えながら参加者同士のディスカッションを行った。



ワークショップの様子

第1部**講演① 知財とは**

特許庁普及支援課

目黒 大地

講演② 自社ブランド製造の道

株式会社COND電機 代表取締役 近藤 善一 氏

講演③ 医療機器産業への挑戦

株式会社シンテック 代表取締役 赤津 和三 氏

第2部**ワークショップ 初心者から中級者まで！
専門家から学ぼう知財発掘の
実践**

・講師 日本弁理士会

・内容 生き残るための着眼点

d.郡山市「ふくしま×知財」

日 時：2020年1月22日
会 場：郡山市立中央公民館
来場者：約400名

2019年度の総まとめとなるセミナーを郡山市で開催した。パネルディスカッションでは、福島県の技術が鍵を握っている「はやぶさ2」の関係者に参加していただき、ミッション遂行に伴う苦労話を交えながら、宇宙開発における知財の重要性について議論を行った。また、松永特許庁長官による知財活用の重要性についての講演や、2019年ノーベル化学賞受賞者の吉野彰氏に御登壇いただき、ノーベル賞受賞までの道のりを御



ノーベル化学賞吉野氏による講演

紹介いただくと共に、今後更なるイノベーションにより環境・経済・利便性の調和が可能となり、持続可能な社会が実現するであろう、など将来の展望をお話しいただいた。

講演 福島をイノベーションの拠点に ～知財活用プロジェクト～

特許庁長官 松永 明

パネルディスカッション 「はやぶさ2」成功の鍵とふくしまの力

・パネリスト

古河電池株式会社 技術開発本部 開発統括部 LB事業推進部 部長
NECプラットフォームズ株式会社 生産本部SC戦略室生産革新部シニアエキスパート
JAXA 宇宙科学研究所 宇宙飛翔工学研究係 助教

坂本 智彦 氏
野地 英男 氏
佐伯 孝尚 氏

・モデレータ

会津大学 宇宙情報科学研究センター 上級准教授 平田 成 氏

特別講演 リチウムイオン電池がつくる未来

2019年ノーベル化学賞受賞 旭化成株式会社 名誉フェロー 吉野 彰 氏

②ビジネス・プロデューサによる事業創出支援

福島県産業振興センター技術支援部(郡山市)に、事業化の専門家であるビジネス・プロデューサを派遣し、福島県内で知財を活用した事業化を支援することで、知財活用の重要性を具体的に示した。例えば、「合同会社WATASI JAPAN」の着物を活用したムスリム衣装の事業化について、国内外での商標・意匠取得における知財戦略のアドバイス等を通じて事業化を成功に導いた。さらに、有識者委員会等を通じて、福島県内におけるビジネス・プロデューサの活動内容・事業化

手法を検討・分析することで、福島県での知財を活用した事業化における現状・課題を認識した。



着物を活用したムスリム衣装

5. 知的財産制度の普及啓発活動

(1) 巡回特許庁

地域の出願人等の制度ユーザーの利便性の向上や知的財産の未活用企業等への意識啓発を目的とした「巡回特許庁」¹を、2019年度には全国9地域、10都市(うち8都市が初開催)で開催した。

経済産業局等の知的財産室や地域の中小企業支援機関等と連携して、知的財産制度や特許庁の審査官が地域へ出向く出張面接をはじめとする支援策等の普及のため、知的財産や地域ブランドに関連したセミナー等を行う普及啓発イベント

を開催した。また、普及啓発イベントの中で日本弁理士会主催「知財広め隊セミナー」を併催した。



2-7-10 図【巡回特許庁 2019 年度実績】

開催都市	開催日時	のべ参加者数	相談コーナー
旭川市＜初開催＞	2019年8月28日(水)	538名	16件
山形市＜初開催＞	2019年9月3日(火)	284名	11件
燕三条地域＜初開催＞	2019年11月11日(月)	464名	13件
名古屋市	2019年10月10日(木)	821名	23件
大阪市	2019年10月23日(水)	772名	22件
岡山市＜初開催＞	2019年12月11日(水)	336名	16件
松山市＜初開催＞	2020年1月14日(水)	309名	11件
長崎市＜初開催＞	2019年11月19日(火)	293名	11件
石垣市＜初開催＞	2020年1月20日(月)	59名	0件
うるま市＜初開催＞	2020年1月30日(木)	119名	6件



巡回特許庁 in 旭川



巡回特許庁 in 中部



巡回特許庁 in KANSAI

¹ 「知財のミカタ」(巡回特許庁) について
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/chizai_no_mikata.html



(2) 知的財産権制度説明会

特許庁では、知的財産制度の普及啓発及び制度の円滑な運用を図り、ひいては知的財産の取得・活用を推進し、産業の活性化を図るため、参加者の知見・経験のレベルに応じた「知的財産権制度説明会(初心者向け・実務者向け)」¹を全国各地で広く一般に向けて開催している。[2-7-11図]

「初心者向け説明会」では、知的財産制度について学びたい方や企業の知的財産部門等での経験の浅い方等の初心者を対象に、特許庁の職員である産業財産権専門官が知的財産制度の概要や、中小企業支援施策について説明を行った。さらに、知財総合支援窓口の担当者による地域の支援策紹介も合わせて行う等、他の機関との連携を強化している。

「実務者向け説明会」では、知的財産制度について基礎的な知見・経験を有し、日常的に知的財産の業務に携わっている実務者を対象に、特許・意匠・商標の審査基準や審判制度の運用、

国際出願の手續等、特許庁の職員等が専門性の高い内容について分野別に説明を行った。

2019年度は、中立な技術専門家が現地調査を行う制度(査証)の創設や損害賠償額算定方法を見直す等の改正を行ったことから、「特許法等改正説明会」を併せて開催した。

また、関連意匠制度の見直しや、意匠権の存続期間の変更等の改正を行ったことから、「意匠審査基準説明会」も併せて開催し、改正内容について周知・説明した。

◇2019年度実績

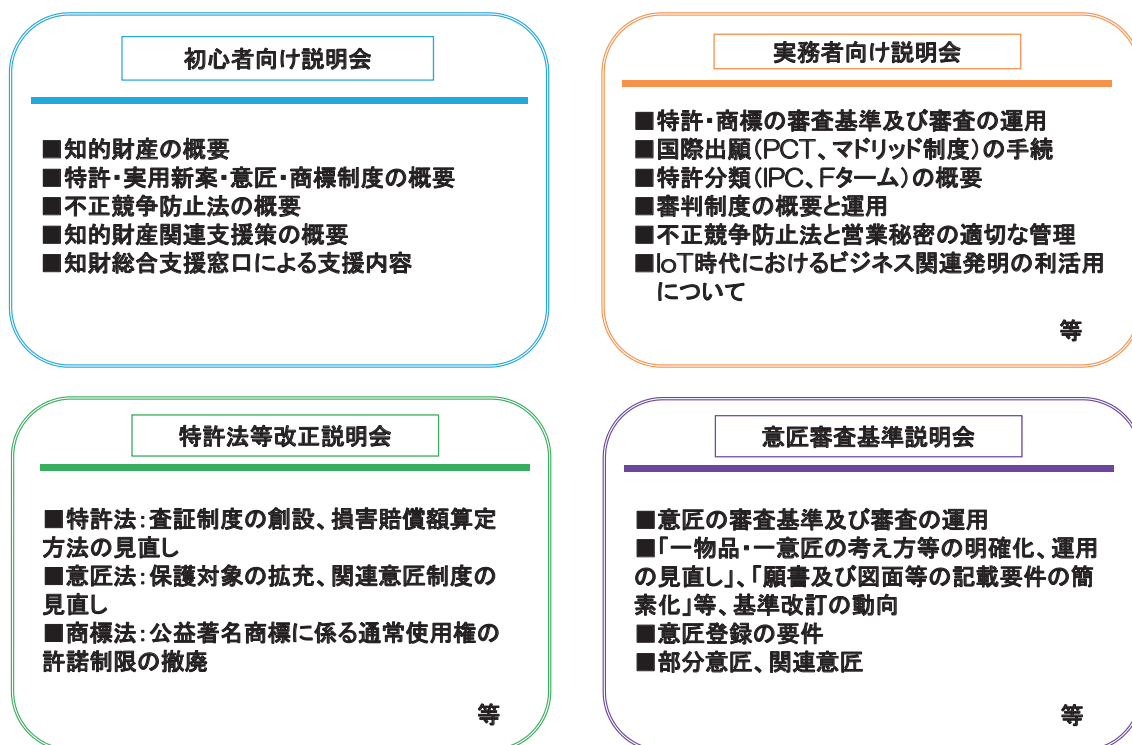
初心者向け説明会：全国47都道府県で計61回開催8,331人が参加

実務者向け説明会：全国9都市で計55回開催7,821人が参加

特許法等改正説明会：全国9都市で計9回開催1,294人が参加

意匠審査基準説明会：全国8都市で計8回開催856人が参加

2-7-11 図 【知的財産権制度説明会における講義内容】



¹ 知的財産権制度説明会 -知的財産権について学べます(参加費・テキスト無料) -
https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/chizai_setumeikai.html



(3) 産業財産権専門官

産業財産権専門官は、中小企業等への個別訪問や中小企業や金融機関、地方自治体、支援機関等を対象としたセミナーの講師等を通じて、知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を行っている。[2-7-12図]また、個別訪問した中小企業等から、特許庁及び産業財産権制度に対する意見・要望を伺い、制度改善へ繋げている。2018年度より、企業活動における知的財産の重要性を広く周知するため、中小企業が多数集まる展示会や、中小企業等にとって身近な支援機

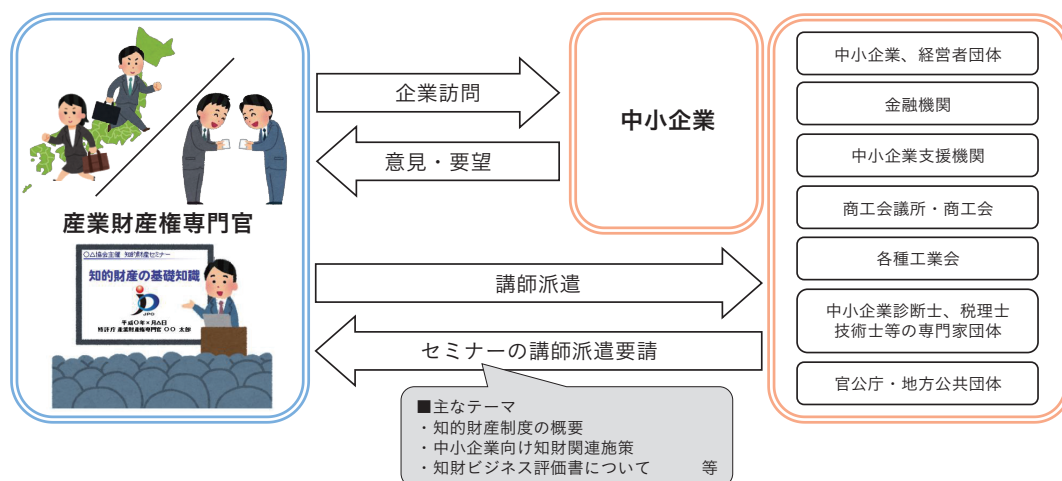
関である金融機関でのセミナーを通じて、積極的に知財総合支援窓口を中心とした支援施策の普及を働きかけている。また、その他多数の中小企業経営者が集まる団体や税理士、中小企業診断士等、中小企業等と関係の深い専門家向けのセミナーを実施している。

◇ 2019年度実績

中小企業等への個別企業訪問：216社

知的財産セミナー・研修会講師：99回

2-7-12 図 【産業財産権専門官の業務】



知的財産を経営に生かす中小企業事例集「Rights」を刊行

特許庁では、我が国の地域・中小企業に対しても知的財産活動を支えるための様々な支援施策等を準備し、実施している。地域・中小企業においては、これらの施策等を上手く経営に取り込み、知的財産活動を実施している企業も着実に増えてきている。

特許庁は、その様な知的財産に積極的に取り組み、経営に生かしている中小企業20事例を紹介した事例集「Rights」を刊行した。

1. 「Rights」とは

産業財産権専門官が日々活動している中で、他社が知的財産に関してどのような活動をしているかということが非常に気になるという声を耳にする。

自社の知財での取組が、他社と比べて同等なのか、或いはまだ足りない部分があるのか、現状の取組の方向性で良いのか等他社と比べる“ものさし”を探している。

そこで、特許庁では、他社の参考となり得る知的財産活動を行っている中小企業20社を取り上げた事例集「Rights」を刊行した。

本誌は、これまで知財を取得している企業の紹介が中心だった「知的財産権活用企業事例集20**」をリニューアルして、知財経営に取り組む中小企業の経営者と知財担当者にスポットを当て、日々の仕事の中で感じているリアルな声を聞き、**各社が経営のために知財をどのように生かしているかなどを具体的に引きあげてまとめたもの**となっており、ただ知財の知識を得るだけでなく、自社での実践につなげていただくためのものに仕上げており、知財にお悩みの経営者や知財担当者の皆様のいづれにも是非読んでいただきたい一冊となっている。



「Rights の表紙」

掲載企業は、

アシザワ・ファインテック株式会社
株式会社ピカコーポレイション
株式会社ジンノ工業
株式会社フジワラテクノアート
興研株式会社
金剛株式会社
金井重要工業株式会社
三島食品株式会社
株式会社アーキビジョン21
株式会社エレドック沖縄
株式会社ICST
ののじ株式会社
落合ライト化学株式会社
ロードセーフティー株式会社
株式会社システムスクエア
株式会社オーレック
株式会社シェルター
株式会社昭和
ハイスキー食品工業株式会社
株式会社ジーアイシー

(以上、掲載順 20社)

そして、タイトルの「Rights」とは、本来は「権利」という意味である。しかしながら、「その価値を、どう使うか」というサブタイトルにあるように、知財を単に権利として取得して終わりではなく、それをどう生かすかまで考えていただきたく、そんな思いがこの冊子「Rights」には込められているのである。

2. 「Rights」の内容

本誌「Rights」は、多くの方々に、より知的財産に興味を持っていただくために、様々な工夫を凝らして取りまとめた冊子となっている。

以下、本誌のとりまとめた工夫の観点についてご紹介する。

(1) 参考にしたい内容を探せる目次

本誌の目次では、20の事例を大きく以下の4つのカテゴリに分け、参考にしたい場面ごとにまとめている。

- ・ 知的財産から読み解く開発ニーズ
- ・ 社内環境に貢献する知的財産
- ・ 事業展開に知的財産を生かす
- ・ 知的財産が生み出す新しい価値

以下、4つのカテゴリの詳細について紹介する。

・ 知的財産から読み解く開発ニーズ

知的財産活動には、自社のアイデアを権利化して保護するだけではなく、世の中に公開されている特許情報等を読み解くことで、技術動向やニーズをうかがい知れるという効果もある。そのような特許情報等の「利用」に力を入れ、技術開発のヒントとしている企業を紹介。特許情報の新たな一面が分かる。

・ 社内環境に貢献する知的財産

報奨金制度や勉強会など、知的財産をうまく利用すれば社内環境の向上を促すことができる。そん

カテゴリ

■ 知的財産から読み解く開発ニーズ

特許情報分析から新規営業の足がかりをつかむ

9 アシザワ・ファインテック株式会社 メリット 1 メリット 2 メリット 4

特許公報をデータベース化し、目指す「1製品1権利」

13 株式会社ピカコーポレイション メリット 1 メリット 2

先人の英知が詰まった特許文献は最高の参考書

15 株式会社ジンノ工業 メリット 1 メリット 3

タイトル

■ 社内環境に貢献する知的財産

アイデアが増幅する活力ある企業を目指して

17 株式会社フジワラテクノアート メリット 1 メリット 2

産業財産権専門官が本音を語る

21 特許庁座談会

「Rights」の目次

な知的財産の一面を利用して社内のレベルアップを図っている企業を紹介。産業財産権専門官や知的財産管理技能士検定をうまく利用している企業も、それぞれの制度を紹介したコラムと共に掲載。

・事業展開に知的財産を生かす

知的財産はもはや競争のためのものではない。取得した権利をうまく用いれば他社とのパートナーシップを築くこともできる。知的財産によりそんな“共創”を作り出した企業を紹介。商標にまつわる話が多く掲載されている。

・知的財産が生み出す新しい価値

知的財産活動は企業の数だけ存在し、本来ひとえに分類するのは難しい。しかしその活動の数だけ新しい価値が生まれてくる。特許の無償開放によるオープン・クローズ戦略や知財マッチングによる事業の成功など、知的財産により新たな価値を生み出した企業を紹介。業界によってもまちまちな知的財産活動から、自社に最もあった活用事例を探していただきたい。

さらに、20社全ての事例に知財活動で得られる6つの知財力に照らし合わせて企業毎に合致するものを伏して、どの様な知財の取組をしていたかを一目で分かるようにしている。

その6つの知財力とは、

- 1 他との違いが「見える化」された
- 2 従業員の「レベルアップ」を推進できた
- 3 競合する企業との「競争で優位」に立てた
- 4 取引先との「交渉力」を強化できた
- 5 顧客にオリジナリティーを「伝える」ことができた
- 6 パートナーとの「関係づくり」に活かされた

各事例から、具体的にどのような取組を自社で生かすことができるのかを探しやすい目次となっている。自社の課題や目的が明らかである場合には、ぜひこれを参考にして読みたい記事を探していただきたい。



「Rights の記事」

(2)興味を引く内容・デザイン

各社の事例紹介は、一般的な企業紹介の様なものではなく、経営者や知財担当者との対話形式で、知財の観点に特化した記載となっており、また、人物や製品等の多彩な写真を使用することで雑誌調にし、とても興味を引く内容・デザインとなっている。

目次から参考にしたい内容を探して読む場合はもちろん、ただ読み物として読んでも読み進めやすいものとした。

(3)様々なコラム

20の企業事例とは別に、4つのコラムを設けている。

○「6つの知財力」を中小企業経営に生かそう!

土生特許事務所 弁理士 土生哲也さん

→これからの時代の知財活用について、土生特許事務所の土生哲也弁理士がポイントを整理。本誌の全ての企業にも分類している「6つの知財力」それぞれの詳細とは？



「Rights のコラム」

○産業財産権専門官が本音を語る 特許庁座談会
→産業財産権専門官の役割とよくあるQ & A
知財お悩み相談の紹介。中小企業の味方、産業財産権専門官とは一体何者なのか?その本音に迫る。

○知的財産管理技能士とは 知的財産研究教育財団 近藤泰祐さん
→知的財産管理技能士とその活躍の場を、知的財産の動向を交えながら紹介。「知的財産」がおかれている現状と知的財産管理技能士に求められる役割とは?

○鳥取県発、知財マッチングへの挑戦 弁理士 山本明良さん
→鳥取県を知財マッチングのモデル県と言われるまでに押し上げた山本明良さんの活動の軌跡を具体的な事例を織り込みながら紹介。なぜ知財マッチングは成功したのか?

3. 「Rights」の入手方法

「Rights」の電子版は特許庁のホームページで公開しているので、以下のQRコードまたはURLにより閲覧できる。



https://www.jpo.go.jp/support/example/kigyou_jireii2020.html

また、中小企業等の知的財産支援の拠点として全国47都道府県に設置している「知財総合支援窓口」において、冊子版を読むこともできる。

なお、特許庁で冊子版を配布しているので、冊子版をご希望の方は、特許庁の下記お問い合わせ先までご連絡いただきたい。ただし、冊子版の配布数には限りがあるので、あらかじめご了承ください。電子版・冊子版とも無料であるので、ぜひ一度読んでみていただければ幸いです。

(参考)知財総合支援窓口

<http://chizai-portal.jp/index.html>



特許庁総務部普及支援課産業財産権専門官

TEL 03-3581-1101(内線2340)

E-mail PA0661@jpo.go.jp

6. 全般的な支援・施策

(1) 情報の提供による支援

① 特許情報の提供

a. 特許情報とは

「特許情報¹」とは、特許、実用新案、意匠、商標の出願や権利化に伴って生み出される情報である。企業や研究機関等は、特許情報を有効に活用することで、最先端の技術開発動向や市場動向等を把握し、研究開発の重複防止、既存技術を活用した研究開発の推進、無用な紛争の回避等を図ることができる。このように、特許情報の有効活用は、知的財産の創造、保護及び活用を図る知的創造サイクルにおいて重要なことである。特に、特許の出願や権利化に伴って生み出される特許公報等の情報は、特許情報の中心であり、以下に示す技術情報と権利情報の両面を有している。

・技術情報

企業、大学、研究機関等から出願された発明は、一定期間経過後に公報により一般に公開される。当該公報には、発明の技術的特徴に基づき、世界共通の体系である国際特許分類(IPC)や我が国独自の細分化された体系であるFI、Fターム等の分類記号が付与されている。これらの分類記号を利用して検索することにより、特定分野の技

術情報を効率的に抽出することができる。

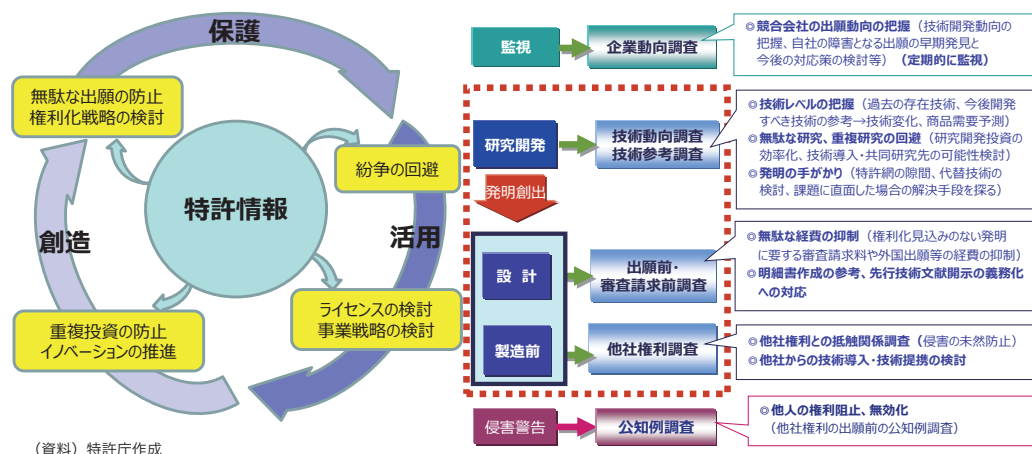
・権利情報

発行された公報には、既に取得された又は今後取得される可能性のある権利範囲が明示されており、当該権利情報を把握することにより、競合相手の動向を踏まえた研究開発や技術提携が可能となる。

ユーザーは、特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)、民間の特許情報サービス提供事業者、海外特許庁が提供する特許情報提供サービスを通じて、国内外の特許情報を活用している。

特許庁又はINPITが運営する特許情報提供サービスに関しては、2016年5月に公表された情報普及活用小委員会の報告書²において、グローバル化に対応しつつ、IT技術の進展、外国庁及び民間のサービスの状況、中小企業や個人を含む我が国ユーザーの要望を踏まえた上で、ユーザーが享受するサービスの質が世界最高水準となるよう、特許情報普及のための基盤を引き続き整備していくべきとの方向性が示された。特許庁及びINPITはこの方向性に沿って、特許情報の提供に関する取組を進めている。

2-7-13 図【特許情報と知的創造サイクル】

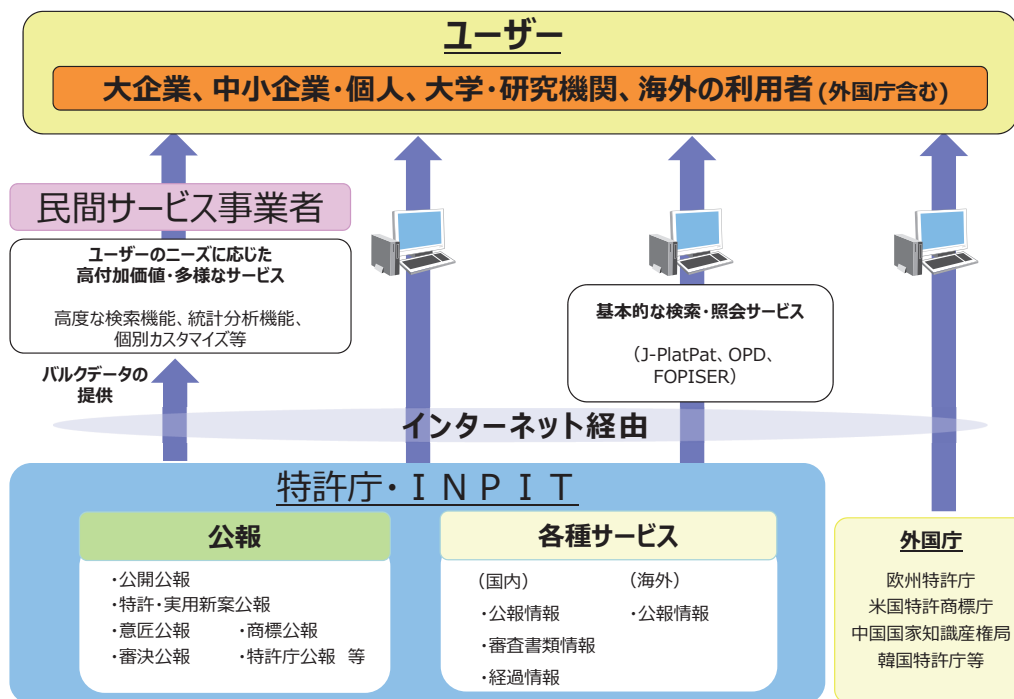


1 「産業財産権情報」又は「知的財産権情報」と称される場合もある。

2 <https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/jouhouhukyu-shoi/h28houkokusho.html>



2-7-14 図【特許情報の普及・活用の流れ】



(資料) 特許庁作成

b. 特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)

特許庁は、高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、インターネットを通じて無料で利用できるサービスである「特許情報プラットフォーム¹ (英語名: Japan Platform for Patent Information、略称: J-PlatPat)」を提供している。J-PlatPatは、使いやすいユーザーインターフェースを備え、日本や海外で発行された特許等の公報約1億3,000万件を、文献番号、分類情報、キーワード等により検索することができる。日本や海外での出願・審査・審判に関する経過情報(ドシエ情報)を照会することもできる。また、AIを用いた機械翻訳により、日本公報及び日本審査書類の日英翻訳も提供している。

J-PlatPatは、年間利用回数が1億7,000万回を超えており、知的財産の創造、保護及び活用に欠かせないインフラとなっている。J-PlatPatの利便性向上のため、2020年3月には、関連意匠群を系図形式で表示する機能の追加や、検索結果一覧に表示される公報を複数件数選択ダ

ウンロードする機能の追加等の機能改善を行った (Column14参照)。今後も、より充実したサービスを提供すべく、改善内容を検討していく。

c. 外国特許情報サービス (FOPISER)

知財活動のグローバル化に伴い、五庁の特許情報のみでなく、ASEAN諸国等の特許情報に対する関心が高まっている。この状況を踏まえ、特許庁は、当該国の特許庁より入手した特許情報を検索・照会できる「外国特許情報サービス² (英語名: Foreign Patent Information Service、略称: FOPISER)」を2015年8月より提供している。当該サービスも、インターネットを通じて無料で利用可能である。

FOPISERでは、J-PlatPatで照会できない諸外国、例えば、シンガポール、ベトナム、タイ、台湾等の文献について、日本語のユーザーインターフェースを通じて、文献番号、分類情報、キーワード等により検索することや、文献の内容を機械翻訳された日本語で照会することができる。

¹ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

² <https://www.foreignsearch2.jpo.go.jp/> (サービス提供時間: 開庁日の9時から20時まで)



2-7-15 図 特許庁・INPIT が提供する特許情報提供サービス一覧

サービス名	検索対象	収録対象国・機関
特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)	特許・実用新案	日本、米国、欧州 (EPO)、中国、韓国、WIPO、英国、ドイツ、旧東ドイツ、フランス、スイス、カナダ
	意匠	日本、米国、韓国
	商標	日本
外国特許情報サービス (FOPISE)	特許・実用新案	台湾智慧財産局、シンガポール、ベトナム、タイ、ロシア、オーストラリア
	意匠	欧州 (EUIPO)、台湾智慧財産局、ベトナム、タイ、ロシア
	商標	欧州 (EUIPO)、台湾智慧財産局、ベトナム、タイ、ロシア
画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)	意匠 (画像意匠)	日本

また、2020年6月に、中国における特許及び実用新案の査定不服と無効審判の審決を、判事事項の根拠条文や日本語のテキスト等で検索し、人手による日本語の翻訳文を照会する機能を追加した。これにより、中国の特許及び実用新案の審判事件における、中国の審判官の判断傾向を把握することが容易になると期待できる。

今後も、ユーザーの関心が高い諸外国の特許情報への日本語によるアクセスが可能となるよう対象国の拡大を図っていく。

d. 画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)

意匠登録になった画像のデザインを意図せず使用することがないよう、権利調査の負担の軽減が求められていることから、イメージマッチング技術を利用したサービス「画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)」¹の提供を2015年10月1日より提供している。

Graphic Image Parkは、利用者がイメージファイルを入力するだけで、我が国で意匠登録になった画像のデザインについて調査できるツールであり、以下の特徴を有している。

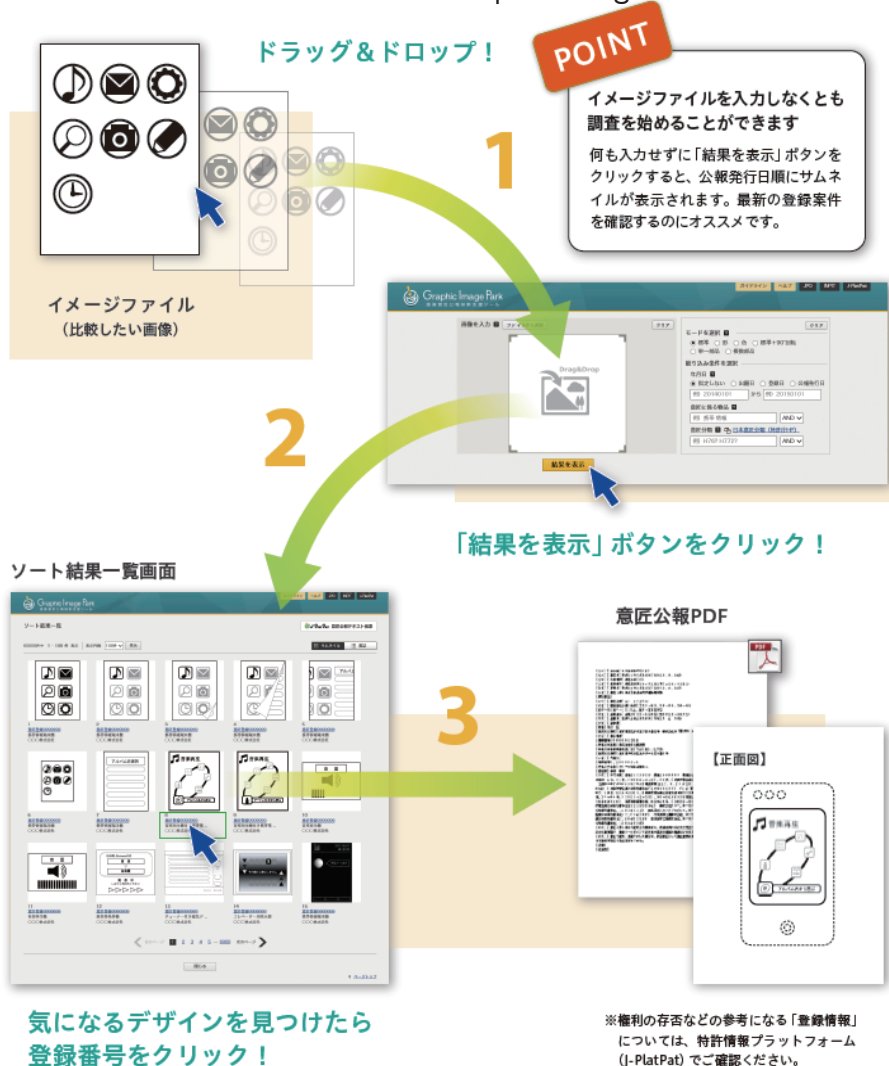
- イメージマッチング技術を利用して、機械的な評価が高い(近い)順に蓄積画像を並べ替えることで、調査対象の画像を確認する際の効率を高めることができる
- 並べ替えられた蓄積画像全件を書誌情報と共にサムネイル表示することで、一覧性のある網羅的な調査をすることができる
- 日本意匠分類や意匠に係る物品といった専門的知識によらず、比較画像のイメージファイルを入力するだけで調査をすることができる
- 専門的な知識を有する者は、比較画像の入力に加えて、日本意匠分類や意匠に係る物品などによる絞り込みを行うことで、更に効率的な調査をすることができる
- インターネットを通じて、いつでも無料で利用することができる

2017年3月に追加された機能により、気になるデザインにチェックを付けて、その案件の書誌情報をCSV型式でダウンロードすることができるようになった。

2-7-16 図 画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）のトップページ



2-7-17 図 図画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の基本的な使用方法



e.海外特許庁・国際機関との特許情報の交換及びその情報の活用

日本国特許庁は、海外特許庁等との合意に基づいて、公報情報をはじめとする特許情報の定期的な交換を行っている。2019年10月に、新たにサウジアラビアと特許情報の交換を行うことを確認した。日本国特許庁は、入手した特許情報を庁内で審査資料や先行技術の検索のためのデータとして利用するとともに、前述したJ-PlatPat、FOPISER等を通じて一般に公開・提供している。また、交換データを基に和文抄録データを作成し、庁内外での活用を図っている。

f.特許庁が保有するデータの一般提供¹

特許庁及びINPITは、特許情報標準データ、公開特許公報英文抄録(Patent Abstracts of Japan (PAJ))、等の各種データを作成している。また、上述のように、海外特許庁・国際機関との交換により、諸外国の公報等のデータを手に入れている。これらの各種データは、審査資料として庁内で利用されるだけでなく、J-PlatPat又はFOPISERに蓄積され、一般向けの検索・照会サービスに活用されている。

また、情報サービス事業者向けに、上述の各種データを一括してダウンロードできるサービスを提供し、ユーザーのニーズに応じた高付加価値・多様なサービスの提供を促している。

2-7-18 図 特許庁・INPIT が作成・提供する主なデータ

データ名	データの概要
特許情報標準データ	審査経過情報等の各種情報を一般に利用しやすい TSV 形式に変換・加工したもの。
公開特許公報英文抄録 (PAJ)	日本の公開特許公報の要約を人手で英語に翻訳したもの。
欧米特許和文抄録	米国特許明細書、米国公開特許明細書、欧州公開特許明細書の特許請求の範囲、明細書及び図面の記載内容を翻訳者が読解の上、発明の内容を要約して日本語にて抄録文を作成したもの。
中韓文献機械翻訳文	J-PlatPat で提供する中国語及び韓国語の特許・実用新案文献の全文機械翻訳文。

¹ 特許庁の提供する主なデータの一覧は統計・資料編 第6章2.を参照のこと。

②特許検索ポータルサイト

先行技術文献調査をサポートする関連情報を一元的に提供してほしいという出願人からの要望に応えるため、2009年3月に「特許検索ポータルサイト¹」を特許庁ウェブサイト上に設置して試行を開始し、その後も、寄せられた意見等を受けて、FI、CPC等の分類の対応関係を参照するツールを新規に提供するなど、内容を充実させている。

今後も本ポータルサイトの記載内容の更新を引き続き行い、更なる利便性の向上を図っていく予定である。

③新興国等知財情報データベース

新興国等知財情報データベース²は、新興国等でのビジネスに関わる日本企業の法務・知的財産の担当者等を対象に、各国及び地域の知的財産情報を幅広く提供することを目的とする情報発信ウェブサイトである。

海外から商品等を輸入している企業、海外へ商品等を輸出している企業、海外の企業へ出資等をしている企業、海外の企業へ技術供与・ライセンスをしている企業、海外へ生産拠点・販売拠点等を設置している企業、あるいはこれから海外との取引を予定している企業等を対象に、今後のビジネスで発生しうる海外での知的財産リスクの軽減又は回避に資する情報を発信することを目指している。

各種公開情報に加え、海外の特許事務所等とも連携して情報収集を実施し、分析・整理した上で記事を作成している。アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米等の記事を作成し、2,680件(2020年3月末現在)の記事を掲載している。

また、本データベース内の「アンケート」のページより、情報収集を行うべき国・地域、テーマ等の意見や要望を受け付けている。

2-7-19 図【新興国等知財情報データベースのイメージ】

新興国における知財リスク等に関する情報提供

◎各国法制度と運用実態の情報

各国法制度

特許法、審査基準 等

- 例1) シンガポールにおける特許出願の補正の制限
- 例2) 中国における商標法改正

運用実態

審査の流れ、侵害訴訟、手続きの流れ

- 例1) 韓国意匠出願手続における期日管理
- 例2) ブラジルにおける特許出願から特許査定までの期間の現状と実態に関する調査

◎模倣品問題の情報

模倣品の現状

- 例1) カンボジアにおける模倣品の実態
- 例2) 南アフリカの模倣業者

模倣品の調査と摘発

- 例1) インドネシアの模倣被害に対する措置および対策
- 例2) 中国の模倣被害に対する措置および対策

◎技術流出問題の情報

営業秘密管理

- 例1) ベトナムにおける営業秘密保護に関する法制度および運用状況について
- 例2) タイにおける営業秘密ならびに職務発明、職務著作および職務意匠の保護

技術流出防止

- 例1) 中国における技術流出に対する法的対応と実際
- 例2) 韓国における交渉の準備と実施、契約の履行と管理

¹ <https://www.jpo.go.jp/support/general/searchportal/index.html>

² <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/>



④特許戦略ポータルサイト

2008年9月、企業の知的財産戦略の高度化に役立つ情報提供を行うため、特許庁ウェブサイト上に「特許戦略ポータルサイト¹」を開設した。特許戦略ポータルサイトは、特許庁が保有する情報のうち、国内外での権利化に役立つ情報、技術動向に関する情報、特許情報の活用に関する情報、各種調査やガイドライン等へのリンク集となっている。特許戦略ポータルサイトでは、特許出願・審査請求する際に役立つ情報として、「自己分析用データ」を提供している²。「自己分析用データ」には、自社における過去10年分の特許出願件数、審査実績等知的財産権情報が含まれる。2020年3月末時点で利用企業は約1,500社である。

⑤情報提供によるその他の支援

a.大学等向け公報固定アドレスサービス

大学等における研究開発を支援するため、大学等の利用者に対し、特許電子図書館(IPDL)の公報データに直接アクセスできる公報固定アドレスサービスを2007年1月に開始した。本サービスは、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)においても同様に利用可能となっている。

◇登録件数：305件の大学等
(2020年3月末時点)

b.開放特許情報データベース³

大学・公的研究機関、企業等が保有する知的財産権で、他者にライセンスする意思のある特許(開放特許)の有効活用により、新たなイノベーションの創出及び技術開発による権利化の支援を行うために、開放特許情報データベースにおいて開放特許の情報を提供している。

◇登録件数：27,456件(2020年3月末時点)
(うち 企業：4,017件、大学・TLO：8,661件、公的研究機関等：14,778件)

c.リサーチツール特許データベース⁴

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許の情報をデータベース化し、「リサーチツール特許データベース」において情報を提供している。

◇登録件数：352件(2020年3月末時点)
(うち 企業：11件、大学・TLO：191件、公的研究機関等：150件)

1 <https://www.jpo.go.jp/support/general/tokkyosenryaku/index.html>

2 インターネットを通じてダウンロードできるようになっているが、利用に当たっては登録申込みとパスワードの発行が必要。特許戦略ポータルサイトでサンプルを見ることができる。

3 <https://plidb.inpit.go.jp/>

4 <https://plidb.inpit.go.jp/research/home>



(2) 料金面等における支援

①個人・中小企業・大学等を対象とした減免措置等

a. 特許料・審査請求料の減免措置

特許庁は、個人・中小企業・大学等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料(第1年分から第10年分)及び審査請求料の減免措置を講じている。

従来は、法人税非課税中小企業、研究開発型中小企業、中小ベンチャー企業、小規模企業といった一部の中小企業に対してのみ減免措置を講じてきたが、2019年4月¹からは全ての中小企業²が特許料(第1年分から第10年分)及び審査請求料の減免措置を受けられるようになった。

◇2019年度実績

- 資力を考慮して定められた個人に対する特許料・審査請求料の免除又は半額軽減措置
 - ・特許料の減免 : 1,043件
 - ・審査請求料の減免 : 2,266件
- 中小企業等³に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置
 - ・特許料の軽減 : 16,134件
 - ・審査請求料の軽減 : 23,371件
- 中小ベンチャー企業・小規模企業等に対する特許料・審査請求料の3分の2軽減措置
 - ・特許料の軽減 : 4,979件
 - ・審査請求料の軽減 : 8,095件
- 大学等の試験研究機関に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置
 - ・特許料の軽減 : 9,459件
 - ・審査請求料の軽減 : 7,229件

b. 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願に係る手数料の軽減措置・交付金交付措置

特許庁は、特許庁が受理したPCT国際出願に

ついて、中小企業・大学等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、PCT国際出願に係る送付手数料・調査手数料及び予備審査手数料の軽減措置を講じている。また、PCT国際出願に係る手数料のうち、世界知的所有権機関(WIPO)に対する手数料(国際出願手数料及び取扱手数料)を、手数料納付後の出願人からの申請により、「国際出願促進交付金」として交付する措置も講じている。

従来は、中小ベンチャー企業・小規模企業等に対してのみ軽減措置・交付金交付措置を講じてきたが、2019年4月⁴からは全ての中小企業²がPCT国際出願に係る手数料の軽減措置・交付金交付措置を受けられるようになった。

◇2019年度実績

- 中小企業等⁵に対するPCT国際出願に係る手数料の半額軽減措置・交付金交付措置
 - ・送付手数料・調査手数料の軽減 : 1,839件
 - ・予備審査手数料の軽減 : 28件
 - ・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付 : 1,565件
- 中小ベンチャー企業・小規模企業等に対するPCT国際出願に係る手数料の3分の2軽減措置・交付金交付措置
 - ・送付手数料・調査手数料の軽減 : 1,652件
 - ・予備審査手数料の軽減 : 41件
 - ・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付 : 1,361件
- 大学等の試験研究機関に対するPCT国際出願に係る手数料の半額軽減措置・交付金交付措置
 - ・送付手数料・調査手数料の軽減 : 1,676件
 - ・予備審査手数料の軽減 : 47件
 - ・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付 : 1,519件

1 2019年4月以降に特許の審査請求を行う場合が対象。

2 大企業の子会社は基本的に対象外。

3 法人税非課税中小企業、研究開発型中小企業を含む。

4 軽減措置は2019年4月以降にPCT国際出願を行う場合が対象。交付金交付措置は2019年4月以降に交付申請を行う場合が対象。

5 研究開発型中小企業を含む。

(3) 電子出願に関する相談支援

ウェブサイト上に開設した「電子出願ソフトサポートサイト」において、申請書類の書き方ガイドやよくあるQ & A等、電子出願に役立つ情報を提供している。また、電子出願の具体的な操作

方法等について、電子出願ソフトサポートセンターにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。

◇2019年度実績

相談件数：9,968件



1 <http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/>



(4) 相談業務による支援

① ワンストップによる解決支援 (INPIT知財総合支援窓口)

「知的財産は敷居が高く相談に行きにくい」、「どこへ相談に行けばいいかわからない」という中小企業の声を踏まえ、知的財産に関する悩みや相談に対し、その場で解決につなげていく「知財総合支援窓口」を47都道府県すべてに設置している。

知財総合支援窓口では、無料・秘密厳守で、知的財産に関するアイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な課題等に対し、知的財産に関係する様々な専門家のほか、自治体や商工会・商工会議所、よろず支援拠点をはじめとする地域の中小企業支援機関と協働・連携して、効率的な解決を図るワンストップサービスを提供している。

INPIT知財総合支援窓口では、例えば次のような支援を実施している。

a. 知財戦略に関する支援

技術動向や企業戦略・経営戦略の観点も踏まえた知的財産を保護するための手法(特許等としての権利化による保護、営業秘密としての秘匿化による保護)の説明、アドバイス。

b. 特許出願等の手続支援 (電子出願支援を含む)

特許等の産業財産権制度に係る出願や登録、中間手続等の手続方法の説明や電子出願ソフトを利用した電子出願に係る手続方法の説明等。

c. 先行技術文献等に関する調査支援

J-PlatPatを活用した、既に出願されている、又は権利化されている内容等の検索方法の説明。

d. ライセンス契約、技術移転に関する支援

企業等が保持する技術の活用に向けたライセンス契約に関する契約書のひな型の提供や注意事項等の説明。

e. 模倣品・侵害対応に関する支援

海外における中小企業等の模倣品、侵害訴訟に関する連携機関の支援紹介や専門家による侵害対応に関する助言等の支援。

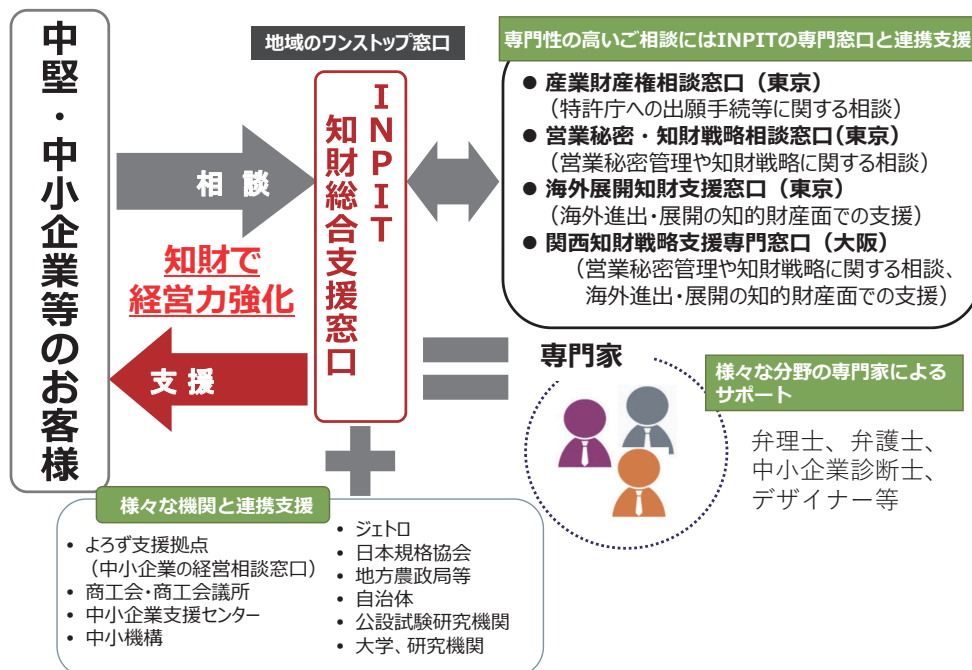
f. 海外展開に関する支援

海外で知的財産権を取得する際の外国出願に係る費用助成事業等の支援施策の紹介や、外国の企業との知的財産に関するライセンス契約に関する専門家による助言等の支援。

g. デザインやブランド戦略に関する支援

デザインやブランドコンサルタントや意匠活用ノウハウを有する弁理士等の専門家を活用した商品開発時からの知財活用マインドの導入や商品販売時の戦略的な意匠登録出願に関する支援。

2-7-20 図 INPIT 知財総合支援窓口における相談対応



h.職務発明規程の導入等に関する支援

2015年度法改正を受けた新たな職務発明制度等に関する説明や社内規程の導入等に関する弁理士・弁護士等の専門家の助言等の支援。

i.知的財産を活用していない中小企業等の発掘及び知的財産活動の啓発に関する支援

知的財産を有効に活用出来ていない、又はこれから活用しようとする中小企業に対して、知的財産を有効活用するためのアドバイスや社内啓発活動の支援。

j.知的財産に関する支援機関及び各種支援施策の紹介

中小企業が利用可能な知的財産関連の支援機関及び支援施策の紹介、支援内容、手続方法の説明。

k.他機関との連携

技術の標準化や農林水産業における地理的表示保護制度等の幅広い悩みや課題等についても他機関との連携により支援。

◇2019年度実績

相談件数：107,067件

②出願手続・産業財産権に関する相談

a.産業財産権相談窓口¹

アイデアがあるものの、どのようにすれば権利化できるか分からない、特許等の出願をしたいが手続方法が分からない等の産業財産権の手続に関する相談を、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)において無料で受け付けている。

相談については、窓口、電話、メール、文書(手紙、ファックス)にて行うことができる。

◇2019年度実績

相談件数：28,354件

窓口相談 平日9:00～17:45
(受付は17:30まで)

電話相談 TEL 03-3581-1101
(内線2121～2123)
(平日8:30～18:15)

b.知的財産相談・支援ポータルサイト²

知的財産相談・支援ポータルサイトでは、産業財産権に関する基本的な情報や出願から登録、審判までの手続に必要な情報をFAQ形式で提供しており、これらの情報はキーワードによる検索も可能となっている。また、最も問合せが多

中小・中堅企業の皆さんへ

知財総合支援窓口

あなたの会社の知的財産です!

アイデア 商品ネーミング 商品デザイン 新しい技術 営業上の情報・ノウハウ ロゴマーク 屋号

事業のお悩み、知財を使って解決してみませんか!

相談無料 秘密厳守

全国共通 ナビダイヤル
0570-082100
までお気軽にお電話を!

窓口支援事例

全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎいたします

「自動ガイダンス」が流れた後に、知財総合支援窓口につながります。ご案内時間帯:平日8:30~17:15(土日・祝祭日は除く)

※窓口によっては、営業時間がご案内時間と異なる場合がございます。各窓口の営業時間については、をご覧ください。

「知財ポータル」(<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>):
各都道府県の INPIT 知財総合支援窓口の設置場所や支援事例を掲載しています。

1 産業財産権相談窓口 https://www.inpit.go.jp/consul/consul_about/index.html
2 知的財産相談・支援ポータルサイト <https://faq.inpit.go.jp/>





知的財産相談・支援ポータルサイトトップページ

い商標については、「かんたん商標出願講座」として、動画で分かりやすく解説しているほか、各種申請様式(様式見本)や記入例等、手続に関する最新の書類をダウンロードすることも可能である。

なお、同サイトで解決できない質問についてはサイト上の入力フォーム等を通じて直接相談窓口に関合せをすることもできる。

◇2019年度実績

FAQ閲覧利用件数(産業財産権)：442,021件

③営業秘密・知財戦略に関する相談

INPITの営業秘密・知財戦略相談窓口¹及び関西知財戦略支援専門窓口²においては、特許等への権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知財戦略に関する相談に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密としての管理手法、営業秘密の漏えい・流出等に関する相談に対し、経験豊富な民間企業出身者や弁護士等の専門人材が対応している。また、全国にある知財総合支援窓口と連携することにより、各地の中小企業等が気軽に専門人材に相談することを可能にしている。さらに、営業秘密の漏えい・流出に関する被害相談については

警察庁と、サイバー攻撃等の情報セキュリティに関する相談については独立行政法人情報処理推進機構(IPA)と連携する等、関係機関と協力して対応している。

2019年度は、825件の相談に対応した。

その他、営業秘密を含めた知財戦略の理解を深めるため、INPITで開催するセミナーにおける講演や、知的財産相談・支援ポータルサイト³におけるeラーニングコンテンツの提供等の活動を展開している。

また、企業等における戦略的な知財管理を支援するため、電子文書が存在したことを証明する「鍵」であるタイムスタンプトークンを預かる「タイムスタンプ保管サービス⁴」を提供している。民間事業者が提供するサービスによって発行されたタイムスタンプトークンをINPITに預けることで、電子文書に付されたタイムスタンプトークンの紛失や改ざんのリスクを低減し、長期間安定なバックアップが可能になるとともに、営業秘密や先使用権等に関する特定の資料が作成日とされる時点に存在していたかについて係争又は訴訟中に疑義が生じた際、作成日時⁵の立証負担を軽減する効果が期待できる。

1 主に「知的財産戦略アドバイザー」という専門人材が相談に対応している (<https://faq.inpit.go.jp/tradecret/service/>)

2 「知財戦略エキスパート」という専門人材が相談に対応している (https://www.inpit.go.jp/kinki/senmon_madoguchi/index.html)

3 知的財産相談・支援ポータルサイト(営業秘密・知財戦略に関する情報) <https://faq.inpit.go.jp/tradecret/>

4 タイムスタンプ保管サービス <https://faq.inpit.go.jp/tradecret/ts/>



お問い合わせ先

(営業秘密・知財戦略相談窓口)

TEL 03-3581-1101(内線3844)

(関西知財戦略支援専門窓口)

TEL 06-6486-9122

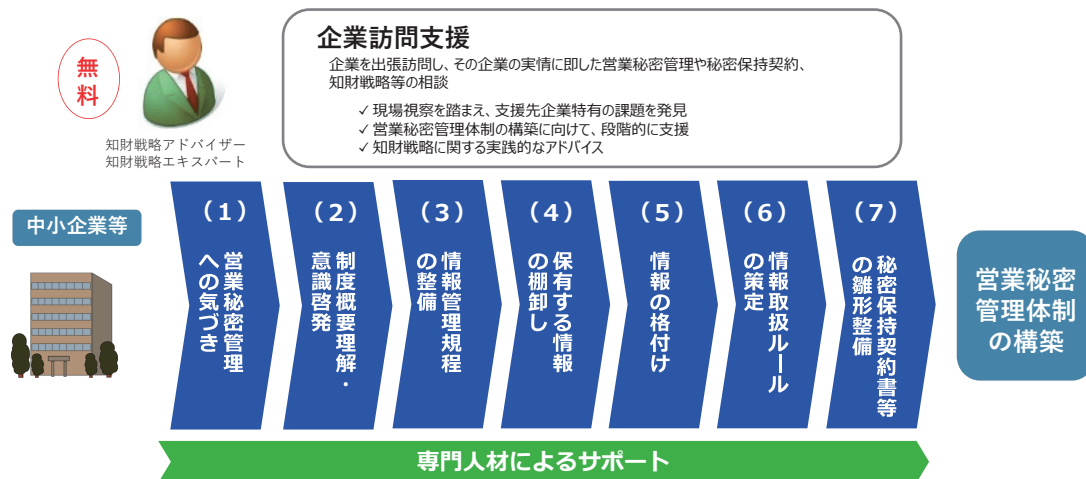
④海外展開に関する相談

企業等が海外で事業を展開する際には、刻々と変化するビジネスのステージに応じ、知的財産リスクへの対応や知的財産の活用等、知的財産全般のマネジメントが必要になる。海外展開を考えている企業等の海外展開を知的財産面から支援するため、INPITでは、海外駐在や知的財産実務の経験が豊富な民間企業出身の専門人材が

企業等を訪問して面談で相談に対応する、無料のサービスを提供している。知的財産リスクへの対応、知的財産権の取得・管理・活用、海外企業への技術移転等、事業展開の各ステージに応じた知的財産全般の様々な事項に関して、上記専門人材の豊富な経験や知識に基づき、ビジネスの観点からアドバイスを行っている。INPITの海外展開知財支援窓口¹及び関西知財戦略支援専門窓口²という専門窓口において相談を受け付けており、2019年度は619件の相談に対応した。

支援内容をより充実したものとするため、INPITの上記専門窓口は、全国の都道府県に設置されている知財総合支援窓口(第2部第7章6.(4)①参照)等のINPITの他の窓口や他機関と

2-7-21 図【INPIT の専門人材による営業秘密に関する企業訪問支援】



2-7-22 図【INPIT の専門人材による海外展開に関する相談への対応】



1 「海外知的財産プロデューサー」という専門人材が相談に対応している (<https://faq.inpit.go.jp/gipdp/service/>)。海外知的財産プロデューサーの具体的な支援事例については、第2部第7章6.Column 15を参照。

2 「知財戦略エキスパート」という専門人材が相談に対応している (https://www.inpit.go.jp/kinki/senmon_madoguchi/index.html)



の連携を進めている。また、INPITは、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)を事務局とする新輸出大国コンソーシアムにも、支援機関として参画している。

さらに、海外ビジネスにおける知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係についての理解を深めるため、INPITで開催するセミナーや他機関・企業等のセミナー等において上記専門人材が講演活動を行っている。

お問い合わせ先

(海外展開知財支援窓口)

TEL 03-3581-1101(内線3823)

(関西知財戦略支援専門窓口)

TEL 06-6486-9122

⑤その他の相談

a.農林水産業にかかる知的財産の相談体制の強化

農林水産物のブランド価値を高め、知的財産として保護していくためには、特許庁が担当する商標制度、意匠制度、特許制度と、農林水産省が担当する地理的表示(GI)保護制度や品種登録制

度など、様々な知的財産制度をうまく組み合わせることで活用することが重要である。

特許庁では、農林水産省との相互協力により、INPITが各都道府県に設置する知財総合支援窓口と農林水産省の相談窓口との連携強化を実施。

知財総合支援窓口における農林水産分野の知的財産に関する相談の受け付けや、農林水産省主催のGIと種苗登録制度にかかる研修に知財総合支援窓口の相談対応者が参加するなど、相談及び連携体制の強化を図っている。

なお、特許庁が出願人等ユーザーの利便性向上や知的財産を活用する企業のすそ野拡大を目的に全国各地で開催する「巡回特許庁」において、農林水産省と連携してGI保護制度について説明する等、地域の農林水産業やブランド関係者に対する制度の普及啓発に取り組んでいる。

b.特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に関する相談

J-PlatPat¹の各種検索サービスの操作・利用について、J-PlatPatヘルプデスクにおいて専門スタッフが相談を受け付けている。



J-PlatPat ヘルプデスク
TEL 03-3588-2751 (平日 9:00 ~ 21:00)

1 <https://www.j-platpat.inpit.go.jp>

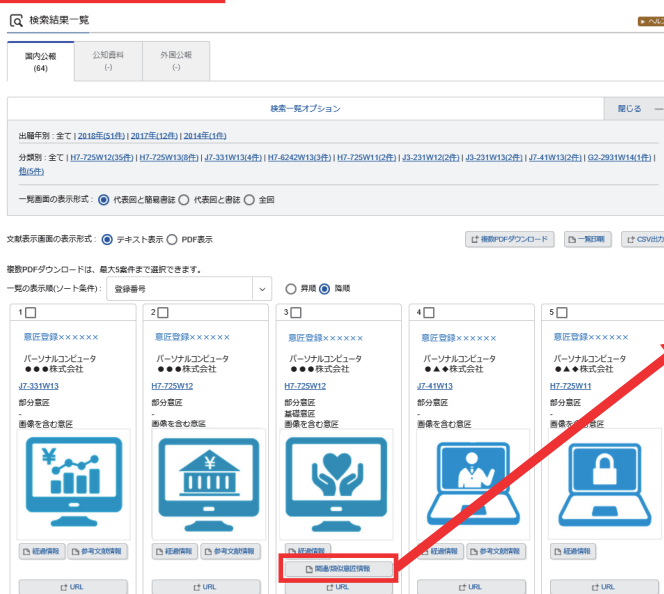


特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の機能改善

2020年3月及び5月に、さらなる利便性向上のため、J-PlatPatの機能改善・情報更新を行った。主な改善点を以下に紹介する。

- 関連意匠群を系図形式で表示する機能を実装
- 検索結果一覧に表示される公報の複数件数選択ダウンロード機能を追加
- 画像・建築物・内装の意匠に付与される新規分類等による検索が可能に
- 審決検索において審決日による絞り込み検索が可能に
- 店舗等の外観・内装の立体的形状からなる商標に付与される新規図形分類による検索が可能に
- AIを用いた機械翻訳等により、中韓文献の機械翻訳文の訳質を一層向上
- 特許権の存続期間の延長登録出願における「出願人」、「特許権者」及び「政令で定める処分の内容」(医薬品名、承認番号等)のテキスト検索機能を追加

画像意匠の検索



関連意匠群の系図表示



海外知的財産プロデューサーの支援事例

海外知的財産プロデューサー¹は、日本企業の海外進出、海外事業展開を、知的財産の視点から、無料出張相談等により支援している。海外知的財産プロデューサーが支援した企業の声を事例として紹介する。



～株式会社リョーフ（福岡県北九州市）～
代表取締役社長 田中裕弓 氏

「海外人材の活用を契機として、 職務発明規程や秘密情報管理規定を制定」

同社は、油圧装置の修理やメンテナンスを主な事業として、1968年の創業以来発展してきた。さらなる事業拡大のため、2010年頃からは、油圧装置のメンテナンス業から大きく方針転換し、新規事業として人工知能(AI)を用いた外観検査システムに関する研究開発を行っており、ものづくり企業へと変革を果たした。

AIを用いた外観検査システムの研究開発を行うにあたり、同社では海外からインターンシップ生の受入れをしたが、インターンシップ生が関与した発明の特許出願する際に、受入れ元の大学側との間で問題が生じていた。

そんな折、同社は、九州経済産業局の紹介により海外知的財産プロデューサーの存在を知り、相談の機会を得た。同プロデューサーによる継続

的な支援を通じて、大学との交渉における問題点が整理され、職務発明規程や秘密情報管理規定を制定・運用するに至った。発明の帰属が明確になったことにより新規事業を支える特許権や商標権の取得の検討も前進した。

「外観検査システムの社会実装」

現在、同社は、外観検査システムの社会実装に取り組んでおり、担当プロデューサーから同社技術の強みを生かす知的財産戦略についての解説を受け、技術力を裏付ける特許出願を検討している。

今後は、外観検査システムについて、国内外での実証実験や他社との協業にも積極的に取り組んでいく予定であり、それらを見据えた特許出願について、担当プロデューサーから助言を受けているところである。

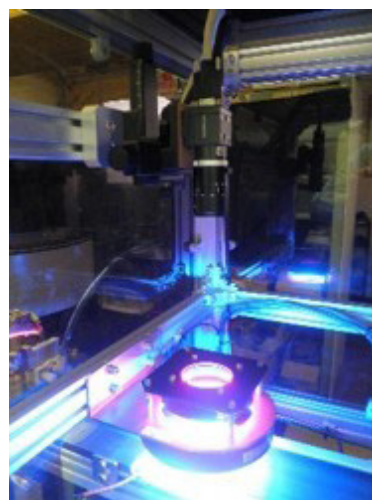
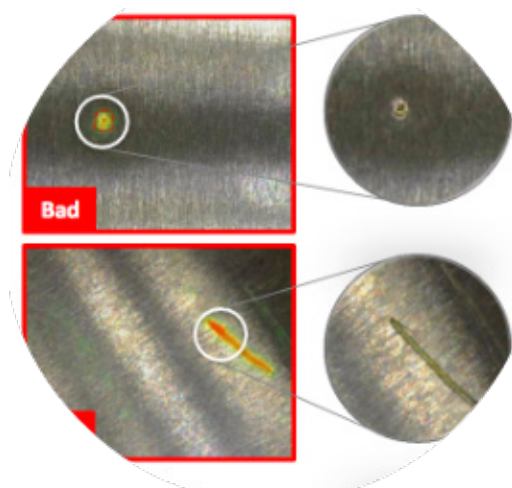
¹ 海外知的財産プロデューサーによる海外展開に関する相談については、第2部第7章6. (4) ④を参照

<取材企業の声>

支援の前後で一番変化したことは、知的財産に対する意識であり、担当プロデューサーの知的財産の知識の広さにより、横串的な気づきを得ることができた。今回の支援を通して、企業の規模に関係なく知的財産保護が如何に大切かということを認識できた。今後は知的財産戦略を会社の強みのひとつに育てていきたい。(株式会社リョーフ代表取締役 田中 裕弓氏)

<海外知的財産プロデューサーのコメント>

本件は新規事業の国内外のスムーズな事業展開を支える知的財産戦略の立案と実行等を支援した事例である。今後は、事業化に際しての知的財産リスクマネジメントにもフォーカスして支援を継続する所存である。(海外知的財産プロデューサー 松島 重夫氏)



同社製品の AI 外観検査システムによる検出結果（左）及び外観検査システム（右）の例

7. 企業と特許庁の意見交換を通じた取組

特許庁では、今後の知的財産権制度や審査施策等に対するニーズを具体的に把握するとともに、ユーザーの戦略的な知的財産活動に資する各種情報を提供するため、個別企業や業界団体との意見交換会を毎年開催している。意見交換会は、国内外の大企業から中小企業まで、企業の経営者層から知的財産担当者層までと多岐にわたるユーザーと実施している。

(1) 2019年度の意見交換会の実績

2019年度は、特許庁の施策及び取組についてユーザーから理解を得るとともに、今後の施策検討に向けて企業の現状や課題を直接伺うため、企業の経営者層や知的財産担当者と意見交換会を延べ300件程度実施した。また、2019年度の意見交換の中では、海外企業に我が国の産業財産権制度や審査実務への理解を深めてもらうと

ともに、これらの課題を把握するため、審査官が海外企業等を訪問し実務者レベルと技術的な内容に踏み込んだ意見交換を18件実施した。

(2) 2019年度の意見交換会の内容

意見交換では、知的財産政策に関する各種取組を説明するとともに、特に企業の経営者層からは、経営戦略と知財戦略の連携、グローバル化に伴う知財マネジメントの課題、AI・IoT技術の進化による環境変化下における現在の産業財産権制度の課題等、多岐にわたる意見・ニーズを伺った。

また、企業の戦略的な知的財産活動に資するべく、知的財産活動分析の参考となる、企業の出願状況や特許取得状況等の統計データを提供するとともに、様々な支援策等の紹介を行った。

2-7-23 図 【紹介した主な支援策】

戦略的な知的財産活動支援	・ 面接審査、出張面接審査、テレビ面接審査 ・ 事業戦略対応まとめ審査
企業のグローバル活動支援	・ 特許審査ハイウェイ（PPH） ・ PCT 協働調査試行プログラム ・ 日本国特許庁の審査官による海外特許庁との審査実務調和の推進及び研修の実施
第四次産業革命への対応支援	・ AI 審査事例の公表 ・ AI 関連発明の国際シンポジウム開催 ・ IoT 関連技術の特許分類（G16Y）の新設
その他の支援	・ 特許情報提供ツール J-PlatPat の刷新 ・ スタートアップ支援プログラム

グローバル知財戦略フォーラム2020

2020年1月28日、特許庁は独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）と共催で「グローバル知財戦略フォーラム2020¹」を開催した。本フォーラムは、国内外における知財関連の情報共有、知財活用に関する取組の情報交換、知財活用に関わる方々のネットワーク形成等の機会を提供するものである。

2020年は「世界で戦うためのビジネス戦略」をテーマに講演・パネルディスカッションが行われた。企業の知財部門や企業経営者・管理職の方々を中心に、1,000名を超える参加者で賑わった。

講演プログラム

●特別講演

- ・変革の時代に向き合う知財戦略とは？
- ・ESG経営²を加速する共創イノベーションと知財戦略

●パネルディスカッション

- ・IPランドスケープ³を活用して成功させるグローバル展開
- ・知的財産を活用したグローバルブランディング戦略

- ・経営に貢献するオープンイノベーションとそのマネジメント
- ・2020年のサブスクリプションビジネス⁴と知財各社の動向
- ・地域中小企業の知的財産を活用した海外戦略～地域発の技術を世界に届ける！～
- ・グローバルな中小企業が牽引する地域イノベーション



三菱電機株式会社 専務執行役
加藤 恒氏



花王株式会社 代表取締役専務執行役員
長谷部 佳宏氏

【特別講演1】

変革の時代におけるグローバルレベルの広範な知財課題の提示とそれを解決するための取組や提案について紹介

【特別講演2】

オープンイノベーションをESG経営の加速につなげる花王株式会社の活動・事例、特許活用について紹介

1 講演資料及び開催報告書（講演要旨等） <https://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/forumkokunai/index.html>
 2 ESG経営とは、環境（Environment）、社会（Social）、統治（Governance）を重視した経営のこと。
 3 IPランドスケープ³とは、知財情報やビジネス情報等を分析して、事業や経営に活用すること。
 4 サブスクリプションビジネスとは、利用者に定額料金を課金して、サービス利用権を提供するビジネスモデルのこと。



「経営における知的財産戦略事例集」

2019年6月、経営層や知財担当者向けの「経営における知的財産戦略事例集¹」（以下「事例集」という。）を刊行した。知財を経営課題の解決に役立てるための先進的な取組を実施する多数の企業の事例を取りまとめた、今までにない事例集である。

掲載内容

○経営層からのメッセージ

7名の経営層からの経営と知財についてのメッセージを实名入りで掲載。

○28の海外企業を含む合計56の事例

事例のほとんどを社名入りで掲載。1事例1ページ、概要図入りでまとめており、短時間で読むことが可能。



「経営・知的財産戦略フォーラム」

2019年8～9月に、「経営・知的財産戦略フォーラム」を開催。知財を各社の経営課題の解決に役立てるための先進的な取組を主導してきた知財

部門トップ等が登壇したパネルディスカッション等を行い、事例集の周知を図った。東京・名古屋・大阪の3会場で開催し、いずれの会場も満員となった。



¹ 「経営における知的財産戦略事例集」について https://www.jpo.go.jp/support/example/keiei_senryaku_2019.html



AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の検討に向けて

近年、AI・IoT技術の進展により、ビジネス環境は大きく変化している。

AI技術は、アルゴリズムの発達とオープンソースソフトウェア(OSS)を通じた急速な普及拡大等により、我々のビジネスや日常生活にとって、より一層身近なものとなっている。多様なデータによって学習された学習済みAIは、様々なビジネスにおいて活用が進み、AIによって処理を施したデータをユーザーに提供するようなビジネス形態も広がっている。AIに学習させるためのデータの価値を高めるとともに、AIによって処理されたデータを活用したサービスの提供がビジネスの中心になってきている。データを活用したサービスは、複雑なネットワークを介してユーザーに提供されることも多く、ビジネスの主体が複雑になっている面もある。場合によっては、国境を跨ぐネットワークを介してサービスの提供が行われることもある。

また、IoT技術の浸透が進み、様々な製品・サービスが通信技術によって連結されるようになってきている。これに伴い、オープンイノベーションによる外部資源の調達が進むとともに、オープンソースを活用した連携が進むなど、企業や業種の垣根を越えて、技術の融合や連携が進んでいる。このことが、イノベーションの促進にとって大きな原動力となり得る一方で、これまで接点が少なかった異業種の企業が融合・連携することなどに伴い、紛争形態が複雑化するなどの新たな課題も浮き彫りにさせている。

このように、AI・IoT技術の進展は、これまでのビジネスの在り方を大きく変容させている。こうした変容に伴い、特許制度も、制度を取り巻くビジネス環境の変化に対応すべく、様々な課題に直面している。

例えば、AI・IoT技術は、これまでの「モノ」の生産や販売を中心としたビジネスモデルを大きく変容させており、多くのビジネスの中心が、「モノ」からデータを活用したサービスの提供といった「コト」にシフトしている。また、ビジネスの収益源も、「モノ」の生産や販売によるものだけでなく、サブスクリプションと呼ばれるサービスに対する課金や、ユーザーのデータを活用した広告収入など、多様化が進んでいる。こうしたビジネス環境の変化は、「モノ」の生産や販売を通じて収益を上げることが前提とした特許制度に変容を迫っていると捉えることができるだろう。

また、AI・IoT技術は、一つのビジネスに様々な主体が絡むなど、ビジネスモデルの複雑化をもたらしている。複雑なネットワークを介したビジネスにおいては、特許権の侵害主体や侵害行為地の特定が困難なケースも見られるようになっており、せっかく取得した特許権が適切に行使できないような事態も懸念される。特許制度は、こうしたビジネスモデルの多様化に対応し、適切な保護を図れるようにする必要があるだろう。

さらに、オープンイノベーションやオープンソースの活用の進展により、イノベーションの主体にも変化が生じている。従来は大企業がイノベーションの中心であったが、近年、大企業が積極的にオープンイノベーションの活用を図る中、中小企業やスタートアップとパートナーシップを構築するケースが増え、さらに、OSSコミュニティに参画するプログラマー等の個人の影響力も拡大している。また、マサチューセッツ工科大学の教授で『民主化するイノベーション』で有名な研究者エリック・フォン・ヒッペル氏は著書¹の中で、「消費者が自費で無給の自由時間に生産し、斬新な製品やサービスを生み出しはじめている」とするフリーイノベーションという考え方を提唱しており、イノベーションは従来の企業のような生産者だけが担うのではなく、個人たる消費者までもが担い始めている。そうしたイノベーションの主体の多様化に対応し、知的財産を媒介にイノベーションの創造と普及を育むエコロジーを生み出せるよう、特許制度も機動的に対応していく必要があるだろう。

加えて、AI・IoT技術の進展により、異業種間の紛争の深刻化という事態が生じている。従来、特許に係る紛争は、同業種の企業間における紛争が中心であったため、交渉による紛争の解決が容易な場合も多かった。しかしながら、近年、IoTの普及により、様々なインフラや機器がインターネットを通じてつながり、幅広い業種が無線通信に係る標準規格を実施するようになった結果、異業種間における紛争が顕在化している。こうした中、特許制度においても、このような紛争解決の変化に対応したルールの整備が求められている。

以上のような問題意識に基づき、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会では、現行の特許制度がAI・IoT技術の時代に対応できているかどうかという観点から、一般からの提案募集を通じて幅広い提案や意見を収集しつつ、2019年9月から幅広く審議を行ってきた²。引き続き、急激に発展するAI・IoT技術と社会の変化を洞察しながら、特許制度の見直しの提言を行っていきたい。

1 エリック・フォン・ヒッペル (2019)『フリーイノベーション』 白桃書房。

2 2019年11月15日から同年12月20日まで、「AI・IoT技術の時代にあふらしい特許制度の検討に向けて」と題し、広く一般から提案募集を行い、提出された意見を踏まえた議論が、2020年1月24日に産業構造審議会知的財産分科会第36回特許制度小委員会で行われた。
https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/36-shiryuu/03.pdf



第8章

人材育成に向けた支援・施策

1. 知的財産人材の育成

特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)は、多種多様な知的財産人材の育成と、知的財産マインドの向上を目的に、知的財産人材育成の取組を行っている。

本節では、それらの人材育成の取り組みについて紹介する。

(1) 生徒・学生向けの人材育成

① 知財教材の普及

イノベーションの創出にあたっては、「新しいものを創造すること」や「創造したものを権利化」するだけでなく、「創造したもの」を社会に役立てることができる知財人材の育成も必要であり、特許庁では、知財人材を育成するための知財教材の作成・普及に取り組んできた。

2019年度は、「創造したもの」を社会に役立てていくことに重点を置いた知財教育を支援するため、「児童、生徒及び学生のアイデアの活用に関する調査研究¹」を実施し、児童、生徒及び学生が、アイデアを権利化しながら商品化する際の課題及び解決策を、「アイデアのコンセプト検討」「売するための戦略検討」「商品化」の各フレームで分析した。アイデアを権利取得し、商品化に向けて取組むことは、学生にとって、知的財産の総合的理解が深まるだけでなく、創造性や社会性なども身につくという教育的効果が得られること、そして、協力企業にとっても地域における評判の向上という効果があることが明らかになった。また、学生向け・学校向け・企業向けに、学生等がアイデアの商品化に取り組む際の参考となる手引書「アイデア活用のヒント」もとりまとめた。

これまでに作成した知財教材のうち、小中学校及び高等学校向けの教材は、特許庁ウェブサイト²に加え、知財創造教育コンソーシアム³を通して、提供している。

② 知財力開発校支援事業

特許庁及びINPITは、明日の産業人材を輩出する専門高校及び高等専門学校の生徒・学生等を対象に、2011年から「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」により、知的財産に関する創造力・実践力・活用力の育成を支援してきた。2014年からは、学校に知的財産学習を導入し、その後、自立的かつ継続的に実施できる体制を確立して定着させることを目的とする「導入・定着型」と、知的財産学習に関する教材の開発等により取組成果を他校へ普及すること、及び各学校の取組を深化させることを目的とし最大3年間支援する「展開型」の二つに分けて実施してきた。応募校の採択については、外部有識者等からなる「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業推進委員会」において、申請書に記載された取組について審査を行い、2019年度においては、「導入・定着型」として30校、「展開型」として4校(工業：4校)が採択され、2017、2018年度から継続する「展開型」8校と併せた計42校が参加した。

知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業により、参加校において創造力育成の取組が浸透してきたことを受け、2020年度からは、「ものづくり」や「商品開発」などの授業を通じて、身の回りのアイデアが社会では知的財産権として保護されていることや、ビジネスの中で権利として活用されていることの実態に触れながら、知

1 児童、生徒及び学生のアイデアの活用に関する調査研究
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/zaisanken-seidomondai.html>

2 特許庁ウェブサイト「知財の教材・参考書」
<https://www.jpo.go.jp/resources/report/kyozai/index.html>

3 小中高等学校及び高等専門学校における「知財創造教育」を推進していくため、学校と地域社会との効果的な連携・協働を図ることを目的として、2017年に設置。知的財産戦略担当大臣ら産学官の代表者を共同会長とする。
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tizaiikyoku/program.html>



的財産の保護や権利の活用についての知識や情意、態度を育む取組を支援する「知財力開発校支援事業」を新たに実施することとなり、参加校の公募を行った。

③パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト

特許庁は、全国の日本の次世代を担う生徒、学生等が創造した発明・デザインの中から特に優れたものを選考・表彰する「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」を、文部科学省、日本弁理士会及びINPITと共に実施している。このコンテストは、生徒、学生等の知的財産に対する意識と、産業財産権制度に対する理解の向上を目的としており、特に優れた発明・デザインについては、実際に発明・デザインの創造から権利取得までを生徒、学生等が体験できる機会を提供するものである。全国の高校生、高等専門学校生、大学生等から作品を募集し、応募作品の中から特に優れた発明・デザインを出願支援対象として選考し、表彰している。表彰された発明・デザインを創造した生徒、学生等は、出願から権利取得までの過程において、主催者から

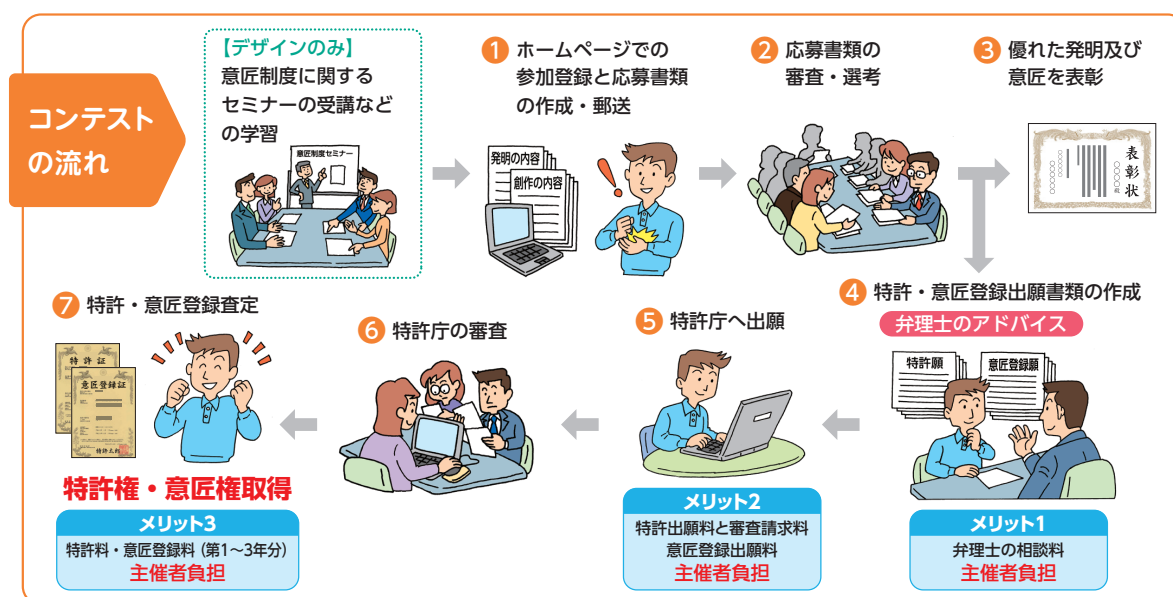
以下の支援を受けることができる。2019年度は、発明30件・デザイン30件が優秀賞を受賞した。

- ・弁理士によるアドバイス(主催者負担)
- ・特許出願料／意匠登録出願料、特許審査請求料、特許料(第1～3年分)／意匠登録料(第1～3年分)の提供

2-8-1 図【作品募集のポスター】



2-8-2 図【コンテストの流れ】



(2) 知的財産専門人材の育成

① 弁理士の育成

従来から、経済のグローバル化が進む中、我が国産業の国際競争力を高めるために、知的財産の創造・保護・活用がますます重要となっている。知的財産制度の重要な担い手である弁理士には、これまで以上に知的財産の創造・保護・活用の促進に貢献することが求められている。

特に、中小企業・小規模事業者が知的財産を戦略的に活用していくためには、弁理士によるこれまで以上に裾野広くき細かいサービスの提供が不可欠となっている。また、我が国企業のグローバルな事業展開の進展に伴い、我が国からの国際特許出願件数も年々増加しており、こうした国際展開を着実に進めるためにも弁理士の重要性がますます高まっている。

このような状況下で、知的財産に関する専門技術的な知見を有する弁理士の更なる育成及び活用を図るべく、弁理士法について所要の改正を行ってきた。

【2000年改正】

- ・弁理士試験の簡素合理化
- ・利用者のニーズの多様化に応じた業務の拡大

【2002年改正】

- ・特定侵害訴訟¹（弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限る。）における訴訟代理権の付与

【2007年改正】

- ・弁理士の有する専門的知見を活用できる分野について業務を拡大
- ・弁理士の裾野拡大のため、弁理士試験の免除の拡大
- ・弁理士の資質の維持及び向上に向けた研修制度の創設
- ・名義貸し禁止規定の導入

【2014年改正】

- ・弁理士の使命の明確化

- ・発明等の保護に関する相談業務の明確化
- ・弁理士の利益相反行為の緩和

【2018年改正】

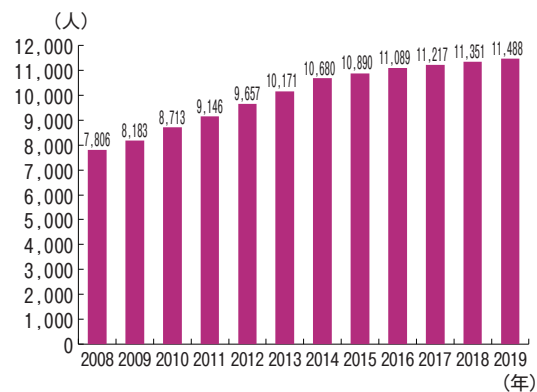
- ・標準関連業務を弁理士の業務として追加
- ・データ関連業務を弁理士の業務として追加

また、知的財産に関する専門家・人的基盤としての弁理士の育成・確保を図る措置の一環として、弁理士試験の充実を図るための弁理士法施行規則の改正を行った（2014年12月）。2016年度から実施した新試験において、条約科目を含めて弁理士にとって必要な基礎的知識を確認する手段として、短答式筆記試験へ科目別合格基準を導入し、また、選択問題間の難易度を揃え試験の公平性を担保するため、論文式筆記試験（選択科目）における選択問題の集約を行った。

これらの制度改正を経て、弁理士の数は増加傾向にあり、2019年末時点で11,488人となっている。弁理士数の増加に伴い、2000年法改正の前には弁理士が主たる事務所を置いていない地域（弁理士ゼロ地域）が存在していたが、現在では、大半の弁理士が大都市に定着しているとといった形での地域偏在は残っているものの、弁理士ゼロ地域については解消されている。

また、特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士²の数も同様に増加傾向にあり、2019年末時点で3,365人である。

2-8-3 図 【弁理士数の推移】



（備考）2019年12月末における値に基づいている。
（資料）統計・資料編 第6章 3. (1)

¹ 特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟。

² 訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力を担保するための研修を修了し、この学識及び実務能力を有しているか判定するための試験（特定侵害訴訟代理業務試験）に合格した弁理士が、日本弁理士会において、本試験に合格した旨の付記を受けることにより、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、訴訟代理人となることができる。

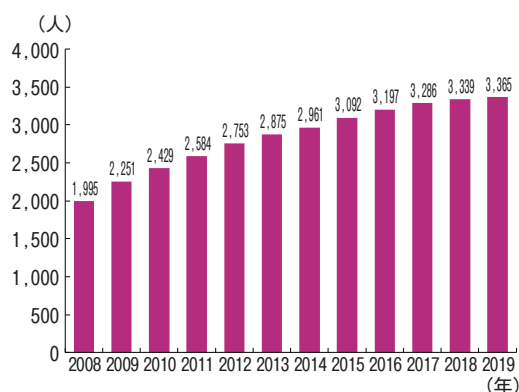
2-8-4 図【弁理士の都道府県分布】

事業所所在地	人数		事業所所在地	人数		事業所所在地	人数	
	1999 年	2019 年		1999 年	2019 年		1999 年	2019 年
北海道	7	44	静岡県	24	90	山口県	1	13
青森県	0	9	愛知県	161	595	徳島県	3	12
岩手県	2	6	三重県	4	26	香川県	4	12
宮城県	5	22	新潟県	7	22	愛媛県	2	14
秋田県	3	7	富山県	5	20	高知県	1	5
山形県	4	4	石川県	4	17	福岡県	31	110
福島県	3	13	福井県	6	18	佐賀県	0	6
茨城県	17	134	滋賀県	8	83	長崎県	1	5
栃木県	5	39	京都府	45	262	熊本県	4	12
群馬県	9	24	大阪府	595	1,713	大分県	1	6
埼玉県	51	201	兵庫県	60	299	宮崎県	2	9
千葉県	84	215	奈良県	6	55	鹿児島県	2	8
東京都	2,814	6,210	和歌山県	2	16	沖縄県	2	6
神奈川県	231	799	鳥取県	2	3	国 外（統計なし）		106
山梨県	2	21	島根県	0	3			
長野県	13	60	岡山県	14	25			
岐阜県	19	58	広島県	12	51	計	4,278	11,488

（備考）主たる事務所の所在地の弁理士数をカウントしている。また、2019 年 12 月末における値に基づいている。

（資料）統計・資料編 第 6 章 3. (2)

2-8-5 図【特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士数の推移】



（備考）2019 年 12 月末における値に基づいている。

（資料）日本弁理士会の報告に基づき特許庁作成

②民間等の知的財産専門人材の育成

INPITでは、民間等の知的財産専門人材を育成するため以下の研修を実施している。

2-8-6 図【民間等の知的財産専門人材向けの研修一覧】

主な対象者	研修名	研修概要	2019 年度 延べ受講者数
先行技術調査に従事する者	検索エキスパート研修 [特許]	特許法についての十分な知識を有する者を対象とし、先行技術調査能力を一層向上することにより、出願及び審査請求の適正化に資する人材を育成する研修	44 名
先行意匠調査に従事する者	検索エキスパート研修 [意匠]	意匠法についての十分な知識を有する者を対象とし、製品デザインの意匠権による有効な保護、権利化後の権利範囲を適切にとらえることができる人材を育成する研修	9 名
企業の知的財産担当者	特許調査実践研修	特許出願前から特許取得、権利活用に至るまでに必要となる特許審査基準に基づいた特許性の判断や、効率的な特許調査を的確に行うことができる人材を育成する研修	15 名
中小・ベンチャー企業の経営者又は知財担当者	知的財産活用研修 [活用検討コース]	中小・ベンチャー企業が知的財産権を取得・活用することによる成功や、活用できなかった場合を様々な事例等を交えて紹介し、また参加者同士が検討することにより、知的財産をどのように経営に役立てるかという判断能力を養う研修	7 名
中小・ベンチャー企業の知財担当者 大学の研究者	知的財産活用研修 [検索コース]	特許情報を活用して、研究のテーマ・方向性を決定するための調査や、特許出願・審査請求の要否の判断をするための調査を的確に行うことができる人材を育成する研修	19 名
政府関係機関等における 研究機関等の職員	知的財産権研修 [初級]	知的財産に関する業務経験が比較的小さい方を対象に、当該業務を遂行するために必要な知的財産の基礎的知識を習得する研修	86 名

③情報通信技術を活用した学習機会の提供¹

知的財産に関する知識・能力などに対するニーズの多様化に応え、イノベーション力や知財を活用したビジネス力、知財マインドの高い人材育成への貢献をより充実させることを目的に、既存のeラーニングをリニューアルし、「IP ePlat」として2020年4月1日にサービスを開始した。



IP ePlat トップページ

④調査業務実施者の育成

調査業務実施者を育成するための研修(法定研修)

INPITでは、特許庁からの先行技術文献調査を請け負う登録調査機関において調査を行う調査業務実施者(サーチャー)になるための法定研修(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条)を実施している。

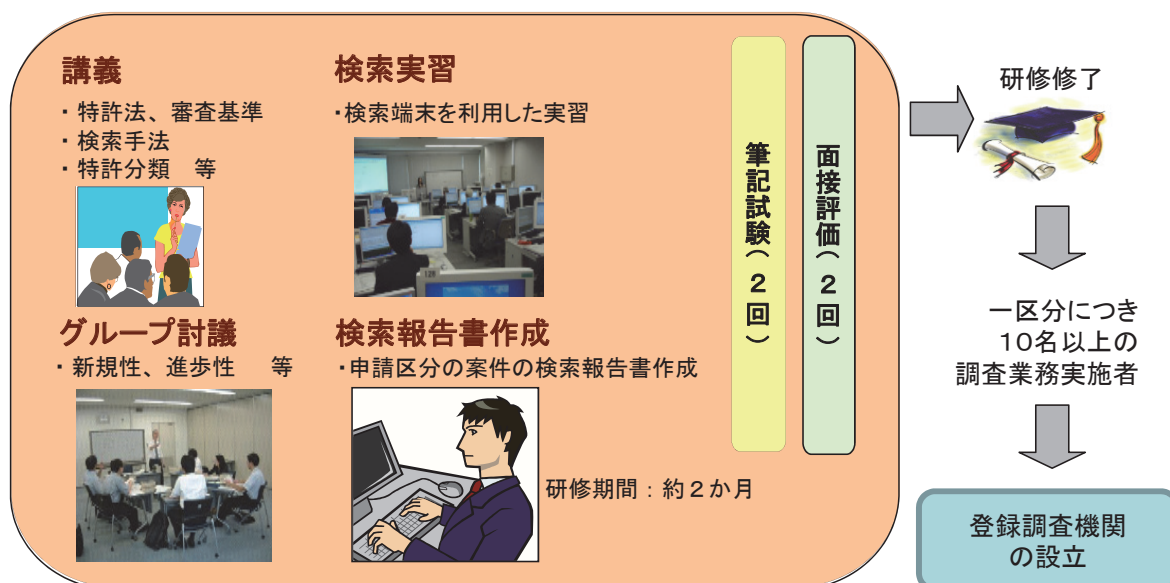
精度の高い先行技術文献調査を行う調査業務実施者の着実な育成は、世界最速・最高品質の審査を実現するために極めて重要である。

本研修は、調査業務実施者として必要な基礎的能力の修得支援を目的とし、座学を通じて特許実務及び検索実務に関する基本的知識を体系的に学習し、その知識を実習や討論を通じて実践することにより、先行技術文献調査に必要な知識を網羅的に修得できる内容となっている。

◇2019年度実績

延べ受講者数：491名

2-8-7 図【調査業務実施者育成研修の概要】



¹ <https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/>



⑤海外の知的財産人材育成機関等との連携

知的財産人材の育成において、国際協力の必要性が一層高まっていることから、INPITでは、海外の知的財産人材育成機関等との連携・協力を行っている。

特に、中国知識産権トレーニングセンター(CIPTC)、韓国の国際知識財産研修院(IIPTI)、ベトナム知的財産研究所(VIPRI)及びシンガポールIPアカデミー(IPASG)との間では協力覚書を

締結し、連携・協力関係を構築している。これらの機関とは、知的財産人材育成に関する議論を行う定期会合の開催、研修カリキュラム等の情報交換、両機関の連携による知的財産人材育成研修の実施等、具体的な相互協力を進めている。また、2019年度は、カンボジア、ミャンマーの機関とも連携をし、知的財産に関する研修を現地で開催した。

2-8-8 図【2019年度における海外の知的財産人材育成機関等との連携・協力事項】

会合／セミナー	開催時期 開催場所	概要（主な合意事項と成果）
第1回日星人材育成機関連携セミナー	2019年5月 シンガポール	日本へのベンチャービジネスの展開をテーマとするセミナーを開催し、シンガポールの企業関係者を中心に約30名が参加した。
第7回日中人材育成機関連携セミナー	2019年6月 北京	AI関連発明の審査について、両国特許庁の講演者から、中国特許庁職員、企業、特許事務所等の実務者約60名に講演を行った。
シンガポール国立大学サマープログラムへの学生派遣	2019年7月 シンガポール	IPASGとの協力覚書に基づき、アントレプレナーシップやスタートアップに関するサマープログラムに学生を派遣した。
第13回日中人材育成機関会合	2019年9月 東京	知財人材育成のための国レベルの取組等について意見交換を行った。また、両機関が共同して行っている教材開発の進捗状況を確認した。
日中・日韓人材育成機関連携セミナー	2019年9月 東京	日中韓の専門家を招き、各国におけるAI関連発明の保護について、企業関係者、弁理士等を中心とする参加者約180名に講演を行った。
第10回日中韓人材協力会合	2019年10月 江陵	知財人材育成に関する国家計画や施策等を包括的にまとめ、毎年アップデートすることとし、これを今後の具体的協力に向けた基礎資料とすることに合意した。
日中韓人材育成機関実務者会合(eラーニング)	2019年10月 江陵	eラーニングで提供している教材の現状、教材開発に関する全体方針の決定方法等について意見交換を行った。また、交換済みeラーニング教材リストに形式等の項目を追記し交換することに合意した。
カンボジア知的財産教育推進支援セミナー	2020年1月 プノンペン	日本の知財教育の取組紹介及びカンボジアの知財教育の支援等を目的として、カンボジアの商業省職員、教育関係者や学生等の参加者約50名に講演を行った。
ミャンマー知的財産教育推進支援セミナー	2020年1月 ヤンゴン	日本の知財教育の取組紹介及びミャンマーの知財教育の支援等を目的として、ミャンマーの教育省職員や教育関係者等約90名に講演を行った。

2. 知財功労賞表彰

経済産業省 特許庁では、「発明の日」(我が国初の特許制度である「専売特許条例」の公布(明治18年4月18日)を記念)に、知的財産権制度の発展及び普及・啓発に貢献のあった個人に対して「知的財産権制度関係功労者表彰」、また、制度を有効に活用し、その発展に寄与した企業等に対して「知的財産権制度活用優良企業等表彰」として、経済産業大臣表彰及び特許庁長官表彰を行っている。両表彰を合わせて、「知財功労賞」と総称している。

2020年度(令和2年度)は、受賞者をはじめとする参加者への新型コロナウイルスへの感染リスクを考慮し、知財功労賞表彰式は中止となった。

(1) 知的財産権制度関係功労者表彰

① 経済産業大臣表彰(五十音順 敬称略)

はらやま ゆうこ
原山 優子(東京都)

[エルゼビア財団 外部取締役]

■内閣府知的財産戦略本部の有識者本部員や内閣府総合科学技術・イノベーション会議議員などを長きにわたり歴任し、知的財産推進計画の策定に向けた政策課題の抽出や取組、Society5.0に適合する知財制度の構築に関する政策提言に尽力。また、同会議知的財産戦略専門調査会委員として、大学等における試験研究の例外に関する議論に国際的な知見で寄与するなど知財制度の改善発達に貢献。

■2030年頃の社会を想定し価値デザイン社会の実現を目指す「知的財産戦略ビジョン」の策定に内閣府専門調査会委員として貢献。長年、知財政策と科学技術政策の連携に尽力された氏の視点による提案や海外の研究動向や政策への見識の広さによる意見、対外的な発信力の高さにより知財政策の推進に寄与。

■東北大学大学院工学研究科の教授として携わった「知財創出人材の実践的養成」において、知的財産関連のカリキュラムを自ら策定するとともに、知的財産事例分析講座等の科目を担当。技術経営と知的財産の課題に取り組む実践的な講義・セミナーを実施する一方で、国内外における産学連携に関する著書や寄稿、小学生向けの知財創造教育教材の作成に寄与するなど知的財産に係る人材の育成に貢献。

ふくい くにあき
福井 邦顕(福島県)

[日本全薬工業株式会社 代表取締役会長]

■発明協会幹事として全国における知財制度の普及啓発や次代を担う知財人材の育成に尽力され、福島県発明協会会長として県内の発明クラブへ活動資金の助成や若年層の発明意欲を高める取り組みを実施。特に福島県発明協会が主催した「2018うつくしまふくしま発明の祭典」では、全国少年少女発明クラブ創作展と併設イベントを多数企画し実施。地域の青少年の創造性開発育成に貢献するとともにその重要性を広く県民に周知。

■福島県の知財総合支援窓口事業に初期から携わり、同県の今後の知財活用に支援機関との連携の重要性を提言。それを受け県内支援機関と協力し新規相談者の発掘を推進した事により支援件数も当初より倍増するなど支援体制を構築。また、氏の働きかけにより知財総合支援窓口と福島相双復興推進機構、福島イノベーション・コースト構想推進機構との相互連携体制が実現し、東日本大震災の被災地域事業者への知財活用支援に貢献するとともに復興度合いに応じた被災者の自立支援にも寄与。

■郡山地域テクノポリス推進機構理事として、郡山地域を中心とした大学等と連携し、技術シーズの事業化を支援していく「郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンター」を核とした起業支援を実施し、福島県産業の振興に貢献。

②特許庁長官表彰(五十音順 敬称略)

^{かめい まさひろ}
亀井 正博(東京都)

〔一般財団法人ソフトウェア情報センター
専務理事〕

■知的財産関連団体の要職を歴任し、日本知的財産協会では理事長として、欧米、アジア各国の政府機関、関係諸団体との意見交換や国内外の知的財産権に関する法律改正等への意見発信、WIPOによる制度国際化推進へ向けた議論への参加など知的財産権制度の運用の調和に貢献。また、多年にわたり同協会の企業を対象とした知的財産権研修(著作権法関連)の講師を務め、産業界の知的財産権に関する人材の育成に貢献。

■産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会委員や同部会技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会委員として、特許の活用強化や中小企業・大学等幅広いユーザーにとって利便性の高い知的財産権制度に向けた議論等を通じて、我が国のイノベーション促進に尽力。

^{くまがい しげる}
熊谷 繁(秋田県)

〔熊谷繁弁理士事務所 所長〕

■日本弁理士会東北支部支部長として、日本弁理士会初となる同会による弁理士事務所の青森県設立に尽力され、地元企業等による知的財産権に関する相談に弁理士が直接対応できる環境を整えるとともに、東北支部で開催する無料相談会で相談者がより相談しやすい環境を整備するなど東北地域の知的財産権制度の普及・発展に貢献。

■秋田県及び青森県において、知的財産権に関する相談員を多年にわたり務め、多くの個人、中小企業等の相談に対応するとともに、秋田県内の問題に直面する小規模事業者を訪問し、各社の状況に応じた有効な権利化や経営技術強化支援を実施。また知財総合支援窓口の専門家として同県企業の知財に関する課題に対応するなど東北地域の知的財産権制度の普及・発展と秋田県の産業振興に貢献。

^{つかごし まさのぶ}
塚越 雅信(東京都)

〔サヴィッド・セラピューティックス株式会社
代表取締役社長／CEO〕

■東北経済産業局の知財人材育成関連事業の立ち上げに参画し、多年にわたり事業委員長や主要委員を歴任。経営者に必要な知的財産権制度の知識や活用方法を反映した研修プログラムの策定に関与し知財支援人材の専門家を多く養成。当該人材が東北地域の中小・ベンチャー企業の知財活用等を支援するスキームを構築するなど同地域の知財サイクルの実践に寄与。また、知財総合支援窓口の開設にも尽力され、発足後は運営等に携わり知財経営支援の強化に貢献。

■日米の大学発技術系ベンチャーの創出・投資や企業家育成に長年従事した経験を踏まえ、資金調達から事業化を見据えた知財権の取得・活用方法を含め、ハンズオンによる幅広い支援を行い、海外展開も見据えた企業競争力を強めるためのベンチャー・中小企業の育成及び普及啓発に尽力。

(2) 知的財産権制度活用優良企業等表彰

① 経済産業大臣表彰

知財活用企業(特許)

CYBERDYNE株式会社(茨城県)

● 企業概要

CYBERDYNE株式会社は、サイバニクス技術が駆使された装着型サイボーグHAL®を医療・介護・福祉、重作業、エンターテインメント等で展開するために研究開発・製造・販売、医療サービスの提供等を行っている大学発ベンチャー企業である。

受賞のポイント

- 社長直轄部署として知財戦略チームを設置し、知財を経営戦略(サイバニクス産業創出)の要と位置付け、社長自ら知財戦略の陣頭指揮をとりながら、研究開発部門との連携による知財マネジメントを実践している。経営戦略の軸となるサイバニクス技術の基本特許を多数保有しており、経営課題の解決に役立つ先取り技術に関する特許権の取得に積極的に努めて、国内外を含めた強力な特許ポートフォリオを構築している。
- 投資ファンドの設立に伴い、自社保有技術の強化に役立つ協業相手との連携を視野に入れた知財デューデリジェンスを実施している。また事業提携を加速する特許権の確保を積極的に進めて共同開発も視野に入れつつ事業提携先との協業関係を構築したり、事業提携先に対して特許分析等を活用した戦略立案を支援したりするなど、幅広い知財活動を積極的に実践している。さらに、サイバニクス技術に関する国際標準化にも積極的に貢献し、並行して関連技術の特許化も推進している。
- 筑波大学と連携しつつ、大学から独立した形で知財運用が可能な体制を構築し、日本の大学発ベンチャーによる産学連携活動のルール確立に大きく貢献した。研究開発型ベンチャーのロールモデルとして、革新技術の社会実装に挑戦し続けている。

企業担当者による知財活動の紹介

当社は、IoH/IoT (ヒトとモノのインターネット)、ロボット、AIを中心としたサイバニクス技術で、医療、福祉、生活・職場、生産を繋ぎ、社会課題を解決する「サイバニクス産業」の創出に取り組んでいます。装着型サイボーグHALをはじめとするサイバニックデバイス/サイバニックインターフェースを開発し、そこから得られるIoH/IoTビッグデータ(脳神経系、生理系、身体系、行動系、生活系、環境系)の集積・解析・AI処理等を実現するサイバニクス・プラットフォームの構築を行っています。当社の知財活動は、革新的サイバニクス産業を事業として軌道に乗せるために、バックキャストの視点から目標達成のための課題を明確化して、各課題を解決する方針を立てながらスピーディーに実行することを特徴としています。各課題の解決に資する研究開発を円滑に実施できるように、中長期的な知財戦略を立案して世界展開を行うことで、サイバニクス産業の創出に向けた取り組みを加速させています。



HAL 医療用下肢タイプ



HAL 腰タイプ
介護・自立支援用

知財活用企業(特許)

ダイキン工業株式会社(大阪府)

●企業概要

ダイキン工業株式会社は、世界中に100以上の生産拠点をもち、150を超える国と地域で事業を展開している世界で唯一、空調と冷媒の両方を開発・生産が可能な総合空調メーカーである。

受賞のポイント

■2011年に温暖化対策のために新冷媒「R32」を用いた空調機に関わる延べ93件の特許を新興国で無償開放して、「R32」のオープン化戦略を開始した。省エネ性が高く、温暖化係数も低い「R32」の普及・促進を図ることで、環境負荷の低減を支援している。

■2015年には無償開放の範囲を先進国にまで拡大して、「R32」への転換を加速し、2019年に「R32」を用いた空調機に関わる無償開放の対象とする特許を拡大している。また、2019年の無償開放では権利不行使の誓約を宣言することで、事前許可や書面による契約なしで特許を使用可能にし、「R32」への転換をさらに加速している。

■空調機に関する他の特許をクローズ部分とするオープン＆クローズ戦略で、特許の無償開放後も競争力を確保している。また、低コストの製造ノウハウを有する中国の企業と、インバータ技術をもつ同社で戦略的な協業を進め、低コストの製造能力を取り入れつつ、インバータ技術をブラックボックス化して提供することで省エネ性の高いインバータエアコンの市場を中国でも拡大している。

企業担当者による知財活動の紹介

2000年頃に始まったR32を使ったエアコンの開発時、知財部門と研究開発部門との密な連携により多数の特許を生み出すことができました。しかし、R32の普及に向けたISO規格の変更やデファクトスタンダード化していく過程では、その特許が他社からは脅威と映り、障害になるという懸念がありました。2011年のR32のオープン化戦略はそんな背景から始まりました。

2014年、ISO規格に「微燃」分類を設ける改正が承認され、R32普及の大きな要因となりましたが、この実現は、知財部門とロビー部隊を擁する環境部門、事業部門が密に連携してなし得たものと考えています。

2015年の無償開放の範囲を先進国にも拡大する際、他社への対抗力を弱めるのでは、という懸念もありました。しかし、日頃の開発において知財部門と研究開発部門とが特許クリアランス確保をしっかりとやってきていることが後押しし、判断に踏み切ることができました。

R32に関する特許開放の際、知財の取扱いが議論されたことで経営層の知財への関心が高まり、経営トップから知財部門に対して直接指示を受ける機会が増えています。より一層、経営に資する知財活動が求められていると感じています。



世界における R32 使用機器
累計販売台数約 1 億台
(2019 年 12 月時点ダイキン工業
による推定値)



ルームエアコン
うるさら X



ビル・店舗オフィス用エアコン
天井埋込カセット形
S-ラウンドフロー

知財活用企業(特許)

株式会社日立製作所(東京都)

●企業概要

株式会社日立製作所は、社会・環境・経済の3つの価値向上の実現に向けて、モビリティ、ライフ、インダストリー、エネルギー、ITの5セクタで社会イノベーション事業を展開している企業である。

受賞のポイント

- 事業戦略の変化に合わせ、知財権を参入障壁・他社牽制に活用する「競争知財戦略」に加えて、知財をパートナーシップ促進に活用する新たな「協創知財戦略」をいち早く確立し、この2本柱の知財戦略を事業戦略に組み込んで活動を進めている。知財は事業部門において事業拡大のための重要な要素と位置付けられており、事業部門幹部等への提言を含め活発な知財活動を推進している。
- 知財戦略書として「知財マスタプラン」を重要テーマ毎に策定・実行するとともに、事業部門幹部と「知財戦略会議」を開催して事業戦略に合わせた活動を推進している。これらの取組は、令和元年度の英国高速鉄道車両意匠による恩賜発明賞の受賞をはじめ、全国発明表彰の3年連続上位賞受賞に大きく寄与している。
- グローバルでもみても珍しい取組として、知財部門としてのIR発表を毎年実施して社内外へ積極的に発信している。IR発表では、協創活動における顧客・パートナーとのWin-Winの知財関係構築、SDGs・Society5.0を意識した社会課題解決に向けた知財のあり方の検討などの新たなチャレンジも発信し、業界の知財活動の変革をリードしている。

企業担当者による知財活動の紹介

「発明は技術者の生命である」小平浪平創業社長は自ら発明活動を行い、従業員に発明を積極的に奨励しました。当社は、優れた自主技術・製品の開発を通じて社会に貢献することを企業理念とし、それを特許で保護し活用する良き伝統が受け継がれてきました。知財部門では、事業ポートフォリオの転換に伴い、特許ライセンス料獲得を主目的としたエレクトロニクス事業中心の知財活動から、社会イノベーション事業に貢献する知財活動に大きく舵を切りました。

直近では、当社は、2021中期経営計画として、SDGs達成とSociety5.0実現に向け、当社の5セクタのソリューションでお客様の社会価値・環境価値・経済価値を向上することを掲げています。知財活動もこれに合わせて、①ソリューションとコア技術の知財強化、②社会課題解決に向けた知財貢献、を目標に掲げて活動を推進しています。

特に、後者については、with/after コロナの世界における社会課題解決に向けた知財活動、例えば、公共性・緊急性の高い知財のオープン化(IP for society)、国際機関・政府機関・アカデミアとの連携促進等を検討し、実行していきます。



英国高速鉄道車両に関する意匠
令和元年度 全国発明表彰
恩賜発明賞受賞



粒子線治療システムに関する発明※
平成29年度 全国発明表彰
恩賜発明賞受賞



2019 研究開発
インフォメーションミーティング
知的財産本部長による知財戦略の発表

※本技術の一部は、内閣府の最先端研究開発支援プログラムを通じ北海道大学医学研究科と共同開発

知財活用企業(商標)

株式会社アシックス(兵庫県)

●企業概要

株式会社アシックスは、「スポーツで培った知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」をビジョンとしてスポーツシューズ類、スポーツウエア類、スポーツ用具類などの製造販売を行っている総合スポーツ用品メーカーである。

受賞のポイント

■「ブランドは究極の知的財産」の認識のもと、経営に貢献し得る知財活動を広く実施している。知財部門が自社の上流工程から連携することで、他者権利を侵害しない、かつ牽制力のある商品の創作を促している。その結果、自社のブランドを守り、育てることに十分寄与している。

■2018年1月、類似商標を取得して商標武装した第三世代模倣品の専門店舗に対し、北京市工商局と連携して一斉摘発に踏み切り、1日で60店舗3万足以上の摘発に成功した。本摘発後、地方都市の行政当局においても同様の一斉摘発を推進した。北京での一斉摘発は、中国メディアで大きく報道され、商標局の年次報告書でも写真入りで紹介され、模倣品業者へは高額な罰金が科せられた。中国進出の模倣品対策を進める他の日本企業にも同社の知財活動を周知し、情報発信に努めている。

■模倣品対策とも連動して、冒認出願対策を戦略的に進めた。二次検索による早期発見と実施状況を含めた俯瞰分析、法整備を促す行政当局へのロビイング、自社商標広告、商標局への情報提供等を行うとともに、異議申立制度を活用し、2016年～2018年にかけて、毎年200～300件の申立てを集中的に対応した。

企業担当者による知財活動の紹介

当社は、「スポーツで培った知的技術により、質の高いライフスタイルを創造する」というビジョンのもと、社内外に影響力のある知財活動を目指しています。知財部門は、ブランドは究極の知的財産であることを常に意識して日々の業務に臨んでいます。社員が本来行うべき業務に特化した分析・戦略を少数精鋭で行い、説得力のある論理を組み立て、熱意をもって現場といかに協調・連携関係を構築していくのかを考えています。知財部門が企画や開発の現場に早期に関与し、知財俯瞰分析を取り入れたリスクヘッジに寄与することを心掛けるとともに、模倣品対策においても従前のモグラたたきの摘発活動に留まらず、常に効果的、効率的な活動を意識して取り組んでいます。我々は、多くのブランドオーナーが模倣品の摘発を試みたが思うような結果が出なかった対象(商標武装した模倣品)に対しても、商標武装されていても権利侵害をしている事実には変わりがないという信念を持って現地当局に粘り強く摘発を働きかけてきたことが一連の成果に大きく繋がったと考えています。このように「ロジック」「パッション」「コミュニケーション」をキーワードに知財活動を邁進しています。



コア・ブランド



「アシックス」の真正品



第3世代模倣品
一見すると全コピーだが、独自
商標を登録したアシックス商標を
変造使用している

知財活用ベンチャー

Spiber株式会社(山形県)

●企業概要

Spiber株式会社は、強靱かつ柔軟な「クモの糸」に由来するタンパク質を人工的に量産する基礎技術を世界に先駆けて確立し、これを足掛かりに、人工タンパク質から、糸やフィルム、レジンなどの素材を作る研究開発、および事業開発を行っている大学発ベンチャー企業である。

受賞のポイント

■高機能、かつ枯渇資源に依存せずに合成できることなどから、近年大変注目されている構造タンパク質の一つであるクモ糸の遺伝子などをベースにした人工構造タンパク質素材を開発し、その関連技術の標準化を進めていくことを念頭に、権利化の段階から製造方法の標準必須特許化を意識して特許出願を行っている。

■オープン・クローズ戦略を採用し、繊維等の新素材の製法は原則ノウハウとして秘匿し、新素材を用いた生地等の二次素材や衣服等の製品の開発をオープン領域と位置づけ、積極的に特許出願して保護している。また、他メーカーを広く巻き込んだオープンイノベーションを推進しており、自動車部品メーカーやアパレルメーカー等の多数のメーカーと連携している。

■構造タンパク質素材の普及を加速するために、関連する知財の集積・共有・ライセンスを進めるなどの役割を担う知財コンソーシアム(CASPI:一般社団法人構造タンパク質素材産業推進協会)を設立し、業界を主導している。

企業担当者による社内知財活動の紹介

特許を中心とした知的財産の蓄積と活用を当社の事業戦略上の重要テーマの一つと位置づけ、創業当初からその制度設計と出願戦略に力を入れて参りました。マーケティング・研究開発・知的財産の三位一体で事業推進することを強く意識しており、各部門の長クラスが参加し戦略検討と進捗管理する会議が定期的に開催されています。これにより製品開発計画に則った質の高い知財戦略を立案し実行に移すことが可能になっていると思います。

国際的に開発競争が激化していたこともあり、短期的には自社プロセスの防衛を目的とした特許出願を推進して参りました。また新素材となりますので、安全性や品質の観点から「タンパク質素材とはこうあるべき」という国際的な標準化ができることを目指し活動に取り組んで参りました。

現在は20社を超える国内の共同研究先企業らと共に知財コンソーシアムを設立し、標準化戦略の推進、及び蓄積した知財のライセンス戦略の策定等にも取り組んでおります。



構造タンパク質素材を最外層の生地を用いたアウトドアジャケット「MOON PARKA(ムーン・パーカ)」



アデランスと新たな毛髪素材の共同研究開発



内閣府が推進する革新的研究開発推進プログラム(ImPACT)における参画企業との共同成果物

オープンイノベーション推進企業

武田薬品工業株式会社(大阪府)

●企業概要

武田薬品工業株式会社は、革新的な医薬品を事業の中心に位置づけ、新興国と先進国の市場特性に合わせて、競争力の高い製品ポートフォリオを構築し、世界約80カ国に事業基盤を有するグローバル製薬企業である。

受賞のポイント

■2017年に湘南研究施設をオープンイノベーションエコシステムに変えるというビジョンを打ち出し、湘南ヘルスイノベーションパークを2018年に開所した。ライフサイエンス研究に特化した設備を基盤に、現時点で産官学から60以上の企業・団体が結集し、最先端技術・知見を活用したアイデアやソリューションの創出、実現を加速化している。また、神奈川県、藤沢市、鎌倉市、湘南鎌倉総合病院と連携・協力に関する覚書を締結し、地域との連携も進めている。

■創薬ターゲット・技術に関する募集課題を提示して、大学・企業等に所属する外部研究者のアイデアを幅広く募集し、研究助成を通じて研究を推進するプログラム「COCKPI-T」を2015年に、特定化合物群を外部研究者に提供することで新規細胞アッセイ系の研究推進を目指す「SKIT OPEN Innovation」を2017年に開始している。

■10年前は主要製品の7割以上が自前で開発したものであったが、近年ではインバウンド型オープンイノベーション(製品導入)等を活用することにより、自前で開発したものは同規模ながら5割程度と、自前主義から脱却した製品開発を加速している。

企業担当者による知財活動の紹介

当社は「優れた医薬品の創出を通じて人々の健康と医療の未来に貢献する」というミッションのもと、常に革新に挑み、あらゆる可能性を追求しています。

外部パートナーと連携するオープンイノベーションの推進は、そのミッションを達成するための有用な手段です。具体的には、国内研究所を集約した湘南研究所に外部研究者を招き基礎研究推進する「湘南インキュベーションラボ」プロジェクト(2011年)、京都大学IPS細胞研究所との、iPS細胞技術の創薬応用を推進する共同研究プロジェクト「T-CIRA」(2015年)、公募型オープンイノベーション「COCKPI-T」(2015年)および「SKIT Open Innovation」(2017年)を開始し、さらに2018年には湘南研究施設のエコシステムを目指した湘南ヘルスイノベーションパークを開所しました。

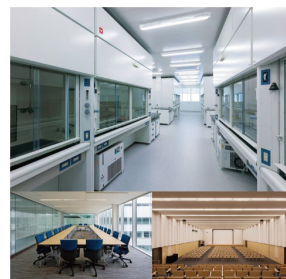
当社の知財部門は日本、米国、欧州に拠点があり、8つの主要研究領域に対応する領域別チーム、マーケティングをサポートする地域別チーム、中長期戦略・計画を担当するチームで構成されています。知財部門は研究開発、外部パートナーシップ、法務等を担当する部門と日々連携し、オープンイノベーション活動をサポートしています。



湘南ヘルスイノベーションパーク
(神奈川県藤沢市)



製品導入の事例



パーク内設備

デザイン経営企業

TOTO株式会社(福岡県)

●企業概要

TOTO株式会社は、温水洗浄便座「ウォシュレット(※)」やユニットバスルームなど、革新的な商品の開発・普及により新たな生活文化を創造しつづけている住宅設備機器メーカーである。

※「ウォシュレット」はTOTO株式会社の登録商標。

受賞のポイント

■デザインを事業戦略の中核に位置付け、経営層も商品デザイン決裁に強く関与する仕組みを有している。デザイナーが商品企画の最上流であるコンセプト作りの段階から関与し、お客様の夢を叶える水回り空間の実現に向けた「コト提案」の内容を検討している。お客様調査に基づく問題定義、アイデア出し、プロトタイプングによる検証を繰り返して、これまでにない製品を創出している。

■お客様も気づいていない潜在的なニーズを顕在化させ、そのニーズに応える商品を開発している。おしりを洗う文化を定着させた温水洗浄便座「ウォシュレット」、従来品よりお湯が冷めにくい「魔法びん浴槽」、掃除が楽で断熱構造の「カラリ床」、汚れが付きにくく落としやすい「セフィオンテクト」等の独自機能を組み込みながらも、非常に美しいフォルムを生み出している。正に機能とデザインを高度に融合し、お客様満足度の高い商品を創出している。

■世界の各拠点に配置した模倣対策キーパーソンを中心に侵害被疑品等の情報収集を行い、本社と連携して模倣対策活動を推進している。また、競合他社の新商品を購入・分析し、侵害被疑品には積極的に権利行使し、海外で侵害訴訟を提起するなど厳格に対処を行っている。



「ウォシュレット」
1980年にTOTOが発売した
初代の温水洗浄便座
2019年3月に国内・海外での
累計出荷台数が5,000万台を突破



「セフィオンテクト」
菌すら入り込めない
ナノレベルになめらかな陶器



「魔法びん浴槽」
4時間後の湯温の低下を
約2.5℃以内に抑制



「ネオレスト NX」
細部までこだわりオブジェ
のような曲線に包まれた
上質な佇まいの次世代便器

企業担当者による知財活動の紹介

社内意識変革

かつて、事業責任者から、「デザインはコストがかかる」と思われることもありましたが、デザインが大切だと認識する社員が増えたのは、経営トップのデザインを重視するメッセージがきっかけです。「グローバルで戦うには、デザインを全面的に打ち出す会社にならないといけない」、という考えに立脚し、6年前から社内変革を推進。3年前にデザイン組織が経営トップ直轄、2年前にデザイン部門長が執行役員になったことも大きな転換点です。

『機能・使い勝手の良さ』だけではなく『美しさ・格好よさ』も併せ持った商品でなければ、お客様に手に取っても頂けない。そうした意識改革をトップ自ら言葉にすることで意識変化を促しました。

デザイン部門がリサーチ・企画段階から参画

商品企画にあたっては、デザイナー自ら市場や競合、顧客情報をリサーチし、コト提案、生活提案に落とし込んだ上で商品デザインに反映。年2回の重要商品戦略を決裁する定例会議では、担当デザイナー自らモックアップや商品の狙いを説明し、社長以下、経営陣に厳しくデザインが審査され決裁が進みます。商品企画段階からデザイン本部が参画し、企画を可視化しながら対話しているため、後工程でのデザイン変更も最小限に抑え、お客様に満足いただける商品をお届けできるのです。

②特許庁長官表彰

知財活用企業(特許)

株式会社タカギ(福岡県)

●企業概要

株式会社タカギは、家庭用園芸用品、家庭用浄水器、省エネ商品、プラスチック射出成形加工・金型事業について製品の企画設計から製造販売、アフターサービスに至るまでの一連のプロセスを自社で行っている企業である。

受賞のポイント

■主要製品は「対競合メーカー」と「対模倣メーカー」との両視点を踏まえて知財ポートフォリオを構築し、知財で保護できない事業は実施しない方針を取っている。また、徹底した先行技術調査により、特許出願した案件は早期審査等も活用した上で確実に権利化し、2009年以降の審査請求率は100%となっている。

■模倣品排除の観点から、特許に加えて意匠も積極的に活用している。特許では直接侵害を問えるクレームを作成するとともに、必須形状部分は部分意匠で保護するなど、知財ミックスで効果的に製品を保護している。また、同社のコーポレートブランドを確立するため、CMでも放送する、同社名を発音したサウンドロゴの音商標を取得している。

■浄水カートリッジに対する模倣品等に対して厳格に対応しており、模倣品を発見した場合には警告を積極的に実施している。警告で解決しない場合は、模倣品業者に侵害訴訟を提起し、勝訴又は、実質的に勝訴といえる和解にて解決した実績も有している。

企業担当者による知財活動の紹介

当社は、創業者のアイデア商品を出発点とするメーカーであり、設立当初から知的財産権の取得には力を注いできました。『技術』『商品』を保護・活用するためには知的財産権の出願・権利化は必須であり、現在でも出願には創業者の厳しいチェックが入ります。

現在の主力事業は「散水器」と「蛇口一体型浄水器」です。「水を制御する」という技術は共通していますが、外部環境(競合他社、業界動向など)が相違しているため、それぞれの事業に合った知財戦略を実行しております。

当社の知財部門は3名であるため、業務が「広く浅く」なりがちです。そのため、外部の研究会などを活用することにより、「深い業務知識の習得」「人間関係の構築」に努めております。

音商標の取得においては、周知性証明の証拠提出にとっても苦勞いたしました。特許庁審査官とも面談を行い、各部門と協力して過去のテレビCM、カタログ、定期刊行物、外部経済機関資料など、ありとあらゆる証拠を提出することによって、晴れて登録となりました。

今後も一層『技術』『商品』を保護・活用していくために、各方面の方々からのご指導も仰ぎながら、知的財産権を重視した事業活動を推進していきます。



散水ノズル



蛇口一体型浄水器



浄水カートリッジ

知財活用企業(特許)

フロンティア・ラボ株式会社(福島県)

●企業概要

フロンティア・ラボ株式会社は、熱分解総合分析システムの重要装置の一つである多機能熱分解装置(パイロライザー)とその周辺付属装置および金属キャピラリーカラムに関する研究開発・製造・販売を行っている企業である。

受賞のポイント

■目に見えるものを中心に特許などの知的財産権で守りつつ、製造方法など第三者が把握できない部分はノウハウとして秘匿することで、オープン＆クローズ戦略によりガスクロマトグラフ質量分析計と用いる熱分解装置(パイロライザー)で、国内シェア90%、世界シェア50%超の独占的な高いシェアを維持している。交換が必要な部品を継続販売する消耗品ビジネスも展開し、消耗品部分を特に手厚く知財で保護している。

■パイロライザーでは後発の参入であったが、競合他社を圧倒的に上回る性能などを実現して、シェアを拡大し、世界の名だたる企業や研究機関が同社製品を採用しており、NASAの火星探査プロジェクトに採用された。また、知的財産権の侵害には、警告等により厳格に対応し、近年では侵害品もほぼ発生しない状況を確立している。

■工場なし、営業部なしのファブレス企業であり、開発成果を特許などの権利で保護した後、国内外で学会発表や論文掲載をして、専門家へアピール。論文や特許で顧客である専門家への営業を実施している。

企業担当者による知財活動の紹介

創業者である渡辺忠一は、国内外の分析機器メーカーの開発部門や米国の化学メーカーの分析部門で培った経験を活かし、分析装置のひとつである熱分解装置の市場で世界シェアナンバーワンになることを目標として当社を設立しました。

ニッチな分野で活躍するためには、知的財産の活用は事業戦略上必要不可欠です。企業規模が小さい当社は、限りあるリソースを最大限に活用して知的財産を構築するため、国内外の研究機関や企業と積極的に共同研究を進め、地域や産業分野ごとに異なるニーズに対応した製品開発や応用開発を行うと同時に、それら成果物を特許として取得しています。

また、熱分解装置の基本特許のみならず消耗品やソフトウェア製品に関連する周辺技術の特許取得をすることで、包括的なポートフォリオを構築しています。一方で、製品差別化の鍵となる製造法については自社の秘匿情報とするオープン＆クローズ戦略により、競争力を確保するように努めています。

更に研究開発部門を対象とした弁理士によるセミナーを定期的を開催することで、知財戦略に関する意識の向上や人材育成を図っています。



熱分解装置
マルチショット・
パイロライザー



スペースシャトルのモニタリングに
採用された Ultra ALLOY®
キャピラリーカラム



新たな研究開発拠点の
R&D センター
(2020年1月開所)

知財活用企業(特許)

株式会社ミラック光学(東京都)

●企業概要

株式会社ミラック光学は、顕微鏡及び光学関連機器、精密機械工具、位置決め摺動ステージ(アリ溝式ステージ)、これらに関連する周辺機器・特殊品の設計・製造を行っている企業である。

受賞のポイント

■バリューチェーンの上流である開発設計と、下流の組み立て・品質管理・メンテナンスを実施し、中間の部品加工は協力工場に委託する半ファブレスモデルを採用している。生産設備への投資の代わりに、知財に投資し、製品の最終組み立てで必要となる熟練の技をノウハウとして社内に秘匿するのに対して、ノウハウ以外の部分は積極的に出願していくオープン・クローズ戦略を採用している。

■長ストロークを滑らかに摺動可能で、耐荷重性にも優れたF A分野等の位置決め用途の標準機構部品であるアリ溝式ステージにおいて、特許のみでなく、意匠、商標も活用した知財ミックスで強力な知財網を構築することで、模倣対策や付加価値向上、ブランディングを実現している。

■日本の展示会に出展していた海外メーカーの模倣製品を、展示ブースからすべて撤去させるなど、模倣業者には毅然とした態度で対応している。また、中小企業の事業戦略には知財武装が不可欠との信念に基づき、技術特許・周辺特許やビジネスモデル特許、通常意匠や部分意匠・関連意匠など、知財の取得方法にも工夫を凝らしている。

企業担当者による知財活動の紹介

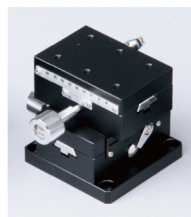
弊社はMADE IN JAPANのものづくりにこだわりを持ち、知財権を絡める研究開発をモットーに戦略的な知財経営に取り組む中小企業です。主力製品について、ものづくりは他社が追随できない匠の技で秘匿化し、コア技術・機能やアイデアは特許権で保護し、外観は部分意匠を含む意匠権で模倣を防ぎ、高品質・信頼性は商標権を活用したブランディング効果により少しずつ独占できる市場を確保する、効果的な知財ミックス戦略を実施しております。また、肝になる特許技術についてはP C T出願を利用し、海外での権利取得も進めております。

さらに、自社技術を活用した第二創業として、AI技術とのコラボによる新規事業の創出に取り組み、公立はこだて未来大学・松原教授との共同出資により2017年に(株)AIハヤブサというベンチャー企業を設立し、この関連会社でも特許権を取得して新分野へ果敢に挑戦をしております。

今後は、大学や大企業が保有する知財権のライセンス活用やクロスライセンスも視野に入れた連携や、産学官金連携で地域を巻き込んだり、仕組み全体で権利化するような、ビジネスモデル特許や商標権なども取得・活用していく所存です。



特許・意匠・商標による
知財ミックス戦略で構成された
アリ溝式ステージ商品群



アリ溝式ステージの代表例
マルチジョイントステージ®



顕微鏡光学系と各種スタンド類
との組み合わせが自由自在な
測定工具顕微鏡・メジャースコープ

知財活用企業(意匠)

株式会社イトーキ(東京都)

●企業概要

株式会社イトーキは、人の暮らしを取り巻くあらゆる環境において、企業・組織・個人が抱えるさまざまな課題を解決するオフィス家具・設備機器等の製造・販売を行っている企業である。

受賞のポイント

- 経営企画部内に知財部門を設置することにより、経営と知財の連携の円滑化を図っている。7年前に知財部門が研究所内に配置されていた時代と比較して、知財の観点から企業価値を上げる活動に活動内容をシフトしている。
- 競合他社に先行している商品かどうか、過去にない斬新なデザインか、重要なラインナップか、今後の水平展開の可能性があるかといった複数の基準のうちの一定基準を満たす場合は意匠を原則出願して、事業競争力の源泉にしている。また、独自の基準で売上額を考慮した知財力を数値化及び可視化して、競合と比較することにより事業活動に活用している。
- 2015年から休眠特許等を地方自治体、地方銀行等を介して日本各地の事業者(主に中小規模)に実施許諾し、その技術を新分野での商品開発や事業創出に役立てていただく取り組みを展開(例：長崎県の金属製品の製造等関連会社へ「水害時などに浸水を防止する起立式の扉」の特許を開放)して地域経済活性化へ貢献している。

企業担当者による知財活動の紹介

当社では、事業活動における知的財産に関する業務全般を知的財産推進室という部署で行っており、過去には、知的財産推進室は研究開発部門や生産部門に組織上設置されていました。このときは、自社の新商品を侵害なく市場におくridすことや、新商品を技術とデザインの両面から保護することが活動の軸であり目的でしたが、知的財産推進室が経営企画部門の中に設置されるようになってからは、さらに視座を高めて、活動の軸を企業価値の向上へとシフトさせております。

このようなシフトが、単に知的財産権を取得するだけではなく、それが本当に事業競争に寄与するものであるのかを考慮(出願基準の設定)し、競合と比較するとどのような牽制力があるのかの検証(知財力の可視化)を行う活動につながり、また、独占的に他社を排他するための知的財産権をオープンにして地方の中小企業にライセンスするなど、本来の自社商品の保護とは違った新たな価値を生み出す活動へとつながっています。今後も、新商品を技術とデザインの両面から保護する活動とともに、企業価値を向上させる新しい取り組みも積極的に推進してまいります。



「バーテブラ 03」
ワークスタイルが多様化する現代に向けた自然と正しい着座姿勢に導くメカニズムを持つ新しいワークチェア



「アドレッド」
「Seamless is More」をメインコンセプトに掲げた高い意匠性・遮音性能を保持した新しいパーティションシリーズ



「特許流通への取り組み」
40を超える行政機関・自治体・地域金融機関と連携し、地域社会の発展にも貢献

知財活用企業(意匠)

株式会社クロスフォー（山梨県）

●企業概要

株式会社クロスフォーは、ダイヤモンドのカット法やジュエリーパーツの構造などで、独自技術を開発し、それを活かした商品を県内に所在する多数の協力企業に委託製造し、世界30カ国以上で販売を行っているファブレス企業である。

受賞のポイント

- 知財はビジネスの根幹と位置付け、顧客を守るためには権利取得が不可欠として、権利があるものを中心に販売する方針を採用している。重要な権利については、複数の弁理士事務所に明細書作成を依頼し、各事務所の作成した出願の良いとこどりをして、ブラッシュアップした出願とすることで、権利行使をしやすい権利となるように工夫している。また、特許のみでなく、意匠の類似の範囲、商標の指定商品の書き方などでも複数の弁理士事務所の見解を活用して出願の質を高めている。
- 各国のローカルなニーズに対応することは困難であることから海外へはコアパーツにロイヤリティ相当額を上乗せして販売するビジネスモデルを採用して利益を確保している。
- 「模倣品は絶対に許さない」という強い姿勢で、模倣品対策のために意匠権に基づく販売の差止請求など、保有する権利を活用して対応している。また、悪意がなく、技術力のある模倣業者には、自社の部品を購入して本物を作成するように勧めて顧客の増加につなげている。



「ダンシングストーン」を活用した商品

企業担当者による知財活動の紹介

当社は、ジュエリー・アクセサリー業界内で、先駆的に特許権、意匠権等の知財に関する権利を取得するとともに、知財体制を強化してきました。知財は、当社にとって、経営への貢献度の重要な要素と位置付けているため、当社の利益だけでなく、お客様の利益確保へと繋げるべく、ジュエリー等の生産国と消費国で権利化を図っています。特に重要な案件については、より適切な権利範囲として権利行使しやすくなるように、複数の弁理士事務所を利用してブラッシュアップした出願とすることに努めています。

海外では、その国ごとに好まれるデザインが異なることもあり、各国におけるジュエリー等の造り手、買い手、ユーザーのそれぞれの満足を得るために、コアパーツを海外に販売しております。意匠は見た目で判別可能であることから、基本思想は維持したままバリエーション展開を考慮した意匠の権利化を各国で図るとともに、知財権のロイヤリティ相当額を上乗せして販売するビジネスモデルを確立し、当社の利益を確保しています。

過去には意匠権に基づく侵害訴訟の経験もあり、模倣品に対しては強い姿勢で臨み、自社の権利を活用した積極的な対策を行っております。



「ダンシングストーン」イメージ図

知財活用企業(商標)

帯広市川西農業協同組合(北海道)

●企業概要

帯広市川西農業協同組合は、組合において生産及び管理した種いもを用いて近隣8農協とともに広域化した全国最大規模の産地で生産された長いもを、「十勝川西長いも」としてブランド化し、販売、輸出等を行っている組合である。

受賞のポイント

■北海道で第1号となる地域団体商標「十勝川西長いも」を2006年に権利取得。権利取得したことで、「地域のブランド品」という共通意識を高め、生産者や選果場の職員のモチベーションを向上させることに成功。また、国内では規格外の太物が、台湾では歓迎されたため、サイズで国内外の市場を分けて海外輸出を着実に拡大した結果、長いも10a当たりの収入は、輸出開始前に比べて3割以上UPし、農家の所得が拡大している。

■帯広市川西地域及びその近隣地域で生産され、徹底した品質管理がなされた長いもに対し、商標の使用を認めるために、登録商標運用管理規程を整備し、統一的な運用の下で商標の使用を許諾することとした。また安全安心の取組として2008年に世界でも例がない農産物選果場での「HACCP認証」の取得や2017年には高度な品質保証とされる国際規格「SQF認証」を取得するなどブランドの構築につなげている。

■国内向け販売用の段ボール箱には、地域団体商標マークを印字し、地域の旗印ブランドであることのアピールに活用している。また、輸出用の段ボールには地理的表示(GI)マークを印字し模倣品を抑止する対策も講じている。

企業担当者による知財活動の紹介

「十勝川西長いも」は生産者の弛まぬ努力とJAによる品質管理の徹底により全国の市場、仲卸、量販店等から高い評価を受けるようになり、更に施設共同利用を主とした広域連携に参加するJAも増え、年々生産量が増加し通年安定供給と産地ブランド化に向けてスタートしました。

平成11年からは台湾への輸出が始まり、国内外に幅広く販売展開を行い、ブランド産地として認知されるようになってきました。そこで平成18年に地域団体商標、平成28年に地理的表示(GI)登録され、他産地との差別化、消費者に対する更なる信頼の向上に努め、生産者においては長いも生産に対する誇りや責任感が増し、事業全体のレベルアップに繋げることが出来ました。

長いも選果場においても平成20年に「HACCP認証」を取得、その後、新たな輸出先となった米国、シンガポールが取引条件とするHACCPに品質保証を加えた「SQF認証」を平成29年に取得し、徹底した衛生管理、品質管理を行うことで、国内のみならず海外輸出先に対しても高品質で安全安心な農産物を提供し、信頼される産地としての役割を果たしています。



「十勝川西長いも」地域団体商標(2006年)
地理的表示保護制度(2016年)



十勝川西長いも選果場(洗浄選別装置)
2008年HACCP取得

知財活用企業(商標)

キューピー株式会社(東京都)

●企業概要

キューピー株式会社は、日本で始めて製造・販売を開始した「マヨネーズソース」、ドレッシング等のソース類、各種瓶缶詰食料品、その他各種食料品、医薬品、化粧品、その他化学製品の製造・販売等を行っている企業である。

受賞のポイント

■キューピー商標、キューピー人形商標は世界93か国で、赤い網目商標は世界62か国で出願・権利化している。また、使用範囲や表記方法を規定し、統一したブランドイメージで商品展開していることや、他社の商標出願や使用状況を細かくチェックして、必要に応じて権利行使等することでブランド価値の向上に努めていることもあり、消費者から支持されるブランドでは、国内トップクラスである。

■商標権と特許権を組み合わせた知財ミックスで、独自機能を有するヒアルロン酸の製法特許、用途特許等を権利者取得して参入障壁の強化や商品価値をアピールする取り組みを推進するとともに、ヒアルロン等の素材の販売先には商標「ヒアロオリゴ」「ヒアベスト」等の使用を無償で許諾して、ブランドの効果的な普及を図っている。

■中国でもブランド認知を進めてきたことから、キューピーの中国語表記である「丘比」を、著名な商標に付与される馳名商標登録に成功し、模倣品や類似商標の排除を推進している。

企業担当者による知財活動の紹介

当社のシンボルマークである「キューピー人形」商標やキューピーマヨネーズの「網目」商標は、皆さまに愛され認知が高い分、様々な形で使用されることの多い商標でした。商標的な使い方やパロディ化等で使用される対応では、警告書送付や時には「私たちのブランドに対する想い」を伝えるなど、丁寧な対応をすることでお客様への支持が高いブランドに育成してきました。もちろんブランド価値向上のためにはマニュアルを作成運営し、商品展開をはじめ企業広告を行う際には、視覚的な整合性を保ち、さまざまな媒体を通じて、最良のイメージを蓄積していったことも大きな要因と考えています。

最近では海外展開拡大を進めており、特に中国ではイメージを統一した商品展開や広告を幅広く行うことで、2010年に日本の食品会社では初めて「馳名商標」に認定されました。中国においては巧妙な模倣も発生している状況ですが、細かいチェックや迅速な対応を行い、ブランド価値向上に努めております。

昨年当社は創業100周年を迎えており、次の100年に向けて重要商標を保護していくことはもちろんのこと、特許と意匠、商標を融合した知的財産の価値を経営貢献に結び付ける活動をさらに強化していきたいと思っております。



マヨネーズ

「サラダクラブ」ブランドの
パッケージサラダ食品用ヒアルロン酸の素材ブランド
「ヒアベスト」ロゴと粉末

知財活用企業(商標)

小林製薬株式会社(大阪府)

●企業概要

小林製薬株式会社は、お客様が「あったらいいな」と思う世にない製品を形にして新市場を創造しており、その製品特徴を「わかりやすい」ネーミング・広告で伝える、医薬品、化粧品、芳香剤、洗浄剤、衛生用品等、幅広く製造・販売を行っている企業である。

受賞のポイント

■「世にない製品で新市場を創造する」というビジネスモデルの下、製品特性をわかりやすく伝えるネーミング・広告にこだわり、それらを商標権で確実に保護している。また、「あったらいいな」をカタチにする世にない製品で市場を創造しているため、商標がそのまま市場で代名詞的に消費者に認知(柄付きフロス:糸ようじ、冷却シート:熱さまシート)されうる。そのため、普通名称化することのないよう、戦略的商標登録と普通名称化防止活動を積極的に実施している。

■サウンドロゴ「あ!小林製薬」を音商標で保護し、これをテレビ広告で活用する等の施策を通じコーポレートブランドを高めている。それにより個別製品ブランドを支援し、投資効率を向上させている。

■開拓した新市場の将来像を予測し、商標のみでなく意匠や特許も活用して多面的に商品保護を行っている。開発品の差別化点を特許・意匠・商標を相互補完・重疊的に活用して保護する戦略であり、開発初期から事業部と知財部門が連携し計画的に実行している。また、将来の事業戦略を見据えたグローバルな知的財産権の確保(過去2年間で34か国に約800件の商標を出願・登録している)、徹底した模倣品対策を実施している。

企業担当者による知財活動の紹介

当社は、お客様の「あったらいいな」をカタチにすることで、熱さまシート、糸ようじといった製品を生み出し、新しい生活習慣を作り、新市場を創造してまいりました。新しいが故、製品が「何であるか」を「わかりやすく」伝えることにこだわり、それがネーミング・広告に反映されています。ネーミング案は年間1,000以上に上り、また、開発スピードが早く商標登録前に製品が販売されます。そのため全ネーミング案をまずは社内調査で絞り込み、次いで社外弁理士で調査するという重疊的な体制を構築し、ネーミング使用の安全を確保しています。また、ネーミングが創造した新市場の代名詞となることも多く、定期的な監視活動と申し入れを行う等、商標登録後の普通名称化防止活動も積極的に行っています。

サウンドロゴ「あ!小林製薬」の音商標の登録には約3年半かかりましたが、決して諦めず、執念をもって挑戦した成果と考えています。

事業部門とは開発の初期段階から連携しています。知財情報を活用した開発のGO/NO GO及び開発方向性の判断、知財戦略を共有した上での開発を行う等、開発の源流に知財が入り込むことにより効率的な開発を支援しています。また、海外事業においても事業戦略を共有し、ハウスマーク及び未来の使用可能性がある海外戦略品の主要ブランド商標についてグローバル商標戦略出願活動を行い、過去2年間で34カ国、800件を超える商標を登録しています。こういった事業戦略に関わる活動は、定期的に経営陣へ提案し、協議、承認を経て実行しています。



熱さまシート、
糸ようじ



CM 冒頭企業
紹介マーク



液体
ブルーレット

知財活用ベンチャー

株式会社プロドローン(愛知県)

●企業概要

株式会社プロドローンは、産業用ドローンシステムの研究・開発・製造・コンサルティング、産業用ドローンに関する各種受託開発及びODM・量産、飛行制御システムの研究開発等を行っているハード(機体)とソフトの両方で高い技術力を持つ世界的にも数少ない企業である。

受賞のポイント

■特許を経営戦略上の有用な手段と位置づけ、設立当初から積極的な知財活動を行っている。変化の激しい産業用ドローン分野では教科書的な三位一体の知財戦略は通用せず、状況に応じた臨機応変な采配が求められる。そこで同社では、知財活動の指揮命令系統を社長直轄とし、機動かつ柔軟でありながらも特許ポートフォリオがしかるべき形で構築されていく体制を整えている。

■海外への事業展開に先立ち、他社によるフリーライドやブランド価値の棄損を防ぐべく、米国、中国、オーストラリア等の海外でも特許や商標の権利を取得している。また、中小企業にとって外国出願のコストは非常に大きな負担となる。同社では最小限のコストで最大限の成果をあげるべく、助成金や補助金、軽減措置等をフルに活用可能であり、かつ外国での中間対応回数を抑えることができる独自の特許出願プロセスを策定している。

■技術力を高く評価される同社が他社から受託する開発は、難度の高いものが多いこともあり、開発時に生まれた発明は同社の単一出願とすることを原則として受託することとしている。単一出願にて権利確保することで、その後の改良も同社が継続的に受託することを可能にしている。

企業担当者による知財活動の紹介

産業用ドローンは比較的新しい技術分野であるため、過去の特許出願が少なく、潜在的な未公開出願が相当数見込まれるという特殊性があります。そのため公開公報に基づく事後分析的な手法のみではこの業界の知財動向を予測することは困難です。

当社では、産業用ドローンの新たなニーズ(市場候補)が見つかったときには、まずはその市場における自社の強みについて積極的な特許出願を行い、その審査過程を通じて他社の未公開出願の多寡や、その市場における独占・差別化の可能性を探っています。良好な審査結果が得られたものについては、関係諸法の整備状況や引合いの規模から将来の事業化の実現性を検討し、期待できるものについては改良発明を重ねています。

このように当社では、具体的な事業戦略の立案に先駆けて又は並行して特許出願を行い、その成功率合に応じてその後の事業戦略を調節しています。これにより、他社の動向や業界の未来像が見えづらい状況でも、経営資源をどこに投入すべきか客観的な指標が得られるとともに、特許出願が後手に回ってチャンスを逃してしまうことを防いでいます。

当社は今後も、日本のドローンメーカーの存在感を世界に向けて発信して参ります。



世界初の2本のロボットアームをもつドローン



最大2時間200Kmの飛行が可能なシングルロータードローン



対話型救助用パッセンジャードローン「SUKUU」



第3部

国際的な動向と 特許庁の取組

第1章

国際的な知的財産制度の動向 244

第2章

グローバルな知的財産環境の整備に向けて 278

第1章

国際的な知的財産制度の動向

新興国市場の成長による輸出先の拡大、生産拠点・研究開発拠点の海外進出など企業活動のグローバル化が進むことで、国外における知的財産権取得の意識が高まっている。各企業等は、各々の知的財産について、これまで以上に多数の国・地域に出願するようになり、各国・地域の知的財産制度を踏まえつつ、それぞれの国・地域において権利を取得し、活用するという状況が生じている。

こうした状況の中、各国・地域の知財庁等は、知的財産分野における種々の課題を考慮し、知的財産制度をより魅力的なものにするべく、様々な取組を行っている。

本章では、まず、企業活動のグローバル化に伴う世界全体の出願動向の変化について紹介し、次に、各国・地域それぞれにおける知的財産制度の動向について紹介する。

1. 出願動向の変化とグローバル化

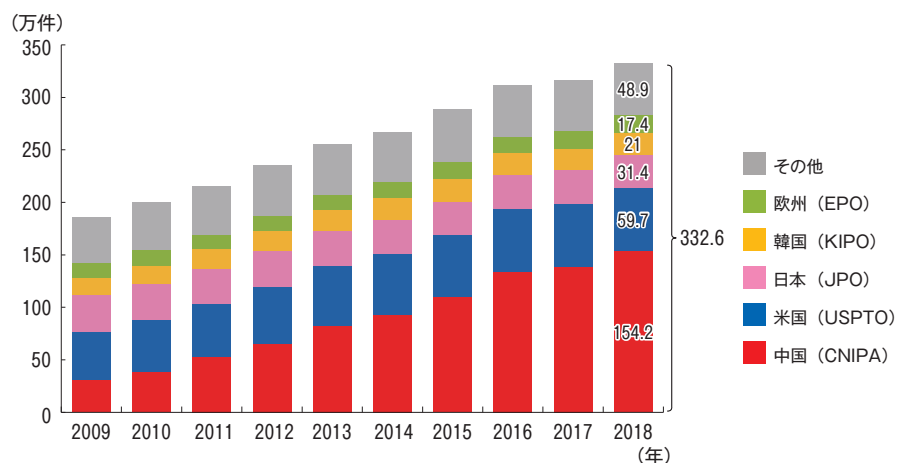
世界の特許出願件数は2009年から2018年までの10年間で1.8倍となっている[3-1-1 図]。その主要因は、中国の特許出願件数の著しい増加であり、2009年から2018年までの10年間で約5倍となっている。2018年における中国の出願件数は世界の出願件数の約5割を占めている。また、アジア圏の日中韓3か国の特許庁への2017年の特許出願件数は約207万件であり、世界の特許出願件数約317万件の6割以上を占めるまでとなった。

意匠分野においては、中国が単独で世界の出願件数の約7割という圧倒的な割合を占めている[3-1-2 図]。

商標分野では、中国の伸びが著しく、出願区分数では前年比約3割増となっている(中国は出願件数での数値を公表していない)。中国以外の全体の出願件数の伸びは前年比4%となっている。

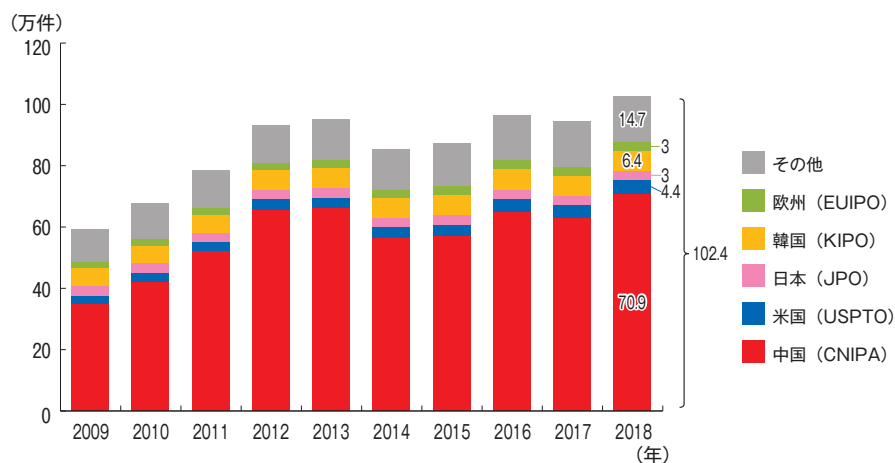
2018年における五庁が受理した海外からの特許出願の比率を見ると、日本・中国・韓国の特許庁では約10%～23%程度である一方、米国・欧州特許庁では50%を超えている[3-1-4 図]。五庁以外のアジア、オセアニア、南北アメリカ等のほとんどの特許庁において、海外からの出願の方が国内出願よりも多い[3-1-5 図]。このことから、世界全体としては、特許出願がグローバルに行われていると言える。

3-1-1 図【世界の特許出願件数の推移】



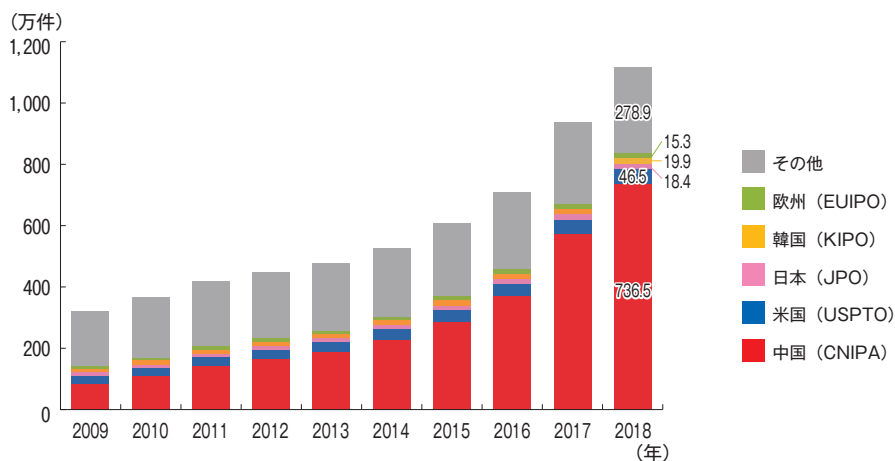
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-2 図【世界の意匠登録出願件数の推移】



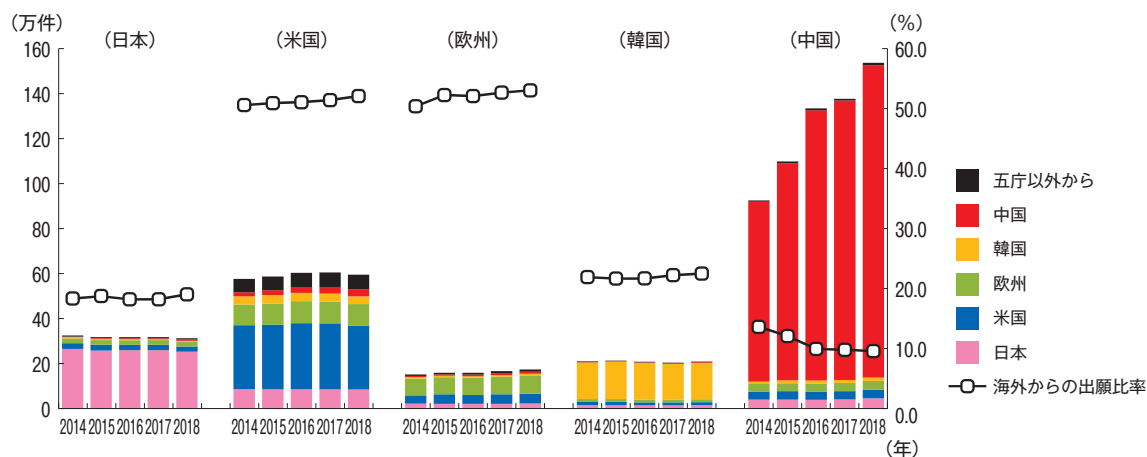
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-3 図【世界の商標登録出願件数の推移】



(資料) WIPO Intellectual Property Statistics (中国 (CNIPA) は出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数)

3-1-4 図【五庁への特許出願の状況】

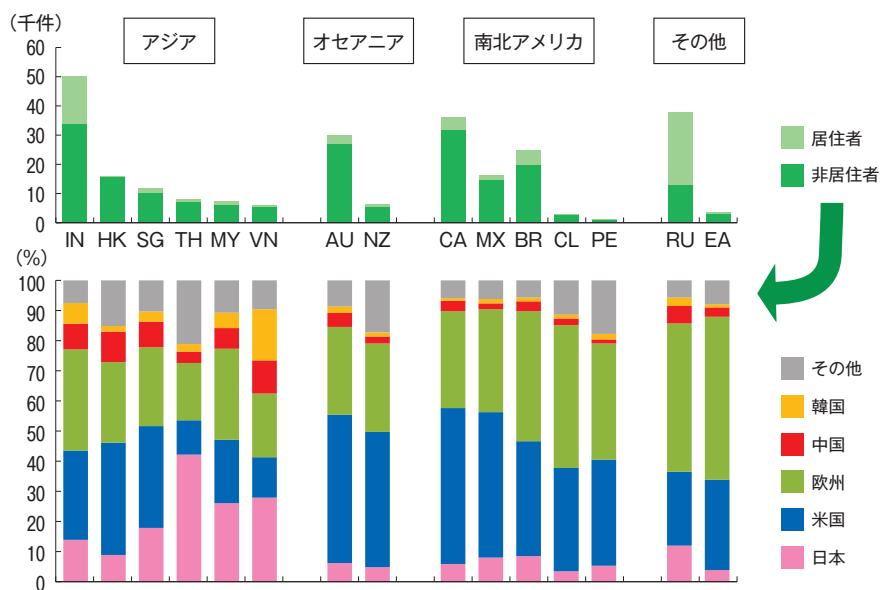


（備考）欧州からの出願は、各年末時点の EPC 加盟国の居住者による出願。

欧州への出願は欧州特許庁への出願。

各国特許庁における国別内訳は下記資料に定義に従っている。

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics に基づき特許庁作成

3-1-5 図【五庁以外の主な特許庁への出願状況（2018 年）
特許出願件数（上） 及び 外国出願人による特許出願の内訳（下）】

（備考）・各略称は次のとおり。

IN（インド）、HK（香港）、SG（シンガポール）、TH（タイ）、MY（マレーシア）、VN（ベトナム）、AU（オーストラリア）、NZ（ニュージーランド）、CA（カナダ）、MX（メキシコ）、BR（ブラジル）、CL（チリ）、PE（ペルー）、RU（ロシア）、EA（ユーラシア特許庁）

・欧州からの出願は、EPC 加盟国の居住者による出願。

・ユーラシア特許庁の居住者による出願は、EAPC（ユーラシア特許条約）加盟国の居住者による出願。

・各国特許庁における国別内訳は下記資料に定義に従っている。

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics に基づき特許庁作成

2. 米国における動向

米国のトランプ政権は、中国が、知的財産・イノベーション・技術に関する法律・政策等を通じて、中国の企業に米国の技術や知的財産を移転することを促進・要求しており、米国の経済利益に悪影響を与えていると主張し、中国製品に対する関税の段階的な引き上げを実施してきたが、2020年1月、米中両政府は、米中経済貿易協定(第一段階)に署名し、一部関税の引き下げ・予定していた追加関税の中止が決定された。今後もトランプ政権による中国に対する措置が注目されている。

また、米国特許商標庁(USPTO)では2018年2月に就任したイアンク長官が、特許適格性の判断基準の明確化や特許審判部(PTAB: Patent Trial and Appeal Board)における運用の改善など、米国特許制度の改善に積極的に取り組んできた。

本節では、我が国との関係に加え、米国における知的財産政策の動向及びUSPTOの各種取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

特許の分野では、日本国特許庁(JPO)とUSPTOは、特許審査ハイウェイ、国際審査官協議等を通して緊密な協力関係を築いてきた。また、JPOとUSPTOは、(i)米国が受理したPCT国際出願について、出願人の選択により国際調査・国際予備審査を我が国が実施する取組、(ii)日米協働調査試行プログラム¹を実施している。さらに、日米欧三極長官会合、日米欧中韓五庁長官会合といった多国間の枠組みにおいても、制度調和を始めとする種々の分野において連携を取っている。

意匠の分野では、JPOとUSPTOは、共に実体審査国として、日米欧中韓の意匠五庁(ID5)会合、並びに日米意匠審査会合及び日米意匠分類専門家会合等を通じて、両庁の審査実務や意匠分類等に関する理解を深め、緊密な協力関係を築いている。より詳細については、第3部第2章1. (6)を参照されたい。

商標の分野では、2001年から推進してきた日米欧の三極協力を発展させ、2011年から日米欧中韓の商標五庁(TM5)の枠組みによる協力を実施している。

(2) 近年の知的財産政策の動向

① USMCA実施法案に署名

2020年1月、トランプ大統領は、米国・メキシコ・カナダ協定(U.S.-Mexico-Canada Agreement: USMCA)実施法案に署名した²。

USMCAは、北米自由貿易協定(NAFTA)に代わる新協定として2018年9月30日に交渉が妥結し、メキシコ(2019年12月批准)、米国(2020年1月批准)、カナダ(2020年3月批准)の3か国での国内手続きが終了した。規定では、3か国が国内手続きを終え、最後に批准した国が通知を行った3か月目の月の初日に発効することになっている。

同協定における知的財産章では、(i)著作物等の保護期間を著作者の死後少なくとも70年とすること、(ii)意匠の保護期間を少なくとも15年とすること、などが規定されている。

② 米中貿易協定の第一段階合意

トランプ米国大統領と劉鶴・中国副首相は1月15日、米国ホワイトハウスで両国の第1段階の経済・貿易協定に署名し、本協定は2月14日に発効した。本協定は、(1)知的財産権(営業秘密、医薬品関連の知的財産、地理的表示、悪意の商標、海賊版と偽造品の生産と輸出など)、(2)技術

1 本稿第2部第1章3. (1)③「日米協働調査試行プログラム」及び下記ホームページを参照。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/nichibei.html>

2 <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/president-donald-j-trumps-united-states-mexico-canada-agreement-delivers-historic-win-american-workers/>



移転、(3)食品・農産品の貿易、(4)金融サービス、(5)マクロ経済政策、為替レート関連及び透明性、(6)貿易の拡大、(7)2国間の評価と紛争解決、(8)最終規定、の8章から構成される。米国が中国に求めている知的財産の保護と貿易赤字の削減に応える構成となっている。

③スペシャル301条¹報告書

米国通商代表部(USTR)は、2019年3月に「2019年スペシャル301条報告書」(以下レポート)を公表した²。レポートは1974年米国通商法182条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の3段階があり、「優先国」に特定されると調査及び相手国との協議が開始され、協議不調の場合には対抗措置(制裁)への手続が進められる。

USTRは、11か国を「優先監視国」として特定し、これらの国における知的財産権問題は、来年中に二国間協議の対象とするとした。また、25か国を「監視国」として特定した[3-1-6 図]。

(3)USPTOの取組

①特許適格性を巡る動き

USPTOは、2019年1月、米国特許法第101条(特許適格性)の判断に関する審査ガイダンス

2019年改訂版を公表した³。同ガイダンスにより、(i)裁判所によって特許適格性が認められない法的例外とされた「抽象的アイディア」のカテゴリーについて類型化が図られ、(ii)クレーム発明が、特許適格性が認められない法的例外に向けられているか否かについての具体的な審査手法が公表された。その後、当該ガイダンスについてのパブリックコメントが募集され、集まった意見を踏まえて、USPTOは2019年10月に再度、審査ガイダンスの改訂版を公表した⁴。10月のガイダンス改訂は、1月に公表の内容を変更するものではなく、審査事例を追加するなど補足説明を加えるものとなっている。

また、2019年5月に、連邦議会知的財産小委員会のThom Tillis議員(ノースカロライナ州選出、共和)、Chris Coons議員(デラウェア州選出、民主)らは、米国特許法101条の改正草案(draft bill text)を公開した。さらに、6月4,5,11日には3日間にわたる改正草案に関する公聴会が開催され、元USPTO関係者、法曹界、教育関係者、産業界から幅広く証言者が招かれ、本改正草案について賛否両論様々な意見がなされた。詳細はColumn 19「特許の対象とすべき発明とは? 混迷を極める米国特許法101条(特許適格性)をめぐる議論」を参照のこと。

今後も引き続き、特許適格性の問題に関する動向に注目が集まっている。

3-1-6 図 【スペシャル 301 条レポート指定国 (2019 年)】

優先国	優先監視国	監視国	306 条監視国
—	中国、インドネシア、インド、アルジェリア、クウェート、サウジアラビア、ロシア、ウクライナ、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ (11 か国)	タイ、ベトナム、パキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦、ギリシャ、ルーマニア、スイス、トルコ、バルバドス、ボリビア、ブラジル、カナダ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、グアテマラ、ジャマイカ、メキシコ、パラグアイ、ペルー (25 か国)	中国

1 1974年通商法301条(貿易相手国の不公正な慣行に対して当該国との協議や制裁について定めた条項)の知的財産権についての特別版であるところから、スペシャル301条と呼ばれる。

2 https://ustr.gov/sites/default/files/2019_Special_301_Report.pdf

3 <https://s3.amazonaws.com/public-inspection.federalregister.gov/2018-28282.pdf>

4 https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/peg_oct_2019_update.pdf



②AI関連発明に関するパブリックコメント募集

USPTOは、2019年8月及び同年10月に、AI関連発明に関するパブリックコメントの募集を行った。8月の募集では主に特許審査に関する事項についてコメントを募集し、10月の募集では、著作権、商標、その他の知的財産に関するAI問題についてのコメントを募集した。その後、USPTOは、2020年3月に、AIに関する自身の取組をまとめたウェブサイト¹を立ち上げ、同サイト上において、2回のパブリックコメント募集で集まった約200件のコメントを掲載している。

③SEPの救済に関する政策声明

米国特許商標庁(USPTO)、米国国立標準技術研究所(NIST)、司法省反トラスト局は、2019年12月に、「標準必須特許(SEP)の救済に関する政策声明」を公表した²。

2019年政策声明では、「標準必須特許の所有者によるFRAND宣言は、侵害の際に適切な救済措置を決定するための一要素」に過ぎず、「事件に関する事実に鑑みて特段の事情がない限り、標準必須特許に関する侵害訴訟においても、通常の特許侵害訴訟と同様に、差止を含む全ての救済が認められるべきである」との当局の見解を明確化した。

④AIAレビュー制度におけるクレーム訂正手続試行プログラムの開始

USPTOは、2018年10月、PTAB（特許審判部）が行うレビュー制度における特許クレーム訂正手続の改訂案を公表し³、意見募集を行った結果を踏まえて改訂案に修正を加えた上で、2019年3月に、クレーム訂正手続に関する試行プログラムを開始した⁴。これまで、AIAレビューにおける現行の特許クレーム訂正手続では、特許権者がクレームの訂正を申し立てられる機会は原則として一度だけであり、追加の特許クレーム訂正申立てが認められるのは、正当な理由がある場合(there is a good causeshowing)等に限られていた。一方、試行プログラムでは、特許権者がクレームの訂正申立てを行った後に、PTABによる予備的見解(preliminary guidance)を踏まえてクレームの再訂正を申し立てることもできる。

⑤商標を巡る動向

米国特許商標庁(USPTO)は2019年7月2日付官報⁵で、連邦規則を改正し、法的永住権または主要な事業所を米国外に有する商標出願人、商標権者または商標レビュー手続の当事者がUSPTOに対して行う全ての商標手続は、「米国弁護士資格を有する者に代理されなければならない」との要件を追加した。本規則は同年8月3日から適用されている。

1 https://www.uspto.gov/initiatives/artificial-intelligence?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term

2 <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/SEP%20policy%20statement%20signed.pdf>

3 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2018-10-11/pdf/2018-22006.pdf>

4 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-03-15/pdf/2019-04897.pdf>

5 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-07-02/pdf/2019-14087.pdf>



特許の対象とすべき発明とは? 混迷を極める 米国特許法101条(特許適格性)をめぐる議論

日本貿易振興機構ニューヨーク事務所

米国知的財産界にとっての2019年は、同国の知的財産システムが現在包える最大の問題である特許適格性の問題、すなわち「いかなる発明を特許の保護対象とすべきか?」という問題をめぐって苛烈な議論が繰り広げられた年となった。以下、2019年以降の米国における特許適格性問題をめぐる動きを紹介する。

米国での特許適格性をめぐる問題

米国では、発明が特許適格性を有するか否かは、2012年のMayo事件最高裁判決、及び2014年のAlice事件最高裁判決によって確立された特許適格性の有無を判断するための2ステップテスト(いわゆるAlice/Mayoテスト)を用いて判断される。しかし、Alice/Mayoテストが非常に分かりにくいものであったため、そのテストを個々の事件に適切に適用することが難しく、米国特許商標庁(以下、USPTO)や裁判所における特許適格性の有無の判断の予見性・確実性が著しく低下してしまった。

特にライフサイエンス分野やコンピュータソフトウェア関連分野では、USPTOや裁判所においてAlice/Mayoテストを過度に厳格に適用するアプローチが採られるため、数多くの革新的発明が特許適格性を有しないと判断されているとの指摘が多く、有識者や実務家からなされている。また、その結果、医療関連産業やコンピュータソフトウェア産業などの重要分野における研究開発投資が米国から他国に流出しており、米国のイノベーション能力の低下を招いているとの指摘も数多くなされている。

これが現在の米国知的財産システムにおいて最大の懸案事項とされている特許適格性の問題の概要である。

USPTOの特許適格性に関する取組

この問題に対しUSPTOは、特許審査・特許審判における特許適格性の有無の判断手法を明確化するために、2019年1月に「特許適格性要件の判断手法に関する新たな審査ガイダンス」を策定・公表¹した。その結果、特許弁護士などの実務者からは、USPTOにおける特許適格性の判断の予見性が大きく改善されたと評価されている²。

しかし、同ガイダンスは、裁判所の判断を拘束するものではない³ため、特許適格性に関する問題を根本的に解決するものではないとの指摘も多くなされており、米国の知的財産関係者の多くが、特許適格性について規定する米国特許法(以下、特許法)101条の改正、または特許適格性問題の原因となった最高裁のAlice/Mayoテストの見直しを望んでいる。

連邦議会における特許法101条改正に向けた議論

連邦議会(以下、議会)も、2019年になって本格的に特許適格性問題の解決に乗り出した。第116回議会が幕を開けた2019年の年明け早々、議会上院司法委員会の下に知的財産小委員会が設置され、特許法101条の改正に向けた議論が開始された。そして、2019年5月には、同小委員会の委員長のThom Tillis議員(ノースカロライナ州選出、共和)、同小委員会の野党筆頭委員のChris Coons議員(デラウェア州選出、民主)を

1 詳細は、ジェトロニューヨークの米国知財ニュース(2019年1月8日付)を参照。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_jpnews/us/2019/20190108.pdf

2 USPTOのIancu長官自身も、Alice事件最高裁判決以降、約60%という高い数字となっていたUSPTOでのAI関連の特許出願の拒絶率が、新たなガイダンスの発行後は約30%というAlice事件最高裁判決前の水準まで低下したことなどを例に挙げ、新たなガイダンスが有効に機能していると評価している。

3 例えば、連邦巡回控訴裁判所(CAFC)は、2019年4月1日のCleveland Clinic 事件判決において、「我々は、特許適格性を含むあらゆる特許性に関する問題についてのUSPTOの専門性に高い敬意を払うものの、一方で、USPTOが発行するガイダンスには拘束されない」などと述べている。



中心とした超党派議員らにより、「特許法101条改正草案」が公表¹された(改正草案の内容については図1を参照されたい)。

さらに、上院知的財産小委員会は、2019年6月、特許法101条改正草案に対する有識者の意見を聴取するために、異例中の異例とも言える計45名もの証言者を招いた3日間にわたる公聴会を開催した²。

公聴会では、知的財産関連の有力団体、各産業界を代表する団体、個別企業、元判事、元USPTO長官、大学教授など、さまざまな有識者が証言者として証言を行い、賛成派と反対派の双方の立場から改正草案に対してさまざまな意見が述べられた。簡潔にまとめると、米国知的財産権者協会(IPO)、米国知的財産権法協会(AIPLA)などの主要な知的財産関連団体は、改正草案の大枠について概ね賛成との意を表した。また、製

薬産業、バイオ産業、大学関連団体、個人発明家団体、有力な有識者(元USPTO長官、元判事など)も改正草案の大枠について概ね賛成との意を表した。他方、ジェネリック医薬品団体、患者擁護団体などは、改正草案に基づいて法改正を行うことに反対との立場を表明した。また、High Tech Inventors Allianceなどの各種ハイテク産業関連団体も、特許となり得る発明の対象が広がることによって質の低い特許を濫用的に用いる者が増える(パテントトロール問題が増える)おそれがあるとの懸念を示し、法改正に反対との立場を表明した。

公聴会の最後に、Tillis議員は、改正草案に必要な修正を行ったうえで2019年7月以降のできるだけ早いタイミングで法案を提出するつもりであると述べた。

図 1

特許法101条改正草案のポイント

条文の改正

- 現行の101条には特許保護の対象となる発明は「新規かつ有用 (new and useful)」でなければならないとされているところ、「新規 (new)」という要件を削除して「有用 (useful)」であればよいとする。
※趣旨は、**特許適格性の判断に新規性等の要素が入り込むことを明示的に防止するため**と思われる。
- 現行の101条に「クレーム発明全体から特許適格性を判断する」という文言を追加する。
※趣旨は、**クレーム発明を構成する個々の要素ごとに特許適格性の判断がなされることで、特許適格性を有さないと判断されやすくなることを防止するため**と思われる。
- 現行の100条に項目 (k) を新たに加え、用語「有用 (useful)」は「あらゆる技術分野で具体的かつ実用的な有用性を提供する人間の介入 (human intervention) による発明又は発見」を意味する旨定義する。
※趣旨は、「有用 (useful)」という言葉の解釈をめぐる争いが発生し、**その解釈について判例等によって再び不明確な規範が定められることを防止するため**と思われる。
- 現行の112条 (f) (いわゆるミーンズ・プラス・ファンクション規定) の規定内容を拡張・一般化して、「機能的表現で記載されたクレーム発明は、明細書の実施例のみをカバーするものとして解釈しなければならない」という規定に変更する。
※有識者らによれば、この112条 (f) の改正案は、過度に広い機能的表現で記載されたソフトウェア発明等の権利範囲を適切な範囲に限定するなどの効果を発揮すると考えられるため、101条の要件を緩和するとパテントトロール問題が再発するおそれがあることを理由に**101条改正に反対との立場をとるハイテク産業等に向けた妥協案**として盛り込まれたのではないかとのことであった。

101条に関する附則 (Additional Legislative Provisions)

- 101条の規定は、特許適格性を肯定するのに有利となる方向に解釈する。
- 特許適格性の有無の判断は、「抽象的アイデア」、「自然法則」、「自然現象」等を含むいかなる判例上の例外も用いずに行い、また、今後そうした例外を確立しようとする判例は全て破棄される。
- 特許適格性の判断は、102条 (新規性)、103条 (自明性)、112条 (記載要件) に関する考慮要素を一切考慮せずに行う。

1 詳細は、ジェトロニューヨークの米国知財ニュース (2019年5月24日付)、IPジャーナル13号「米国特許法101条問題 (特許適格性の問題) をめぐる連邦議会と司法府の動き」等を参照。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2019/20190524.pdf

2 詳細は、ジェトロニューヨークの米国知財ニュース (2019年6月5日付、2019年6月12日付)、IPジャーナル13号「米国特許法101条問題 (特許適格性の問題) をめぐる連邦議会と司法府の動き」等を参照。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2019/20190605.pdf
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2019/20190612.pdf



司法府における特許適格性問題に関する議論

司法府に目を向けると、全米の特許関連の控訴事件を専属管轄する連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)において、特許適格性の問題がいかに深刻であるかを示すいくつかの印象的な出来事が起きた。

その代表的なものが、2019年7月3日のAthena事件における大法廷再審理申立の棄却である。同事件は、米国の知的財産界に一石を投じることとなった。同事件の大法廷再審理申立を棄却するにあたって、CAFCが、議会に対して特許法101条改正の必要性を示唆するメッセージを発するという極めて異例の事態が起きたためである¹。申立の棄却にあたってはCAFC判事から合計8本もの意見が提出されたのだが、ここではHughes判事の意見の一部のみを紹介する。

Hughes判事(申立棄却に賛成)のメッセージ

✓ (Athena事件で問題となった特許でクレームされているような)医療診断発明の特許適格性についての判断が問題をはらんでいることは理解しているが、この問題は最高裁の判例に拘束されるCAFCが解決できる問題ではない。医療診断分野の特許適格性判断基準が、最高裁によって、または特許法を用いてバランスのとれたイノベーションへのインセンティブを与えるという政策決定権限を有する議会によって明確化されることを望む。

このメッセージに呼応した上院知的財産小委員会のTillis議員とCoons議員は、2019年7月8日、即座に声明を発表し、「CAFCがAthena社等による大法廷再審理申立を棄却した件は、特許法101条の改正が早急に行われるべき極めて重要な問

題であることを明確に示す一例である」、「裁判所は、特許法がイノベーションを阻害しており、研究者・発明者・投資家の目を国外に向けているというメッセージを議会に対して送っている」などとしたうえで、特許法改正に真剣に取り組むと述べた。

特許適格性の問題をめぐる米国の「いま」

ここまで述べたように、特許適格性問題については、政府(USPTO)、議会、裁判所のいずれにおいても、その解決に向けた大きな動きが見られたが、結論を言えば、問題の解決には至っていない。

議会における特許法101条改正に向けた議論は、賛成派と反対派の意見が真っ向から対立する形となったため、完全に膠着状態となり、いまだ特許法101条改正法案を議会に提出できる段階にさえ至っていない。2020年が大統領選挙の年であることや、上院知的財産小委員会が、2020年に入ってから知的財産問題に関する議論の軸足をデジタルミレニアム著作権法の改正に向けた議論へとシフトさせたことを考慮すると、当面の間、議会において特許法101条改正法案が審議されることはないと思われる。

司法府においても解決の道は開かれなかった。CAFCが特許法101条改正の必要性を唱えるメッセージを発するという事態が生じたAthena事件が最高裁に上告されたため、米国知的財産界では最高裁がAthena事件の上告を受理してAlice/Mayoテストを見直すのではないかと期待が高まったが、残念ながら最高裁は2020年1月13日にその上告を棄却した²。最高裁には、2014年のAlice事件以降も、特許適格性問題について50件以上の上告がなされているが、1件も受理され

1 詳細は、ジェトロニューヨークの米国知財ニュース(2019年7月22日付)、IPジャーナル13号「米国特許法101条問題(特許適格性の問題)をめぐる連邦議会と司法府の動き」等を参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2019/20190722-2.pdf

2 詳細は、ジェトロニューヨークの米国知財ニュース(2020年1月27日付)、IPジャーナル13号「米国特許法101条問題(特許適格性の問題)をめぐる連邦議会と司法府の動き」等を参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2020/20200127_1.pdf



ていない。Athena事件の上告棄却を受け、有識者からは、「最高裁にはもはや特許適格性問題を審理する意向がないことが明らかになった」との失望の声が多く聞かれる。

こうした状況を踏まえると、問題解決への道は完全に閉ざされたようにも思える。しかし、その灯火が消えたわけではない。議会での議論で中心的な役割を果たしたCoons議員は、2020年3月に行った講演で、「特許適格性の判断基準を不明確なものとした最高裁の判決など、米国特許制度を弱体化させた法制度の変化は、対応を要する深刻な問題だ」などと述べ、依然として特許法101条の改正の必要性を訴えている。また、少なくともUSPTOにおいては、特許適格性の判断に改善が見られ、革新的技術を適切に特許で保護できるようになってきている。

いつか機が熟し、議会で特許法101条が改正されるときが来るかもしれない。あるいは、最高裁にAlice/Mayoテストを見直す意図がないと悟ったCAFCが、明確で透明性の高い形で、そしてイノベーションに資する形で同テストを適用する手法を確立するときが来るかもしれない。

そのときに大きなアドバンテージを享受できるよう、USPTOの特許適格性の判断が改善している今こそ、米国での発明の権利化活動をしっかりと行っておくべきなのかもしれない。

3. 欧州における動向

欧州では近年、単一効特許制度と統一特許訴訟制度の導入に向けた動きがある一方、英国の欧州連合(EU)離脱(いわゆるBrexit)やドイツの批准問題により、本制度の施行について不透明性が生じている。

本節では、我が国との関係に加え、欧州における近年の知的財産政策の動向、及びEU、欧州特許庁(EPO)、欧州連合知的財産庁(EUIPO)、各国知的財産庁の各種取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

我が国と欧州は、EU、EPO、EUIPO、各国知的財産庁を通じて様々な関わりを持っている。

特許の分野においては、日本国特許庁(JPO)とEPOの間で、日米欧三極協力、日米欧中韓五庁協力を通して交流を図っている。意匠分野においては、日米欧中韓の意匠五庁(ID5)会合を通じて、EUIPOと協力を行っている。商標の分野においては、日EU商標専門家会合や日米欧中韓の商標五庁(TM5)会合を通じてEUIPOと協力を行っている。その他、JPOと欧州各国の知的財産庁の間においても、政策、人材交流等を通じて積極的に関わりを持っている。

2013年から交渉が開始された日・EU経済連携協定(EPA)は、2019年2月に発効した。当該EPA発効を通じて我が国と欧州の関係がより深まることが期待されている。

(2) 近年の知的財産政策の動向

① 欧州特許制度改革の動き

現在、欧州の複数の国において特許を取得する場合、各国の知的財産庁に対してそれぞれ直接出願を行うほかに、欧州特許条約(EPC)に基づく出願を行うことが可能であり、EPOにおいて出願及び審査を一元的に行うことができる。しかし、EPCに基づく出願を行う際は、英語、ドイツ語、フランス語を手続言語とするものの、各国で特許権を有効なものとするためには、EPOにおいて特許査定がなされた後に、原則として、特許請求の範囲と明細書を各国の言語に翻訳する必要がある[3-1-7 図]。また、各国の権利は独

立しているため、特許権を行使するには、各国で訴訟を提起する必要がある。これら出願人に課される翻訳費用や訴訟費用の負担を軽減すべく、欧州委員会のイニシアチブの下、2012年12月、欧州議会及びEU理事会は統一的な効力を有する欧州単一効特許(以下、「単一特許」)を創設するため規則を採択、また、2013年2月には、特許権成立後の侵害や有効性についての訴訟手続を一元的なものとする統一特許裁判所(UPC)を創設する協定がEU各国の署名により成立した。

単一特許の制度においては、既存の欧州特許と同様に、EPOで出願から審査までの手続を経た後、2020年3月末時点で参加を表明していないスペイン、クロアチアを除き最大で25のEU加盟国(後述のとおり英国は含まない)の間で単一的な効力が与えられる[3-1-8 図]。また、新たに創設されるUPCは、批准した協定締約国において、単一特許のみならず、EPCに基づく欧州特許についても専属管轄を有することとされている。単一特許規則については、UPC協定と同時に適用が開始されることになっており、そして、UPC協定は、本協定署名の前年に有効であった欧州特許の数が最も多い3加盟国(後述の英国のEU離脱前では英独仏)を含む13か国以上の批准により発効することとなっていた。2019年12月末までに、オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ、ルクセンブルク、ポルトガル、フィンランド、ブルガリア、オランダ、イタリア、エストニア、リトアニア、ラトビア、そして後述の英国(正式批准の完了順に記載)の16か国が批准した¹。

しかし、2020年1月に英国がEUを離脱し、同年2月には英国政府は欧州単一特許制度及び

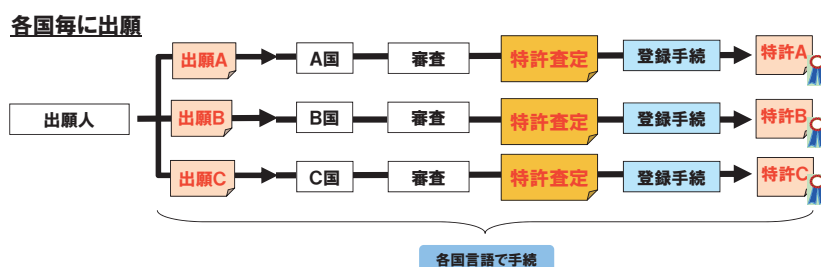
¹ <https://www.consilium.europa.eu/en/documents-publications/treaties-agreements/agreement/?id=2013001>



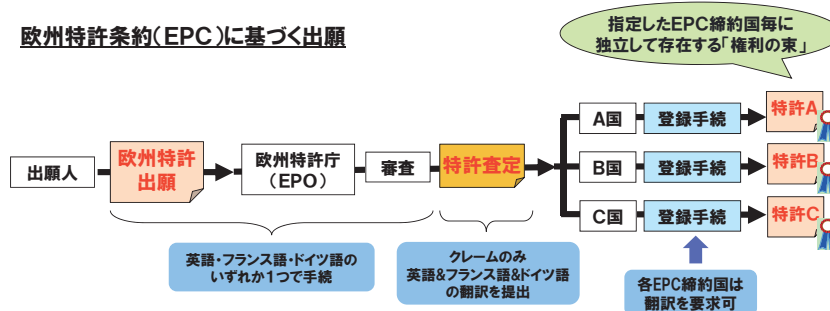
UPC制度への参加を追求しない旨を公表したため¹、ロンドンに設置予定であったUPC第一審裁判所中央部の一つに関し再検討が必要になっている。加えて、2020年3月には、ドイツ連邦憲法裁判所がUPC協定への批准に係る法案を無効

と判断した²ため、UPC協定発効の時期は不透明となった。なお、英国がUPC協定に参加しない場合、UPC協定発効に必須の3加盟国の一つである英国はオランダに代わることとなる³。

3-1-7 図【現行の出願ルート】

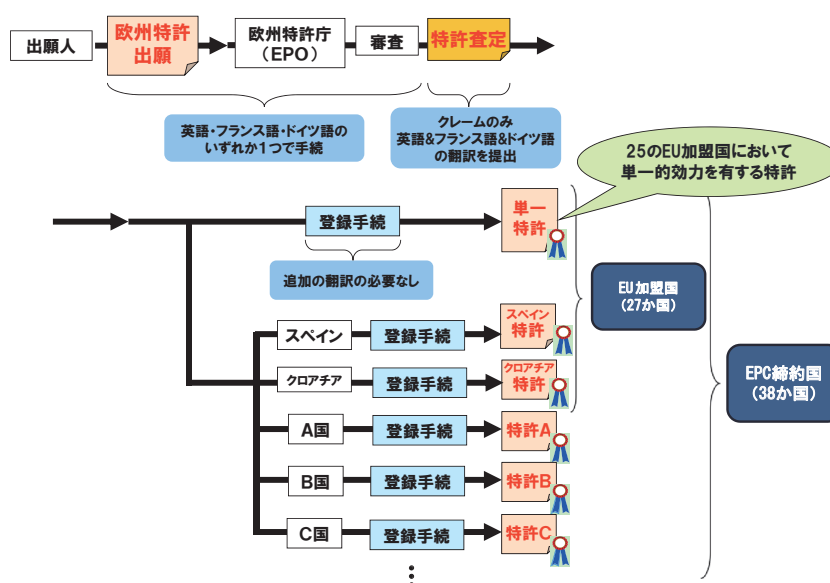


欧州特許条約(EPC)に基づく出願



(資料) 特許庁作成

3-1-8 図【単一特許の出願ルート】



(資料) 特許庁作成

1 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_jpnnews/europe/2020/20200301.pdf

2 <https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/EN/2020/bvg20-020.html>

3 [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2019/596800/IPOL_IDA\(2019\)596800_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2019/596800/IPOL_IDA(2019)596800_EN.pdf)



(3)EPOの取組

①概要

欧州の特許制度については、EPOが中核として大きな役割を担っている。EPOはEPCに基づき設立された機関であり、EPCの現在の締約国数は38か国¹になる。EPOにおいて審査され、特許査定された場合、指定した締約国において特許として効力が発生する。

また、EPCの締約国(38か国)・拡張協定国(ボスニア・ヘルツェゴビナ及びモンテネグロの2か国)以外でも、欧州特許の認証制度を導入する例があり、すでにモロッコ、モルドバ、チュニジア、カンボジアにおける欧州特許の認証に関する合意が発効している²。これらの国において欧州特許を認証(権利化)させると、各国における国内特許と同様の法的効果を得られる。2019年11月には、ジョージアとも認証に関する合意がなされた³(2020年3月時点で未発効)。

EPOは、16の特許庁との間で特許審査ハイウェイ(PPH)を実施している。その他、EPOは、審査の質、効率性、出願人の利便性の向上に向け、以下のような取組を強化している。

②審査迅速化の取組について

EPOは、審査迅速化により係属中の出願の法的安定性を向上させる「Early Certainty」というスキームを実施しており、全ての欧州出願について、出願日から6月以内に調査報告及び見解書を発行すること(2019年：5.5月)、2020年までに審査請求から特許査定までの期間を12月以内(2019年：28.1月)とすること、異議申立の審理結果が得られるまでの期間を15月以内(2019年：18.7月)とすることを挙げている⁴。なお、期間の算出にあたり、従前EPOでは中央値(median value)が用いられていたが、2019年からは平均値(mean value)が用いられている。

③戦略計画2023

EPOの2019年から2023年の活動計画を示す戦略計画2023が、2019年6月に欧州特許機構管理理事会で採択され、公表された⁵。その中で、ミッション及びビジョンとしてそれぞれ、「欧州の特許庁として、我々は、イノベーション、競争力及び経済成長を促進する高品質の特許及び効率的なサービスを、誇りを持って提供する。」及び「我々は、知的財産における世界標準を定める力及び動機を職員に与える。我々の庁は、効果的で透明性があり、ユーザのニーズに応え、かつ、ダイナミックなグローバル特許制度についての変化する需要及び状況に対応する上で迅速である。我々の仕事は、より安全で、よりスマートで、かつ、より持続可能な世界に貢献する。」と示されている。

また、それらを細分化した以下の5つの目標が掲げられている：(i)仕事に専念し、知識豊富でかつ協力的な組織の構築、(ii)EPOのITシステムの簡素化及び近代化、(iii)高品質の成果物及びサービスの効率的な提供、(iv)グローバルな影響を与える欧州特許システム及びネットワークの構築、(v)長期的な持続可能性の確保。

④手続き料金の改定

EPOは、2020年4月に、全体的に数%の値上げを行う手続き料金改定を実施した⁶。この料金改定は2年ごとに実施されている。

また、審判請求料の返還についても一部改正された⁷。従前は返還条件に応じて全額又は一部(一律50%)が返還されていたが、当該一部返還について、審判請求を取り下げるタイミング等に応じて25～75%の返還がなされるように改正された。

1 <https://www.epo.org/about-us/foundation/member-states.html>

2 <https://www.epo.org/about-us/foundation/validation-states.html>

3 <https://www.epo.org/news-issues/news/2019/20191105b.html>

4 <https://www.epo.org/about-us/annual-reports-statistics/statistics/2019/statistics/quality-indicators.html>

5 <https://www.epo.org/news-issues/news/2019/20190627.html>

6 https://www.epo.org/modules/epoweb/acddocument/epoweb2/420/en/CA-D_12-19_en.pdf

7 <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/01/a5/2020-a5.pdf>

1



2



3



4



5



6



7



3-1-9 図【主な手続料金（概要）】

(単位：ユーロ)

種類	改定後	改定前
出願料 ¹	・ オンライン EPC 出願：125 ・ 上記以外の EPC 出願：260	・ オンライン EPC 出願：120 ・ 上記以外の EPC 出願：250
超過頁の追加料金	・ 16（頁数が 35 を超える場合の超過 1 頁当たり）	・ 15（頁数が 35 を超える場合の超過 1 頁当たり）
クレーム料 （出願料に加算）	・ 245 （クレーム数が 15 を超える場合の超過 1 クレーム 当たり） ・ 610 （クレーム数が 50 を超える場合の超過 1 クレーム 当たり）	・ 235 （クレーム数が 15 を超える場合の超過 1 クレーム 当たり） ・ 585 （クレーム数が 50 を超える場合の超過 1 クレーム 当たり）
分割出願の追加料金	・ 2 世代目の分割出願：220 ・ 3 世代目の分割出願：440 ・ 4 世代目の分割出願：660 ・ 5 世代目以降の分割出願：885	・ 2 世代目の分割出願：210 ・ 3 世代目の分割出願：425 ・ 4 世代目の分割出願：635 ・ 5 世代目以降の分割出願：850
調査料 （欧州段階）	・ 1,350 （2005 年 7 月 1 日以前の出願については 920 ユーロ）	・ 1,300 （2005 年 7 月 1 日以前の出願については 885 ユーロ）
国際調査手数料	（改正前と同じ）	・ 1,775
補充国際調査手数料	（改正前と同じ）	・ 1,775
国際予備審査手数料	（改正前と同じ）	・ 1,830
指定料	・ 610	・ 585
出願更新料	・ 出願日から 3 ～ 9 年は 490 ～ 1,450 ・ 10 年目以降は一律 1,640	・ 出願日から 3 ～ 9 年は 470 ～ 1,395 ・ 10 年目以降は一律 1,575
審査料	・ 1,700 （2005 年 7 月 1 日より前の出願については 1,900） ・ 1,900 （欧州段階に移行した PCT 出願であって、補充欧 州調査報告書が作成されていない案件）	・ 1,635 （2005 年 7 月 1 日より前の出願については 1,825） ・ 1,825 （欧州段階に移行した PCT 出願であって、補充 欧州調査報告書が作成されていない案件）
特許査定料 ¹	・ 960	・ 925
異議申立料	・ 815	・ 785
特許減縮請求料	・ 1,210	・ 1,165
特許取消請求料	・ 545	・ 525
審判請求料	・ 中小企業、個人、大学等による請求：1,955 ・ 上記以外による請求：2,705	・ 中小企業、個人、大学等による請求：1,880 ・ 上記以外による請求：2,255
再審請求料	・ 3,025	・ 2,910
期間徒過救済処理請求料	・ 料金遅延納付の場合、その料金の 50% ・ 特許査定料（第 71 規則 (3)）遅延納付の場合、 265 ・ その他の場合、265	・ 料金遅延納付の場合、その料金の 50% ・ 特許査定料（第 71 規則 (3)）遅延納付の場合、 255 ・ その他の場合、255

(資料) JETRO デュッセルドルフ「欧州特許庁、4 月に料金を改定」(2020 年 3 月)

1 キャラクターコードのフォーマット (XML) に基づくオンラインでの手続が開始されると、出願料、特許査定料等について異なる料金が適用される。

(4) EUIPOの取組

①概要

EUIPOは、欧州連合商標や登録共同体意匠の権利付与の役割を持っているとともに、欧州委員会から「知的財産権の侵害に関する欧州監視部門(European Observatory on Infringements of Intellectual Property Rights)」が委任されており、知的財産権の権利行使においても重要な役割を担っている。

JPOとEUIPOとは、1998年に商標分野において協力覚書を交わしていたが、EUIPOの組織改編を契機として、2018年8月に意匠分野を交えた新たな協力覚書を交わした。

②戦略計画2025

EUIPOは、2019年11月、2020年から2025年までの同庁の戦略的優先事項等に関する戦略計画2025が管理理事会で採択された旨を公表した¹(2020年7月1日から実施期間が開始)。戦略計画2025は、「欧州の企業及び市民のための知財の価値」を提供するというビジョンに基づいて構築され、EUIPOのミッションとして、「優れた知財ハブとして、EUIPOは、持続可能なネットワークを構築し促進することにより、グローバルでますますデジタル化する環境において、顧客中心のサービスを提供するとともに、より強固な知財システム、効率的なエンフォースメント及び知的財産権のより良い理解に貢献し、それによってEUにおける競争力、イノベーション及び創造性を支える」と示されている。

また、ビジョンの実現を推進するため、以下の3つの戦略的ドライバーが掲げられ、それぞれの戦略的ドライバーには、複数の戦略目標と鍵となる取組が置かれている：(i)相互につながり、効率的かつ信頼性の高い、域内市場のための知財システム、(ii)高度な顧客中心のサービス、(iii)動的な組織のスキル及び革新的で最適な職場。

(5) 欧州各国の取組

①英国

ビジネス・エネルギー・産業戦略省の下に、英国知的財産庁(UKIPO)が設置されている。UKIPOが、特許、意匠、商標、及び著作権を所管しており、イノベーション促進の観点から知的財産権に関する責任を担っている。

英国は、2020年1月にEUを離脱した。EUとの離脱協定に基づき、EU法が引き続き英国において効力を有する移行期間(2020年12月31日までの予定)が開始されたため、離脱後であっても移行期間中はUKIPOのサービスの中断や英国の知的財産制度への変更はない。

特許制度については、EPOはEUの機関ではないため、英国のEU離脱は現在の欧州特許制度に影響を与えない。

意匠及び商標制度については、移行期間終了後、共同体意匠及びEU商標制度によって保護される商標は英国において有効でなくなる一方、移行期間終了時に自動かつ無料で英国における同等の権利が与えられる。移行期間終了時に出願がEUIPOに係属中であった場合、移行期間終了後9か月以内に同様の内容で英国に出願すれば、出願日を維持できる。この場合、英国の通常の料金体系が適用される。英国のEU離脱による影響の詳細は特許庁ウェブサイト²及び本節のコラム「英国のEU離脱(Brexit)による特許・商標・意匠等への影響」も参照されたい。

②ドイツ

ドイツの知的財産制度については、連邦司法消費者保護省の下にドイツ特許商標庁(DPMA)が設けられ、そこがドイツ国内の特許、実用新案、意匠及び商標の審査・登録や、従業者発明の報償の調停等の中核を担っている。ドイツは、製造業が盛んであり、特許出願や特許訴訟も他の欧州の国に比べて多い。DPMAは、特許審査期間の短縮等を目的として、2019年に177名の特

¹ <https://eipo.europa.eu/ohimportal/news/-/action/view/5429541>

² https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/uk/brexit_202002.html



許審査官を増員し、2019年の特許の最終処分件数は40,124(前年比5.3%増)、特許付与件数は18,255(前年比11.5%増)であった¹。

ドイツ連邦司法消費者保護省は、2020年1月に特許法等改正案を公表した²。本改正案は、次の2点を含む。1点目は、無効訴訟の方が侵害訴訟よりも審理期間が長く、無効な可能性のある特許権により侵害が認定され得るという問題への対処として、無効訴訟の予備的な意見を6か月以内に通知させるものである。2点目は、実務上、特許権侵害が認められると原則差止請求が認められるため、多くの構成要素を含む製品のたった一つの特許権侵害により製品全体の販売・製造が差止められ得るという問題への対処として、侵害が認められても、侵害者に対する特許権者の利益を考慮して差止請求が不均衡である場合は差止請求が制限される趣旨のものである。本改正案に対する意見を募集し、同ウェブサイトにて意見を公開している。

③フランス

経済・財務省の下に、フランス産業財産権庁(INPI)が設置されている。INPIが、特許、意匠及び商標等を所管する。

フランス政府は、2019年5月、企業の成長及び変革のための行動計画に関する法律(PACTE法)を公布した³。PACTE法は知的財産法(CPI)の改正を含んでおり、例えば、進歩性の特許要件への追加(PACTE法第122条(CPI第L612条12(7)))。2020年5月施行)、異議申立制度の創設(PACTE法第121条。2020年4月施行)及び実用証の存続期間の6年から10年への延長(PACTE法第118条(CPI第L611条2(2)))。2020年1月施行)等が含まれる。

1 https://www.dpma.de/english/services/public_relations/press_releases/20200228.html

2 https://www.bmjuv.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/DE/PatMoG_2.html

3 <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000038497477&dateTexte=20200413>



英国のEU離脱(Brexit)による特許・商標・意匠等への影響

日本貿易振興機構デュッセルドルフ事務所

英国及び欧州連合(EU)が離脱協定¹を批准したことにより、英国は2020年1月31日にEUを離脱し、移行期間²(2020年12月31日まで)が開始された(離脱協定第126条)。

英国知的財産庁(UKIPO)³、欧州特許庁(EPO)⁴、欧州連合知的財産庁(EUIPO)⁵、世界知的所有権機関(WIPO)⁶及び欧州委員会⁷はそれぞれ、英国のEU離脱(Brexit)による知的財産への影響に関する情報を公表している⁸ところ、本コラムでは、これらの情報等に基づき、英国のEU離脱(Brexit)による特許・商標・意匠等への影響について紹介する。

移行期間中は、EU法が引き続き英国において効力を有することから、現在の知的財産制度は2020年12月31日までそのまま継続し、UKIPOのサービスの中断や英国の知的財産制度への変更はない。

UKIPOは、移行期間の終了時に約140万のEU商標及び約70万の登録共同体意匠を英国の権利に変換し、これらの権利は、2021年1月1日に効力を生じる予定である。離脱協定の知的財産に関する取決め(離脱協定第54条～第61条、第97条)は、移行期間の終了時に効力を生じる。

特許・商標・意匠等のそれぞれについての概要は、以下のとおりである。

(a) 特許について

EPOはEUの機関ではないため、Brexitは現在の欧州特許制度に影響を与えない。英国をカバーする既存の欧州特許も影響を受けない。英国に拠点を置く欧州特許弁理士は、引き続きEPOに対して依頼人を代理できる。

(b) 商標について

移行期間中は、引き続き、英国はEU商標制度の一部を構成し、EU商標による保護は英国に及ぶ。移行期間中は、マドリッド制度を通じて保護されるEUを指定する商標の国際登録の効果も引き続き英国に及ぶ。

移行期間の終了後は、EU商標は英国においては商標を保護しなくなる。移行期間の終了前に登録済のEU商標の権利者は、移行期間の終了時に同等の英国商標を付与される(離脱協定第54条)。EUの権利の英国の権利への変換は、いかなる再審査もなしに自動的にかつ無料で行われる。ただし、ひとたび同等の英国商標が付与されると、同等の英国商標及び既存のEU商標のそれぞれについて更新料金が適用される。

出願人は、移行期間終了時点で係属中のEU商標出願を有する場合、移行期間の終了後9月以内に同等の英国商標を登録するために出願を行うことができ、係属中のEU商標の先の出願日等を維持できる(離脱協定第59条)。この場合、当該英国出願は、出願手数料等について通常の英国の料金が適用され、英国法の下で審査が行われる。

1 [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/%20TXT/?uri=CELEX:22020A0131\(01\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/%20TXT/?uri=CELEX:22020A0131(01))

2 離脱協定第132条には移行期間の延長の可能性について規定されているが、ここでは、移行期間が延長されず2020年12月31日に終了するという前提で記載している。

3 <https://www.gov.uk/government/news/intellectual-property-and-the-transition-period>

4 <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/02/a19.html>

5 <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news/-/action/view/5549753>

6 https://www.wipo.int/madrid/en/news/2020/news_0004.html

7 https://www.wipo.int/hague/en/news/2020/news_0004.html

8 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/QANDA_20_104

8 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/europe/2020/20200203.pdf



移行期間の終了前にEUにおいて保護されていたマドリッド制度に基づく商標の国際登録は、移行期間終了後も引き続き英国において保護される(離脱協定第56条)。WIPOは、EUIPOが移行期間の終了時まで拒絶も保護もしなかったマドリッド制度に基づく国際登録等については、今後情報を提供するとしている¹。

EU商標の権利者は、移行期間終了時にEU商標から変換される同等の英国商標の所有を希望しない場合、当該権利の所有をオプトアウトすることができる。オプトアウトした場合、当該英国商標は、英国法の下で出願も登録もされていないものとして取り扱われる。オプトアウトの請求は2021年1月1日の後にのみ提出可能であり、請求のために使用する通知テンプレートが2021年1月1日の後に英国政府のウェブサイトを利用可能となる予定である。

なお、EUIPOに対する代理人の取扱いについては、英国の法定代理人は、移行期間の終了時に代理を継続している場合、引き続き依頼人を代理できる(離脱協定第97条)。

(c) 意匠について

移行期間中は、引き続き、英国は欧州登録共同体意匠制度及び欧州非登録共同体意匠制度の一部を構成し、登録共同体意匠及び非登録共同体意匠による保護は英国に及ぶ。移行期間中は、ハーグ制度を通じて保護されるEUを指定する意匠の国際登録の効果も引き続き英国に及ぶ。

移行期間の終了時に、登録共同体意匠及び非登録共同体意匠は英国においては有効でなくなる。移行期間の終了前に登録済かつ公告済の登録共同体意匠の権利者は、移行期間の終了時に同等の英国意匠を付与される(離脱協定第54条)。EUの権利の英国の権利への変換は、いかなる再審査もなしに自動的にかつ無料で行われる。ただし、ひとたび同等の英国意匠が付与されると、同等の英国意匠及び既存の登録共同体意匠のそれぞれについて更新料金が適用される。

また、移行期間の終了前に発生した非登録共同体意匠は、3年間の残存期間中は引き続き英国において保護される(離脱協定第57条)。

出願人は、移行期間の終了時点で係属中の登録共同体意匠出願を有する場合、移行期間の終了後9月以内に同等の英国意匠を登録するために出願を行うことができ、係属中の登録共同体意匠の先の出願日等を維持できる(離脱協定第59条)。この場合、当該英国出願は、出願手数料等について通常の英国の料金が適用され、英国法の下で審査が行われる。また、移行期間の終了後に英国において開示された非登録意匠は、補充的非登録意匠を通じて、英国において保護される可能性がある。

移行期間の終了前にEUにおいて保護されていたハーグ制度に基づく意匠の国際登録は、移行期間終了後も引き続き英国において保護される(離脱協定第56条)。WIPOは、EUを指定し移行期間の終了時に係属中であるハーグ制度に基づく国際出願、EUを指定し移行期間の終了前にWIPOがまだ公開していない国際登録等については、今後情報を提供するとしている一方で、英国での意匠の保護を求める出願人にはEUの指定に関係なく移行期間中に英国を指定することを強く推奨している²。

登録共同体意匠の権利者が移行期間終了時に登録共同体意匠から変換される同等の英国意匠の所有を希望しない場合の当該権利の所有のオプトアウト、EUIPOに対する代理人の取扱いについては、上記(b)と同様である。

(d) 補充的保護証明書について

移行期間中は、引き続き現在の制度を利用して、医薬品及び植物保護製品のための補充的保護証明書(SPC)を申請すること及びSPCの付与を受けることができる。移行期間中、英国における現在のSPCの法的枠組みが維持され、既存の制度に基づいて付与された既存の英国のSPCは引き続き有効である。

¹ <https://www.wipo.int/madrid/en/faq/>

² <https://www.wipo.int/hague/en/faqs.html>



SPCは、EU全体にわたる権利ではなく国内の権利として付与されるものであるため、英国・EU間では、移行期間の終了時に英国における既存のSPCの継続的な保護を保障するために同等の権利を付与する措置はとられないが、移行期間の終了時に係属中であるSPCの申請が現在の枠組みに基づいて審査されることは保障される(離脱協定第60条)。

(e) 権利の消尽について

移行期間の終了前にEU及び英国において消尽した知的財産権は、引き続き両方の地域において消尽したままとなる(離脱協定第61条)。

移行期間後に権利者によって又は権利者の同意を得て英国市場に置かれた商品は、欧州経済領域(EEA)内では消尽したと認められない可能性があり、そうなった場合、知的財産権で保護された商品を英国からEEAに輸出する企業は権利者の同意が必要となる可能性がある。

なお、EU理事会¹及び英国政府²は、それぞれBrexit後の2020年2月25日及び27日にEU・英国間の新たなパートナーシップのための交渉方針等を公表するとともに、欧州委員会³は、2020年3月19日に英国との新たなパートナーシップに関する協定のテキスト草案⁴を公表したところ、これらには知的財産に関する内容も含まれている。

1 <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2020/02/25/eu-uk-relations-council-gives-go-ahead-for-talks-to-start-and-adopts-negotiating-directives/>

2 <https://www.gov.uk/government/publications/our-approach-to-the-future-relationship-with-the-eu>

3 https://ec.europa.eu/ireland/news/future-eu-uk-partnership-european-commission-publishes-draft-legal-text_en

4 https://ec.europa.eu/info/publications/draft-text-agreement-new-partnership-united-kingdom_en

1



2



3



4



4. 中国における動向

中国は、世界で最も多く専利(我が国における「特許・実用新案・意匠」に相当)及び商標の出願を受理する国であり、2019年には、PCT出願件数についても米国を超えて最も多い国となった。特に、2008年に国務院が「国家知的財産権戦略綱要」を公表し、知的財産を国家戦略として位置付けて以来、産業財産権の取得奨励をはじめとする知的財産権に対する認識が浸透してきたこと、製造大国からイノベーション型国家への転換を推進し、多国籍企業と現地企業の合併によるR&Dの現地化が進展していること等を背景として、国内出願人による権利取得の動きが活発化している。このような状況下では、輸出入共に中国を主要貿易相手国とする我が国にとっても、中国における知的財産権保護の重要性は高まる一方である。

本節では、我が国との関係に加え、中国における近年の知的財産政策の動向、及び専利・商標を所管する中国国家知識産権局(CNIPA)の各取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

① 我が国とCNIPAの取組

日本国特許庁(JPO)とCNIPAとは、1994年に第1回日中特許庁長官会合を開催して以降、特許、意匠、商標、審判、機械化、制度・運用に関する各種専門家会合や、人材育成機関間の会合等を開催し、二国間の課題について意見交換を行っている。また、特許審査についての国際審査官協議も行っている。

JPOとCNIPAは、2019年12月に開催した第26回日中特許庁長官会合において、特許、意匠及び商標分野の審査、機械化、審判、人材育成など、多方面にわたる今後の両庁の協力について議論を行った。

② 冒認商標出願への対応

2008年6月に公表した「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策」に基づき、商標検索・法的対応措置に関するマニュアルを作成し、幅広く情報提供を実施しているとともに、北京・台北に「冒認商標問題特別相談窓口」を設置して、我が国の自治体等関係者の相談に対応している¹。

また、中国における我が国の地名・地域ブランドの商標出願・登録状況の調査・公表を年1回行ってきたが、2019年度からは、四半期毎の調

査・公表へと変更し、正当な権利者(地方自治体、組合等)への早期対抗措置を促進している²。

(2) 近年の知財政策の動向

中国では、2008年の国務院による「国家知的財産権戦略綱要」の公表以来、第1段階の5年間の目標を達成したとして、さらに国家知的財産戦略を深化させるために、2015年1月の「国家知的財産戦略を深化させて実施する行動計画(2014-2020年)」が公布され、1万人当りの発明専利保有数、専利出願の実質審査平均期間等について、2014-2020年の主要予測指標が定められた。また、国家知的財産戦略の実施を徹底し、知的財産権重点分野の改革を深化し、より厳格な知的財産権保護を実施し、新技術や新産業、新業態の発展を促進し、産業の国際化レベルを向上させ、大衆創業・万衆創新を保障、奨励する方針のもと、2015年12月に国務院から「新たな情勢における知的財産強国建設の加速に関する若干意見」が公布された。さらに、知財保護環境の改善、知財運用収益の顕在化、知財総合能力の向上を発展目標として、2016年12月に中国国務院から「十三五期間における国家知的財産権保護と運用計画」が公布された。2019年11月には中国共産党中央弁公庁と国務院弁公庁が「知的財産権保護の強化に関する意見」を公表し、2022年

¹ https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/bonin/shohyo_syutugantaisaku.html
² https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/tm_misappropriation.html



までに、知財侵害の頻発化を抑制し、権利者保護に向けて検挙困難性、処理長期化、高コスト、低額賠償に係る状況を改善することや、2025年までに、保護能力や保護体系を改善、知識価値を尊重するビジネス環境を最適化し、イノベーション推進の為に知財制度をより保証することを目標に掲げている。これらの国家政策に基づき、中国では、政府機関や地方政府等、様々なレベルで各種の知財政策が策定されている。

2018年4月、ボアオ・アジアフォーラムにて、習近平国家主席は、「知的財産権保護を強化する。我々は今年、国家知識産権局を改編し、法執行を強化する整備を行い、法律違反のコストを大幅に高め、法律の抑止力が十分に発揮されるようにする。我々は中国における外資企業の合法的な知的財産権を保護する。」と、知的財産権の保護について言及した。

2018年10月に全人代において「専利等知的財産権事件の訴訟手続きに係る若干問題に関する決定」が可決され、2019年1月から、特許・ソフトウェア・技術秘密などの特に高い専門知識が必要な分野について最高人民法院の知的財産権法廷に二審(最終審)が集約されることとなった。このような司法制度改革とともに、2018年12月に国家発展改革委員会など38部門の連名で通知された「知的財産権(専利)分野における深刻な信用失墜主体に対する共同懲戒の実施に関する覚書」、2019年12月に施行された「商標出願行為の規範化に関する若干規定」等、知財保護の強化に資する取組が行われている。

また、2019年3月に国務院令第709条(国務院が一部の行政法規を改正することに関する決定)により、「技術輸出入管理条例」及び「中外合弁企業法実施条例」の技術移転に関連する一部規定が削除され、さらに、2019年3月に成立した「外商投資法」にて内外差別や強制的技術移転の禁止等の趣旨の改正を行うなど、知財制度整備を推進している。

(3)CNIPAの取組

CNIPAは、特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示に関する業務を所管する、国家市場監督管理総局(SAMR)配下の機構である。

a. 専利法改正に向けた動き

中国では、専利法という一つの法律によって、発明、考案、意匠が、それぞれ「発明専利」、「実用新型専利」、「外観設計専利」として保護されている。同法は、1985年施行、1993年に第一次改正法施行、2001年に第二次改正法施行、2009年に第三次改正法施行、と約8年おきに改正がなされてきた。第四次改正については、専利保護の強化、専利活用の促進、専利水準の向上等の観点からの検討を経て、2015年4月にCNIPAによる専利法改正案(意見募集稿)、同年12月に国務院法制弁公室による専利法改正案(送审稿)の公開意見募集が行われた。

2018年12月には全国人民代表大会(全人代)にて審議され、2019年1月には全人代による専利法改正案の公開意見募集が行われた。改正案には、懲罰的損害賠償(五倍賠償)制度の導入、法定賠償額の上限引上げ、証拠収集手続の強化等が含まれる。

b. 専利審査体制の強化

CNIPAは、審査官の採用数拡大を柱とする審査体制の強化を進めており、2010年に発表された全国専利事業発展戦略(2011-2020年)において、2015年までに審査官数を9,000名とする目標が掲げられた。この方針の下、CNIPAの下部組織である専利審査協作センターを北京、江蘇、広東、河南、湖北、天津、四川、福建に設立した。2016年末におけるCNIPA及び各センターの審査官数は、1万人超となっている。

c. 特許審査ハイウェイ(PPH)の拡大

CNIPAは、2011年11月の日中PPH試行プログラムの開始を皮切りにPPHの対象国を徐々に拡大している。日中PPH試行プログラムは、最近では、2018年11月1日からさらに5年間試行期間が延長された。

d. 商標分野の制度改正

これまで3度の改正がなされた商標法について、2019年4月に全人代常務委員会は、第四次商標法改正を決定し、改正商標法が2019年11月1日に施行された。改正商標法では、悪意による商標出願行為を規制するため、商標出願人の使用義務を強化し、使用を目的としない悪意による登録を拒絶すべきことが明記された他、商標代理機関の使用を目的としない商標登録出願を引き受ける行為などに対する行政処罰規定の創設、悪意による商標専用権の侵害行為に対する懲罰強化が規定された。

e. 商標分野における審査体制の強化

CNIPAは、増大する商標出願に対応すべく、商標審査の体制強化を進めている。この方針の下、2014年5月に、CNIPAの委託を受けて商標審査業務を行う商標審査協作センターが設立された。商標審査協作センターは、現在、北京、広州、上海、重慶、済南及び鄭州に設立されている。CNIPAの発表によると、2019年の商標出願平均審査期間は4.5か月まで短縮している。

5. 韓国における動向

韓国では、2011年の知識財産¹基本法の施行を受けて、国家知識財産委員会が設立され、知識財産強国及び豊かな未来の実現のため、知識財産の創出・保護・活用の好循環を政策目標に掲げて、様々な取組を積極的に推進している。2019年度は、故意侵害に対する懲罰的損害賠償やコンピュータプログラム発明の保護拡大を規定した特許法等一部改正の施行など、韓国の知的財産制度は多くの変化があった1年であった。

本節では、我が国との関係に加え、韓国における近年の知的財産政策の動向及び韓国特許庁(KIPO)の各種取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

日本国特許庁(JPO)とKIPOとは、1983年に第1回日韓特許庁長官会合を開催して以降、特許、意匠、商標、審判、機械化に関する各種専門家会合や、人材育成機関間の会合等を開催し、二国間の課題について意見交換を行っている。また、特許・商標審査についての国際審査官協議も行っている。

(2) 近年の知的財産政策の動向

2011年7月の「知識財産基本法」の施行に伴い、政策の立案・推進のために「国家知識財産委員会」が設置された。国家知識財産委員会は、

2011年から5年ごとに政府の知的財産分野の最上位計画である「国家知識財産基本計画」を策定し、2018年は知的財産関連の政策は2016年末に策定された「第2次知識財産基本計画(2017-2021)」に基づき実行されている。

また、国家知識財産委員会により毎年策定される「国家知識財産施行計画」には、その年の韓国政府の知財政策方針が示されており、2020年は5大重点戦略として(i)市場の需要を反映したIP戦略資産化、(ii)中小・ベンチャー企業の創業・成長と保護の強化、(iii)国内IPのグローバル進出支援の強化、(iv)デジタル環境の創作に対する工程・共生エコシステムの造成、(v)人と文化中心のIP土壌の構築、が掲げられている。

¹ 韓国では、2011年7月の「知識財産基本法施行令」の制定に合わせ、文学・芸術・デザイン・発明・特許等、全ての知的活動により創出される無形財産に関する法律用語を「知識財産」に統一している。ここでは、固有名詞及び韓国政府による発表を引用した箇所について、「知識財産」の語を使用している。

(3) KIPOの取組

KIPOは、特許、実用新案、意匠、商標、半導体集積回路、及び営業秘密を所管する、産業通商資源部の外局である。

①2020年に新たに変わる知的財産制度・支援施策

2020年1月、KIPOは、第四次産業革命技術の早期権利化支援、知的財産サービスを利用する国民の便宜増進、知的財産基盤中小ベンチャー企業のイノベーション成長支援などを骨子とする2020年新たに変わる知的財産制度・支援施策を発表した。詳細は脚注¹を参照。

②KIPOの2020年度の業務計画

2020年3月、KIPOは、「2020年業務計画」を発表した。この2020年業務計画では、(i)産業全般に特許ビッグデータの活用拡大、(ii)知的財産に直接投資する新IP金融投資市場の開拓、(iii)真の知的財産保護に向けた法令整備、(iv)スタートアップのクリエイティブなアイデアを保護する制度の新設などの産業革新支援を重点的に推進することが示されている。詳細は脚注²を参照。

③制度改正の動向

a. 特許法一部改正(2019年7月9日施行)

- ・故意侵害に対する懲罰的損害賠償の導入

特許権の侵害が故意的なものと認められる場合には損害と認定された金額の3倍を越えない範囲で賠償額を定めることができる(第128条第8項新設)。

- ・具体的行為態様の提示義務の新設

特許権者が主張する侵害行為の具体的行為態様を否認する当事者は、自らの具体的行為態様を提示しなければならない。自らの具体的行為態様を提示することができない正当な理由があると主張する場合には、裁判所は、その主張の可否を判断するために資料の提出を命じることができる。ただし、資料の提出を拒絶する正当な理由があれば、その限りではない(第126条の2新設)。

b. 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正(2019年7月9日施行)

- ・営業秘密の要件緩和

営業秘密の要件が「合理的な努力によって秘密に維持された」情報から「秘密として管理された」情報に緩和された(第2条第2号)。

- ・故意侵害に対する懲罰的損害賠償の導入

営業秘密侵害行為が故意的なものと認められる場合には損害と認定された金額の3倍を越えない範囲で賠償額を定めることができる(第14条の2第6項新設)。

c. 特許法一部改正(2019年12月10日公布、2020年3月11日施行)

- ・コンピュータプログラム発明の保護拡大

方法の使用の申出をする行為を実施の定義に含めることとし、特許を受けた発明の実施が方法の使用の申出をする行為である場合、特許権の効力はその方法の使用が特許権または専用実施権を侵害することを知りながら、その方法の使用の申出をする行為にのみ及ぶようにする(第2条、第93条)

¹ <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2020/200102.html>

² <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2020/200311.html>



6. 台湾における動向

台湾では、喫緊の課題とされていた一次審査未着手件数の削減を進める一方で、発明専利¹加速審査作業方案(AEP)や、内外ユーザーの要望を反映した専利法及び商標法の大規模改正、我が国や米国、韓国との間で特許審査ハイウェイ(PPH)を実施するなど、知的財産制度の利便性向上にも注力している。

本節では、我が国との関係に加え、台湾における近年の知的財産政策の動向及び台湾智慧財産局(TIPO)の取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

我が国と台湾は経済的な関係が強く、台湾における国籍別特許出願件数を見ると、外国籍では、我が国からの出願が最も多い。このような状況下、2012年4月には、(公財)交流協会(現：日本台湾交流協会)と亜東関係協会(現：台湾日本関係協会)との間で、各種民間覚書が署名され、日台間の協力が行われている。最近では、2018年11月30日より特許審査書類(ドシエ情報)の電子的交換の協力が開始されている²。また、2019年10月の日台貿易経済会議にて、特許審査ハイウェイ(PPH)の本格実施と意匠優先権書類の電子的交換における相互協力に関する覚書が締結されており、PPHについては2020年5月1日から本格実施している。

(2) 中台(兩岸)関係

2010年に発効した「海峡兩岸知的財産権保護協力協議」において専利・商標の優先権の相互承認、知的財産諸問題の協議処理メカニズムの構築、業務交流等を行っている。

2019年10月には、第12回兩岸専利フォーラムが北京で開催され、中台の産学官各界から多数が出席する中、AIや5G関連などの新興技術の特許戦略、運用等を中心に意見交換が行われた。

(3) 近年の知的財産政策の動向

台湾では、2002年のWTO加盟及び「知的財産

権の保護貫徹行動計画」策定、2004年11月の保護智慧財産権警察大隊(2014年1月に刑事警察大隊に組織変更)の発足、2008年7月の智慧財産法院の設立等、知的財産の保護が着実に強化されている。以下、主要な知的財産政策について紹介する。

① 知的財産権の保護貫徹行動計画

台湾行政院は、知的財産権の保護政策の実施を目的として、2002年より「知的財産権の保護貫徹行動計画」を3年ごとに策定している。現在は、2018年に策定された「知的財産権の保護貫徹行動計画(2018-2020)」に基づき、企業の研究開発イノベーション力の向上、国内環境と国際規範に適合した知的財産権法制度の確立、有効な模倣品・海賊版の取り締り、及び営業秘密保護体制の強化、水際措置の実施等を目標に掲げ、具体的な取組を計画、実施している。

② 国家知的財産戦略綱領

2012年10月、台湾行政院において「国家知的財産戦略綱領」が策定された。同綱領では、知的財産権の保護と流通を実施するとともに、国家知財能力を整合して産業競争力を向上させる6大戦略として、(i)高付加価値化された専利の運用創造、(ii)文化コンテンツ利用の強化、(iii)卓越した農業価値の創造、(iv)学界における知的財産流通の活性化、(v)知的財産権の流通及び保護体制の実施、(vi)質、量共に十分な知的財産実務人材の育成、を打ち出している。

1 我が国における「特許・実用新案・意匠」に相当

2 日本国特許庁としては、日本台湾交流協会に対して我が国国内法令の範囲内でできるかぎりの支持と協力を与えるとの立場から日台PPH 試行プログラム、日台特許等優先権書類電子的交換及び特許手続上の微生物寄託分野における相互承認を実施。

(4) TIPOの取組

TIPOは、特許、実用新案、意匠、商標、著作権、半導体集積回路及び営業秘密を所管する、経済部の外局である。

①専利法一部条文改正(2019年11月1日施行)

・登録査定後の分割の適用範囲及び期限の緩和
分割出願の期限が現行の特許登録査定後30日以内から、特許出願の初審における登録査定書又は再審査における登録査定書の送達後3ヶ月以内に緩和された。当該分割出願期限の緩和は実用新案についても適用される。

・意匠権存続期間の延長

意匠権の保護の強化のため、意匠権存続期間を12年から15年に延長する。

②商標情報提供制度の運用の明文化(2019年6月20日公告)

「商標登録出願における第三者からの意見書作業要点」が公告され、第三者の商標登録出願に対する情報提供制度の運用が明文化された。

7. ASEANにおける動向

我が国からの輸出額に占めるASEAN諸国の割合は、中国、米国に次いで大きく¹、ASEAN諸国は我が国にとって重要な貿易相手国となっている。また、有望事業展開先国としても注目され²、ASEAN諸国に現地法人を置く我が国企業も増加しており³、ASEAN諸国において知的財産を適切に保護・活用できる環境を整備することが求められている。

本節では、ASEAN地域全体と各国の動向について、紹介する。

(1) ASEAN全体

①ASEAN全体と我が国との関係

JPOは、ASEAN知的財産協力作業部会(AWGIPC)を通じ、ASEAN諸国との知的財産分野における協力の在り方を議論してきた。2012年以降は毎年、ASEAN諸国の特許庁と日ASEAN特許庁長官会合を開催し、日ASEAN間の知的財産協力について議論を重ね、人材育成、審査業務管理や知財の商業化・普及啓発に関する協力、マドリッド協定議定書・ハーグ協定への加盟に向けた協力、加盟後の運用協力などの協力を行ってきた。2019年8月に東京で開催された第9回日ASEAN特許庁長官会合では、マドリッド協定議定書・ハーグ協定への加盟に向けた協力、加盟後の運用協力、先端技術分野における各国特許審査制度の

調査研究などを行うことに合意した(Column 22「途上国協力の拡大」を参照)。

また、JPOは、ASEAN各国の特許庁職員等を対象とした招へい研修や、専門家派遣等を通じた協力も実施している。ASEAN10カ国からの招へい研修生の数は延べ約4,200名に上る(2020年3月時点)。

②ASEAN全体の取組

ASEANは、2015年11月の第27回ASEANサミットにおいて、知的財産の強化と知的財産インフラの整備、地域的知的財産プラットフォームとインフラの整備、ASEAN知的財産エコシステムの拡大、資産創出と商業化を促進するための地域的メカニズムの強化を目標とした「ASEAN知的財産権アクションプラン2016-2025」を採択した

1 2018年は中国：約19.5%、米国：約19.0%、ASEAN：約15.5%、EU：約11.3%。
財務省貿易統計：https://www.customs.go.jp/toukei/suii/html/time_latest.htm

2 2019年の調査では中期的（今後3年程度）有望事業展開先国・地域の上位10カ国中6カ国がASEAN諸国で占められている。
株式会社国際協力銀行「海外事業展開調査」：https://www.jbic.go.jp/ja/information/research.html

3 経済産業省「海外事業活動基本調査」：https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00550120&kikan=00550&tstat=000001011012



[3-1-10 図]。

また、ASEAN諸国では、各国での特許審査の迅速化のため、ASEAN特許審査協力(ASPEC: ASEAN Patent Examination Co-operation)プログラムを2009年6月より開始している。これは、出願人がASEAN諸国内の複数の特許庁に対し同一の特許出願を行った場合、早期に審査を終了した特定の特許庁の審査結果を他の特許庁に審査の参考資料として提出することを可能とするものである。これにより審査の質の向上や審査期間の短縮といった効果が期待されている¹。

(2) ASEAN各国と我が国との関係／ASEAN各国の取組

JPOとASEAN各国の特許庁は、特許分野の協力などを通じて協力関係を構築してきた。また、ASEAN各国においては、手続のデジタル化、ハーグ協定、マドリッド協定議定書など国際条約への加盟などの取組が進展している。

①インドネシア

JPOは、インドネシア知的財産総局(DGIP)との間で、2013年6月より特許審査ハイウェイ(PPH)

試行プログラムを開始し、2014年8月には、実体審査能力の強化やPPHの庁内運用支援を含む協力覚書に署名し、協力を行ってきた。また、2015年12月より独立行政法人国際協力機構(JICA)による「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」が実施されており、JICA専門家としてJPO職員1名が駐在し、インドネシアの状況や需要に応じた支援を継続している。

DGIPでは、2019年8月より、全ての出願手続を電子出願に移行するなどデジタル化が進展している。また、ハーグ協定への加盟、実体審査及び審判制度導入に向けた意匠法改正法案が国会での審議のために大統領府に提出されるなど、今後の動向が注目される。

②マレーシア

JPOは、マレーシア知的財産公社(MyIPO)との間で、2014年10月より特許審査ハイウェイ(PPH)試行プログラムを開始している。2019年10月には長官級の二国間会合を実施し、特許審査基準の策定・改定に向けた知見の共有を含む協力覚書に署名し、協力関係を築いてきた。

3-1-10 図 【ASEAN 知的財産権アクションプラン 2016-2025 の概要】

4つの観点で戦略目標を分類

知財庁の強化とASEAN地域におけるIPインフラの整備による、より堅牢なASEAN知財制度の整備

具体的な取組み例)

- ✓ ワークロードと重複的な活動の軽減のためのワークシェアリングの拡大
- ✓ 特許及び意匠審査マニュアルの更新・作成

複数の地域的知財プラットフォームとインフラの整備

具体的な取組み例)

- ✓ 技術移転オフィスや電子特許図書館を含む、総合知財サービスの新しいネットワークの開発
- ✓ ASEAN知財ポータル運用体制の一元化と改善

ASEAN知財エコシステムの拡大

具体的な取組み例)

- ✓ ASEAN知財ネットワーク(知財、司法、税関及びその他の執行機関)の設立

資産創出と商業化を促進するための地域的メカニズムの強化

具体的な取組み例)

- ✓ 中小企業及びクリエイティブ産業への支援整備を含め、知財の保護と活用を促進するための知財に対する意識と敬意の向上

(資料) JPO作成

¹ 他の特許庁による審査への拘束力を持つものではない。2020年1月までに627件の申請があったと公表されている。
<https://www.aseanip.org/Statistics/ASEAN-Patent-Examination-Cooperation-ASPEC-Statistics>



マレーシアは、2019年12月にマドリッド協定議定書に加盟し、またこれと併せて同月、立体商標、音、匂い、ホログラムといった非伝統的商標の導入を含む商標法の改正を行うなど、必要な制度の整備を実施している。さらに、MyIPOは、ハーグ協定への加盟に向けて意匠法の改正案を検討している。

③フィリピン

JPOは、フィリピン知的財産庁(IPOPHL)との間で、2012年3月より特許審査ハイウェイ(PPH)試行プログラムを実施している。また、2015年5月、両者は特許審査官の育成協力を含む協力覚書に署名して協力を進めてきた。

IPOPHLは2019年5月より特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の国際調査機関(ISA)／国際予備審査機関(IPEA)業務を開始した。なお、ASEAN諸国でISA／IPEA業務を行うのは、2015年7月より同業務を実施するシンガポール知的財産庁(IPOS)に次いで2庁目である。

④シンガポール

JPOは、シンガポール知的財産庁(IPOS)との間で、2009年7月より特許審査ハイウェイ(PPH)試行プログラムを実施しており、2014年8月には、審査官協議による実体審査能力の向上や、新規採用された特許審査官の育成支援を含む協力覚書を交わすなど、協力を進めてきた。

2019年8月、JPOはIPOS主催の知的財産セミナー(IP WEEK @SG)に参加するとともに、その関連イベントとして「Open Innovation and Intellectual Property in Deep-Tech」をテーマとした特別セッションを開催した。

IPOSの最近の取組の一つとして、世界で初めて商標出願を行うことができるアプリ「IPOS Go」の配信を2019年8月より開始したことが挙げられる。

⑤タイ

JPOは、タイ知的財産局(DIP)との間で、2014年1月より特許審査ハイウェイ(PPH)試行プ

ログラムを開始し、2015年5月には、特許審査実務の効率化、審査官の育成協力を含む協力覚書を交わして協力関係を築いてきた。

DIPでは近年、新人審査官を数多く採用しており、2016年以降、DIPが採用した新人特許審査官の育成支援のため、JPOから専門家を派遣して研修を実施している。最近では、2020年2月に専門家を派遣し、新人審査官向けにグローバルスタンダードな審査手法を指導する研修を実施した。

⑥ベトナム

JPOは、2018年2月、ベトナム国家知的財産庁(IP Viet Nam)との間で協力覚書を改訂し、特許審査の迅速化・質の向上に向けた共同ワーキンググループを設立した。当該ワーキンググループでは、特許審査におけるPPH運用、人材育成、品質管理の観点から議論が行われている。

ベトナムにおける最近の動きとして、2019年4月に、IP Viet Namが受け付けるPPH申請件数の上限が年間100件から200件に倍増されたことが挙げられる。また、ベトナムはハーグ協定に加盟し、2019年12月30日に発効されている。

⑦その他の諸国の動向/取組

・ブルネイ、カンボジア、ラオス(審査結果の活用)

JPOは、ブルネイ知的財産庁(BruIPO)との間で、我が国の審査結果を活用して迅速な権利付与を可能とする「特許審査ハイウェイ・プラス(PPHプラス)」を実施している。

また、カンボジア工業科学技術イノベーション省(MISTI)やラオス科学技術省(MOST)知的財産局(DIP)との間で、我が国の審査結果を活用して実質的に無審査で迅速な権利付与を可能とする「特許の付与円滑化に関する協力(CPG)」を実施している。

なお、DIPは、2019年4月、有効な中国特許の特許権者がラオスにおいて同一の発明について出願する場合、早期審査を請求できることとした。また、MISTIは、2019年8月、韓国特許庁

(KIPO)との間で特許分野における協力に関する覚書に署名し、同覚書により、韓国で登録された特許はカンボジアでも認められることになった。

・ミャンマー（知的財産庁の設立支援）

ミャンマーでは、2019年1月に商標法及び意匠法案が、同年3月には特許法案が、同年5月には著作権法案が、大統領署名を経て成立した（本記事執筆時点では未施行）。今後、まずは商標について、登記法に基づく登記済みの商標につ

いて出願の受付を開始（ソフトオープン）し、一定期間の後に、通常の新規出願の受付を開始（グラントオープン）するという2段階での実施を予定している。

JPOは、2015年からJICA専門家として駐在員1名を派遣し、ミャンマーにおける知的財産庁設立、業務フロー確立、人材育成、知的財産の普及啓発支援を継続している。また、商標規則案の作成にあたり、商標審査官を現地に派遣し、JICA専門家と共に支援を行った。

8. インドにおける動向

近年、インドの急速な経済成長に伴い、我が国企業の進出が増加している。現在、我が国からインドへの特許出願は年間約4,600件にのぼり、インドへの全出願に対して約1割を占めるなど、我が国とインドの経済的な結びつきが拡大しており、我が国産業界からインドへの投資・ビジネス展開を、知的財産の側面から支援することが求められている。

本節では、我が国との関係に加え、インドにおける近年の知的財産政策の動向及びインド特許意匠商標総局の各種取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

知的財産分野での両国の協力関係を強化する目的で、2015年6月に、日本国特許庁（JPO）とインド特許意匠商標総局の上位官庁に当たるインド商工省産業・国内取引振興局（DPIIT）との間で産業財産分野における協力覚書を締結した。そして、JPOは、インド特許意匠商標総局における審査官増員等の取組を支援するなど、インド当局の審査能力向上に資する協力を継続して行ってきた。また、我が国企業がインドにおいて特許を迅速に取得できる環境を整備するための両国の協力の成果の1つとして、JPOは2019年12月より世界に先駆けてインドとの間で特許審査ハイウェイ（PPH）¹の試行プログラムを開始している。

また、JPOとDPIITは、知的財産分野における両国の協力関係の維持・強化を目的とした日印評価会合を2017年より開催している。2019年11月には、インドにて第3回日印知的財産評価

会合²を実施し、知的財産の分野での協力事項を拡充した新たなアクションプランに署名、協力関係の継続と強化について共同声明を採択した（Column 22「途上国協力の拡大」を参照）。

(2) 近年の知的財産政策の動向

インド政府は、2014年9月、インドにおける製造業を振興する“Make in India”構想を打ち出し、知的財産権の保護を含む投資環境整備を推進してきた。2015年8月には、“Start-up India”構想を公表し、2016年5月に導入された早期審査制度の対象にスタートアップ企業を含めるなど、スタートアップ企業に対する知財面での支援も行っている。また、2016年5月に発表された国家知的財産権政策では、特許・意匠・商標の登録及び異議申立ての処理期限の設定と厳守、知的財産権推進管理部（CIPAM）の創設、商事裁判所を通じた知財紛争の解決等、知的財産の創造を奨

1 https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_india_highway.html

2 <https://www.meti.go.jp/press/2019/11/20191122003/20191122003.html>



励し、その活用を推奨するための知的財産制度整備の方針が示されている。

2019年3月には、インド政府がニース、ウィーン及びロカルノ協定へのインド加盟の提案を承認しており、インドにおける意匠及び商標出願には世界的に採用されている分類が付与されることとなる。

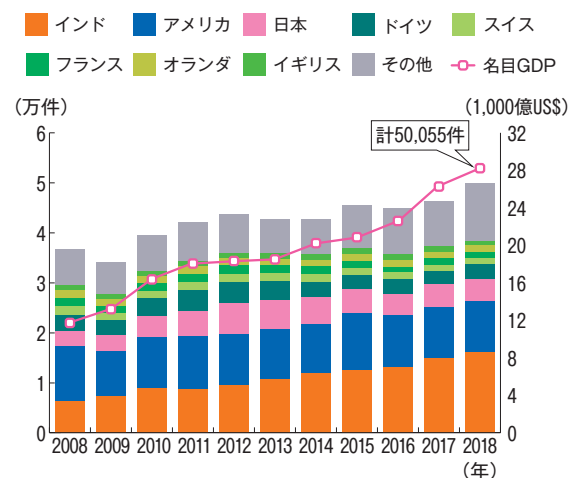
(3) インド特許意匠商標総局の取組

インドでは、近年の経済成長に合わせて、特許出願件数も急速に増加しており[3-1-11 図]、審査待ち期間の長期化が課題となっている。インド特許意匠商標総局は、現在、特許出願後、最初に審査結果を出すまでの期間(First Action期間)を短縮することを目標としており、早期審査制度の導入や新人審査官の一括採用(2016年度に約460名、2019年度に約200名を採用)など、審査処理促進に向けた取組を進めている。また、インド特許意匠商標総局は、特許協力条約(PCT)で規定される国際調査機関(ISA)及び国際予備審査機関(IPEA)として、国際出願の国際調査報

告書・国際予備審査報告書の作成を行っており、報告書の品質管理の向上に注力している。

商標については、100名の商標契約審査官の採用等によりFirst Action期間を1ヶ月まで短縮する目標を達成するなど一定の成果をあげている。その一方で、異議申立件数が増大するなどの新たな課題が生じている。

3-1-11 図【インドにおける特許出願件数と名目GDPの推移】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(出典) 出願件数：WIPO 統計、名目 GDP：世界銀行

9. ロシアにおける動向

本節では、我が国との関係に加え、ロシアにおける近年の知的財産政策の動向及びロシア特許庁(Rospatent)の各種取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

日本国特許庁(JPO)は、Rospatentとの間で2009年5月から特許審査ハイウェイ(PPH)の試行、2010年3月から国際審査官協議をそれぞれ開始している。2016年12月には、産業財産分野における協力深化を目的とする協力覚書に署名した。

2019年4月には、デジタルトランスフォーメーションをテーマとしたRospatent主催の国際会議において、JPOを含む知財庁におけるAIの活用等について議論が行われた。また、2019年10月、第23回ロシア特許庁年次総会において、JPOから品質に関する取組について講演を行った。

(2) 近年の知的財産政策の動向及びRospatentの取組

ロシアは、2011年12月に世界貿易機関(WTO)加盟が承認され、2012年8月に正式な加盟国となった。知的財産分野では、特許出願料を含む知的財産権関係料金について、居住者、非居住者の区分を撤廃し、統一料金を設けた。

2008年1月、特許法を始めとする多くの知的財産関連法が民法典第四部に一本化され、2014年10月には、実用新案の実体審査の導入、世界公知の採用、及び意匠登録請求の範囲の提出の廃止等を含む民法典第四部の改正法が施行された。

1 民法典第四部和訳：https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/russia-minpou_no4.pdf
民法典第四部英訳：https://rupto.ru/en/documents/grazhdanskiy-kodeks-rossiyskoy-federacii-chast-chetvertaya



2013年7月には、知的財産裁判所が稼働を開始した。知的財産関連訴訟を審議する特別商事裁判所として、第1審及び破毀審(第3審)としての役割を果たしている。

また、2016年2月、Rospatentと欧州特許庁は、2年間を期限として、サーチツール開発などITの情報共有、データ交換、専門家のトレーニング、

ユーザー普及啓発活動、特許分類等の内容を含む協力プランに合意した。

さらに、2017年11月、ロシア政府は、ハーグ協定のジュネーブ改正協定の加盟書をWIPO事務局長に寄託した。これにより、ロシアは1999年改正協定の53番目の加盟国、及びハーグ制度の67番目の加盟国となった。

10. 中南米における動向

中南米諸国は、近年、急速に経済成長しており、6億人を超える人口を抱える巨大な消費市場かつ若い労働者が溢れる生産市場であることから我が国企業の進出が増加している。そのため、各国において我が国企業の知的財産が保護され、安定的に輸出・投資ができるビジネス環境の整備が求められている。

本節では、BRICsの一角であるブラジルを中心に中南米主要諸国と我が国との関係などについて紹介する。

(1) ブラジル

① 我が国との関係

日本国特許庁(JPO)とブラジル産業財産庁(INPI)とは、知的財産分野での両国の協力関係を強化する目的で、2010年4月に、産業財産分野における協力覚書を締結し、INPIなどから知的財産分野の研修生を受け入れるとともに、2012年より審査官協議を開始するなど、様々な協力を行ってきた。

そして、両庁の協力を更に拡大すべく、特許審査ハイウェイ(PPH)や審査官交流を含む実体審査における協力などを拡充した改定協力覚書を、2017年8月に締結している。JPOは、この協力の枠組みの下、知財専門家のINPIへの派遣(2017年12月、2018年9月、同年12月)、INPI特許審査官向けの技術研修のブラジルでの開催(2019年11月)などを通じて知的財産分野における協力を行ってきた。

2017年4月より開始している両国間のPPHの試行プログラムは、これまで申請対象の技術分野に制限が設けられていたが、2019年12月より全ての技術分野で申請が可能となっている。

これに加え、年1回の頻度で開催されている、我が国とブラジルの間の官民による情報交換及びビジネス環境の改善、両国の貿易・投資の促進、産業協力を目的とした日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会においても、知的財産分野の協議が行われている。

② 近年の知的財産政策の動向及びブラジル産業財産庁の取組

ブラジルでは、特許出願後、最初に審査結果を出すまでの期間(First Action期間)に約7年を要している状況であり、審査の順番待ちをしている特許出願(バックログ)は減少しつつあるものの、依然として問題となっている。INPIは、2018年1月に審査の処理件数について具体的な数値目標を定めた年間行動計画を発表し、2019年7月時点で約16万件存在したバックログを2021年までに20%まで減少させることを目標に、各国特許庁とのPPHの拡大や、他国審査結果の活用などの取組みを行っている。

また、商標の分野においては2019年7月にマドリット協定議定書に加盟した。

(2) その他の中南米主要諸国

①メキシコ

JPOとメキシコ産業財産庁とは、2011年7月からPPHの試行を開始し、2012年11月に本格実施に移行している。また、2012年2月に、知的財産制度・運用に関する情報交換、人材育成、情報技術の利用等に関する協力覚書に署名を行った。2018年6月、この協力覚書を改定し、PPHを含む実体審査における協力、両庁間の産業財産権情報データの交換、各庁の国内産業財産権制度に関する情報を英語で公衆へ発信するための協力を拡充している。

②アルゼンチン

JPOはアルゼンチン知財庁との間で、2015年から招へい研修を開始するなど、協力関係を深めてきた。2015年10月には、知財制度の理解促進、審査効率や処理能力の向上に関する経験の共有、及びセミナーの開催によるユーザーへの情報発信等によるユーザーとの交流促進を主とした協力覚書に署名しており、2017年4月よりPPHの試行を開始している。また、2016年より我が国とアルゼンチンとの間で、官民による情報交換及びビジネス環境の改善、両国の貿易・投資の促進を目的とした日亜貿易投資合同委員会を開催しており、その中で知的財産分野においても協議が行われている。

③コロンビア

我が国とコロンビアとは、2012年12月からEPA交渉を行っており、EPAが発効すれば、両国間の経済関係の一層の発展が期待される。JPOとの関係においては、2014年8月に協力覚書に署名しており、同年9月よりPPHの試行を開始している。

④チリ

JPOはチリ産業財産庁との間で、1996年から招へい研修を開始するなど、協力関係を深めてきた。2016年10月には、両国の知的財産制度の理解促進、人材育成分野における協力、産業財産権の重要性の普及啓発の促進を主とした協力覚書に署名しており、2017年8月よりPPHの試行を開始している。

⑤ペルー

JPOはペルー国家競争・知的財産保護庁との間で、1996年から招へい研修を開始するなど、協力関係を深めてきた。また、2017年11月よりPPHの試行を開始している。

11. 中東各国、アフリカにおける動向

我が国は原油の大部分を中東から輸入するなど中東地域との経済的な結び付きが強いことに加え、我が国企業の進出も進み、良好な関係の維持・強化の重要性は高い。

また、アフリカでは、2019年5月にアフリカ大陸自由貿易圏設立協定が発効し、約13億人の共通市場が誕生しつつあり、世界の注目を集めている。

このような状況の中、我が国企業等の活動が円滑に実施できるよう知的財産が中東・アフリカにおいて迅速・円滑に確保され適切に保護される環境整備が求められている。

本節では、我が国との関係に加え、中東、アフリカ各国・地域における近年の知的財産政策の動向及び各国特許庁の各種取組について紹介する。

(1) 我が国と中東との関係／中東各国の取組

JPOは、中東各国の知的財産環境の整備のため、中東各国が抱える課題に応じた協力として、我が国への招へい研修や中東各国への審査官派遣を行うことを通じて、中東各国の知的財産制度を担う人材の育成等を支援し、協力関係を深めてきた。

① 湾岸協力理事会(GCC)¹⁾

2018年12月、JPOはGCC特許庁と、両庁間での人材育成に関する研修や国際条約への加盟について意見交換を行い、審査の迅速化に関する情報共有、知的財産制度を担う人材育成等に関する協力覚書(MOC)を締結した。

② イスラエル

2019年10月、イスラエルは、ハーグ協定のジュネーブ改正協定(1999年)の加盟書をWIPO事務局長に寄託し、同協定が2020年1月3日に発効した。

③ サウジアラビア

我が国とサウジアラビアは、戦略的パートナーシップの新たな羅針盤として2017年に「日・サウジ・ビジョン 2030」を策定し、知的財産を含め幅広い分野で多くの協力事業が進展してきた。

2019年10月、サウジアラビア関係閣僚の参加を得て開催された第4回日・サウジ・ビジョン2030閣僚会合において、幅広い分野での協力プロジェクトの進展や知的財産分野に関する協力を含む具体的なアクションが、「日・サウジ・ビジョン2030 2.0改訂版²⁾」として取りまとめられた。

この機会を捉え、JPOは、サウジアラビア知的財産総局(Saudi Authority of Intellectual Property :SAIP)との間で長官級会談を実施し、知的財産分野に関する協力覚書に署名するとともに、特許審査ハイウェイに関する共同声明及び知的財産に関する交換電子データ利用ポリシーに署名し、両庁間の協力を今後更に強化していくことを確認した。特許審査ハイウェイ試行プログラムは2020年1月より開始している。



協力覚書署名式

(右から、松永長官、アブドゥラジス SAIP CEO)

1 正式名称は、「Cooperation Council for the Arab States of the Gulf」。「Gulf Cooperation Council (GCC)」という略称が用いられることが多い。湾岸諸国(サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート)において、1998年より広域特許庁としての湾岸協力理事会(GCC)特許庁が設けられ、加盟国全てで有効なGCC特許法を制定している。一方、商標についても、GCC商標法を制定しているが、同法はサウジアラビア、バーレーン、オマーン、クウェートにおいてのみ施行されている。

2 <https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191024005/20191024005.html>



④アラブ首長国連邦(UAE)

2019年10月、UAE経済省及びWIPOとの共催で、我が国とアラブ諸国との知的財産活用に関する対話を開催した(Column 22「途上国協力の拡大」を参照)。

同対話時には、長官級会談を実施し、知的財産分野の協力を進めていくことを確認した。

(2) 我が国とアフリカとの関係／アフリカ各国・機関の取組

特許庁は、主に英語圏の国々が加盟しているアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)¹、主にフランス語圏の国々が加盟しているアフリカ知的財産機関(OAPI)²という二つの広域特許庁及びアフリカ各国との協力を進めており、各国の知的財産制度を担う人材を育成するため、我が国への招へい研修やWIPOジャパン・トラスト・ファンド(WIPOジャパンファンド)を通じた協力を行っている(第3部第2章3.途上国等に対する取組を参照)。

なお、OAPI、ケニア、南アフリカについては、2019年8月、長官級が参加した日・アフリカ特許庁政策対話において、知的財産の基盤整備について包括的な協力の強化を進めることを提案し、合意を得た(Column 22「途上国協力の拡大」を参照)。

①ARIPO及びOAPI加盟国全体

2019年11月、WIPO/ARIPO/OAPI (WAO)会議がジンバブエで開催された。参加国の多数の大臣や特許庁長官等と個別に会談を行い、知的財産分野の協力を進めていくことを確認した(第2章3.途上国等に対する取組を参照)。

②ARIPO

2019年10月、WIPO加盟国総会の機会を捉えて、ARIPO長官との会談を実施し、知的財産分野の協力を進めていくことを確認した。

また、2019年11月、リベリアで開催されたARIPO大臣評議会にJPOの特許技監が参加し、アフリカの自立的・持続的成長に必要な協力を継続することを言及した。



ARIPO 大臣評議会

(着席前列、左から、ARIPO ドス・サントス長官、リベリア ターベ商工大臣、リベリア知財庁 クーパー長官、マラウイ ムサカ法務大臣、リベリア フィンドリー外務大臣、ガーナ アクワッフォ法務大臣、ウガンダ オタフィレ法務大臣、シエラレオネ タラワリー事務総長、ジンバブエ法務省 マビザ秘書官、嶋野特許技監)

1 アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) : 加盟国 (19か国) は、ボツワナ、エスワティニ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ。

2 アフリカ知的財産機関 (OAPI) : 加盟国 (17か国) は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、コモロ、コンゴ、コートジボワール、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、チャド、トーゴ。

③OAPI

2019年10月、WIPO加盟国総会の機会を捉えて、OAPI長官との会談を実施し、知的財産分野の協力を進めていくことを確認した。

そして、2019年10月、WIPOジャパンファンドによる支援の一環として実施された他庁の特許審査結果の利用に関するワークショップに講師として審査官の派遣を行い、人材育成に貢献した。

また、2019年12月、チャドで開催されたOAPI執行評議会にて、松永長官からアフリカ経済の発展のためには知的財産環境整備が重要であること、嶋野特許技監からアフリカ経済の発展に必要なイノベーションとブランディングの重要性に言及し、そのために必要な協力を継続することを表明した。

④ケニア

2019年10月、WIPO加盟国総会の機会を捉えて、ケニア産業財産権機関(KIPI)の長官との会談を実施し、知的財産分野の協力を進めていくことを確認した。

⑤南アフリカ

南アフリカは、特許実体審査の開始に向けて、審査官の採用、研修、法令改正、審査基準作成等を進めている。

2019年10月、WIPO加盟国総会の機会を捉えて企業・知的所有権委員会(CIPC)の長官との会談を実施し、知的財産分野の協力を進めていくことを確認するとともに、2020年2月、WIPOジャパンファンドによる支援の一環として実施された他庁の特許審査結果の利用に関するワークショップに講師として審査官の派遣を行い、特許審査官候補の人材育成に貢献した。

第2章

グローバルな知的財産環境の
整備に向けて

企業がグローバルに事業展開を行うためには、自国外においても安定した知的財産の保護を受けられることが必要不可欠である。IT技術の進展、経済連携協定の締結等を通じて、我が国企業の海外進出が進むことが予想される中、知的財産権をあらゆる国で円滑かつ予見性高く取得し、活用できる環境がますます強く求められている。日本国特許庁では、日米欧中韓の五庁会合や日中韓特許庁会合等において実体的側面での調和に向けた議論や共同プロジェクトを推進するだけでなく、新興国・途上国に対して、知財専門家の派遣や招へい研修などを通じて、知的財産制度の整備を支援するなど、国際的な枠組みの中においてグローバルな知的財産環境の構築を目指している。

1. 多国間、二国間会合における取組

(1) 五庁(IP5)会合

①概要

2018年の世界の特許出願件数約333万件的のうち、日本国特許庁(JPO)、米国特許商標庁(USPTO)、欧州特許庁(EPO)、中国国家知識産権局(CNIPA)、韓国特許庁(KIPO)の五庁への出願は約284万件と約85%を占めている。五庁は知的財産における世界的な取組をリードするため、2007年5月に米国・ハワイにて五庁長官会合を初めて開催し、特許分野における制度運用調和・審査結果の相互利用・審査の質の向上・特許情報サービスの改善等の課題について3つの作業部会(WG1:分類調和、WG2:情報技術関連、WG3:審査関連)等で検討を継続的に行っている。

2019年6月に開催された第12回五庁長官会合



第12回五庁長官会合

では、AI関連発明の審査基準等について議論するタスクフォースの設立、制度運用調和の5年間の成果を確認し、新プロジェクトに取り組むこと、特許審査ハイウェイ(PPH)の効果に関する指標の定義、審査関連情報へのユーザーアクセスの向上を図るパイロットプログラムの実施に合意した。

②主要プロジェクト概要

a. 作業部会1: 分類調和

検索に有用な国際特許分類(IPC)を策定するため、五庁が協力して、IPC改正に関する取組を実施している。現在、(i)各庁の詳細な内部分類をIPC化する活動(Activity i)、及び、(ii)新規技術に対応した分類を協働して創りIPC化する活動(Activity ii)からなる、GCI(Global Classification Initiative)の枠組みで進められており、その取組は着実に実施されている。2019年度は、新たに9の分類改正プロジェクトが世界知的所有権機関(WIPO)のIPCリビジョン作業部会での検討段階に進んだ。

第四次産業革命関連の分類については、五庁内で、AI、スマートグリッド、データマイニング・パターン認識等の分類改正プロジェクトの検討が進められている。

b. 作業部会2：情報技術関連

(i) グローバル・ドシエ¹

グローバル・ドシエとは、各国特許庁のシステムを連携させることにより仮想的な共通システムを構築し、各国特許庁が保有する特許出願の手續や審査に関連する情報(ドシエ情報)の共有やITを活用した新たなサービスの実現を目指す構想である。

ドシエ情報の共有について、JPOは、五庁の複数庁に出願された同一発明のドシエ情報を一括取得し、見やすい形式で提供するITサービスである「ワン・ポータル・ドシエ(OPD)」を推進し、五庁で主導的な役割を担っている。また、ITを活用したグローバル・ドシエの新たなサービスの実現を目指し、五庁は優先五項目に取り組んでいる。2019年6月に開催された五庁長官会合では、審査関連情報へのユーザーアクセスの向上を図るパイロットプログラムの実施に合意がなされ、2020年3～4月に開催された本作業部会の会合において、このパイロットプログラムについて検討が進められた。加えて、JPOは、ユーザーニーズを踏まえたグローバル・ドシエのサービス改善について、各庁での取組の進捗を取りまとめ、ユーザーへ提供している。

c. 作業部会3：審査関連

(i) 五庁による特許審査ハイウェイ

五庁間での特許審査ハイウェイ(IP5 PPH)の試行を開始するとともに、PPHの更なる改善を目指す取組である。2014年1月の試行プログラム開始により、これまでPPHを実施していなかった欧中、欧韓の間でもPPHが開始され、通常型PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPHを含む全てのPPHの枠組みが五庁間で相互に利用可能となった。また、更なるユーザーの利便性向上に向けて、PPHによる審査待ち期間短縮等の効果を客観的に把握可能となるようにPPH統計情報の公開を提案し、2019年6月に開催された五庁長官会合では、統計情報を公開する際に必要となる統一

的な指標の定義について一定の合意がなされた。2019年10月に開催された本作業部会では、この定義の最終決定及び統計情報の公開に向けた議論をリードした。

(ii) PCT協働調査試行プログラムグループ会合

PCT協働調査は、PCT国際出願における質の高い成果物を作成することを目的として、複数の特許庁が協働して、一つの国際調査報告を作成する取組であり、2018年7月1日より五庁による試行プログラムを開始した。

PCT協働調査試行プログラムグループ会合においては、これまで運用状況の確認等を行うとともに、試行期間終了後の2020年7月からは、各庁が協働したことによる効果の評価が行われる。

d. 特許制度調和専門家パネル(PHEP)

特許制度調和に向け、ユーザーから要望が出ていた、(i)記載要件、(ii)出願人による先行技術の開示義務、(iii)発明の単一性の三項目のプロジェクトに5年間取り組み、特に、記載要件については、JPOがサポート要件及び明確性要件に着目した事例研究をリードして、各庁の判断のポイントや実務上の留意点を明らかにした。そして、2019年6月に開催された五庁長官会合において、これら三項目のプロジェクトを完了すること、及び新たなプロジェクトのトピックを選定することに合意した。

e. NET/AIタスクフォース

2019年6月に開催された第12回五庁長官会合において、AI関連発明の審査基準等について議論するタスクフォースの設立に合意がなされたことを受け、NET(New Emerging Technologies；新技術)/AIタスクフォースが設立された。2020年1月に開催された第1回タスクフォース会合では、五庁の今後の取組として、五庁におけるAI関連発明の審査実務の明確化や、庁内業務へのAI技術の活用に関する五庁間の情報共有などについて検討が進められた。

1 第2部第6章2.(2) グローバル・ドシエ参照

③ユーザーとの会合

五庁は、日本知的財産協会(JIPA)、米国知的財産権法協会(AIPLA)、米国知的財産権者協会(IPO)、ビジネスヨーロッパ(BusinessEurope)、韓国知的財産権協会(KINPA)、中国專利保護協会(PPAC)の五庁ユーザーとハイレベル及び実務者レベルでの会合を開催し、意見交換を行っている。

2019年6月の五庁長官・ユーザー会合では、AIを含む新技術に関連した五庁の協力や、五庁とユーザーとの連携の在り方について、ハイレベルでの意見交換を行った。

(2)意匠五庁(ID5)会合

①概要

意匠五庁(ID5)会合は、世界の8割以上の意匠登録出願を扱うJPO、USPTO、欧州連合知的財産庁(EUIPO)、CNIPA、KIPOの主要五庁が、意匠分野における五庁間の国際協力を推進することを目的として、2015年12月に創設(於、米国・アレキサンドリア)した枠組みである。活動開始から5年目を迎えた2019年12月のID5第5回年次会合(於、日本)では、「ID5共同声明2019¹」を採択した。

「ID5共同声明2019」は、これまで五庁の制度・実務運用比較を中心に協力活動を推進し、五庁間の相互理解の深化と、各庁における政策及び実務の進展に寄与、ユーザー理解の醸成を図ってきた五庁協力の成果を確認し、以下を今後の五庁協力の重要な活動方針と位置付けるものである。

- (1)比較調査の結果得られた知識に基づき共通意匠実務を探究すること
- (2)意匠保護の手続のユーザビリティ向上を目的に、ユーザーからインプットを受けること
- (3)官庁業務の品質・効率向上に資するよう、積極的に情報・経験共有を行うこと



第5回ID5年次会合

- (4)ユーザーのためのサービスとツールを促進するためにWIPOとの協力と相乗効果を推進すること

また、各国・地域の企業・代理人等のユーザー代表を交えたユーザーセッションでは、JPOとUSPTOが共同リードし、共通意匠実務作成の先駆けともなる「推奨意匠実務に関する研究」をはじめとして、より効果的でユーザーフレンドリーな意匠保護をテーマに、五庁とユーザーとの間で活発な意見交換が行われた。

②ID5協力プロジェクトの概要²

ID5は、プロジェクト形式による相互協力の取組を行っており、この協力プロジェクトを通じて得られた成果を、ID5公式ウェブサイト³で発信している。

第5回会合では、以下の協力プロジェクトについて調査研究の結果を取りまとめ、報告書をID5公式ウェブサイトで公表している。また、「優先権書類の電子的交換に関する研究」では、五庁全てが、2020年中にWIPOを通じた優先権書類の電子的交換を開始する予定であることが確認され、これにより、優先権書類の提出に関するユーザーの利便性向上が期待される。

1 ID5共同声明2019 : http://id-five.org/wp-content/uploads/2019/12/2019ID5JointStatement_final.pdf

2 ID5協力プロジェクトの概要 : <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/id5/document/index/project-overview.pdf>

3 ID5公式ウェブサイト : <http://id-five.org/?ckattempt=1>



a.優先権の実務に関する研究

五庁における優先権制度に関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。

プロジェクトの成果物として、各庁の外国優先権制度及び分割出願制度に関する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較を取りまとめた。

b.製品表示に関する実務の比較研究

五庁における製品表示(意匠に係る物品)の取扱いに関する法令及び実務の情報を収集・整理し、比較研究を行うプロジェクト。

プロジェクトの成果物として、各庁の製品表示に関する法令の規定や審査基準等に基づく実務運用の比較を取りまとめた。

c.潜在的な経済要因及び各知財庁の施策がグローバルな意匠出願に与える影響の分析

各庁における将来の予算や人員配分、最適な事業計画のために、潜在的経済要因や知財庁の施策効果等を考慮した、より正確な出願件数予測手法について検討するプロジェクト。

プロジェクトの成果物として、各庁における既存の出願予測手法の調査と、各庁の出願変動要因の分析結果を取りまとめた。

d.3Dプリンティングと意匠保護に関する研究

意匠権による保護と3Dプリンティングに関わる行為との関係性について、五庁の比較調査研究を行うプロジェクト。

プロジェクトの成果物として、五庁の比較結果を取りまとめた。

e.新規性審査におけるインターネット情報の証拠性に関する研究

意匠の新規性審査におけるインターネット情報の取扱実務について、五庁の比較調査研究を行うプロジェクト。

プロジェクトの成果物として、各庁の取扱実務の比較調査結果を取りまとめた。

(3)商標五庁(TM5)会合

①概要

「TM5」は、JPO、CNIPA、EUIPO、KIPO、USPTOの商標五庁間の協力により、各国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を図ることを目的として2011年12月に創設された枠組みである。

2019年12月に千葉県浦安市舞浜で開催された第8回TM5年次会合では、JPOがリードする「悪意の商標プロジェクト」、「イメージサーチプロジェクト」等を含む計14の協力プロジェクトについて議論が行われ、「悪意の商標プロジェクト」では、「悪意の商標出願事例集」の大幅拡充、また、「イメージサーチプロジェクト」では、審査の効率化につながる商標審査のITシステムも議論の対象となるよう拡大することに合意するなど成果が得られた(②日本リードのプロジェクト概要を参照)。また、会合3日目には、各国の業界団体・代理人団体等のユーザー団体を招いたユーザーセッションを開催し、①品質管理の各庁の取組及び②有名ブランドなどの商標が無関係な第三者により無断で商標出願・登録される、いわゆる「悪意の商標出願」対策に係る中国商標法改正について、約50名のユーザー代表者と意見交換を行った。



第8回 TM5年次会合

②日本リードのプロジェクトの概要

a. 悪意の商標プロジェクト

本プロジェクトは、近年、世界的な問題となっている「悪意の商標」について、TM5各庁の制度・運用に関する情報交換を行うとともに、ユーザーに対して情報提供を行うことを目的としている。

今次会合では、2017年5月に作成した「悪意の商標出願事例集」¹に関し、既存の50事例に加えて、各庁5件ずつの25事例と、国際商標協会（INTA）¹との協力で収集したTM5以外の40の国・地域の93事例の合計118事例を新たに追加した拡充版事例集²を作成した。また今後、悪意の商標出願対策として有効なTM5各庁の制度・取組などを“マンガ”で分かりやすく紹介し、ユーザーへの普及啓発を一層推進していくことに合意した。

b. 図形商標のイメージサーチプロジェクト

現在ウィーン図形分類を用いて行われている図形商標の検索について、検索負担軽減のため、イメージサーチシステムの商標審査における利用可能性及び課題について共同研究するプロジェクト。今次会合では、本プロジェクトの対象を、イメージサーチのみならず、商標の効率化につながる、あらゆる商標審査のITシステムにまで拡大することについて合意した。

c. ユーザー参画プロジェクト(EUIPOとの共同)

2015年12月の第4回TM5年次会合で、JPOとEUIPOが共同で提案し、採択されたプロジェクト。本プロジェクトは、TM5協力プロジェクトにユーザーを参画させること及びユーザーへの情報発信のためのワークショップを開催することを目的としている。

これまでINTAとの共催で3回のジョイントワークショップを開催し、次回INTA総会で「店舗のデザインの商標としての保護」をテーマに第4回目を開催する予定。

d. 品質管理³プロジェクト(EUIPOとの共同)

TM5各庁における審査実施体制・品質管理体制やその取組について情報を交換することにより、品質管理に関する相互理解・相互信頼を高めることを目的とするプロジェクト。

JPOがリードするフェーズ1とEUIPOがリードするフェーズ2の二部構成からなる。JPOリードのフェーズ1については、各庁の品質管理体制や取組を取りまとめたデータベースを発表し、今次会合で終了することが合意された。(EUIPOリードのフェーズ2についても、各庁の取組などをまとめた品質管理カタログが完成し、TM5ウェブサイト⁴に掲載されたため、終了となった。)

(4) 日ASEAN特許庁長官会合

日ASEAN特許庁長官会合は、ASEAN諸国における知的財産権制度や審査手続の透明化及び効率化、知的財産権制度・運用の向上、ユーザーによる知的財産権制度の活用促進、知的財産の普及啓発等を促進するべく協議を行う枠組みであり、2012年から毎年開催している。JPOとASEAN諸国の知的財産庁との間で締結された協力覚書に基づき、年度ごとの日ASEAN知的財産アクションプランの策定・レビューを行っている。

2019年は、8月に東京において第9回日ASEAN特許庁長官会合を開催し、マドリッド協定議定書・ハーグ協定への加盟に向けた協力、加盟後の運用協力、先端技術分野における各国特許審査制度の調査研究などを行うことに合意した。併せて、ASEAN各国における最新の知財制度や施策に関する情報を我が国のユーザーと共有するため、ASEAN特許庁シンポジウム2019を開催し、各国特許庁長官等12名による講演や議論を行った。

また、2019年11月の日ASEAN首脳会議では、日ASEAN特許庁長官会合を通じたさらなる協力を歓迎する議長声明が採択された。(日ASEAN特許庁長官会合については、Column 22「途上国協力の拡大」も参照)。

1 国際商標協会（INTA）：190カ国の政府機関、教育機関、企業など6700以上の会員からなる団体。

2 拡充版「悪意の商標出願事例集」（英語のみ） <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/document/index/bad-faith-examples-2019.pdf>

3 JPOの商標分野における品質管理に関する取組については、第2部第4章5、参照

4 TM5ウェブサイト「品質管理カタログ」（英語のみ） <http://tmfive.org/tm5-catalogue-of-quality-services-involving-users/>



(5) 日中韓協力

① 日中韓特許庁長官会合

JPO、CNIPA、KIPOは、三庁間の協力や三庁が直面する共通の課題の解決に向けた意見交換を行うことを目的として、2001年より三国持ち回りで日中韓特許庁長官会合を毎年開催している。

2019年12月に神戸で開催された第19回日中韓特許庁長官会合では、意匠、商標、審判、人材育成分野等、多方面にわたる協力について議論を行った。また、2020年度の日中韓特許庁長官会合・シンポジウムは韓国で開催することに合意した。



第19回日中韓特許庁長官会合

② 日中韓特許庁シンポジウム

JPO、CNIPA、KIPOは、三庁間協力の成果を紹介するとともに、日中韓における知財政策の在り方について産官学各界を交えて議論する場として、2013年より日中韓特許庁シンポジウムを毎年開催している。

2019年12月には、神戸にて第7回シンポジウムを開催し、「日中韓の知財紛争処理システムに関する最新動向」をテーマに各国有識者による講演とディスカッションが行われた。

③ 各プロジェクトの概要

第19回日中韓特許庁長官会合において議論が行われた各プロジェクトの内容は以下のとおりである。

a. 日中韓デザインフォーラム

2009年12月の日中韓特許庁長官会合での合意に基づき、日中韓の意匠制度に関する情報交換と相互理解の促進を目的として、日中韓デザインフォーラムを、2010年以降毎年開催している。

2019年5月には、「家電製品の意匠保護」をテーマとして第10回日中韓デザインフォーラムが中国・無錫で開催された。フォーラムでは、我が国の改正意匠法の情報をはじめ、各庁の意匠関連の最新情報の紹介と、企業による家電製品のデザイン開発と意匠保護の取組の紹介が行われ、意匠制度の活用及びその実務について活発な議論が行われた。

b. 日中韓人材協力会合

2009年12月の第9回日中韓特許庁長官会合において、日中韓各々の知的財産人材育成機関における研修等の相互協力について議論を行う機関長会合の開催が合意されたことを受け、2010年より毎年開催している。

2019年10月には、第10回会合が韓国・江陵で開催され、知財人材育成に関する国家計画や施策、各機関の取組等に関する情報交換及び交換した情報の活用方法について議論した。

c. 日中韓商標専門家会合・シンポジウム

第18回日中韓特許庁長官会合における、商標分野での協力の合意を受け、2019年3月、中国・北京において第1回日中韓商標専門家会合及び第1回日中韓商標シンポジウムを開催した。日中韓商標専門家会合では、各庁の商標分野の最新動向や商品・役務の類否判断に用いるコードについて情報交換を行った。また、日中韓商標シンポジウムにおいては、各庁より最新施策について、ユーザーより商標実務に係る経験について、それぞれ発表が行われた。

(6)その他

日米欧の三極特許庁会合に関して、これは、1980年代初め、出願数の急激な増加に直面したことによる課題を解決するために、日本国特許庁(JPO)、米国特許商標庁(USPTO)及び欧州特許庁(EPO)の三極特許庁の間において創設されたものであり、1983年に第1回三極特許庁長官会合が開催された。以降、定期的に三極特許庁会合を開催し、IT、ワークシェア、PCT等、幅広い分野について議論を行っている。2019年は9月に同会合が開催され、継続的な協力がなされている。

日米協力に関して、2018年6月、JPOとUSPTOは協力覚書を締結し、意匠審査実務についての相互理解の深化を図るための意匠審査会合の定期開催や、より効果的かつ整合的な意匠審査実務を促進するための共通ツールを探求すること等に合意した。これを踏まえ、2019年5月、米国において第一回日米意匠審査会合を開催し、両庁の意匠審査官間で両国の意匠制度や審査実務等についての情報交換を行った。

日欧協力に関して、JPOとEPOは、第4次産業革命を推進する新技術の中核を成すソフトウェア関連発明について、その特有の審査実務に関する類似点と相違点を明示するべく比較研究を行い、2018年3月にその報告書を発表した¹。また、従前からの協力関係をより強化するべく、両庁は2019年9月に協力覚書を締結した。2020年3月、JPOはフランス産業財産権庁(INPI)との間でも協力覚書を締結し、特許分野の協力を一層進展させることに合意した。

¹ https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epo/software_201903.html



2. 国際フォーラムにおける取組

知的財産に関する国際的な議論は、従来から知的財産保護に関する国連の専門機関である世界知的所有権機関(WIPO)や、世界貿易機関(WTO)のTRIPS 理事会¹において活発に行われてきた。これらに加え、近年では、地域レベルでの経済協力の枠組みであるアジア太平洋経済協力(APEC)等においても、知的財産が重要な課題として取り上げられている。本節では、各フォーラムにおける議論及び我が国の取組について紹介する。

(1) 世界知的所有権機関(WIPO)

WIPOは、ジュネーブに本部を置く、国連の専門機関である²。加盟国数は、我が国を含め193であり³、知的財産に関する諸条約の管理、国際出願制度の運用、知的財産に関するルールメイキング、知的財産分野での途上国支援等を実施している。WIPOの予算は、国際出願業務の運営に係る手数料収入が全体の9割以上を占めており、中でも特許協力条約(PCT)に基づく国際出願に係る手数料収入が全体の約4分の3を占める。

ンデートの承認等、諸々の重要事項について活発な議論が行われた。



WIPO 本部 (スイス・ジュネーブ)

① WIPO加盟国総会

WIPO加盟国総会は、WIPO全体の予算の策定、事務局長の任命、PCTやマドプロの規則改正の承認等、WIPO全体に関わる事項についての意思決定を行う会合であり、毎年秋に開催されている。第59回加盟国総会は、2019年9月に開催され、我が国からは、松永特許庁長官、嶋野特許技監を含む代表団が出席した。会合冒頭、我が国を代表して松永長官が一般演説を行い、我が国の知的財産分野における国際的な取組を紹介するとともに、WIPOがIoTやAI等の先進技術に基づくイノベーションの普及と、持続可能な開発目標(SDGs)の実現について、国際社会に貢献することへの期待を表明した。本総会では、2020/21年度計画予算案の承認のほか、WIPO外部事務所の新規開設、各国国内の手続の調和・簡素化を目的とする意匠法条約(DLT)の採択、遺伝資源等政府間委員会(IGC)の2020/21期マ



WIPO 加盟国総会の様子



松永長官の一般演説

1 Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

2 1970年に設立され、1974年に国連の14番目の専門機関となった。

3 2020年4月現在

②特許

a. PCT関連会合

PCTは、一つの国際出願により、153の締約国（2020年3月現在）全てに出願した効果を与える条約であり、1970年に採択された。近年、世界的に出願件数が増加しており、グローバルな特許取得のための手段として今後も発展することが期待されている。

PCT制度の改善については、我が国、欧米等の主要締約国が中心となり、2001年からPCTリフォームが議論され、複数の規則改正が実現されるに至った。現在も引き続き、PCT作業部会、PCT国際機関会合(PCT-MIA)、PCT同盟総会等において、PCT制度の更なる発展について検討が行われている。

(i) PCT作業部会

PCT 作業部会は、PCT同盟総会に向けた締約国間における協議の場と位置づけられている。

2019年6月にジュネーブで開催された第12回会合では、PCT出願時に出願日認定要件は揃っているが、国際出願の一部が誤って提出されたものであった場合における欠落補充(出願日繰下げ)及び優先権主張の基礎となる出願からの引用補充(出願日維持)を導入するための規則改正、国際予備審査機関の見解書、国際予備審査報告作成前の補正書や書簡といった国際予備審査にかかる成果物を閲覧可能とする規則改正、官庁側の事情に起因する電子的通信手段の利用不能時の救済措置を拡充する規則改正、及び官庁側の手数料送金に関して国際事務局を仲介する仕組みを導入するための規則改正について合意し、2019年PCT同盟総会で承認された。

また、大学向け減額措置を導入するブラジル提案等については、引き続き議論を継続することとなった。

(ii) PCT-MIA

PCT-MIAは、国際機関(ISA・IPEA)として任命されている知財庁の会合であるとともに、PCT作業部会に向けた実務者間の協議の場としても位置づけられている。

2020年2月、カナダ・ガティノーにおいて開催された第27回会合では、我が国から提案した国際段階と国内段階の連携のためのPCT国際調査・予備審査ガイドラインの改訂案について議論され、引き続き検討することとなった。また、PCT協働調査試行プログラム、国際調査報告書及び見解書の改善、PCT最小限資料の定義の見直し、品質管理体制等についても議論が行われた。

b. WIPO特許法常設委員会(SCP)

SCPは、2000年11月の第4回会合以降、実体特許法条約作成に向けて議論を続けていた。

2005年6月の第11回会合以降、南北対立により3年間、会合を開催することができなかったが、その後の調整の結果、2008年6月に第12回会合が開催され、2011年5月の第16回会合以降、(i)特許権の例外と制限、(ii)特許の質(異議制度を含む)、(iii)特許と健康、(iv)依頼者と代理人間の秘匿、(v)技術移転の5項目について、各国のコメントや事務局による予備研究に基づき、議論が続けられてきた。

第30回会合(2019年6月)及び第31回会合(同年12月)では、これら5項目に関し意見交換がなされ、我が国からは、(ii)の項目に関する議論において、各会合でそれぞれ、AI技術の保護に関する法的側面(AI関連発明の審査事例紹介)及びAI技術の業務への適用に関する実務的側面について、プレゼンテーションを行った。また、将来の作業として、第31回会合のワークプログラムをベースにしたプログラムが合意され、第32回会合以降で引き続き議論が行われることとなった。

③意匠

a. 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT)

SCTは、WIPO加盟国及びオブザーバーが意匠、商標及び地理的表示の法律に関する議論を行うための常設委員会である。

意匠分野では、現在、グラフィカル・ユーザー・インターフェイス(GUI)等の新しい意匠の保護に関する議論が行われており、第42回会合(2019年11月)では、我が国と米国が共同して、GUIの意匠の保護に関する共同勧告を提案した。また、優先権書類の電子的交換(DAS)に関する加盟国の最新状況や、パリ条約第11条に基づき特定の国際博覧会において意匠に与えられる仮保護に関する各国調査について議論が行われている。

なお、SCTでは、第24回会合(2010年)以降、DLTの検討が行われており、各国専門家による議論を経て、調和の対象となる実質的な手続内容については、既に一定の方向性が打ち出されているものの、(i)途上国の条約履行を促進するための技術支援に関する規定、及び(ii)伝統的文化表現等の出所開示に関する規定の位置付けについて、南北間の懸隔が残っている状況にある。現在、これら論点については、議論の場をWIPO一般総会に移して検討が行われているが、いまだ懸隔は解消しておらず、条約採択のための外交会議開催を目指し、2020年の一般総会において引き続き検討を行うこととなっている。

b. ハーグ制度の法的発展に関する作業部会

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定には2020年3月現在、我が国を含む64の締約国が加盟している。

ハーグ制度の法的発展のための作業部会は、ハーグ制度の利便性向上、法的問題の解決等のため、意匠の国際登録に関するハーグ協定の共通規則改正等を議論し、ハーグ同盟総会での採択に向けて、締約国間の実務者間における協議を行う場となっている。

2019年10～11月に開催された第8回会合では、出願後に行う優先権主張の申立て期限や手数料を定める規則改正提案、ハーグ同盟の慢性的な赤字を踏まえ一部手続の手数を引き上げる規則改正提案等について議論され、2020年ハーグ同盟総会に提案することに合意した。

また、国際意匠登録の秘匿期間をより長期としたいユーザーニーズを踏まえ、国際登録の日から6ヵ月とされている国際公表までの標準期間を12ヵ月に延長する規則改正提案、ハーグ制度の手続言語として中国語及びロシア語を追加する提案等については引き続き議論することとなった。

c. ロカルノ同盟専門家委員会

ロカルノ協定は、意匠の国際分類を制定する条約であり、1968年に成立し、1971年に発効した。同協定により定められるロカルノ国際意匠分類(ロカルノ分類)の最新版は2019年1月に発効した第12版であり、32のクラスと237のサブクラスから構成される。

2020年3月現在のロカルノ協定には、英国、フランス、ドイツ、ロシア、中国、韓国、インド、シンガポール等の58の締約国があり、我が国では2014年9月24日に発効した。

2019年11月に開催されたロカルノ同盟第14回専門家委員会では、ロカルノ分類第12版への修正及び追加提案が議論され、ロカルノ分類の利便性の向上を図るため、我が国からも「電動車椅子」や「電子決済端末機」といった新規物品を製品リストに追加する提案等を行った。これらの議論の結果、採択された修正及び追加提案は、2021年1月1日に発効予定の第13版に反映される。

④商標

a. マドリッド制度の法的発展に関する作業部会

標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書には2020年3月現在、我が国を含む106の締約国が加盟している。

マドリッド制度の法的発展に関する作業部会は、マドリッド制度の利便性向上等のため、主にマドリッド協定議定書に基づく規則改正を議論し、マドリッド同盟総会での採択に向け、締約国間の事前協議・調整を行う場となっている。

2019年7月に開催された第17回作業部会においては、締約国に存在する国内登録を同一の商標である国際登録に置き換えることにより一元管理を可能とする代替制度の原則を明確化する規則改正提案が議論され、締約国間の運用統一に資することなどから2019年マドリッド同盟総会に提案することに合意し、同盟総会で承認された。

マドリッド制度の手続言語として中国語及びロシア語等を追加する提案、基礎出願・登録と国際出願との同一性の認証に関する規則の見直し等については引き続き議論することとなった。さらに、国際登録の日から5年の間(従属期間)に、国際登録の基礎となった商標登録出願が拒絶等となった場合、又は基礎となった商標登録が無効等となった場合には、取り消された範囲内で国際登録の全部又は一部が取り消されるところ、当該従属期間の短縮可能性に関して引き続き検討することに合意した。

b. 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT)

商標分野では、主に国名等の保護について議論が行われている。

国名等の保護については、2014年の第31回会合で、ジャマイカから、国名の保護強化のための共同勧告案が提案され、議論が行われてきたものの議論の収束には至っていない。その後、2018年の第39回会合では、ジョージア・アイス

ランド・インドネシア等をはじめとした複数の国による国名及び国家的重要性のある地名の保護の提案、並びにペルーから国ブランドの保護の提案がなされた。2019年の第41回会合、第42回会合における議論において、ジョージア等の提案については、合意の可能性を模索すべく提案国が当該提案を商標部分とドメインネーム部分の2つに分け、それぞれ議論されたが、両提案共に保護の対象が不明確等の懸念が複数国から表明され、議論は収束していない。また、ペルー提案についても、保護範囲が広範かつ不明確であるとの指摘がなされ、国名等の保護に関するこれらの提案は、引き続き検討することとされている。

地理的表示(GI)については、2015年10月のWIPO加盟国総会で、各国・地域におけるGIの保護制度についての調査をSCTにおいて行うことが決定され、各国のGI制度及びインターネット・DNSにおけるGIの使用に関する調査が行われ、事務局によって結果が取りまとめられた。また、各国の多様なGI制度への理解促進のため、情報セッションが開催されている。

⑤その他

a. 知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォークロアに関する政府間委員会(IGC)¹

途上国が、自国に豊富に存在している遺伝資源(GR)・伝統的知識(TK)・伝統的文化表現(TCEs)²に対して、国際的な保護の枠組を知的財産制度の中に設けることを強く求めるようになったことを受け、2000年に、知的財産と遺伝資源等の関係について知的財産の側面から専門的に議論を行うため、WIPO内にIGCが設置された。これまでに40回の会合が開催されている。

これまで、効果的な保護を確保する国際的な法的文書に合意することを目的にテキストベースの交渉を行うというマンデートに基づき、具体的なテキストを用いて議論が行われてきた。しかし、国際的な保護枠組の創設を求める途上国と、そ

¹ Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore

² 最近のWIPOにおける議論では、「フォークロア」ではなく、「伝統的文化表現」との用語を使用している。

れに慎重な先進国の意見の懸隔は依然大きいままである。

2019年は9月末までに、3月、6月にそれぞれ第39回(TK及びTCEs)、第40回IGC会合(GR、TK、TCEs及びWIPO一般総会への勧告事項)がそれぞれ開催された。

第39回、第40回会合では、TK及びTCEsについて、両者に共通の横断的課題(主に「目的」、「保護対象」、「保護範囲」、「制限と例外」)について、集中的な議論が行われた。

b. WIPO「開発アジェンダ」

2007年WIPO加盟国総会において、45項目からなる開発アジェンダに関する勧告が採択された。さらに、これらの勧告を実施するための作業プログラムの策定、及びその実施状況の評価等を行うため、「開発と知的財産に関する委員会(CDIP)¹」の設立が合意された。CDIPは、2008年以降、毎年2回開催され、主にWIPO加盟国総会で合意された45項目の勧告に係る作業プログラムの内容及び実施について議論を行っている。これまでに、「知的財産と競争政策」、「知的財産とパブリックドメイン」等のプロジェクトが承認されている。

本会合に関する我が国の取組としては、「IP Advantage」データベースがある。本データベースは、途上国における知的創造サイクル促進のため、ビジネスと知的財産との関係に係る成功事例を入手できるワンストップ・サービスを提供し、途上国との情報共有を図ることを狙いとするものであり、2010年9月よりWIPOのウェブサイト²上で公開している。我が国がWIPOに任意拠出を行っているWIPOジャパン・トラスト・ファンド(WIPOジャパンファンド)事業の一環として、WIPO 日本事務所において、当該データベースに投入される成功事例の調査・収集作業が継続して進められており、2020年3月現在、220件の事例が公開されている。

c. WIPO標準委員会(CWS)

CWSは、2009年9月のWIPO一般総会でその設置が承認されて以来、出願番号の記載方法、国コード及びXML等、産業財産権情報の国際的なデータ交換形式の標準であるWIPO標準に関する議論が行われてきた。

2019年7月に開催された第7回会合では、産業財産権情報をXMLで処理するためのWIPO標準であるST.96の、適用範囲の拡大を含めたバージョンアップに向けた議論がなされるとともに、各庁が発行した公報に関する基本的な情報をリスト化した文書であるオーソリティファイルに係る技術標準について検討が行われ、WIPO標準ST.37の改訂が承認された。

d. WIPO GREEN

WIPOは、国連の専門機関として、知的財産の活用を通じ、持続可能な開発目標(SDGs : Sustainable Development Goals)に貢献することを目指している。

WIPO GREENは、環境技術の開発と普及を後押しすることを目的として2013年に立ち上げられた取組であり、オンラインデータベースや地域の活動を通じ、環境技術の希望者と提供者をつないでいる。そして、3,600件以上の技術、ニーズ、専門家が登録されたデータベースは、世界中で1,400人以上のユーザーに利用されている。

また、これまで、政府機関、業界団体、企業、大学、研究機関など100を超える組織がWIPO GREENパートナーの国際ネットワークに参加し、この取組を支援し、助言を与える等の活動を行っている。我が国からも、22(2020年5月現在)の組織がパートナーとして参加している。

特許庁は、2020年2月19日にWIPO GREENパートナーとなった。今後も、WIPO本部やWIPO日本事務所(WJO)とも協力し、この取組を積極的に支援し、環境技術の普及に取り組んでいく³。

1 Committee on Development and Intellectual Property

2 <http://www.wipo.int/ipadvantage/en/>

3 詳細は特許庁ウェブサイトを参照：<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/green.html>



(2) 世界貿易機関(WTO)

① 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定)¹とTRIPS理事会

1995年、WTOの創設に合わせ、新たな貿易関連ルールの一つとして発効したTRIPS協定は、知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準(ミニマム・スタンダード)として機能しており、WIPOを中心とした国際的な知的財産権保護に関するルールメイキングの土台となるものである。

TRIPS理事会は、TRIPS協定に基づく義務の遵守状況の審査や、TRIPS協定に関する事項の協議を行う場であり、2002年以降は以下の事項を中心に議論が行われている。

a. TRIPS協定と生物多様性条約との関係

TRIPS協定と生物多様性条約(CBD)²との関係は、ドーハ閣僚宣言において実施問題³と認められたものの1つである。

遺伝資源提供国(主として、途上国)は、CBDに規定されている遺伝資源及び関連する伝統的知識(遺伝資源等)の利用から生ずる利益の配分を確実にし、特許要件(新規性・進歩性等)を満たさない誤った特許付与を防止するために、TRIPS協定を改正(特許出願時の遺伝資源等の出所/原産国の開示、事前の情報に基づく同意及び利益配分の証拠の開示)すべきと主張している。

一方、米国、我が国等の先進国は、TRIPS協定とCBDに不整合はなく、CBDの遵守のための具体的な措置としては、名古屋議定書⁴が採択されていることから、TRIPS協定を改正する必要はないと反論している。また、誤った特許付与を防止する防衛的保護の観点から、我が国は、WIPO/

IGC⁵と同様に、特許審査用データベースの構築提案を行っている。

b. 知的財産とイノベーション

知的財産活用成功事例等を紹介することにより、知的財産制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米国の主導により、2012年11月のTRIPS理事会から議論が行われている。2019年のTRIPS理事会では、「イノベーションにおける官民協力」を通年テーマに、研究開発における官民協働(3月)、ブランディング、プロモーション及びクリエイティブ産業への支援におけるイノベティブなアプローチ(6月)、知財の商業化(10月)といったテーマのもと、我が国を含む先進国が具体的取組の紹介を通じてイノベーション促進に果たす知的財産権の重要性を説明した。他方、インド等の一部の途上国は、知財はイノベーションの障壁ともなり得ると主張したものの、全体を通して、各メンバーが今回のテーマを評価し、強い関心を有しており、途上国を含めた多くのメンバーに、本議題の重要性が広く認識される形となった。

c. 医薬品に関する後発開発途上国(LDC)に対する経過措置の延長

TRIPS協定第66条第1項では、LDCに対しTRIPS協定を履行するまでに10年の経過期間が与えられていた。これについて、LDCからの経過期間延長要請がTRIPS理事会で承認され、現在、2021年7月1日まで経過期間が延長されている。

また、2015年2月のTRIPS理事会では、医薬品に関して、TRIPS協定第2部第5節の「特許」及び同第7節の「非開示情報の保護」についての経過期間、TRIPS協定第70条第8項(メールボック

1 Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

2 1992年の国連環境開発会議で、生物種保護のために成立した条約であるが、同条約の中には、遺伝資源(ヒトを除く動物、植物、微生物の全てが「遺伝資源」に該当する)の利用から生ずる利益の遺伝資源提供国への配分、原住民の伝統的知識の保護、途上国へのバイオテクノロジーの移転等が盛り込まれた。CBDの規定をどのように履行していくべきかという議論の中で、既存の知的財産権制度、とりわけTRIPS協定の改正が必要との主張が途上国からなされている。

3 実施問題とは、TRIPS協定を含む、WTO協定の実施段階に入って途上国が直面している様々な問題のこと。一括受諾項目と異なり、ドーハ・ラウンドにおける正式な交渉対象項目として合意されたものではない。

4 「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」

5 本章 (1) ⑤ a. 参照

ス出願規定)の履行義務免除、並びにTRIPS協定第70条第9項(排他的販売権規定)の履行義務免除を、各国がLDCである限り無期限に認めるようLDCから提案がなされた。以降、LDCと各国による二国間協議等を通じて調整が行われ、2033年1月1日まで上記の経過期間と履行義務免除を認めることが合意された。

②貿易政策検討制度(TPRM¹)

TPRMは、WTO加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し、理解を深めることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することを目的として、一般理事会の貿易政策検討委員会により実施されている。WTO加盟国の内、過去3年間の貿易量の平均の上位4か国(近年は概ね日本、米国、EU及び中国)は3年に1回、次の16か国は5年に1回、その他の国は7年に1回、TPRMの対象国となる。我が国に対するTPRMに基づく検討会合は、直近では2020年3月に実施される予定であったものの、新型コロナウイルスの影響で延期となった。

(3) APECにおける知的財産権専門家会合(IPEG)

APECとは、アジア太平洋地域の21か国・地域(エコノミー)をメンバーとして、貿易・投資の自由化・円滑化及び経済技術協力を目指す地域フォーラムである。1995年のAPEC大阪首脳会議において、貿易・投資の自由化・円滑化に関する15の優先分野の一つとして知的財産権が取り上げられ、それに対応した専門家レベルのフォーラムとして知的財産権専門家会合(IPEG)が設立された。IPEGの具体的活動としては、通常毎年2回の定期会合のほか、知的財産に関する官民合同セミナーやシンポジウムを開催している。

2019年8月の第49回会合では、特許法及び意匠法の改正について、2020年2月の第50回会合では、不正競争防止法改正について、我が国からそれぞれ紹介した。

1 The Trade Policy Review Mechanism

WIPOの主要な 知財・経済分析報告書のご紹介

WIPO日本事務所

世界知的所有権機関(WIPO)は、知財条約の管理、知財に関する国際会議の開催、国際出願制度の運営、知財インフラの整備、途上国協力、地球規模課題への対応などの業務に加え、下記のような様々なタイムリーな知財・経済分析報告書を毎年または隔年ベースで発行している。

グローバル・イノベーション・インデックス (Global Innovation Index: GII)

およそ130ヶ国のイノベーションパフォーマンスを、公的制度から、人的資源、インフラ、市場・ビジネスの洗練度、知識と技術のアウトプット等に渡る80の詳細な指標を基にランク付けした年次報告書である。最新のGII 2019によると、日本のイノベーションパフォーマンスは2018年から順位を二つ落として世界第15位。日本の強みは、国内競争の激しさ(1)、国内市場規模(4)、企業によるR&D総支出(1)、企業における研究者数(3)、特許出願(1)、PCT出願(1)、知財の使用料収入(1)、PISA (OECDによる国際的な生徒の学習到達度調査)結果(3)などとする一方、日本の弱みは、起業のしやすさ(74)、ベンチャーキャピタル取引(51)、新規ビジネスの密度(95)、海外から投資されるR&D (94)、海外直接投資流入(121)、ICTサービスの輸出(98)、教育への支出(95)、一人当たりのGDP成長率(89)など、今後の成長やグローバル化に資する指標に課題が見られる(括弧内は順位)。

世界知的財産指標 (World Intellectual Property Indicator: WIPI)

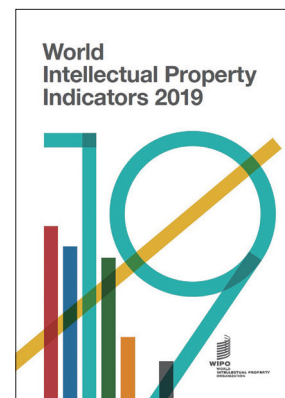
世界中の知的財産に関わる指標を集めた年次報告書である。特許、実用新案、商標、意匠、微生物、植物種等をカバーし、各国特許庁、広域特許庁、WIPO、世界銀行から集められたデータが利用されている。最新のWIPI 2019によると、2018年は、世界全体で、特許出願が3,326,300件(前年比5.2%増)、商標出願(指定された分類の数ベース)が14,321,800件(前年比15.5%増)、意匠出願(意匠の数ベース)が1,312,600件(前年比5.7%増)で、アジアへの出願が特許、商標、意匠の全てにおいて世界全体の3分の2を占めた。日本への出願件数は、特許、商標は世界第3位だが、意匠は世界第8位。最も多くの外国特許出願を行ったのは米国出願人であった。植物品種に関する出願は、2018年は世界で20,210件(前年比8.9%増)。地理的表示は、2018年の時点で有効なものが65,900件であった。



GII への
アクセスはこちら



WIPI への
アクセスはこちら



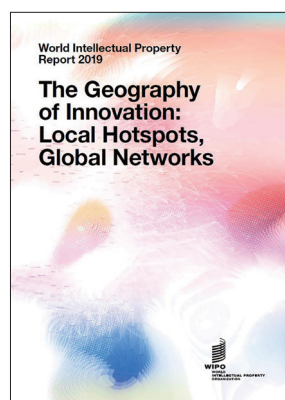
世界知的財産報告書

(World Intellectual Property Report: WIPR)

市場経済におけるイノベーションの役割について新たな知見を提供し、政策決定者の用に供することを目的とした隔年発行の報告書である。毎回、特定のテーマの下に調査・研究が行われる。最新のWIPR 2019のテーマは「イノベーションの地理学」で、イノベーション活動の地理的分布が分析された。同報告書は、2015年～2017年の間になされた世界全体の特許出願の69%、科学活動の48%が、米国、中国、日本、ドイツ、韓国等の約30の大都市で占められているとして、イノベーション活動のホットスポットが存在していることを明らかにした。ホットスポットの例は、東京、ニューヨーク、サンフランシスコ、北京、上海、フランクフルト、ロンドンなどである。一方で、異なる国に籍を置く研究者による共著の科学論文の割合が2017年までの20年間で5割程度増加しているとして、国際的な連携が進んでいることを示している。



WIPR への
アクセスはこちら



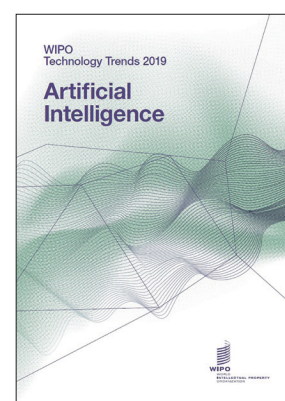
WIPOテクノロジー・トレンド

(WIPO Technology Trends: WITT)

特定の技術の発展動向を特許文献や学術論文を基に分析する報告書である。分析結果は、ビジネスリーダー、研究者、政策決定者にとって興味深いものになるように産業界の視点から補強されている。最新のWITT 2019のテーマは人工知能(AI)で、同報告書によると、AI関連の特許出願は、2007年に年間9,373件であったのが、2017年には年間55,660件と6倍程に増加した。AI関連の特許出願件数を出願人別にみると、2016年末の時点で、IBMが8,290件で世界第1位。マイクロソフト(5,930件)、東芝(5,223件)、サムスングループ(5,102件)、NECグループ(4,406件)がそれに続く。出願件数上位20社のうち12社が日本企業である。一方で、教育機関の中では、AI分野において、特許出願件数の上位20機関のうち17機関、学術論文件数の上位20機関のうち10機関が、中国の教育機関であった。



WITT への
アクセスはこちら



その他、WIPOは、PCT制度、マドリッド制度、ハーグ制度などの各サービスについての最新の統計や分析を掲載した年次報告書(Yearly Review)も発行しており、WIPOのホームページからご覧いただける。引き続き、WIPOが発行する知財・経済分析報告書にご期待いただきたい。

3. 途上国等に対する取組

知的財産制度は途上国にとってもビジネスの発展に有効なツールであり、必要なインフラである。これらの国における知的財産制度の法制度・運用整備を促すことは、貿易・投資環境の改善につながり、事業活動を行う我が国企業の知的財産権の保護だけでなく、直接投資の拡大による途上国の経済発展にも寄与する。

このため日本国特許庁(JPO)は、関係機関と連携して、途上国に対して知的財産権の保護強化のため、人材育成や技術協力等を積極的に支援している。本節では、協力スキームや具体的な取組についてその概要を紹介する。

(1) 協力スキームの概要

WIPOジャパン・トラスト・ファンド(世界知的所有権機関(WIPO))

我が国は1987年から世界知的所有権機関(WIPO)に対して任意拠出金を支出しており、この拠出金を基に信託基金「WIPOジャパン・トラスト・ファンド」(WIPOジャパンファンド)が設置されている。創設当時、アジア・太平洋地域に限定されていた支援対象は、2008年にはアフリカ地域に拡大され、さらに2019年には地域の限定をなくした「グローバルファンド」として刷新され、現在に至っている。同ファンド創設以来32年間で、総額約8億スイスフランを拠出し、80か国以上に支援を行ってきた。

多年にわたる支援の中で、知的財産分野での協力推進を目的とした各国・地域との政策対話の実施、各種ワークショップの開催、知的財産法制度・運用整備のための専門家派遣、知的財産権庁の情報化支援等、様々な取り組みを通じて、途上国における知的財産制度の整備に貢献し、制度を担う人材の育成に注力してきた。

技術協力(独立行政法人国際協力機構(JICA))

途上国における知的財産法制度整備及び人材育成を目的として、JICAが行う事業を通じてJPO職員を知的財産制度に関する専門家として途上

国に派遣している。JICAを通じた専門家派遣形態は「技術協力プロジェクト」と「個別専門家」の2つに大別される(詳細は後段の「(2) 個別事業の紹介」を参照)。

産業財産権人材育成協力事業

途上国において知的財産権制度を担う人材の育成を通じて、知的財産制度及びその運用の確立・強化を支援し、各国の更なる経済発展に貢献するため、アジア太平洋地域、南アメリカ、アフリカ地域の途上国より短期・中期研修生、長期研究生を日本へ招へいし、研修を提供している。また、日本での研修に加え、各国においてフォローアップセミナーを開催し、各国と我が国及び各国からの研修生相互の人的ネットワークの構築を図り、各国知的財産制度の現状に関する情報の交換を行っている。研修で使用する各種テキスト¹や長期研究生の研究論文²は、JPOのホームページへ掲載するなどして情報発信を行っている。

1996年に開始した本事業を通じ、2020年3月までの24年間に、アジア太平洋地域を中心とした84か国・5地域から官民合わせて6,728名の研修生を招へいし、途上国における知的財産基盤の中核を担う人材を輩出するとともにネットワークを構築している。

1 JPOホームページ(研修で使用する各種テキスト):
<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/textbook/index.html>
 2 JPOホームページ(長期研究生の研究論文)※英語サイト:
<https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/thesis/index.html>



(2) 個別事業の紹介

① 人材育成に関する協力

JPOでは、人材育成に係る協力として、途上国への専門家派遣、途上国研修生の日本への招へい、日本を含む各国でのワークショップの開催等を実施している[3-2-3図]。

以下では2019年度の主な活動を紹介する。

a. 専門家派遣

WIPOジャパンファンドによる専門家派遣

途上国における知的財産法制度・運用整備のためJPO職員等を各国の特許庁等へ派遣している。2019年度は、フィリピン、ベトナム、タイ、マレーシア、ミャンマー、ジンバブエ、ボツワナ、インド、南アフリカ、カメルーン、タンザニアで開催されたWIPO主催のワークショップ等においてマドリッド協定議定書などの条約加盟国としての業務に関する知見の共有や、電子化への取組概要や運用体制に関する知見の共有などを行った。



2019年度 マドリッド制度
ナショナルワークショップ（ブータン）

JICAとの連携による専門家派遣

技術協力プロジェクト：インドネシア

ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト

JPO職員1名を長期専門家としてインドネシア知的財産権総局へ派遣し、インハウスの形式で

プロジェクトに携わっている。現地にて知的財産庁の職員向けに研修を開催する際には、案件に応じた短期専門家を数日間派遣し、また、インドネシア知的財産庁の職員を日本に数日間招へいして研修を行うなど、現地知的財産制度整備の支援、人材育成協力、普及啓発活動を行っている。

個別専門家派遣：ミャンマー

JPO職員1名を知的財産行政分野の長期専門家としてミャンマー教育省へ派遣し、インハウスの形式で、出願・審査・登録を担う知的財産庁の設立、知的財産制度運用に当たっての実務上の細則の整備、組織内の業務フローの確立や職員の育成に関する支援を行っている。

b. 短期・中期研修生の招へい

途上国における知的財産権の保護・執行強化、知的財産権の活用及び制度の普及啓発等を推進するため、知的財産関連行政庁、裁判所、税関、民間企業等をはじめとした知的財産の専門家の能力向上を目的として、短期（1～2週間程度）・中期的（2ヶ月程度）な研修プログラムを実施している。

2019年度は、20の研修コースを実施し、アジア太平洋地域を中心とした国・地域から官民合わせて371名の研修生を招へいした。審査実務、業務運用改善、国際出願制度、情報化、普及啓発、産学連携等様々な研修コンテンツを提供し、日本のプラクティスを紹介すると共に、参加国間で意見交換を実施した。



2019年度 特許審査実践研修
中期研修生受入れ

c.長期研究生の招へい

途上国において、知的財産権の分野で指導的立場にある者、あるいは今後そのような立場になることが期待される者を我が国に招へいし、知的財産権に関する自主的な研究活動の場を提供している。2019年度は、ベトナム、フィリピン、アルゼンチンから各1名、タイから2名、計5名の長期研究生を招へいた。各研究生は、約4か月（タイは2か月）の滞在を通じ、知財関係者へのインタビュー実施、研修への参加等により研究活動を行った。

3-2-1 図【2019年度長期研究生研究テーマ】

研究生出身国	テーマ
ベトナム	特許に関する国家の政策と戦略が製薬企業の特許活動と投資に与える影響－日本の経験に学ぶ
フィリピン	特許適格性及び産業上の利用可能性に着目した化学技術発明の特許性の構築：フィリピン及び日本における特許審査アプローチの比較
アルゼンチン	日本における特許協力条約（PCT）への認識とその推進－アルゼンチンのPCT加盟に向けた考察
タイ	タイにおける商標審査の向上に向けた、日本における商標審査の品質管理、ITシステム調査と、日本の類似群コードのタイへの導入可能性検討

d.フォローアップセミナーの開催

我が国で研修を受けた者に対する研修成果の持続、研修生間の連携を図り、各国国内における知的財産権制度の普及啓発を支援することを目的として、JPO及び研修修了生で組織された同窓会、並びに現地特許庁の主催によるセミナーを開催している。2019年度は、ベトナム、ラオス、ブラジル、マレーシアにおいて以下のテーマで開催した。セミナーには、研修修了生の他、現地知財庁関係者、大学・企業関係者等が参加し、活発な議論がなされた。また、今後提供す

る研修の品質向上に向け、修了生との意見交換会も実施した。

3-2-2 図【2019年度フォローアップセミナー開催実績】

開催国	テーマ
ベトナム	インダストリー 4.0 における知的財産権の保護とエンフォースメント
ラオス	経済発展のための知的財産制度の活用
ブラジル	最新の技術動向における知的財産－人工知能と医薬品産業 製薬分野における最新の技術動向
マレーシア	知的財産法の進展



2019年度 ベトナムでのフォローアップセミナー

e.国際会合、セミナー、ワークショップ等の開催

これまで述べてきた協力に加え、WIPOジャパンファンドを通じて、国際会議や各種セミナー、ワークショップを開催¹し、途上国各国と日本との協力関係を深めている。ここでは2019年度にWIPOジャパンファンドにより運営された主な会議・セミナー等の実績を取り上げる。

第7回アフリカ開発会議(TICAD7)における公式サイドイベントの実施²

2019年8月、アフリカの開発をテーマとした国際会議である第7回アフリカ開発会議(TICAD³7)が横浜で開催された。その公式サイドイベントとして、WIPOとの共催で、「知財で掴むアフリカン

1 https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops.html

2 <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/forum/ticad-discussion2019.html>

3 TICAD : Tokyo International Conference on African Development
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/ticad7/index.html>



ドリーム」をテーマとするパネルディスカッションを開催し、ビジネスのヒントやアフリカの魅力について議論を行った。また、WIPO及び日本貿易振興機構(JETRO)との共催で、WIPOジャパンフンドを通じたアフリカとの協力や、アフリカにおける知的財産の現状等について情報発信するブースを設置した(詳細はColumn 22「途上国協力の拡大」を参照)。

アラブ諸国との知的財産活用に関する対話の開催¹

2019年10月、アラブ首長国連邦(UAE)経済省及びWIPOとの共催で、「日本とアラブ諸国とのデジタル時代における経済、社会、文化発展のための知財活用についての対話」を東京で開催した。本対話には、アラブ諸国からバーレーン、エジプト、クウェート、モロッコ、サウジアラビア及びUAEから駐日大使や知財庁長官等が参加し、AIやIoTといった新しい技術が登場したデジタル時代における知財活用や知財庁業務のあり方について議論を行った(詳細はColumn 22「途上国協力の拡大」を参照)。

WIPO/ARIPO/OAPI (WAO)会議への参加²

2019年11月に、WIPO/ARIPO(アフリカ広域知的財産機関)/OAPI(アフリカ知的財産機関)会議(WAO会議)がジンバブエで開催された。第4次産業革命におけるアフリカの課題とチャンスを探る目的のもと、新しい知識と知的財産資産を生み出す大学や研究機関の活用方法、ビジネスコミュニティ奨励、経済成長を支援するイノベーションと知財の活用方法について、参加者の間で知見共有と意見交換が行われた。JPOは本会

議において概要と技術・イノベーションを支える各種施策に関する講演を行うとともに、参加国の多数の大臣や知財庁長官等と個別に会談を実施し、知財分野の協力を進めていくことを確認した。



WAO 会議

(右から 嶋野特許技監、ムサカ法務大臣兼 ARIPO 大臣評議会議長(マラウイ)、ボウスー長官(アフリカ知的財産機関(OAPI))

アフリカスタートアップ支援イベントの開催

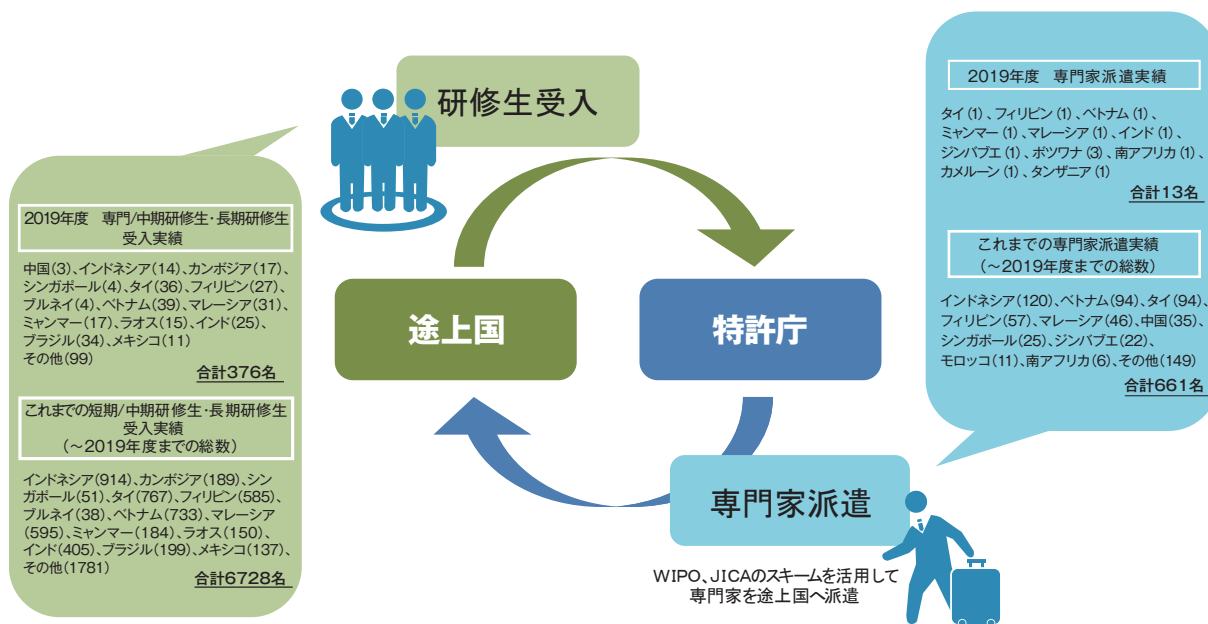
2020年2月、アフリカのスタートアップを知財で支援するため、アフリカの政府機関及びスタートアップを東京に招き、WIPO及びJETROとの共催で、「アフリカスタートアップ知財支援セミナー・個別商談会」を開催した。アフリカスタートアップ知財支援セミナーでは、特許庁の施策、スタートアップ支援事例を含むスタートアップにおける知財活用ベストプラクティスの紹介、JETROでは、アフリカでの事業展開を目指す日本企業とアフリカのスタートアップとのマッチングを目的として、ビジネスセミナーと個別商談会を開催した(詳細はColumn 22「途上国協力の拡大」を参照)。

¹ <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/201910/103101.html>

² <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/201911/112501.html>



3-2-3 図【途上国に対する人材育成協力の実績】



(資料) (専門家派遣) 各国年度別統計 1980-2019 長期・短期専門家合計 (2019年度用)

②情報化に関する協力

a. グローバルなITインフラの整備に関する協力

途上国においては、我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとするべく、ITインフラの整備による知的財産行政の効率化が期待されている。

この状況を踏まえて、日本国特許庁は、途上国における審査の効率化と質の向上を目指し、我が国からWIPOへの任意拠出金を財源とした信託基金(WIPOジャパン・トラスト・ファンド)を通じて、途上国のITインフラ整備を支援している。具体的には、出願書類等の紙書類の電子化支援¹、途上国向けITシステムの開発支援、WIPO-CASE²の開発と普及の支援、ASEAN各庁の公報データを一括参照可能なASEAN知財情報のポータルであるASEAN PATENTSCOPEの構築支援、IT人材育成のためのワークショップ等を実施している。

b. 知財庁設立に伴うシステム整備

日本国特許庁は、ミャンマー知財庁設立に係るITシステム導入支援を実施している。2015年3月からは日本国特許庁の職員1名を国際協力機構(JICA)の長期専門家としてミャンマーに派遣し、知財庁設立にかかる支援の一環として、ITシステム導入に関する助言及びITインフラの整備に向けた協力を行っている。

2019年10月には、ミャンマー商業省副大臣らが日本国特許庁を訪問し、執務環境等を視察するとともに、知財庁に求められるITシステムについて意見交換が実施された。その後、日本国特許庁はミャンマーにITシステムの専門家を派遣し、ミャンマー教育省・商業省³のIT担当とシステム導入に関する意見交換を実施した。また、WIPOジャパンファンドのスキームを活用して、オンラインサービス導入のためのワークショップの開催を支援し、近隣国知財庁のITシステム導入

¹ 第2部第6章2. (3) ①紙書類の電子化支援 参照

² 第2部第6章2. (3) ③WIPO-CASEの開発と普及の支援 参照

³ 今後、知財庁の設立に伴い、知財担当部門は教育省から商業省へ移管される見込み。

に係る経験がミャンマー教育省・商業省に共有された。

上記取組を通じて、ミャンマーにおいて、ITシステム導入の重要性及びITシステム導入に係る課題のハイレベルへの認識並びに現場担当者への共有が行われ、ITインフラ整備が加速している。

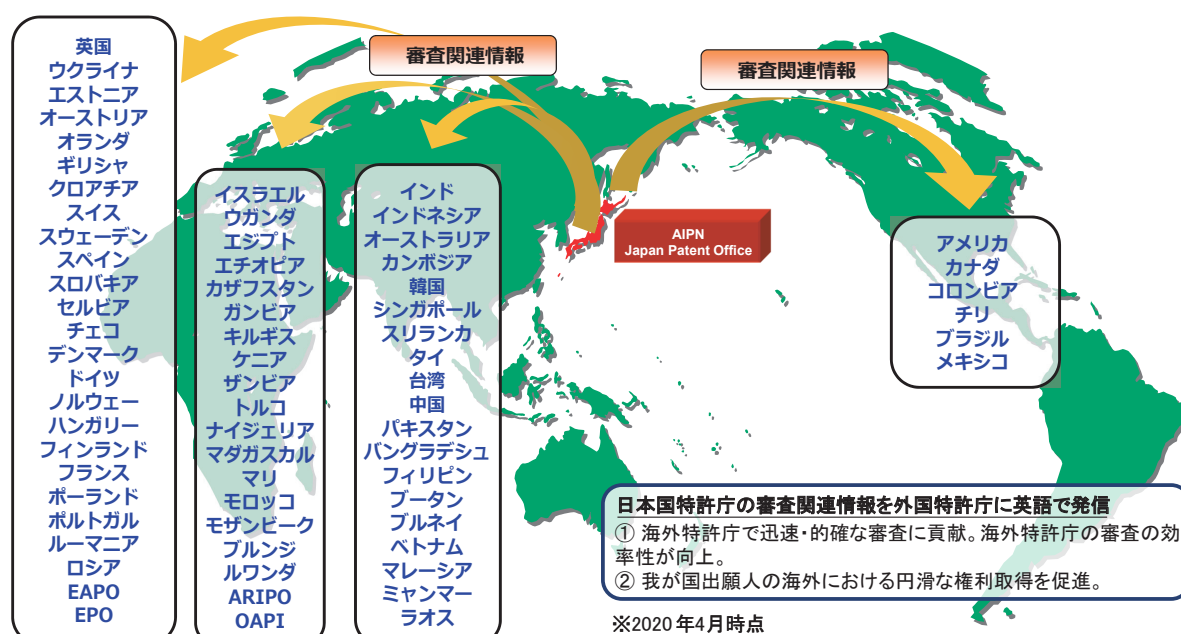
c. 日本国特許庁の審査関連情報の提供

日本国特許庁は、「高度産業財産ネットワーク (AIPN¹)」を通じて、その審査関連情報を海外の知的財産庁に提供している。これは、我が国

の審査結果の有効活用により、海外の知的財産庁の審査負担を軽減し、海外における我が国の出願人の権利取得を迅速化することを目的としたものである。

AIPNにより、海外の知的財産庁の審査官は、インターネットを通じて日本国特許庁の出願の審査手続書類、経過情報、引用文献情報、特許付与後クレームの審査関連情報やパテントファミリー情報等を英語で入手することができる。2020年4月現在、69か国・機関においてAIPNの利用が可能である。

3-2-4 図 【AIPN の利用可能国・地域】



1 AIPN: Advanced Industrial Property Network

途上国協力の拡大

世界経済のグローバル化の進展に伴い世界規模での知的財産権保護の重要性が高まり続ける中、日本国特許庁(JPO)は、途上国の持続的な発展を後押しすることを目的として創設されたWIPOジャパン・トラスト・ファンド(WIPOジャパンファンド)¹を通じて、1987年から30年以上にわたり途上国への支援を続けてきた。

支援地域は当初のアジア・太平洋地域に加えて、2008年にアフリカに拡大され、2019年には支援地域の限定を廃して全世界に拡張されグローバルファンドとなっている²。

また、JPO独自の事業として、途上国において知的財産制度を担う人材(知財人材)の育成を目的とした産業財産権人材育成協力事業を行っている³。

このように、JPOは多年にわたり途上国に寄り添い、各国特許庁との間に緊密な関係を築きながら、途上国が抱える課題に応じた協力を通じて途上国の知的財産制度の整備・運用の改善に貢献してきた。

本コラムでは、JPOの様々な活動の内、主に2019年度の活動を中心に、拡大する途上国協力の取組を地域ごとに紹介する。

(1) 拡大するアフリカ地域における協力

○日・アフリカの協力の強化へ

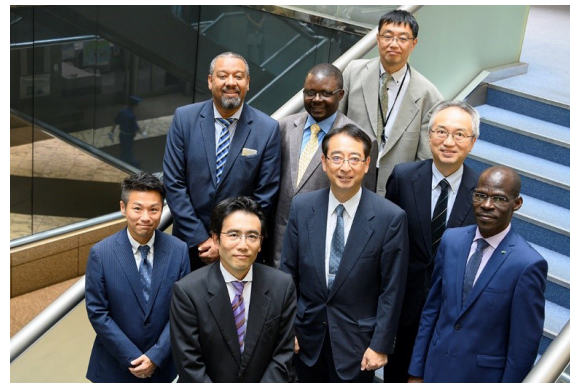
(日・アフリカ特許庁政策対話⁴)

2019年5月に、アフリカ大陸自由貿易圏設立協定が発効し、約13億人の共通市場が誕生しつつあるアフリカでは、持続的な発展のためにイノ

ベーションの重要性が高まっており、それを可能とする安定した知財システムの確立が重要な課題となっている。

こうした状況の中、2019年8月に横浜で、アフリカの開発をテーマとした国際会議の第7回会合(TICAD7)が開催された。この機会を捉え、知的財産分野での協力を推進するため、JPOはアフリカ知的財産機関(OAPI)、ケニア及び南アフリカの特許庁長官を招へいし、JPOとして初となる日・アフリカ特許庁政策対話を開催し、JPO及び各庁の間で、知的財産の基盤整備について包括的な協力の強化を進めることに合意した。

今後、JPOはOAPI、ケニア及び南アフリカの知財人材の育成、審査体制の整備、スタートアップを含む中小企業支援に関する知見の共有、ITの活用に関する知見の共有等の協力を通じて、アフリカにおける知的財産の基盤整備に貢献していく。



日・アフリカ特許庁政策対話

(松永長官：中央、嶋野特許技監：後列右から1番目、OAPI ボウスー長官：前列右から1番目、ケニア サンゲ長官：後列右から2番目、南アフリカ ボラー長官：後列右から3番目)

1 日本国政府/日本国特許庁が拠出している世界知的財産機関(WIPO)への拠出金を基に創設された信託基金。1987年から32年間で、総額約8億スイスフラン(CHF800 million)を拠出し、途上国支援を実施してきた。WIPO加盟国の途上国を対象に産業財産権に関する技術支援を目的として、研修、専門家派遣、情報化支援、ワークショップ等の協力事業を実施してきた。

2 JPOはWIPOジャパンファンドを通じてWIPOと連携し、これまでにアジア・アフリカ地域等の40か国に400人以上の専門家を派遣し、65か国から1,800人以上を日本に招へいして研修等を実施するなど、各国からの要請に基づき様々な協力事業を展開している。

3 1996年の開始以来、アジア太平洋地域を中心とした84か国・5地域から官民合わせて6,700名以上の研修生を招へいするなど、知財人材の育成を実施し、途上国における知的財産コミュニティを支える人材となっている(2020年3月までの実績)。

4 <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/multi/nichi-africa20190829.html>



○知財でつなぐアフリカと日本 (TICAD7サイドイベント)

TICAD7の開催期間中、公式サイドイベントとして、JPOはWIPOとの共催でパネルディスカッション「知財で掴むアフリカンドリーム」を開催した。WIPO、日本貿易振興機構(JETRO)をはじめ、南アフリカの特許庁長官、アフリカに関連して活躍する日本企業、元エチオピア特許庁長官の弁理士などが参加し、「公的機関によるアフリカへの取組」、「アフリカにおけるスタートアップビジネス」、「知財戦略」、「ブランディング」といったトピックについて活発な議論がなされた。

さらにJETROとの共催でケニア、OAPIの知的財産制度に関するセミナーを開催し、WIPO及びJETROとの共催で展示ブースを設置し、WIPOジャパンファンドを活用したアフリカとの協力、アフリカにおける知的財産制度の現状、アフリカに関連して活躍する日本企業の紹介ビデオ、ブランディングの成果による商品を展示するなど、知的財産を取り巻くアフリカの現状が紹介された。

○アフリカにおけるスタートアップへの支援 (アフリカスタートアップ知財支援セミナー・個別商談会)

2020年2月、JPOはアフリカのスタートアップを知的財産で支援するため、アフリカの政府機関¹及びスタートアップ²を招き、「アフリカスタートアップ知財支援セミナー・個別商談会」をWIPO及びJETROとともに開催し、日本のスタートアップ及び中小企業施策や、スタートアップ支援事例を含むスタートアップにおける知的財産の活用 のベストプラクティスを紹介した。



スタートアップ知財支援セミナーの参加者



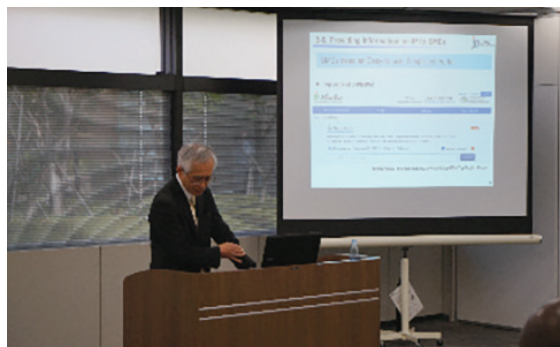
パネルディスカッションの様子



知財支援セミナーの様子(中・下)



展示ブース ～あなたの商品を「特別なもの」に～



1 政府機関招へい国・機関：コートジボワール、エジプト、エチオピア、ケニア、モロッコ、ナイジェリア、南アフリカ、チュニジアのスタートアップ支援機関、ARIPO（アフリカ広域知的財産機関）、OAPI（アフリカ知的財産機関）
2 スタートアップ招へい国：コートジボワール、エジプト、エチオピア、ケニア、モロッコ、ナイジェリア、南アフリカ、チュニジア

また、アフリカのスタートアップが集まるこの機会を活用し、JETRO主催によるビジネスセミナーと個別商談会が開催され、アフリカでの事業展開を目指す日本企業とアフリカのスタートアップとのマッチングの機会を提供した。



ビジネスセミナーの様子

○途上国の地域産品ブランディング支援

JPOはWIPOと協力して途上国の知的財産制度の整備に取り組んでいる。WIPOジャパン・ファンドでは、途上国の伝統的な地域産品のブランド化を支援しており、地域ブランド育成のために途上国が自ら知的財産制度を活用し、地場産業の発展を促すことで、国連の掲げる目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献することを目的にしている。

タイタ・バスケット(ケニア)のブランディング・プロジェクト

2016年から2017年にかけて、ケニア産業財産権機関(KIPIT)と協力し、ケニアのタイタ・タヴェタ郡の農村地域の女性達がサイザル麻から編む伝統的なバスケットの団体商標取得の支援を行った。このプロジェクトでは、登録された団体商標の権利者となる組合を組織し、団体商標のロゴマークを作成し、団体商標の使用規則の作成を支援するとともに、品質基準を作成して一定の品質を満たしたバスケットのみに団体商標を使用することとして、400名以上のバスケットの編み手に対して、品質基準を満たすためのトレーニングを実施した。組合と団体商標はケニアで登録されている。



登録された団体商標のタグが付されたバスケット



WIPO ホームページ（英語のみ）

チョベ・バスケット(ボツワナ)のブランディング・プロジェクト

ボツワナ北部のチョベ地域は、象をはじめとする野生動物が生息する自然豊かな地域で、多くの観光客が訪れる。ケニアと同様にここでも女性達がヤシの葉で伝統的なバスケットを編み、主に観光客向けに販売している。2019年からボツワナの「会社及び知的財産機関」(CIPA)と協力し、チョベ・バスケットを地域ブランドとして育成するプロジェクトを実施している。



ボツワナでのトレーニングの様子



WIPO ホームページ（日本語）

(2) 深まるASEANとの協力 (第9回日ASEAN特許庁長官会合)

近年目覚ましい経済発展を遂げているASEANは、日本から域内諸国への輸出額が、中国、米国への輸出額に次ぐ規模であり、我が国企業の進出も多い。

2012年の「東京知財声明」の採択以降¹、ASEAN諸国が抱える課題に対応し、ASEAN諸国に進出する日系企業の円滑な事業活動・知的財産活用を促進するため、JPOは、ASEAN各国の特許庁と具体的なアクションプラン(行動計画)を策定して緊密な協力関係を築いてきた。

2019年8月には、東京において第9回ASEAN特許庁長官会合を開催し、先端技術分野におけるASEAN各国特許庁の特許審査基準の整備に向けた協力体制の強化、及び特許出願の翻訳によって生じる問題の解決に向けた協力体制の構築などを新たに目指す「日ASEAN知財共同声明2019」を採択した。さらに、適切な権利付与に向けた新たな取組を推進するため、2019年度の日ASEAN知財アクションプラン²を策定し、ユーザーニーズの変化に対応した新たな知的財産協力を進めることとなった。

また、第9回日ASEAN特許庁長官会合と併せて、ASEAN特許庁シンポジウム2019を開催し、日本の企業関係者、弁理士、大学関係者等を中心に約300名を招いてASEAN各国における最新の知的財産制度や施策に関する情報を日本のユーザーと共有した。

今後も、日ASEAN特許庁長官会合の枠組みなどを通じて、日系企業のASEANでの経済活動を支援すべく、日ASEAN知的財産協力をさらに推し進めていく。



日 ASEAN 特許庁長官会合



ASEAN 特許庁シンポジウム 2019 の様子

(3) 動き出すアラブ諸国との協力 (日本とアラブ諸国との政策対話)

2019年10月、JPOは、アラブ首長国連邦(UAE)経済省及びWIPOとの共催で、バーレーン、エジプト、クウェート、モロッコ、サウジアラビア及びUAEから駐日大使や特許庁長官等を招き、「日本とアラブ諸国とのデジタル時代における経済、社会、文化発展のための知的財産の活用についての対話」³を東京で開催した。本対話では、AIやIoTなどの新技術が登場したデジタル時代における知的財産の活用や特許庁業務のあり方について議論がなされた。

また、この機会を捉えて、バーレーン、エジプト、クウェート、モロッコ、UAEの各特許庁長官

1 2012年2月の第1回会合にてASEAN諸国の経済成長のための知的財産保護の強化、及びそれを実現するための日本の協力を確認した「東京知財声明」が採択され、同年7月の第2回会合にてJPOとASEAN諸国の特許庁との間で知的財産に関する協力覚書が取り交わされた。

2 本計画には、招へい研修等を通じた人材育成、審査業務管理や知財の商業化・普及啓発に関する協力、マドリッド協定議定書・ハーグ協定への加盟に向けた協力、加盟後の運用協力など、これまでの日ASEAN協力の継続も含まれている。

3 <https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/201910/103101.html>



等との個別会談を実施し、JPOと参加各庁が知的財産分野の協力を進めていくことが確認された。

今後、JPOはアラブ諸国のニーズに寄り添いながら協力を行い、我が国企業の知的財産がアラブ諸国において迅速・円滑に確保され適切に保護される環境整備のため、アラブ諸国の特許庁と連携を深めていく。



日本とアラブ諸国との政策対話



開会挨拶を行う松永長官



講演を行う嶋野特許技監



政策対話の様子

(4)進展するインドとの協力 (第3回日印知的財産評価会合¹⁾)

12億の人口を持つインドは、BRICsの一角として近年急速に経済成長しており、我が国との経済的な結びつきが拡大し、安定した事業展開を可能とする知財環境の整備が求められている。

JPOは、2015年6月にインドと産業財産分野における協力覚書に署名して以降、インドにおいて知的財産が迅速に取得できる環境整備を進めてきた。JPOとインド商工省産業国内取引振興局(DPIIT)は、協力関係の維持・強化を目的として、2017年から日印知的財産評価会合を実施し、2019年11月にデリーにて開催された第3回会合では、日印の今後の協力関係の継続と強化について共同声明が行われ、審査実務に関する意見交換、IT専門家会合の定期開催、普及啓発についての協力を含む、知的財産分野での協力事項を拡充した新たなアクションプラン²が合意された。

インド特許庁と世界初の特許審査ハイウェイ(PPH)試行へ³

日印は2017年からインド特許庁との特許審査ハイウェイ(PPH)の早期開始に向けた議論を進めてきたが、ついに2019年の第3回会合において、日印特許審査ハイウェイ(PPH)の試行に係る合意文書への署名が実現した。インド特許庁が

1 <https://www.meti.go.jp/press/2019/11/20191122003/20191122003.html>

2 産業財産分野における協力覚書に基づき、インド新人特許審査官向け研修のフォローアップ研修やPPH専門家派遣等の協力事項を含むアクションプランが2017年5月に署名され、協力を進めてきた。第3回会合ではプランの進捗がレビューされ、新たな協力事項が拡充された。

3 https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_india_highway.html



特許審査ハイウェイを他庁と行うのはJPOが世界初であり、日印間の知的財産に関するこれまでの緊密な協力の表れである(日印PPHは2019年12月から申請受付を開始している)。

JPOは今後も知的財産分野での協力をさらに進め、インドにおける知財環境の整備を支援していく。



アクションプランへの署名の様子
松永長官とインド特許庁グプタ長官

(5)おわりに

本コラムで取り上げたように、途上国と日本との経済的結びつきが拡大し、途上国を取り巻くビジネス環境・知財環境が目まぐるしく変化する中、途上国における支援のニーズも多様化している。

こうした状況の中、開発途上国の持続的な発展を後押しするJPOの取組は、国連が提唱する持続可能な開発目標(SDGs)に資するものであることから、今後もJPOは、ここに記載した地域との協力関係を深めていくことに加え、中南米地域への協力もさらに進める予定である。

WIPOジャパン・トラスト・ファンドの各種協力事業や、招へい研修事業等を活用しつつ途上国に寄り添いながら、その支援を継続していく。

4. 国際研修指導教官について

企業の経済活動のグローバル化の進展に伴い、海外において予見性を持って円滑に権利を取得し得ることが求められている。そのためには、その国の審査官が、十分な審査実務能力を有し、適切な判断ができる能力を備えていることが重要である。特に、インド・ASEAN等の新興国は我が国企業の事業展開が大いに見込まれることから、これらの国における審査体制の整備・強化への協力に対するニーズが寄せられている。このような中、特許庁では、特許審査の実務経験が豊富な審査官から構成される国際研修指導教官を中心として、インド・ASEANをはじめとする新興国審査官に対する特許審査実務面での協力を行っている。国際研修指導教官は、新興国に対する支援を行い、特許庁が採用するグローバルスタンダードの審査手法等を伝えていくことを目的として、2012年4月から活動を行っており、28名(2019年度)の教官で構成されている。

国際研修指導教官の主な業務として、新興国審査官に対する審査実務指導が挙げられる。審査実務指導は、国際研修指導教官が新興国に赴いたり、新興国審査官を日本に招へいしたりすることで、直接顔を合わせて実施している。このように直接交流することを通じて、指導効果を高めるとともに、深い信頼関係を構築している。

また、審査実務指導内容は、各新興国の要望や成熟度等に応じたテーラーメイドなものであり、新興国向け研修テキストを活用した講義とケー

ススタディによる演習とを組み合わせた研修カリキュラムにより、新興国審査官の実務能力向上と我が庁審査実務の更なる普及を図っている。

2019年度は、ASEAN諸国を中心とした計31の国と地域の新興国審査官延べ360名に対し審査実務指導を行った[3-2-5図]。

特許庁は、今後も、国際研修指導教官を中心として、引き続き新興国審査官に対して効果的・効率的な審査実務指導を行っていく。さらに、特許庁が作成した新興国向け研修テキストの配布やEラーニング教材の拡充と周知を通じて、新興国審査官の審査実務能力の向上と我が国の特許審査実務のより一層の普及を図る。そして、これらの取組により、我が国企業の新興国展開を支援していく。

3-2-5 図【国際研修指導教官派遣等実績(2019年度)】

実施期間	派遣先	主な受講者	受講者数
7/1-7/12	ベトナム	新人審査官	20名
8/26-8/30	マレーシア ^{*1}	審査官	27名(ICT) 24名(化学)
11/18-11/24	タイ ^{*1}	審査官	27名(医療) 29名(AI)
11/25-11/29	フィリピン ^{*1}	審査官	47名(高分子)
1/29	インドネシア ^{*2}	審査官	1名
2/3-2/14	タイ	新人審査官	16名
2/3-2/14	インドネシア ^{*2}	審査官	59名
2/3-2/6	南アフリカ	審査官候補	29名

^{*1} 技術分野別研修

^{*2} OJT研修



マレーシアでの技術分野研修



タイでの技術分野別研修の様子



新興国向け研修テキスト

5. 模倣品問題への対応

知的財産権保護の制度・運用が不十分な国・地域において模倣品が製造され、流通することにより、世界的な広がりを見せている模倣品・海賊版被害は、我が国企業にとって深刻な問題となっている。本節では、日本国特許庁(JPO)をはじめとした政府による模倣品問題への取組について、その概要を紹介する。

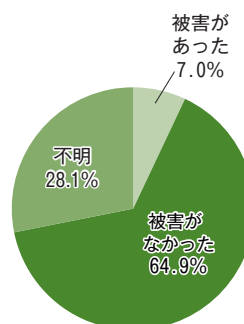
(1) 模倣品問題の現状

近年、模倣品・海賊版の流通は世界的に拡大しており、その被害内容も多様化・複雑化している。経済のグローバル化とアジア地域の経済発展に伴い、アジア地域で商標権や著作権等の知的財産権が侵害される事例が増加するとともに、アジア地域で製造された模倣品が世界中に拡散する傾向にある。2020年3月6日付財務省の報道発表¹によると、2019年の我が国の税関における知的財産権侵害品の輸入差止め点数は、1,018,880点で、7年ぶりに100万点を超えた。このような模倣品・海賊版の氾濫は、市場における潜在的販売機会の喪失、消費者に対するブランド・イメージの低下等の経済的影響だけでなく、偽造医薬品による健康への被害、製品の安全性の問題、犯罪組織への資金提供等の深刻な悪影響をもたらすものである。

JPOが実施した模倣被害実態調査によると、2018年度において我が国の産業財産権を1件以上保有していた法人のうち、同年度中に模倣被害を受けた法人数は、全体推計で、13,758社(全体の7.0%)であった。また、2018年度において我が国の産業財産権を保有する法人が受けた模倣被害の状況を模倣品の製造国(地域)、経由国(地域)及び販売提供国(地域)に分けてみると、製造国が中国(香港を含む。以下同じ。)である法人数は、全体推計で2,197法人、経由国が中国である法人は、全体推計で1,886法人、販売提供国が中国である法人数は、全体推計で2,819法人であり、いずれも中国が最多であった。次いで韓国、台湾等アジア地域での模倣被害が引き続き深刻な状況となっている。さらに、模倣

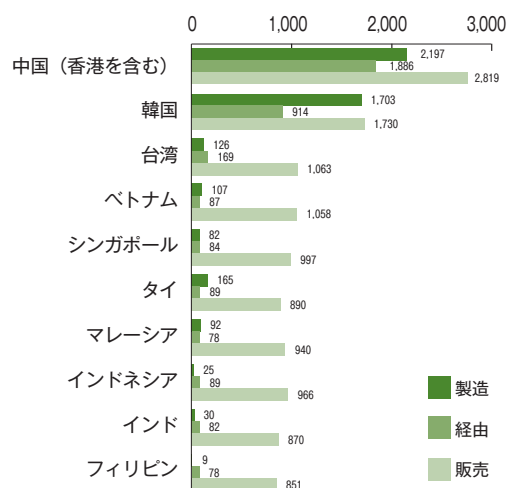
業者が取締り・摘発から逃れようと、模倣手口の巧妙化も年々進んでいる。このように多様化・複雑化する模倣被害に対処するために、模倣被害対策における働きかけ先や働きかけの方法等を多様化していくが必要になっている。

3-2-6 図【模倣被害法人数の割合(全体推計値)】



(資料) 特許庁「2019年度模倣被害実態調査報告書」(2020年3月)

3-2-7 図【国・地域別の模倣被害状況(全体推計値)】



(資料) 特許庁「2019年度模倣被害実態調査報告書」(2020年3月)

¹ https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2019/20200306.htm



(2) 模倣品問題に対する日本国特許庁の取組

① 模倣品対策室及び政府模倣品・海賊版対策総合窓口

2004年8月31日より経済産業省製造産業局に模倣品対策室及び「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」¹を設置し、模倣品・海賊版対策に関する政府の一元的な相談窓口として相談を受け付け、相談内容に応じてJPOや関係省庁と連携して対応してきた。

しかし、インターネットや電子商取引の発達による模倣品被害の多様化に伴い、製造業のみならず、コンテンツ産業等の幅広い業種で模倣品が広がり、年間約1,000件に上る相談の約6割がJPOの所管する知的財産権に関するものとなっている。

こうした状況を踏まえ、模倣品被害に対する相談及び情報提供により一層迅速に対応するとともに、普及啓発をはじめ関連施策を効果的に実施するために、2020年4月1日に模倣品対策室及び「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」をJPOに移管し、模倣品対策に関する機能を強化した²。

今後JPOでは、関係省庁とも緊密な連携を図るとともに「政府模倣品・海賊版総合窓口」において、権利者からの模倣品(産業財産権侵害)に関する個別の相談に対応し、必要な情報の提供に努めていく。

② 各国政府への働きかけと支援

2009年度に日中政府間で知的財産保護に関する四つの覚書が交換され、知的財産保護の協力と交流関係の強化が図られている。当該覚書に基づいて中国政府機関との間で具体的な協力の取組が進められており、模倣品問題については日中知的財産権ワーキンググループ等の場で議論が行われてきた。また、途上国における取締りの強化に関しては、毎年、アジア各国の税関、

警察、裁判所等の取締機関等職員を我が国に招へいして知的財産権制度に関する意見交換を実施するとともに、現地においてセミナーを開催することを通じて、各国の取締機関等職員の人材育成を支援している。

③ 産業界との連携

模倣品・海賊版等の海外における知的財産権侵害問題の解決に意欲を有する企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化し、個別企業や業界では対処が困難な問題についての官民合同の協力拠点となり、国内外の政府機関等に対し一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、2002年4月、「国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)」が設立され、2020年で18年目を迎えた。IIPPFが官民協力の拠点になることにより、官は日本産業界の現状をしっかりと把握し、それを施策に反映させることができ、民は日本産業界だけでは対処できない他国政府からの提案等についても柔軟な対応が可能になるなど、相互に補完し、海外の知的財産に関する問題についてより有効かつ実効的な対策をとることが可能となっている。特に中国政府との関係では、日中政府間において知的財産に関する協議の場が持てなかった時期においては、IIPPFが官民協力の拠点となり、中国政府との協議の場を切り開き、日中交流を継続した。また、近年、日中政府間において知的財産に関する協議の場が設けられて以降は、日中政府間の協議にIIPPFがオブザーバーとして参加し、それをIIPPFのその後の活動に活かし、他方でIIPPFの活動が日中政府間協議の内容に反映されるなど、日本政府とIIPPFが密接に連携して知的財産保護を推進している。このほか、IIPPFではASEAN諸国をはじめ新興国等の取締機関職員向けの「真贋判定」セミナーの実施等の協力も行っている。

JPOとしても、IIPPFの取組を支援しており、特

¹ <https://www.jpo.go.jp/support/ipr/index.html>

² <https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200327003/20200327003.html>



に、中国に関しては、IIPPFと政府が連携して、これまでに8回のハイレベル官民合同ミッションを派遣し、中国政府機関に対して悪意ある商標出願問題、知的財産権に関する判決へのアクセス性の向上、実用新案権の権利濫用の防止等に関して、我が国企業からの意見・要望を集約して法整備・運用改善を要請している。

④模倣品対策に必要な情報の収集・提供

JPOでは、海外における我が国法人の被害状況を把握するため、統計法に基づく一般統計調査として模倣被害実態調査を実施し、その結果を「模倣被害実態調査報告書」として公表している。また、海外における我が国企業の活動を支援するため、日本貿易振興機構(JETRO)や日本台湾交流協会の海外事務所(ニューヨーク、サンパウロ、デュッセルドルフ、北京、香港、ソウル、バンコク、シンガポール、ニューデリー、ドバイ、台北)に知的財産担当調査員を配置し、現地において調査活動や相談対応を行っている。さらに、模倣被害の多発する国・地域における対策方法に関する有益な情報をとりまとめた「模倣対策マニュアル」や、知的財産権侵害判例・事例を収集して解説を加えた「知的財産権侵害判例・事例集」を作成し、公表¹・配布しているほか、国内外の日系企業を対象としたセミナーの開催等、模倣品対策に必要な情報の提供に努めている。

⑤取締機関との連携・水際対策の強化

国内での模倣品取締りのため、産業財産権侵害に関する警察・税関からの照会に逐次対応している。2019年における警察等取締機関からの照会は1,763件であり、昨年同様に高水準となっている。また、知的財産権の執行強化に向けて、税関職員向けの知的財産に関する研修にJPOの意匠・商標の専門職員を講師として派遣するなど、国内取締機関との連携の強化を図っている。

⑥消費者等に対する啓発活動

国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知する「コピー商品撲滅キャンペーン」を毎年度実施し、消費者の意識の改善を図っている(Column 23参照)。

¹ <https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/manual.html>



コピー商品撲滅キャンペーン ～しっかり調べて Nice Judge!!～

近年、インターネット上での取引の増加や模倣品取引等の手口の巧妙化に伴い、世界的にコピー商品の流通は広範化・複雑化している。日本においてもコピー商品による被害は多様化しており、コピー商品に対する消費者意識の向上の必要性及び重要性がますます高まっている。こうした状況の中、日本国特許庁(JPO)では、2003年から広報事業「コピー商品撲滅キャンペーン」を実施し、知的財産権保護に対する消費者意識の向上に取り組んできた。

○20代前半をターゲットに展開

フリマアプリ、SNS等が世間に浸透し、それらを利用した商品の売買が増加する中、消費者が意図せずコピー商品に接する機会も増加している。そこで2019年度の「コピー商品撲滅キャンペーン」では、フリマアプリ、SNSの使用頻度が高い20代前半の社会人、特に「コピー商品を購入する気持ちはないが騙されて購入してしまう者」を主なターゲットとして、「しっかり調べて Nice Judge!!」をキャッチコピーにキャンペーン用ウェブサイトの特許庁ホームページ内に開設して動画配信等を行った。

また、各種SNS等でのキャンペーンの動画配信、全国5大都市の主要駅にて特許庁としては初のピールオフ形式の交通広告*を展開し、キャンペーンの認知度向上を図った。

*ポスターに貼りつけられている物を自由に剥がして持ち帰ることのできる広告。

○キャンペーン動画再生回数189万回、ターゲット層に効果

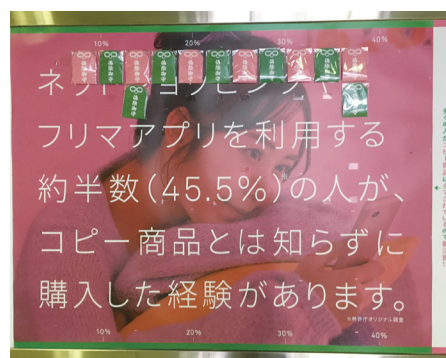
キャンペーンの実施にあたっては、開始前にアンケート形式でターゲット層のコピー商品への意識調査を行い、よりユーザー目線に立った動画及びキャンペーン用ウェブサイトを作成した。こうした取り組みにより、動画再生回数が約189万回を記録するなどの反響が得られた。

また、キャンペーン開始後にも同様にターゲット層に対してアンケート形式の意識調査を行ったところ、キャンペーン用ウェブサイト等の閲覧後、コピー商品の購入に対して否定的な態度を示す割合が増加するなどの効果があった。

コピー商品の弊害を周知し、コピー商品を買わない消費者意識を広く社会に浸透させるには、消費者がコピー商品に対する自身の意識と向き合うきっかけになるような啓発活動が重要である。特許庁では、知的財産権の重要性に関する消費者意識向上のため、今後も消費者及び消費活動の実情を考慮した効果的な周知・啓発活動を行っていく。



2019年度キャンペーンイメージ



掲示されたピールオフ公告

6. 経済連携協定を通じた知的財産保護の取組

我が国は、幅広い経済関係の強化を目指して、アジア諸国を中心に経済連携協定(EPA)の締結を積極的に行っており、貿易・投資拡大に資する環境整備の一環として知的財産についても交渉分野に含めている。知的財産分野での交渉においては、TRIPS協定に規定される保護水準を上回る十分、効果的かつバランスの取れた知的財産保護を目指すとともに、効率的かつ透明性のある運用、及び十分かつ効果的なエンフォースメントの確保を目指している。また、発効済のEPAについて、相手国に対して適切かつ確実な履行を求める取組も行っている。

(1) 日EU経済連携協定(EPA)

日EU経済連携協定は日本と欧州連合(EU)とのEPAであり、2019年2月1日に発効した。日本、EUの双方とも既に高いレベルの知的財産保護制度を有しているため、本協定の知的財産章においてTRIPS協定よりも高度な内容を規律化している。

産業財産権分野の主な規定は以下のとおりである。

(特許)

- ・医薬品及び農薬に関する特許期間延長制度¹の導入。

(意匠)

- ・部分意匠制度及び秘密意匠制度の導入。

(商標)

- ・商標を表示するラベル・パッケージを商標権者の許諾を得ずに製造・輸入等する行為の禁止。

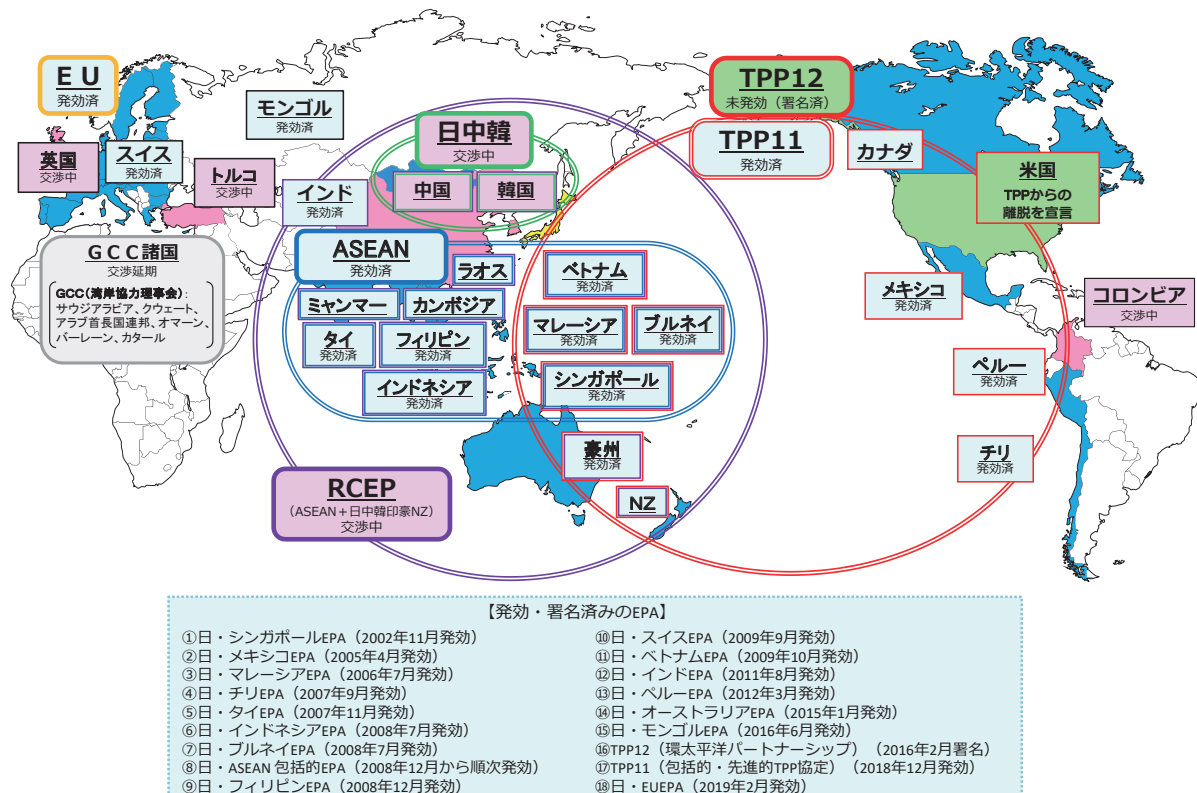
また、2019年11月に、本協定に基づき設置された知的財産に関する専門委員会の第1回会合が東京で開催された。この会合では主に、日EU双方の法制度の情報交換や知的財産分野(著作権、地理的表示(GI)、意匠、特許、営業秘密等)における日EU・EPAの実施状況等について議論を行い、同分野での日EU間の協力を更に進展させていくことで一致した。特に産業財産権分野においては、スペアパーツ意匠を含む意匠の保護制度、欧州単一効特許及び統一特許裁判所制度、標準必須特許、2019年の双方の法律又は規則改正等について情報交換を行った。

(2) 交渉中のEPA

我が国は東アジア地域包括的経済連携(RCEP: Regional Comprehensive Economic Partnership)の交渉に参加しており、日中韓FTA、日トルコEPA、日英EPA等の交渉も行っている。これらのうちRCEPは、ASEAN10か国+6か国(日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド)が交渉に参加する大型の広域経済連携であり、その経済圏は世界人口の約50%、世界のGDP及び貿易総額の約30%を占めている。RCEPを通じて、自由で公正な経済圏が構築され、この地域における貿易・投資が促進されることが期待されている。

¹ 医薬品又は農薬の販売承認の手続の結果による有効な特許期間の短縮について特許権者に補償するために特許期間の延長を認める制度

3-2-8 図【日本の EPA の推進状況】



- 注1. 本索引は、本文(脚注を含む)、コラム及び図表に使用されている用語を対象としています。
2. 数字は、主としてその用語に関する説明のあるページを記述しています。ただし、多用されている用語については、主なページのみ記述しています。
3. ⇒の先には、その用語に関連した用語を載せています。

あ

ASEAN知的財産協力作業部会(AWGIPC) …… 268

ASEAN知的財産権アクションプラン …… 268, 269

ASEAN特許審査協力(ASPEC)プログラム …… 269

新しいタイプの商標 …… 30, 104, 135

アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)

…………… 276, 297, 299, 301

アフリカ知的財産機関(OAPI)

…………… 276, 277, 297, 299-301

異議申立

…………… 39, 40, 148, 176, 230, 256, 257,

259, 271, 272

意匠五庁(ID5)会合 …… 247, 254, 280

意匠出願動向調査 …… 24, 100

意匠制度小委員会 …… 125

意匠法条約(DLT) …… 285, 287

意匠の国際登録に関するハーグ協定の

ジュネーブ改正協定 …… 287

⇒ジュネーブ改正協定

…………… 19, 21, 164, 273, 275, 287

一次審査(FA) …… 3, 10, 107, 131, 133, 167

一次審査通知までの期間(FA期間)

…………… 3, 10, 20, 30, 106, 107, 131, 133

一次審査未着手件数 …… 267

営業秘密

…………… 144, 191, 202, 206, 208, 209, 247,

266-268, 311

APEC知的財産権専門家会合(IPEG) …… 291

FA期間(一次審査通知までの期間)

…………… 3, 10, 20, 30, 106, 107, 131, 133

FA件数(一次審査件数) …… 3, 20, 30

Fターム …… 111, 191, 197

欧州特許条約(EPC)

…………… 7-9, 13, 66, 120, 246, 254-257

欧州特許庁(EPO)

…………… 7-12, 108, 111, 116, 120, 148,

161, 198, 199, 244-246, 254-258,

260, 273, 278, 284, 299

欧州連合知的財産庁(EUIPO)

…………… 21-25, 31-34, 96-103, 136, 148,

199, 245, 254, 258, 260, 261,

280-282

欧米特許と文抄録 …… 201

オープン・クローズ戦略

…………… 178, 195, 208, 231, 236

か

海外知的財産プロデューサー …… 209, 212, 213

海外展開知財支援窓口 …… 206, 209, 210

外国関連出願 …… 107, 148

外国特許情報サービス(FOPISER)

…………… 198, 199, 201

開発アジェンダ …… 289

開発と知的財産に関する委員会(CDIP) …… 289

開放特許情報データベース …… 203

画像意匠公報検索支援ツール

(Graphic Image Park) …… 199, 200

韓国特許庁(KIPO)

…………… 7-12, 21-25, 31, 32, 34, 67-70, 96-

103, 137, 148, 161, 198, 245, 265,

266, 270, 271, 278, 280, 281, 283

関連意匠 …… 19, 125, 129, 191, 198, 211, 236

技術移転機関(TLO)

…………… 47, 50, 60, 63, 64, 107, 148, 203

技術協力プロジェクト …… 294, 295

拒絶査定不服審判 …… 4, 38-40, 47, 145, 148

グレースピリオド …… 120

⇒新規性喪失の例外 …… 129

グローバル・ドシエ	161-163, 279
⇒ワン・ポータル・ドシエ(OPD)	
	108, 162, 163, 198, 279
グローバル特許審査ハイウェイ(GPPH)	
	116, 117
計画対話審理	144, 146
経済連携協定(EPA)	254, 274, 278, 311, 312
減免措置	60, 204
権利化までの期間(標準審査期間)	
	3, 10, 20, 30, 106, 107
公開特許公報英文抄録(PAJ)	201
口頭審理	144-146, 148, 150
高度産業財産ネットワーク(AIPN)	299
後発開発途上国(LDC)	290, 291
国際意匠登録出願	19, 20, 22, 25, 44, 53
国際協力機構(JICA)	269, 271, 294, 295, 298
国際知財司法シンポジウム	148, 149
国際商標登録出願	29, 31, 34, 45, 53
国際審査官協議	247, 263, 265, 272
国際知識財産研修院(IIPTI)	224
国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)	308, 309
国際調査	
	3, 109-111, 118, 119, 121, 247,
	257, 272, 279, 286
国際調査機関(ISA)	
	3, 116, 119, 121, 270, 272, 286
国際特許分類(IPC)	
	66, 95, 111, 182-184, 191, 197, 278
国際予備審査	3, 114, 247, 257, 272, 286
国際予備審査機関(IPEA)	116, 270, 272, 286
五庁(IP5)会合	114, 278
国家知識産権局(CNIPA)	
	5, 7-12, 21-25, 31, 32, 34, 95-103,
	148, 198, 245, 263-265, 278, 280,
	281, 283

さ

最終処分期間	10
再着審査	3, 107

最適化計画	159
⇒特許庁業務・システム最適化計画	159
サーチャージ	223
⇒調査業務実施者	223
査定系審判	40
産学連携知的財産アドバイザー	60, 181
産業財産権専門官	191-193, 195, 196
三極特許庁会合	284
事業戦略対応まとめ審査	112, 113, 214
持続可能な開発目標(SDGs)	
	229, 285, 289, 302, 305
実施関連出願	107, 148, 167
実用新案技術評価書	17
出訴件数動向	40
ジュネーブ改正協定	
	19, 21, 164, 273, 275, 287
⇒意匠の国際登録に関するハーグ協定の	
ジュネーブ改正協定	287
巡回審判	144, 145, 150
巡回特許庁	150, 190, 210
商標・意匠・地理的表示の法律に関する	
常設委員会(SCT)	287, 288
商標五庁(TM5)会合	254, 281
商標出願動向調査	33, 101-104
情報提供制度	113, 268
情報普及活用小委員会	197
職務発明制度	207
新規性喪失の例外	129
⇒グレースペリオド	120
審決取消訴訟	40, 145
新興国等知財情報データベース	202
審査基準	
	111, 112, 125, 126, 129, 132, 134,
	135, 137, 191, 202, 222, 223, 269,
	277-279, 281, 303
審査請求期間	4, 41
審査請求料	3, 60, 168, 197, 204, 220
審査ハンドブック	111, 122
審・判決調査員	145
審判参与	145

審判実務者研究会……………145, 147, 150
 審判専門家会合……………148
 審判便覧……………144, 148
 審理期間……………39, 259
 審理事項通知書……………145
 スーパー早期審査……………107, 108, 167
 スペシャル301 条報告書……………248
 生物多様性条約(CBD)……………290
 整理標準化データ……………130
 世界知的所有権機関(WIPO)
 ……………5, 6, 11, 14-16, 21-23, 26-28, 30,
 31, 34-37, 42, 64, 66, 111, 119,
 120, 136, 138, 156, 161-164, 199,
 204, 226, 245, 246, 260, 261, 272,
 273, 275-278, 280, 285-290, 292-
 298, 300-303, 305
 世界貿易機関(WTO)
 ……………267, 272, 285, 290, 291
 先行技術文献調査
 ……………46, 106-109, 111, 114, 118, 119,
 121, 202, 223
 前置審査……………3, 38, 39
 早期審査
 ……………107, 114, 131-134, 148, 167, 234,
 270-272
 早期審理……………133, 148

た

大学等向け公報固定アドレスサービス……………203
 単一効特許制度……………254
 地域団体商標……………30, 132, 139-142, 176, 239
 地域知財活性化行動計画……………174
 知財アクセラレーションプログラム(IPAS) ……166
 知財金融……………177
 知財功労賞……………225
 知財戦略デザイナー……………60, 179, 182, 184
 知財総合支援窓口
 ……………174, 191, 192, 196, 206-210, 225, 226
 知的財産活動調査……………46, 47, 49, 50-52

知的財産権侵害判例・事例集……………309
 知的財産権制度説明会……………138, 191
 知的財産高等裁判所……………40, 145, 147, 149
 知的財産推進計画……………225
 知的財産と遺伝資源・伝統的知識・
 フォークロアに関する政府間委員会(IGC)
 ……………285, 288-290
 知的財産プロデューサー……………180
 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
 ……………290
 ⇒TRIPS協定……………290, 291, 311
 中韓文献機械翻訳文……………201
 中国知識産権トレーニングセンター(CIPTC)
 ……………224
 調査業務実施者……………223
 ⇒サーチャー……………223
 地理的表示
 ……………207, 210, 239, 247, 264, 287, 288,
 292, 311
 訂正審判……………38-40, 144
 TPP協定……………312
 デザイン経営……………152-154, 156, 185, 233
 デザインパテントコンテスト……………220
 デジタルアクセスサービス(DAS)
 ……………161, 164, 165, 287
 電子出願……………159, 205, 206, 269
 電子出願ソフトサポートサイト……………205
 伝統的知識……………288, 290
 統一特許訴訟制度、統一特許裁判所…254, 311
 当事者系審判……………40, 144
 登録調査機関……………46, 106, 107, 223
 特定侵害訴訟代理業務……………221, 222
 特許協力条約(PCT)
 ……………2, 175, 204, 270, 272, 285, 296
 特許検索ポータルサイト……………202
 特許査定率……………3, 10, 11, 63, 114
 特許出願技術動向調査……………08, 70, 83-92
 特許出願動向調査……………8, 67-70

特許情報

- …………… 178, 183, 184, 194, 197-199, 201, 203, 214, 222, 278
- 特許情報標準データ …………… 201
- 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat) …………… 129, 130, 162, 198, 199, 201, 203, 206, 210, 211, 214
- 特許審査ハイウェイ(PPH) …………… 114-119, 214, 247, 256, 264, 267, 269-275, 278, 279, 304, 305
- 特許制度小委員会 …………… 08, 218, 226
- 特許制度調和専門家パネル(PHEP) …………… 279
- 特許戦略ポータルサイト …………… 203
- 特許庁業務・システム最適化計画 …………… 159
 - ⇒最適化計画 …………… 159
- 特許の付与円滑化に関する協力(CPG) …………… 117, 270
- 特許法常設委員会(SCP) …………… 286
- 特許法条約(PLT) …………… 286
- 取消審判 …………… 39, 40, 144, 145
- TRIPS協定 …………… 290, 291, 311
 - ⇒知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 …………… 290

な

- ニース協定、ニース国際分類 …………… 136, 137
- 日ASEAN 特許庁長官会合 …………… 268, 282, 303
- 日米欧三極長官会合 …………… 247
- 日米協働調査 …………… 114, 118, 247
- 日米知財司法プログラム …………… 148
- 日韓特許庁長官会合 …………… 265
- 日中韓人材協力会合 …………… 224, 283
- 日中韓デザインフォーラム …………… 283
- 日中韓特許庁審判ユーザーセミナー …………… 148
- 日中韓特許庁長官会合 …………… 283
- 日本知的財産協会(JIPA) …………… 120, 226, 280
- 日本弁理士会(JPAA) …………… 174, 187, 188, 190, 220-222, 226

日本貿易振興機構(JETRO)

- …………… 168, 174-176, 210, 250, 257, 260, 297, 301, 302, 309
- 任期付審査官 …………… 10, 107

は

- パテントコンテスト …………… 220
- パテントファミリー …………… 87, 299
- 判決件数動向 …………… 40
- PCT協働調査 …………… 114, 118, 119, 214, 279, 286
- PCT国際機関会合(PCT-MIA) …………… 286
- PCT国際出願 …………… 2, 5, 6, 53, 56, 64, 95, 109, 110, 121, 204, 247, 279
- PCT作業部会 …………… 286
- B+会合 …………… 120
- 標準必須特許(SEP) …… 123, 124, 231, 249, 311
- 品質管理 …………… 108-110, 119, 126, 127, 132, 143, 236, 239, 270, 272, 281, 282, 286, 296
- 品質管理システム …………… 110
- ファストトラック審査 …………… 132, 133
- フォークロア …………… 288
- 部分意匠 …………… 129, 191, 234, 236, 311
- ブランド戦略 …………… 66, 125, 206
- 米国特許商標庁(USPTO) …………… 5, 7-12, 21-25, 31, 32, 34, 67-70, 95-103, 108, 111, 114, 118, 148, 161, 198, 245, 247-253, 278, 280, 281, 284
- ベンチャー …………… 08, 80, 93, 94, 107, 108, 144, 166-170, 172, 185, 204, 222, 224, 226, 227, 231, 236, 242, 265, 266, 292
- 貿易政策検討制度(TPRM) …………… 291
- 冒認出願 …………… 175, 176, 230

ま

マドリッド協定議定書

…………… 29-31, 34, 56, 136, 138, 268-270,
282, 288, 295, 303

無効審判 …………… 38-40, 144-146, 148, 199

面接審査 …………… 112, 214

模擬口頭審理 …………… 150

模倣品・海賊版 …………… 267, 307, 308

や

優先権書類の電子的交換

…………… 161, 164, 267, 280, 287

ら

ライセンス

…………… 49, 63, 94, 123, 124, 128, 134,
166, 176, 184, 197, 202, 203, 206,
229, 236, 237

リサーチツール特許データベース …………… 203

類似群コード …………… 136, 137, 296

ロカルノ協定 …………… 272, 287

わ

WIPOジャパン・トラスト・ファンド

…………… 163, 276, 289, 294, 298, 300, 305

WIPO 標準 …………… 289

WIPO 標準委員会(CWS) …………… 289

WIPO 日本事務所 …………… 289, 292

和文抄録 …………… 201

ワン・ポータル・ドシエ(OPD)

…………… 108, 162, 163, 198, 279
⇒グローバル・ドシエ …………… 161-163, 279

英字

AIPN (高度産業財産ネットワーク) …………… 299

ARIPO (アフリカ広域知的財産機関)

…………… 276, 297, 299, 301

AWGIPC (ASEAN 知的財産協力作業部会)

…………… 268

CBD (生物多様性条約) …………… 290

CDIP (開発と知的財産に関する委員会) …… 289

CIPTC (中国知識産権トレーニングセンター)
…………… 224

CNIPA (国家知識産権局)

…………… 5, 7-12, 21-25, 31, 32, 34, 95-103,
148, 198, 245, 263-265, 278, 280,
281, 283

CPG (特許の付与円滑化に関する協力)

…………… 117, 270

CWS (WIPO 標準委員会) …………… 289

DAS (デジタルアクセスサービス)

…………… 161, 164, 165, 287

DLT (意匠法条約) …………… 285, 287

EPA (経済連携協定)

…………… 254, 274, 278, 311, 312

EPC (欧州特許条約)

…………… 7-9, 13, 66, 120, 246, 254-257

EPO (欧州特許庁)

…………… 7-12, 108, 111, 116, 120, 148,
161, 198, 199, 244-246, 254-258,
260, 273, 278, 284, 299

EUIPO (欧州連合知的財産庁)

…………… 21-25, 31-34, 96-103, 136, 148,
199, 245, 254, 258, 260, 261,
280-282

FA (一次審査) …………… 3, 10, 107, 131, 133, 167

FI …………… 95, 111, 197, 202

FOPISER (外国特許情報サービス)

…………… 198, 199, 201

FTA (自由貿易協定) …………… 247, 311

GCI …………… 111, 278

GPPH (グローバル特許審査ハイウェイ)

…………… 116, 117

ID5 (意匠五庁) …………… 247, 254, 280

IGC (知的財産と遺伝資源・伝統的知識・フォー クロアに関する政府間委員会)

…………… 285, 288-290

IIPPF (国際知的財産保護フォーラム)	PCT (特許協力条約)
..... 308, 309	 2, 175, 204, 270, 272, 285, 296
IIPTI (国際知識財産研修院)	PCT-MIA (PCT 国際機関会合)
224	286
IP Advantage	PCT-PPH
289	114-117, 279
IPAS (知財アクセラレーションプログラム) ...	PHEP (特許制度調和専門家パネル)
166	279
IP BASE	PPH (特許審査ハイウェイ)
168-170	 114-119, 214, 247, 256, 264, 267,
IPC (国際特許分類)	269-275, 278, 279, 304, 305
..... 66, 95, 111, 182-184, 191, 197, 278	PPH MOTTAINAI
IPEA (国際予備審査機関)	114-117, 279
..... 116, 270, 272, 286	SCP (WIPO特許法常設委員会)
IPEG (知的財産権専門家会合)	286
291	SCT (商標・意匠・地理的表示の法律に関する
IP ePlat	常設委員会)
223	287, 288
IP5(五庁)	SDGs (持続可能な開発目標)
..... 7-11, 95, 111, 114, 116, 117, 119,	 229, 285, 289, 302, 305
122, 161-163, 198, 244, 246, 247,	SEP (標準必須特許) ...
254, 278-281	123, 124, 231, 249, 311
ISA (国際調査機関)	TLO (技術移転機関)
..... 3, 116, 119, 121, 270, 272, 286	 47, 50, 60, 63, 64, 107, 148, 203
JETRO (日本貿易振興機構)	TM5(商標五庁)
..... 168, 174-176, 210, 250, 257, 260,	247, 254, 281, 282
297, 301, 302, 309	TPRM (貿易政策検討制度)
JICA (国際協力機構)	291
..... 269, 271, 294, 295, 298	UKIPO (英国知的財産庁)
JIPA (日本知的財産協会)	258, 260
120, 226, 280	USPTO (米国特許商標庁)
J-PlatPat (特許情報プラットフォーム)	 5, 7-12, 21-25, 31, 32, 34, 67-70,
..... 129, 130, 162, 198, 199, 201, 203,	95-103, 108, 111, 114, 118, 148,
206, 210, 211, 214	161, 198, 245, 247-253, 278, 280,
KIPO (韓国特許庁)	281, 284
..... 7-12, 21-25, 31, 32, 34, 67-70, 96-	WIPO (世界知的所有権機関)
103, 137, 148, 161, 198, 245, 265,	 5, 6, 11, 14-16, 21-23, 26-28, 30,
266, 270, 271, 278, 280, 281, 283	31, 34-37, 42, 64, 66, 111, 119,
LDC (後発開発途上国)	120, 136, 138, 156, 161-164, 199,
290, 291	204, 226, 245, 246, 260, 261, 272,
MGS (Madrid Goods & Services Manager)	273, 275-278, 280, 285-290, 292-
..... 136, 137	298, 300-303, 305
OAPI (アフリカ知的財産機関)	WIPO-CASE
..... 276, 277, 297, 299-301	162, 163, 298
OPD (ワン・ポータル・ドシエ)	WIPO GREEN
..... 108, 162, 163, 198, 279	289
PAJ (公開特許公報英文抄録)	WTO (世界貿易機関)
201	 267, 272, 285, 290, 291

第1部

1-1-1図	特許出願件数の推移	2
1-1-2図	PCT国際出願件数の推移	2
1-1-3図	審査請求件数の推移	3
1-1-4図	特許審査の権利化までの 期間と平均FA期間	3
1-1-5図	特許審査実績及び最終処分実績の 推移	3
1-1-6図	出願年別で見る特許出願・ 審査請求・特許登録等の推移	4
1-1-7図	特許権の現存率	4
1-1-8図	内外国出願人別の現存特許権数の 推移	4
1-1-9図	世界の特許出願件数の推移	5
1-1-10図	世界の特許登録件数の推移	5
1-1-11図	出願人居住国別の世界での特許 登録件数(外国/内国)(2018年)	5
1-1-12図	出願人居住国別の世界での特許登録 件数(PCT国際出願/直接出願) (2018年)	5
1-1-13図	PCT加盟国数及びPCT国際出願 件数の推移	6
1-1-14図	出願人居住国別のPCT国際出願 件数の推移	6
1-1-15図	出願人居住国別のPCT国際出願件数 の割合(2015年と2019年の比較)	6
1-1-16図	五庁における特許出願件数の推移	7
1-1-17図	JPOにおける特許出願構造	7
1-1-18図	USPTOにおける特許出願構造	7
1-1-19図	EPOにおける特許出願構造	7
1-1-20図	CNIPAにおける特許出願構造	7
1-1-21図	KIPOにおける特許出願構造	7
1-1-22図	五庁間の特許出願状況(2018年)	8
1-1-23図	五庁間の特許登録状況(2018年)	9
1-1-24図	五庁の「一次審査通知までの期間」 及び「最終処分期間」(2018年平均)	10
1-1-25図	五庁の審査官数の推移	10
1-1-26図	主要国特許庁の特許査定率の推移	10

1-1-27図	主要特許庁における 特許登録構造(2019年)	11
1-1-28図	日本から海外への特許出願件数の 推移	11
1-1-29図	日本から海外への特許出願件数の 割合(2018年)	11
1-1-30図	日本人による主要国・機関への 特許出願件数の推移	12
1-1-31図	日本人による主要特許庁での 特許登録件数の推移	12
1-1-32図	外国人による日本への 特許出願件数の推移	13
1-1-33図	外国人による日本での 特許登録件数の推移	13
1-1-34図	シンガポールにおける特許出願構造	14
1-1-35図	インドネシアにおける特許出願構造	14
1-1-36図	タイにおける特許出願件数の推移	15
1-1-37図	マレーシアにおける特許出願構造	15
1-1-38図	ベトナムにおける特許出願構造	15
1-1-39図	フィリピンにおける特許出願構造	15
1-1-40図	ブラジルにおける特許出願構造	16
1-1-41図	ロシアにおける特許出願構造	16
1-1-42図	インドにおける特許出願構造	16
1-1-43図	南アフリカにおける特許出願構造	16
1-1-44図	実用新案登録出願件数の推移	17
1-1-45図	実用新案登録件数の推移	17
1-1-46図	実用新案技術評価書作成件数の推移	17
1-1-47図	日本における実用新案登録出願構造	18
1-1-48図	中国における実用新案登録出願構造	18
1-1-49図	韓国における実用新案登録出願構造	18
1-1-50図	意匠登録出願件数の推移	19
1-1-51図	関連意匠の出願件数及び 出願件数割合の推移	19
1-1-52図	意匠登録件数の推移	19
1-1-53図	意匠審査の権利化までの期間と 平均FA期間の推移	20
1-1-54図	意匠審査のFA件数の推移	20
1-1-55図	意匠審査の登録査定件数の推移	20

1-1-56図	出願人居住国別の国際出願に含まれる意匠数の推移	21
1-1-57図	主要国・機関における意匠登録出願件数の推移	21
1-1-58図	日本における意匠登録出願構造	22
1-1-59図	米国における意匠登録出願構造	22
1-1-60図	欧州における意匠登録出願構造	22
1-1-61図	中国における意匠登録出願構造	22
1-1-62図	韓国における意匠登録出願構造	22
1-1-63図	主要国・機関における意匠登録件数	23
1-1-64図	主要国・機関間の意匠登録状況(2018年)	24
1-1-65図	日本人による主要国・機関における意匠登録出願件数の推移	25
1-1-66図	外国人による日本への意匠登録出願件数の推移	25
1-1-67図	シンガポールにおける意匠登録出願構造	26
1-1-68図	インドネシアにおける意匠登録出願構造	26
1-1-69図	タイにおける意匠登録出願構造	26
1-1-70図	マレーシアにおける意匠登録出願構造	27
1-1-71図	ベトナムにおける意匠登録出願構造	27
1-1-72図	フィリピンにおける意匠登録出願構造	27
1-1-73図	ブラジルにおける意匠登録出願構造	28
1-1-74図	ロシアにおける意匠登録出願構造	28
1-1-75図	インドにおける意匠登録出願構造	28
1-1-76図	南アフリカにおける意匠登録出願構造	28
1-1-77図	商標登録出願件数の推移	29
1-1-78図	商標登録件数の推移	29
1-1-79図	一出願に含まれる平均区分率(多区分率)	29
1-1-80図	商標審査の権利化までの期間と平均FA期間の推移	30
1-1-81図	商標審査のFA件数の推移	30
1-1-82図	商標審査の登録査定件数の推移	30

1-1-83図	日本国特許庁を本国官庁とするマドリッド協定議定書に基づく国際出願件数の推移	30
1-1-84図	主要国・機関における商標登録出願件数の推移	31
1-1-85図	日本における商標登録出願構造	31
1-1-86図	米国における商標登録出願構造	32
1-1-87図	欧州における商標登録出願構造	32
1-1-88図	中国における商標登録出願構造	32
1-1-89図	韓国における商標登録出願構造	32
1-1-90図	主要国・機関間の商標登録出願区分率の関係(区分率、2018年)	33
1-1-91図	主要国・機関における商標登録件数の推移	34
1-1-92図	日本人による主要国・機関への商標登録出願件数の推移	34
1-1-93図	外国人による日本への商標登録出願件数の推移	34
1-1-94図	シンガポールにおける商標登録出願構造	35
1-1-95図	インドネシアにおける商標登録出願構造	35
1-1-96図	タイにおける商標登録出願構造	35
1-1-97図	マレーシアにおける商標登録出願構造	36
1-1-98図	ベトナムにおける商標登録出願構造	36
1-1-99図	フィリピンにおける商標登録出願構造	36
1-1-100図	ブラジルにおける商標登録出願構造	37
1-1-101図	ロシアにおける商標登録出願構造	37
1-1-102図	インドにおける商標登録出願構造	37
1-1-103図	南アフリカにおける商標登録出願構造	37
1-1-104図	拒絶査定不服審判請求件数の推移(2010-2019)	38
1-1-105図	前置審査結果の推移(特許)(2010-2019)	38
1-1-106図	無効審判請求件数の推移(2010-2019)	38

1-1-107図	訂正審判請求件数の推移 (2010-2019)	38
1-1-108図	異議申立件数の推移(権利単位) (2010-2019)	39
1-1-109図	取消審判請求件数の推移(商標) (2010-2019)	39
1-1-110図	2019年 審理の状況	39
1-1-111図	2019年 審理結果の概要	40
1-1-112図	拒絶査定不服審判事件における 請求成立率の推移(特許)	40
1-1-113図	2019年 出訴件数	40
1-1-114図	2019年 判決件数	40
1-2-1図	内外国出願人による特許出願件数、 実用新案登録出願件数及び 総R&D費の推移	41
1-2-2図	日本から海外への特許出願件数と 我が国企業の海外法人の 売上高の推移	42
1-2-3図	出願順位グループ別にみた特許出願 の推移	42
1-2-4図	2019年特許登録件数上位10社 (国内企業)	43
1-2-5図	2019年特許登録件数上位10社 (国外企業)	43
1-2-6図	2019年意匠登録件数上位10社 (国内企業)	44
1-2-7図	2019年意匠登録件数上位10社 [国外企業：意匠登録出願 (国際意匠登録出願以外)]	44
1-2-8図	2019年意匠登録件数上位10社 (国外企業：国際意匠登録出願)	44
1-2-9図	2019年商標登録件数上位10社 (国内企業)	45
1-2-10図	2019年商標登録件数上位10社 (国外企業)	45
1-2-11図	知財担当者数の推移(全体推計値)	46
1-2-12図	業種別の知財担当者数 (1者当たりの平均値)	46
1-2-13図	知的財産活動費の推移 (全体推計値)	47

1-2-14図	業種別の知的財産活動費 (1者当たりの平均値)	47
1-2-15図	産業財産権等使用料 (受取・支払)の推移	48
1-2-16図	国内における特許権所有件数及び その利用率の推移(全体推計値)	49
1-2-17図	国内における業種別の特許権所有 件数及びその利用率(全体推計値)	50
1-2-18図	外国における特許権利用率の推移 (全体推計値)	50
1-2-19図	国内における意匠権所有件数及び その利用率の推移(全体推計値)	51
1-2-20図	外国における意匠権利用率の推移 (全体推計値)	51
1-2-21図	国内における商標権所有件数及び その利用率の推移(全体推計値)	52
1-2-22図	外国における商標権利用率の推移 (全体推計値)	52
1-3-1図	企業数・特許出願件数に占める 中小企業の割合	53
1-3-2図	中小企業の特許出願件数の推移	54
1-3-3図	中小企業の特許出願者数の推移	54
1-3-4図	中小企業の実用新案登録出願件数 の推移	54
1-3-5図	中小企業の実用新案登録出願者数 の推移	54
1-3-6図	中小企業の意匠登録出願件数の推移	55
1-3-7図	中小企業の意匠登録出願者数の推移	55
1-3-8図	中小企業の商標登録出願件数の推移	55
1-3-9図	中小企業の商標登録出願者数の推移	55
1-3-10図	中小企業のPCT国際出願件数の推移	56
1-3-11図	中小企業のPCT国際出願者数の推移	56
1-3-12図	中小企業の商標の国際登録出願 件数の推移	56
1-3-13図	中小企業の商標の国際登録出願者数 の推移	56
1-3-14図	中小企業の海外への特許出願件数の 推移	57
1-3-15図	中小企業の海外出願率	57

1-3-16図	都道府県別の中小企業数に対する 特許出願中小企業数の割合	58
1-3-17図	都道府県別の中小企業数に対する 実用新案登録出願中小企業数の割合	58
1-3-18図	都道府県別の中小企業数に対する 意匠登録出願中小企業数の割合	59
1-3-19図	都道府県別の中小企業数に対する 商標登録出願中小企業数の割合	59
1-4-1図	相手先別の共同研究実施件数の推移	60
1-4-2図	相手先別の共同研究費受入額の推移	61
1-4-3図	相手先別の受託研究実施件数の推移	61
1-4-4図	相手先別の受託研究費受入額の推移	62
1-4-5図	民間企業からの研究資金等受入額の 推移	62
1-4-6図	大学等からの特許出願件数の推移	63
1-4-7図	大学等からの特許出願の審査結果の 状況の推移	63
1-4-8図	特許出願公開件数上位10大学 (2019年)	64
1-4-9図	特許登録件数上位10大学(2019年)	64
1-4-10図	PCT国際出願の公開件数上位30位に ランクインした国内外の大学 (2019年)	64
1-4-11図	特許権実施等件数の推移	65
1-4-12図	特許権実施等収入額の推移	65
1-5-1図	「電気機械、電気装置、 電気エネルギー」の出願先国別出願 件数の推移	67
1-5-2図	「音響・映像技術」の出願先国別出願 件数の推移	67
1-5-3図	「電気通信」の出願先国別出願件数の 推移	67
1-5-4図	「コンピューターテクノロジー」の 出願先国別出願件数の推移	68
1-5-5図	「光学機器」の出願先国別出願件数の 推移	68
1-5-6図	「制御」の出願先国別出願件数の推移	68
1-5-7図	「医療機器」の出願先国別出願件数の 推移	69

1-5-8図	「バイオテクノロジー」の出願先国別 出願件数の推移	69
1-5-9図	「エンジン、ポンプ、タービン」の 出願先国別出願件数の推移	69
1-5-10図	「機械部品」の出願先国別出願件数の 推移	70
1-5-11図	2019年度特許出願技術動向調査の テーマ名	70
1-5-12図	インフラ設備のIoTを活用した 維持管理技術の概要	71
1-5-13図	出願人国籍・地域別のファミリー件数 の推移とシェア 出願先：日米欧中韓台ASEAN、 出願年：2010-2017年(優先権主張年)	71
1-5-14図	日本国籍出願人の特許出願件数の 推移 出願先：日米欧中韓台ASEAN、 出願年：2010-2017年(優先権主張年)	72
1-5-15図	「道路」関連で各国・地域から他国に 出願したファミリー件数の技術別内訳 出願人国籍：日米欧中韓、出願年： 2010-2017年(優先権主張年)	72
1-5-16図	スポーツICT市場規模予測	73
1-5-17図	出願人ランキング (日米欧中韓台への出願)	73
1-5-18図	中国・韓国以外の2014年までの 年平均増加率と2014年以降の 年平均増加率との比較	74
1-5-19図	日本の件数比率と中国・韓国の 年平均増加率との比較	74
1-5-20図	宇宙航行体の技術俯瞰図	75
1-5-21図	宇宙産業市場の推移 (2014年～2018年)	75
1-5-22図	出願人国籍・地域別ファミリー件数 推移及びファミリー件数比率 (宇宙航行体)(日米欧英独仏中韓 露印加伯以新への出願、出願年 (優先権主張年)：2003-2017年)	76
1-5-23図	出願先国・地域別一出願人国籍・ 地域別出願件数収支(宇宙航行体) (日米欧中韓露への出願、出願年 (優先権主張年)：2003-2017年)	77

1-5-24図	福祉用具の技術概要	78
1-5-25図	福祉用具の地域別市場規模 (2016年)と市場規模推移	78
1-5-26図	出願人国籍(地域)別出願件数推移 及び出願件数比率(出願先：日米欧 中韓ASEANその他、出願年 (優先権主張年)：2000-2017年)	79
1-5-27図	出願先国別-出願人国籍(地域)別 出願件数(出願先：日米欧中韓 ASEANその他、出願年 (優先権主張年)：2000-2017年)	79
1-5-28図	出願人国籍(地域)別の出願人属性別 ファミリー件数比率(出願先：日米欧 中韓ASEAN、出願年(優先権主張年)： 2000-2017年)	80
1-5-29図	技術俯瞰図	81
1-5-30図	出願人国籍・地域別のファミリー件数 推移	82
1-5-31図	技術区分別-ファミリー件数推移	82
1-5-32図	研究者所属機関国籍・地域別論文 発表件数	82
1-5-33図	技術区分別論文発表件数推移	82
1-5-34図	技術俯瞰図	83
1-5-35図	3Dプリンタの特許出願件数推移及び シェア 出願先：日米欧中韓、出願年：2012- 2017年(優先権主張年)	84
1-5-36図	出願人別ファミリー件数上位ランキング 出願先：日米欧中韓、出願年： 2012-2017年(優先権主張年)	84
1-5-37図	3Dプリンタ適用目的と適用される 産業分野	84
1-5-38図	産業別の3Dプリンタ適用の目的と課題 (濃い色ほど関係が強いことを示す)	85
1-5-39図	技術俯瞰図(本調査の対象範囲は 赤色の二重線内)	86
1-5-40図	制御ラジカル重合関連技術全体の件数 推移(ファミリー件数) 出願先：日米欧中韓ASEAN各国、 出願年(優先権主張年)：2000～ 2017年	87

1-5-41図	出願先国別-出願人国籍別出願件数 (公報件数)出願先：日米欧中韓 ASEAN各国、出願年：2000-2017年 (優先権主張年)	87
1-5-42図	応用産業-出願人国籍・地域別件数 (ファミリー件数)出願先：日米欧中韓 ASEAN各国、出願年：2000-2017年 (優先権主張年)	88
1-5-43図	AIを用いた画像処理の技術俯瞰図	89
1-5-44図	「特定産業」向けの出願件数と 応用先が特定されていない出願件数 との比較(日米欧中韓への出願、 出願年(優先権主張年)： 2010～2017年)左：外国籍出願人 右：日本国籍出願人	89
1-5-45図	V2X通信技術の技術俯瞰図	90
1-5-46図	V2X通信技術全体の特許出願件数 推移(日米欧中韓への出願、 出願年(優先権主張年)： 2010-2017年)	90
1-5-47図	技術区分「適応制御(制御に用いる情報)」 の出願人国籍・地域別ファミリー件数 比率(注力度)(日米欧中韓への出願、 出願年(優先権主張年)： 2010～2017年)	91
1-5-48図	電子部品内蔵基板の構造例	92
1-5-49図	出願人国(地域)籍別ファミリー件数 比率(日米欧中韓台への出願、 出願年(優先権主張年)： 1999-2017年)	92
1-5-50図	研究者所属機関国籍(地域)別論文 発表件数比率	92
1-5-51図	クラス02：衣料品及び裁縫用小物	96
1-5-52図	クラス06：室内用品	96
1-5-53図	クラス07：家庭用品、 他で明記されていないもの	97
1-5-54図	クラス08：工具及び金物類	97
1-5-55図	クラス09：物品の輸送又は 荷扱いのための包装用容器及び容器	98
1-5-56図	クラス12：輸送又は昇降の手段	98
1-5-57図	クラス14：記録、通信又は 情報検索の機器	99

1-5-58図	クラス21：遊戯用具、玩具、 テント及び運動用品	99
1-5-59図	クラス23：流体供給機器、衛生用、 暖房用、換気用及び空調用の機器、 固体燃料	100
1-5-60図	クラス26：照明用機器	100
1-5-61図	化学分野における商標登録出願 区分数の推移	101
1-5-62図	機械分野における商標登録出願 区分数の推移	101
1-5-63図	繊維分野における商標登録出願 区分数の推移	102
1-5-64図	雑貨分野における商標登録出願 区分数の推移	102
1-5-65図	食品分野における商標登録出願 区分数の推移	103
1-5-66図	役務分野における商標登録出願 区分数の推移	103
1-5-67図	音の商標の出願件数・登録件数	104
1-5-68図	ホログラム商標の出願件数・ 登録件数	104
1-5-69図	動きの商標の出願件数・登録件数	104
1-5-70図	位置商標の出願件数・登録件数	104
1-5-71図	日本における新しいタイプの商標の 出願および登録状況(2019年)	104

第2部

2-1-1図	登録調査機関一覧(2020年4月1日)	106
2-1-2図	早期審査の申請件数の推移	107
2-1-3図	スーパー早期審査の申請件数の推移	107
2-1-4図	ユーザー評価調査の結果	109
2-1-5図	審査の品質管理の実施体制・ 実施状況の評価項目	110
2-1-6図	事業戦略対応まとめ審査	113
2-1-7図	情報提供件数の推移	113
2-1-8図	特許審査ハイウェイの概要： 通常型PPH（上）とPCT-PPH（下）	114
2-1-9図	PPH MOTTAINAIで新たにPPH申請が 可能なケース	115

2-1-10図	PPH実施庁数及びPPH実施庁間での PPH申請件数	115
2-1-11図	日本国特許庁とのPPH実施庁 (2020年6月1日時点)	115
2-1-12図	カンボジア・ラオスとの特許の付与 円滑化に関する協力(CPG)、 ブルネイとの特許審査ハイウェイ・ プラス(PPHプラス)の概要	117
2-1-13図	日米協働調査試行プログラムの概要	118
2-1-14図	PCT協働調査のワークフロー	119
2-1-15図	国際審査協力の実績 (2000年4月～2020年3月末累積)	120
2-1-16図	日本国特許庁によるPCT国際出願の 国際調査の管轄状況 (2020年3月現在)	121
2-1-17図	標準必須特許のライセンス交渉に 関する手引きにおける主要な論点	123
2-1-18図	標準必須性に係る判断のための 判定のイメージ	124
2-2-1図	建築物・内装デザイナー向け テキスト	126
2-2-2図	ユーザー評価調査結果	127
2-2-3図	意匠権に期待される効果の例	128
2-2-4図	特許庁ウェブサイト公開されている 意匠審査スケジュールの例	130
2-2-5図	意匠公知資料の収集と公開の概要	130
2-2-6図	「模倣品対策に対応した早期審査 制度」の概要	131
2-3-1図	審査期間のイメージ	133
2-3-2図	早期審査の対象となる出願	134
2-3-3図	早期審査の申請件数の推移	134
2-3-4図	産業分野別申請件数(2019年)	134
2-3-5図	地域団体商標の構成	139
2-3-6図	地域団体商標の産品別登録内訳 一覧表	139
2-3-7図	地域団体商標の都道府県別登録内訳 一覧表	140
2-3-8図	ユーザー評価調査の結果 商標審査に関する全体としての 質の評価	143

2-5-1図	「デザイン経営」の効果	152
2-5-2図	「デザイン経営」のための具体的取組	152
2-5-3図	デザインにぴんとこないビジネス パーソンのための“デザイン経営” ハンドブック	153
2-5-4図	「デザイン経営」の課題と解決事例	154
2-6-1図	段階的刷新の概念図	160
2-6-2図	優先権書類の電子的交換の対象庁 (2020年4月現在)	161
2-6-3図	OPDとWIPO-CASEの連携	162
2-6-4図	グローバル・ドシエの優先五項目	163
2-7-1図	知的財産を経営戦略に組み込んだ 時期	166
2-7-2図	創業期ベンチャー企業に対する 知財ハンズオン支援事業イメージ	167
2-7-3図	スタートアップ向け知財ポータルサイト “IP BASE”及びSNSでの情報発信	168
2-7-4図	IP BASE AWARD表彰結果	169
2-7-5図	IP BASE AWARD受賞企業・団体	169
2-7-6図	中小企業知財経営支援金融機能活用 促進事業における支援スキーム	177
2-7-7図	知財戦略デザイナー派遣事業の概要	179
2-7-8図	知的財産プロデューサー派遣事業の 概要	180
2-7-9図	産学連携知的財産アドバイザー 派遣事業の概要	181
2-7-10図	巡回特許庁 2019年度実績	190
2-7-11図	知的財産権制度説明会における 講義内容	191
2-7-12図	産業財産権専門官の業務	192
2-7-13図	特許情報と知的創造サイクル	197
2-7-14図	特許情報の普及・活用の流れ	198
2-7-15図	特許庁・INPITが提供する特許情報 提供サービス一覧	199
2-7-16図	画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)の トップページ	200

2-7-17図	図画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)の基本的な 使用方法	200
2-7-18図	特許庁・INPITが作成・提供する 主なデータ	201
2-7-19図	新興国等知財情報データバンクの イメージ	202
2-7-20図	INPIT知財総合支援窓口における 相談対応	206
2-7-21図	INPITの専門人材による営業秘密に 関する企業訪問支援	209
2-7-22図	INPITの専門人材による海外展開に 関する相談への対応	209
2-7-23図	紹介した主な支援策	214
2-8-1図	作品募集のポスター	220
2-8-2図	コンテストの流れ	220
2-8-3図	弁理士数の推移	221
2-8-4図	弁理士の都道府県分布	222
2-8-5図	特定侵害訴訟代理業務の付記を 受けた弁理士数の推移	222
2-8-6図	民間等の知的財産専門人材向けの 研修一覧	222
2-8-7図	調査業務実施者育成研修の概要	223
2-8-8図	2019年度における海外の知的財産 人材育成機関等との連携・協力事項	224

第3部

3-1-1図	世界の特許出願件数の推移	245
3-1-2図	世界の意匠登録出願件数の推移	245
3-1-3図	世界の商標登録出願件数の推移	245
3-1-4図	五庁への特許出願の状況	246
3-1-5図	五庁以外の主な特許庁への出願状況 (2018年)特許出願件数(上)及び 外国出願人による特許出願の 内訳(下)	246
3-1-6図	スペシャル301条レポート指定国 (2019年)	248
3-1-7図	現行の出願ルート	255
3-1-8図	単一特許の出願ルート	255

3-1-9図	主な手続料金(概要)	257
3-1-10図	ASEAN知的財産権アクションプラン 2016-2025の概要	269
3-1-11図	インドにおける特許出願件数と 名目GDPの推移	272
3-2-1図	2019年度長期研究生研究テーマ	296
3-2-2図	2019年度フォローアップセミナー 開催実績	296
3-2-3図	途上国に対する人材育成協力の実績	298
3-2-4図	AIPNの利用可能国・地域	299
3-2-5図	国際研修指導教官派遣等実績 (2019年度)	306
3-2-6図	模倣被害法人数の割合(全体推計値)	307
3-2-7図	国・地域別の模倣被害状況 (全体推計値)	307
3-2-8図	日本のEPAの推進状況	312

連絡先等情報

特許庁



特許庁の所在地、周辺地図等は下記のとおりになります。
アクセス・入館方法の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。

所在地： 〒100-8915
東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

代表連絡先： 03-3581-1101

アクセス・入館方法の詳細



<https://www.jpo.go.jp/introduction/access/index.html>

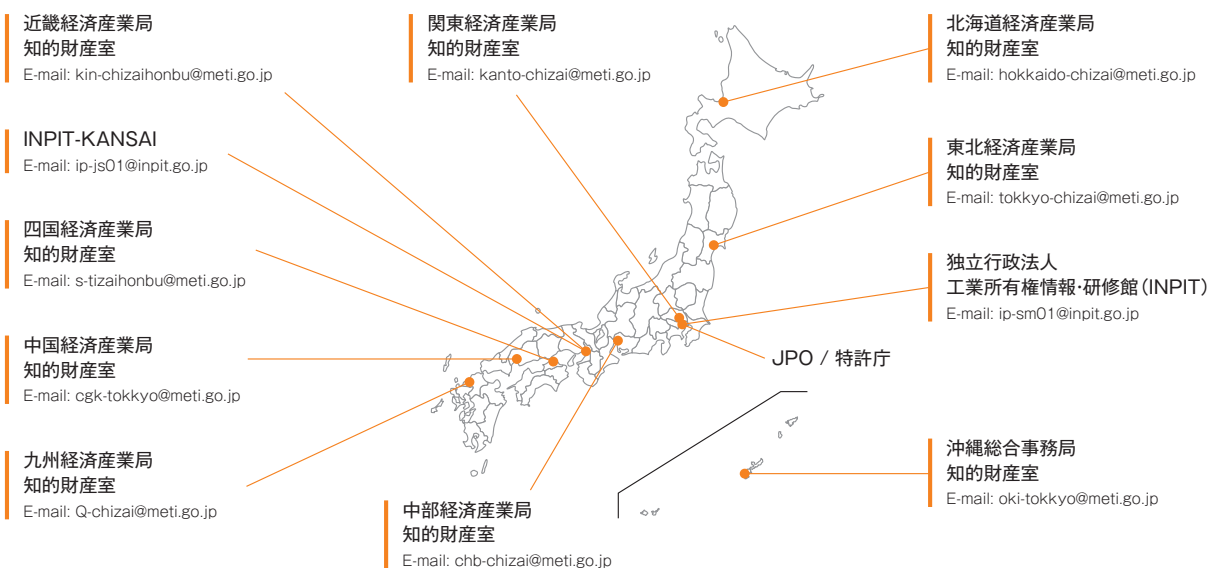
また、特許庁では、各種相談や手続、審査についての問合せなど、
内容に応じた各担当部署で受け付けています。詳細は、下記ウェブサイトを御覧ください。



<https://www.jpo.go.jp/faq/list.html>

INPIT・地方拠点

独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)では、産業財産権情報の提供、相談窓口等による情報提供と支援、知的財産の戦略的活用、知的財産人材の育成等の各種サービスを提供しています。経済産業局等知的財産室においては、地域ニーズに応じた制度普及・権利活用等の支援事業の展開や、支援制度の紹介等を行っております。

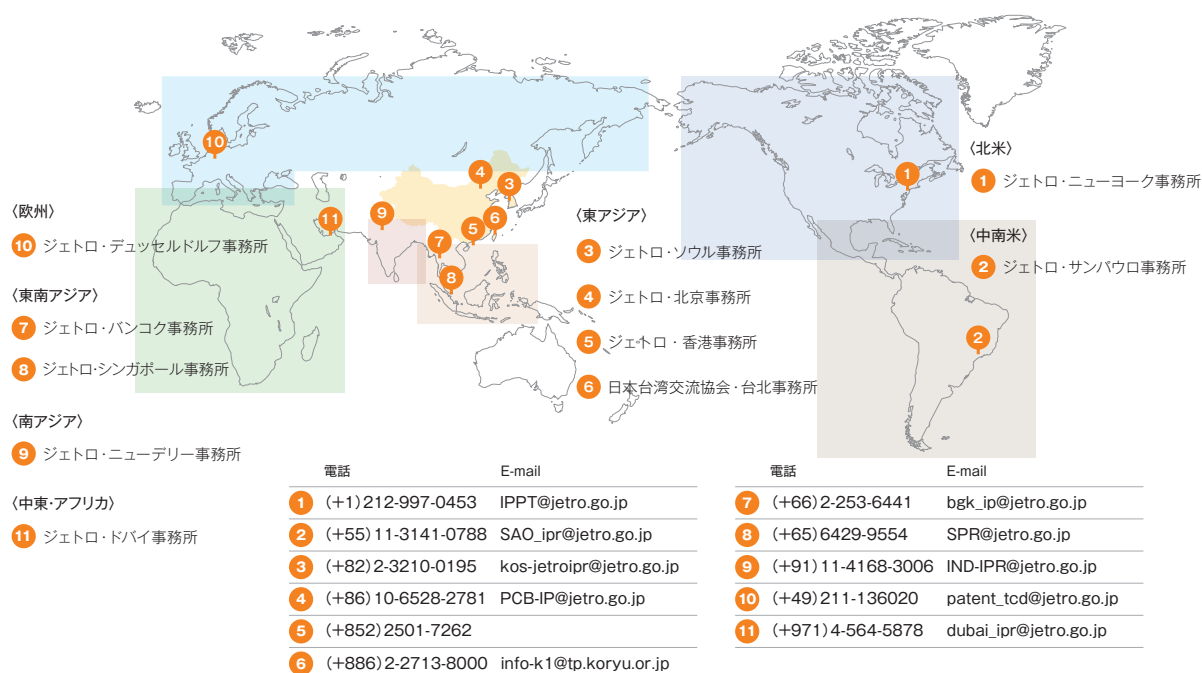


周辺地図



知財駐在員

特許庁は、主要国・地域に事務所を保有する団体、組織の事務所に知的財産権制度に精通した知財専門家(調査員)を常駐させています。各専門家は、各国・地域の知的財産権制度及びその運用に係る幅広い情報収集・調査研究活動の実施とともに、現地日系企業からの相談に対して、各国又は地域の特許法律事務所を活用し法制度面からのアドバイス等を行っています。



特許行政 年次報告書 2020_{年版} 本編

